

湯河原町史

第六卷

町村合併六〇年のあゆみ
通史編



1962（昭和37）年1月頃の中央土地区画整理地内と建設中の「旧湯河原中学校」、奥は「旧吉浜中学校」



1976（昭和51）年8月1日 湯河原やっさまつりをにぎわせた「大漁パレード」



1977（昭和52）年頃の「湯河原駅」 ミカン狩りの看板が懐かしい



1983（昭和58）年7月1日開催の「湯河原海岸海開き」



1987（昭和62）年4月1日開催の「町道オレンジライン」開通式



1996（平成8）年5月19日開催の「第16回ふれあい広場産業祭」（湯河原海浜公園）



1998（平成10）年度に閉園した「万葉公園プール」



ニシムラヤバネゴケ *Hygrobiella nishimurae*（神奈川県選定絶滅危惧Ⅰ類）
（提供：公益財団法人 平岡環境科学研究所、撮影：平岡正三郎、撮影日：2005年3月15日）

発刊のつとめ

昭和三〇年四月に湯河原町、吉浜町、福浦村が合併して現在の湯河原町が誕生し、平成二七年四月に町村合併六〇周年を迎えました。それを記念して、湯河原町史編さん事業に着手し、令和二年三月に、昭和三〇年から六〇年間の資料を収録した『湯河原町史』資料編の第四巻及び第五巻を発刊いたしました。

そしてこの度、その資料編をもとに第六巻として通史編を発刊することとなりました。これは、昭和六二年三月に発刊いたしました第三巻の通史編に続くもので、二巻あわせまして原始時代から現代まで、大まかではございますが町の歴史を読み取ることができるようとなっております。

数多くの文人墨客が愛したわたくしたちの町は、高度経済成長期に駅下土地区画整理事業や統合湯河原中学校校舎などの建設により、田園風景から都市へと町並みが変わり、さらには中央土地区画整理事業や下水道整備事業などにより町民の皆様の日常生活の利便性の向上、環境保全に取り組んでまいりました。しかしながら、先人が残してくれた豊かな自然環境と温泉というかけがえのない資源は、次代を担う子どもたちに残すべきものであり、観光立町として発展していく町にとりましても大切な財産でもあります。

このような町村合併六〇年の歩みを垣間見ていただけるように、本書はすでに発刊された第四巻・第五巻資料編をもとに、第一部は「湯河原町のまちづくりと産業」、第二部は「湯河原町の人づくりと暮らし」といった二部構成で編さんし、行政・議会関係から生活に身近なものを少しでもわかりやすく、親しみやすい町史になるよう編集に心がけてまいりました。

この町史が、多くの町民の皆様にご利用され、お役に立つことができれば幸いです。

最後に、本書の刊行にあたり、貴重な資料を御提供くださいました方々、新型コロナウイルス感染症がまん延するなか、編集・執筆に携わっていただきました諸先生方をはじめ町史編さん関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和三年二月

湯河原町長 富田 幸 宏

編集にあたって

本書は、湯河原町の町村合併からの六〇年間のまとめた通史です。

この六〇年間は私たちが考えていた以上に激変した時代でした。

その契機となった高度経済成長で冷蔵庫・洗濯機・テレビが普及し、生活のあり方が変わり、続けて自動車・クーラー・カラーテレビの時代が到来し、最近ではパソコン・スマートフォン・タブレット時代ともいわれています。こうしたなかで、町域を越えて自然環境の変化の影響を受けるようになっています。六〇年間の豊富な歴史を反映した時代であつたといえましょう。

すでに、この六〇年間の資料編については、二〇二〇年に刊行を終えています。こうしたなかで、通史の執筆作業に入りました。しかし、予想もしなかつた事態が起きました。新型コロナウイルス感染症が日本をも襲い、通史の作業に必要な調査が図書館等の利用制限で制約を受け、聞き取り調査も困難になりました。こうして本巻の編集にも影響を与えることになりました。

しかし、執筆担当の先生方の努力と工夫で作成出来ました。この間の町民の皆様のご協力には、心より感謝申し上げます。また、お読みいただければ幸いです。

凡例

- 一、本書は、『湯河原町史 第一巻 原始・古代・中世・近世 資料編』『湯河原町史 第二巻 近現代資料編』『湯河原町史 第三巻 通史編』『湯河原町史 第四巻 町村合併六〇年のあゆみ 資料編 行政と教育・福祉』『湯河原町史 第五巻 町村合併六〇年のあゆみ 資料編 くらしと産業』に続くもので、『湯河原町史 第六巻 町村合併六〇年のあゆみ 通史編』として、一九五五（昭和三〇）年から二〇一五（平成二七）年三月までの六〇年間を中心に湯河原町の歴史について叙述した。
- 一、記述は原則として常用漢字・現代仮名づかいとしたが、固有名詞や引用資料などについては例外とした。
- 一、難読語句には、適宜もつとも一般的と考えられる読み仮名を付した。
- 一、法令・条例などを除き、漢数字には「十百」を用いていない。
- 一、引用資料は本文中で「」でくくるか、本文活字より小さい活字を用い、二字下げとした。
- 一、引用資料・写真の典及び所蔵者・所蔵機関を（ ）で付した。ただし、湯河原町行政関係の所蔵機関は省略し、『湯河原町史』資料編に収録した資料については、その資料番号を示した。
- 一、図版・表には、節ごとに通し番号を付した。また、出典は〔資料〕、注書きは〔注〕を用いて付記した。
- 一、写真については、適宜キヤプションを付した。
- 一、敬語・敬称は省略した。
- 一、執筆分担は、巻末に記した。

湯河原町史 第六卷 町村合併六〇年のあゆみ 通史編 目次

題字 湯河原町長 富田幸宏

口 絵

発刊のことは

編集にあたって

凡 例

目 次

第一部 湯河原町のまちづくりと産業

第一章 新湯河原町のまちづくり

第一節 合併と新町建設 4

1 新湯河原町誕生 4

二町一村の合併 湯河原町初代町長選挙 新町建設と財政 最初の町議会議長

選出 第一回町議会議員選挙 吉浜財産区

2 新町建設第一次五か年計画 12

日本経済の復興 厳しい財政事情 建設計画策定の背景 観光都市建設の問題
点 役場庁舎の建設 統合湯河原中学校の設立 観光会館の建設 三大事業完
了の祝賀式

3 新町建設第二次五か年計画 30

第一次計画の実績 第二次五か年計画概要

第二節 熱海市泉地区合併問題の終息 36

1 泉地区との合併問題再燃 36

紛争の発端 紛争調停の受諾 裁定決定の通達 湯河原町の対応 和解への道
を探る両市町 「一線を画す」決議の排除 揺らく和解 両市町和解懇親会開
催 和解後の両市町の課題

第三節 駅下土地区画整理事業と新幹線工事 55

1 駅下土地区画整理事業 55

都市計画法の施行 土地区画整理事業前史 駅下土地区画整理事業の認可 土
地区画整理事業の流れ 地区の状況と施行目的 土地区画整理法の適用 減歩
と換地 換地設計から換地処分へ 総事業費決算

2 東海道新幹線工事 74

東海道新幹線敷設計画 新幹線工事の受入れ 新幹線工事反対 区画整理事業
と捨土利用 道路と飲料水の補償問題

第四節 インフラ整備の推進 81

1 上水道 81

水のある暮らしと簡易水道 上水道の敷設 上水道と簡易水道 門川簡易水道

組合 真鶴町への給水事業 町営水道とその発展 これからの上水道

2 下水道 92

高度経済成長と町の下水事情 下水道整備の経緯 下水道事業の開始 広域下

水道事業

3 道路整備 100

真鶴道路 湯河原温泉街の道路事情 湯河原バイパス工事 バイパスの町道移

管 温泉街の県道改修

4 消防体制 107

消防組から警防団へ 消防団制度 消防相互応援体制 常備消防体制設置へ向

けて

第二章 高度経済成長期と湯河原町

第一節 高度経済成長下の町財政 116

1 町財政の概要 116

	高度経済成長 財政状況の実態 自主財源状況	
2	町長及び町長選挙を巡って	120
	第二回町長選挙 国有林転売問題 国有林問題の決着 第三回町長選挙 企画調査室新設と助役選任を巡って 第四回町長選挙	
3	町議会と議員選挙	130
	議長の在任期間を巡って 第二回町議会議員選挙 清掃車購入を巡って 第三回町議会議員選挙 議長選出を巡って 議員定数の削減 第四回町議会議員選挙 開票を巡って 落選から当選へ 議長人事 第五回町議会議員選挙	
	第二節 高杉町政の展開と中央土地区画整理事業	151
1	第二期高杉町政の主要施策	151
	財政状況の概要 高杉町政の施策概要 助役人事問題 高杉町長の無投票当選	
2	中央地区の土地区画整理事業	157
	土地区画整理計画 土地区画整理事業の進め方 設計変更の申請 土地区画整理事業の完了	
	第三節 産業の展開	164
1	ミカン農業の隆盛	164
	戦後農業改革 農業政策の転換とミカン農業 湯河原町中央農協の誕生 好景気のミカン農業 貯蔵の湯河原ミカン 藤中温州 援農者 消える水田	

2 漁業と商工業 172

戦後の漁業 湯河原商業の特徴 温泉場商店街と吉浜商店街 区画整理と商業
環境の変化 商工会の結成 湯河原町の工業

第四節 温泉と観光・開発事業 181

1 アジア太平洋戦争後の湯河原町と新時代の温泉経営 181

敗戦後の県観光 観光行政上の課題 町の観光計画の推移 一九五五年前後の
旅館 一九五五年前後の温泉 経営者の苦悩―新しい税制 新しい制度 観光
の町に生きること 観光会館の建設と初期の観光開発 山岳・丘陵地の開発
(吉浜奥地) 海岸部の開発 (吉浜) その他の観光開発

2 温泉事業と湯河原町 210

「アジア太平洋戦争後の温泉と「温泉法」 温泉審議会の発足 温泉審議会の活
動 温泉審議会と湯河原温泉 町営温泉制度と八亀武雄 町営温泉制度の展開
と課題

3 様々な課題と誘客事業 230

観光客数の移り変わり 鉄道対策と道路の充実 誘客事業の展開 県外の観光
案内所と宣伝活動 観光農業―ミカン 観光漁業―海と溪流 山の自然と野
猿 囲碁・将棋のタイトル棋戦開催 映画・テレビ番組の撮影など 海水浴場
と様々な催し 旅館経営と施設の移り変わり 旅館での出来事と危機管理 台

第三章 経済安定成長期と湯河原町

第一節 経済安定成長期の展望

1 高度経済成長期から経済安定成長期へ

高度経済成長期の終息 高杉町政と財政事情 杉山町政第一期財政状況

第二節 町長及び町議会議員選挙

1 町長選挙

第六回町長選挙 杉山町長の就任挨拶 町政懇談会・町民相談室 行政事務組
織の改正 第一期杉山町政と町長選挙

2 町議会議員選挙

第六回町議会議員選挙 議長選出を巡って

第三節 続く町長の無投票選出

1 第二期杉山町政

第二期以後の景況 最後の予算編成と実績

2 町議会議員選挙と町長選挙

第七回町議会議員選挙 第八回町長選挙 連続町長無投票当選 議員定数削減

281

278

278

275

266

266

260

260

の要望 全員協議会での協議 全協と区長の話し合い 議員定数減少条例の改正

3 第一期小澤町政の展開 293

第八代小澤町長の施政 湯河原町部設置条例 一九八四年度の主要施策 町政に関する所信―(1)基幹事業の遂行 町政に関する所信―(2)教育と福祉の充実 町政に関する所信―(3)生活環境の整備 町政に関する所信―(4)産業経済の活性化 町政に関する所信―(5)安全対策と保健の充実 一九八五年度の町政施策 行政改革の推進

4 町議会議員選挙と町議会 301

第八回町議会議員選挙 正副議長選挙 第九回町議会議員選挙 正副議長選挙 出 委員会条例の改正 町立診療所の民営化問題

5 第二期小澤町政の展開 309

第九代小澤町長の就任 一九八七年度町政施策概要 一九八八年度町政の基本方針 一九八九年度町政施策の概要 一九九〇年度町政施策の概要 一九九一年度町政施策の概要 バブル景気

第四節 転換期を迎える産業 324

1 ミカン不況と農業 324

ミカン不況 不況への対策 代替作物・副収入作物の模索 優良品種への更

新 大津四号 大津祐男 温州ミカン園地再編対策事業 農林水産まつり 観光への接近 門川アグリパーク

2 漁業の転換 337

不漁とワカメ養殖 漁港の近代化 観光漁業へ 湯河原観光漁業センター整備計画

3 商業の葛藤 342

商店と商業環境の変容 Aコープ出店 ヤオハン出店 ふれあい広場商工祭 ゆがわら21の会

第五節 岐路に立つ温泉と観光 350

1 模索する誘客事業 350

高度経済成長後の時代 町の危機意識 伝統型観光と温泉の危機 アンケート調査にみる旅館経営と課題 公園整備とこごめの湯

第四章 経済低成長期から二一世紀へ向けて

第一節 湯河原町長及び町議会議員選挙 360

1 経済低成長と町政の動向 360

バブル経済の崩壊 第一〇回町長選挙 第一〇代丸山町長の就任 第一〇回町

	議会議員選挙 議員選挙の開票結果 町長の陳謝	
2	丸山町政の施策の展開	370
	一九九二年度施策の概要 一九九三年度施策の概要 一九九四年度施策の概要 一九九五年度施策の概要	
3	丸山町政の諸相と町議会	380
	丸山町長の議会対応 議会報と議連 議会報と編集委員会 職員採用問題 汚泥処理施設問題 全協での審議 請願紹介議員数を巡って 湯河原方式とは 議会運営方法の見直し 議会運営改正の趣旨 申合せ事項の概要	
4	第一一代町長選挙	399
	町財政の悪化 第一一回町長選挙出馬表明 告示前の選挙戦 町長選挙結果	
5	米岡幸男町政の出発	405
	町長給料の減額 米岡町長の所信表明	
6	第一期米岡町政の施策	409
	第一期米岡町政期の財政概要 防災に係る施策 生活基盤・環境に関する施策 保健・福祉に係る施策 産業・観光商工に係る施策 地域づくりと教育に係る施策 無投票当選	
7	第一期米岡町政の諸相	417
	町の財政状況 議員定数削減の要望 協議続く議員定数削減問題 第一一回町	

	議会議員選挙 議員定数問題に関する特別委員会設置 行財政改革に関する決議 第一二回町議会議員選挙	
8	第二期米岡町政の展開	430
	第二期町政の柱 第二期米岡町政の財政状況と施策	
9	第三期米岡町政の展開	437
	三選を目指す町長選挙 米岡町政第三期の財政状況と施策	
10	第三期米岡町政の諸相	444
	さらなる議員定数減少と選挙 行財政改革の推進 吉浜財産区の解散 さらなる議員定数削減	
第二節 真鶴町との合併問題		
1	任意合併協議会の協議	452
	合併問題特別委員会の設置 任意合併協議会の設立 合併条件と住民意向	
2	合併不成立	458
	法定合併協議会の設立 合併に対する町民意向調査 真鶴町との合併不成立	
第三節 富田幸宏町政下の諸相と施策		
1	第一期富田町政下の諸相	466
	富田幸宏一四代町長 富田町長の所信表明 ゆがわら元気回復プラン 副町長の選任 第一四回町議会議員選挙	

2	第一期富田町政の施策と結果	474
	二〇〇八年度の施策と結果	二〇〇九年度の施策と結果
	二〇一〇年度の施策と結果	二〇一〇年度の施策と結果
3	第二期富田町政の施策	481
	町長二期目の選挙	湯河原二〇一〇一プラン
	二〇一一年度の施策と結果	行財
	政の課題と町議会	二〇一二年度の施策と結果
	二〇一三年度の施策と結果	二〇一四年度の施策と結果
	町の財政問題	町の財政問題
	湯河原産業の挑戦	504
1	農業・漁業の動向	504
	ミカン果樹園の急減と遊休農地	ふれあい農園
	イージーネットハウス	みか
	んの木オーナー制度	湘南ゴールド
	漁業の新しい動向	
2	商業の模索	510
	湯河原商業の長期的推移	西相信用金庫の破綻
	四季彩のまち商品券と「湯河原ブランド」	たんたんたぬきの担々やきそば
	スローフード大学推進特区構	想
	スローフードの推進	特区認定と計画の断念

第二部 湯河原町の人づくりと暮らし

第一章 教育・社会・文化活動の展開と課題

第一節 学校教育の推移

1	戦後の義務教育の動向	526
	GHQの五大改革指令 教育の民主化と後退 勤務評定反対闘争 神奈川県西での勤評闘争 勤評「神奈川方式」	526
2	戦後の湯河原町内の小学校の歩み	532
	湯河原小学校の沿革 吉浜小学校の沿革 東台福浦小学校の沿革	532
3	吉浜・湯河原中学校の沿革	546
	新制中学校の誕生 町村合併以後の中学校 新湯河原中学校の誕生 新しい教育の模索 二〇〇二世紀の湯中 湯中創立五〇周年記念式典以降	546
4	学校の制度改革	563
	放課後対策 家庭・社会と学校との連携 学校五日制と二学期制の導入	563
5	神奈川県立高等学校の歩み	572
	一九六〇年代 一九七〇年代 一九八〇年代 一九九〇年代 二〇〇〇年代 二〇一〇年代	572

6 県立湯河原高校の開校と完校までの歩み 577

小田原以西に県立高校を 悲願の県立湯河原高校開校へ 開校からの略史 生徒の諸活動 愛される湯高づくり運動 思い出の学校行事 湯河原高校から小田原総合ビジネス高校へ 苦衷の完校・新校準備 完校後の跡地利用をめぐる

第二節 町村合併後の教育問題 592

1 熱海市泉地区をめぐる合併問題と教育委託問題 592

明治期の行政 明治期の義務教育 大正期の湯河原町 昭和期の湯河原町 町村合併促進法の成立 泉地区との合併問題 泉地区児童・生徒の教育委託問題の決着

2 湯河原中学校のいじめ問題をめぐって 599

いじめとは何か 社会問題化し始めたいじめ 湯中生徒の自死をめぐって 神奈川県警察の捜査とその後 第三者委員会での検証 今後の取組みについての提言 いじめ問題への本格的な取組み まとめにかえて

第三節 社会教育・地域活動の展開 616

1 湯河原町民大学の歩み 616

湯河原町民大学の発足 町民大学の展開 多彩な講義内容と講師陣 町民大学と受講者

2	湯河原町立図書館の開館と諸活動の展開	626
	町立図書館の前身「ホーム図書館」 難産を極めた湯河原町立図書館建設 順 調なスタートを切った町立図書館 「ジュニア版・としゃかんだより」の発行 「移動図書館」サービスの展開 「湯河原町子ども読書活動推進計画」の策定 多彩な資料展示 町立図書館の出版事業 その他の活動	
3	湯河原町の郷土芸能と民俗	643
	鹿島踊り 城堀元服祝い唄 鍛冶屋の田植唄 どんど焼き	
第四節 社会体育の充実		
1	湯河原町社会体育の歩み	652
	社会体育の沿革	652
2	国民体育大会と神奈川県・湯河原町	653
	第一〇回国民体育大会と神奈川県 二回目の神奈川県国体と湯河原町 湯河原町 で行われたアーチェリー競技 アーチェリーとはどのような競技種目か 湯河 原町内での諸活動 炬火リレーと大会旗 湯河原町での炬火リレー 競技運営 方法と結果 国体後の跡地利用	
3	スポーツの殿堂、堂々完成	665
	湯河原町ヘルシープラザとは ヘルシープラザの構造 開館にあたって ヘル シープラザの利用状況と課題	

4	その他の社会体育施設	669
	湯河原町民体育館として復活	
第五節 多彩な芸術・文化の創造		
1	二・二六事件資料館「光風荘」	670
	二・二六事件とは もう一つの事件現場・湯河原 二・二六事件の舞台「光風荘」 主な展示資料	
2	重光葵記念館	674
	重光葵の略歴 主な展示資料	
3	彩り豊かな美術館	676
	湯河原ゆかりの美術館 町立湯河原美術館 かぼちゃ美術館 人間国宝美術館	
4	俳句と湯河原文学賞	679
	黒沢与作 力石郷水 黛 執 湯河原文学賞の創設	
第二章 福祉と医療・保健衛生		
第一節 福祉事業		
1	新憲法と戦後の福祉事業	686
	新憲法の目指したもの 戦没者慰霊など 住宅援護 農繁期の託児事業 保育	

園 学童保育と子育て支援 児童福祉―城山学園 障がい児者福祉 町の障がい児者福祉 湯河原学園 障がい児教育と就労事業など 生活保護 公的年金制度

第二節

高齢社会への対応

1 高齢社会と福祉

高齢者福祉 町の高齢者福祉（一九六〇～一九八〇年代） 町の高齢者福祉（一九九〇年代～） 町の高齢者福祉（二〇〇〇年代～） 介護保険の時代へ 介護保険の今後

第三節

衛生・健康行政

1 健康と医療・衛生

町の衛生環境 国民健康保険制度と湯河原 町の医療機関

2 腸チフスの集団発生事件

腸チフス集団発生 腸チフスと学校 緊急対応とその影響 救済措置と被害者の動向 保健婦の活動と町民 腸チフスがもたらしたもの

3 町民の健康と町の健康づくり

町民の病歴と広報に見る健康 町の健康づくり 母子保健 子どもの健康 健康講座と施設利用

第三章 湯河原町をめぐる人びとと町の暮らし

第一節 家族と生活の変化

1 町の暮らし 770

町の人口 家族のすがた 人びとの意識―選挙・子育てなど 広報活動 人びとの生活圏 暮らしの姿 人びとの娯楽と映画 電話と自動車の普及 テレビなどの普及

2 女性と新しい住民 798

女性の立場と意識 観光を支えた女性たち(1) 観光を支えた女性たち(2) 観光と産業を支えた人びと 分譲地開発と別荘・マンション

第二節 湯河原町の労働運動と市民運動 823

1 労働運動 823

戦後初期労働運動の再生と展開 湯河原地区での組合運動 小野ピアノ争議 湯河原製紙工場争議

2 様々な市民運動 827

労働運動から市民運動の時代に マッサージ師労働問題

第四章 湯河原町の自然環境

第一節 環境問題と地域

1 町の特徴的な自然	830
------------	-----

自然の変化 町の自然環境 千歳川・新崎川のハコネサンショウウオ クスノ
キ林 絶滅危惧種のコケ

2 里山の自然	835
---------	-----

町内の巨木 名木たち ウラナミジャノメ 身近な自然の豊かさ 天然記念物
「山神の樹叢」

3 自然豊かな海	839
----------	-----

海の生物 潮間帯生物と動物 磯根生物と動物

4 自然豊かな川	842
----------	-----

二つの川と自然 海水温上昇とコンジテンナガエビ 湯河原中学校科学部の河
川汚染調査

5 自然と災害	846
---------	-----

湯河原地域の微小地震と火災 自然環境と温暖化 世界や日本の気候変動

第二節 湯河原町の自然と環境保護行政	850
--------------------	-----

1 水源かん養林の保護	850
-------------	-----

	湯河原自然郷対策特別委員会 緑の基本計画 公園と緑地	
2	自然環境の諸問題	855
	新崎川と千歳川の汚染問題 公害問題の発生 新幹線工事と騒音公害 門川地区の土地開発と水の問題 高度経済成長下のマンション建設 開発指導要綱生活と環境を守る湯河原町民連絡協議会の設立 マンション住民と地域社会	
	第三節 湯河原町の廃棄物	868
1	ごみと廃棄物行政	868
	廃棄物行政 熱海市との協約書 湯河原町真鶴町衛生組合の設立 ごみ回収と資源回収率 町がごみを不法投棄 カドミウム問題の処理	
	第四節 生活環境とごみ	876
1	経済成長下のごみ問題	876
	一九五五年代からのごみの諸問題 食と食品処分 生活の変化と住宅 消費生活の変化とごみ ごみ対応	
	第五節 湯河原町のし尿処理	881
1	し尿処理の経過	881
	一九五五年代のし尿処理 経済成長長期清掃事業の様子 し尿の海洋投棄の経過 海洋投棄の禁止と足柄上衛生組合への委託 し尿の水洗化人口と非水洗化人口	

あとがき

町史編さん関係組織

第一部

湯河原町のまちづくりと産業

第一章

新湯河原町のまちづくり

第一節 合併と新町建設

1 新湯河原町誕生

「町村合併促進法」に基づいて進められてきた湯河原町と隣接町村との合併は、真鶴町と吉二町二村の合併

浜町が町村合併の前提として各町村の財産・負債の整理問題に関し、特に吉浜町が財産区を残すことを主張したために真鶴町と対立して合併協議が整わず、一九五五（昭和三〇）年一月頃には、吉浜町を除いた湯河原町・真鶴町・福浦村・岩村の二町二村で合併宣言をするという話が行われるようになった。同月末になると、吉浜町は財産区の設置と財産処分の問題で真鶴町と協議が整わず、湯河原町・吉浜町・福浦村・真鶴町・岩村で構成する町村合併促進協議会は解散した。しかし、福浦村長の斡旋で、五か町村合併を原則としつつ福浦村・吉浜町・湯河原町三か町村の合併協議が整い、三月一日に県へ合併申請を行った。こうして、新湯河原町が誕生した（『第三卷』第五章第五節）。新湯河原町の合併時点の戸数三五二七戸、人口一万七三八四人であった。このうち、商工業を初めとして金融・運輸・飲食店などのサービス業、公務従事者・医師などの都市的業態に従事する人口は八五四八人で、農林漁業就業者人口は九〇五〇人であった。

ところで、「町村合併促進法」に基づく合併では、新町建設計画を策定しなければならないことになっていて、この建設計画書は一九五五年三月三十一日付で作成されたが、そのなかの「新町建設の基本方針」を簡潔書き的あげると、①総合的立体的大観光都市を建設する、②湯河原駅下土地区画整理事業の実施、③公営温

泉の所有、④吉浜周辺の高級住宅地開発と吉浜海岸を夏季レクリエーションの場とする、⑤農林省承認済みのカツラゴ漁港整備と遠洋漁業のための施設の充実、⑥漁船修理工場・冷凍施設・各種水産加工工場の誘致新設、⑦柑橘農家の育成と輸出入柑橘の増産、⑧上水道網を拡張完備した完全衛生都市の建設をあげており、そのほか公共施設に関する事業として、①観光会館を併設した役場庁舎の建設、②旧町村役場に公民館・図書館の併置、③新町建設記念事業としての県立高校の新設、④湯河原駅付近への総合文化センターの建設といった計画をあげていた（『第二卷』三二五）。湯河原町のみの方針ではなかったが、箱物行政が合併の象徴として示されていた。

湯河原町初代町長選挙

合併した直後の五月、新湯河原町初代町長を選出する選挙が執行された。この町長選挙では、町村合併に尽力した旧湯河原町長で現職の伊藤鶴松を再選する動きが強かった。

ところが、初代町長には、「大物をすえるべき」ということで、八亀武雄を推す動きも出てきた。八亀武雄は旧湯河原町の元町長で、合併問題が出てきた当時は神奈川県教育委員会教育委員、一九四八（昭和二三）年一二月から神奈川県村合併促進審議会審議委員を務めていた。「大物」というのは、町村合併という大きな事業に関わっていたということで評価をしたものである。旧吉浜町・福浦村から立候補者が出る様子もなく、結局、八亀武雄と伊藤鶴松が立候補する形勢になってきたことから両派の話合いが行われたが決着せず、町を二分しての選挙戦となった。

一九五五年五月五日付け「神奈川新聞」によれば、伊藤鶴松は現職の強みもあり、旧湯河原町議会議員の四分の三の支持を得、加えて旧吉浜町議会議員一六人のうち一五人をも自己陣営に引き入れたとのことである。地区別では、温泉場・鍛冶屋が伊藤派、宮上・川堀は八亀派であるものの、宮下・城堀・福浦・門川は両

派とも互角とみられていた。さらに、中央の派閥との戦いともみられ、八亀は河野一郎系、伊藤は小金義照系とされていた。衆議院議員選挙区が一九四七年に、県中央部から県西部が神奈川県第三区の中選挙区となり、特に第二四回衆議院議員総選挙からは、湯河原町を含む第三区は河野謙三、その後は河野一郎と小金義照が、同じ保守派で、選挙のたびに激しい議席争いを展開するようになった。

伊藤・八亀両候補者とも旅館業を営み、伊藤は県温泉審議会委員、八亀は湯河原温泉組合長で、いかにも温泉町湯河原の選挙戦の様相であった。五月六日が投票日で同夜、即日開票が行われた。開票の結果、八亀が新湯河原町の初代町長に当選した。

新町建設と財政

建設計画に対する財政面の対応は、可能であったものであろうか。「町村合併促進法」では、町村合併が行われた日が属する年度とそれに続く五か年間もしくは三か年間は、地方債の起債、不均一課税、従前交付の地方財政平衡交付金の交付、各種補助金の交付などの特例が適用されることになっていた。しかし、地方財政の一九五四（昭和二九）年度決算は、実質赤字団体が全団体の約四割にのぼり、地方財政は破たん寸前とまで指摘される状況であった。一九五五年度地方財政決算額の赤字額が、前年度より減少したとはいえ、財政状況は厳しい状況に置かれていた。

新湯河原町初代八亀町長も、新町建設を推進する一方で、一九五六年度を健全財政確立の第一歩としていたが、税収の伸びが予想より低く、事業の繰り延べ・繰り越しを実施しなければならなかった。湯河原町の一九五五年度一般会計決算の町税普通税

表1 合併後5か年間の一般会計歳入・町税予算額に対する
決算額の増減比率推移 (単位 %)

	1955年度	1956年度	1957年度	1958年度	1959年度
歳入	△23.05	△19.73	△39.99	△2.93	△5.34
町税	△27.06	△23.11	△9.18	1.78	△7.84

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」

〔注〕 小数点以下第3位を四捨五入

の収入をみると(表1)、町税予算額に対して二七・〇六パーセントの減収であった。さらに、一九五六年度の町税普通税の収入は、町税予算額に対して二三・一一パーセントの減収であった。

一九五七年度は、町村合併による事業を優先執行する方針で、吉浜レストハウスのプール新設、汚物処理・じんかい処理の熱海市委託事業、公営住宅新設などをあげていたが、これは一九五六年度末税収が八二パーセントまで徴収できる見込みであり、一九五七年度も前年度と同じくらいの徴収率であれば、十分余裕のある予算編成ができるという見通しで庁舎建設を考えたとい町議会で表明していた。しかし、一九五七年度町税普通税・目的税(入湯税)は、予算額の九・一八パーセントの減収となってしまった。

ところで、一九五〇年六月に始まった朝鮮戦争による特需景気、さらに一九五四年後半からの神武景気によって日本経済は成長した。この好景気の影響もあって、一九五六年の第四次地方制度調査会が、一九五七年度地方財政に関する政府への答申で、地方財政の収支はかなり改善され、健全化への第一歩を踏み出したと指摘していたが、そのことを物語るように、湯河原町の一九五八年度町税は、わずか一・七八パーセントの伸びではあるが、増収となった。

この背景には、前年度まで設けられていた自転車・荷車税に代わって軽自動車税が新設され、自転車・荷車税と比較して軽自動車税は二八パーセントの減収となったが、都市計画税を新設課税したことにより、町税の増となったわけである。健全財政を目指す八亀町長は、一九五八年度は新規事業を計上せず、前年度からの継続事業を予算計上の基本としたことを明らかにしていた。八亀町長は、新庁舎建設が念願であった。

最初の町議会議長選出

合併後の湯河原町議会は、旧二町一村の議員により構成され、その総数は五〇人であった。合併後、最初の町議会は一九五五(昭和三〇)年五月二五日に開会された。ここ

で町議会として最初に行うべきことは、議長の選出であった。正副議長の選出は地方自治法に基づき、地方議会の選挙により選出するものとなっていた。

新湯河原町議会では、五〇人という多数の議員のなかから、単純に投票により選出するというのは困難な面もある。選挙委員会を設けて正副議長候補者を選考することになった。二町一村の議員集団でもあったから、町村間の利害もあり、案の定、選挙委員会では、特定候補があがるたびにほかの委員の反対に会い、候補を絞り込むのは難しかった。それでも、午前一〇時頃から始まった選挙委員会は、午後二時五〇分からの町議会開会までには、候補者を絞り込むことができた。

町議会議長選挙には、議員総数五〇人のうち四六人が出席していたが、選挙の結果、議長には元吉浜町議会議長であった常盤正雄議員が選出された。また、副議長には、門川の御嶽輝芳議員が選出された。議長を旧吉浜町側に絞り込んだことは、旧湯河原町側としての配慮があったものであろうか。

なお、正副議長選挙終了後、町内及び町議会内で新たな政治的動きがあったことを、新聞は報じていた。というのは、正副議長選挙終了後、左派社会党議員から、町民大会準備会名義の決議文が議長あてに提出された。この頃、いわゆる革新系政党としての日本社会党は、サンフランシスコ平和条約や旧日米安全保障条約を巡って分裂し、両条約に反対する社会党グループは、左派社会党と呼ばれていた。日本労働組合総評議会（総評）の支援を受けた左派社会党は、国政選挙で議席数を伸ばし、また、女性層や中間層を中心に支持を集めていた時期であった。実際、町民大会準備会のメンバーには、湯河原町の青年層の参加も目立っていたという（「神奈川新聞」昭和三〇年五月二六日付）。アジア太平洋戦争後の新しい時代において、湯河原町でも、堂々と政党色を鮮明にする人々が出てきたものであろう。

左派社会党議員を初め構成メンバーの提出した決議文は、①議員数を法定数の二十六人以内とする、②法定数の議員で構成された新町議会により真鶴・岩・泉の合併を促進すべきで、そのためにも湯河原町議会議員の即時総辞職を求めるという内容であった（「神奈川新聞」昭和三〇年五月二十六日付）。ただ、その後も、議員総辞職を求める町民大会準備会は、リコール署名運動を続け、六月初めには議員解職請求に有効な四〇〇〇人分の署名を集めたことである。

一方、町議会も総数五〇人のうち、常盤議長の会派とされる五月会に三五人もの議員が属していたこともあり、議会運営にしろ、リコール運動にしろ、町民は「町全体が噴火山」として注目していたようである（「神奈川新聞」昭和三〇年六月一日付）。その後、これらの動きが、どのように展開したかは不明である。

第一回町議会議員選挙

さて、合併後、最初の湯河原町議会議員選挙が、一九五六（昭和三一）年三月八日に執行された（表2）。この選挙から、地方自治法第九十一条第一項第四号「人口一万人以上二万未満の町村 二十六人」の規定に基づき、議員定数は一挙に半減した。当選議員二十六人のうち、旧吉浜町の者六人、旧福浦村の者二人で、残り一八人が旧湯河原町であった。さらに、旧湯河原町の字別で見ると、門川三、宮上九、宮下二、城堀四であった。また、職業別にみると、農業一三、漁業一、雑貨商三、旅館業五、会社員二、建築業一、無職一で、第一次産業に従事する議員により構成された。

二人の新議員で構成された湯河原町議会は、四月六日に開かれた。合併前の湯河原町議会の場合、庁舎内で全議員を収容することはできなかったが、定数二六でさえ全議員を一堂に会する場所はなかった。そこで、今回の町議会議場は、吉浜支所（旧吉浜町役場）となった。

改選後の町議会は、まず議長を選出しなければならない。仮議長をたてて選挙により議長を選出するが、指

表2 1956年3月8日執行
町議会議員当選者一覧

氏名	性別	年齢	党派
室伏 政吉	男	63	無所属
高杉房次郎	男	55	無所属
佐藤 延由	男	58	無所属
高杉 茂利	男	58	無所属
二見重太郎	男	54	無所属
高橋仙太郎	男	61	無所属
深澤 菊雄	男	37	無所属
鎌田正太郎	男	60	無所属
佐藤 礼三	男	63	無所属
加藤 福松	男	46	無所属
後藤藤太郎	男	77	無所属
露木 覚雄	男	47	無所属
水本 一男	男	31	無所属
力石 栄蔵	男	48	無所属
雨宮 文作	男	61	無所属
内藤 作平	男	62	無所属
力石 正司	男	45	無所属
柏木 英雄	男	38	無所属
寺井 武雄	男	49	無所属
御嶽 耀芳	男	52	無所属
木村 利正	男	48	無所属
常盤 正雄	男	50	無所属
菅沼 勝義	男	46	無所属
室伏 義夫	男	51	無所属
二見 純平	男	45	無所属
菅沼 安正	男	47	無所属

〔資料〕 「湯河原町議会議員選挙結果」

- 〔注〕 1 得票数不明
2 議員定数26人

名推薦によるにしろ、投票によるにしろ、候補者を絞り込むことが必要であった。しかも、投票による選出では、しこりが残るといふこともあり、指名推薦による場合が多かった。しかし、指名推薦も候補者の絞り込みが簡単に済まない場合が多かった。四月一〇日、四人の選考委員による協議が進められた。この選考委員は、町長派と反町長派の議員二人ずつによって構成されたようである。選考委員の協議によってもまとまらず、結局、町長派と反町長派が推す議員による決戦投票となった。なお、ここで注目すべきは、二人の議長候補が出身旧町村を異にする議員であれば、ある種の利害関係から両派に分かれて対立するのは理解できるが、今回の場合は、いずれも湯河原町門川地区出身であった。さて、投票の結果、得票数は二人とも同数、そこで抽選となり、反町長派の議員が議長に選出され、副議長の選出も投票を実施し町長派の議員が選出された。

吉浜財産区

新湯河原町誕生にあたり、湯河原町という普通地方公共団体と、さらに特別地方公共団体が発足した。この後者が、吉浜財産区管理会である。

地方公共団体とは都道府県・市町村の普通地方公共団体、特殊な地方公共団体である特別地方公共団体があり、その特別地方公共団体には特別区・地方公共団体の組合・財産区・地方開発事業団がある。特別区とは現東京都二三区のことであり、地方公共団体の組合には一部事務組合・広域連合などがある。「市町村の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村の廃置分合若しくは境界変更の場合における法律若しくはこれに基く政令の定める協議に基き市町村の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの」が財産区である（「地方自治法」第二百九十四条第一項）。

吉浜財産区の設置は、明治初年に実施された地租改正に始まる。地租改正が行われる過程で実施されたのが、土地の官民有区分であった。村・地域単位で慣行に基づいて共同管理・共同利用してきた土地が入会地（いりあいち）といわれた。地租改正のときに、官有地・民有地の区別が厳しく実施されるなかで、民有地となるべき入会地が官有地となるが多かった。実際、湯河原地域の宮上・宮下村地先の入会地は官有林に編入された。一方、鍛冶屋・吉浜村には九九一万七三五五平方メートル（一〇〇〇町歩）の村有地があり、一九四〇（昭和一五）年に吉浜町になってからも山林・原野が町有地としてあった。なお、この町有地内には、明治時代より官行造林地並びに小田原市外四箇町組合林があった。

アジア太平洋戦争後の、いわゆる「昭和の大合併」において、一時は湯河原町・吉浜町・真鶴町・福浦村・岩村の三町二村の合併案が持ち上がったが、吉浜町が町有地内の共有地を手放すことにこだわったために、三町二村の合併が成立しなかった経緯があった（「神奈川新聞」昭和三〇年一月三〇日付）。

一九五五年に湯河原町・吉浜町・福浦村が合併するときになって財産処分に関する協議が行われ、旧吉浜町町有地のうち旧吉浜町大字鍛冶屋字中尾山・辰沢・桜郷地域の五〇九万三九〇一平方メートル（五一三町六反三畝一六歩）を吉浜財産区として残すことになった。財産区として残すことになったのは、合併時に関係するほかの町村に比べて吉浜町は広い町有地を所有していること、その所有地内で分収林契約を締結していると、多額の分収金収入を得られるためであった。分収林とは、森林所有者、造林・保育を行う者、費用負担者の三者または二者で経費負担・植栽・管理などについて契約し、一定期間の育林後に伐採して売却し、その収益を契約に基づいて分け合う森林のことである。吉浜財産区の場合、官行造林から五〇パーセント、小田原市外四箇町組合から三〇パーセントの分収金収入を得られることになっていた。これ以外に、所有地の売却や貸付によっても収益を得ることができた。

これが、吉浜財産区というものであるが、財産区を管理するためには、地方自治法に基づいて管理会を設置し、組織及び運営に関する規程を制定しなければならなかった。それが、一九五六年一月二八日に発足した吉浜財産区管理会である。

2 新町建設第一次五年計画

日本経済の復興

新湯河原町が発足し、新町建設に着手した一九五五（昭和三〇）年度の日本経済は、鉱工業生産が、アジア太平洋戦争敗戦後一〇年を経て、戦前の一九四〇年の水準に達した。この要因として、朝鮮戦争による特需景気を忘れてはならない。また、農業生産が、一九五五年を境にして、以後、毎年豊作状態を維持するようになった。さらに、一九五五年以後、実質賃金も戦前の水準を上回り、上昇の一

表3 1953年度 町村税歳入決算額

吉浜町	7,804,617円
福浦村	16,079,407円

〔資料〕「昭和三十年 議会会議録綴 福浦村役場」、「昭和三十年 議会会議録及議決書 吉浜町役場」

途をたどることになった。

これらの経済動向を象徴するように、総理府外局の経済企画庁が、一九五六年七月に発表した「経済白書」のなかで、「もはや「戦後」ではない。我々はいまや異なった事態に直面しようとしている。回復を通じての成長は終わった。今後の成長は近代化によつて支えられる。」（昭和三十一年 年次経済報告）として、「戦前」「戦後」のくくりから抜け出て、新たな展望と方向性を掲げて日本経済を進展しなければならぬとした。

一九五五年一月に成立した第三次鳩山一郎内閣が、「経済自立五か年計画」を閣議決定し、初めて政府が公式の経済計画を明らかにした背景は、先の経済白書と無関係ではなかった。

厳しい財政事情

先の新町建設計画のなかであげたように、新生湯河原町建設の基本方針は、温泉・海・山を活用した立体的大観光都市を創りあげることであった。そのためには、温泉を総合的基盤と

して、吉浜海岸・ゴルフ場・城山への集客・誘客を展開することであった。さらに、土地の基盤整備と衛生都市の建設も掲げていた。その一方で、第一次産業である漁業生活の向上と農家の育成も必要であった。しかし、新生湯河原町にとっては、膨大な財政負担を伴うまちづくりであった。というよりも、財政的裏付けがあつたうえで、新町建設計画ではなかつたのである。実際、合併当初には合併に伴う流動的な雰囲気もあり、町税が大幅に減収するという現象が起きた。

表1にみるように、一九五五（昭和三〇）・一九五六年度における町の税収は、予算額に比較して二〇パーセント以上も減少した。合併直前の吉浜町・福浦村の町村税収の決算額を確認できないが、判明する一九五三年度における吉浜町と福浦村の町村税収決

(単位 円)

		1958年度	1959年度
歳入	予算額	104,398,426	136,385,954
	決算額	101,340,894	129,109,314
町税	予算額	79,435,280	86,793,260
	決算額	80,852,675	79,988,683
普通税	予算額	68,126,680	75,538,460
	決算額	69,589,898	69,718,371
町民税	予算額	12,359,000	12,662,000
	決算額	12,649,822	12,197,021
固定資産税	予算額	39,090,280	42,370,160
	決算額	38,047,249	36,478,202
軽自動車税	予算額	432,400	492,300
	決算額	433,230	529,130
町たばこ消費税	予算額	11,375,000	13,340,000
	決算額	12,684,650	13,588,190
電気ガス税	予算額	4,820,000	6,250,000
	決算額	5,774,947	6,501,428
木材引取税	予算額	50,000	424,000
	決算額	0	424,400
目的税	予算額	11,308,600	11,254,800
	決算額	11,146,827	10,249,932
入湯税	予算額	7,290,000	6,590,000
	決算額	7,293,720	6,157,880
都市計画税	予算額	4,018,600	4,664,800
	決算額	3,853,107	4,092,052
旧法による 税収	予算額	0	0
	決算額	115,950	20,380

算額は表3である。単純に旧吉浜町と旧福浦村の町村税収規模が、ほぼそのままの額で新湯河原町の税収となったと想定しても、一九五五年度は町税予算額の二六・九パーセント伸びたのかもしれないが、その後も、町税の収入が顕著に伸びた痕跡はみえない。

さらに、この状況をみて八亀町長は、「一九五六年度は健全財政確立の第一歩の年である」と強調し、緊縮予算の執行を宣言したが、結果をみて、「自ら税収が思うほどよくなかった」と嘆くほど町の税収は悪く、事業の繰り越し・繰り延べを余儀なくされた。表4にみるように、新町誕生後五年間の財政状況は、厳しいものがあつた。

ここで、表4にあげる町税の種目からみた生活の一端をみてみよう。まず、町民税であるが、町民税は個人と法人を課税対象とする。個人町民税についてみれば、毎年一月一日現在で湯河原町に住所を有している者に対し、前年の給与所得を基準として所得割額と均等割額の比率を合算したものである。

表4 合併後5か年間の町税予算・決算額の推移

		1955年度	1956年度			1957年度
歳入	予算額	151,834,060	137,685,033	歳入	予算額	141,786,054
	決算額	116,833,213	110,520,637		決算額	85,079,278
町税	予算額	88,902,706	79,136,439	町税	予算額	72,373,350
	決算額	64,845,503	60,850,842		決算額	65,731,864
普通税	予算額	88,006,543	78,327,158	普通税	予算額	65,913,350
	決算額	64,734,707	60,785,073		決算額	60,483,125
町民税	予算額	23,086,991	17,699,057	町民税	予算額	14,338,100
	決算額	13,897,890	12,044,694		決算額	12,728,525
固定資産税	予算額	40,233,262	37,880,930	固定資産税	予算額	37,503,050
	決算額	28,541,425	28,310,746		決算額	31,255,869
自転車 荷車税	予算額	710,670	729,860	自転車 荷車税	予算額	658,200
	決算額	515,943	594,383		決算額	602,315
町たばこ 消費税	予算額	10,368,280	8,687,000	町たばこ 消費税	予算額	8,864,000
	決算額	8,911,250	8,260,590		決算額	9,582,260
電気ガス税	予算額	4,851,939	5,007,000	電気ガス税	予算額	4,500,000
	決算額	5,959,081	4,426,483		決算額	5,988,556
木材引取税	予算額	28,401	28,401	木材引取税	予算額	50,000
	決算額	0	344,245		決算額	325,600
入湯税	予算額	8,727,000	8,294,910	目的税	予算額	6,460,000
	決算額	6,909,118	6,803,932		決算額	5,203,090
旧法による 税収	予算額	896,163	809,281	入湯税	予算額	6,460,000
	決算額	110,796	65,769		決算額	5,203,090
				旧法による 税収	予算額	0
					決算額	45,649

〔資料〕 「一般会計歳入歳出予算決算書」

〔注〕 旧法による税種目は省略

次に、固定資産税とは、所有する土地や家屋の評価額に標準税率を掛けたものである。土地の評価額は、路線価により変わることもあり、また、家屋は経年劣化による減価が評価額に関係してくる。かつて、自転車や荷車にも課税されていた。一九四〇年以降、市町村税の種目に決められて課税されていた時代には、自転車・荷車（リヤカー・馬車・牛車）にはナンバープレート（自転車・荷車登録番号標）を付けなければならなかった。

一九五八年に零細課税を整理するという方針から自転車

荷車税が廃止され、市町村税として新たに軽自動車税が設けられた。軽自動車とは、軽自動車・原動機付自転車・二輪小型自動車などが含まれた。

実は、アジア太平洋戦争敗戦後、自動車の製造はGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の統制下にあり、生産は許可制であった。ところが、一九四七年一〇月に自動車の生産制限が撤廃され、我が国の自動車生産が再開した。そのようななかで、一九五五年を過ぎると生産の中心となったのが、小型三輪自動車であった。一九五八年に軽自動車税が新設されたのも、自動車生産の変化を示すものといえよう。

一九八九（平成元）年四月一日からの税制改革により消費税の徴収が実施されたが、世間では、この消費税導入を巡って、消費生活全般に課税されるということから、導入への拒否あるいは反対運動が起こったほどであった。しかし、このとき以前、すでに消費税は課税されていた。それが、タバコ消費税である。タバコは大蔵省専売局が直接専売していたが、一九四九年六月から日本専売公社が経営販売を引き継いで以降、タバコ消費税が導入された。タバコ消費税と一九八九年の消費税実施と違う点は、前者は課税対象がタバコに限られているが、後者は日常生活の消費物資全体を対象としていることである。

表4の町タバコ消費税が町税決算に占める比率をみても分かるように、町たばこ消費税は、つねに固定資産税・町民税について町の税収の多くの部分を占めていた。つまり、満二〇歳以上の湯河原町民が、タバコを町内で購入すれば、その分、市町村たばこ税が還付されるということになる。かつて、町内の成人が利用・出入りする公共施設に、「タバコは町内で買いましょう」という標語を印刷したポスターが張られていた。市町村は、タバコの購入を積極的に、居住する地元で購入するよう勧誘していたことがあった。

建設計画策定の背景

町にとつての最初の総合計画書として「新町建設基本計画書 自昭和三五年四月一日 至昭和四五年三月三十一日」（以下「基本計画書」という）と「新町建設実施計画書 自昭和三五年四月一日 至昭和四〇年三月三十一日」（以下「実施計画書」という）が、一九六〇（昭和三五）年一月に公表された。この建設計画書は、後に策定・公表される「総合計画」と基本構成は変わらないものであるが、依拠する法的基準が異なっていた。「総合計画」は、一九六九年三月の地方自治法改正により、市町村における基本構想の策定が義務付けられるまでは策定・公表はしなかった。

湯河原町における町づくりの総合計画といえば、一九五五年四月一日の湯河原町・吉浜町・福浦村の合併を機に策定された「新町建設計画書」である。しかし、これは合併する自治体に限定して、補助金活用による施設整備計画を主眼としたものであった。したがって、合併直前に策定された「新町建設計画書」は、「合併後の町の実情と見合つて必しも適正なものであったとは認め難い」ものであった（「基本計画書」第一編第一章）。一九五三年九月一日施行の「町村合併促進法」に依拠し、吉浜町・福浦村・旧湯河原町が合併したが、その「町村合併促進法」は、三年間の時限立法であった。「町村合併促進法」が失効すると、すでに合併した町村の建設・育成の問題が認識されるようになり、そこで、一九五六年六月三〇日に「新市町村建設促進法」が制定され、同年一〇月一日から施行された（「町村合併促進法」の失効日も一〇月一日であった）。この法律の目的とするところは、合併後の市町村が地方公共団体としての機能を十分に発揮して住民の福祉を増進できる充実した自治能力をもつように、新市町村を育成することを目的としていた（現代地方自治全集編集委員会編『現代地方自治全集 二五 地方自治総合年表』）。

同法では、「新市町村の基本」「新市町村計画の実施」などが規定され、さらに「新市町村建設計画の実施の

促進」の規定においては、小・中学校の校舎の新・改・増築、病院・診療所・水道施設そのほかの衛生施設の整備等々、一〇項目にわたる事業を施行する新市町村へ、国は法令及び予算の範囲内で、財政上の援助の優先的取扱いをすると規定していた。

湯河原町も、この「基本計画書」策定に着手した背景として、合併にあたっての「新町建設計画書」の実施成果は、わずかに四三パーセントに過ぎないとしたうえで、

新市町村建設促進法において、これらの問題を解明し実質に則した、直ちに実行可能な建設計画が樹立され、的確に実施され、新市町村の発展に資すること、なるよう、これらの規定が整備された。よって本町も、こゝに新町建設計画の調整を行うこと、した

（「基本計画書」第一編第四章）

このときの「基本計画書」は、「新市町村建設促進法」に依拠して策定したものであった。同法施行後、神奈川県内で同法に基づいて建設計画書を策定した自治体は少なく、城山町（現相模原市）・大井町・箱根町・真鶴町に続いて湯河原町であった。

この「基本計画書」策定の最大の目的は、「湯河原町の方向は観光都市建設の一途にある」、それゆえ「今こそ挙町一致、観光都市建設の一大使命に邁進すべき期」としていた（「基本計画書」第一編第二章）。一九六〇年一月二〇日に、基本計画・実施計画ともに策定を完了し、同月二四日に新町建設審議会の審議に付した。審議会で承認された後、町議会全員協議会で審議され、「基本計画書」と「実施計画書」は承認された。

しかし、「既存の観光地の熱海や伊東と違った閑静で優雅な、常に保養的な、しかもしゃ脱で健康的にして清新発らつな姿であらねばならない」観光都市湯河原の建設を検討するとき、重要な課題を解決しなければな

らなかった（「基本計画書」第二編第一章第二節）。

観光都市建設の問題点

三方を箱根外輪山や伊豆・熱海の急峻な山並みに囲まれ、南郷山から傾斜する丘陵地帯にあつて、相模灘の東面に開けている旧湯河原町が、一九三九（昭和一四）年七月に都市計画法の風致地区に指定されたことは、観光地としての要素を持つていたことの証であつた。しかも、気候は温暖、富士箱根伊豆国立公園の門戸としての位置にあり、東海道本線で九八キロメートルの東京及び首都圏と結びつく立地的優位さもあつた。このように、湯河原町は観光地としての発展に大きな期待をもつことができる観光資源をもつていた。しかし、観光地を創生する多くの問題点を湯河原町はかかえていた。その問題点は、次のようなものであつた。

- ① 温泉資源の確保に関する対策
- ② 道路交通網の整備に関する対策
- ③ 土地利用の高度化と地域指定対策
- ④ 未開発観光資源の開発に関する対策
- ⑤ 環境衛生の整備に関する対策
- ⑥ 農漁業と観光資源の開発に関する対策
- ⑦ 首都圏整備と湯河原の役割
- ⑧ 観光地と農地法
- ⑨ 外資導入の促進策
- ⑩ 統一的効果的宣伝対策

観光都市建設のためには、これらの対策が相互関連した計画的施策となつていなければならないのに、現状では個別の動きをしていて、観光政策として要求される総合的一体的施策が展開されていないことは「誠に不手際で、これがため当町の発展に大きな障害を与えていたことを認めざるを得ない」と認識し、解決すべき問題点として提起した（「基本計画書」第二編第一章第二節）。旧湯河原町のときにも町の観光行政について、総合性・計画性・一体性に欠けていると、神奈川県が調査した「箱根周辺地帯―主として湯河原について―」で

指摘していたところである。

そして、原因の排除こそ問題解決の第一の近道であるとして、これらの問題の原因・背景について次のように把握していた。まず①については、合併直後の一九五六年から、町営温泉への統合と送湯及び余剰湯の利用を町営事業で行ってきた。しかし、町営でありながら、引湯配湯についての技術的欠陥に対して事業負担を避けようとする現状にある。このことは、将来的に温泉の絶対量と需要供給のバランスが崩れる要因になることは分かっていた。一九五六年度から一九五九年度まで送湯配管整備事業費として、実に九六〇〇万円余を歳出しているも課題が残っていたのである。

②の問題は、自動車による交通混雑と駐車場についてであった。一九五五年五月に、通産省が「国民車育成要綱案」、いわゆる国民車構想を発表して以後、多くの国内自動車メーカーが大衆コンパクトカーの開発に乗り出した。しかし、高度経済成長長期を迎えたとはいえ、乗用車の全国的普及は一九六〇年頃からであった。一方、湯河原町でも、旅館施設の大規模化により、観光客を輸送する手段として大型バスが利用されるようになった。この結果、大型車による道路事情問題、また旅館施設での大型車駐車場の併設が必要となってきたが、旅館施設側は等閑視する状況であった。このような受入れ姿勢では、町外の大規模車用駐車場を併設する観光地へ観光客は流れていく。この現状への取組みが、必要であった。

また、一九五六年四月に「首都圏整備法」が公布されたが、これは首都圏に限られたものでなく、湯河原町も高度に整備された既成市街地または近郊地帯の居住者のレクリエーションの場を提供する役割を担う場所になるとみていた。そのためにも、高度な都市計画による都市環境の整備、都会人に快適な行楽の場の提供、未利用観光資源の開発が要求される。特に、町の発展を推進しようとする農地保全の目的が失なわれ、農地保

全を主眼に置くと町の発展を阻害するという矛盾に直面する。また、観光立町を掲げたときに、農漁業で増大する傾向にある所得の格差を、どのように町政で対策していくかも問題で、これらの問題は、極めて難しい課題であると認識していた。それらは、③④⑦⑧に関わる問題でもあった。

そして、⑤が観光地として必須の環境衛生の整備であった。汚物の完全処理対策、上下水道の完備こそ観光地に求められるものの、膨大な経費を要するということで、環境浄化に踏み込まない現状を問題としていた。

この計画書策定から算出された数値として、熱海市内の宿泊施設は、市外からの資本による経営は八〇パーセントであるが、湯河原町は五〇パーセントであるとしていた（「基本計画書」第二編第二章第一節）。国際観光都市である熱海・別府・伊東・軽井沢・箱根は、外資導入が開発の原動力になっていた。そこで、「当町百年の立町の目標を定めようとするこの計画において、資本導入の態勢確立こそ現下の急務でなければならぬ」として、⑨は、ほかの項とは違い具体策をあげていた。

以上のような問題点に対策を講じて観光温泉町湯河原ができあがっても、広く宣伝周知されなければ客は訪れない。そのためにはPR効果をあげる必要がある。しかし、「経済競争に勝つためには第一の段階において、このPR合戦に勝利を収めることの信条は、各業界の至上命令とされている」と認識されていながら、現下の湯河原町は「各個別々の宣伝競争が全く無統制のまま、然かも、その効果については何等これを追及されて」と指摘していた（「基本計画書」第二編第一章第二節）。

これらの問題点の対策は、各項個別的な取組みではなく、縦横に連動させつつ、町政・町民・業界が協働して解決していかねばならない課題であった。

役場庁舎の建設

新町建設計画書では特別に強調されていないが、町当局は、役場庁舎の新設・統合中学校校舎建設・観光会館建設を、合併後の新町建設三大事業として掲げていた。そこで、三大事業の最初に役場庁舎の新設を取り上げる。

一九五五（昭和三〇）年、合併にあたっての「新町建設計画書」では「将来は湯河原駅より十分以内の吉浜寄りの地区に鉄筋コンクリート建三階（地下一階）建坪二〇〇坪の庁舎を新築する。尚、この庁舎と併設観光会館を設置することになっていた。当時の役場庁舎の広さは一・二階合わせて一六四・〇三平方メートルで、「地方債証議基準」による職員数に対応した広さは、基準の四三パーセント強しか確保していなかった。会議室も一九・八平方メートルしかなく、町議会は吉浜出張所・中学校図書室あるいは湯河原温泉旅館組合会議室で開かざるを得なかった。また、「基本計画書」における役場庁舎の設計は、地下一階地上三階建て総面積一八一八平方メートル、屋上には展望台を兼ねた庭園を設けるというものであった。

合併直後から、狭い庁舎については指摘されていたものの、新築へ向けて具体的な動きはなかった。一九五六年三月の町議会定例会において、八亀町長は一九五六年度中には着工したいと述べていたものの、ならん具体的構想を示してはいなかった。また、一九五六年度下期の町税の徴収率が八二パーセントを占めていることをみて、庁舎用地入手の交渉に入っていることを町議会で公表し、来年度には庁舎建設に着手したいと表明していた。しかし、一九五七年度になって庁舎用地を買収したものの、旧湯河原町時代を買収していた庁舎用地の処理を巡って、町議会で問題となってしまう。この問題が決着せず支障をきたしたのか、一九五八年三月の町議会定例会における新年度予算の施政方針で、

自己財源三千万円確保することを第一目標として進んだのであるが、このねん出が困難の状態となり、庁舎建設も一時取やめとせねばならぬ状況に立到った

と釈明していた。このような町長の姿勢に対して、議会からは「新庁舎建設につき、度々、公開の席で声明しておきながら、遂に予算計上することが出来なかった」ことを厳しく指摘する意見が出された。

旧湯河原町時代の庁舎用地を手放す形で決着したのは、一九六〇年になってからであった。同年三月の町議会定例会において八亀町長が、「昭和三五年度事業計画概要について」を述べたなかで、新庁舎は地上三階・地下一階の鉄筋コンクリート建て、庁舎と公会堂の共用としていた。建設費総額を約四五〇〇万円とし、そのうち約九九〇平方メートルを一九六〇・一九六一年度に二五〇〇万円の継続事業とし、一九六〇年の支出額は二〇五四万円程度を実施するとしていた。「新市町村建設促進法」の一部が失効することもあり、補助金の交付を受けるべく一九六〇年五月二七日付けで、同法の規定に基づき、役場庁舎新築のための施設整備費補助金の交付を申請した（昭和三五年度 新市町村建設促進法に基く施設整備事業関係書類綴）。

申請書による建設設計では、鉄筋コンクリート造三階建てであることは変わりなく、第一期工事の着工予定は一九六〇年九月一日、完了予定は一九六一年三月三十一日であった。しかし、申請書にかかる庁舎建設工事契約に関する議案は上程されていない。上程・可決もされていないにもかかわらず、工期を示しているという申請であった。そのうえ、一九六一年三月八日には建設工事が完了できないということで、同年二月三十一日を完了予定期限として、県知事の指示を仰いでいる。県知事の指示については確認できないが、なんらかの工事着手の指示があったものと思われる。ようやく一九六一年一月二三日の町議会定例会に、役場庁舎新築工事（主体工事）請負契約と附帯設備工事請負契約の議題が上程され、同日可決された。工事完了は、一九六二年

三月三十一日までであった。主体工事及び附帯工事の工事請負金は、六九五〇万円であった。しかし、工事は契約期間中には完了せず、完成したのは同年一〇月二六日であった。これが、現第一庁舎で、結果的に主体・附帯工事費総額は、実に総額九四〇〇万円を超えた。

統合湯河原中学校 「基本計画書」において教育に関する基本構想の重点目標として、中学校の統合と小学校の**設**立 教育施設・設備の格差縮小を上げていた。なかでも、吉浜中学校と湯河原中学校の統合と

校舎新設は、先に掲げていた新町の三大事業のひとつでもあった（なお、吉浜・湯河原中学校の沿革については第二部第一章第一節を参照されたい）。

湯河原・吉浜両中学校を統合する理由は、校舎・運動場の問題にあった。もちろん、中学校校舎は、新制中学校の発足で、その開校と就学は義務制となったため、いずれの自治体でも急場しのぎの校舎を使用していた。

吉浜中学校は、一九四八（昭和二三）年一月に校舎を新設したものの、応急的な建設であるために年々修理を重ねることが多くなった。一方、湯河原中学校は、新制中学校発足時、校舎がなかったので元軍需工場の工員宿舎を移築して使用していたが、一九五五年に木造二階建ての新校舎を建てた。しかし、湯河原小学校の敷地内に建てたため、使用になかると不便であった。「県下でも交通の安全性を欠く数校の中に含まれており、附近には旅館が存在し、環境的に適していない」と、行政側は認識していた。

また、吉浜中学校は、運動場は野球ができるほど広く、休日には他市町から利用を希望する団体の申込みが多く、半年前から予約しないと借りられないという盛況ぶりであった。しかし、位置的に年間をとおして強い風が吹きまくり、そのため運動場から舞い上がる土・砂が教室内に堆積することが頻繁であった。また、地面の土が風によって吹き飛ばされ、定期的に盛土をして整地作業は行わなければならなかった。将来的に、生徒

数の増加が十分予想され、教室不足の問題が認識されていた。

中学校統合を必要とする理由として、「教育の機会均等の立場から考えた場合、町内の学校規模は同等であることが望ましいが、現状では極端に異なっている」ことを認識していた。そこで、一九五九年六月の教育委員会定例会において、中学校統合を決定したこともあり、校舎敷地三万三〇〇〇平方メートルに体育館併設の鉄筋三階建て校舎を、総額二億五二〇〇万円为建设する計画を策定した（基本計画書」第三編第七章第二節）。校舎敷地は、すでに一九六一年二月二四日の町議会定例会において、約三万八三〇平方メートルを約九六九万円で購入する議案を可決していた。同年五月一日、名称上のみ統合が行われ、湯河原町立湯河原中学校が発足した。ただし、生徒は、従前の校舎で授業を受けていた。

なお、中学校校舎建設工事契約締結は、一九六一年一月一三日の町議会定例会において、上程・可決していた。新築工事請負契約金は一億七八〇〇万円で、完成期日は一九六二年三月三一日であった。二億円近い校舎敷地買収費を自主財源で確保するのは極めて困難で、そのことは一九六〇年度の歳入決算額が二億一四〇〇万円余りであり、単純な構成からしても敷地買収費は歳入決算額の半分を占めるほどであった。

町では、現校舎敷地の一括入札を実施してみたが、入札は成立しなかった。そこで町当局は、銀行からの一時借入金を建設費とし、返済は両校の校舎敷地売却金をあてることにした。一九六一年四月の町議会臨時会で一時借入金の議案を巡って町長は、吉浜中学校校舎敷地内にある温泉源を増やして地価額を上げて売却し、借入金の返済にあてたいとの意向を示したところ、温泉源の増掘は理事者一任として、借入金議案は可決した。

しかし、一九六二年六月の町議会定例会で議会側から、起債もできない状況での予算措置を尋ねられ、収入役は「正式に歳入にくり入れる財源が無ければ赤字と云うことになり「中略」三六年度の決算は赤字決算」と

なると答弁していた。一九六二年九月になって、幸いに湯河原中学校校舎敷地に買い手がついた。神奈川県共済農業協同組合連合会へ校地の一部である約八六〇〇平方メートル（保証温泉三斗を含む）を一億四〇〇万円で売却することになり、九月二十六日に町議会は売却案を可決した。

ところが、一九六二年一月一日の町議会臨時会で町長は、中学校建設工事が本年の一月三十一日という契約になっていたにもかかわらず、工事が完了していないことを報告した。実は八月にも、建設請負業者が一月三十一日を工期完了とする延長を申し出ていた。そして、町長は、建設工事請負業者から「工期完成期日の延期方御願」が出されていることも報告した。町長の報告に対し議員から、今の延期願いの報告では、工期延長理由が示されていないこと、願い書を一月月末に受理しながら、一月一日の中学校建設委員会に町長が工期延期願いについて諮問するまで、町長はなんらの手を打っていないかつたことについて詰問したが、町長はこれに対して一切答弁しなかつた。

ところで、工期延長理由は何か。建設請負業者のあげている理由は、「建設業界一般の労務者不足等諸種の事情」にあるとしていた（昭和三十七年 会議録 議決書）。一九五四年後半からの神武景気、その後の岩戸景気で高度経済成長期を迎えた我が国は、好景気のなかで東京オリンピック開催へ向けての公共工事、一般建設工事が盛んとなって資材不足が問題になり、また、建設業者数も増加して建設労働力が不足していたことは事実であった。建設労務者が不足しているという業界事情にもかかわらず町長は、その実状さえも認識していなかったのかという指摘に、町長は認識不足を正直に認めざるを得なかつた。

工期延長期間は一月二十五日ということで、業者側も「期日に遅れた場合には、如何なる処置も受けるといふ申出もあり」、「現在の労務者の状況なら、一月二十五日までは出来るであろう」とのことであり、事情止む

を得ないものとして」中学校建設特別委員会は了承したとのことであった（昭和三十七年 会議録 議決書）。

なお、議員が、地面を掘削して地盤強度を調査するテストボーリングが遅れていることを延期理由にしてはどうかと提案したが、町長は、その理由は前回の延期理由に使ったので不可能と答弁していた。また、別の議員は、工期が遅れたために現三年生が新校舎に入らずに卒業すること、教育面に与えた損害はなかったのかという質問に対して、教育長は「九月に移転出来ていれば環境にも馴れ、十分ゆっくり試験勉強も出来たかも知れない」という程度の答弁にとどまった。役場庁舎建設（本体）工事も中学校建設工事の請負業者も、小田原市内にある同一業者であるが、このような大規模な二工事を一社が請け負うことについての懸念あるいは二工事において工期延期をするという事案に、議会側の姿勢に緩さがあるようにみえる。もう少し厳しくいえば、建設業者に対して、町長も議会も腰を引いている感がある。

一九六三年一月二〇日、吉浜・湯河原両中学校を統合した湯河原中学校の鉄筋コンクリート三階建て校舎が完成した。工事費総額は、約三億五五七二万円であった。なお、吉中校舎敷地は一九六三年五月二一日に、東京の商事会社へ二億四七六一万円余りで売却することが決まった（「昭和三十八年 会議録 議決書」）。売却にあたっては、契約手付金五〇〇〇万円、第一回七五〇〇万円、第二回二五〇〇万円、第三回五〇〇〇万円、第四回残金精算という契約条件とし、さらに残金納付完了までは登記しない。また、会社の契約違反の場合は手付金没収、町の契約違反の場合は手付金倍返しという厳しい条件のもと、売買契約を締結した。統合中学校建設事業費の一部にあてるために、すでに駿河銀行より五〇〇〇万円の一時借り入れを一九六一年四月二四日に可決し、さらに、合わせて校舎敷地としての土地買収予定費と補償費として総額およそ九七〇〇万円の負担があり、県信用農業協同組合連合会から六〇〇〇万円以内の一時借り入れを可決していた。このような事情が

あつて、統合湯河原中学校の建設事業は、早期着工が可能となった。

観光会館の建設

新町建設計画の三大事業としてあげられていた残りの事業が、観光会館の建設であった。観光会館の建設としてあげられているように、京浜地区に近い地理的条件と観光地として恵まれた多くの資源を持つ湯河原町であったが、国立公園箱根町と国際観光文化都市熱海市の中間に位置しているがゆえに、箱根町や熱海市の開発・発展に取り残されているという認識はあった（「基本計画書」第三編第三章第一節）。一方で、箱根町や熱海市は、開発のピークを迎えている。そこで、開発されるべき多角的観光資源を持つ湯河原町は、今後の開発により箱根町や熱海市より発展を遂げると見通していた。

この当時、湯河原町を訪れる客の傾向として、会社・団体などの会議を兼ねた宿泊客が顕著であることから、会議集会場と駐車場をもち、旅館組合・観光協会や直接観光客に接遇する部門などを併設した近代的建物を設け、ここを観光行政と観光サービスの拠点とする計画が立てられていた。これが、観光会館の建設目的であった。観光会館の当初工事費は、六一五〇万円で、庁舎・中学校・観光会館建設の三大事業のうち、中学校建設に次いで建設費が高額であった。

一九六二（昭和三七）年三月に観光会館の工事請負が承認され工事が始まったが、同年一月一六日の町議会臨時会で、湯河原中学校新築工事の工期延長の案件が上程されたときに、観光会館の建設工事延期願も出されているとの発言をした議員がいたが、審議すべき案件として上程されていなかったため、問題視されることもなかった。

しかし、一九六二年一月二二日の町議会定例会において、「観光会館新築工事請負契約の一部を変更する契約締結の件」が上程された。これも同じく、完了工期の延長である。完了契約期間が同年一月一〇日とし

ていたものを、延長して一九六三年一月三〇日とするものであった。観光会館の工期延長理由は、役場庁舎や中学校校舎とは違い、基礎工事で土砂崩落事故が発生したり、岩盤構造の見込み違いがあり、工事が遅れているというのが、観光会館の工期延長理由であった。とはいえ、建築・土木の専門会社にしては、技術的問題があったといえないだろうか。

三大事業完了の祝賀式

工期完了を延期した観光会館も一九六三（昭和三八）年三月一日日に完成することになり、「湯河原町未曾有の大事業として衆目を集めていた」三大事業の完了を迎えることになり、一方で観光地・湯河原の宣伝効果をねらい、三月一日から一八日まで、新築したばかりの観光会館などで盛大な祝賀式を挙行することになった。

当初、「テレビ、ラジオ、新聞、その他の他人の注目を集めるような各氏の来訪」を企画し、三笠宮崇仁親王による開場入録式、ライシャワー駐日アメリカ合衆国大使夫妻による日米親善講話などを企画したようであるが、あまりにも尊大な企画であると分かったものかどうか、新聞記事にもならず、企画倒れとなったようである（「昭和三八年 三大事業竣功祝賀式関係書類綴」）。

一大祝賀式計画によれば、国会・県議会議員七八人、知事部局・関係官庁から一二五人のほか、招待者は六二二人であった。祝賀式は助役の開式挨拶、三施設の工事経過報告、町長・町議会議長の挨拶が続き、次に来賓祝辞として国会議員・県知事・県議会議長・県教育委員会委員長・県町村会長・県町村議会議長と続き、入録式が行われた。催し物は、三番叟・能（七騎落）・湯河原町芸妓連による新民謡「湯河原やっさ踊り」・東日本民謡大会・新民踊「実平延年踊り」などの芸能披露、町民運動会・椿祭り記念植樹などが行われた。さらに、

町内各家庭及び中学校全生徒を対象に記念品を配布するという大盤振舞であった。

この一大祝賀式の前算は、行事費・記念品費・食糧費・裝飾費・雑経費総額で三三五万円であった。一か月半後には、三大事業を完了し、三選を目指す八亀町長の町長選挙が待っていた。

3 新町建設第二次五か年計画

第一次計画の実績
新町建設基本計画は、一九六〇（昭和三五）年度～一九六四年度の五か年度を第一次計画

期間としてきた。この計画は、農林水産・観光商工・水政・交通・都市・教育・厚生・行政機関合理化計画の八部門について事業計画を策定し、実施してきた。第一次計画で掲げた事業実績をみると、計画事業数九二、実施した事業数八三で、観光商工・水政・行政機関合理化計画の三部門が、計画した事業を完全実施した（ただし、実施した事業数には一九六四年度予算に計上した事業を実施したものとして算入、以下同じ）。このことから、町当局は、五年間の実施事業数は計画事業数に比して九〇・二パーセントとなり、他市町村に比べてかなり高い実施率であると自負していた（「新町建設実施計画書 自昭和四〇年四月一日 至昭和四五年三月三一日」）。

また、実施計画経費面からみると、計画総額約五億三〇〇〇万円に対し、実施総額は約五億七〇〇〇万円をあてる結果となり、一〇八・一五パーセントの実施率となった。いい方をかえれば、事業計画予算より事業費決算が八・一パーセント膨張したということである。さらに、一九六〇年度の町税の収入を一〇〇とすると、一九六四年度の税収伸長指数は一八八と高い率をみせているが、その一方で、一九六〇年度の消費的経費に対して、一九六四年度の伸長指数が一七五を示し、増収の大部分が消費的経費に充当させられており、町税五か

年間総額に対して消費的投資総額は約一・一倍を占めていた。このような消費的経費の増高が今後も継続すると、投資的事業の拡大に影響しかねないという懸念があった（なお、消費的経費とは、単年度または短い期間で支出効果が終わる経費で、人件費・物件費・維持補修費などが該当し、投資的経費とは公共事業によって道路・港湾・上下水道・公営住宅・病院・学校など産業や生活の基盤を整備するための経費である）。

さらに、第一次五か年計画における財源が、財産収入に負うところ大であることも懸念材料であった。というのも、五か年間の決算からみた財源で最大の歳入は四〇・三パーセントを占める町税であったが、次が三〇・八パーセントを占める財産収入であった。しかし、財産収入は、五か年間で年々減ることはあっても増えることはなかった。このことから、財政運営上、財産収入に継続的期待を持つことは極めて危険であることを認識していた。

第二次五か年計画概要

町の新町建設第二次五か年計画（一九六五（昭和四〇）年度～一九六九年度）は、当初の「新町建設実施計画書」策定時の前提条件が変わったために、修正する必要があるが生じた。修正を要した条件とは、

- ① 海岸埋立て工事竣工によって一般市街地住宅地が増えた
- ② 従来、水田作付面積約五九・二ヘクタールであったが、約九ヘクタールと急激な減少となり、町の農業経営は柑橘栽培に集約されることになった
- ③ 熱海市泉地区が行政区域に編入されないことが確定した
- ④ 策定中の一九七五年度を目標年度とした神奈川県の第三次総合計画と関連を持たせなければならなかった

特に、県が「住みよい県土の建設」を目標とした第三次総合計画を策定中であつたことから、湯河原町においても第二次五か年計画案の修正補充作業を進め、一九六五年三月一八日、町側関係職員二六人が県庁へ出向し、県側担当課職員三二人と計画書の協議検討を実施した。その結果、県知事から同年三月二六日に「過去五年間の実施率は、実に一〇八・一五パーセントという実績を上げており、その努力に対しては心から敬意を表する」とのお墨付きをもらい、湯河原町議会定例会も三月二九日、「湯河原町新町建設計画実施計画の調整について」を、討論省略、全員の賛成で可決した（昭和三九年 新町建設計画の調整に関する書類綴）。

一九六〇年に提唱した「清新健康な観光地造り」を基調とする町建設の基本構想を掲げていたが、第二次五か年計画においては、さらにこれを完全に推進し、また、都市発展の基盤整備のために目下進められている駅下土地区画整理の都市計画事業を強化して、無秩序な市街化から脱却した湯河原町を打ち出し、それによって期待される観光と産業の発展に調和した住民福祉の向上を実現するという課題を掲げていた。

ここで、第二次五か年計画の基本計画を、現状を踏まえつつ簡条的に概要をみておくことにする。

- ① 人口・雇用・所得計画 人口の推移をみると、一九六四年一〇月時点の計画人口に対する実績人口は二万二二一五人で、一九六三年まで各年とも推計値を超過する伸びをみせていたものの、一九六一年の実績を頂点にして一九六三年まで伸び方が鈍化した。これは、新幹線工事着工による工事関係者の転入と工事終了による転出が影響したものであつた。この伸び率からいくと、一九六〇年に策定した「基本計画書」において推定した基本計画完了年の一九七〇年には、総人口二万七七〇〇人は確保できると推定していた。なお、項目として雇用・所得計画をあげてはいるものの、労働力の需給と雇用あるいは所得計画については、全く述べていない。

② 農林水産計画 主として山腹の傾斜地を利用した柑橘栽培による園芸農業に集約される湯河原町の農業は、園芸農業の構造改善による経営の合理化、品質改善、さらに、農業協同組合の一体化による企業的经营方式の導入などによって農家所得の向上を図らなければならぬとしていた。また、観光地の農業としての「ミカン狩り」についても研究の余地ありとしていた。一方、五か年計画における農地計画として三五事業をあげているが、このうち三四事業が農道舗装工事であった。

なお、水産業振興対策としては、沿岸漁業が衰退するなかで、さお釣り・手釣り漁業に従事する漁民が増えてきたこと、また、一部に遊覧釣り船を経営する者も出てきたことで、係船岸の整備が必要であり、漁港改修・防波堤かさ上げと人工魚巢施設の設置を上げているが、水産計画はわずか三か年間の事業期間に限られていた。

③ 観光商工計画 観光事業に関しては、観光事業の発展策・観光開発対策・商工計画・町営温泉事業計画をあげているが、五か年の実施計画として策定しているのは、観光事業の発展策と商工計画のみである。観光事業の発展策としては、観光会館を拠点とした効果的宣伝対策の樹立と推進を図り、観光客の誘致を実施計画としていた。商工計画としては、観光事業依存の経営形態と一般消費者を対象とした経営形態の二面をもつ町の経営体制の発展を、商工会の育成により推進することにした。観光事業及び商工計画共に、五か年間継続事業としていた。

④ 水政計画 治山治水に関しては山間部の植林指導、利水に関しては、河川流水量の確保、南郷山トンネル湧水日量九〇〇トン进行町営上水道に利用、余剰水量の積極的活用を図るなどとしているが、第二次計画では五か年継続事業として、町内各小水路整備事業しか組まれていない。

- ⑤ 交通計画 観光客の増加と交通量の増加は、温泉場地区と海岸線を走る国道への交通渋滞を起こすようになったが、この問題の解決は国と県へ要望するしかなかった。計画の重点は町道の舗装化で、町道の主要路線の七〇パーセント程度を舗装化したが、五か年計画では、さらに二三路線を四七八〇万円余りの事業予算で舗装工事を施工する計画であった。また、四つの橋の架け替え工事も計画していた。
- ⑥ 都市計画 基本的に都市計画は、着工中の駅下土地区画整理事業によって進行しているが、新たな区画整理事業として、吉浜・鍛冶屋地区新崎川以西の約四九・五ヘクタールに対する計画が策定されていた。
- ⑦ 教育計画 学校教育においては、湯河原小学校屋内運動場の建設と吉浜小学校の改築計画をあげている。ただし、湯河原小学校屋内運動場の建設は五か年事業に組み込まれているが、吉浜小学校の改築は五か年事業中には実現されず、校舎建設準備基金の積立事業が編成されているのみである。幼児教育については、町営または民営にしても幼児施設の必要性は認識されているが、五か年事業中には全く計上されていない。なお、社会教育面では、体育協会・子ども会そのほか文化団体による青少年及び婦人層の活動が活発である現状を鑑み、これらの活動と住民福祉向上の活動拠点とするために、教育福祉会館の建設を計画していた。
- ⑧ 厚生計画 この計画の事業部門は範囲が広く、民生・衛生・住宅・国民健康保険・水道計画を含んでいた。なかでも、衛生計画での問題は、し尿処理施設の確保・じん芥^か焼却施設の改良増設であった。この二施設の事業費予算は、八六五〇万円を要するものであった。また、町内の住宅需要が大きいことから、民間アパートの経営が盛んであったが、低所得者層への住宅供給が求められるようになったので、

公営住宅の建設が住宅計画中の事業としてあげられた。そこで、第一種耐火二階建て住宅四〇〇戸を建設することになり、この事業予算は四〇〇〇万円であった。上水道問題では、町内に簡易水道組合が九組あり、町営上水道に切り替える必要があるとされながらも、五か年事業には全く具体化されていない。行政機関の合理化に関する計画 この計画で大きな事業は、常設消防機関の設置であった。従来、火災や大規模災害時における消火・救助活動は、自宅から現場へ出動する消防団によって行われ、団員は非常勤特別職の地方公務員であった。一九六四年の政令により、消防本部・消防署・消防団で構成される常設消防体制が義務付けられることになり、いわば消防署員が常駐しなければならなくなった。

この常備消防設備の整備事業費予算として約三五〇〇万円計上していた。

以上のように、五か年計画の極めて大筋の部分を取り上げたが、計画の実現には事業費を確保できるかどうかという課題がある。「実施計画書」に収録されている全計画書の事業費予算総額は、約六億四〇〇〇万円である。とはいえ、この事業費は予算額であり、実際に事業を展開すると、予算を上回ることはあっても減少することはない。第一次五か年計画であった役場庁舎建設では、当初予算を二か年度継続事業として五二〇〇万円（庁舎本体工事のみ）としていたものが、完成後の決算では約九四七〇万円となったことでも明らかである。さらに、庁舎完成までには、現場監督給料・消耗品・印刷製本費・委託料・施設費等々の諸経費がかかり、庁舎建設経費総額は約一億五六〇万円を要したのである。

第二節 熱海市泉地区合併問題の終息

1 泉地区との合併問題再燃

紛争の発端

『湯河原町史 第二巻 近現代資料編』及び『湯河原町史 第三巻 通史編』において、熱海市泉地区との合併を巡って湯河原町と熱海市、さらには、神奈川県と静岡県との対立に発展した点について叙述されているので、この項では再度その経緯を詳細に取り上げないが、この合併問題が終息に至るまでについて、前掲『町史』を引用しながらみることにする。

一九二六（昭和元）年以来、湯河原町と泉地区との合併問題は五回も起こっていたが、特に一九四九年から翌年にかけて、泉地区が熱海市から分離独立して泉村を置き、その後湯河原町に合併しようとする運動が展開された。この動きが湯河原町にとって、湯河原町への合併を積極的に考える大きな契機となったことは明らかである。というのも、一九五三年一〇月一日施行の「町村合併促進法」における境界変更とは、同一都道府県内における市町村合併による境界変更のみを規定していた。ところが、一九五四年四月三〇日、「町村合併促進法の一部を改正する法律」が施行されて、その第十条第二項中に、

当該町村が他の都道府県内の町村に隣接するときは、当該隣接町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者も、また同様の手続により、当該町村と当該隣接町村とに係る境界変更に関する意見をその属する町村の長に対し提出することが出来る。

という条文が追加された。この改正により、当時、推進していた湯河原町周辺町村との合併は、県境を越えた泉地区を含めた合併に対し、所定の手続きを保証することになったのである。

一九五四年一月に入ってから、湯河原町・吉浜町・真鶴町・福浦村・岩村の三町二村の合併協議が成立し、新生湯河原町誕生の可能性がみえてきたので、湯河原町は泉地区へ合併の申し入れをすることにした。これより先の一九五四年一〇月に泉地区に泉区会が設立されていたが、この泉区会の区長へ、湯河原町は泉地区の合併を申し入れた。ここから、泉地区内住民の合併賛成派・合併反対派の対立、湯河原町と熱海市との対立、はては神奈川県と静岡県の対立に発展した。

一九五五年三月以降、泉地区内住民の合併賛成派・反対派間における日常的対立が激しくなり、世間からも注目されることとなった。この合併問題が根深い対立となった根本的背景は、県境の変更という点にあった。とはいえ、この当時、境界変更あるいは廃置分合による市町村合併によって、越境合併（県境合併）の事例はないわけではなかった。

しかし、泉地区を巡る紛争を重視した政府は、一九五五（昭和三〇）年三月二五日に、この**紛争調停の受諾**

問題を急ぎよ「自治紛争調停委員の調停に付する」ために、町村合併促進法施行令の一部を改正する政令を三月二六日に公布施行し、「本件「泉地区を巡る熱海市と湯河原町の紛争―筆者注」に関して は、かねてから当該地区の住民の間に賛否両論があり、このままで推移するにおいては徒らに対立紛争を激化し、自治行政の運営に支障を及ぼすことが懸念される」と判断した自治庁は、同日付けで、「現地の緊張した情勢を緩和し、事態の円満且つ合理的解決を図るため地方自治法第二百五十一条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣の職権によって自治紛争調停委員の調停に」付した（『第二巻』三二八・三三三）。地方自治法第二百

五十一条第一項とは、一九五二年八月一五日に改正公布された「地方自治法の一部を改正する法律」において、第二百五十一条 普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間に紛争があるときは、この法律に特別の定のあるものを除く外、都道府県又は都道府県の機関が当事者となるものにあつては内閣総理大臣、その他のものにあつては都道府県知事は、当事者の申請に基づき又は職権により、紛争の解決のため、これを自治紛争調停委員の調停に付することができる。

と規定されていたことによるもので、自治紛争調停委員は同年七月に制定公布された「自治庁設置法」に基づき、八月から発足した自治庁に置かれることになっていた。調停を受諾したということは、熱海市及び湯河原町が泉地区合併紛争について、調停委員が仲裁に入り、何らかの結果を出すことを認めたということである。手続き上の流れとしては、仲裁に入ることを受諾したことで、内閣総理大臣は改めて自治紛争調停委員へ、この合併紛争の処理について諮問をする。諮問を受けた自治紛争調停委員は、審議の後に内閣総理大臣へ答申し、答申を受けた内閣総理大臣は紛争当事者へ、内閣総理大臣の決定として通達する。

合併紛争が、紛争調停委員会による対応になったとはいえず、泉地区における対立は依然として収まらず、合併賛成・反対派間での尾行・監視あるいは不買などの圧力が発生していたようで、一九五五年四月には、東京・横浜・静岡の各法務局合同による人権侵犯事実の現地調査が行われた。合併問題で揺れ動くなかで、四月一日、新湯河原町が誕生していた。

静岡県と熱海市は緊急合同会議を開いて対策本部を設置することに意見が一致し、一九五五年三月一五日に、「静岡県、熱海市、泉区対策本部」を設置した（渡辺行久著『内閣総理大臣裁定 県際泉聲録 熱海市泉地区自治紛争の記録と未来展望』、以下「県際泉聲録」という）。以後、対策本部は三月一六日から「泉ニュー

ス」を発行し、合併反対運動を展開していった。この対策本部は、現地に設置され、県・市の職員が駐在した。一方、泉地区内の湯河原合併賛成派は、泉・湯河原合併促進本部を一九五五年三月頃に設置し、湯河原町への合併に向け啓発活動を展開した。なお、対策本部が泉地区への実質的成果を導いていないことで、泉地区住民からの不満も出ていたようである。泉をよくする会会長が七月二九日付けで、

対策委の行動は、月余を経た今日、内部に複雑怪奇な言動を蔽したまま、一步の進捗も見せず、やたらに日時を重ねつつある如く感ぜられ、特に一部議員は「区民の意志を尊重する」と公言しながら、区民の真の意志と深い洞察の目を用いることなく、国際的温泉文化都市「大熱海」の一壁を切り崩さんとする神奈川県の暴挙に意を通じ、われら住民福祉と幸福を阻み清純なる意欲を制するがごとき印象を与えつつある現状はまことに遺憾である

との「申し入れ書」を熱海市長・市議会議長・泉区対策特別委員長宛に、また、九月五日付けで「決議文」を静岡県議会議長に出している（『県際泉聲録』）。特に、この申し入れ書は、熱海市議会の姿勢を明確に示さなければならぬ契機になったともいえる。というのも、同年九月九日、熱海市議会は、泉分離反対決議案を可決したからである。湯河原町は調停受諾後も、「合併速報」やそのほかの印刷物を媒体として湯河原町への合併賛成に誘導する広報活動を展開し、また、合併促進町民大会を開いて対抗した。

調停受諾後も、熱海市と湯河原町における地元での対立は収まるところがなかったが、神奈川県は、意識的に「冷却期間」という調停の趣旨を守り、「調停の趣旨に従って刺激的なことは絶対つしむよう説得してきた」（『朝日新聞』昭和三六年六月二五日付）。一九六一（昭和三六）年六月

二九日には、「新市町村建設促進法」の特例措置も失効することから、総理大臣へ自治調停委員会の答申が出されるといふ情報が流れ、三月に神奈川県知事と湯河原町長連名で自治庁へ「湯河原町と熱海市泉との合併問

題に関する要望書」及び「陳情書」を提出した（『第四卷』一九、二二三）。また、同年六月五日に湯河原町議会
は、合併実現へ向けての「決議」も採択した（『第四卷』二二二）。

一九六一年六月一日、自治紛争調停委員会は、境界変更に関する措置につき内閣総理大臣の諮問を受けた
（なお、このときの内閣総理大臣は臨時代理国務大臣）。そして、同年六月二十九日付けで、自治紛争調停委員
会の答申に基づいた内閣総理大臣の決定が、湯河原町へ示された（『第四卷』二四）。決定内容の要点は、「静岡
県熱海市と神奈川県足柄下郡湯河原町の境界変更は行なわれないものとする」ということであった。なお、六月
一九日、神奈川県議会が、「境界変更に関する決定に対する反対決議」を可決したことからすると、なんらか
のルートで答申情報を手入していたものであろう。

自治紛争調停委員が、「熱海市泉地区の帰属については、現状のとおりとすべきもの」と認めた理由は、次
のような点をあげていた。そもそも合併問題が起こったのは、「静岡県及び熱海市が同地区「泉地区―筆者注」
に対して、その開発に意を用いることが充分でなかったために、地区住民の間に県市の施策にあきたらない気
持を抱かせたこと」にあると指摘している点は妥当といえよう（『第四卷』二四）。しかし、調停成立後に静岡
県・熱海市が総合開発の一環として、泉地区へ各種の施策を講じたことは認めざるを得ないので、「県市の施
策にあきたらない気持」は解消したと受け止めている。

つぎに、泉地区内には湯河原町への編入を希望している住民が、依然として相当数認められるが、大多数の
住民が湯河原町への編入を強く要望しているとは認められ難く、また、円満な話し合いも行われ難い。今後は、
湯河原町・泉地区をも含む富士箱根伊豆地域を一体とする広域的開発計画・総合的施策のなかで、泉地区の帰
属を確定すべきであるとしていた。そして、理由書は、

以上、諸般の事情を総合的に考慮した結果、泉地区を湯河原町に編入すべきものとする主張にも理由があると認められるが、本委員としては、泉地区の帰属については、むしろ現状のままとして両県及び両市町の協力に期待することが、より適当であると思料するものである。

と結んでいた。

ところで、『県際泉聲録』では、この引用文中の傍線部分が収録されていない。これは、単なる転記ミスであるのか、意図的なものであるのか、少々関心を持たざるを得ないところである。

湯河原町の対応

なお、決定通達と共に「内閣総理大臣談話」が出されていた。内容としては、先の「熱海市との境界変更に関する措置について」(『第四卷』二四)とほぼ同じ内容であるが、特に今後
の両市町との関係について注意を喚起していた。すなわち、

長い間の問題であった泉地域の帰属は、今回の決定によって確定したのであるから、従来の行きがかりを一切捨て、関係地区内の住民が一心同体となって地区の発展につくすことはもとより、熱海市及び湯河原町もますます緊密に協力し、静岡県及び神奈川県においても、良識をもってこれが指導に当り、相ともに関係地域の発展に意を用いられることを強く期待するものである

として、感情的対立を払しょくし、良識ある指導に当たるよう要請していた(「神奈川新聞」昭和三十六年六月三〇日付)。

内閣総理大臣の決定通達があったとはいえ、翌日、すなわち一九六一(昭和三六)年六月三〇日、境界変更に関する措置に対して、湯河原町議会は、①今回の決定は、町村合併促進法の精神から逸脱している、②調停の精神をゆがめた裁定で、政府のペテンにかかった、今後、地元で起こるであろう紛争混乱は、一切政府の責

任である、③泉地区とは一切の情実を離れ、一線を画する、といった内容の議決を全会一致で採択した（『第四巻』二五）。また、町長も憤りを隠せず、このたびの決定は政治的決定であって、そのように断定する理由は「諮問委員会の答申前において既に自治大臣は現状維持説を我々に伝えていたのであつて、公正なるべき諮問委員の機関は単なる自治大臣のかくれ蓑でしかなかった」と、新聞紙上で現状維持の線に沿った答申であるとの報道を取り上げ声明書を出していた（『第四巻』二六、「神奈川新聞」昭和三六年六月二十八日付）。総理大臣談話が出されたものの、合併が成立しなかった憤りを政府へ向けてぶつけていたのである。

同年七月一日午前九時、町長・助役・収入役、議長、五課長、都市計画事務所長、議会事務局長が一堂に会し、泉地区に対する湯河原町の行政としての一線を画する内容を具体化した（『第四巻』二七）。それは、教育・温泉供給・消防・観光など多岐にわたっていた。湯河原町観光協会・旅館組合も行政側の方針に呼応して、泉地区の会員・組合員の除名、泉地区からのハイヤー呼び出し、芸妓指名に応じないことにした。また、泉地区への配湯料金を五割増しにする、あるいは、泉地区の児童委託教育を拒否するなどの厳しい姿勢をとった。特に、委託教育の拒否では、八月二七日、東京法務局が人権侵害の疑いで調査を開始する事態にまで発展した。

さらに、湯河原町は、町長・湯河原温泉観光協会・湯河原温泉組合長三人連署の「湯河原温泉の名称使用禁止について」の文書を、一九六一年八月三〇日付けで、静岡県知事・熱海市長・泉旅館組合へ送った。この文書内容は、要するに

行政区域の異なる御地で、この名称を使用されるということは観光行政上、非常にまぎらわしく誠に忍び得ないものを感じます。そこで、御地に於かれても新しい名称を作り、今後の誘客宣伝の対策を一日も早く進めて頂き、その新しい名称が世の人々に知らされる日を希望致します。

と、湯河原町側は対立感情を強く示すことは抑えてはいるものの、泉地区にとっては重い課題となった（『**泉地区**』）。

和解への道を

探る両市町

湯河原町は、泉地区との合併が実現した新規の行政区画のもとに、総合振興構想を樹立し、その実施に向けて検討していたが、泉地区との合併が実現しなかったため、従前の湯河原町の行政区画を対象として、湯河原町の振興対策に関し町長の諮問に応える機関として、湯河原町振興対策審議会の設置を決めた（『**第四卷**』二八）。

泉地区の合併問題は終結したものの、湯河原町と熱海市の間には感情的わだかまりがあり、泉地区における温泉使用料金を巡って、しこりが残っていた。しかし、熱海市汚物処理場の水源を湯河原町に依存していること、ゴミ焼却場敷地が湯河原町区域内であること、千歳川に架かる川せぎ橋・西山橋の架け替えなどは、一市一町単独で対応できないことから、いわゆる広域行政による対応が求められる課題があった。したがって、二以上の地方公共団体が対立したままであると、既設の行政単位で処理しきれない事態が生じる。湯河原町も熱海市にとっても、広域行政による行政処理は避けられない状況にあった。

現に、一九六四（昭和三九）年一〇月二二日に開催された町議会総務常任委員会で、千歳川に架かる川せぎ橋・西山橋の架け替えは両市町に関わる事業であるが、湯河原町は神奈川県と静岡県の県レベルの問題であると結論付けていたものの、神奈川県当局は町の判断で決めるべきものとしていた。この公共事業は、ゆくゆくは両市町が交渉をしなければならない問題であるが、その前に、湯河原町は熱海市と友好的関係を構築しなければならぬという課題が浮かび上がってきたのである。

このような事情もあって、一九六四年頃、熱海市側が湯河原町との和解の道を探る動きをみせてきたよう

ある（『東海民報』昭和四一年一月二一日付）。実際、一九六五年三月一日の町議会総務常任委員会において、「熱海市との懇談会は、総務（委）が中心となつてもらいたい」という町長の要請があり、熱海市と懇談会をおして友好的関係をつくりあげていこうという動きが明らかになってきた。ただし、「根本的に仲直り」する方向で進めていこうとする町側に対して、神奈川県総務部長が「一八〇度転かんとすることはよくない、政経分離で考えるべき」と指摘したことで、湯河原町は迷いが生じていたようである。

しかし、一九六五年九月三日に開かれた町議会全員協議会（以下「全協」という）において町長は、「この際、双方の壁をとり除き話を進めてゆくことにしたい」として表明したが、出席した委員からは、町議会が湯河原温泉旅館組合・湯河原観光協会に先行して非公式会見をしたことは問題であり、「先方が当町へたのみに来るべきであり、こちらが先に行くことは軽率である」とさえ指摘した（『自昭和三十九年四月 至昭和四三年三月 全員協議会記録綴』、以下「自昭和三十九年四月全協」という）。そして、今後の解決の第一段階として、①泉の合併賛成派であった人と話し合い、意見を聴く、②町内団体の意見を聴く、③各区長の意見を聴く、④知事または当時の元県議会議員の意見を聴く、以上の四点を町長に一任し、必要に応じ議会に諮って進めてもらうが、なるべく熱海市からの意見であるようにもっていくことにして、全協は終わった。

泉地区問題で熱海市・湯河原町の間には感情的対立が生じ、単純に和解というわけにはいかなかった。その解決策として出てきたのが、両市町の行政が絡んだ遠回しの接近策であったといえよう。ただし、記録的な根拠があるわけではない。というのは、一九六六年四月一五日の町議会臨時会で「湯河原町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について（案）」が可決された直後、「じん芥処理の件、熱海市にお世話になっており、この件について緊急質問をしたい」という発言があった。緊急質問は、次のような内容であった。

三年間も問題になり乍ら流れている西山橋の問題もあり、じん芥処理場の問題もあり、地元の門川でも湯河原のものを焼いてくれるなら止むを得ないと了承の段階になっているが、町長、議会共に、このじん芥処理、西山橋の問題等早く解決出来るよう議会にはかつて了承を求めてはどうか、これらの問題に対処する特別委員会をつくってはどうか、町長の考え方をききたい

これに対して、緊急質問にもかかわらず、町長の答弁は準備されていた。

熱海市とのじん芥処理の問題は、予定地が門川区の人の所有地の近くにあり、地区の人たちの反対があつたが、湯河原町もその近くに焼却場をつくるとき、市の議決を願っており、門川の反対がつくと町が困るとのことでがまんしてもらつたが、西山橋、川せぎ橋、門川農道の問題等に対する、これをどうするかとの質問の主旨と思いますが、この件は前から皆さんのご心配を願っておりますが、県と県の感情がさっぱりしない、神奈川県は地元がよいことであれば熱海と共同してとの云い方をしているが、県と県とは、しつくりしていない。町としてはそこが苦しいところで西山橋等の補助金をもらうのにも地元が一番苦労しているところであり、地元の利害は大きいので両県で話し合いをつけてもらい、早い時期に両県の感情の解消が、わたしたちの願いであります。新しい委員会が出来るので、これらの問題について新委員会なり特別委員会なりをお願いしたいと考えています

この答弁から知り得ることは、行政課題から両市町の接近を図ること、特別委員会の設置も予定されていることを知っていたということである。この町議会臨時会以前に開催された全協はおろか、総務常任委員会でも、熱海市との関係修復を求めた案件は出ていない。町長と少数の議員の間で、暗黙の了解が成立していたとはいえないか。

一九六六年四月一五日、町議会臨時会の休憩中に、全協が開かれた。そして、全協は、総務常任委員会へ熱

海市との広域問題についての調査・研究を委託した（『第四卷』二九）。ただし、四月一五日の全協において、委託の件は全員協議会会議録には、明確な表現で委託した事実が記録されていない。

特別委員会設置に至るまでには、処理しておかなければならない多くの問題があった。同年七月六日、町長、正副議長、総務常任委員会正副委員長、総務課長が県庁へ出向いたが、「県の考え方としては地元のよいようにとの意向」しか示さず、県の後押しは期待できなかった（「自昭和三十九年四月 至昭和四三年三月 総務常任委員会綴」、以下「自昭和三十九年四月総務」という）。そこで、同年七月一八日の総務常任委員会では、町独自で解決する方針を決定せざるを得なかった（「自昭和三十九年四月総務」）。

一九六六年八月八日、熱海市議会広域行政特別委員会は議長と協議した結果、湯河原町との話し合いを進めることになった。その後、熱海市議会・紛争時の泉地区合併賛成者・湯河原町議会・観光協会・旅館組合・商工会など関係者との懇談会の場を設けることが決まった。この日程は、八月一五日に湯河原町において、熱海市議会広域行政特別委員会正副委員長・市議会議長、湯河原町側は助役、町議会正副議長、総務常任委員会委員長、観光協会・旅館組合・商工会役員を加えて話し合いが行われた。

この場で熱海市側から、当時、賛成派であった人たちが、その後、苦しい立場に置かれていたことが説明され、これらの人たちに報いるためにも和解すべきであるということが、熱海市側から求められた。この懇談会では、相互協力・相互援助を確認したようである（「東海民報」昭和四一年八月九日・一八日付）。

こうして、和解への道筋がみえてきたことで、八月二二日、熱海市において両市町議会議員が一堂に会して話し合いが行われた結果、両市町は「住民福祉のため、和解するという原則論」をもって、今後の話し合いを進行させていくことで一致した（「自昭和三十九年四月総務」、「東海民報」昭和四一年八月二四日付）。

「二線を画す」一九六六（昭和四一）年九月一七日、湯河原町は総務常任委員会を開催して、午後に開かれる熱海市との懇談会へ向けて、町側の基本姿勢を検討した。この委員会では、すでに温泉場出身議員や各種団体との話し合いで「町がそういう方針でやるなら、ついていこうではないかという空気」も生まれ、熱海市との広域行政については同意を取り付けていた。その了解を得るために、総務常任委員会委員長は、「熱海市との広域行政問題について」という文書を前もって配付していた（「自昭和三九年四月総務」）。

昭和四十一年 月 日

旅館組合
観光協会
長宛

委員 長名

熱海市との広域行政問題について

湯河原町と熱海市泉区との合併問題、紛争及びその後の経過については、貴組合（貴組合）におかれましても既に事情御賢察のことと思います。

本委員は、町議会の委託を受け、この問題及び過去において町議会が行なった「泉区と一線を画する」旨の決議の取扱いについて調査研究をしました。町議会が上記決議を排除し、湯河原町と熱海市が提携協力することが地方自治の本旨に沿い、地域住民の福利増進を実現するための適当な措置であると判断し、町議会宛別紙のような報告書を提出いたしました。

今後の活動は、同報告書に述べた方針によって行ないたいと思いますので、貴組合（貴組合）の格別の御協力をお願いするものであります。

文中の町議会宛別紙というのが、前掲の「熱海市との広域行政問題に関する調査結果報告」である。

九月一七日の総務常任委員会では、委員から「決議の取り消しはできない」とする意見があったり、「一線のとりはずしを何らかの形でやるという態度を、ここで確認しておくことが、今日の話し合いを一步前進させることになる」という意見がでたものの、意見が対立するような討論とはならなかった。総務常任委員会終了後、熱海市との間で開かれる懇談会出席にあたって、総務常任委員会では次の二点が確認された。

一、決議のとり消しについて 委員長名で議会に文書を提出（現在までの経過と今後両市町提携して進むための交渉をしていきたい旨の）し、了解を得る。

同時に関係住民への呼びかけの文書を作成し、住民感情和解の活動をはじめたい。

二、本日市側と話し合う態度について 住民感情の融和、議会での決議の取消し等、町側内部で済ませるべきことが済んでいないので、具体的問題については回答しない。

市側の申出事項は問題点として聞いておき、町側の問題点提出はしないこととする。

総務常任委員会終了後、熱海市側から市議会議長・熱海市議会広域都市開発委員会委員長・市議会議員代表、湯河原町側からは町議会正副議長・総務常任委員会正副委員長が出席して、第二回「広域行政開発懇談会」が開かれた。この懇談会で湯河原町は、決議取消しの内部事情を解決してから正式に熱海市と話し合いに入りたいとの要望をだしたところ、熱海市から了解を得た。このこともあり、両市町の和解ムードの流れが加速したようで、一〇月七日、町議会定例会において総務常任委員会委員長が、先上げた「熱海市との広域行政問題に関する調査結果報告」を示し、これを全議員、異議なく承認した。承認後、「報告書に適応した決議を議決する」緊急動議が提出され、動議は成立した。その結果、町議会は同日、「町は近隣市町と親善を深め政経相携え住民の福祉の増進を図るとともに、町の発展施策を強力に推進すること」を表明し、かつての「一線を

画する」決議を撤回する決議をした。なお、休憩時間をとることなく決議後、即座に決議文が朗読されたことは、前もって予定された流れであった。

ついで、一〇月一四日、株式会社東海民報社が設定した非公式のものであったが、熱海市と湯河原町の和解が確実となったことを示す両市町長の対談が実現した（「東海民報」昭和四一年一〇月一八日付）。こうした流れは、一〇月一七日、熱海市役所で熱海市議会広域都市開発委員会委員と湯河原町総務常任委員会委員の話し合いの結果、両市町の和解懇親会の開催が決まり、一〇年にも及ぶ両市町間の対立の解決は目前のものとなった。一〇月一九日、熱海市において熱海市と湯河原町の関係者が集まり、湯河原町側の提案により、泉地区・議会・業者の三者を含めた懇談会の意味も兼ねて、一月二日に湯河原町観光会館で交歓祝賀会を開催することが決まった。こうして、和解は確実なものにみえてきた。

揺らぐ和解

ところが、一九六六（昭和四一）年一〇月下旬になって、湯河原町は日程が決まっていた交歓祝賀会の延期を熱海市へ申し入れた。延期になった背景には新聞記事によると、合併推進の急先鋒^{せんぽう}となった湯河原温泉首脳部たちから、次のような指摘があつたようである（「東海民報」昭和四一年一〇月二八日付）。

広域行政を推進することには賛成だが、紛争以来の経過をみると、市町や議会が仲直りしようとしているだけで、住民の多くはまだ詳しい内容も知らされていないし、懇談会においても熱海市からいくつかの問題（橋や温泉料金、水など）が出されただけで、湯河原町側からは何も出されていない。これでは、全く熱海市側の一方的ベースであつて、二日にいきなり祝賀会を開くというのはいきなりの。住民感情を主体に段階的に和解への手順をふむべきだ

湯河原町側が待ったをかけた背景には、泉地区が「伊豆湯河原温泉」という観光名称を用いていることに

あった。泉地区の温泉旅館組合・温泉観光協会は、一九六五年九月二七日以来、泉地区の観光名称を「伊豆湯河原温泉」と命名していた。命名の理由は、

私たちの住む泉は国鉄湯河原駅を利用し背後は十國、日金山、岩戸山に連なり、伊豆スカイラインに結ばれる所謂伊豆の根子である、とともに伊豆と相模の地ざかいに位い(マ)しております。また巾十五米の清流藤木川をはさんで、湯河原町との一つの谷合いの環境にもありますので、それらも熟考して観光地名を造りだした次第です

として、従来、泉温泉・湯河原温泉・湯河原温泉泉地区と不統一に呼称してきたので、統一することになったとしていた(『県際泉聲録』)。新しい観光名称を命名したのは、湯河原町側が一九六一年八月三〇日に「湯河原温泉の名称使用禁止について」の通知を出してから五年後のことであった。しかも、和解の光明がみえてきた、この期に及んで湯河原町側はこたわるようになった。

両市町和解懇親会開催

観光名称を巡って感情的対立が再燃するなかで、延期となった両市町の懇親会開催日時は、一九六六(昭和四一)年一月二日から九日にかけて検討されていた。その結果、

懇親会は、一月二日に開催されることが本決まりとなっていて、新聞記事では、一月一二日の町議会総務常任委員会において泉問題を協議することになっていると報道されたが、この日の総務常任委員会では、すでに懇親会式次第、参会者名簿の確認作業が行われていた。しかも、一月一〇日前後では、「伊豆湯河原温泉」の名称の解決が大きな問題と報じられていたものの、この日以降、「伊豆湯河原温泉」の名称に関して、湯河原町側の表立った動きはなかった。

いよいよ、一月二日午後二時から湯河原観光会館において、熱海市と湯河原町の和解を主たる目的とした懇親会が開催された。出席者は、熱海市側は理事者・市議会議員・市長部局・伊豆湯河原温泉旅館組合・伊

豆湯河原観光協会関係者及びそのほかの団体関係者、湯河原町側は理事者・県議会議員・町議会議員・観光協会・旅館組合・各区長・町長部局、町内官公庁及び関係機関関係者など約一六〇人であった。ここに、泉地区の合併紛争を巡る熱海市とのしこりを水に流すことになった。

和解後の両市町の課題

ところで、「伊豆湯河原温泉」という観光名称使用の可否は、どうなったのであろうか。懇親会出席者を紹介する「東海民報」（一九六六年一月一八日付）の記事では、所属する団体名を伊豆湯河原温泉旅館組合・伊豆湯河原観光協会としており、この団体名表示について、湯河原町側は特別に異議を申し立てている様子もない。当然のことながら、懇親会会場でも熱海市の出席者に対する所属団体表示には、先の観光名称が使われたであろう。湯河原町側の特に観光協会・旅館組合が共存・共栄という名目のもとに、この観光名称使用について妥協したものであろうか。

一九六六（昭和四一）年一月二日に懇親会が終了し、一月六日、熱海・湯河原広域行政懇談会が開催された。ここでは、「伊豆湯河原温泉」の観光名称については、熱海市議会において名称の解消を努力してもらう、また、この問題は事務局間で煮詰めることが約束されただけで、これ以上の進展はなかった。

ついで、湯河原町は、広域行政に属する課題を解決するための特別委員会の設置案件が、一月一〇日に開催された町の全協において示された。委員間で二、三のやりとりがあったものの、町議会で設置することが決まり、一月二二日の町議会定例会で、熱海市問題にのみ処理に当たる広域行政特別委員会の設置が決まった。一月一九日に、熱海市企画調整課課員が来町し、両市町間で広域行政にかかる問題を取りあげ、両市町が当面解決すべき問題を絞り込んだ結果、次のような案件を今後において検討することになった。

熱海市側

①川せぎ橋拡幅

②温泉料金

③汚物処理場用水

湯河原町側

① 西山橋改築

② 伊豆湯河原温泉の名称

③ 焼却場利用

④ し尿処理場問題

その一方で、湯河原町は、伊豆湯河原温泉という観光名称使用の差し止めは求めていた。

一九六七年一月一日に開かれた町の広域行政特別委員会で、委員が事務局に対し、観光名称改称の問題についての進展状況を尋ねたが、全く進展していないことが判明し、委員会は、熱海市側の努力の結果を待つこと、理事者・町議会議長・特別委員会委員長は、名称改称を積極的に熱海市側に働きかけることを決めて閉会した。ただ、この問題を巡っては、湯河原町観光協会と泉地区とは「微妙で些細なことからも感情がこじれる危険性もある」という状況であることは認識していた（「自昭和四一年二月 至昭和四三年三月 広域行政特別委員会」、以下「自昭和四一年二月広域行政」という）。

しかし、特別委員会は、対立感情から解放されて得られた両市町間の和解を無にすることは避けようと、「せっかく雪解けムードが浸透してきているのであるから、熱海側との話し合いにあたっては、駄々をこねるような狭量な態度を捨て、柔軟な大らかな気持で臨みたい」との方針を確認して閉会した。とはいえ、特別委員会は、「伊豆湯河原温泉の名称問題が解決するまでは、具体的問題についての話し合いには応じられないという公式態度を持つが、名称問題解決のためには裏工作として両市町のトップ会談を積極的に行なうこと」を全委員が了解した。観光名称問題が解決できれば、昨年一月一九日に合意を得た課題に一步進めるはずであるが、両市町とも足踏み状態で、特に湯河原町側はかたくなな姿勢を崩していなかった。

そのような事情もあって、広域行政特別委員会開催も頻繁に開かれることなく、一月以後、特別委員会が開催されたのは八月二十八日であった。このときの特別委員会では、町長が「伊豆湯河原温泉の名称使用について熱海市長との話し合い共に名称の使用について解決するよう協力している」との報告後に、熱海市側から、し尿

処理場及び焼却場の使用水増量の要望があったとの報告に対し、委員からは名称問題が解決しない限り、熱海市の要望を受け入れることはできないとする反対意見が主流であった。委員からの強い反対意見に対して、別の委員が、

湯河原温泉の中に伊豆湯河原温泉があってもかまわない。旅館組合だっておなじだ。実質的には湯河原温泉の宣伝の中に入ってやればよいのだ。内容的に湯河原温泉の中に泉という支部があってもよいのだ。仲よくやれば自然と解決するのだ。

と発言したが、ほかの一委員が同意したのみで、賛同する委員はいなかった（「自昭和四一年二月広域行政」）。最終的に特別委員会委員長は、責任ある人が解決に努力してほしい旨、関係者に伝えるとして閉会した。たった一枚の扉を開けることができるかどうか、前へ進むカギは観光名称の改称にかかっていた。

合併問題では、かつて湯河原町と熱海市の合併が提起されたこともあった。泉地区合併問題で揺れ動いていた一九五五年七月頃に、熱海市民の間に熱海全市を神奈川県に編入しようという運動が、伊豆山の人たちを中心として起き上がったという。この運動は、元熱海市長・市議会議員・報道関係者などが、この運動の中心として参加し、九月には「愛市協議会準備会」を発足させるまでに至った（『第三卷』第五章第五節）。そのことを裏付けるように、一九六六年一〇月一四日、和解に向けて市川熱海市長と八亀湯河原町長が顔合わせをしたとき、湯河原町と熱海市の合併が提起された当時に、熱海市議会議長であった市川は、元熱海市長や市議会議員と合併に賛成していたことを述べていた（「東海民報」昭和四一年一〇月一八日付）。

これは後年のことであるが、いわゆる「平成の大合併」の流れのなかで、湯河原町が真鶴町との合併問題に取り組んでいたとき、熱海市が市民意識調査を実施した。この意識調査の市町村合併について意見を聞く項目

で、隣接する静岡県内の伊東市や函南町を引き離して、湯河原町との合併がトップにあがっていた（「神奈川新聞」平成一四年八月二五日付）。この点について、二〇〇二（平成一四）年九月三日の町議会定例会の緊急質問あるいは同年九月一八日の合併問題調査特別委員会で、町長の対応が問われた。これに対して町長は、市民調査の結果は、湯河原町と熱海市との公共施設の共同利用による住民交流の結果であるが、今後については受け身の姿勢であると答弁していた。

第三節 駅下土地区画整理事業と新幹線工事

1 駅下土地区画整理事業

都市計画法の施行

現在、駅前正面の大通り（県道七五号）を渡つてすぐに階段がある。この階段から一望できらる景観は、整然とした街並みが続いている。一望できるこの街並みは、かつて、水田が広がるなかに住居や旅館が点在する一帯であった。整然と区画された街並みとなったのは、土地区画整理事業が施行されたためであった。

この土地区画整理事業は、一九五三（昭和二八）年から事業施工の準備に入ったが、工事施工は、この時期を起点とするものでなかった。この事業の出发点は、はるか一九三三年まで遡ることになる。すなわち、一九一九（大正八）年四月に公布された「都市計画法」（以下「都計法」という）と、その姉妹法といわれる「市街地建築物法」が関係していた。この二法は、「わが国でははじめての本格的都市法制」であったという（中邨章「大正八年・都市計画法再考―都市計画区域と都市計画地方委員会の政治的断面―」『政経論叢』四九巻一号）。

この「都計法」の施行では直接、湯河原町に影響することはなかった。なぜなら、同法は都市計画について

第一条 本法ニ於テ都市計画ト称スルハ交通、衛生、保安、経済等ニ関シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル為ノ重要施設ノ計画ニシテ市ノ区域内ニ於テ又ハ其ノ区域外ニ亘リ施行スヘキモノヲ謂フ

と規定し、要するに都市計画を施行することができるのは市であり、その市は「勅令ヲ以テ之ヲ指定ス」ることになっていたからである（同法第二条）。「都計法」公布当初は六大都市（東京・大阪・名古屋・京都・横浜・神戸）のみで、一九二三年においても、札幌ほか二四都市に適用されたのみであった。

ところが、一九三三年三月二十八日に「都計法」が改正公布され、都市計画の施行地域が「市ノ区域内ニ於テ」と限定されていたものが、「市若ハ主務大臣ノ指定スル町村ノ区域内ニ於テ」も施行することができるようになり、また、「都市計画区域ハ市又ハ前条ノ町村ノ区域ニ依リ主務大臣之ヲ決定ス」と手続きが緩和されたのである。

しかし、この改正では、依然として湯河原町が都市計画の対象となれるような法的根拠は見当たらない。ところが、この改正「都計法」が公布された年の五月一八日に内務省から、次のような内務次官名の「都市計画法令ノ施行ニ関スル件依命通牒」が各地方長官及び都市計画地方委員会長に発せられた。この通知には、都市計画の適用を受ける町村の規格について、次のように規定していた（西川亮・中島直人ほか「一九三三年都市計画法改正による観光町村への法定都市計画の敷衍の特異性 戦前の観光町村に対する法定都市計画に関する研究 その1」『日本建築学会計画系論文集』第八二巻 第七三六号、以下「西川亮・中島直人ほか論文」という、東京市政調査会編『日本都市年鑑 第三（昭和九年用）』）。

- 一 人口増加率顕著ナルモノ
- 二 人口二万以上ノモノ
- 三 温泉地、海水浴場、史蹟地、遊覧地等ヲ有スルモノ
- 四 災害ヲ蒙リテ復興ヲ要スルモノ

五 港湾ノ修築、工場、停車場ノ設置等ニ伴ヒ、市街地ノ造成セラレントスルモノ等

これは、一九二〇年代になって温泉地や海水浴場などの景勝地に、いわゆる観光客が集まり始める時代となり、内務省内においても、一九二〇年代後半には、景勝地への都市計画の適用を認識するようになっていたとすることである（「西川亮・中島直人ほか論文」。「都計法」の改正と改正後に出された依命通牒により、景勝地を持つ県は、積極的に町村への都市計画を適用させようと動くようになった。

土地区画整理事業前史

一八八九（明治二二）年四月の町村制を施行するときに、吉浜村ほか五か村のうち、宮上・宮下・門川・城堀の四か村が合併して土肥村となり、一九二六（大正一五）年

七月一日、土肥村に町村制をしき、湯河原町となった。

ところで、湯河原町の温泉は、古くは『万葉集』にも詠まれるほどで、中世・近世を通じて温泉地として、その名が知られていた（『第三卷』第二章第四節）。特に、湯河原温泉が広く世上に知れわたったのは近代になってからで、東京陸軍予備病院が日清戦争（一八九四～一八九五年）、日露戦争（一九〇四～一九〇五年）の戦傷軍人の療養地として送り込んできたからであった（『第三卷』第三章第二節）。湯河原温泉で湯治して帰郷した兵士あるいは慰問・見舞いに訪れた家族・知人から湯河原温泉の評判を聞いて湯治客が訪れるということ、湯河原温泉は世間に広く知られるようになった。一九二三・一九二四年になると、湯河原温泉の盛況ぶりが新聞でも取り上げられるようになった（『第二卷』二四六②）。

湯河原温泉が広く知られるようになっていたことは、都市研究会が調査した「都市計画区域外に於ける全国慰楽休養地方開発計画」の対象となっていたことでも分かる。都市研究会とは、一九一七年一〇月に、当時、内務大臣であった後藤新平を会長として発足し、内務省内に置かれた研究会である。「西川亮・中島直人ほか

論文」には、一九三〇（昭和五）年に都市研究会が、都市計画区域外にある景勝地の実態調査を実施した結果を、「一九三〇年都市研究会調査「都市計画区域外に於ける全国慰養休養地方開発計画」にて計画の必要性が指摘された地方とその回答意図」として収載している。それによると、調査対象地域のなかに、湯河原町は三島・田方地方に組み入れられ、慰養休養地方開発計画の必要性として、「土肥村の景勝温泉地海水浴場等は又都市計画総合計画樹立の必要あり」と回答していた。さらに、神奈川県は、改正都計法施行後にどのような都市計画を検討していたかという点、「湯河原町を理想的温泉遊覧都市につくりあげるため、都市計画法を実施するに決す」としていた。

当然のことながら、都市計画神奈川県地方委員会と湯河原町当局とは、都市計画指定へ向けての事務的なやり取りはあったが、一九三六年三月一八日、内務省告示第百二号により、湯河原町は都計法第一条に規定する指定地となった（「官報」第二七六一号）。なお、同日付けで小田原町も指定地となっている。この指定は、町全域を対象としていた。

その後、一九四〇年七月一日に、内務大臣は「都市計画神奈川県地方委員会ノ議ヲ経テ指定認可」をするので、湯河原町を風致地区指定認可のための閣議決定を求め、同月一八日に閣議決定され、同月三十一日に告示した。この内務省告示第四百四十九号は、『第二卷』（二四四）に収録されているが、風致地区及び風致地区維持のための「取締事項」と「一般注意事項」があげられているものの、指定する理由については収録されていない。

閣議決定を求めた「神奈川県湯河原町都市計画風致地区指定ノ件」では、次のように指定理由をあげていた。

理由書

湯河原町ハ古来温泉地トシテ其ノ名人口ニ膾炙セラレ其ノ四周亦史蹟ニ富ミ風光ノ地ナリ而シテ近時交通機関ノ整備ト相俟ツテ来遊スルモノ特ニ多カラントス依テ勝地一帯ニ亘ル区域ヲ風致地区ニ指定シ以テ之ガ維持ヲ図ラントスルモノナリ

(公文雜纂 昭和十五年 第八七卷 都市計画二二 国立公文書館蔵)

都市計画の指定を受けたものの、これで、いわゆる、まちづくりができるわけではない。ましてや、都市計画に基づいたまちづくりを進めようにも、風致地区の指定であるために、制限事項・規制事項が極めて多く規定されていた。加えて、一九四〇年頃になると、一九三七年から始まった日中戦争に終戦の道筋がみえず泥沼化した状態になり、一方で日米間の対立が深刻化してきた。このような戦時色が濃くなるなかで、財源も乏しくなるといふ政治・社会情勢下で、まちづくりは困難な状況に置かれていった。

駅下土地区画整理 町の「都計法」に基づいた土地区画整理事業は、一九三七（昭和一二）年早々から始まるからである。この組合施行による土地区画整理事業は、大字門川字扇田・川端に施工したもので、一九三六年から始めた整理事業は一九四四年五月三〇日に工事が完了していた（昭和十九年度 門川土地区画整理組合）。

一九四五年のアジア太平洋戦争終結後は、早くも一九四九年度より四か年継続事業で湯河原駅から吉浜町に向けての湯河原停車場線を都市計画街路として、改良工事を完了していた（「自、昭和二十八年 至、昭和三十三年 湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理事業認可関係」、以下「事業認可関係」という）。この工事完

了をまつて、次に本格的なまちづくりとして駅下の土地区画整理事業に着工することになったのである。

一九五三年九月四日、伊藤鶴松町長は湯河原町農業委員会会長にあてて、土地区画整理事業へ協力を依頼している（「事業認可関係」）。

湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理区域決定について

本町湯河原駅下平坦地の最近に於ける發展状況は急速度で進捗しつゝ、ありますが、特に温泉場よりの引湯計画も成功して、今後の同地域の開發状態は急速度に進展するものと推定する事が出来ますので、時代の要求に従ひ、湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理の区域決定を、別紙通り神奈川県知事及建設大臣宛其の申請を提出致しましたので、地元農業委員会に於いても絶大な御協力を願います

この協力依頼書には、温泉場から駅下までの引湯事業が成功したこと、この引湯により「最近第二の温泉郷として、急速に發展しつゝ、あり、新市街化が予想される状況にある」としていた（「事業認可関係」）。さらに、具体的に駅下地区の土地区画整理事業を施行する理由として、

今般都市計画法に基く土地区画整理区域を決定する理由は

1 区域内の現在道路は耕地整理施行区域内であるためあまりにも狭あいであり、未整理区域にいたつては道路らしき農道さへなき現況で今後の發展上放置する時は同地域の開發を阻害する原因となりますので同区域内の計画街路は勿論区画街路を系統的に整備する。

2 駅下平坦地は最近に於ける發展状況より見るに急速度で進捗し此に加えて温泉場よりの引湯に成功して其の發展速度を増大しつゝ、ある現況で、このまゝ、放置する時は無計画状態となるおそれあるばかりでなく将来取り返しの出来ない状態となるは明らかであります。依つて、本計画に則り用途地域全域に亘つて土地区画整理を実施するもので

あります。

として、現状と将来への懸念を示していた（「事業認可関係」）。

最終的に、一九五三年九月五日に駅下土地区画整理決定の申請をし、九月一二日に、いったん建設大臣より神奈川都市計画審議会へ付議され、審議会の答申の結果、同年九月三〇日に区画整理事業区域決定の建設大臣の告示を得た。ついで、事業の施行命令を得るべく、一九五四年九月七日に建設大臣あて施行命令の内申をし、同年一月一日、建設大臣の施行命令が出された。事業施行にあたって、町当局は都市計画法施行令（大正八年勅令第四百八十二号）第十七条に従い、「湯河原都市計画法事業湯河原駅下土地区画整理施行規程」と「設計書」を作成したうえで、同年一月四日から一三日まで町役場に備え置き、町民の縦覧に供した。ついで、この設計書と施行規程をまとめた「認可申請書」を一月一七日付けで神奈川県知事へ提出した結果、一九五五年一月一八日付けで、県知事の認可を得た。こうした段階を経て、ようやく駅下区画整理事業の手続きは終えたのである（「事業認可関係」）。

土地区画整理

事業の流れ

そもそも都市計画とは何かといえは、先にあげた一九二〇（大正九）年一月施行の都計法第一条に掲げてあるように、「都市計画ト称スルハ交通、衛生、保安、経済等ニ関シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル為ノ重要施設ノ計画」をいうが、極めて抽象的ではある。なお、同法第十二条には「都市計画区域内ニ於ケル土地ニ付テハ其ノ宅地トシテノ利用ヲ増進スル為土地区画整理ヲ施行」することができるとあり、また、第十三条には「都市計画トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地区画整理ハ認可後一年内ニ其ノ施行ニ着手スル者ナキ場合ニ於テハ公共団体ヲシテ都市計画法事業トシテ之ヲ施行セシム」とあって、アジア太平洋戦争終結後とはいえ、湯河原町の土地区画整理事業は、いわゆる旧法の都計法に依拠し、また、

土地区画整理そのものは「区画形質ノ変更」に該当することから、耕地整理法（一九〇九（明治四二）年四月一三日公布）の

第一条 本法ニ於テ耕地整理ト称スルハ土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ本法ニ依リ左ノ各号ノ一二該当スル事項ヲ行フヲ謂フ

- 一 土地ノ交換、分合、開墾、地目変換其ノ他区画形質ノ変更若ハ道路、堤塘、畦畔、溝渠、溜池等ノ変更廃置又ハ
- 之ニ伴フ灌溉排水ニ関スル設備若ハ工事〔以下 略〕

に依拠していたのである。そこで先に引用したように、土地区画整理事業施工にあたり湯河原町農業委員長へ協力を求めていたのである。ところが、耕地整理法による耕地整理制度は、農道・水路の整備と耕作区画の集約・整形を主体とした農地の生産性向上を目的としたものであり、耕地整理による宅地開発を事業目的としたものではなかった（篠瀬範彦「土地区画整理の制度形成に関する史的考察」『土木学会論文集 D2（土木史）』七〇巻一号）。

アジア太平洋戦争終結後の、いわゆる戦後復興のなかで、喫緊の課題が人口増に対応した住宅不足の問題であった。一九五〇（昭和二五）年五月に住宅金融公庫法、ついで一九五一年六月に公営住宅法を公布した吉田茂内閣は、住宅政策を政策の新しい柱とした。その政策の一環として公布されたのが、土地区画整理法であった（一九五四年五月二〇日公布）。なお、耕地整理法は、すでに一九四九年に廃止されていたが、耕地整理法廃止以後も、耕地整理法に基づく土地区画整理事業は有効であった。一九五五年に日本住宅公団が設立され、土地区画整理事業を活用して団地建設を展開したことは、土地区画整理法の何たるかを明らかにしていた。

ここで、土地区画整理事業の仕組みを、簡略的にみておこう。まず、土地区画整理事業を骨格としたまちづ

くりの設計図を作りあげる。まちづくり設計図は、道路、公園などの公共施設、下水道といった都市施設の整備計画と土地の区画を整えた街並みの形成、宅地の利用増進を盛り込んだものである。そして、道路・公共施設などへの土地が不十分な場合は、土地所有者から少しずつ土地を提供してもらう。土地所有者から土地を提供してもらうということは、従前地（宅地）の土地面積が、区画整理事業によって減少することになり、これを減歩という。なお、従前地の面積や位置などを考慮して利用しやすいように宅地の位置や区画を置き換え整理する。そして、従前地が新しく置き換えられた整理後の土地を、換地という。

次に、換地が確定すると、従前地と換地後の資産評価額に違いが出てくる。この場合、従前地の評価額より換地の評価額が高くなったとき、土地所有者は清算金を徴収される。逆に、換地後の評価額が従前地の評価額より低くなったときは、土地所有者へ清算金が交付される。

ところで、この事業を遂行するには多額の事業費負担がある。それは、測量作業に始まり、宅地の区画整理と造成、建物移転、道路・公園・排水路造成工事などである。事業は、湯河原町が施行者となり進めることになるが、この場合、事業費としては国・県・町の補助金・負担金のほかに、公債・保留地処分金があった。保留地処分金とは、事業費の一部を土地所有者に負担してもらうために、事業地区内の土地所有者に少しずつ土地を提供してもらう保留地を設け、この保留地を処分して事業費にあてるのである。

地区の状況と施行目的

今は一変してしまった駅下地区であるが、区画整理事業が施行される前の同地区のようすを、一九五四（昭和二九）年一月一七日付けの「認可申請書」でみてみよう。

施行地区は、湯河原駅の下で都市計画道路（湯河原停車場線）と千歳川下流の間、地形的には西北より南東に向かって緩やかに傾斜する、やや長方形の地形である。駅付近には重要施設といえるものはないもの、旧町

役場・会社・商店があり相当の繁華な状態であるが、大部分は水田地帯であった。しかし、温泉の引湯に成功したことで、水田地帯を中心として温泉旅館の新設が目立ち、吉浜海水浴場が隣接していることもあって、新市街になっていくであろうことは予想された。

このように、引湯と吉浜海水浴場の影響により急速な新市街が形成される状況なので、土地区画整理事業により区画街路を系統的に整備し、水路を改廃し、さらに公園そのほかの公共施設を整備し、健全な都市発展の基盤を造ろうとするのが、事業施行の目的であった。具体的な計画内容を概観してみると、

- ① 街路計画 縦横に走る幅員一―一五メートルの都市計画街路の間に、四―八メートルの区画街路を等分して通す

- ② 水路計画 蛇行・乱流する水路を改廃により整備し、東西に六線を配置して排水・灌漑かんがいの用に供する
- ③ 公園緑地計画 本事業により約一万九八〇〇平方メートルを確保し、地区内の九か所に適宜配置する

約五六・六ヘクタールの地域内で、右の公共施設用地として総面積の三〇・六パーセントを確保し、三九・五パーセントを商業地域に、二九・九パーセントを住居地域に用途別とする計画であった。なお、認可申請時の区画整理地内の地権者は四三七人であるが、のちに土地区画整理法適用による区画整理事業では、借地権者も権利者として含まれることになったので、地権者は増えた。

当初、認可申請時の事業着手は一九五四年度で、完了年は一九五七年三月であった。しかも、この期間に施工される工事費は、街路費・水路費・整地費・補償費・換地費・事務費など総額六四〇〇万円である。工事期間四年、実質三年間、国・県からの補助金交付額がはっきりしていない状況で、区画整理事業を進めるといえるのは、財政的にも技術的にも不可能であった。

案の定、当初事業計画期間では、事業進捗の動きはなく、事業費は町の一般会計からの繰入金や町債に依存していた。しかも、三か年度の歳入は、当初予算額の一三・五パーセントしか確保できなかった。さらに、当初の状況と変わり、湯河原駅乗降客の増加に対応できる駅周辺の拡張が必要となり、区画整理事業施行区域変更の申請をすることになった。一九五八年一月二一日に県知事経由で内申した変更理由は、次のように述べていた。

変更理由書

湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理事業については、昭和二十九年十一月一日面積約一七一、五〇〇坪の区域に対し土地区画整理の決定を受け計画準備中の処、湯河原駅周囲の発展著しく、駅一日の乗降人一日平均一〇、〇〇〇人以上に増加し、観光客を吸収する商業地帯狭隘なるため、駅附近を拡張いたしたく、隣接区域約二八五坪を含め合計約一七一、八〇〇坪の土地区画整理事業施行区域を都市計画法第三条により御決定願いたく内申いたします

一月二一日の内申は、同年三月一三日付けで認可されたが、同年二月二五日に県知事経由で、一九五九年度までとする事業年度について、一九六〇年度までとするように変更を申請したが、これは認可されなかった〔事業認可関係〕。

土地区画整理法の適用

一九一九（大正八）年四月に公布された都計法による駅下地区の区画整理事業は、耕地整理法に依拠し、同法廃止後も効力を維持して事業を継続した。ところが、一九五四（昭和二九）年五月二〇日に土地区画整理法が公布された。そして、同法の施行によって、都道府県・市町村は同法施行日から五年以内に土地区画整理事業施行規程を定めた日から、都道府県・市町村は土地区画整理事業を行うことができるということになった。一方、同法施行日から起算して五年を経過した日に、従前から

施行していた土地区画整理は廃止されることになった。したがって、湯河原町も、新たに五年以内に土地区画整理事業施行条例を制定しなければならなくなった。

実際、湯河原町でも一九五八年一〇月に開かれた湯河原都市計画事業湯河原駅下土地区画整理委員会（以下「区画整理委員会」という）で取り上げられ、一九六〇年三月までには区画整理事業は完了しないことが明らかであるため、その対応に迫られた。一九五九年五月二八日に開かれた区画整理委員会では、前年八月に全国の区画整理施行者が建設省へ招集され、湯河原町も新法への切り替えが必要である旨指摘されたことが報告されていた（昭和三三年度 委員会議事録）。

そこで、「都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため」（第二条）、土地区画整理法に基づき施行規程を条例化することになり、町は一九五九年六月二九日に「湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理事業施行条例」を制定した（同年六月三〇日施行、『第四卷』五二）。この土地区画整理法の、特に新規の規定部分は、土地区画整理審議会を設置しなければならなかったことである。そして、この審議会委員は土地所有者及び借地権者のなかから選挙により選出すること、区画整理事業費は土地所有者負担ではなく、施行者、すなわち湯河原町が国・県の補助金あるいは負担金、保留地処分金をもってあてるということになった。以前の諮問機関として設置していた土地区画整理委員会規程には、土地所有者を委員に加えるという規定はなかった。

駅下土地区画整理事業施行条例施行後、最後の土地区画整理委員会が一九五九年七月一日に開催され、六月二六・二七日に建設省及び県の現地指導があったこと、その際、建設省係官から、都市の建設であるにもかかわらず、区画整理地域に灌漑排水路が多すぎるという指摘があったが、市街地としての発展は急速には望めず、

数年は農耕地として使用する必要があるということ、係官に認めてもらったとの町側の報告があり、また、区画整理事業は約四〇パーセントのでき上りであるとも報告されていた（「昭和三二年度 委員会議事録」）。

新法の土地区画整理法による区画整理事業では、さっそく事業計画の変更を余儀なくされた。一九五九年八月三日、千歳川敷を除籍して区画整理地区面積を五五・四ヘクタールに変更する変更届を県知事経由で上申した。これは、同年一月一日付けで認可された（「事業認可関係」）。

減歩と換地

先にもふれたように、土地区画整理事業は、都市計画区域内の土地について、道路・公園・河川など公共施設の整備改善と同時に宅地の利用増進を図る目的で、施行する地域内の土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業をいう（「土地区画整理法」第二条）。この事業における最大の作業は、公共用地の確保と宅地の区画整備である。駅下地区は、総面積の八二・五パーセントが畑・宅地・原野・雑種地を主とした民有地で（『第四卷』五三）、地権者は約五〇〇人となった（「自昭和三十四年十月起 審議会関係書類」）。ということは、公共用地を確保するために地権者から所有地を提供してもらわなければならない、

換地を設定すると云う事は、土地所有者にとり重大な問題であり、憲法にも保障されて居る財産権の変動でもあり、土地の革命とも申すべき非常に重大な事で、子や孫にまで及ぶと云う事になる事です

と八亀武雄町長がのべているように、地権者といかなる利害関係を巡ってまさつが生じるのか、初めての取組みであり、大いに緊張感を伴う事業であった（「自昭和三十四年十月起 審議会関係書類」）。

ところで、公共施設用地を確保するには、どのような作業を進めなければならないかという、まず、宅地の区画整形と減歩を行わなければならない。要するに、公共施設に必要な用地は、各人が所有する宅地から少

しずつ提供してもらうことで確保することになる。宅地の一部を提供するにあたっては、公共施設の配置を定めるとともに、その地区内の各宅地の区画を整備し、状況に応じて宅地の形に変更を加え、変更を加えた土地を従前の土地所有者へ割り当てる。そして、町施行の湯河原町の場合は、土地区画整理審議会の意見を聴いた後に、この割りあてられた宅地を仮換地と指定する。次に、換地計画区域の全部について工事が完了した後に、関係する権利者に換地計画事項について通知し、県知事は換地処分について公告する。この公告があつて初めて、従前の宅地を所有していた権利者は、仮換地と指定されていた土地を所有することになった。これが、仮換地・換地処分の流れである。

先にみたように道路の開設・拡幅、排水路の開設、公園・広場の開設など公共施設計画が増えれば、公共施設用地の面積を確保する必要があり、その分は宅地の一部提供により確保していかなければならない。そうすると、宅地を所有していた権利者は、換地処分の結果、従前の宅地より面積が減るということになる。先にも述べたように、この従前の宅地面積より換地処分後の宅地が減少することを、減歩という。

この減歩の比率が問題となってくるのが、仮換地指定が終盤になった一九五九年後半からであった。一九五七年二月四日の土地区画整理委員会の小委員会である換地委員会では、「減歩率は原則二割五分とし、最悪のときは二割とする」と説明されていたが（「昭和三十二年度 委員会議事録」）、一九五九年一月二七日に開かれた土地区画整理審議会において委員から、路線価によっては減歩率が二割以上のところもあるという指摘に対して、審議会顧問から、減歩は二割強が中心で、最低一割内外、最高二割七分内外を目標としていると答弁していた。この減歩率について事業着手当初は二割五分であったが、その後二割というのが共通認識であったようである。区画整理委員会委員も、減歩率は二割と認識していたようである（「自昭和三十四年十月 審

議会々議録綴)。

しかし、一九六〇年一月五日の同審議会協議会では、減歩率が二割二分であったり、一割五分の事例もあるが、このようなバラつきでは換地計画をやり直さなければならなくなるとまで審議会委員から指摘されるほどであった。この問題について八亀町長は、ある程度、減歩率を緩和すると答弁していた。しかし、同月二五日の区画整理審議会では、減歩率二割を超えていることに、「事務局は不親切である、経過を一つも話してくれない」と不満を表明する委員もいた。これに対して、総務課長は、

当初、昭和二十九年、建設大臣の認可を受け、この計画を始める時は減歩率二十五%で出発したが、途中二十パーセントで行くと云う様な事になったが、二十五パーセントでなければ出来ないと云うのは、駅下の路線は図面の通り非常に路線価の高いもので、これにはどうしても二十五パーセント必要である。

と説明があったことで、先の委員も納得し、以後、減歩率を指摘する発言は出なくなった(「自昭和三十四年十月 審議会々議録綴」)。

一九六〇年に入り仮換地設計の段階になると、町民からの要望・意見・請願などが出されるようになってきた。その最初は、同年二月五日の城堀地区の「換地案に対する異議申請竝に要望書」である。減歩率二割一步六厘を、当初の説明どおり減歩率二割に訂正を求める申請であった。町長は、この一步六厘分は清算金で応じると回答して一件落着いたようであるが、さらに、駅前地区の住民からは、二割を超えた減歩率を清算金で処理することは承認しない、換地計画の再検討を求めるなどの決議文が寄せられた。また、櫻木路線に住む町民からは、路線一帯の減歩率を最高でも〇・〇七パーセントにすることを求め、実行できない場合は、都市計画の実施に反対するという姿勢をみせた。新県道と旧県道に挟まれた極めて狭い地域にある宮下地区の住民から

は、仮換地設計から除外してほしい旨の請願書も出ていた。

換地設計から 区画整理地区内には高低差が大きい土地もあるので、新幹線のトンネル工事が出る捨土で埋め換地処分へ する作業も併せて施工し、整地作業を完了した地区から順次、換地設計作業を進めてきていたが、

換地設計は大幅に遅れていた。この換地設計も、一九五八（昭和三三）年六月二日からの土地区画整理委員会の議題に「換地予定指定調書」なるものが初めて上程されていることからすると、換地設計の作業は進行していたようである。ただし、換地設計は一九五九年度に完了しなければならぬと町長が表明していることからすると、急ぐ作業ではあった（昭和三三年度 委員会議事録）。なお、一九五九年度としているのは、耕地整理法廃止以後も継続して土地区画整理事業は施行できることになってきたが、一九五九年以降は新法である土地区画整理法に依拠しなければならなかった。とはいえ、先にも述べたように、一九五九年七月段階で、区画整理事業は「現在約四〇％位出来上り、六〇％は今後に残されて」いるとの現状を、八亀町長は明らかにしていた（昭和三三年度 委員会議事録）。

区画整理事業も、一九五九年度中には完了しないことが明白であったので、新法である一九五四年公布の土地区画整理法に依拠した事業を継続するために新法への切り替えを行い、一九五九年七月一日をもって駅下土地区画整理委員会は解散となり、以後は「湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理事業施行条例」（一九五九年六月二十九日制定）に基づき、区画整理事業の諮問機関として土地区画整理審議会が設置された（自昭和三十四年十月 審議会々議録綴）。同条例の基本的な部分は「夫々の地主及び借地権者の代表としての委員ができるので、この人達の意見は充分に、この事業にもり込んで行くこうというのが、新しい法律の精神」であると、担当の総務課長が説明していた（昭和三十四年 会議録 議決書）。

一九五九年一月二七日、土地区画整理審議会へ区画整理事業の施行者である湯河原町長から換地設計についての諮問が出され、審議会委員一人、町長初め町職員六人、県職員三人、それと顧問が出席する土地区画整理審議会が開かれ、換地設計が審議された。この作業は、町長がいうように「憲法に保障されて居る財産権の変動」でもある重大な問題であるということで、会期も当日と一月五日から一〇日までとし、この期間に「二十七日より連日連夜、正月も休まず」換地案を継続審議しようである（「自昭和三十四年十月 審議会々議録綴」）。その結果、一九六〇年一月二五日に区画整理審議会会長から施行者である町長へ、換地設計の諮問に対する答申書が出された。これで、換地設計が承認されたので、次の段階は、地権者へ縦覧してそれぞれの地権者から意見書を募るということになる。

一九六〇年二月から、換地設計を地権者へ縦覧に供したところ、実に多くの意見書が町へ提出されたようである。当然ながら、所有する宅地が整形されることは受け入れても、減歩により宅地面積が減ることには納得がいかないというのが通常の感覚であろう。施行者である町当局へ提出された地権者の意見書は、区画整理審議会へ諮問事項として回され、同審議会は意見書の採択・不採択を答申として町へ戻すという流れであった。意見書における最も多いのは、宅地の位置、その次は面積の問題であった。地権者の意見書を採択した場合に、改めて換地設計を実施して地権者の同意を得る形をとるが、意見書を採択した分だけ、その作業は多くなり、また、時間を要した。

次に換地設計が完了すると換地計画を実施し、さらに換地計画を終えた土地に対しては、換地処分を実施しなければならない。この換地計画とは、区画整理前の土地に設定されていた権利を換地へ移行させる手続きで、この手続きにより、各地権者の換地の位置・面積・清算金などが確定するものである。なお、換地の位置を決

めるには住所が必要になるので、一九七〇年八月に字の区域の設定について県へ届け出て、同年八月二十六日に県の認可を得た。また、換地計画は、九月一九日に県の認可を得た。各地権者の換地の位置・面積・清算金などを通知する換地処分も九月二一日に完了した。換地処分が終わると施行者である町は、換地処分された新たな宅地の位置、面積、形状などを登記簿に書き替える。これで、地権者は土地区画整理による新たな土地の所有者となった。同年九月三〇日、換地処分の完了と字区域の設定が県公報に告示され、ここに駅下土地区画整理事業は完了した。じつに、一七年にもわたる事業であった。

ただし、地権者は、これで区画整理事業への関わりが終了したわけではない。清算金を徴収されるか交付されるかという手続きが発生する。この清算金について、もつとも単純な仕組みを紹介しておく。都市区画整理法の目的を「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的と」し、「公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため」に土地区画整理事業を行うとしている。区画整理によって減歩されたものの、整形された宅地が造成され、さらに、例えば縦横に整然と拡幅された道路や排水路が敷設され、公園や広場が近接し住環境が整備される。このようなことから、区画整理前の宅地と区画整理後の宅地の評価額が違ってくる。また、公共施設の位置や幅員によって、同じ割合で平均して換地を割当てることも困難である。どうしても不均衡な換地割当てになってしまう。そこで、この不均衡を従前の宅地と、換地との位置・面積・利用状況・環境などを総合的に考慮したうえで、路線評価法によって評価し、金銭で清算することになっていた。この評価の結果により、従前の宅地の評価額に比べて換地の評価額が高い場合は、清算金が徴収され、一方、低ければ清算金が交付されることになっていた。

第三節 駅下土地区画整理事業と新幹線工事

表 1 駅下土地区画整理総事業費

歳入の部	
科目	決算額
保留地処分金	559,831,393円
県支出金	73,823,000円
繰入金	19,007,347円
繰越金	244,606,541円
諸収入	15,666,711円
雑収入	7,108,807円
町債	70,000,000円
総額	990,043,799円

歳出の部	
科目	決算額
会議費	2,816,718円
事務所費	32,543,962円
総務費	104,383,476円
事業費	371,199,120円
工事費	105,407,103円
公債費	95,555,098円
諸支出金	29,282,374円
総額	741,187,851円

〔資料〕「駅下土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書」

総事業費決算

一九五四（昭和二九）年に着工した駅下土地区画整理事業は、一九七〇年、一七七年をかけて完了した。整理事業のための予算は一般会計とは別に独立した特別会計として編成されていた。区画整理事業の総費用決算額は、表1のとおりであった。

なお、工事費には、実質的な区画整理作業に伴う土木工事費（街路・水路整地費）と土木工事賃金・消耗品費・手数料などの需用費も含まれている。

これに対し歳入面では、事業着工当初は財源を確保できず、一般会計からの繰入金あるいは一般会計前年度繰越金を財源としていたが、区画整理事業が進行するに伴い、清算金徴収、保留地売却による収入があり、これに町債を加えたものを歳入として運用財源となった。

この駅下土地区画整理事業で、町が所有する土地に対し、施工前に道路が占める率はわずか〇・四パーセントであったが、施工後は二二・四一パーセントと大幅に増えた。そのほか公園・広場は、施工前は全くなかったが、施工後は三・四三パーセント、すなわち公園・広場が憩いの場として設けられたのである。民有地のうち、田は施工後に全く失われてしまったが、畑は約九・二倍

増えた。また、宅地は施工前より三二・六パーセントと増加した。こうして、整形された道路と整然と立ち並ぶ住宅により形成される街並みができあがった。

2 東海道新幹線工事

東海道新幹線敷設計画

駅下土地区画整理事業と東海道新幹線工事は密接な関係にあった。新幹線工事が施工されていなければ、駅下土地区画整理事業は順調な進展はなかったとさえいわれている。ここでは、東海道新幹線工事の全容を取り上げるのではなく、東海道新幹線工事と湯河原町との関係、例えば、トンネル掘削工事により排出された土の処理、掘削工事による水道水の枯渇と湧き水の利用などについて、ほかの項での叙述と重複しない範囲で述べることにする。

一九五〇（昭和二五）年六月に戦端を開いた朝鮮戦争は一九五三年七月、国際連合軍司令部総司令官と朝鮮人民軍最高司令官及び中国人民志願軍司令員との間で休戦協定が調印されて休戦となったが、朝鮮戦争による特需景気は、我が国へ一九五五年以降、俗に神武景気とよばれる好景気をもたらした。いわゆる高度経済成長の始まりである。そして、経済成長の流れのなかで東西間の物流と人の流れも顕著になり、国鉄（日本国有鉄道、現JRグループ）は、東海道線の輸送能力の限界を認識するようになった。そこで具体化したのが、新幹線構想であった。

もともと、新幹線のような高速鉄道開発計画は、このときが最初ではなく、アジア太平洋戦争中に軍事目的の弾丸列車敷設計画があった。一九三九年七月に、鉄道大臣の諮問機関として「鉄道幹線調査会」が設置され、同年十一月、鉄道幹線調査会は、東京～下関間を複線・広軌の長距離高速列車運転の答申案を採択した。そし

て、翌年一月、鉄道省の諮問機関である鉄道会議で、「東京下関間新幹線増設ニ関スル件」を可決し、新幹線敷設が決まった（小野田滋「朝鮮海峡トンネル計画とその経緯」『土木史研究 講演集』三四巻）。

下関から海底トンネルで大陸を結ぶという構想もあつた新幹線敷設工事は、さつそく土地の買収が進められ、後の新幹線敷設工事では、このとき買収された用地の一部が利用されたという。しかし、この新幹線敷設計画も、戦況の悪化により断念することになった。強制的に買収した土地代は国債で支払われたが、アジア太平洋戦争後の通貨価値の下落により、国債は紙くず同然になったという。

一九五九年四月一三日、東海道本線東京―大阪間線路増設計画を運輸大臣が認可し、四月二〇日、新丹那トンネル東口で新幹線起工式を挙行し、本格的工事は一九六〇年一月に南郷山トンネル工事、ついで城堀トンネル工事、泉越トンネル工事が始まり、町内での新幹線敷設工事が始まった。

新幹線工事の受入れ

新幹線工事が起工したということは早川―泉間の線路敷設位置も決定したということだ。特に、この工事による影響は、鍛冶屋・宮下で懸念された。一九五九（昭和三四）年七月二七日の町議会臨時会では、さつそく「国鉄新幹線実施に対する受入れの件」が、理事者から報告された。

この報告では、工事によって懸念される鍛冶屋・宮下地域の被害の問題もさることながら、この利害関係のみで町が国鉄と利害者との仲介、すなわち被害者の救済にのみ立つということだけでなく、特にトンネル工事で排出されるとされる六〇万立方メートルの量の捨土、この量は鍛冶屋と駅下土地区画整理地を一メートルの高さに埋めることができる量であることを、町長や一部の議員は国鉄側から聞き及んでいるので、補償問題だけを決めるだけの対応だけでなく、将来の町の発展という視点からも、新幹線工事受入れの姿勢を決める必

要があると報告していた。

この報告後、新幹線設置に伴う対策特別委員会設置の動議が出された。耕地を埋める目的を前提とした委員会設置に反対する意見が出たものの、設置を求める動議によって賛成多数により成立し、一人の委員により構成される「東海道広軌新幹線対策特別委員会」が発足した。

国鉄は、一九五九（昭和三四）年九月に、新幹線工事予定地域の線引きを終えていたようである（昭和三十四年 会議録 議決書）。このような国鉄側の一方的な工事の進め方に対して、同年一月頃になると宮下地区の住民から、何の現地事前説明もなく幅杭工事が進められていることに不満を持つようになり、一二月になると、宮下区の住民は町へ不満をぶつけるようになってきた。

新聞記事によれば、次のような経緯があったようである。宮下区の住民が、新幹線用地の幅杭設定についての説明会を開催しなければ杭設置には応じないとする申入れ書を、東京幹線工事局へ出した。これに対して、工事局が一二月一四日に地元説明会を開くという連絡があったにもかかわらず、いまだに町から当事者への連絡がない。町の担当課である建設課へ問い合わせたところ、特別対策委員会開催中であるので後刻、結果を連絡するとして、一二月一二日現在、何の連絡もないということであった（「東海民報」昭和三四年一二月一三日付）。宮下区の説明会は、東京幹線工事局からの担当者出席のもと、一四日と一八日に開かれたようである（「東海民報」昭和三四年一二月二〇日付）。

一方、鍛冶屋区でも鍛冶屋地区被害者連盟が区民で結成され、「我々は全面的な協力を惜しむものではないが、直線コースについては現在の最高技術をもつてしても絶対不可能であるかを検討した上でなければ賛成出来ない」とした要望書を、工事局へ出していた（「東海民報」昭和三四年一二月二〇日付）。

新幹線工事を巡っての地元住民との説明会では、補償問題が焦点であった。しかも、補償問題の相手方は国鉄であつて、町当局ではない。したがつて、補償が行われたとしても、ほとんど町の公文書には残らない。どのような提示条件のもとに決着したのかは不明であるが、宮下区は二月一八日の国鉄側との説明会の席上、国鉄側が幅杭打ち作業に入ることを承認している。また、鍛冶屋地区についても、一九六〇年一月一四日の説明会で幅杭打ち作業を承認した。

区画整理事業と 新幹線工事の隧道、トンネルの掘削工事で排出される土を、区画整理地内を埋めるための資

捨土利用 材に使うという計画は、駅下土地区画整理事務所側からの発案であつた。というのも、一九

六〇（昭和三五）年五月三一日に開催された新幹線対策特別委員会において、委員会側から「本件「捨土の問題―筆者注」は「都計「湯河原都市計画事務所―筆者注」の要望」であるとしているからである（『第四巻』九四①）。一九六〇年一月九日に開かれた土地区画整理審議会協議会に国鉄側の技師が出席し、「泉越隧道の残土が三十万粒出るので、地主と国鉄と都市計画の計画に合せて作業を進めていきたい」「本格的工事になると一日一萬粒位出る。実際埋立は五月頃である」と説明していた（「自昭和三十四年十月 審議会々議録綴」）。

一方、「すて土は約六〇万粒、これは鍛冶屋と駅下耕地を一米位の高さに埋められる程の土の量」であると、町の総務課長が町議会定例会で紹介していたが、この捨土は一九六〇年一月から着工する南郷山隧道掘削工事排出予定の捨土のことに言及したものである（「昭和三十四年 会議録 議決書」）。なお、捨土について、その量は正確に把握していないようで、一九六〇年三月一七日に提出された東海道広軌新幹線対策特別委員会の報告書では約九五万二〇〇立方メートルとしているが、膨大な量であることは明らかであつた（「昭和三十五年 会議録 議決書」）。その後の土地区画整理審議会協議会では、区画整理地域における捨土埋立て作業の

状況が報告されているが、一九六〇年一月九日に開かれた土地区画整理審議会協議会では、国鉄側が「泉越隧道の残土が三十万粒出るので、地主と国鉄と都市計画の計画に合せて作業を進めていきたい」「無償で行きたいと思うが補償の問題は話し合の余地がある」と捨土処分について補償で対処する方針を示している。補償の対象は区画整理地区内の「地主」で、トンネルから排出された捨土による埋立てに同意した者とみてよいであろう。区画整理地内を埋立地として、「国鉄は残土を処分してもらう費用として坪二〇〇円を支払った」（室伏安雄著『紀行と湯河原史記』）。この一坪（三・三平方メートル）当たり二〇〇円の補償は、「地主」の手に渡ったわけである。

こうして国鉄側は、捨土の投棄場所や投棄費用について解決が付き、一方、町にとっては、区画整理地内の埋立てに要する土砂は、至近距離から国鉄側の搬入費負担で、しかも投棄場所に対する補償もしてくれるという好条件で事業を進めることができたのである。なお、この捨土は、統合湯河原中学校の校地埋立てにも利用された。また、現在、浄水センター・海浜公園がある一帯は、かつて何もない海岸線であったが、泉越トンネルの捨土により埋め立てられた。埋立て工事は、一九六五年五月一日に完了した。その後、民間企業の白雲閣観光開発が白雲閣ビーチを完成させたが、一九六七年九月、台風二二号の影響による高波で浸水してしまった。

道路と飲料水の補償問題 先にも述べたように、直接、国鉄が被害者と補償処理をしたものについて記録は残らないが、**補償問題** 町当局が仲介者となった補償問題については、現状ではすべてではないが残されている。

例えば、南郷山トンネル工事による道路の損傷被害があった。鍛冶屋地内の町道である新崎通りは、鍛冶屋地内唯一の車道の幹線道路で、鍛冶屋会館―東海道本線西ガードを経由するバス路線であった。日常は、小型

四輪車・三輪自動車・牛車・リヤカーが行き交い、交通量は多いほうであった。ただし、道路は曲がりくねり、三・四メートルほどの道幅の個所が多かった。

ところが、新幹線工事が始まると、海岸方面へ捨土の搬出入に往復する大型ダンプカーによる被害が顕著になった。捨土を満載したダンプカーは、その重量のために路盤沈下・路床破壊、これらによる水道管破裂といった被害を発生させた。新幹線工事が始まる前の一九五七（昭和三二）年頃に、新崎通りの一部区間を町のほうでコンクリート舗装をしたが、新幹線工事が始まると、またたく間に路面はひび割れ状態となった。路面の損傷により、昼間はもとより夜間の歩行にも危険が伴うので、地区内の人たち全員の勤労奉仕で、道路補修作業を行うこともあった。地域の住民は、なぜ自分たちが道路補修をしなければならないのかと不満を抱くようになったという。ダンプカーは道路の損傷ばかりではなく、橋の欄干、ブロック塀・石塀、土留め壁を壊すといった様々な被害を与えていた（『自昭和三十四年五月 至昭和三十七年 日本国有鉄道と東京幹線工事関係書類』）。

実は、新幹線工事を始めた国鉄側も、鍛冶屋の道路は狭いということでも危険であり、新幹線工事に支障があることは認識していた。そこで、右区間の作業用道路確保のため必要な敷地を買収することになり、地主との交渉と買収は町が行ったが、買収金額六〇〇万円と工事費は一切、国鉄持ちであった（『第四卷』九五・九七）。



作業従事のため集まった鍛冶屋区の人々

町民生活で新幹線工事によって大きな問題となったのは、飲料水の枯渇であった（なお、上水道については、本章第四節）。工事によって、飲料水は極端に減少するという事態となった。例えば、宮下簡易水道では、一九六〇年五月頃の湧水量は毎分三〇〇〇リットルであったが、二年後の一九六二年七月頃には毎分一八五〇リットルとなり、一日五〜六時間の給水制限をしなければならなくなった。また、尾崎水源でも新幹線工事前は、毎時七〇〜七五トンの湧水量であったが、一九六一年になると毎時二五〜三〇トンに落ち込んでしまった。なお、宮下簡易水道では、泉越トンネルの湧水を利用できるようになった。尾崎水源では、城堀トンネルの湧水余水を取水できるようになり、その取水施設費も補償された。町側が国鉄に要望していた補償金は、交付金という名目で、ほぼ全額が支払われたのである（『第四巻』九八・九九）。



すれ違いも難しいダンプと牛車

第四節 インフラ整備の推進

1 上水道

水のある暮らしと 一九五五（昭和三〇）年の湯河原町誕生を機に、町内の上下水道や道路など、町の産業や簡易水道 人々の暮らしに直結するインフラ整備がようやく糸口につき、自治体としての基盤整備が進むことになった。合併以前の段階から、時代の制約を受けながらもこの方面の環境設定が続いていた。こうした事業は重要な行政課題の一つで、歴代の首長が大きく力を注いだ政策の柱であった。以下その動向を見ていくが、上下水道の普及については、事業の一貫性を考える上で、高度経済成長期以後の時代も含めて見ていきたい。

ところで、日々の生活にきれいな水が大切であることは言うまでもない。産業の基盤であると同時に飲用や調理・洗濯・入浴などの生活用にも水資源の確保は行政上の重要な責務の一つである。

湯河原町には主な河川として新崎川・千歳川・藤木川（落合橋まで）の三系統があり、町に降る雨のほとんどはこの川に注ぎ込み相模灘へと流れ下っている。こうした流水の他に多くの湧水地点もあった。それらは清流で、はるかな昔から暮らしの拠点となり、周辺に集落が形成された。それは町内に分布する「沢」や「窪（久保）」などの地名や、屋号などに痕跡を残している。例えば福浦・川堀・吉浜・鍛冶屋・宮下地区の「いどばた」、福浦・吉浜・門川・宮上・宮下の「かわばた」あるいは「かわせぎ」といった屋号がそれを物語ってい

る（湯河原町教育研究会編「郷土湯河原」第一八集）。さらに水神講という講の活動も続き、長らく水に感謝し、大切にしてきた先人の思いを伝えていく。

一方、真鶴町では有力河川に乏しく、関東大震災の折には消火用の水が足りず、土をかけて消火に当たったという記録がある（『真鶴町史』通史編）。湯河原町内でも、真鶴町に隣接する福浦地区では、数軒で共同の井戸から取水する暮らしが続いており（『神奈川新聞』昭和三二年二月一日付）、水の入手には大きな困難があった。かつて「福浦には嫁にやるな」という言い伝えがあり、水くみが主婦や子どもの日課であった地区の長年の苦労をしのげる（湯河原町教育研究会編「郷土湯河原」第二集）。

さて町では明治期までは湧水や井戸水を利用してしたが、大正後期頃から簡易水道による給水が行われるようになった。簡易水道は知事の認可による事業で、組合員の手で維持管理や検針業務が行われていた。水道料金が安価にすむという利点もあり、町には九つの簡易水道が機能していた（『第三卷』第五章第四節）。

簡易水道の取水地点の多くは海拔二五〇メートル以下にあり最上流を水源にしていない、という弱点があった。また表流水への消毒が必ずしも完全ではなく、時に土砂の流入による濁りが生じ、衛生上に問題を抱えていた。さらに大量の放水を伴う消火活動などにも限界があった。一九五九年から翌年に行われた小田原保健所による



水車（鍛冶屋 北村敏子氏蔵）

水質調査結果では、簡易水道に大腸菌の検出が多く見られ、「飲料不適」との評価があいついで出されていた（昭和三十年 簡易水道書類綴）。

県内では、幕末の開港場や軍事施設の拠点である横浜や横須賀で水道条例により整備が進められていた。熱海でもその頃から水道が整備されているが、それには旅館の水需要に加えて、皇族の御用邸や華族の別荘を多く抱えるという事情があった。その点、湯河原町の立ち遅れは大きく、明治から大正期に発生した赤痢やコレラ、あるいはチフスなどの多発を見ていたが、簡易水道の利用は長い間の習慣として続いていた。

上水道の敷設

昭和期に入っても町の水事情には依然として課題があった。一九二九（昭和四）年の東海道線泉越トンネル掘削工事による大量の湧水が宮下を中心にした地区に供給されるようになっていたが、大手の旅館では私費の相当額を投じて数キロ先から水を引くことを余儀なくされ、しかも雨が続けば泥水になる、ということも観光地の評判を落としていた（湯河原新報社編「湯河原のあゆみ」一号）。

ようやくアジア太平洋戦争が終わり、民生に目を向けるゆとりができればはじめ、町の基幹産業である観光は面目を一新した展開を見せるようになった。浴客が増えるにつれて、質も量も十分な水の供給はいっそう切迫した状況になっていた。町当局はもちろん、当時の神奈川県知事であった内山岩太郎も、本町の上水道整備を国内観光だけでなく、国際的観光地に成長するための重要な布石ととらえていた（「神奈川県新聞」昭和二六年四月一日付）。この当時あった九か所の簡易水道を利用する家庭は約一四五〇戸、八〇〇〇人を数え、町人口約一万人）の八割を超えていた（「神奈川県新聞」昭和二七年一月二九日付）。合併前段階の旅館五一軒は、ほとんどが簡易水道の利用で、井戸水の利用は数軒、全体の二八軒にあたる五五パーセントが水不足を訴えているという窮状がある（「箱根周辺地帯―主として湯河原町について―」）。

これにメスが入ったのはその二年前のことで、旧・湯河原町議会に水道施設特別委員会が設けられ、既存の簡易水道の全体像を明らかにしたことに始まる。この結果、九水道組合とも水量・水質・設備などに条件を欠くものが多く、その報告を踏まえて近代的な町営水道の敷設が糸口だったのである。一時、水に恵まれていなかった足柄下郡の真鶴・福浦・吉浜・岩の四地区に県営水道導入の計画があったが、すでに一九三八年から吉浜ではすでに上水道があり、水源となる新崎川上流の耕作者たちからの反対があり、吉浜は新計画には反対の立場であった（『第二巻』一六二―一七四）。吉浜上水道では人口増加などにともない一九五四年から拡張工事が進められた。

上水道と簡易水道

一方、簡易水道は引き続き広く利用されており、これらの水質についての調査結果がある（「神奈川新聞」昭和三八年二月九日付）。これによれば、そのままでは「飲料不適」の判定のものがあり、十分な安全性からは遠い実態にあることが報告された。この時期には、井戸水を利用する家庭もあったが、駅下地区では開発にともない、鉄分を含む水が出始めるなどして不便をきたしていた。また初期の上水道にも問題があった。一部の地域では計量器を取付けないまま利用したため、一九六〇（昭和三五）年に既設利用者との間に不公平が生じるなどの紛糾があり、軌道に乗るまでの道のりは平坦ではなかった（『第四巻』六四）。その頃に、鍛冶屋地区で河原の水源探しをした、という記録があり（「内藤喜一日記」一九六三年、鍛冶屋 内藤スミ子氏蔵）、上水道とは別に水場の選定が行われていたことは興味深い。

町営の上水道は吉浜上水道と湯河原上水道が両輪をなしていた。両上水道の変遷は表1のようになる。町は一九六一年八月から翌年にかけて各地区の簡易水道を町営水道に一本化する構想を立て、一九七四年、町議会に「簡易水道統合促進特別委員会」が設置され合併への動きが加速した。一九七五年中にすべての簡易水道が

第四節 インフラ整備の推進

表1 上水道事業の変遷

(1) 吉浜上水道事業

年 度	名 称	計画 給水人口 (人)	一人一日 最大給水量 (ℓ/日)	一日最大 給水量 (m ³ /日)	備 考
1938	創設	5,900	180	1,062	
1954	一期拡張	9,400	210	1,974	
1961	二期拡張	10,000	210	2,100	
1966	三期拡張	10,000	350	3,500	
1969	四期拡張	13,000	885 (808)	11,500	真鶴分水 1000m ³ /日
1976	五期拡張	14,300	1,007 (867)	14,400	真鶴分水 2000m ³ /日
1984	変更	14,300	1,007 (797)	14,400	真鶴分水 3000m ³ /日
1987	六期拡張	13,600	1,190 (969)	16,180	真鶴分水 3000m ³ /日
1996	七期拡張	19,100	890 (733)	17,000	真鶴分水 3000m ³ /日

〔注〕 () 内は真鶴分水を含まない。

(2) 湯河原上水道事業

年 度	名 称	計画 給水人口 (人)	一人一日 最大給水量 (ℓ/日)	一日最大 給水量 (m ³ /日)	備 考
1950	創設	12,000	400	4,800	
1967	一期拡張	10,500	750	7,875	
1989	変更	5,300	1,849	9,800	

〔資料〕 『湯河原町地域水道ビジョン（概要版）』

七八年に宮上の簡易水道組合が統合され（平成八年 度 経 済 常 任 委 員 会 一 九 九 六 年 一 二 月 一 七 日）、徐々に町営水道へ一元化が進んでいった。その後も、残る宮下・城堀・門川・上野山の四簡易水道は町との間

統合されれば、設置費用の半額を県から助成されるという見通しであった。しかし町営化した場合の水道料金が割高になり、利用予定者からの賛同が得られず、委員会はその後解散した（「議会ゆがわら」二一九号）。その直後の一九七五年三月に起こった腸チフス集団発生を機に、簡易水道のあり方に疑問が投げかけられるようになった。事件の教訓や保健所などによる強い指導を機に、その六月には君ヶ里、一九七七年に理想郷、

で、統合に向けた協議を重ねたが、時期尚早ということで統合には至らなかった。

門川簡易水道組合

先述の四簡易水道のうち、門川地区ではほかとはやや異なる経緯から水道事業が進んでいた。

門川地区では古く宮下簡易水道から泉越トンネルの分水を仰いでいたが、一九三四（昭和九）年に旧湯河原町からの助成金をもとに簡易水道組合が設立された。水質は保健所の検査を通過していたが良質な原水ではなかった。高度経済成長期に宮下地区は人口が増加して水需要も増え、同地区からの分水が困難になった（「議会ゆがわら」二九号）。

さらに一九八五年頃から、水質悪化や本管老朽化などの問題が進み、統合への機運が高まっていた。しかし仮に統合しても、引き続き水圧不足にともなう水量への不安や赤水といった懸念が残された。しかも統合後、町営水道料金が適用されると、約七割の値上げになる、ということから、当面、慎重にならざるを得なかった。その頃、長年の懸案であった下水処理場新設にあたり、門川地区が受入れ予定地になっていたことが水道問題を前進させるきっかけになった。一九八五年に下水処理のための浄水センターが供用を開始した。この施設受け入れには地元の理解と協力を得るべく、長期の協議が続いたが議論の前提として、門川区への手厚い配慮が優先された。

一九九五（平成七）年秋、建設受入れに対する補償的な意味合いとして、町と区役員の間にも上水道への早期移管案が浮上したのだった。この時に水源を変えるのが将来的にも有意義である、との見地から、町は県への補助金などを要望し、一九九九年頃の完成目標を立てた。

そのための用地として現役場庁舎の北西に位置していた旧国鉄官舎の跡地約一〇〇〇坪に白羽の矢が立つ

た。ここに配水池や中間浄水池・ろ過機などの施設を建設し、南郷を水源とする水を引き、門川へ給水するという計画である。この事業は、県からの補助金一億四〇〇〇万円なども含めて、総経費約一〇億円に迫る規模のものであった。水道料金の値上げ問題は、数回に分けて段階的に引き上げをすることで負担の軽減をはかった。

同じ一九九五年一月に阪神・淡路大震災が起き、その時には配水池の崩壊という報告はなかったが大きな施設ができる城堀区住民の不安を考慮して、半永久的な強度の施設建設を優先するものとした（平成八年度「経済常任委員会」一九九六年二月一七日）。

こうして門川の簡易水道統合は一九九九年七月に町との協定書調印で完了した。古く一九三四年に門川簡易水道組合として発足し、ここに泉越トンネルの湧水などを利用していた六五年の歴史に終止符が打たれた。

真鶴地区は有力な水源がなく、真鶴町では苦しい生活が続いていた。この事情は福浦村
真鶴町への給水事業

も同様で、町村合併の組合せなどにも微妙な影を落としていた。各地区で水を確保するための努力はあったが、十分な成果はなく、一九五四（昭和二九）年、真鶴町は県営上水道を敷設して水需要をまかなう計画を一応の解決策とした（『真鶴町史』通史編）。最終的に湯河原町と真鶴町との合併は実現しなかったが、合併協議には、真鶴町側に湯河原町からの送水に期待する意向があった。こうしたことから、その後も消防事務や火葬場の運営、し尿処理などの広域的課題と並んで、両町の間で水面下の協議が続けられた。湯河原町としても、真鶴町（昭和三十一年に旧真鶴町と岩村が合併）の窮状を理解してはいたが、町民生活の進展とともに、温泉観光地という足元の事情をみれば、絶対的な水資源量がある、というわけではなかった。

しかし一九六〇年以降は個々の自治体の枠を超える行政対応を必要とする時代でもあった。両町についてい

えば、それは一九六八年の「し尿の処理委託に関する暫定契約書」から始まる一連の動きに象徴されている。湯河原町は長年、し尿処理対策に苦慮していたが、一九六五年に「湯河原町・真鶴町環境衛生事業推進協議会」を結成し、し尿処理場建設や飲料水について話し合うことになり、一九六八年の協議で、真鶴町に処理を委託することで着地点を見出した。その後、一九七一年に「湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会」と改称した。

一九六八年の前掲「暫定契約書」締結の際の交換条件として両町の間で飲料水供給についての覚書が交わされた。翌年実施予定の「水道施設拡張事業計画」に基づき一九七〇年七月には吉浜上水道拡張工事が完了し日量一〇〇〇立方メートルの分水を開始した。一九七六年には日量二〇〇〇立方メートル、一九八四年からは予定の日量三〇〇〇立方メートルになった(表1)。

しかし降水量の変動から、安定的な水の供給維持には難点があり、真鶴町側から増量期間の延期を申し込まれることがあった。湯河原町としても隣町の自助努力を要請しながら、県からの働きかけを継続する必要があった(『第四巻』六八)。

表1でも触れたが、町の上水の系統は湯河原上水道と吉浜町営水道とその発展

上水道との二つである。

まず湯河原上水道についてであるが、この水道の原点は一九三四(昭和九)年の計画である。それによれば一九四〇年以降に整備を進める予定であったが(『第二巻』一六八①)、戦争による中断があり、一〇年を経て一九五四年の実現を想定し、一九五〇年一月二三日の厚生省神衛第二五九号によって給水計画の認可を受け創設した。この時期、合併前の旧湯河原町には約一万人の人びとが暮らし

570円	580円	600円	650円
横浜川崎	三浦	南足柄	
			開成

第四節 インフラ整備の推進

ていたが、将来像を見越した人口規模を一万二〇〇〇人においた。そして一日につき最大給水量を四八〇〇立方メートルと見積もり、一日一人当たり四〇〇リットルを供給枠とし、一九五六年に事業が完了した。

その後、一九六七年には給水量の増加と浄水方法の変更のため、給水量の変更認可を受け第一期拡張事業を行った。

一方、吉浜上水道は湯河原上水道より一歩早く一九三八年に認可を受け創設されていた。その後、一九九六（平成八）年まで七期にわたる拡張工事を行い、区画整理による人口増加や真鶴町への分水にも対応した。

参考に、一九七八～一九八一年頃の水道料金についていくつかの市町と比べてみると表2のようになる。

表をみると、湯河原町の水道料金は比較的に安価である。門川簡易水道組合は一〇立方メートル当たり四〇〇円、城堀・宮下簡易水道組合は同じく三〇〇円となっている。その理由として、原水がきれいであると薬品を使わないという事情があった（「広報ゆがわら」三八四号）。

町営水道は安全性を継続的に維持するため、つねに先行型の施設拡充や水資源確保に努めなくてはならず、そのための費用は大きくならざるを得ない。一九五五年以降の町営水道料金は一九五九年までは一立方メートル当たり一五円、一九六四年までは、一立方メートル当たり二〇円となっていたため、一九七〇年代の

表2 10m³当たりの水道料金比較表

料金	300円	350円	360円	420円	430円	450円	480円	490円	550円
県				*○					
市	*秦野			座間	横須賀 小田原				
町	湯河原	箱根	*山北		愛川	松田	中井	大井	真鶴

〔資料〕 「昭和51～57 真鶴分水に関する綴」

〔注〕 *印は8m³の料金

中頃には、水を作れば作るほど台所事情は苦しくなるといふ事態になっていた。そのため給水条例を改訂して料金値上げに踏み切ることになった（「広報ゆがわら」一九九号）。その後も水道行政への協力を得ながら経営合理化を進める、という両面での対応が続いた。

これからの上水道

町営水道の整備が進み、供用はおおむね順調に進んでいった。一九七七（昭和五二）年「県勢要覧」の県内市町村の水道普及状況を見ると、県全体では九八・六パーセントであるが、

湯河原町だけが一〇〇パーセントに到達している。そこには水道行政に力を尽くした歴代町政の姿勢が反映されている。井戸水の利用に終止符がうたれ、公営水道と簡易水道との両輪が、生活や産業の基盤整備を一定の水準に押し上げていたことがあげられる。それでも依然として三割近い住民の生活は簡易水道に依存するという珍しいかたちの町であった。

その後、歴年の「統計要覧」によれば、簡易水道の給水人口はゆるやかに減り始め、二〇〇〇（平成一二）年を境に減少傾向をたどることになった。

さて、水道事業は完成後も長期の経営には避けて通れない課題がいくつかわる。まず、かなりの量に上る漏水への対応である。町民の生活用や営業用のほか、とくに温泉・観光業を維持するために必要な給水量は連年、増加の一途をたどっていたが、漏水による損失は大きかった。

町もかなり前から、この問題には頭を悩ませており、主に広報などを通じて頻繁に節水の協力を求めている。

総給水量のうち、水道料金として収入のあった水量の比率を示すものに有収

図1 水1m³を供給するには

昭和54年度決算における町営水道は、水1m³（30円）を給水するのに35円53銭の費用がかかりました。その差額5円53銭は、水道利用加入金などで賄われています。しかし、物価の上昇に伴う諸経費の増大などにより、年々その差額は大き

くなり、水道事業の経営を圧迫し、多大な負担を強いられています。多額の資金をかけてつくられた水。わたしたちの暮らしに一日たりとも欠かさない水。——大切に使いましょう。

給水原価（決算時現在）

年 度	50	51	52	53	54	55（予算）
給 水 原 価	19.08 ^円	21.68	25.27	29.19	35.53	36.68
比 率	100.0	113.6	132.4	153.0	186.2	192.2

*50～53年8月までの水道料金は1m³当り20円、53年9月1日からは1m³当り30円となっています。

「広報ゆがわら」230号

率という指標がある。この比率が一〇〇に近ければ、より給水に見合った収入があることを示している。町の水道の有収率は一九六九年段階で六割台であり、以後、漸増の傾向を維持し改善の方向にはある。それでも三割をこえる逸失がある事実はいっそうの努力を迫るものである。漏水のほか、採算につながらないものに、消火のための用水や計量器の誤差といったこともあり、時間をかけて有収率を一〇〇に近づける努力が必要である。

さらには水源の環境維持という課題がある。町は背後に尾根筋が迫り、小規模ながら湧水には恵まれている。この自然美はまた集客の拠点にもなっており、城山や幕山をはじめとする公園やゴルフ場が営業し、年間を通じて多数の利用者が訪れる場所になっている。しかし観光開発と環境の維持は相反する面があり、水源の問題にも表れている。

有力な水源である新崎川の幕山浄水場周辺には湯河原梅林が広がっている。春の観光シーズンには梅が咲きほこり、多数の観光客が訪れている。梅林がオープンしたのは一九九六年のことであるが、すでに一九七〇年代の後半には、需要の多い時期に取水量が減るといふ現象があらわれ、さらに廃棄物などの違法投棄があつて、水質の悪化が懸念されていた。町は小田原土木事務所と協議し、安定した量の水を確保するために取水地点の変更を行った（「整理番号一四一〇〇水道台帳 神奈川県湯河原町（吉浜）上水道事業」）。

また、マンションなどの開発行為とそれともなう配水工事がある。一九六五年頃から、箱根町や湯河原町は空前のマンション建設のラッシュを迎えた。一般的には新規の住宅地や施設の開発範囲は駅周辺から始まり、地価などとの関係で徐々に丘陵方面に進んでいく。その後は、さらに高台に向かって住宅圏が拡大する、という段階をたどる。平地の少ない湯河原町でもこの傾向がつよく、必然的に生活排水の増加が湧水に悪影響

を与えるという危険性があった。

限られた水資源の有効活用を考えれば、町民全体の協力が絶対の条件であり、地球規模の環境意識と長期的展望に立った水利用を考える時代を迎えている。

2 下水道

高度経済成長と きれいな水の供給とならんで、快適な暮らしには清潔な排水環境も欠かせない。当然、観光

町の下水事情

施策からも、衛生面の整備は優先課題になる。町と上下水道の関係を人体と血管にたとえれば、

下水道は動脈の、下水道は静脈の働きにあたるだろう。両系統の円滑な流れがいまって健康な地域や身体が維持できる。

消費生活を送る上で必然的に相当量の廃棄物や生活排水が生じる。可燃物であれば焼却できるが、雑排水や排泄物の処理には別の方策が必要になる。農業が中心の時代には、し尿などの下水は雨水ともども田畑の肥料として活用されていた。一方、こうした段階では、悪臭や蠅の発生をはじめ、赤痢や疫病など洪水を機に猛威を振るう伝染病も発生した。

古く、一八九六（明治二九）年の温泉排水用の土管埋設や、一九二九（昭和四）年には衛生組合による伝染病予防などの動きはあったが（『第二巻』七五・二三五）、個別・散発的な対応にとどまり、町全体を網羅するには至らなかった。

創刊して間もない「湯河原広報」二号では「清潔な町を建設しましょう」と掲げられていて、観光振興への配慮と同時に町の衛生状態改善へのスローガンが打ち出されている。さらに一九六二年二月の広報にも「町内

美化運動始まる」と題して「ごみを河川へ投棄しない」ことが謳われ、湯の町にふさわしい環境を目指すことが強調されている（「湯河原広報」一八号）。これは東京オリンピックをひかえて県が予算化した事業に乗る形で行われたもので、はからずもそれまでの対応の遅れを示すことにもなった。

このような掛け声は出されたが、一九五〇年代では下水道による一括処理という考え方はまだ確立されておらず、流水に恵まれていた環境ゆえに、排水への危機意識はつよくなかった。したがって、生活排水や温泉の廃湯、塵芥・厨芥の一部、さらに、し尿などは川や水路、あるいは海洋へ投棄されるのが常態であった。

それでも生活物資の多くが単純な有機物であった頃には、そうしたかたちでの自然界での分解・吸収に支障はなかった。しかし時代をおうごとに、悪臭や美観を損ねるといった次元とは異なる新たな問題が生じてきた。高度経済成長期の電気洗濯機や台所用洗剤の普及にともなって使用される合成洗剤の出現が転機となり、排水をめぐる情勢の変化が決定的となった。とくに下水中に含まれるリン化合物は、洗剤や肥料の混入で増加し、その数値が高いほど富栄養化が進み、プランクトンの異常発生などの水質汚濁の原因になった。

こうして河川や湖沼などの環境をゆがめ、いっそうの悪臭を引き起こして時間がたっても消えない泡や、工場からの廃液が水質のさらなる悪化を招いた。これに対して、広報などを通して、上水道利用上の節水と並び、排水に関しても再三の注意喚起が繰り返されることになった。

ここで日常生活での水の消費量に目を向けてみよう。

一九七八年のものだが、家庭の一日平均使用水量について紹介した広報記事（一九五号）がある。これによれば、①炊事六〇リットル、②洗濯一〇〇リットル、③手洗い一〇〇リットル、④入浴一〇〇リットル、⑤その他四〇リットルとなり、合計約四〇〇リットルに及んでいる。このうち食事などを通じて人体に吸収される

分を差し引いても、膨大な量の水が屋外に放出されることになる。一九七八年当時の町内世帯数はおよそ七四〇〇世帯なので、住宅排水だけで化学洗剤を含む日量約三〇〇〇トンの排水が生じる。旅館などからの分も加えれば、より大量になる。これを河川への放出だけで処理した場合、環境への相当の負荷が心配されたのだ。た。

我が国は高度経済成長がもたらした負の側面である公害の時代を迎えていた。四大公害は人命に多大な影響を与え、悲惨な健康被害をもたらしていた。とりわけ、熊本県の水俣病と新潟県の第二水俣病、富山県のイタイタイ病は有機化合物などによる水の汚染に起因するものであった。これらの出来事は町の下水道とは直接の関連性はないが、高度化した産業あるいは大量の生活排水が環境にもたらす影響の大きさが深刻な時代になっていった。

この時期、長いあいだ町民の暮らしとともにあった川の様子は様変わりしていた。一九五三年には、将来の町の発展を期して駅下地域を中心とした大規模な都市計画事業が始まった。さらに新幹線工事にもなう捨土で水田が埋め立てられるという環境の激変があった。市街地が広がり、着実に人口が増加していったが、排水整備は手つかずであった。

やがて清流からは魚影が去り、小動物や水鳥が次第に姿を消していった。河川が行き着く海でも、昔ながらの魚種と漁獲量に大きな変動がみられるようになっていった。

高度経済成長にともない、量的に増大し質的に悪化しつつある産業・生活排水の状況から、政府は一九五八年に「工場排水等規制法」と「水質保全法」による規制を強化したが、一九六七年の「公害対策基本法」で明確に「公害」という視点から、事業活動による排水に大きく規制を加える方針を確定した。

社会問題化した環境の危機に対し対応を迫られた政府は、一九七〇年に「水質汚濁防止法」を制定した。

ところで一般家庭の下水事情とは性格を異にするが、日々大量の排水を行っている温泉旅館にも課題があった。

地域の温泉旅館は、右に述べた排水処理をまだ深刻な問題ととらえていなかったが、一九七四年に「水質汚濁防止法施行令」の一部改正が行われ、排水日量が五〇立方メートルを超える旅館やホテルには、排水成分の生物・化学的数値を一定水準に維持しなくてはならない、という管理義務が生じた。従来、どちらかといえば、量を念頭に置いた排水の処理が、その質を問われる段階になったのである。旅館経営者にとってはそのための設備投資が必要となり、新たな経済上の負担になった。公害という現象と地域観光が決して無縁ではなく、観光事業も社会的な責任を負う立場にあるという現実が突きつけられる時代を迎えた。

下水道整備の経緯

湯河原町でも周辺観光地の動きに呼応して、下水事業に向けた計画が始まった。特に温泉観光地としての性格上、一般家庭からの排水以上に大量の排水があった。洗い場の排水は

下水として処理されていたが、浴槽からの温泉排水は雨水と同じ流路に入り、河川に流れ込んでいた。これも含めた処理には継続的で系統的な下水道対策の必要性は待たなすであった。

ところで下水道の集約的処理のためには広い敷地や施設とやらんで、専用機械の導入と維持・管理が求められる。さらに多様な専門職員を必要とするという面があり、一自治体でまかなうにはかなりの財政的な負担が生じる。地中で血管状に広がる配管設備は、公的建造物としては住民の目に触れにくく目立たないという特徴がある。生活上、いったん側溝に排出された汚水には関心が向かず、日常つよく意識されることはない。しかし文字通り「緑の下」にあって、衛生的で快適な暮らしを支える極めて重い使命を担っている。

本町でも、計画から完成まで高杉・杉山・小澤の三代にわたる町長が担当し、十数年を費やす歴史があった。必要経費の確保はさらにさかのぼって、八亀町長時代の一九五八（昭和三三）年「駅下土地区画整理事業」を行うために都市計画税の徴収が始まる。この課税目的として、道路や公園整備などのほか、下水道事業にも充当するという一項があつて、今日でも継続して徴収されている（「議会ゆがわら」一〇二号）。このように町の下水道整備は、アジア太平洋戦争後の町政が継続的に取組み、あわせて約三〇年を投入した難事業であつた。

下水道事業の開始

下水道敷設への声が上がっていた一九六一年（昭和三六）年の全国普及率ほどの程度かというわずかに六パーセントという水準であつた。数年後の東京オリンピック開催をひかえ、当時の建設省（現国土交通省）などは整備の普及を目指して、「全国下水道促進デー（現下水道の日）」（九月一〇日）を制定してその意義を強調した。

湯河原町でのこの事業の発端は、一九六〇年の「新町建設

図2 下水道のあゆみ

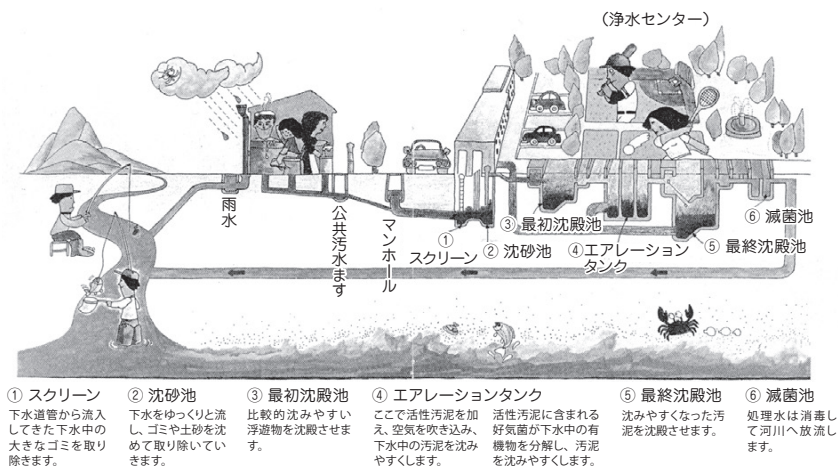
昭和43年 9月	公共下水道事業基本計画を策定
昭和47年11月	湯河原町都市計画公共下水道全体計画設計を策定
昭和48年 8月	下水道事業計画の決定について、町都市計画審議会へ諮問
昭和49年12月	都市計画法、下水道法に基づく事業認可 (昭和49年度～昭和54年度)
昭和54年 8月	浄水センター建設実施設計委託
昭和54年11月	下水道事業計画の一部変更について、町都市計画審議会へ諮問
昭和55年 3月	都市計画法、下水道法に基づく変更認可 (昭和55年度～昭和59年度)
昭和55年 9月	湯河原町浄水センター建設工事（水処理土木）着手
昭和56年 9月	湯河原町浄水センター建設工事（管理棟土木）着手

「広報ゆがわら」246号

基本計画」で、すでに概略ながら環境衛生への配慮が打ち出されている。しかしその実現に向けては、国からの補助金や借入金のほか、相当の町費を要する難事業であることが大きな足かせになっていた。下水道の必要性は理解できていても、その財政負担を考えると、住民感情は複雑であった。隣接する熱海市では古く、一九五一年の区画整理事業実施地区での管渠埋設工事から、一九五二年の渚簡易処理施設において排水処理をしたのが下水道の始まりであった。そして一九五七年の「下水道十年計画」によってようやく本格化した（熱海温泉誌作成実行委員会編『市制施行八〇周年記念 熱海温泉誌』）。箱根町では激しい分譲地・ゴルフ場開発や道路工事の進行で芦ノ湖や早川の水質低下が問題視されて敷設が迫られ、一九七三年に公共下水道が着工された（神奈川県都市部下水道課編『かながわの下水道事業のあゆみ』）。

本町では両地域からは遅れて、ようやく予算の見通しの立った一九六八年九月に「公共下水道基本計画」を策定し、これに沿って計画が具体化した。一九七三年八月

図3 下水道のしくみ



「広報ゆがわら」246号

に「浄水センター建設計画」が立てられた。この施設建設の候補地に選ばれたのは、一九六七年九月に台風による高潮で浸水した白雲閣埋立地の跡地であった。

周辺住民からは下水処理で生じる臭気に関する陳情が出されるなど曲折を見たが、一九八〇年に着工し、一九八五年から段階的に供用が開始された。これは県下の町村で初めての自前の下水道として注目された（「神奈川新聞」昭和六〇年三月一〇日付）。この結果、家庭で使用する洗剤やシャンプーなどに含まれる「リン化合物」が段階的に減少して水質は向上していった。これにより、湯河原海岸ではハマグリ復活が見られるほどになったという報告があった（「広報ゆがわら」六二二号）。

一九九〇（平成二）年を迎える頃の本町内で下水道が接続可能な区域の世帯数は六五九〇世帯ほどで、このうち接続世帯数は四二二八世帯、未接続世帯数は二三六二世帯である。それぞれ六四パーセント、三六パーセントという比率になる。つまり、およそ三軒に二軒は下水道を利用しているが、力を入れた事業にも関わらず十分な成果につながっていなかった（「広報ゆがわら」三三三三号）。この間、町も手をこまねいていたわけではなく、下水道の意義の理解を深めるための方法を考え、水酸化、環境の改善、水質の保全やひいては浸水防止につながるなど、導入による効果を強調した（「広報ゆがわら」二七〇号）。

その後も下水道環境を維持するための啓発が続けられ、「ゆがわら いきいき下水道のまち」と題したパンフレットなどを通して、児童にもわかりやすい表現で、清潔な環境づくりを訴えている。誌面では下水道を「目に見えない魔法のトンネル」と表現し、「きれいな水にもどすには？」というコラムで、廃棄された醤油・インスタントコーヒー・マヨネーズ・使用済み天ぷら油を、それぞれ魚が住める程度に清浄化するための水の量を掲げるなどして安易な廃棄や投棄を避けるよう訴えている。

表3 湯河原町・真鶴町広域行政推進状況

年	事業等	内容
一九六一年	し尿処理事業	し尿海洋投棄を真鶴清掃社に委託
一九六五年	協議会	「湯河原町・真鶴町環境衛生事業推進協議会」を発足
一九六六年	火葬場事業	「真鶴町営火葬場の湯河原町住民の利用に関する協議書」に基づき、湯河原町民の利用開始
一九六八年	し尿処理事業	「し尿の処理委託に関する暫定契約書」に基づき真鶴町に委託
一九六八年	飲料水供給	「飲料水の供給に関する協議書」に基づき、一九六九・一九七〇年度の拡張事業を待つて、日量一〇〇〇立方メートルを真鶴町に供給
一九七一年	協議会	「湯河原町・真鶴町環境衛生事業推進協議会」を「湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会」と改称
一九七六年	消防事務	「真鶴町及び湯河原町における消防事務の業務委託に関する規約」に基づき、真鶴町の消防に関する事務を受託及び真鶴分署設置
一九七七年	ごみ処理事業	「湯河原町真鶴町衛生組合」を設立し共同処理を開始
一九九二年	下水道事業	「湯河原町と真鶴町との下水の処理に関する事務の事務委託に関する規約」に基づき、真鶴町の下水処理等に関する事務を受託
二〇〇一年	公の施設の相互利用	「湯河原町と真鶴町の公の施設の相互利用に関する協定書」に基づき、両町が設置している公の施設の相互利用を開始

広域下水道事業

上・下水道事業が多額の子算と時間を要する難題であることはすでにふれたとおりである。他の行政サービス事業の効率的な運用も考えた場合、複数の自治体が協力・補完しあう広域行政の考え方には大きな合理性がある。真鶴町とは上水道の協議と別に、下水道ほか衛生行政などに関しても両町は表2のように連携をとりながら整備を進めていた。

表2によれば、かなりの頻度で両町が衛生行政面などでの連携をはかっており、本町から真鶴町に対しては上下水道事業と消防事務の受託が、真鶴町側からは、し尿処理・火葬場の共同利用に便宜をはらう、という関係にあることがわかる。さらに熱海市（泉地区の下水道・消防）や、足柄上衛生組合へのし尿処理の委託など、地域全体での包括的事业はますます重要さを見せている。長年の悲願であった昭和、平成の合併はともに不調に終わったが、自然災害や不測の事態が想定される時代を迎え、自治体の枠をこえた地域横断の考え方は今後いつその意義を持つものといえる。

3 道路整備

真鶴道路

ここでは、湯河原町を囲む幹線道路についてのみ解説する。なお、それらの幹線道路は、国道や県道であるため、直接的に町がかかわらないので詳細な資料は存在しないが、開設に伴う町との関係についてのみ述べることにする。また、时期的にこの項で扱う時期範囲を超えて解説する事例があることも、お断りしておく。

最初に真鶴道路であるが、真鶴道路は現在、旧道と新道がある。湯河原町内には、静岡県下田市の国道一三六号を起点として、伊豆半島の東海岸の伊東市・熱海市を経て、さらに湯河原町・真鶴町を経由して小田原市

(早川口の国道一号交差点)を終点とする一級国道一三五号が通っている。この道路は、一九五三(昭和二八)年五月に二級国道に指定されたが、特殊法人日本道路公団(現中日本高速道路株式会社)が、門川から根府川間の改修工事を行い、一九五九年八月に完了後、同年九月四日から門川く根府川間が有料道路となった。さらに、一九六五年四月、道路法の改正により一級・二級が廃止され、下田市と小田原市を結ぶ二級国道は、一般国道一三五号に指定された。そのうちのJ R真鶴駅前を経由する門川く根府川間の道路が有料の真鶴道路となった。料金所は、現在の真鶴パーキングエリアの位置であった。後に、新たに海岸線を通る真鶴道路(新道)が開設されてからは、真鶴駅前を通過する真鶴道路は旧道と称するようになった。旧道時代の真鶴道路は、自転車も通行は有料、区間には交差点もあり歩行者も通行でき、一般道路と同じであった。そのうえ、真鶴町内では平面交差での通過、高低差の多い道に加えて、車両通行量の増加による交通渋滞が顕著となった。

そこで、交通渋滞を解消するために、トンネル通過による立体交差式道路の新設工事が計画され、工事は一九七〇年に始まり、一九八二年四月一日に完成開通した。この道路が、有料の新道真鶴道路で、ルートは真鶴料金所(真鶴町岩八九九・三地先)く岩大橋く岩インターチェンジく福浦インターチェンジく吉浜橋交差点(湯河原町吉浜一五七六・一地先)である。

このように、一般国道一三五号には湯河原町門川く小田原市根府川に至る一〇・七キロメートルの旧道真鶴道路と真鶴料金所く湯河原町吉浜間四・五キロメートルの新道真鶴道路が存在するわけである。

真鶴道路新道・旧道とも、日本道路公団が管理する有料の国道であったが、二〇〇五(平成一七)年一〇月の日本道路公団の民営化に向けて、同年九月三〇日に神奈川県県道路公社が管理を引き継ぎ、さらに二〇〇八年九月四日から、真鶴道路旧道は無料開放となると共に、管理は神奈川県小田原土木事務所となった。旧道の無

料開放に合わせ、新道の愛称を公募した結果、真鶴ブルーラインに決まった。

ところで、真鶴道路旧道工事では、周辺地域に大小の被害を与えていた。日本道路公団は新道工事で、福浦地区の道路拡幅工事を施工していたが、工事のために砂ぼこりが舞い、大型トラックが通るたびに小石が飛んだ。砂ぼこりは、沿道のミカンの木を約三ヘクタール枯らすという被害を与えた。また、飛んでくる小石で負傷者が出る、福浦小学校や幼稚園、民家のガラスが割られるという被害も発生した（「神奈川新聞」昭和三二年一〇月一三日付）。

このような被害に耐えかねて、福浦地区の住民が湯河原町沿道被害者連盟を結成する事態にまで発展した。連盟はもとより、湯河原町長も公団へ陳情するものの、公団側は、拡幅工事が完了するまでは舗装工事はしないと門前払いをするだけであった。

また、新道のトンネル工事を施工するにあたって、真鶴町側の工事が一時中断されることになった。そのために、湯河原町側のトンネル口に位置する福浦地区の埋め立て道路敷予定地の工事も中断したままになった。一九七三年九月以来の工事中断で、福浦地区の海岸線には汚水が流れ込み、ゴミのたまり場となった。真鶴新道工事は、じつに一二年もかかった事業であった。

湯河原温泉街の 湯河原駅から元箱根へ抜ける県道湯河原箱根仙石原線の一部で、五所神社から奥湯河原入り
道路事情 口までの湯河原温泉街の道路は、極めて自動車の通行困難な地域であった。この辺りの道路

は幅が四・五メートルほどしかなく、しかもカーブの多い道路であった。その道路両側に旅館や土産物店が密集し、片側は山、片側は川という地形であった。新聞記事によれば、午前七時から午後七時までの間、大型バスや乗用車・オートバイが一日平均八〇〇台とも一万台とも通過すると報じ、ラッシュ時や大型バスの

すれ違い通行のとき、道路は自動車で埋まってしまふほど混雑することである（「神奈川新聞」昭和三八年六月二一日付）。ちなみに、一九六三（昭和三八）年一〇月一か月の湯河原温泉街道路の交通量は六九八〇台、土・日曜日の宮下く宮上間を通過するための所要時間は約四〇分、通常の四倍以上の時間を費やしていたようである（「神奈川新聞」昭和三九年八月八日付）。この時期以前から、湯河原温泉街の道路問題が起こっていたのである。湯河原町も、交通難緩和のための道路対策を県当局へ要望はしていた。

ところが、一九六一年七月に公布された道路運行情法の改正による車両制限令の施行で、狭い道への大型バス乗り入れ禁止規制が、一九六四年八月一日から実施されることになった。四メートル未満の一般道路ではバスの対面通行はできなくなり、市街地の六メートル未満の道路ではバスの一方通行しか認められなくなる。そうになると、湯河原温泉街の人たちにとっては、死活問題であった。

町議会でも議員から、温泉街への交通規制が実施される前に、この地域の道路に対し全面駐車禁止規制を実施してはどうかという発言があった。これに対して八亀武雄町長は、全面規制は小田原市でも試みたが、自治体単独での実施は困難であることが判明していると答弁、また、別の議員からも、全面駐車禁止について、地元では賛否両論があり、難しい問題であると説明していた。

幸いなことに、温泉街のすれ違い運転を禁止する交通規制は、町当局・観光協会・旅館組合・商工会・バス会社などが協力して、施行延期を県当局へ要望したことが功を奏して、施行が一九六六年七月三一日までの二年間、延期されることになった。とはいえ、二年間の間に対策を講じなければならぬ状況は変わらなかつた。

湯河原バイパス工事

神奈川県は、湯河原町の道路・交通事情についての現状を把握していたようで、県内の道路整備を積極的に進めるための事業主体として、道路公社設立へ向けて検討を進めて

いた。そして、一九六四（昭和三九）年六月の県議会で、道路公社設立準備予算が可決され、同年一〇月一日、財団法人神奈川県道路公社が設立された。

県議会で道路公社設立が構想されだした頃から、公社の最初の事業は、湯河原温泉街の飽和状態に達した交通の混雑緩和を目的に、湯河原町にバイパスを開設するという計画が立てられた。というのも、一九六四年六月二四日の湯河原町議会において、「大平バイパスについての特別委員会設置の件」が一般質問として出されていた。町長は、この質問に対して、実施設計の段階になったら特別委員会の設置を考えていると答弁し、バイパス名称は大平バイパスではなく、正式名称は湯河原バイパスであると訂正していた。

県道路公社の道路網整備事業の第一号として計画された湯河原バイパス工事は、湯河原町宮上の東海道新幹線際の宮下字丸山を起点として、県道七五号から分岐、温泉街北側の山腹を開削して奥湯河原へ向け、不動滝を経て宮上字シキオで県道七五号に合流する地点を終点とする路線で、当初計画では総延長四・五キロメートル、車道幅員七・五メートル（二車線）の規模であった。

一九六八年三月までに完工し、四月一日開通を目指して突貫工事が始まった。ただし、着工前に計画の変更があり、路線の起点を町道山口一二号に変更して総延長三・五キロメートルと短くし、これによって当初工事費二一億円を一六億円（県の公社への貸付金五億



有料道路オレンジライン（湯河原新道）開通式

円を含む）で施行することになった。一方で、道路敷地に関係する地主は九五戸で、そのうち二戸の買収が難航したことで、工事が一年余り長引くことにもなった。さらに、雨により工事がたびたびストップするという事態にもあい、また、土質が予想以上に軟弱で、台風時の大雨で土砂崩れが発生し、追加の防災工事を施工しなければならぬことになり、二度も完工計画を変更しなければならなかった。

用地買収や工事に難航したバイパス工事も、ようやく一九六八年二月を迎えて完了した。総工費は、もちろん町ではなく県道路公社の負担であるが、用地買収を含めて約一六億七〇〇万円であった。同年四月一日、湯河原バイパスの開通式が挙行された。なお、料金徴収所は、バイパスの中間に設置された。

バイパスの町道移管

バイパス、すなわち湯河原新道が開通したからといっても、目論見どおりに温泉街の交通渋滞が解消しなかった。そこで、湯河原新道の開通後も温泉街の交通事情が変わらなかったことから県道湯河原新道が町道に移管されたこと、温泉街道路が改修された道路事情についても言及しておこう。

バイパスが開通したものの、温泉街を通る車両は、予想したほど湯河原新道に回らなかった。開通した年のゴールデンウィークの利用台数は、一日二八〇台と報じられていた（『東海民報』昭和四三年五月五日付）。新道の利用が少ない理由のひとつとして、通行料金が高いということが影響していたようである。そこで県は、車の通行量を増やすために通行料金の値下げをすることにした。普通車二〇〇円を七〇円、小型車一五〇円を五〇円、観光バス七〇〇円を二四〇円に値下げしたものの、それでも湯河原新道の自動車交通量は増えることなく、温泉街の交通事情が改善したわけでもなかった。

一九七四（昭和四九）年三月一九日の町議会定例会において、高杉茂利町長の「施政に関する所信」に対す

る総括質問のときに一議員が、有料道路である湯河原新道を「一般県道に認定させるよう、県に対して促進を図るべきである」と質問した（昭和四九年 一号（一月～九月）会議録 議決書）。これに対して高杉町長は、温泉街の道路が県道であるのに、湯河原新道も県道にして二本の県道を設けることは、県として認可しないであろうという答弁にとどまっていた。

この一般質問が契機となって、水面下で県との交渉が進められていたようで、一九八七年三月三十一日をもって、県道路公社は湯河原新道を町へ移管することを決めた。県道湯河原新道は、町道となるわけである。

とはいえ、町へ移管するとはいっても無償ではなかった。移管に先立ち、同年三月一七日の町議会本会議で「財産の取得について」（案）が上程審議され、可決成立した。可決した移管条件は、道路用地・管理事務所と共に建設費相当額の一六億五二〇〇万円で県より買い取る。当然、町としても一括支払いは不可能であるので、一九八七年度から二〇〇一（平成一三）年度までの一五年間分割払いとする。分割払いは一九八七年度から二〇〇〇年度は一億一〇〇〇万円の均等払い、二〇〇一年度だけは一億二〇〇〇万円であった。こうして、湯河原新道は町道となり、沿道にミカン畑が多いということで、オレンジラインという愛称が付けられた。

なお、温泉街の道路の交通事情が改善されない理由には、道路が狭いという問題もあった。
温泉街の県道改修

温泉街の道路は、道幅が六～七メートルと狭く、両側に旅館や飲食店が立ち並び、観光シーズンともなると交通渋滞を引き起こし、地域住民はもとより観光客も安全に歩くのが困難な状態であった。

しかし、県道を拡幅するとはいっても、温泉街は川と山に挟まれた地域であることから、現状のまま道路を拡幅することは不可能であった。そこで、町は池峯地区の開発地を代替用地として、道路沿線居住者の移転計画を進め、拡幅用地を確保することにした。この計画は、町道千歳通り二号線交差点から湯河原観光会館ま

での延長七九〇メートルを事業区間とし、この区間を車道七メートル、両側に二・五メートルの歩道を設けた。二メートル道路に改修するというものであった。一九七五（昭和五〇）年度に千歳通り二号線交差点から生長橋までの延長二六〇メートルを第一期工事、一九八〇年度に生長橋から両国橋までの延長一九〇メートルを第二期工事、一九八五年度に両国橋から湯河原観光会館までの延長三四〇メートルを第三期工事として着工し、この県道改修工事が完了したのは一九九〇（平成二）年であった。実に、七九〇メートルの道路改修に約一五年もかかったのである（『第四巻』一〇三）。

4 消防体制

消防組から警防団へ

我が国の消防組織は、一八九四（明治二七）年二月に公布された「消防組規則」により、消防組が全国的組織として編成されることになった。設置時期は、それぞれの地域における状況により左右されたが、基本的には市町村内の一以上の大字もしくは区に消防組を設置することになった。土肥村では一八八九年、吉浜村では一八九四年二月に、消防組を設置していた（「消防年報」）。消防組は、組頭・小頭・消防手によって構成されたが、常設でも専任制でもなく、組頭・小頭・消防手の人員は前もってあてておき、いざ水火災が発生した場合は警察官の指揮下に入り活動することになっていた。

一九三九（昭和一四）年一月に勅令「警防団令」が発令されていたが、アジア太平洋戦争が始まってアメリカ軍が、我が国の市街地を空襲するようになったことから、消防組は勅令団体の警防団に改編された。一九四五年八月一五日の敗戦後、連合国軍最高司令官総司令部は警防団を戦争協力機関とみなし、警察と消防の分離を勧告した。その後、防災体制強化の面から消防組織が必要とされ、一九四七年四月に勅令の「消防団令」を

公布した。これにより、従来の警防団に代わって、新たに全国の市町村に、自主的民主的な消防団が設置されることになった。

消防団制度

勅令消防団令では、消防団は義務設置制であった。これにより、旧湯河原町でも湯河原町消防協議員と学識経験者によって構成される消防委員会を設けていること、消防委員会は町長が招集すること、消防団正副団長の選出は指名推薦か単記無記名投票によるものとしていた。ただし、「消防団は、警察部長又は警察署長の所轄の下に行動するものとする」（「消防団令」第九条）と規定され、警防団のときと同様に警察の指揮下にあった。

ところが、連合国軍最高司令官総司令部は消防制度における民主化の不徹底を指摘してきたので、政府は一九四七（昭和二二）年一二月二三日、消防組織法を制定公布した。同法の公布により、「市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する」（第七条）と警察から分離し、市町村に属する自治体消防に移行した。ただし、消防団は任意設置となってしまう。

消防団の設置が任意制となったものの、旧湯河原町では消防団は継続して設置していた。しかし、任意制となつてから、福井地震（一九四八年六月）、アイオン台風（同年九月）、法隆寺金堂火災（一九四九年一月）、国宝松山城焼失（同年二月）、能代大火（同年二月）、キティ台風（同年八月）、熱海市大火（一九五〇年四月）、ジェーン台風（同年九月）などといった火災あるいは台風被害が続出する世のなかととなり、消防組織の強化と拡充を求められるようになった。この状況を受けて一九五一年三月一三日に、消防組織法の一部を改正する法律が公布された。この改正で、市町村は消防事務を処理するため、消防本部・消防署・消防団・消防職員及び

消防団員の訓練機関の全部または一部を設けなければならなくなった。ここで、湯河原町は、設置義務により引き続き消防団を置いていた。もちろん、消防本部・消防署を配置すれば、消防体制は万全なものとなるであろうが、財政的な問題に直面することになる。

新湯河原町誕生後、一九五七年三月一三日に消防団条例を制定公布したが、この条例は消防活動に従事する団員の資格・任免・賞罰・服務規律・手当に關して規定したものであった（『第四卷』八〇）。消防団員は、これまで同様、本業を持つ一般人で、非常勤の特別地方公務員であった。湯河原町消防団は九個分団、装備は消防ポンプ車八台、ガソリンポンプ一台を所有していた。ポンプ車を所有していたとはいえ、ポンプ車は古くて役にたっていないと指摘されるような問題が起こっていた。例えば、一九六二年九月二六日の町議会定例会に、城堀第四分団のポンプ車購入に係る起債の専決処分が承認された。その際、ポンプ車を新規購入することについて町側は、第四分団のポンプ車は朝鮮戦争で使っていたアメリカ軍の払下品で、同年一月の出初式のととき、走行もままならないうえに、放水もできなかつたことを説明していた。この実情を理解した町議会は直ちに採決に入り、全員の賛成で専決処分を承認した。その後、一〇月一五日に城堀第四分団のポンプ車購入費を含む追加更正予算を可決した。

また、消防団員の定員についても問題となってきた。世のなか、高度経済成長期で現金収入を求めて工場地帯へ、特に若い人たちが移動していった。そのため、地元生活基盤を持つ人たちが減少し、その結果、消防団員の定員を満たさないという問題が起こるようになった。八亀町長時代に、消防団員の確保が難しいということで、上限三五歳の年齢制限を撤廃して団員を募集しても定員に満たない状況であり、もはや解決方法は、一九六六年度か一九六七年度に常備消防体制を確立したいと表明していたが、実現しなかつた（昭和四一年

会議録 議決書)。実際、一九六六年初めには、門川・宮上などで団員が集まらないという現状にあったようである。

消防相互応援体制

消防体制について、市町村は消防の責任を負うとしたうえで、消防の任務範囲・消防機関の構成などを規定した法律が消防組織法であるが、同法は一九四七（昭和二二）年一二月公布、一九四八年三月から施行された。そして、大規模災害が発生した場合に、被災地の消防力だけでは対応が困難である。また、境界付近での災害に対応することを想定して、同法の第二十四条の「消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない」とする規定に基づき、湯河原町は一九五五年六月一七日に、神奈川県公安委員会と「緊急の事態における援助協力協定」を締結した。この協定は、緊急の事態に際しては警察、この場合、神奈川県警察本部は緊急の事態が発生した場合、湯河原町消防の援助及び協力を要請することができると規定していた。ところが、「緊急の事態とは騒じよう暴動または大火災、水災、地震、地震、台風の天災の起こった状態（他の地方にその状態が起こり警察が出勤してから手薄になった場合も含む）」と規定していた（『第四巻』七九）。騒じよう・暴動を消防活動の範囲としている点は、警察の介入を許すような旧体制の雰囲気があった。

その後、消防組織法第二十一条の規定に基づき、周辺市町村と消防相互応援の協定を締結することになった。湯河原町は、一九六四年一〇月一五日に、小田原市・足柄下郡消防相互応援協定を締結した（『第四巻』八一）。小田原市は、一九四八年三月から、すでに常備消防体制を発足させていた。協定は、小田原市の消防力を支えに、橘町（現小田原市）・箱根町・真鶴町・湯河原町は、「火災その他の災害が発生したとき、協定地域内の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、安寧秩序を保持することを目的」として締結したもの

である。このような応援協定には、県内広域を対象としたものと、隣接する自治体間で締結する隣接応援協定があった。

常備消防体制設置

八亀町長は常備消防体制づくりに意欲をみせていたものの、現実には常備消防体制を発足へ向け、させ維持していくには、財政的に大きな負担であった。しかし、一九六七（昭和四二年）五月二日、政令第六十九号が公布され、湯河原町は大磯町とともに常備消防体制、すなわち消防本部及び消防署を設置しなければならない町として指定された。そして、消防本部及び消防署設置による常備消防体制の発足は、一九六八年四月一日と指定された。

一九六七年五月六日に就任した高杉茂利町長も財政面について、一九六七年度予算は、すでに可決成立しており、補正予算を編成するとしても、三〇〇〇万円を超える見積額は簡単にねん出できる額ではなかった。高杉町長は、「三千万円を捻出することは困難である。救急車が配置されたところだけ政令で決められたようである」「経費の補助等、予算措置を国なり、県が講じてくれぬなら、反対を強く主張したい。また、施行期日を更に一年ぐらゐ延長させたいと思う」と常設消防体制設置の政令指定の背景に言及し、反対姿勢を明らかにしていた（『東海民報』昭和四二年七月三〇日付）。ここにいう救急車の配置とは、一九六七年四月一日に県から湯河原町へ救急車が配備されたことで、同年六月一日から町役場総務課消防係担当で、救急業務を行っていたのである。

一九六七年九月二五日、町議会定例会へ「湯河原町消防本部及び消防署の設置等に関する条例」案が上程された。この議案説明にあたり、高杉町長は、「職員の定数条例の改正も必要となり提案しておりますが、これを実施するに当り多額の経費を必要とするため、わたしといたしましても極力その実施の延期等について県当

局に働きかけて参った」と述べていた（「昭和四二年 会議録 議決書」。本会議前の全員協議会では、

① 将来年間三〇〇万円は経費が必要になってくる、財源がないから設置できないということで拒否することができないか、拒否した場合、罰則があるか

② 水利の悪い真鶴町などこそ常備化の指定があつて当然で、市街地人口云々より交付税不交付団体なら財政措置ができるだろうとの考え方で政令指定をしたかの感がある

③ 議会に多数の反対があつて否決したらどうするか、罰則がないなら議会で否決して執行しないでおけばよいではないか

④ 実施日を延ばせないか

というように、なかにはいささか乱暴な意見も出された。なお、設置後の維持費を三〇〇万円としているが、設立当初予算は二〇〇万円余り、平年度経費は一四〇〇万円余りであった。これらの意見は、本会議でほかの議員からも発言があり、これに対して全員協議会の答弁と同様に、企画調査課長や総務課長は、罰則はない、政令指定は市街地人口集中度による、否決して設置しなければ町の責任が発生する、観光地としてのお客に対する万全策であるなどと答弁し、常備消防体制設置が必要であることを強調していた。町長も「一般財政圧迫の点については県に対し、町の財政実情を訴へて働きかけている」と答弁し、関係事務方も、当然ながら政令を無視することは不可能という姿勢を強く示していた。結局、この条例案は、同年九月二五日、出席議員二四人のうち賛成二〇人の多数で可決された。

常備消防体制ができあがりつつある一九六八年二月二五日、春の火災予防運動に入らんとする寸前、町内の大伊豆ホテルで、死者二名、重傷者七名、負傷者三四名を出すという火災が発生した。この火災には、応援協

定に基づいて小田原・熱海消防団の応援があったが、湯河原町消防団は取水作業が順調に進まなかったという問題点が発覚した。町民にとって火災に対する恐怖感から、発足間近の常備消防制度に期待するものがあつたであろう。

町長指揮下の消防本部・消防署・消防団で構成される常備消防体制は、一九六八年四月一日に、門川四三九番地（現在の役場第二駐車場）に消防本部・消防署を置いて発足した。なお、消防署の発足にあたり、署長の人選に手間取つたようであることも必要であり、町内から適任者を推薦することは難しかった。そのような事情から、町では県内各都市の消防署に候補者の推薦を依頼していたが、最終的には県の推薦により、横須賀消防署から署長を迎えた。同年四月一五日、寄贈された消防ポンプ車「火災保険号」と、九消防団及び分団ポンプ車を前にして、消防本部・消防署の発会式が行われた。

一九七一年二月一日に新しく救急車を購入したが、これを機会に、けたたましいサイレン音を「ピーポー、ピーポー」に切り替えた。また、一九七六年九月に起工した土肥一丁目の現在地へ消防本部・消防署を新設する工事は、一九七七年四月一六日に落成式を迎えた。四月一四日に移転作業を終え、業務を再開した。建設総事業費は、一億四五〇〇万円であつた。



出勤に備えて訓練にはげむ消防署員と火災保険号

第二章

高度経済成長期と湯河原町

第一節 高度経済成長下の町財政

1 町財政の概要

高度経済成長

朝鮮戦争による特需によって、戦後復興をなし得たことは否定できない事実といえよう。というのも、朝鮮戦争後から、国民所得がアジア太平洋戦争前を上回る水準に達し、一九五四（昭和二九）年一二月から一層の好景気が到来した。この大型の好景気は一九五七年六月まで続き、日本史上最大の好景気であったことから、マスコミは神武景気と称した。

しかし、その後、国際収支が悪化したことで、政府・日本銀行が金融引き締め策を実施したため、産業界の業績が悪化した。そして、景気の低迷が約一年続き、この期間の景況を、なべ底景気と称した。このなべ底景気に続いて、一九五八年から四二か月間、一九六一年まで続く岩戸景気となった。この間の一九六〇年、池田勇人内閣が、所得倍増計画を発表したことで国民所得も増え、白黒テレビ・冷蔵庫・洗濯機が、三種の神器と呼ばれた消費ブームが起こるほどであった。さらに、その後も、一九六二年から一九六四年までは、東京オリピックの準備及び開催により、オリピック景気が続いた。湯河原町でも、国際観光ホテルに指定されているホテルへの外国人誘客のために二〇〇万円の経費をかけて英文パンフレットを作った。しかし、ホテルはほぼ満員であったが、オリピックをあてこんで設備投資をした旅館は期待したほどのこともなかった。しかも、オリピック終了後は、景気の後退と金融引き締め策により企業業績が悪化して不況となり「昭和四〇年不況」

といわれた。政府は不況拡大を懸念し、一九六五年十一月、戦後初の赤字国債発行を閣議決定し、政財界が恐れていた昭和恐慌の再来を防ぐことができた。

一九六五年下半年から景気が上向きとなり、以後、一九七〇年までの五七か月間、戦後最長の大規模景気が続いた。この間の好景気を、いざなぎ景気といった。いざなぎ景気中の国民生活向上の象徴として、自家用車(Car)・カラーテレビ(Color・television)・クーラー(Cooler)の3Cブームが起き、その普及により家庭生活が大きく変化した。

この神武景気に始まり、いざなぎ景気の終息までに日本経済が大きく成長したと、物的に国民生活が豊かになったことから、この期間の時代的区切りとして高度経済成長期としている。しかし、この高度経済成長も、一九七三年一〇月の第一次石油危機(オイルショック)によって終わった。

この高度経済成長により、日本のGNP(国民総生産)が資本主義国で、当時の西ドイツを抜き、アメリカに次いで世界第二位にのし上がって経済大国になった。しかし、工業化を優先した経済政策は環境破壊をもたらし、熊本水俣病・新潟水俣病・イタイイタイ病・四日市ぜんそくの四大公害病を初めとする各種の公害病を発生させた。また、若年労働者が農村から都市部へ大量流出することによって、第一次産業が衰退し、特に、農業は「三ちゃん農業(じいちゃん・ばあちゃん・かあちゃん)」による労働力の構図となり、後年の農村社会における過疎化・高齢化の要因となった。一方、都市部においては、人口の流入により過密化が進展し、また、宅地造成が頻繁となって乱開発が進み、粗大ごみの増加、し尿処理施設不足などが問題化してきた。

財政状況の実態

湯河原町の新町建設計画書における第二次五か年計画は、なべ底景気の末期から、いざなぎ景気のままに終息を迎えんとする時期に展開されていた。この新町建設の第二次五か年計画

実施時期を担っていた町長は、初代から第三代の三期継続した八亀武雄であった。

八亀町長は既述したように、駅下土地区画整理事業を推進するとともに三大事業をやり遂げ、統合中学校の建設に合わせて計画していた湯河原中学校体育館も、二か年継続事業で進め、一九六五（昭和四〇）年九月七日に完成した。八亀町長は、一九六五年度予算案の説明にあたり、本年度が新町建設第二次五か年計画の初年度であると述べたうえで、第二次五か年計画では、「湯河原町の発展基盤を整備するためには、都市計画事業の強化と、それより生れる美しい町づくりにより観光事業並びに諸産業の発展をきたし、町を愛し、町に住まわれる町民各位の福祉の増進に寄与したい」と町政への抱負を述べていた（「昭和四〇年 会議録 議決書」）。人口が一九五九年より三パーセント増え、世帯数も前年より五パーセント増えたことで、町税の収入も一九五九年に比較して一九パーセント増が見込まれるとされていたが、国内経済は、「昭和四〇年不況」で倒産企業が増えていて相当な不況であることを、町長も認識していた。その不況による町への影響は、一般会計決算において町税収入の伸び率、わずか二・二パーセントであったことが証明していた。議会でも、不況打開策が予算編成に出てきていないと指摘する議員発言もあった。

第二次五か年計画実施の段階で財政的に厳しい状況にあったことは、「昭和四四年度 決算施策成果説明書」のなかでも、

三八年～三九年を頂点といたしまして、伸びに伸びた経済の高度成長による地方税の増徴は、財政をうるほして余りあるものであったが、四〇年当初より、急激な物価の高騰をもたらし、依って諸経費の上昇はいちじるしく財政を圧迫し、弾力性を失する結果となつてあらわれた

と、監査委員は指摘報告していた（「昭和四五年 二号（一〇月～十二月） 会議録 議決書」）。

第一節 高度経済成長下の町財政

町議会では、「町は観光立町を町是としている」にもかかわらず、観光行政が統一されていないことを指摘していた。町当局としても、大勢の観光客が湯河原町を訪れることによる経済効果は認識していたから、八亀町長も一九六六・一九六七年度の新年度予算編成の方針として、湯河原町観光振興協議会設置による誘客宣伝の強化をかかげていた。しかし、八亀町長にとっては、新町建設計画に基づくまちづくりは、高度経済成長期にあったものの、一区切りついたところであった。

自主財源状況

地方公共団体すなわち都道府県市町村の一般会計の財源には、政府に依存しないで、地方公共団体が自らの権限に基づいて自主的に賦課徴収することができる自主財源と、国から定められた額を交付されたり、割り当てられる依存財源がある。

この自主財源に相当するものとして、地方税、使用料、手数料、分担金、寄附金、財産収入、収益事業収入などがある。湯河原町の場合、地方税に相当するものが町税である。

表1 1966年度～1971年度 一般会計歳入自主財源比率の推移

(単位 円)

	1966年度	1967年度	1968年度	1969年度	1970年度	1971年度
町税	257,689,277	297,141,993	334,894,175	369,691,849	434,067,502	522,683,336
分担金及び負担金	—	—	3,646,000	3,709,000	2,041,117	—
使用料及び手数料	10,043,862	10,680,686	11,460,435	14,141,629	15,836,903	17,831,368
財産収入	9,430,128	9,573,143	13,662,204	511,622,303	2,475,386	3,153,234
寄附金	25,110,330	41,007,036	23,026,517	8,433,000	28,948,763	77,965,260
繰入金	975,000	1,370,000	3,100,000	22,000,000	205,671,658	46,833,022
繰越金	10,251,250	8,411,683	776,812	18,670,210	21,093,533	23,930,163
諸収入	3,825,862	14,957,426	7,230,248	11,974,388	26,481,768	29,166,355
自主財源合計	317,325,709	383,141,967	397,796,391	960,242,379	736,616,630	721,562,738
歳入合計	370,889,979	477,799,123	592,320,426	1,140,184,797	1,085,957,943	1,035,483,692
自主財源比率	85.6%	80.2%	67.2%	84.2%	67.8%	69.7%

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」

さらに町税には、町民税・固定資産税、自転車・荷車税（後に軽自動車税）、町たばこ消費税、電気ガス税（後に廃止）、木材引取税（後に廃止）、入湯税、都市計画税、特別土地保有税（後に廃止）などの種類があった。

歳入総額に対する自主財源の割合を自主財源比率といい、自主財源比率の多少は行政運営の自立性や安定性をみるうえでの尺度とされている。湯河原町の場合、当初、自主財源比率が高く、行政運営に安定性が認められるものの、次第に自主財源比率が低下の一途をたどっている。まさに、高度経済成長の後退現象が影響してきたことがうかがわれる。

2 町長及び町長選挙を巡って

一九五九（昭和三四）年四月三〇日の第二回町長選挙は、現職と前助役との選挙戦であった。
第二回町長選挙

小沢栄三郎前助役は、同年三月の町議会定例会には理事者側として出席しており、定例会閉会をもって助役を辞任し立候補したものである。新聞記事では、「町長と折りあわず辞表を提出した」と報じられていた（「神奈川新聞」昭和三四年四月八日付）。

対立候補の小沢前助役は、旧吉浜町助役・町長、旧吉浜青年会長、足柄下郡青年会長などを歴任し、新湯河原町になってから助役に就任していた。現職が宮下・城堀・川堀を支持基盤としているのに対し、小沢候補は鍛冶屋・吉浜を支持基盤としながらも、宮上・福浦は両候補とも半々の支持を得ている状況で、選挙戦は互角と新聞記事では報じていた（「神奈川新聞」昭和三四年四月八日・一八日付）。

この選挙は、四月二一日に告示されたが、じつは二三日が神奈川県議会議員選挙の投票日で、町長選挙戦は八亀候補を支持する河野一郎派と、対立候補を推す小金義照派との自民党同士の展開ともなった。小沢候補は、

後年「あの当時は与野党の対立が激しく」と回想するほど、県議選もからんで全町を二つに割つての選挙戦であった（「東海民報」昭和四三年二月一八日付）。

町政に対する姿勢として八亀候補は、①湯河原駅前区の区画整理、②新庁舎の建設、③町営温泉の統合と温泉配給量の増量、④上水道の整備を挙げていたが、小沢候補は、①明るい町づくり、②町内派閥の解消、③国・県の方針と町政との連携、④予算の着実な執行、⑤町民の奉仕者となることなどを挙げていた。立候補者としての公式な政治方針を表明したものはないが、新聞記事では、以上のような政治姿勢を明らかにしていると報じていた（「神奈川新聞」昭和三四年四月二七日付）。

四月三〇日の投票終了後、即日開票が行われ、投票率八八・九四パーセントで、「苦戦の末」八亀候補が二期目の町長として再任された。現職が対立候補とわずか四五二票差であったことからすると、まさに苦戦であったことを物語っている。

じつは、この町長選挙後より一九六一年三月までの二年間、助役は空席であった。八亀町長は適任者を探していたが、先の町長選挙のしこりのようなものが残ったのか、一九五九年二月、八亀町長は後任助役の承認を求めたが、出席者二二人の内、賛成者一人で賛否同数により、議長長の「不同意」とする決定で実現せず、後任を決めることができなかった。そこで町長は、助役の後任を県へ相談したようので、一九六一年三月町議会定例会に「助役専任の件」を上程した。県から紹介された後任助役候補は、旧足柄上郡・旧中郡地方事務所長を歴任し、県地方課に在席する人物であった。町議会は、全員の賛成で原案に同意した（昭和三十六年 会議録議決書）。就任した助役は、一九六三年六月に辞任し、その後、助役の空席は一九六四年六月の町議会定例会で後任が承認されるまで続いた。

国有林転売問題

一九六二（昭和三七）年から一九六三年の年末年始、箱根・湯河原両温泉地の客の六割が家族づれでにぎわうほどの盛況ぶりであったという（「神奈川新聞」昭和三八年一月一日付）。

正月六日間の人出は、アジア太平洋戦争終結以後、最高のにぎわいを記録したとも報じていた。

一九六三年三月十五日、役場庁舎・統合中学校・観光会館の完成を祝う祝賀行事が、観光会館などにおいて四日間にわたり執り行われた。

三つの公共施設が完成し、新たな町の雰囲気浸っているところで、第三回の町長選挙の時期となった。しかし、現職にとっては、厳しい環境に置かれていた。というのも、現職の八亀町長の国有林処分を巡る問題であった。ただし、この経緯について、町議会会議録では明確な記録として残っていないく、会議録は抽象的かつあいまいな表現の記録となっている。しかし、町長への辞職勧告があったとか、あるいは町長が辞表を提出したということなどで、町議会がもめたようである。最終的には、町長は辞職せずに選挙に立つことになったが、この件について、新聞記事をも併せてみていくことにする。

合併後のまちづくり推進のために策定した「新町建設計画書」に「国及び県に対する要望事項」という付属書類がつづり込まれていて、そのなかに「国に対する要望事項」として「湯河原地内池峰^{イマ}の国有林の払下げを願いたい」ことを要望していた。この池峯国有林払下げの要望は、一九五八年に入ると具体的な話として進行してきたようで、二月一七日の町議会において、湯河原町宮上八〇三番地の内の五五町九反二畝七歩の買受けを可決した。ただし、立木約四万二〇〇〇石を持つ約五五・五ヘクタールのこの土地について、国側が提示した売却価格は約七五〇〇万円、町側の申入れ価格は四〇〇〇万円と双方の価格に大きな開きがあった。したがって、右の議決は、買受けを決めたものであって買取契約が成立したのではない。そこで、買受けすること

に伴う代金の延納担保として、吉浜字鶴巻田の町有地に抵当権を設定した。

町は、高い払下げ価格について平塚営林署を經由して国側と交渉を進めてはいたものの、町側が受け入れることができる価格には至らなかった。ところが、一九五九年三月の町議会定例会において、「あくまで七千二百万円で払い下げを受けるのに必ず町が利益をうけるという条件のもとに一任」あるいは「七千二百万という価値あるか無いかは分らないが町の財源となり町をうるほすという前提のものとの値段であるならば決して異議を申すものではありません」「必ず総務委員会に相談する」といった理事者一任を推す動議が出された。

町長も、これらの発言を得て、「買値が七千二百万円であり、売り値となると利益をみるのであるから、それ以上幾らになるか分りませんが、町の重要な財源とみるべきものである」と答弁し、払下げに前向きな姿勢をみせたことで、この動議は決議された。その後の交渉経緯は分らないことと、買収議案が上程されていない。

しかし、一九六〇年二月二六日の町議会定例会において、「東京営林局長の承認並びに「中略」神奈川県知事の承認を受けたので「中略」これを売払い、その代金は国有林野買受代金及び延納利息に充当する」目的で、「町有林立木の売払について」の議案を上程して、これを可決し、同年二月二六日に「町有林立木の売買契約締結について」の議案を可決し、立木を二七〇〇万円で東京都港区にある湯河原観光開発興業株式会社へ払下げた。このとき「町有林」と称していることからすると、一九六〇年の早い時期に池峯国有林の払下げを湯河原町は受けていたということになる。この間の経緯を示す文書は確認できない。しかし、一九六〇年度・一九六一年度一般会計歳入歳出決算書を確認すると、町有林管理費として、池峯国有林買受け延納代金償還金七二〇〇万円余り、延納金利息八二二万円余り、総額七九二二万円余りが歳出決算となっている。これが、払

下げられた国有林価格である。

国有林問題の決着

国有林は、右のような経過で払下げを受けたようである。これが、宮上字池峯八〇三番の二にある池峯町有林である。ところが、一九六〇（昭和三五）年六月の町議会定例会において、この国有林払下げ問題が浮上してきた。この定例会会議録の内容では、国有林を巡る具体的内容を明確に把握することができない。その点について、第三回町長選挙が近づいてきた一九六三年二月二日付けの「神奈川新聞」に、次のような記事がある。

町が同町池峯にある国有林五五ヘクタールを国から払い下げを受ける際、町当局は正式認可がおりる前に都内品川にある高野建設にこの国有林を転売する約束をし、一部金を預かった。これに対し町会では、自治法違反の疑いがあるとして問題にする一方、警察問題にまで発展、当の八亀町長が辞表を提出するといういきさつがあった。

なお、一九六〇年六月の町議会定例会における町長の弁明としては、

- ① 一九五九年三月に成立した動議は、議事録を読む限り、買うことを一任されたと同時に売却も一任されたと読み取れるので売却も考えた。
- ② 払下げの申入れがあったことを総務委員会に伝え、総務委員会も理事者一任を再度確認したので、高野建設と話を進めた。ただし、総務委員会へは、高野建設の名前を提示しなかったので「もつれの原因」となった。
- ③ 高野建設から二〇〇〇万円の手付金を受け取ったとされているが、申込みに信用性を持たせるといふことで保証金として預かったものである。
- ④ 辞表を提出したが、手付金に関して小田原警察署の調査を受け違法ではないとの結果を得たことで、「徳

義上の責任は十分」感じているが、「身上の件は結論が出たことにより白紙」になった。

ただ、一九六〇年四月一日付けの「神奈川新聞」には、「国有林払下げと転売にからむ法律違反の疑いをもたれ、県警本部と小田原署から書類送検された」とあり、警察の手が入ったにもかかわらず、この一件が沙汰止みになってしまふことに疑問が残るところである。

この問題はすつきりと落着いたというわけではないが、払下げとなった池峯町有林総面積は、高野建設系の湯河原観光興業株式会社との間で、立木売却をしたうえで一九六二年二月二日に地上権設定契約の締結を可決し、終止符が打たれた。

さて、国有林払下げを巡っての議会は鎮静化したのが、三大事業が終わったなら辞任するという約束を、八亀町長は表明していたとのことである（「神奈川新聞」昭和三八年二月二日付）。一九六三年三月の町議会定例会において議会側から、池峯町有地処分問題について町長の道義上の責任を問われると、八亀町長は「私の身上の進退はかけず、近い将来、町民に問うというかたちになる」と答弁し、三選出馬の意向を示した（「昭和三八年 会議録 議決書」）。

第三回町長選挙

一九六三（昭和三八）年四月の町長選挙は、現職が三期目をねらい出馬表明した。一方、これに対して、四月一二日に議長を辞任した高杉茂利が立候補することになった。選挙戦は、二期八年間を町政にかかわってきた八亀町長と、長年にわたり町会及び町議会議員として町政にかかわってきた高杉との、いわば有力者の対決で町を二分して選挙戦が展開されることになった。八亀候補に対しては、町有林処分問題から「町政発展のために思わしくないと批判」されてはいたようである（「神奈川新聞」昭和三八年四月二五日付）。

四月三〇日、町長選挙の投票が行われ、八亀町長が三期目の当選を果たした。投票総数一万一九二三、有効投票一万一八六四、無効投票五九で、八亀町長の得票数は六〇〇六、高杉茂利候補の得票数は五八五八で、その差はわずか一四八票であった（「神奈川新聞」昭和三八年五月一日付）。前回は「苦戦の末」であったが、今回は「辛勝」であった。国有地を巡る問題が影響したものであろう。

なお、三月七日の町議会定例会において、「湯河原町記号式投票に関する条例制定の件」が可決され、候補者の選出方法が変更となった。改正点は、投票に当たり、あらかじめ立候補者名が印刷されてある投票用紙の記号欄に、選出したい候補者に対し〇の記号を記入して、これを投票箱に入れる方法を採用した。これは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十六条の二の第一項に基いて規定したものである。「この方法だと、字は書けなくても読めさえすれば投票できる」という新聞記事のコメントは、もはや時代錯誤の認識といえるであろう（「神奈川新聞」昭和三八年三月二二日付）。この選挙では、町長選挙に立候補した高杉候補の議員辞職と、議員欠員による四人の補欠選挙も執行された。

企画調査室新設と 三選を果たした八亀町長に対して、何かしら風当たりが強い町議会の動きがあった。

助役選任を巡って

三期目の町長に就任した八亀町長は、一九六三（昭和三八）年六月二七日の町議会定例会

において、人事刷新を目的に一部機構改革を実施し人事異動を行ったが、そのなかで、町議会事務局長を産業課課長へ異動させたことが明らかになり、議長及び議員から非難を浴びることになった。というのも、議会事務局職員の内免権は議長の職権であり、町長による異動命令は議長職権を無視したことになるからである。この異動については町長も間違いを認め、産業課課長を議会事務局長のポストに戻すという失態をみせた。

一部機構改革で設けられた企画調査室についても、問題となった。町議会定例会の六月二七日、議員から、

企画調査室設置の法的根拠と企画調査室の機能について質問があった。この質問に対して町長は、複雑多岐にわたる役場事務は町民へのサービス・利便を念頭に処理し、地方自治法を根拠に条例を制定して各課の業務を分掌させている。今回の企画調査室設置は、条例ではなく規則によって設置したものであると説明し、根拠について、当の企画調査室長に説明させている。

企画調査室長は、町村役場機構における部課の設置については条例で規定しなければならないが、部課以外の組織については、庶務規則あるいは事務分掌規則で規定することになっていないと説明した。地方公共団体、すなわち都道府県・市町村の条例は、それぞれの議会の議決によって制定しなければならないが、地方公共団体の長、すなわち知事・市町村長が、その長の権限に属する事務について制定したものは規則である。規則は、議会の議決を要せず、地方公共団体の長の決済のみで成立する。

ついで、企画調査室長は、企画調査室を設ける理由として、これまで総務課は予算編成に真剣に取り組んでいるが、予算執行による行政効果については把握していない。そこで、その役割・機能を持たせるために企画調査室を設置することになったと説明した。

これに対して議員から、総務課から企画調査室を分離したというのであれば、これは総務課の下部の組織ではない。企画調査室長が管理職であり、総務課より下の組織でない以上は、企画調査室の設置は条例によらなければならないとして、地方自治法第百五十八条第一項の「市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な内部組織を設けることができる」という規定を分析する必要があるとして、町長に対し、「企画室をつくったことに対して法的にまちがいないという根拠を理事者に聞きたい」と議員が質問したところ、町長は「企画室長が説明したとおりで、私は条例法令には違反していないと思います」と言い切った。

しかし、町議会は、町条例に違反しているかどうかについて調査研究するために、各常任委員長と正・副議長による委員会を設けた。調査の結果、委員会として「疑義ある」旨、町長へ申し入れた。その結果、八月二二日の臨時会で町長は、間違っていないという考えで実施したが、県に相談したところ、間違っているとの指摘があったので、企画調査室の設置を取りやめると言明した。この件の決着を得て、議長が「理事者におかれは、自治体の本旨に沿って、議会との連携をよくとりつつ、今後は進んでくれるよう考慮されたい」と結んで閉会した（昭和三八年 会議録 議決書）。

企画調査室の問題は決着したが、同時進行していた人事問題として、助役ポストの空席があった。先にみたように、一九六三年六月に助役が辞任して以来、助役不在が続いていた。この時期、助役選任を急ぐ必要があったのは、八亀町長が国際連合とアメリカの農村工業地帯視察のため、一九六三年一月一日に渡米する予定があり、留守中の職務代理者を決めておかなければならなかった。

そのような事情もあり、町長は一九六三年八月頃から、後任助役を選任するため議会工作を続けていたようである（「神奈川新聞」昭和三八年一〇月二六日付）。後任助役として町長が推薦する人物は、元町議会議員で、この年の町長選挙では町長の選挙事務長になっていた人物であった。しかも、この人物は二度にわたり、八亀町長から助役に推薦されたが、二度とも議会の反対で就任できなかった経緯があった。

一〇月二九日、町議会臨時会の開会前に全員協議会が開かれた。案件は、助役選任候補の同意を求めるものであった。しかし、臨時会が開会されると、町長は「どうも今日上程することが適当でない」と見極めをつけた」と説明し「助役選任について」の議案を上程しなかった。全員協議会の空気が、いかに町長に対して厳しいものであったかを物語っていよう（昭和三八年 会議録 議決書）。臨時会の開閉は、わずか七分間で

あった。

一九六四年一月の町議会臨時会で議長が、「町長は渡米をし、民主政治のあり方というものを、よく身につけて来られたと思いますが、民主的な政治運営を望むものであります」と、町長の政治姿勢について指摘する一方で、「助役問題についても、町民の内では議会が、ただ反対しているかの如き批判している向もあり、よく議会に相談し民主的な執行をしていたら」と、議会側にも助役不在の現状に反省を求めた。このような要望があったとはいえ、六か月を経た一九六四年六月の町議会定例会で前収入役を助役に選任することで同意が得られ、長期間の助役ポスト空席問題は解決した。助役不在期間約一年、町長への風当たりの強さをうかがわせる事例であった。

第四回町長選挙

八亀町長が三期目に入った時期は、オリンピック景気の渦中であつたものの、その景気はオリンピック終了までのことであつた。オリンピックが終わると、途端に不況となり、多くの企業が倒産したが、湯河原町は一九六五（昭和四〇）年度に一桁台であるが、人口と世帯数が増えたことで、前年度より町税の収入増が見込まれる状況にはあつた。しかし、我が国経済界の不況は、町の最大産業である観光事業に厳しい状況をもたらしていた。そのようななかで、さらに町長への風当たりの強さは、第四回町長選挙で現れたといえよう。とはいえ、合併後の新町建設という大きな課題に取り進む過程で、不可抗力的な部分があつたり、あるいは行政運営上の不手際が出てしまつた結果といえよう。

第四回町長選挙は、一九六七年四月であつた。四月二〇日に町長選挙と町議会議員補欠選挙の告示があり、八亀武雄、高杉茂利、小沢新太郎の三人が立候補の届け出をした。八亀候補は現職、高杉候補は、前回の町長選挙で八亀町長に僅差で敗れた人である。小沢候補は、かつて二期、旧吉浜町長を務め、湯河原町商工会長・

温泉観光協会理事・温泉組合理事を歴任した人物である。四月二十八日、投開票が行われ、高杉候補が現職を破って当選した。投票総数一万三〇四六、投票率八九・一パーセント、高杉候補の得票数は五三九票であった。次点である八亀候補と一〇〇〇票余りの差であった。

一九六七年五月一九日の町議会臨時会に出席した高杉町長は就任の挨拶で、「四二年度予算については既に議会の議決もあり、この予算の実施にあたっては愛情と和を基調とした町民の福祉に尽くしたい」と述べたうえで、議会の協力を求めた。

3 町議会と議員選挙

議長の在任期間 町議会は、議長ポストを巡って、たびたび紛糾することがあった。また、町議会常任委員会を巡って の構成を巡って紛糾することもあった。

例えば、一九五八（昭和三三）年三月から翌年にかけては、議長の在任を巡って町議会と議長・町長は対立した。というのは、一九五八年三月一六日の町議会定例会において、議会常任委員会数を四から三にすることを求める緊急動議が出された。常任委員会を減らす理由として、「委員会の空気が議会に反映しない事態がしばしばある」（湯河原町議会委員会条例提案理由）、「こうありたいと決定した委員会の意向は、しばしばくつがえされている」（三月二十八日議会発言）という意見があった。そこで、委員会数を減らして委員会構成人員を増やすとともに、この際、新年度を迎えるにあたり、議会の各種委員会の人事刷新、これには正・副議長の交代も含むものとするという動議が出された。これは、常任委員会条例の改正であり、議会では委員会条例審議特別委員会が設けられ、特別委員会で審議された。審議の結果、従前どおり四委員会のままと決定した。た

だし、各常任委員会の委員は、総入れ替えとなった。

この結果について、縮小案を支持した議員間で内輪もめが起こったり、特別委員会の委員構成が不公平であると「議長にかみつぎ、怒ったことのない議長は向ッ腹を立てて」議場は乱闘寸前であったようである。新聞記事見出しも「アワや乱闘寸前！醜態さらけ出した湯河原町議会」と題して報じていた（『東海民報』昭和三三年四月二日付）。

ところが、一九五八年一月六日の町議会臨時会で、副議長が「個人的にも色々な理由があり」辞表を提出した。この副議長の態度は、「去る四月、常任委員銓衡の時の話し合いで正・副議長の交代もしようという話し合いであり、その時の事情からして副議長の辞表提出となった」と議員側も理解した。その結果、副議長の辞任は承認された。次に、議長が辞表を提出する流れとなるはずであった。ところが、議長は辞表を提出しなかった。これに対し、議会は議長不信任案の緊急動議を出した。議長を不信任とする理由は、

本年三月、湯河原町議会の人事の刷新を協議、全議員一致して委員会の交代を為し、交代後、議長、副議長も交代を約束せるも、委員会の交代後、今日迄議長の席に在り、尚、本日、副議長が辞表を提出せるも、反省の意志を認めず、このまゝ、推移せんか、議場はいたずらに混乱に落入り議場の收拾がつかない

というものであった（『昭和三十三年 会議録 決議書』）。

この議長不信任案は、賛成多数により成立した。地方自治法では、議長の任期は議員の任期としているが、各市町村議会の申合せで任期を決めることができた。任期の事例としては、議会会期ごと、一年、二年などの例があった。議長の辞任は、議長自ら開会中の議会に対して辞任の申し出をし、この申し出を議会が許可した場合に成立する。湯河原町議会では、新湯河原町が発足した第一回町議会議員選挙後の議長選出は、投票によ

り実施した。その結果、二人の議長候補に対する投票では得票数が同数となり、くじによって議長を決定した。ところが、この議長は就任後、不信任案が出された頃は二年八か月、議長職にあった。しかし、正副議長の任期については、一九五八年三月の町議会において、議会人事の刷新について協議し、全議員一致のもとに、委員会委員交代時には正副議長も交代するという申合せがあった。

議長不信任案が成立して議長が辞任を申出れば、町議会は許可する流れになっていたが、議長は辞任の意向を示さなかった。この議長の態度に対して、一九五八年二月二日の町議会定例会において、「議長の一身上の件につき辞任してもらいたいということで審議したい」という緊急動議が提出された。議長は、この動議を取り上げないで、上程されていた議案の審議を進めようとしたことから、議員の反発を招いた。動議に同意する議員から、「我々が信任しない議長のもとで審議をしない。議長の資格なしと、我々の多数が烙印をおした議長のもとで議会の良心において大事な議案の審議ができるかどうかということが我々が考へねばならぬ問題であると考へる」との発言により、ようやく動議の採決へ移り、起立賛成者二人で成立した。起立賛成が二人とはいえ、これは、過半数をわずか一人しか超えていなかった（昭和三十三年 会議録 決議書）。

採決後、休憩に入り再開したものの、「公平委員会の事務委託に関する協議について」の議案説明をしている途中で、退席する議員一人、出席議員九人となり、出席議員が過半数を割ってしまったことで、本会議を継続することができなくなり、二二日は閉会し、さらに二三日・二四日も流会となってしまった。

このことから、一九五九年三月一二日の町議会定例会において、理事者側から「公平委員会の事務委託に関する協議について」ほか五件の専決処分承認を求め議案が上程された。これに対して議員側から、上程された議案は専決処分するほどの議案ではない、このような取り扱いには議長及び町長が、議会を軽視あるいは無

視した姿勢であると非難する発言があった。議案の内容に関して問題点を指摘する発言はなかったが、「次の議会に間に合うものは、なるべく専決処分をさけてもらいたい」と要望する議員発言があったものの、六件の専決処分を求める議案は、承認された。長期の議長在職と理事者側の町議会に対する姿勢が、議員の不満をもたらしただけであろう。しかし、議長は、議長職を辞任することなく議員の任期満了を迎え、一九六〇年三月の第二回町議会議員選挙に立候補することなく、町政の場からも身を引いた。

第二回町議会議員選挙

一九六〇（昭和三五）年三月二三日、第二回町議会議員選挙が告示された。定数は二人六人である。今回の選挙について、一九六〇年三月二四日付けの「神奈川新聞」では、告示と同時に立候補届け出をした者のうち、「現職は一五人で国有林払い下げ問題の影響を受けて苦しい戦い」になると報道されていた。ということは、この時点での現職議員が、先の国有林転売問題における町長擁護派であり、町長に対する辞職勧告派から批判されていた議員であったといえよう。

三月二六日、立候補届け出が締め切られた。その結果、定数二六人に対して、立候補者総数は二八人であった。立候補者の内訳は、現職一五人、元六人、新人七人で、党派は全員「無所属」であった。三月三〇日に投票が行われ、即日開票された。その結果、現職の一三人が再選され、新人一三人（内、元五人）が当選した。この選挙で、湯河原町に初めて女性議員が誕生した。開票の結果、当選した新議員は表2のとおりである。

前回の投票率が九三・八五パーセントで、今回はわずかであるが、投票率が下がった。当選者の年齢をみると、最年少が二九歳、最高齢が七一歳、平均年齢五一・二歳であった。今回の町議会議員選挙では、新人の善戦が目立ち、先に述べた国有林払い下げ転売問題で町長派と目された現職議員のなかには、苦戦を強いられ票も伸びず落選した者もいた。

今後の町議会は、少なくとも町長派議員一四人に対し、新議員が一二人の構成となり、特に議長選出の動向が注目される状況となるであろう。というのも、いわゆる与党と野党という分け方をする、両派は勢力を張り合う形となっていた。第二回町議会議員選挙後は先に述べたように、一九六三年四月の選挙で選出された八亀町長が第三期目の町政時代に入っていた。これに対し、町議会は再度、国有林払下げ問題を取り上げたが、沙汰止みとなった。

一九六〇（昭和三五）年の第二回町長選挙終了後は、真鶴有料道路（旧道）が開通して
 清掃車購入を巡って

観光路線としての利用に期待がかけられ、新庁舎・統合中学校・観光会館建設の三大事業も着々と進められている一方で、東海道広軌新幹線工事、すなわち東海道新幹線敷設工事が着工されたものの、工事の進め方に納得のいかない鍛冶屋区や宮下区住民との対立や、熱海市泉区との合併問題が解決の見通しがない状況に置かれていた。

そのようななかで、一九六二年九月二四日、町議会に警察官が立ち入るといふ前代未聞の事件があった。この発端は、同日の厚生常任委員会において、厚生常任委員会副委員長と町議会副議長が、清掃車購入費の予算化について討議していて激論に発展したようである。この意見の食い違いは、清掃車購入費は、補正予算を組むべきであるという意見と新年度予算で編成すべきであるという点にあったようである（昭和三七年 会議録 議決書）。激論となったという詳しい内容は明らかでないが、激論となったすえ、副委員長が一一〇番通報をした結果、警察官が役場まで出動した。警察官が出動したものの、刑事事件に相当しているわけでもなく、警察が立ち入る事案でもないということで、警察官は引き揚げた。

しかし、町議会では「議員同士のいさかいで、警察官が役場まで出向いて来たことは、未だかつて無いこと

表2 1960年3月30日執行
町議会議員選挙当選者一覧

順位	氏名	性別	年齢	党派	得票総数
1	富田 幸平	男	31	無所属	635
2	大久保 甫	男	38	無所属	601
3	加藤 源治	男	50	無所属	563.644
4	加藤 福松	男	50	無所属	464.355
5	渡辺 正	男	47	無所属	462
6	高杉 茂利	男	62	無所属	437
7	北村 定吉	男	71	無所属	428
8	柏木 英雄	男	42	無所属	424
9	橋本 健二	男	47	無所属	419
10	高橋 徳	男	42	無所属	415
11	内藤 作平	男	66	無所属	410.247
12	岩本 茂	男	43	無所属	386.610
13	菅沼 勝義	男	50	無所属	375.082
14	木村 利正	男	51	無所属	374
15	根本 菊枝	女	52	無所属	373
16	岩本 善太郎	男	66	無所属	371.389
17	室伏 政吉	男	67	無所属	370.116
18	杉山 高延	男	54	無所属	358
19	露木 覚雄	男	51	無所属	353
19	二見 純平	男	48	無所属	353
21	市川 公造	男	29	無所属	336
22	内藤 正則	男	48	無所属	319.752
23	菅沼 安正	男	51	無所属	317.917
24	室伏 義雄	男	55	無所属	292.883
25	佐藤 礼三	男	67	無所属	264
26	常盤 正雄	男	54	無所属	258

〔資料〕 「湯河原町議会議員選挙結果」

〔注〕 議員定数26人

であり、議会の権威と品位をきづつけることとはなほだしい、かかる行為に対し懲罰を科する動議」が、一〇月一〇日に提出され、三人の議員による賛成で動議は成立した。その結果、先の二人の議員は懲罰委員会にかけられた。

一〇月一五日、懲罰委員会から、事件は本会議の会期外に起こったことであるとの報告があり、この報告を受けて、町議会議長も今回の事例は本会議の会期外に起こったことであること、清掃車購入について検討した会議は正式の厚生常任委員会ではなかったことなどから、「懲罰の対象とすることに疑義」あるが、「道義の精

神は生かされるべきでありとのことであり、議員はお互いに、その品位を高めるために反省と自粛をしていた
 だきたい」と、足して二で割ったような結論を出し終局してしまった（昭和三七年 会議録 議決書）。た
 しかに、今回の事例が発生したのは、町議会臨時会が開会された九月二六日より二日前の二四日であった。結
 局、町議会会期中ではなかったこと、正式の厚生常任委員会でなかったことで、懲罰動議の対象とするに値し
 ないと判断したものであろう。ただし、動議提出の背景に、明確な指摘ではないが、国有林売却問題も絡め、
 町長派と反町長派の対立が底流に潜んでいたようである。

第三回町議会議員選挙は、一九六四（昭和三九）年三月三〇日執行予定であった。前
 第三回町議会議員選挙

回の選挙後、町議会は、国有林払下げ問題や企画調査室設置・助役選出問題で、町長・
 与党派と野党派が対立していた。そして、一九六四年一月の町議会臨時会において町長は、後任助役が決まら
 ないのは、議会がただ反対しているためであると町民の批判を紹介し、第三回町議会議員選挙を意識したよう
 な発言をしていた。

さて、第三回町議会議員選挙の告示が、三月二三日に出された。今回の立候補者数は、定数二六人に対して
 三〇人であった。立候補者の内訳は、無所属の現職二人、新人八人（内、無所属の元議員一人、日本社会党
 一人、公政連公認一人、ほかは無所属）であった。公政連という党派は、一九六二年九月に結成した公明政治
 連盟（公政連）のことで、現公明党の前身である。公明党という党名を掲げるのは、一九六四年一月からで
 あった。一九六二年七月の参議院議員選挙で九議席を確保した後、公明党は地方議会へ手を広げるようになって
 きた時期であった。なお、湯河原町議会議員選挙届け一覧では、公政連公認候補の所属会派を「公政連」
 と明記しているが、湯河原町選挙管理委員会作成の当選者一覧では、「無所属」としている。本稿では、町選

表3 1964年3月30日執行
町議会議員選挙当選者一覧

順位	氏名	性別	年齢	党派	得票総数
1	西山 信義	男	55	無所属	774
2	八亀 昌美	男	40	無所属	739
3	大江 栄作	男	52	無所属	639
4	小沢 栄三郎	男	68	無所属	632
5	菅沼 稔	男	48	無所属	516.655
6	木村 利正	男	55	無所属	503
7	水本 一男	男	39	無所属	501
8	市川 公造	男	33	無所属	495
9	柏木 英雄	男	46	無所属	480
10	室伏 義雄	男	59	無所属	475.032
11	橋本 健二	男	51	無所属	473
12	力石 省蔵	男	51	無所属	472
13	室伏 政吉	男	71	無所属	464.967
14	岩本 善太郎	男	70	無所属	441
15	常盤 正雄	男	58	無所属	436
16	富田 幸平	男	35	無所属	430
17	内藤 正則	男	52	無所属	423.013
18	加藤 福松	男	54	無所属	416
19	菅沼 安正	男	55	無所属	413.324
20	内藤 作平	男	70	無所属	411.986
21	大久保 甫	男	42	無所属	388
22	高橋 徳	男	46	無所属	386
23	榎本 昭造	男	52	無所属	376
24	佐藤 咲三	男	72	無所属	366
25	露木 覚雄	男	55	無所属	358
26	杉山 高延	男	58	無所属	354

〔資料〕 「湯河原町議会議員選挙結果」

〔注〕 議員定数26人

選挙管理委員会作成資料に依拠しておく。

今回の選挙で特に目立ったのは、立候補者の選挙ポスターを町の至るところに貼る選挙運動が行われたことである。この当時は、まだ選挙ポスター掲示についての規制はなかった。また、湯河原町では立候補者による街頭演説も、この選挙から始まったようである（「湯河原広報」三〇号）。投票は三月三〇日、即日開票が行われた。開票結果をみると、現職の当選者は一七人（すべて無所属）、新人八人、元一人で、現職二人が落選した。また、日本社会党公認候補者が落選した一方で、公政連公認候補者（大江栄作）が当選した。当選者の年齢を

みると、最年少が三三歳、最高齢が七二歳、当選者の平均年齢は五三・三歳であった。一九六四年四月一日付け「神奈川新聞」は今回の選挙結果について、「与、野党五分五分だった改選前に比べて野党色がなくなったことも新しい傾向」と報じていた。その点から助役選任問題に微妙な影響を与えるだろうとしていたが、もめることもなく、町長も安泰の道を選択して収入役を後任助役に推薦し、町議会も異議も唱えず承認した。

町議会議員選挙後に大きな問題となっていたのは、個人所有の温泉源から湯河原町菅温泉へ契約通りの送湯の事実がなかったことが発覚したことである。この個人というのは、実は現町議会議長で、町議会に温泉処理特別委員会が置かれて問題解決にあたったものの結論が出ず、県議会議員が調停に入るという事態となっていた。また、理事者や町議会においても、泉地区の温泉使用料金の問題から紛争の再燃かといわれる状況にもなり、さらには吉浜開発問題あるいは町営温泉送配湯管の緊急改修問題、あるいは温泉場道路における交通規制問題など、町政の課題が山積していた。

一九六六（昭和四一）年は、議長改選の年であった。同年四月一八日の町議会臨時会は、議長選出を巡って

常任委員会・特別委員会の改選と正副委員長の選出の人事案件が議題となったが、申合せにより、正副議長の交代も行われることになっていた。四月二一日に常任委員会・特別委員会の改選と正副委員長が選出された。ところで、四月一五日から始まった臨時会の会期は七日間としていたが、四月二一日の副議長選挙が案件となって、会期を二日間延長することになった。四月二五日、議長の指名推薦により副議長が選出された。ついで、議長の辞職願が許可され、副議長が議長席に就いて、新議長の選出について議会に諮ったところ、議長（新任副議長）の指名と決まった。こうして、議長に木村利正議員、副議長に柏木英雄議員が決まった。このように叙述すると、いかにも穏やかな流れのなかで、正副議長が選出されたかのようであるが、

町議会には三派の議員グループがあつて、しかも過半数を占めた勢力とはなっていない。指名推薦となれば推薦者を決めるまでに話が長引くし、選挙となれば、与党派といわれている議員二人が正副議長選に立候補するという雰囲気もあり、「平和か決戦か予断が立てにくい状態」であつた（『東海民報』昭和四一年四月二三日付）。議長の選出は、会期をさらに二日間延期した結果、全会一致の推薦で決定した。新議長の木村利正議員は、「八亀町長の側近にあり、温厚中正な人柄は町長の信任も受け、議会にも敵のいない存在」であつたようである（『東海民報』昭和四一年四月二七日付）。なお、一九六五年九月頃までは、議会内に最大党派として親政会があつたようであるが、議長選挙を巡る分裂で再編成され、親政会は友和会に改称し第一党であつたようであるが、詳細は不明である。

議員定数の削減

先に見たように、町村合併後、最初の町議会議員選挙は一九五六（昭和三一）年三月に執行した。このときの議員定数は、二六人であつた。しかし、地方自治法第九十一条では、湯河原町の人口規模を基準とした議員の法定数は一九六〇年国勢調査で、人口は一万九七四三人であるので、議員定数は二六人であつたが、一九六五年国勢調査の人口は二万二四一三人、地方自治法による議員法定数は三〇人となることから、一九六八年に執行される町議会議員選挙の議員定数を削減しようとする動きが、一九六七年九月に出てきた。そして、同年九月二五日、議員提出議案として、「湯河原町議会議員の定数を減少する条例（案）」が上程された。ただし、この上程は、湯河原町議会が、ほかの町村の先陣を切つた自主的な動きではない。このことは、提出者である議員の議案説明に表れている（『昭和四二年 会議録 議決書』）。

〔前略〕九一条二項により町の条例によつてその定数を特に少なくすることができるとされており〔中略〕県下町村の多数がこれを適用実施しております。住民の福祉増進を第一義と考へた場合、議員定数の増加は、いたずらに経費を

増加させるのみで、また、議会運営の複雑化と非効率にいちいりやすい点を考慮し、最少の経費で最大の効果を挙げるべく運営の合理化、行政簡素化の趣旨から本案を提案するものであります

この提案理由にもあるように、一九六七年七月一日現在、県下二三町一村で定数減少条例を設けて、議員定数を減らそうという流れがあった。結局、この議案は、全員の賛成によって可決成立した。

第四回町議会議員選挙

一九六六（昭和四一）年一月に熱海市と和解したとはいえ、伊豆湯河原温泉という観光名称の問題があった。また、湯河原小学校体育館建設、吉浜小学校改築、消防の常備化、国民健康保険料の問題など、町当局は多くの町政の課題を抱え、これに対する町議会の対応も求められていた。

一九六八年を迎えて、この年の三月には第四回町議会議員選挙が行われるが、一月末頃から下馬評が流れるようになった。およそ五〇日前の新聞報道では、新人の立候補は少なく、定数二六人に対して一、二人オーバーの少数精鋭激戦の気配が強いと予想していた（『東海民報』昭和四三年一月三〇日付）。ここで、新聞記事によって、各地区の選挙戦を分析しようすをみてみよう。

城堀地区は激戦地とみられ、有権者数の割合に比し立候補者が多く、今回も現職四人、新人一人で、今回の選挙の最低当選圏は四二〇票、安全圏は四三〇票とみられている点からすると、地元だけでなくほかの地区へ手を広げる必要があるとしていた。しかも、移住者が多い地区でもあり、票読みが難しいとされていた。門川は現職二人が立っていて無風地帯といわれていたようであるが、他地区からの斬り込みがあった場合は、防戦が厳しいといわれていた。

広河原を含む温泉場地区は、現職が七人立候補するという地区であった。しかも、七人のうち六人が旅館業

を営む者で、地域性を背景とした候補者であった。

次に、宮下地区は、吉浜地区に次いで有権者数が多い地区であったが、立候補する者が少ない地区といわれていたようで、その分、ほかの地区から票を求めて斬り込みがあるとされていた。今回の立候補は、現職二人、新人二人であった。鍛冶屋地区では、現職二人の安泰は早くからいわれていたが、これに新人二人が立候補する予定で、また、親類縁者を頼って他地区から他候補者が割り込んでくることから、そうすると現職二人も安泰とはいってられない状況となることが予想された。

川堀地区は、町内で最も有権者数が少ない地域であった。ただ、今回は対立候補が出るようで、そうすると他地区へ選挙運動を展開しなければならなくなるとみられていた。福浦地区は、現職の独り舞台とされている。ただし、福浦に縁故をもつ他地区の候補者が非常に多く、他地区の候補者の進出によっては苦戦を強いられることになると思われる。

最後に吉浜地区は、町内で最も有権者数が多い地域であった。現職は二人で、そのうちの一人は、第二回町議会議員選挙において、女性で初めて当選した根本菊枝議員であった。根本議員は、第三回町議会議員選挙では落選したが、一九六七年四月の町議会議員補欠選挙（定数一）で無投票当選していた。先にも述べたように、吉浜地区は有権者数が町内で最も多い地区ではあったが、その分、他地区からの候補者が「草刈り場」として集中的に手を広げる地区でもあった。第三回町議会議員選挙で、根本議員が落選したのも、外からの攻勢を見落とした結果だといわれていた。吉浜地区は有権者数からみて、四人くらいは立候補しても当選するとされ、実際、今回の選挙では、現職二人、新人二人が立った。

立候補者数は、二月中旬頃には「無投票の公算大」と報じられていたが、「無投票の公算大」と報じられた

表4 1968年3月30日執行
町議会議員選挙当選者一覧

順位	氏名	性別	年齢	党派	得票総数
1	八亀 民雄	男	51	無所属	655.051
2	八亀 昌美	男	44	無所属	643.948
3	市川 公造	男	37	無所属	628
4	小石川 清作	男	53	無所属	588
5	杉山 定義	男	41	無所属	570.707
6	根本 菊枝	女	60	無所属	547
7	高橋 徳	男	50	無所属	536
8	富田 幸平	男	39	無所属	524
9	杉山 高延	男	62	無所属	520.292
10	小沢 栄三郎	男	72	無所属	511
11	西山 信義	男	59	無所属	491
12	山本 茂八	男	46	無所属	480
13	内藤 正則	男	56	無所属	470
14	菅沼 稔	男	52	無所属	463.616
15	木村 利正	男	59	無所属	459
16	加藤 福松	男	58	無所属	444
17	岩本 昭治	男	41	無所属	443
18	柏木 英雄	男	50	無所属	438
19	菅沼 安正	男	59	無所属	422.383
20	常盤 正雄	男	62	無所属	417
21	田原 要	男	43	無所属	403
22	橋本 健二	男	55	無所属	397
23	大久保 甫	男	46	無所属	394
24	室伏 義雄	男	63	無所属	390
25	青木 昭久	男	36	無所属	364
26	露木 覚雄	男	59	無所属	362

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

〔注〕 1 議員定数26人

2 24位までは資料により、25、26位は最高裁判決による。

翌日には、吉浜地区から出馬意志表明があり無投票選挙とはならず、二二日公示、二五日届け出締め切りの結果、立候補者数は二九人となった。候補者の内訳は、現職二〇人、新人八人、元一人で現職者が多く、党派別では日本共産党公認一人、公明党推薦二人、そのほかは保守系無所属であった。共産党・公明党からの立候補は、告示直前になって決まった。届け出た候補者を職業別にみると、農業一〇人、旅館業七人、商業四人、会社団体役員三人、その他五人であった。観光・農業関係者が多いのは、まさに湯河原町の特色とするところであるが、商業関係者が少ない点も反面的な特色であるといえる。「東海民報」昭和四三年一月三〇日・二月二

日（四日・二月六日）八日付、「神奈川新聞」昭和四三年一月二〇日・二三日・二月一日・九日・十一日・十四日・一六日・三月二三日・二四日付）。

なお、ここで公明選挙運動について触れておこう。国内では、一九五二年に公明選挙連盟が結成され、公明選挙を推進する運動が全国的に展開されていた。戸別訪問は選挙違反であるにもかかわらず、選挙となると戸別訪問あり、飲食を伴う接待が当たり前であった。湯河原町でも、一九五八年頃より公明選挙に取り組んでいたようである（「湯河原広報」三〇号）。しかし、第四回の町議会議員選挙に限ってみても、公明選挙であったかどうか疑わしいと思わせるような議員自身の興味ある発言がある。それは、この選挙で当選した新人議員六人のうち公明党議員を除く四人が「やよい会」を結成したが、このやよい会のメンバーが東海民報社の企画した「新春座談会」において、次のような発言をしている。

司会 公明選挙を標榜していたと思いますが、実際にはそれは無理だったと思います。大分費つたのでは

議員（笑い） まあ、予想どおりということでしょう

議員 御推測に任せよう

司会 候補者より、有権者が使わせるムードが強い

ここには、「親せき縁者の多い芋づる選挙」とまで評された町議会議員選挙は、有権者・候補者両方に公明選挙を崩す背景があったことを示しているよう（「東海民報」昭和四三年三月五日・昭和四四年一月一日付）。

第四回町議会議員選挙は三月三〇日に投票が行われ、湯河原町観光会館で即日開票された。と

開票を巡って

ところが、町選挙管理委員会（以下「町選管」という）の開票作業に不手際があったため、当選者の確定が遅れる事態となり、開票作業を見守っていた開票参観者の一部が不満をいいだし、騒動に発展した。

これをみた町選管は、小田原警察署へ警備の要請をし、警察官が出動するという事態になった。

警察官出動という事態になったのは、次のような背景があった。そもそもこの事態発生は当日午後一時少し過ぎになってからであった。この時刻頃に新人の青木昭久候補三六三票、現職の水本一男候補三六二票、同じく露木寛雄候補三六一票を含む全立候補者の中間得票速報が掲示された。ところが、残りの票を町選管が整理していたところ、露木候補に一票の追加票がみつかった。さらに、青木候補の得票中から無効票がみつかった。町選管は、この無効票は、「青木昭治」と記載された票で、岩本昭治（すでに当選確定）候補がいるので、町選管は「青木昭治」票を無効とした。「青木昭治」票は、中間得票速報掲示前に、二票みついたので、これをすでに無効にしていた。ところが、得票の点検整理をしていたところ、「係り員が見落としたため」青木候補の得票中に「青木昭治」票がまぎれ込んでいたので、これを無効とし、青木候補の得票は三六二票となり、三候補とも同じ票数になったわけである。そこで、定数のうちの二五・二六位を決める必要があり、得票数は同じであるので、くじにより当選者を決めることになっていた。くじを実施した結果、青木候補は次点となった。この結果をみて、青木候補運動員・支持者が騒ぎ、町選管の要請により警察官が動員されたのであった。開票結果と無効票について町選管選挙長は説明せず、総務課長が説明して、三一日午前三時過ぎ、開票事務は打ち切りとなった。

落選から当選へ

くじ引きで次点となった青木昭久候補は、一九六八（昭和四三）年四月四日、先の二人に対する当選決定を取り消し、青木候補本人の当選を求める異議申立書を町選管へ提出した。その申出書の要点は、「青木昭治」と記載した投票は「青木昭久」の誤記であるから、青木候補に有効な投票であることを、最高裁判所、東京・大阪・仙台高等裁判所の判例を引用して申立て、少なくとも二票あった「青

木昭治」票により、青木候補は得票が三六四票となるので、抽選は違法であるとしていた。なお、今回の町選管の姿勢に対して、吉浜・鍛冶屋・川堀の区長・農協関係者・元町議会議員など三六人が、今回の選挙開票作業では「重大なる失態により湯河原町の選挙史を甚しく損傷した」「公正なる選挙会の執行を切望」という要望書を提出したほどであった（「東海民報」昭和四三年四月一四日付）。

青木候補の異議申立書に対し町選管委員長は五月四日付けで、異議申立てを棄却した。町選管側は、最高裁判所、大阪・東京高等裁判所の判例をもとに反論して、「青木昭治」を「青木昭久」の誤記として有効とする判定は誤りであり、申出人が主張する開票管理者（選挙長）の決定に誤りがあるとは認められなかった（「東海民報」昭和四三年五月一〇日・一一日付）。

異議申立書を町選管が棄却したことを受けて、青木候補は五月二四日、県選挙管理委員会（以下「県選管」という）へ棄却決定取消しの審査を申立てた。この異議申立てを受けた県選管は、七月七日に参議院議員選挙が執行される関係から、審査手続きに入るのがのびのびとなり、七月二二日になって町選管に対し、八月二日までに弁明書の提出を通知した。

町選管が弁明書を提出した後、県選管は書類審査・現地調査・本人審査尋問・証人尋問を実施し、投票用紙の再審査を行い、最高裁判所の判例と照合し、「青木昭治」の投票は、青木昭久の名を一字だけ誤記したと判断するのが妥当であり、二票の「青木昭治」票は有効であるという裁定を、一〇月一九日に出した（告示は一〇月二一日）。最高裁判所の判例では、名に類似性があった場合でも、姓に類似性がなければ姓によって判断するのが妥当としているとのことである。その県選管の裁決本文には、水本・露木両候補の当選無効が明文化されているものの、青木候補の当選は明文化されていない。しかし、二票の「青木昭治」票が有効となり三六

四票を得票したことになるので、言外に当選人であることを表現していたのである（「神奈川新聞」昭和四三年一〇月二〇日付）。

とはいえ、これで青木候補の当選が確定したわけではない。水本・露木両候補が、告示から三〇日以内に高等裁判所へ不服の控訴をしないと、三一日目には県の裁定が確定し、湯河原町は更正決定選挙会を開いて当選人の変更を決定することになる。

この告示後の一月一九日、両候補は東京高等裁判所民事第二部へ、当選無効の裁定を取り消す判決を求めて控訴した。東京高等裁判所で行われた五回の口頭弁論後、一九七〇年六月一日、東京高等裁判所は、判決の取り消し請求を棄却する判決を出した。このまま上告、すなわち最高裁判所へ提訴しなければ、県選管の裁定どおり青木候補の当選が確定する。両候補は、同年七月一日、上告した。そして、同年一二月四日、最高裁判所第二小法廷において、県選管の逆転裁決を認め、両候補の請求を棄却する判決が言い渡された。すなわち、同日付けをもって、三六四票を得票した青木候補が二五位の当選者となった。

定数二六人に対する当選者は一人残っていることになり、しかも、露木・水本両人とも得票数は、三六二票である。したがって、二六位の当選者を決めなければならない。そこで、一九七〇年一二月一五日、町選管は更正決定選挙会を開き、抽選会を実施した。抽選の結果、露木寛雄候補が当選者となった。ここにようやく、定数の当選者が決まった。

議長人事

一九六八（昭和四三）年三月の町議会議員選挙後の四月五日、町議会臨時会が開かれた。町議会議員選挙後は、正副議長を選任する町議会臨時会を開くのが恒例であった。与党系は二派あり二議員が立候補しており、また反町長系とみられるグループからも立候補の動きがあった。公明党議員から

投票による選出を求められ、その結果、与党派の一本化が実現し、菅沼安正議員と与党派以外の議員との間で、投票が行われることになった。投票の結果、菅沼議員が一四票を得票して議長に再任された。副議長は、議長選を辞退した内藤正則議員が選出された。議長選挙をとおして明らかになってきたのは、与党派一四人（ただし、七対七の二派により構成）、野党派一〇人、公明党二人という勢力図であった。ともあれ、正副議長の選任は、何ごともなく終わった。このあと、しばらくは助役人事の問題で町議会は展開していた。

ところが、後任の助役が決まらないまま、一九六九年一月になって、議長の進退問題が起こった。この問題は、一九六八年一月二八日、副議長の元へ議長の辞表が届いたことが発端であった。一九六九年一月四日付けの「東海民報」には、次のような内情が報道されていた。一九六八年四月の議長選挙において、与党派は一四人であったものの内部は二分されていて、これでは当選は見込めないとした現議長は、同年一月二日になったら議長を辞任するという「先付小切手」を議長選挙前に示して、与党派議員全員の支持を取り付けて当選したというものである。ここにいう先付小切手の意味合いは、一定期間が到来したならば辞任するので、議長に選出してほしいという趣旨であった。したがって、一月二八日に届いたというのは、この「先付小切手」のことである。しかも、これより前の一月九日、議長は「将来、誰れかが私の辞表を出しても、それは無効だから受理しないよう」文書により議会事務局に申し入れていたという。このことについて、議長自身も、「一部の人に書けと言われた、そして書いた」と、いささか責任逃れのような答え方をしていることからすると、事実であろう（「昭和四四年 一号（一月～四月）会議録 議決書」）。

議長問題は、一九六九年になると、混乱した状況になった。前年一月二八日に受け取った議長の辞表を、副議長は御用納めとなっていることもあり、そのまま所持し、一九六九年一月七日、議会事務局へ提出した。

ところが、議長が翌日の一月八日、議長自身の手で辞表撤回届を議会事務局へ提出した。このことから、同年一月三〇日、さらに五月二八日の町議会臨時会では、議長を厳しく追及する意見が出された。一方、議長は厳しい追及から逃れるためか、本会議を招集しておきながら、事故のためと称して本会議を欠席あるいは欠席した挙げ句、所在不明になることが多く、そのため議員から「我々を侮辱している」「議長の人権失格」といったような発言があった。厳しい追及で発言する議員の言葉もさつい表現となることから、「余り神聖なる議場において醜い記録を残すことは好ましくない」と制止する発言あるいは「非常に湯河原の議会の行きづまりどころでなく、将来運営することの出来ない危機に立たされているようにうかがう」と懸念する発言も出たほどであった（昭和四四年 二号（五月～十二月）会議録 議決書）。しかし、議長は、「私だけ止めるのは不公平だ」「止るのが、いやでしょうがない」「私も止るから副議長の辞表を提出してもらいたい」といった態度を硬化させるだけであった（昭和四三年～昭和四七年 議会運営委員会綴）。

こうして、半年余りももめた議長辞任の件は、一九六九年六月五日、菅沼議長が辞職願を副議長に提出したことで町議会は、これを許可した。後任議長には、前議長の一任を受けて設けた推薦委員会が人選した柏木英雄議員が就任した。議長を巡る問題も、落ち着いた。

第五回町議会議員選挙

第四回町議会議員選挙は、最終的に当選者が確定するまで三年半もかかった。町選管が判例に熟知していれば、これほどの日数を要しなかつたはずである。結局、青木議員の粘り勝ちであったともいえよう。町始まって以来の選挙騒動であった。それが、ようやく落ち着いたところで、町議会議員選挙執行の時期が訪れた。第五回町議会議員選挙は、一九七二（昭和四七）年三月二五日に執行された。

表5 1972年3月25日執行
町議会議員選挙当選者一覧

順位	氏名	性別	年齢	党派	得票総数
1	岩本 良夫	男	52	無所属	693
2	市川 公造	男	41	無所属	685
3	露木 覚雄	男	63	無所属	615
4	小石川 清作	男	57	無所属	594
5	常盤 正雄	男	66	無所属	585
6	西山 信義	男	63	無所属	574
7	岩本 昭治	男	45	無所属	542
8	内藤 正則	男	60	無所属	537
9	木村 利正	男	63	無所属	536
10	杉山 定義	男	45	無所属	534.591
11	室伏 孝久	男	69	無所属	523
12	田原 要	男	47	公明党	522
13	丸山 孝夫	男	34	日本共産党	506
14	渡辺 正	男	59	無所属	497
15	大久保 甫	男	50	無所属	495
15	常盤 ぐんじ	男	57	無所属	495
17	八亀 民雄	男	55	無所属	486
18	柏木 英雄	男	54	無所属	484
19	杉山 高延	男	66	無所属	473.408
20	富田 幸平	男	43	無所属	469
21	高橋 徳	男	54	無所属	468.514
22	北村 幸則	男	32	公明党	454
23	高橋 文次	男	63	無所属	442.485
24	青木 昭久	男	40	無所属	435
25	橋本 健二	男	59	無所属	427
26	根本 菊枝	女	64	無所属	410

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

〔注〕 議員定数26人

定数二六人に対して、立候補者数は三〇人で、第三回選挙以来の三〇人に及ぶ立候補者数であった。党派としては、公明党二人、日本共産党一人、日本社会党一人で、二六人が無所属であった。立候補の平均年齢は、前回よりわずかに高く五三・八歳、最高齢が六九歳、最年少が三三歳であった。昭和生まれの候補者は、前回より一人増えただけの八人で、いまだ世代の顕著な変化を思わせるものでなかった。候補者の内訳は、無所属の現職二〇人、無所属の元が三人、無所属の新人が三人、公明党の現職及び新人が各一人、日本共産党の新人

一人、日本社会党の新人が一人であった。開票結果による当選者は、表5のとおりである。開票結果から当選者の党会派をみると、無所属の現職一人、無所属の新人四人、無所属の元が一人、公明党二人、日本共産党一人であった。第二回町議会議員選挙で当選した根本菊枝議員は、第三回町議会議員選挙では落選したものの、一九六七年四月の町長選挙と同時に行われた町議会議員補欠選挙で無投票当選した後、第四回・第五回と当選し、唯一の女性議員として議席を確保していた。また、前回の選挙で落選した共産党議員が当選し、公明党が改めて党名を掲げて二議席を得たこと、当選した共産党の丸山議員は、「町内に親せきが一軒もなく苦しい選挙だった」と述べたようであるが、この町の選挙の性格を物語っている（「神奈川新聞」昭和四十七年三月二七日付）。当日の有権者数は一万六四六九人、投票者総数一万四八〇一人、うち有効投票一万四七三八票、投票率は八九・八七パーセントであった。

なお、町議会議員選挙後の町議会臨時会が四月一〇日に開会され、当日は議員の自己紹介で終わり、臨時会第二日目は一三日に開かれた。この日は、議長選任について相互に話し合う時間が必要ということで休憩に入ったが、当日は再開されなかった。さらに、一七日には午後四時四三分に開会したが、午前零時まで延長を決めただけで、午後四時四五分に休憩に入り、そのまま再開されなかった。町議会会期最終日の一九日、ようやく議長選挙が執り行われ、柏木英雄議員が選出された。得票数は有効投票総数二六票のうち一二票であった。投票日まで各派は多数派工作を展開したようであるが、同和会を主体とした与党派が柏木議員を推していた状況がうかがわれないことからすると、野党派が推す議長選出であったということになろう（「伊豆毎日」昭和四十七年四月一二日付）。また、二票は公明党議員の投票が明らかであり、「議長問題に限り野党にはくみしない」といつていたことが証明された。

第二節 高杉町政の展開と中央土地区画整理事業

1 第二期高杉町政の主要施策

財政状況の概要
オリンピック不況後も、国の財政が厳しい状況に置かれ、一九六五（昭和四〇）年度以降の

国税収入は年度が経過するとともに当初見込み額を下回る事態となり、大幅な歳入欠陥が予想された。同時に、同年度の地方財政決算において財政構造が悪化しているという結果が出た。さらに、これを受けて、一九六六年度の地方財政予算も財源不足が見込まれていた。しかし、国債発行による景気浮揚策により一九六六年秋頃より景気が回復した。このような状況から、一九六六年度地方財政の決算も、厳しい財政見通しから慎重な運用を行ったこともあって、予想以上に好転した。しかし、一九六七年度の地方財政決算は、経済成長率が当初予想を大きく上回ったとはいうものの、地方財政の決算規模は前年度を下回り、一九六〇年度以降、最低の決算規模となった。

第四代の高杉町長は、一九六八年二月二九日の町議会第二回定例会で、一九六八年度の町政に関する所信を述べ、就任以来、現在まで、「懸案事項がほぼ順調な進捗をいたしております」としながらも、「国における経済運営の慎重化が一段と浸透し、特に国家財政の硬直化に伴う政策の影響を受ける等、厳しい経済環境に即応するため、経常費の膨張は極力これを抑制し、重要事業の確保に意を用いた」と、国の厳しい財政状況が地方にも及んでいる実情を指摘していた。

しかし、一九六九・一九七〇年度の財政状況は、国・県の財政状況の順調な経済伸長に支えられて、予算も大型化して目覚ましい充実を示しているものの、その財政傾向は直ちに市町村の税源に反映されず、一方で諸経費増高により財政運営が厳しい状況に置かれるようになった時期でもあった。

とはいえ、湯河原町の財政状況は、それほど厳しい状況を抱えていたとはいえない。本章第一節表1でみるように、一九六六年度と比較して一九六九年度自主財源額の伸び高は三・〇三倍となっている。これは、吉浜開発問題が解決し、東京急行電鉄株式会社へ五億八八〇万円余りで売却した不動産収入が反映したものである。

また、一九六六年度の歳入額を一〇〇として、歳入の前年度比率増減の推移をみると、一九六七年度一・二九倍、一九六八年度一・六〇倍、一九六九年度では三・〇七倍に伸びた。その後の一九七〇年度は一・九三倍、一九七一年度は二・七九倍と、順調な伸びをみせていた。

右のような財政状況のなかで、高杉町長が示した施政方針にみる主要施策は、
高杉町政の施策概要

- ① 観光関係 箱根町と共同で大阪案内所の開設、城山開発促進のための買収交渉、観光振興協議会を中心とした活動促進
- ② 農業関係 経営指導活動の継続的強化のための技術指導員の採用、農業構造改善事業（農道整備）
- ③ 商工関係 中小商工業者に対する商工会による経営実態に密着した指導の継続、商工業者に対する金融融資期間の長期化
- ④ 教育関係 吉浜小学校の普通教室一二教室の建設

- ⑤ 民生関係 民生児童委員の増員
- ⑥ 建設関係 福浦・舟付間町道福浦一〇号の改良舗装、権現橋架替え
- ⑦ 交通関係 住民交通傷害補償制度の導入、千歳通り二号開設
- ⑧ 水道事業関係 給水事情の悪い湯河原地区への導水管敷設・第二配水池増設
- ⑨ 温泉事業関係 地方公営企業法の全面的適用
- ⑩ 吉浜診療所事業 入院患者用給食施設整備

以上、主要事業部分だけをみても、多種にわたる施策を挙げていた（昭和四三年一号（一月～七月）会議録 議決書）。

この施策に対して、一般質問では、様々な指摘があった。例えば、施政方針では幼児教育における公立保育園の増設を取り上げていないという指摘に対し、敷地が入手でき次第、宮下・門川地区へ設置する意向を示した。また、一般会計や特別会計に計上されている交際費・食糧費は町民からも批判が多いが、使途について自粛・節約はできないかという質問に対して、町長は「議会で必要性を認めてもらい、議会の議決をしてもらった」と、その手続き上の問題はないものとしたものの、「最少の費用で最大の効果を挙げる」とのみ答弁するだけであった。

一般質問は、事前に質問事項を申し出ることになっており、事前に届け出ていない質問に対して、理事者は答弁しないルールであった。例えば、一般質問予定外の議員から、湯河原オレンジラインは夜七時以降になると閉鎖になり通行できないので、夜間は無料開放するように町長から道路公社へ働きかけをしてもらいたいという発言があった。これに対して、事前通告がなかったこと、一般質問ではなく要望であることから、町長は

一切答弁しなかった。

助役人事問題

高杉町長の評判を知る材料をみつけないことはできないが、新聞記事をみると、温泉送湯管改良事業の完了を目指して東奔西走した結果、県からの助成金獲得に成功した話や、町内各地区で町政懇談会を開いて町の施策を訴える一方で、町民の要望に耳を傾けるなど努力していることを報じている。このような「前向きに取り組む町長の姿勢は長年に亘^{わた}って抗争の続いた湯河原の政治のあり方を変えて行くかも知れない」としていたが、その読みどおりにはいかなかった（『東海民報』昭和四三年五月七日付）。理事者側の人事案件として助役・収入役選任、町議会では議長選出があった。

というのは、八亀町長のもとで務めていた助役と収入役は一九六八（昭和四三）年六月二四日をもって任期満了を迎えることになっていた。助役は、高杉町長に二度にわたって辞表を提出したが慰留され、任期満了を迎える。一方、任期満了を迎える収入役は、一九六八年六月一七日、町議会定例会において「この人物は、公私混同することない人物で、適正な人事」と評価され、収入役に再任された。しかし、助役選任は、一九六八年六月の町議会定例会においても、高杉町長は助役人事案件を上程しなかった。また、高杉町長も助役人選に関して、なんの意向も示さなかったことが、与党派・野党派による助役人選工作が展開された要因にもなった。特に与党派といわれる議員間で、内部対立・内紛をみせていた。上述の新聞社の展望は、はずれたといってもよい。さらに、助役人事と絡んで、議長の辞表問題により町議会は紛糾したのである。

助役の選任は、理事者である町長の専権事項であるが、町議会内の動きも絡む問題であることは、これまでも事例をみてきた。しかし、町長はもとより、当時の議員の手による日記・書簡・記録などの資料が現存していれば、直接的な動向を把握することができるが、資料の現存が確認できない以上、叙述は不可能である。そ

ここで、新聞記事をよりどころに、その動向を垣間見てみよう。

助役人事について、一九六八年六月以後の案として議会内で流れていたのは、①前助役の再任、②現職議員の起用、③第三者の登用という案であつたらしい。これらの人選について、具体的な動向は、①案の候補者については、与党派の一部支持、野党派は異論なしという状況であり、②案の候補者については、与党派一部に反対がある、③案については、具体的候補が出ていないという状況であつた。候補を絞り込めないという背景には、「高杉町長の性格として、他からの強要は受けつけず独自の考え方によって方針を打ち出すだろう」という高杉町長の姿勢が、議会内で候補人選に戸惑っている要因にもなつていたようである（「東海民報」昭和四三年六月一三日付）。客観的判断とはいえないが、確かに新聞に掲載された高杉町長の肖像写真を見ると、頑固一徹な性格をうかがわせるものがある。

一九六八年六月町議会定例会が終わつた後は、前助役の再任案と現議員の推薦案が主流となつてきたようである。しかし、同年七月一八日の町議会臨時会には、助役人事案件は上程されなかつた。町長は、町議会内部の動きを静観していたようで、一方、議会側の裏舞台工作では前助役を推すグループと現職議員を推すグループに絞られてきたようである。しかし、高杉町長の意向が判然としない分、助役人選は与党派内においても混迷を深める状況となり、与党派内では三人を擁立しようという動きが出てきて、一本化が困難な状況となつてきた。町長の意向もはっきりせず、時間の経過と共に与党派内部はさらに分派した。この当時、与党派内には一四人で構成される政和会という会派があつたようである（「東海民報」昭和四三年一〇月九日付）。この政和会も、内実をみると三派に分かれていたという。一方、この頃になると、野党派といわれる議員は、「与党派の出方待ち」を決め込んでいた。要するに、高杉町長の意中がはっきりしない時間が長い分、特に与党派は振り

回されるという状態に置かれたのである。

一九六八年二月の町議会定例会を前に高杉町長は、現収入役を助役に選任する意向を明らかにした。そして、高杉町長は、議員全員の同意による助役人事案件を上程しようとしたが、新年一月の町議会臨時会の上程を求める野党派議員と、即日断行を要請する町長との話し合いがまとまらず、結局、助役人事案件は上程されず、町議会は自然流会となってしまった。この町議会定例会で、助役人事が決まると報道していた新聞社の予想も、外れてしまった。一方、与党派の政和会では、助役人事を巡って意見が対立し、政和会から脱退する議員が出る事態にもなった。

一九六九年一月の町議会臨時会は、議長の辞任問題を巡って議会は紛糾した（本章第一節3）。助役人事案件は上程され、一時、野党側と話し合いがまとまらなかったが、議長辞職問題が先行する形となり、現収入役を助役に選任するという異動人事が承認された。助役不在は、ただか七か月間であったが、候補を巡って町議会は内紛が絶えなかった。

高杉町長の無投票当選

高杉町長の一期目における財政状況は堅調であったことで、特に一九六九（昭和四四）年度の歳入は、前年度の二倍近い結果となっていた。このように、町の財政状況が潤っていたこと、その結果、町政の成果を目にすることができたことが、一九七一年四月の第五回町長選挙に影響したものであろう。対立候補が出るという動きさえもない、完全な独走態勢であった。任期満了は五月五日であったが、四月一九日に無投票当選が確定し、四月二二日から執務を開始していた。

高杉町長は、一九七一年度予算案上程に当たり、施政全般に対する展望・抱負を述べた「町政に関する所信」において、「本町におきましては、数年来、公共施設の充実整備が極めて順調に進行いたしております」と、

これまでの施政の成果を挙げたうえで、

昭和四六年度の国や県の財政計画には、長期に亘る景気上昇のあとを受けて、や、鎮静化の傾向が表われておりますが、依然安定した経済を基盤として社会開発・公害・物価等、特に住民生活の安定に通ずる施策の質的充実に努力が払われておりますことは誠によろこばしい

と、今後も依然として経済基盤の安定が続くことを予想していた（昭和四六年 一号（一月～九月）会議録議決書）。

しかし、一九六〇年代、我が国は急速な高い経済成長率を遂げ、石炭から石油へ転換したエネルギー革命、所得倍増計画、プラスチック・家庭電気製品などの技術革新、車社会の進行、流通革命など、国民生活は大きく変化したが、一方で物価上昇、人口集中による都市の過密化、人口流出による農村の過疎、さらに急速な工業化によって環境破壊が起り、「水俣病」「イタイイタイ病」「四日市ぜんそく」などの公害病、大量生産・大量消費によるごみ問題などの公害問題が発生した。

一九七三年、中東問題に関連して原油の輸入価格が急騰したことで、我が国は石油危機（石油ショック・オイルショックともいう）に見舞われ、高度経済成長期は終わった。

2 中央地区の土地区画整理事業

土地区画整理計画

駅下地区の土地区画整理事業も順調に進み、完成年度も見通しが立ってきた頃、次の土地区画整理事業が立案されていた。その事業対象地域は、現在の住居表示である湯河原町中央一丁目～五丁目、大字では吉浜・門川・城堀・鍛冶屋の小字の全部もしくは一部である（『第四卷』五四）。

この地域を土地区画整理事業区域とする決定申請は、一九六七（昭和四二）年八月一五日、建設大臣の認可を得た。中央地区の現況について、一九七一年九月に作成された「土地区画整理事業計画」では次のように述べていた。谷あいの温泉町として発展してきた湯河原町は、町域の九〇パーセントを山が占めていて、そのうちの三〇パーセントが風致地区指定であった。そして、町域の一〇パーセントに満たない範囲が、温泉街と平坦地であった。区画整理事業施工前の駅下地区と中央地区との大きな違いは、中央地区は、すでに住宅が多く造成され市街地化が進行していたことであった。駅下地区は、どちらかというところ、水田や畑を住宅地あるいは公共用地に造成していく事業であったが、中央地区は平坦地であることもあって、早くから市街化が進んでいた。特に、一九六二年に湯河原中学校や町役場庁舎が建てられてからは、農地の宅地転用が進んで新築住宅が急速に増えて市街化が進んだ。また、当時の建物総戸数六五〇戸、居住人口一九六〇人、人口密度は一ヘクタール当たり四七人と報告されている（『第四巻』五五）。また、地域内の土地利用状況は、公共用地が一四・七パーセント、宅地が二六パーセントで、残る五九・三パーセントが田・畑・雑種地であった。地域内の施設としては、町役場・消防署・湯河原中学校・保育所・病院及び職員寮各一か所・公衆浴場一か所があった。

しかし、農地の宅地化傾向が著しい結果、道路・水路の使用を巡るトラブルあるいは土地の境界を巡る紛争が起こったり、土地の利用や住宅の建て方が無秩序な状態、いわゆる土地のスプロール化（虫食い状態）現象が起こっていた。町は、この土地利用の実情を「いわゆる「スラム街」化の傾向」を示すようになってきたと指摘していた（『第四巻』五四）。実際、一九七五年一月一日現在では、区画整理事業施行地域人口は二四九〇人となり、人口密度は一ヘクタール当たり五九人と密度化していった（湯河原中央地区 公共団体区画整理補助事業変更実施計画書（昭和四五年度着工） 昭和四九年度作成）。このような実状を知ることになった一

部地主や有識者の間からは、土地区画整理の実施を要望する声が起こり、これに応えて、町も土地区画整理事業計画の立案を進めることになった。

土地区画整理 区画整理事業対象面積は、約五〇ヘクタールで、事業の進め方は、基本的には駅下地区の場合と変わらない。区画整理地区全域にわたり、道路・排水施設・公園などの公共施設用地及び住

宅用地・商業用地を確保し、整然とした土地利用と街並みを造る。そのためには、都市計画街路・排水施設・公園などの公共施設事業を施行し、さらに商業・居住地域、観光地区の地域性により、都市活動を機能的にするための土地利用計画を進めるものであった。

中央地区の土地区画整理事業は、一九六七（昭和四二）年六月五日、県知事経由で建設大臣へ中央土地区画整理事業区域決定の申請をした結果、同年八月一九日の建設省告示第二四八一号により、県道湯河原・箱根仙石原線沿い二・二三ヘクタールが商業地域に、その他の部分三九・六五ヘクタールが住居地域に指定され、計画的街づくりを進めるエリア、すなわち都市計画用途地域に指定された。この指定に基づき、都市計画街路の設計を検討し、街路設計ができあがった一九七一年九月、高杉町長は県知事宛に事業計画書を送付した。

なお、町議会に対する事業計画の説明は、同年九月二五日の全員協議会で行われた。この全員協議会では、減歩率について問題となった。これは、駅下土地区画整理事業での減歩率が、議員自らの体験を踏まえて指摘していたことであるが、「減歩率のすごい差があった。完全なミスでしょうと私は思う。隣り合つての差はないはずだ。「中略」減歩率は平均二五パーセントだと町長は言っている。だが、場所によって違うと思う。それは、当然だが同じ処で同じ条件で違うことがおかしい」と指摘したうえで、「ようは弱い人はいじめて来た。強い人には出しすぎた」と不公平な扱いがあったとする意見、というよりは不満を述べていた（「自昭和

四六年一月 至昭和四七年三月 全員協議会綴)。このような不公平となる事例が発生した場合の審議機関として、施行地区内の宅地所有者及び宅地借地権者を含めた委員によって構成される土地区画整理審議会を設置することが義務付けられていた。同年九月二七日の町議会で、土地区画整理審議会委員の増員を求める発言があったが、施行区域面積により委員定数は決められているとして一蹴されてしまった。駅下土地区画整理事業で顕在化していた減歩率の問題は本会議において、なんらの審議もされずに、「質議打ち切り」「討論省略」で採決・可決されてしまった。

県知事に申請した中央土地区画整理事業の設計概要に対する県知事の認可は、一九七一年一月二四日に下り、湯河原町公告第七号によれば、この事業の施行期間は、一九七一年一月二五日から一九七六年三月三十一日までの六年間であった。しかし、市街地化が中央地区に比べて進んでいなかった駅下地区でも、事業完了期間が一三年を超えたことからすれば、中央地区の完了は、大きく超えることは目に見えていた。なお、歳出予算額も、工事費・補償費・利子・事務費総額で一六億四五〇〇万円と見込んでいた。

設計変更の申請

区画整理事業を進めている間、施行区域内で建物総戸数こそ変わらないが、人口が一九六〇年から二四九〇人へと増加し、そのため人口密度も一ヘクタール当たり五九人と高くなった。

そこで、土地利用計画を変更し、商業地域を二・二三ヘクタールから一・五七ヘクタールへ縮小、新たに近隣商業地域を〇・七一ヘクタール新設、住居地域を三九・六五ヘクタールから三九・六〇ヘクタールへ縮小するといった用途地域の変更をした。そのほか、区画街路の延長・水路増設などの利用計画の変更をした。この結果、事業施行期間も延長することになり、事業完了は一九七九年三月三二日となった。事業完了年度の延長、さらに物価高騰による事業の改訂により事業費も膨らみ、事業歳出予算は三五億円となった。この事業の設計

変更申請は、一九七四（昭和四九）年六月一日に申請し、同年八月一日に認可された。

一九八二年度で事業は完了するという事で国の承認を受けていたものの、事業の完了は無理であるということ、さらに二年の延期を国側は認めたが、国側はこれ以上の延期は認めないという方針を示したようである（「中央土地区画整理協議会会議録 昭和五五年二月～平成三年」）。

仮換地作業も一九七三年一月から始まっていたが、減歩率、土地の新旧比較による形状に対する不満など地権者からの異議申立てを、土地区画整理協議会において一件一件処理をしていく作業は、多くの時間を要した。

一九八七年三月、「終息段階において」軽微な変更を必要としたので、事業施行期間を一年延長して一九八八年三月三十一日までの事業計画変更の申請をし、認可された（「昭和六二年 湯河原都市計画事業湯河原中央土地区画整理事業変更計画書」）。

土地区画整理 一九七一（昭和四六）年一月二四日に中央地区の土地区画整理事業の認可を受けてから、**事業の完了** びたび設計変更の認可を受け、最終の計画変更の認可を受けたのは、一九九四（平成六）年三月

月一日であった。その後は換地計画、すなわち、従前の土地（区画整理前の土地）や土地に関わる権利が区画整理事業後に、どのような宅地の位置・地積・土質・水利・利用状況になるのかという計画を立て、その換地計画は県知事の認可を受けなければならない。換地計画の認可は、一九九四年一月二六日に受けた。ついで、従前の宅地を区画整理事業で新しく区画された土地に換える換地処分を行う。このときには、従前の宅地上の権利が換地上に移行する。こうした場合に、整理前の土地と整理後の土地を評価したとき、整理前の権利価格が整理後の権利価格より小さいときは清算金が地権者へ交付され、逆の場合は、地権者は清算金を徴収さ

表1 中央土地区画整理総事業費

歳入の部	
科目	決算額
国庫支出金	1,267,572,000円
県支出金	65,025,000円
保留地処分金	4,157,674,866円
繰入金	850,124,305円
繰越金	659,919,294円
諸収入	176,032,764円
町債	680,200,000円
総額	7,856,548,229円

歳出の部	
科目	決算額
総務費	1,239,547,526円
事業費	5,024,118,734円
公債費	939,653,603円
総額	7,203,319,863円

〔資料〕「中央土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書」

である。

中央地区の土地区画整理事業により、一六メートルと一二メートルの幹線道路が設けられ、さらに四メートルから九メートルの幅員を持つ区画道路も設けられ、整然とした街並みが形成された。第一号から第一六号にも及ぶ水路の完備も、町の景観を変えるものであった。

なお、一方で、この土地区画整理事業で、当該地域内で三五・〇五パーセントを占めていた水田・山林・原野が、全くなくなってしまった（『第四巻』五七）。また、土地区画整理事業前は当該地域内において四三・五五パーセントを占めていた宅地面積は、区画整理事業施行後は四・〇三ポイント増えただけであった。

中央地区の土地区画整理事業の総事業費は、表1のとおりである。

この事業では、総事業費の五〇パーセント強が保留地処分金の収入により構成されていた。既述したように、保留地は、区画整理後に宅地の一部に編入しないで、事業費に充当したり、公園その他公共用地など一定の目

れる。これは、駅下土地区画整理事業のときと同様である。なお、区画整理事業は、一九九五年二月一七日の字区域設定の告示をもって完了したが、清算金を徴収しなければならぬ事例では、地権者が徴収に応じない、あるいは訴訟に持ち込むといったこともあり、二〇〇一年頃まで清算金の徴収が完了しなかったよう

的に使用するために、区画整理事業施行者である町が確保したものである。それを、競争入札により売却したものが、保留地処分金である。表2は、決算書のなかの一部で判明する競争入札によって売却した保留地の落札価格である。場所は街区で表示されており、具体的な地域名及び番地を特定することはできない。したがって、当該地の様々な条件は除外して、単純な売却価格を取り上げたもので、当時の地価の高低を知る手がかりとしてあげてみた。

表2 3.3㎡当たり一般競争入札価格

1982年	432,868円
1983年	314,062円
1984年	300,318円
1985年	340,010円

〔資料〕「中央土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書」

第三節 産業の展開

1 ミカン農業の隆盛

戦後農業改革

アジア太平洋戦争後の日本の民主化にとつて、農村で半封建的な性格を残すとされた地主¹¹小作部が一九四五（昭和二〇）年一二月に発表した「農地改革に関する覚書」を受け、翌年一〇月に自作農創設特別措置法と改正農地調整法を成立させた。これにより不在地主及び在村地主の所有する小作地を国が買収し、小作人に売り渡す農地改革が実施されることになった。農地改革を各市町村で遂行したのが、地主三人・自作二人・小作五人の各層代表で構成される農地委員会であった。農地委員会は土地の買収・売り渡し計画の作成、その手続の実施などを行った。

一九四七・一九四八年の農地買収計画書に記された所有者の住所氏名から、湯河原町では計六八名の不在地主が確認できる。農地買収計画は一九四七年八月から一九四八年五月まで七回にわたり作成され、買収面積・筆数は計六〇五筆、九八町三反二三歩に及んだ。このような農地改革の結果、湯河原町では一九四〇年には四二パーセントであった自作田畑の割合は、一九五五年には九四パーセントまで上昇した（『第三卷』第五章第三節）。

さらに、連合国軍総司令部の指導する農業経済民主化の基調のもと、政府は一九四七年一月に農業協同組

合法と農業団体整理法を公布した。これにより農業の国策への即応・統制のため一九四三年の農業団体法により設立された全国の農業会は、一九四八年八月までに解散することとなった。国策への即応と統制を目的として会長は知事の任命制であった農業会と異なり、農業協同組合は農民の社会的、経済的地位の向上を図ることを目的としており、役員も組合員の選挙で選出するなど民主的の改革がなされた。

現湯河原町域では湯河原町農業協同組合・吉浜農業協同組合・鍛冶屋農業協同組合・川堀農業協同組合・福浦農業協同組合の五つの農協が設立された。湯河原町農業協同組合は湯河原町農業会の財産を引き継ぎ発足、一九五五年に湯河原農業協同組合に改称した。吉浜町では地区ごとに吉浜農業協同組合・鍛冶屋農業協同組合・川堀農業協同組合が設立され、福浦村では保証責任福浦信用販賣購買利用組合を解散させて福浦農業協同組合となった（鈴木勇造編『神奈川農協十年史』）。設立当初の農協はいずれも戦後の経済混乱のなかで経営難に直面した。

農業政策の転換と
 ミカン 農業
 一九五五（昭和三〇）年前後に日本経済は発展成長期に入り、農業と他産業との生産性・所得・生活水準の格差が顕著になった。また、所得水準の上昇にともなう食料需要の変化・多様化や、農業労働力の都市への流出など農業を取り巻く情勢は急激な変化を見せ、「農業の曲がり角」と呼ばれるようになった。こうした状況を受けて政府は農政全般の根本的転換を図るため一九六一年に農業基本法を制定した。この法は従来の米麦を中心とした生産政策を転換し、需要の伸びる部門を奨励する「農産物の選択的拡大」を図ることを規定し、同年に制定された果樹農業振興特別措置法と合わせて、果樹・野菜等の園芸部門に新たな目が向けられることとなった。

さらに、農業基本法に則り一九六二年五月に農業構造改善事業促進対策実施要領、六月に農業構造改善補助

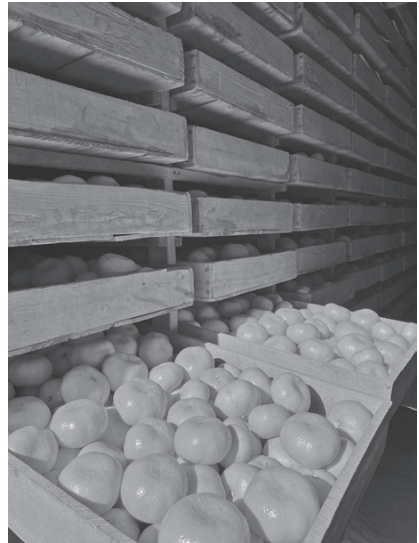
対象事業実施基準が定められ、湯河原町では一九六七年度より吉浜地区、一九六八年度より湯河原地区で農業構造改善事業が実施された。両地区の総事業費は約四億三三〇〇万円で、吉浜地区のイロハ山の農道整備、湯河原地区の神田窪の農道整備のほか、両地区でミカン選果用機械や輸送搬出車の購入、集荷所や貯蔵所、モノレールの設置などの事業が実施された（『神奈川県柑橋史』）。

このような政策により湯河原町域では一九五〇～一九七〇年の二〇年間で、農家総数に占めるミカン農家の割合は七六パーセントから九〇パーセントに増加した。温州ミカンの栽培面積も一九六〇～一九七〇年の一〇年間で成園・未成園合わせて約四三一ヘクタールから四九九ヘクタールに増加し、ミカン農業は隆盛を迎えることとなった（『第三巻』第五章第三節）。

**湯河原町中央
農協の誕生**

一九六六（昭和四一）年三月一〇日、吉浜小学校講堂で福浦・川堀・吉浜・鍛冶屋の四農協が合併して設立された湯河原町中央農業協同組合の設立記念大会が開かれた。

農業構造改善事業によるミカン農業の飛躍転換の変貌期にあたり、近代装備の整った新興産地に対抗するためには技術革新や資本装備の高度化による経営合理化が急務であり、従来の機構や予算などでは困難であるとの問題意識から進められた合併であった（「農協合併の計画について 湯河原町農協合併推進協議会」）。この



貯蔵庫の様子（提供：きまぐれファーム）



農協合併の成果、ミカンの新選果場操業開始
〔湯河原町中央農協だより〕昭和44年10月26日付

好景気のみかん農業

ミカン農業の隆盛により、ミカン農家はその恩恵を受けることとなった。この頃のみかん農家の様子について川堀の農家は次のように述べている〔『第四巻』一五八〕。

昭和四二年までは好景気で雨が降れば五円上がった、一〇円上がったと喜んでいました。その頃はミカンを六反か七反やっていたれば、サラリーマンより良い生活ができたから、皆、学校を出ても農家になっていました。昭和三四年頃、一〇キログラムくらいのフルダン（古いダンボール）のみかんが千何百円と高価でした。農協系の金融機関で働く友達の見給が七〇〇〇〜八〇〇〇円だったときに年収が百万円とかでした。昭和三六年にダットサン・トラックという車を

合併は一九六二年九月に湯河原農協会議室で湯河原農協・鍛冶屋農協・吉浜農協・川堀農協・福浦農協の組合長らが合併について意見交換し、合併研究に入ることで合意したことに始まる。一九六三年一月に第一回の合併研究会が開催され、一九六四年一〇月に合併推進協議会が結成された。しかし、一九六五年九月に湯河原農協が合併不参加の意志を表明し、福浦・川堀・吉浜・鍛冶屋の四農協で合併することとなり、一九六六年三月に四農協が解散して湯河原町中央農業協同組合が設立された〔『第五巻』一五九〕。湯河原農協は他の農協と経営条件や立地条件の差や役員問題から合併不参加となったという（「神奈川新聞」昭和四〇年一〇月二三日付）。

買いました。

このほかに「軽トラ二台分のミカンを売れば、車が買えた時代」（二〇一六年四月二〇日 力石順一氏より聞き取り）とか、ミカンの収穫時に農作業を手伝う援農者の雇用について「大勢使っても、カゴ一杯だせば払えるっていうくらい時代の」ともいわれた（二〇一八年二月一日 内藤スミ子氏より聞き取り）。高度経済成長を背景とした果実需要の伸びを背景に、大消費地である京浜を間近にひかえた湯河原町のミカン農業が農家に高い収益をもたらした様子がかがえる。

貯蔵の湯河原ミカン

神奈川県はミカン生産の北限地帯であるため、県産ミカンは収穫期に果実の糖が不足気味で酸の割合が高い「酸っぱいミカン」との欠点があった。そのため、収穫したミカンを貯蔵庫で貯蔵し、酸が減少してから出荷する「貯蔵ミカン」「越年ミカン」が神奈川ミカンの特徴となった。ただ、このことが他産地からの出荷がなくなる時期に遅出し得るという市場でのメリットを生み、安定した出荷販売を可能にした。

このような特徴をもつ神奈川県のみかん生産のなかでも湯河原町は特に「貯蔵の湯河原ミカン」と呼ばれ、県内で最も貯蔵の多い地域であった。湯河原地域での貯蔵は大正初期から始められたという（『神奈川県柑橘史』）。一九六〇（昭和三五）年における湯河原町域の総貯蔵庫数は一〇九九棟、総坪数は六五六三坪にのぼり、全生産量の約七〇パーセントを収納できる貯蔵庫を有していた。そのためミカン販売も貯蔵ミカンが主体で、本貯蔵ミカンが湯河原町の総生産量の五〇パーセントを占め、出荷量が最も多いのは三月中下旬であった。一方、一〇月上旬から一二月末までの秋売りミカンは総生産量の約三五パーセントであった。この頃の湯河原町における共同出荷は全体の二五パーセントで、個人で荷造りしたものを出荷場に集めて各人が指定する市場に

共同輸送する出荷や、純然たる個人出荷が多かったという。自分の作ったミカンを自分で定めた市場に出荷して、日ごとの価格変動に投機的魅力を感じる農家も多く、こうした個人出荷をしている農家は比較的技術が高く、優品ミカンを生産する人が多かったという。そのほか県内や近県の商人へ貯蔵庫から荷造りなしの直接販売も行われ、湯河原町におけるミカンの販売形態は各種各様であったという（神奈川県園芸協会・神奈川県柑橘農業協同組合連合会編『神奈川のみかん 一九六〇』）。

藤中温州

現在でも神奈川県内で栽培されている藤中温州は、一九三〇（昭和五）年に吉浜村（湯河原町吉浜）の藤中里次郎が蓬ヶ平のすそにある柑橘園の

貯蔵庫南西に伸びた枝の色づきが早いのを発見したことに始まる。一九三六年一〇月に技術員を通じて調査が開始され、玉ぞろいがよく色づきは早生と普通温州の中間であった。そこで翌年に根府川柑橘試験地の母樹園に高接ぎされ、一九四〇年には結実した。このはじめて結実した藤中は樹勢・玉ぞろい・果型・色ともに優れ、一九四二年一月の中央園芸主催の柑橘持寄試食会でも風味ともに極めて優秀と評価され参会者の注目を集めた。

戦後、一九四七年の神奈川県園芸振興五か年計画を契機に柑橘の復興と試験研究が再開され、藤中も調査が続けられた。一九五二年に神奈川県奨励中生温州となる確信が高まり、山北町岸の神奈川県柑橘販売農業協同組合連合会（以下「神柑連」という）の農場に



藤中温州の原木（『神奈川県柑橘史』）

芽接ぎされ、一九五四年に奨励系統として発表と同時に神柑連を通じて配布された。

翌年三月、藤中里次郎は「中生系優良品種として藤中系温州みかんを発見」したことが「本県柑橘産業振興の上に寄与するところが誠に大きい」として、神奈川県知事内山岩太郎より表彰された（『第五卷』八六）。

援農者 ミカン農業の隆盛のなかでその生産を支えたのが、

援農者 秋のミカン収穫期に他県から迎えることの多い援農者と呼ばれる季節労働者である。西湘地区では五〇〇〇人近いミカン援農者を一時に必要とし、主な送り出し県は新潟県・群馬県・青森県・山形県・千葉県であった（『神奈川県柑橘史』・中島常雄「神奈川県みかん作地域における農業季節労働力の事情」『神奈川農業の雇用構造調査 実態篇』）。川堀のある農家では一九四五（昭和二〇）年頃は親戚の紹介で御殿場から、一九五二年頃からは農協の募集で長野県、一九五九年頃から千葉県、一九六五年頃から群馬県、一九七五年から一〇年ほどは秋田県から援農者を迎えたという。大きな農家は四、五人ほどの援農者を迎え、家に滞在するので布団の支度などが大変だったが、援農者と結婚する人や、援農者だった人と長く親戚のような付き合いを続ける人もいたという（『第四卷』一五八）。また、援農を契機として旅館従業員や土産品店の店員、食品工場工員に就業する者も多かったという（中島常雄「神奈川県みかん作地域における農業季節労働力の事情」『神奈川農業の雇用構造調査 実態篇』）。

援農者の受け入れは、一九五四年に農協を中心に設立された神奈川県農業雇用主協議会（一九六六年に「神



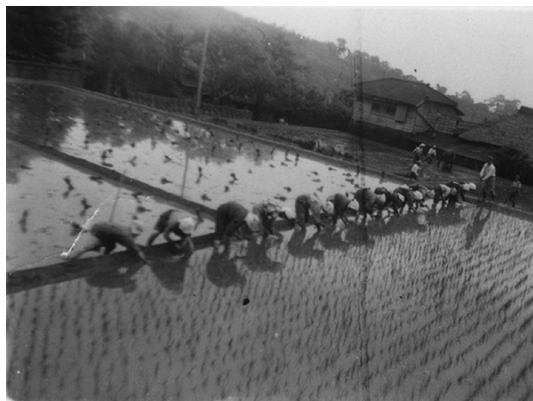
藤中里次郎氏
（『神奈川県柑橘史』）

奈川県農業労務受入協議会」と改称)が主体となって、募集・需給調整、労働条件の調整などについて職安と協力して行っていた。しかし、高度経済成長にともなう他産業の賃金上昇や送り出し県での工業団地の進出などにより、援農者の確保は年を追うごとに難しくなっていた。そのため、援農者の賃上げが年々行われ、実費支払いの旅費が高くなる北海道も含めた広範囲の求職開拓や、援農者のための慰安会・歓迎会の開催、優良援農者・永年勤続援農者の表彰を行うなど援農者の確保に努めた(『神奈川県柑橘史』)。

なお、「援農者」という用語は一九五九年頃に職安所長が「いわゆる出稼ぎではなく神奈川の農業を援けに来る人々」という趣旨で提案した用語だという。援農者を「貧農」「非文化地方からの出稼ぎ」とみるような偏見を持つ雇用者もおり、「援農者」の用語にはそうした偏見を持つ雇用者の意識を変え、援農者の援農忌避を防ぐ意味があったと思われる(中島常雄「神奈川県みかん作地域における農業季節労働力の事情」『神奈川農業の雇用構造調査 実態篇』)。

消える水田

現在、湯河原町域に水田はみられないが、一九六〇(昭和三五)年には約六三ヘクタールの水田が存在した。しかし、一九六五年には約一一ヘクタール、一九七〇年には二八アールとなり、一九七五年には見られなくなる(『第四巻』別編統計九)。水田は主として現在の湯河原町土肥・中央地区に広がっていた。しかし、これらの土地は町域における希少な平坦地である



1957年頃の田植え風景(鍛冶屋 鈴木稔氏蔵)

ため、将来の町の経済的発展を期して市街化が計画され、土地区画整理事業が実施された。

土肥地区の区画整理は一九五三年九月に湯河原駅下土地区画整理事業として区域決定された。区域総面積は約五五ヘクタールで、その約五〇パーセントが水田であったが、一九七〇年九月に事業が完成した。一方、中央地区の区画整理は一九六七年八月に湯河原中央土地区画整理事業として区域決定された。区域総面積は約四一ヘクタールで約三五パーセントが水田であったが、一九九五（平成七）年二月に事業が完成した。これらの区画整理事業のなかで水田は町域から姿を消していった（『湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理事業完成記念誌』『湯河原都市計画事業湯河原中央土地区画整理事業完成記念誌』）。

2 漁業と商工業

戦後の漁業

湯河原町における漁業の中心は福浦地区であり、福浦港は一九三一（昭和七）年から一九三三年にかけて築港された。敗戦後は「漁師をやれば手っ取り早く飯を食べられた」ということで、復員してすぐに漁師になった人が多かったという（『第四巻』一五九）。一九四八年一二月に水産業協同組合法の公布を受けて翌一九四九年一〇月、福浦漁業協同組合が発足した。なお、旧吉浜町・旧湯河原町にも漁業者がいたが、農業との兼業者が多いため準組合員となった（神奈川県農政部水産課編『漁業実態調



1960年頃の福浦港と町並み（福浦 高橋道夫氏蔵）

査報告』No.1)。

一九五五年の湯河原町合併当時の漁業従事者は二七〇人で、動力船・無動力船あわせて七〇隻の漁船を保有し、漁獲量は一七八トンであった。この頃に行われていた主な漁業は、ワラサ・メジ・サワラ・イワシ・カマスを獲る定置網、相模湾・東京湾でイワシを獲る揚繰網、地先から熱海沖合で操業するシラス船曳網、真鶴岬を中心に二宮沖合から稲取沖合でイカ・アジ・サバ・キンメ・ウズワを獲る一本釣り、大島付近・房総沖でカツオ・マグロを獲る一本釣りなどであった(神奈川県農政部水産課編『漁業実態調査報告』No.1)。なお、福浦漁協ではいち早く自営定置網漁業が行われ、神奈川県における完全自営の定置網漁業の嚆矢として注目されていた(「水産神奈川」三三三号)。

また、実現はしなかったが、一九五七年には、福浦地区カツラゴ地先に三〇〇トン級漁船の出入りが可能な遠洋漁業基地を一〇年で建設するという計画が町と漁業者で協議されており(「神奈川新聞」昭和三二年七月二六日付)、一九六〇年には漁獲高が七六七トンとピークを迎える(「広報ゆがわら」二八四号)。福浦における戦後の漁業の復興と隆盛がうかがえる。

湯河原商業の特徴

湯河原町は一方が海で三方が山に囲まれている地理的特徴もあって、消費者が温泉旅館客と住民に限定される小規模な商業環境にあり、商業経営も小規模で零細なものが多かった。歴史的には西の温泉場地区と東の吉浜地区が商業の中心であった。

一九六四(昭和三九)年に行われた湯河原町の消費性向・商業調査によれば、湯河原町民(熱海市泉地区住民も含む)の総支出額における食料品を主とした最寄品の支出割合は三五・三パーセント、衣料品などの買回品のそれは九パーセントと推計される。これをもとに湯河原町民の総所得額における最寄品・買回品の消費

表1 湯河原町の推計消費傾向 (1964年)

	町民総所得*3 2,380,154千円		地元 吸収 割合 (%)	地元客 消費額 (千円)	全町 売上額 (千円)	差引 観光消費 額 (千円)	観光 依存度 (%)
	消費支出 割合 (%)	消費額 (千円)					
最寄品*1	35.3	840,194	67.3	565,450	1,709,209	1,143,759	66.9
買回品*2	9.0	214,213	27.7	59,337	674,426	615,089	91.2
飲 食	2.5	59,503			210,172	150,669	71.6
サービス	3.4	80,925					
計	50.5	1,201,977			2,593,807	1,909,517	73.6

〔資料〕『湯河原町宮上地区商店街造成診断報告書 昭和41年3月』

〔注〕*1 食料品・日用品など *2 衣料品・文化品など *3 湯河原町民に熱海市泉地区住民を含む。

額を推計すると、それぞれ約八億四〇〇万円、約二億一四〇〇万円となる。しかし、家庭買物調査によれば、最寄品の消費の地元吸収割合は六七・三パーセント、買回品のそれは二七・七パーセントであった。当時の神奈川県下における消費の地元吸収割合は最寄品が七〇パーセント、買回品が五三・五パーセントとなっており、湯河原町は県下各地より地元吸収割合が低いことがうかがえる。特に買回品については地元消費者の多くが小田原・熱海へ流出していた。

この地元吸収割合に基づき、町民の地元での消費額（地元客消費額）を推計すると、最寄品が約五億六五〇〇万円、買回品が約五九〇〇万円となる。一方、全町の売上額は最寄品が約一七億九〇〇万円、買回品が約六億七四〇〇万円であった。この全町売上額と地元客消費額の差額の多くは湯河原町の特色から、観光客と旅館の企業消費である観光消費額と考えられる。すなわち、全町売上額に占める観光消費額の割合は最寄品で六六・九パーセント、買回品で九一・二パーセントとなり、町の商業の観光への依存の大きさがうかがえる（表1）。また、あわせて一般消費者を引き付ける買回品店に乏しく、町民の消費を町外に流出させてしまっていることが町の商業にとって課題となっていたことも指摘できる。町民



1975年頃の温泉場商店街（中央 小野勝美氏蔵）

店が多い（表2）。また、土産物店がみられるのも通常の商店街とは異なる温泉観光地としての特色といえる。ただ、当時の温泉場地区を縦貫する県道は狭隘^{きょうあい}で、通行車種のうち観光バスは一・一パーセントに過ぎず、道路事情からも観光客の減少が問題になっていた。観光客の減少は地区の商業の衰退に直結するとともに、狭隘な道路は観光客のみならず地元客の買い

が商店街に欲しい店として望むのはスーパーマーケットが圧倒的に多く、小田原へ買い物に行く理由には商品の豊富さと価格の安さが挙げられていた。すなわち、商業の観光への依存、商店の小規模・零細さと近代化の遅れが町民の消費の町外流出を招いていたのである（神奈川県商工指導所編『湯河原町宮上地区商店街造成診断報告書 昭和四一年三月』・神奈川県商工指導所編『湯河原町中央商店街造成診断報告書 昭和三八年九月』）。

温泉場商店街
と吉浜商店街

落合橋から理想郷バス停付近に至る温泉場商店街の一九六五（昭和四〇）年の店舗数と業種構成をみると、最も多い店舗は飲食・娯楽場などのサービスで、次いで食料品を主とした最寄品

表2 温泉場商店街の業種構成（1965年）

	店舗数	構成比	推計売上構成比
買回品*1	22	17.7 %	16.2 %
最寄品*2	35	28.2	64.0
飲食サービス	41	33.0	17.4
土産品	10	8.0	2.2
旅館	16	12.9	除外
計	124	100	100

〔資料〕『湯河原町宮上地区商店街造成診断報告書 昭和41年3月』

〔注〕*1 衣料品・文化品など *2 食料品・日用品など

物にも身の危険を感じさせ、売上の減少をもたらすことになる。そのため、道路拡幅とあわせた商店街の整備が地区の課題となっていた（神奈川県商工指導所編『湯河原町宮上地区商店街造成診断勧告書 昭和四一年三月』）。

一方、真砂橋から湯河原箱根仙石原線の交差点に至る吉浜商店街の一九七一年の店舗数と業種構成をみると、温泉場商店街とくらべて買回品店・最寄品店の割合が多く、土産品店がないところに観光地とは異なる商店街らしさがうかがえる（表3）。買回品店の多さが目を引くが、これらの店は実際には主力商品が二つあったり明確ではなかったりする専門店とはいえない店で、吉浜商店街は実質的には最寄品主体と呼べる商店街であった。また、客層をみると固定客の割合が圧倒的に多く、温泉場商店街とは異なり地元客中心の商店街であったといえる。ただ、

表3 吉浜商店街の業種構成 (1971年)

業種		店数	%
買回品	衣料品	3	6.8
	身辺細貨	4	4.1
	文化品	10	22.7
	計	17	38.6
最寄品	飲食料品	7	15.9
	菓子パン	4	9.1
	日用雑貨	2	4.5
	計	13	29.5
サービス	飲食店	2	4.5
	サービス	3	6.8
	計	5	11.4
その他	その他	4	9.1
	加工業	5	11.4
計		44	100

〔資料〕『湯河原町吉浜商店街商店街診断勧告書 昭和46年3月』

表4 吉浜商店街の固定客・流動客割合 (1971年)

区分	固定客 (%)	流動客 (%)
買回品	76.8	23.2
食料品	88.0	12.0
日用雑貨	66.7	33.3
飲食・サービス	83.7	16.3
特殊専門店	86.3	13.7
計	81.3	18.7

〔資料〕『湯河原町吉浜商店街商店街診断勧告書 昭和46年3月』

表5 吉浜商店街の海水浴客による売上増 (1971年)

区分	ある (%)	なし (%)
買回品	63.7	36.3
食料品	90.9	9.1
日用雑貨	60.0	40.0

〔資料〕『湯河原町吉浜商店街商店街診断勧告書 昭和46年3月』

海水浴客による売上増もみられ、地元客を中心的な客層とする商店街といえども、観光と無縁であったわけではなかった（表4・5）（神奈川県商工指導所編『湯河原町吉浜商店街商店街診断断告書 昭和四一年三月』）。

区画整理と 一九六〇年代以降、駅下地区や中央地区の土地商業環境の変化

区画整理事業により駅周辺地域の開発が進められた。これにより、これらの地区の住民が増加し、湯河原町の商業の重心は急激に駅方面へ移動していった。一九六六（昭和四一年）と一九七〇年の店舗数の増減をみると、温泉場地区の小売店が一七店と最高の減少数を示し、吉浜地区の九店がこれに次いでいる。旧来の商業の中心地であった両地区の店舗数が減少する一方、その間にある地区の店舗数は門川地区を筆頭に増加していた（表6）。この変化の背景には駅周辺地域の人口増加とともに、湯河原駅の通勤人口の増加も考えられる（神奈川県商工指導所小田原支所編『湯河原町広域商業診断断告書 昭和四七年二月』）。

商工会の結成 一九六三（昭和三八）年七月一日、湯河原町商工会設立総会が開かれた。会員は五三二人で一二月

一〇日に設立登記を完了、翌年一月から税務講習会や経営講習

表6 1966年から1970年までの地区別商店数増減

業種 地区	織物衣料 身の回り品	飲・食料 品店	自動車・自転車 荷車等小売店	家具建具 什器店	その他 小売店	小売店 計	飲食店	計
広河原		2			▼1	1		1
温泉場	6	▼17	1	▼2	▼5	▼17	5	▼12
宮上	5	5			1	11	22	33
宮下	10	▼2		▼1	▼5	2	15	17
城堀	6	2		▼1	▼4	3		3
門川	6	2			8 11	27	32	59
鍛冶屋	2	10		▼1	2	13	▼1	12
吉浜	1	▼7		▼2	▼1	▼9	▼1	▼10
川堀								
福浦		2			▼1	1		1
計	36	▼3	1	1	▼3	32	72	104

〔資料〕『湯河原町広域商業診断断告書 昭和47年3月』

会、販路拡張研究会、労務研修会などの活動を開始した。以後、一九六八年に婦人部設立、一九七一年に青年部設立など組織・活動を拡充していった（湯河原町商工会編「第一回通常総代会」・湯河原町商工会編『創立三〇周年記念誌』）。

設立当初、事務所は観光会館に置かれ、その後町役場総務課内に置かれた。拠点となる商工会館の建設は結成当初から望まれ、一九六四年六月には商工会館設立に向けた陳情書を町に提出している（『第五巻』一〇一）。商工会館建設の実現はこれから二五年を経た一九八〇年三月のことであった。

湯河原町の工業

湯河原町における工業は小規模な経営が多く、発展は限定的であった。観光地であり地価が高いことから大規模な工場の誘致が困難であったことにもよる。

アジア太平洋戦争期以前から工業として知られていたのは福浦で製造されたうちわである。一九三二（昭和七）年、福浦村は負債が大きく再建を必要とする経済更生村に指定され、更生計画の一環で副業としてのうちの製造販売が始められた。一九三六年には福浦信用販売購買利用組合（以下「信販組合」という）が設立され、うちわ製造はその事業とされた。千葉県より講師を迎え、主婦会や女子青年団など女性を中心となって製造にあたった。うちわ製造は戦後も続けられ、一九五五年頃には月産二万本、四〇種類のうちわを製造し、月額二〇万円の売り上げをみせていた。また海外へも輸出されるようになり、一九五六年には全国農村工業品輸出展示会で知事表彰を受けた（『第二巻』一九二・『第三巻』第四章第四節・『第五巻』一〇〇）。しかし、一九六一年に全国購買農業協同組合連合会（以下「全購連」という）から発注を受けて製造した二万本のうちわを全購連が引き取らなかつたため、信販組合は資金難に陥り、うちわ製造が中止されたという（昭和三五九年九月 基礎調査書）。

湯河原町の一九六三年における産業分類別の工場数・従業員数と出荷額をみると、工場数・従業員数・出荷額ともに食料品製造が半数を占めている(表7)。これらは主に観光客を対象とした食料品(菓子類)製造と考えられ、湯河原町の工業の主力をなしていた。

また、一工場で四〇人の従業員を擁し、製造品総出荷額の約二割を占める工場が、パルプ・紙・紙加工品と電気機械器具の業種にそれぞれ一工場あった。前者は湯河原製紙株式会社で後者は株式会社広瀬商会製作所湯河原工場である。湯河原製紙株式会社の前身は吉浜町鍛冶屋に大正時代に設立された千歳製紙所であった。一九四三年三月に北越製紙株式会社が買収したが、翌年四月、第六陸軍技術研究所吉浜出張所に土地・建物の接収を命じられ工場を閉鎖、終戦後返還を受けた際、和紙製造に特別な技術を持つ小田原製紙株式会社と提携して一九四六年一二月、別会社として

湯河原製紙株式会社が設立された。同社ではちり紙・綿紙・書道半紙のほか、包装紙や硬貨巻紙も製造していたが、新崎川の水質汚染の原因ともなり、一九七〇年の解散後は町が敷地を買い取った(北越製紙株式会社編『北越製紙七十年史』・『第五巻』一五六)。広瀬商会製作所は一九四五年四月に湯河原町門川に工場を設置し、丸形・角形・同軸コネクタの生産を開始した。一九六三年に社名をヒロセ電機株式会社に変更し、一九九一(平成三)

表7 1963年の産業分類別製造品出荷額

業種	工場数	比率 (%)	従業員数	比率 (%)	出荷額 (千円)	比率 (%)
食料品製造	16	51.6	210	50.6	271,200	39.4
衣服・その他繊維製品	1	3.2	9	2.2	4,830	0.7
木材・木製品製造	5	16.1	48	11.6	134,820	19.6
家具・装備品	3	9.7	19	4.6	21,130	3.1
パルプ・紙・紙加工品	1	3.2	40	9.6	90,100	13.1
機械	1	3.2	17	4.1	17,840	2.6
電気・機械器具	1	3.2	40	9.6	125,880	18.3
輸送用機械	1	3.2	24	5.8	19,860	2.9
その他	2	6.5	8	1.9	3,000	0.4
計	31		415		688,660	

[資料]「昭和45年3月 湯河原町総合計画基礎調査書」

年四月に一関工場への移転にともない湯河原工場は閉鎖された（ヒロセ電機株式会社ホームページ）。

なお、一九六八年に東京都豊島区に本社を置く和泉製菓株式会社が湯河原町土肥の土産菓子製造・卸の株式会社梅屋の営業権を取得し、社名を株式会社ちぼりに変更するとともに、「ちぼり湯河原工場」を本社工場として稼働した。社名の「ちぼり」は泉の古都として知られるイタリアのチボリ市に由来し、創業者の樋口泉が立ち寄ったチボリの泉に自身の名前と湯河原町の名泉を重ねて社名にした。その後、二〇一七年に本社新社屋・工場を竣工させ、工場見学や菓子作り体験ができる直営店ちぼり湯河原スイーツファクトリーが併設された（ちぼりホールディングスホームページ）。



ちぼりに社号変更当時の「ちぼり湯河原工場」
（提供：㈱ちぼりホールディングス）

第四節 温泉と観光・開発事業

1 アジア太平洋戦争後の湯河原町と新時代の温泉経営

敗戦後の県観光

一五年に及ぶアジア太平洋戦争は甚大な被害と悲惨な記憶を残して終結した。湯河原町を標的にした米軍の空襲は限定的であったため、戦時被害は多くはなく、かつての温泉地の姿が温存された。

しかし復興への道のりは遠く厳しいものがあり、その時代の人びとにとっては旅行や観光に目を向ける余裕はなかった。

一九四九（昭和二四）年版「神奈川県勢要覧」では、有力な経済復興手段として観光を「見えざる貿易」と規定した。横浜港を持つ本県を「日本の表玄関」に見立て、観光の持つ可能性への期待を表明したのである。やがて朝鮮戦争による特需景気の高まりを経た高度経済成長期を迎えると、国内の消費意欲が上向きに転じ、観光の充実にも光が当たるようになる。

単に物質的な願望だけでなく、戦時の鬱屈^{うらく}への代償ともいえる娯楽や遊興など、精神面での充足に目を向けられる時代の到来である。こうして平和な空気を実感できる観光は空前の活況に向かうのである。政府も観光産業の振興に向けた法整備と税制面での優遇措置を講じ、政府資金融資を積極化している。

一九五一年の神奈川県知事選挙の第一回立会演説会は湯河原小学校で開かれた。席上、候補者の内山岩太郎

は、本県を日本の「代表県」とするべく「観光立県」を強調した。その実現のための具体策を訴え、内山候補はこの選挙で二度目の当選を果たした（「神奈川新聞」昭和二十六年四月一日付）。この年の秋にはカナダ向け輸出ミカンに神奈川の観光宣伝の役割を持たせ、神奈川の風光と平和を象徴するメッセージを託した（「神奈川新聞」昭和二十六年一〇月二四日付）。これは前月に発効した対日講和条約をつよく意識したものであった。一九五四年一月には「神奈川県観光審議会規則」により県観光審議会が発足し、観光産業の進展をはかるための提言を発信することになった。

県は国内有数の工業地帯である川崎・横浜両市を抱え、ここでは歴史的に鉄鋼生産を主軸とする重化学工業の基盤があり、戦後には政府の産業政策の後援もあつてさらなる進展が期待されていた。県はまた首都に近接する、という好立地を占めていたこともあり、増加する労働人口の余暇生活上の適地という、観光政策には有利な条件が整っていた。

さらに本県の西部には一〇〇〇メートルを超える山岳地帯がひかえ、南西部には優れた温泉地がある。戦前からその風光を愛する人士はあつたが庶民全般に広く開放されていたとは言いがたい。戦後になって県はそうした地域資源の活用に着目し観光事業への融資などにも配慮する財政運営を進めた。集客の対象として県内外住民はもちろんのこと、将来に増加が見込まれる外国人も視野においていた。折から一九五六年に我が国ヒマラヤ登山隊がマナスル初登頂に成功し、空前の登山ブームが訪れる。首都圏から日帰り可能な丹沢山塊がそびえるという条件は決定的であった。同年には東海道線全線が電化するなど、この時代には多方面で国民の外向きの活力が横溢し始めていた。

こうした時代を予想し、県西地区の三町（湯河原・吉浜・真鶴）三か村（福浦・片浦・岩）は、すでに一九

四八年段階で富士箱根国立公園への編入を国に請願していた（『真鶴町史』資料編）。

古く一九三六年に「富士箱根国立公園」（現富士箱根伊豆国立公園）が指定されていたが、真鶴町や本町域は含まれず、ようやく戦後になって追加指定されたのが一九五五年の春のことである。このように新生湯河原町が誕生する以前から、観光振興に向けた伏線が引かれていた。それは将来への期待と高揚感だけではなく、観光の動向が町の死活に直結するという危機意識の表れでもあった。

観光行政上の課題

新・湯河原町には合併後の安定的な行政運営という重い課題のもと、税収の確保や町政を機能的に支える「三大事業」（新庁舎・中学校・観光会館の建設）をはじめ、熱海市泉地区との合併協議の推進など、多くの難問があった。

町の有力な財源はミカン産業の隆盛以前にあっては、温泉や観光による収入が主力であった。しかし、もと観光事業はその性格上、継続性や総合的見地に立った推進に多額の投資が不可欠である。加えて各種民間団体や参入する外部資本との相互調整や指導も行う必要がある。そのためには高い行財政的機能を持つ県や国が当たるのが望ましく、おのずと観光行政には広域的な事業という性格が求められる。ところが戦後しばらくの間、県では観光の将来性に注目しているものの、基幹産業保護など、急を要する分野を優先しており、当面は市町村が事業の主体にならざるを得なかった。

継続的に観光事業を進める上で、総合性・計画性・一体性といった観点は欠かせない。この点、敗戦後の一〇年ほどを見れば、旧来の町の姿勢にはややもすると不十分な経費に象徴される行政側の消極性、現状維持志向に傾いた経営者側の姿勢、こうした空気がもたらす町民の参加意識の薄さなどがあり、誘客・宣伝での町と観光協会間の役割分担が円滑さを欠くことも指摘されていた（箱根周辺地帯―主として湯河原町について

一丁。

観光行政の推進にはほかにも解決を要する点が数多くある。道路網や施設建設、衛生環境整備などのインフラ構築である。地形から見て、町の道路事情は海岸部に並行した路線と箱根方面への山岳路線に大別されるが、ともに整備や舗装が立ち遅れていて、とりわけ湯河原駅や温泉場周辺での渋滞の日常化には批判の声が絶えず、下水と塵芥処理に代表される衛生水準の向上と並んで見過ごせない問題であった。

町の観光計画の推移

戦後の観光行政の方向を明示したのは、一九五五（昭和三〇）年に熱海市泉地区の合併推進を

意識した「新町建設計画」においてである。この段階では、温泉・漁業・海水浴・ゴルフ場建設などを基盤とした「立体的大観光都市」の実現を目指す、という方針が打ち出された。それは戦後一〇年を経て、ようやく町に展望が見え始めたころの意気込みが伝わる宣言である。同計画の後も、町は地方自治法や新市町村建設促進法などにもとづく長期計画を策定してきたが、それらを通観すると、町の観光に対する基本的な姿勢の移り変わりを大まかに理解できる。

本来観光事業面での主張といっても、他の産業や施策と切り離して語れるものではなく、また各計画が多岐にわたっていて、一律に比較はできないうらみがある。しかし観光に関わる移り変わりを知るのによい手がかりとなるので、キーワードをもとに整理してみよう。なお計画には一〇年ごとに策定されるもの（基本構想）



温泉場周辺の道路状態

と、それをもとに五年ごとに策定されるもの（基本計画など）とがあり、性格がやや異なるが参考に供したい。
 表1にあらわれたそれぞれの計画は、時代ごとの諸課題の検討の上に立つものであるが、おのずと時代の枠
表1 各計画書からみた町の観光計画画推移

計画年度	計画名	総論的な方針	おもな具体的手法
一九五五	新町建設計画書	立体的大観光 都市の建設	・未利用資源の開発（吉浜奥地と海岸・城山公園） ・町営温泉による計画的給湯
一九六〇 ～一九六九	新町建設基本計画書	観光立町	・外来資本の積極的な導入 ・商業との関連に立つ観光推進 ・宣伝活動の活性化
〃	新町建設総合計画 実施計画書		・効果的な宣伝対策 ・道路・林道の整備 ・東海道新幹線利用者の受入事業
一九七〇 ～一九七九	湯河原町総合計画書 基本構想 基本計画		・観光施設地区の整備拡充（海岸・奥地・公園・道路・駐車場・施設地区の造成） ・観光客の誘致（テレビ・ラジオ・新聞・案内所等の活用） ・観光資源の保護開発（温泉資源・文化財・伝承芸能） ・観光団体の育成
一九七七 ～一九七九	湯河原町総合計画 基本計画書		右記と同様
一九八〇 ～一九八四	湯河原町 新総合計 画（基本計画）		・観光リクリエーション施設整備（公園・施設地区整備・駅前整備など） ・観光客の誘致（テレビ・ラジオ・新聞・案内所・キャラバンなど） ・観光資源の保護と開拓（地場産業の指導育成、史跡・名勝・文化財等の保護） ・広域観光ルートの設定 ・受入れ団体の強化

組みの中にあつたことがわかる。例えば一九五五年「新町建設計画書」では、まだ東京オリンピックや東海道新幹線開通が持つ観光上の意義についての言及はなく、吉浜を中心にした地域を「西相の軽井沢たらしめ」ることが打ち出されている。総じて希望的で楽観的な見通しが述べられており、町側の意欲が全面にうかがえる。しかし、「新町建設基本計画書」では熱海市との比較で旅館経営の資本の由来を比べて、熱海市は外来資本が八〇パーセントを占めるが、湯河原町はそれが五〇パーセントにとどまることを指摘し、外来資本の多寡が発展に比例するとして、冷静に町の弱点を分析している（『第四巻』四二）。

その後、観光戦略として外部資本の導入や宣伝活動の意義が重視されるなど、外に向かおうとする姿勢が打ち出され、一九六五年以降にテレビやラジオなどのマスメディアの活用が叫ばれるようになる。

一九七五年代に入ると、温泉など観光資源を無制限に消費することへの反省に立った、「保護」という視点が意識されるようになっていく。将来に向けて無限に恩恵を与え続けてくれるはずの温泉資源に陰りが見え始めたためである。ちょうど高度経済成長が終わりを迎えるところで、四大公害以後の時期とも重なっている。まだ表には見えないが、この後、急速に進行する社会の高齢化に呼応して町の姿勢には徐々に微調整が加えられていく。

ここで、町の観光行政の裏付けとなる財政面についてみてみよう。

湯河原町の観光のための支出である観光費と、支出全体に占める比率の推移を示せば表2のようになる。

この全体をみると、観光事業関係の支出は、総支出のほぼ四〜一〇パーセントほどで変動していることがわかる。そのうち一九六二年から一九七一年までは、ほぼ歳出合計の一〇パーセントを超える比率での出費が続いている。これは一九六四年に開催された東京オリンピックで活性化した誘客事業を念頭においたものである。

第四節 温泉と観光・開発事業

表2 観光費決算額調べ

年度	歳出合計	内観光費	比率	年度	歳出合計	内観光費	比率
1955	116,832,548	7,916,432	6.78	1985	5,421,497,831	377,582,361	6.96
1956	110,505,281	4,163,295	3.77	1986	6,588,915,921	328,170,908	4.98
1957	85,075,868	6,722,898	7.90	1987	5,779,736,769	452,384,901	7.83
1958	98,304,747	7,682,139	7.81	1988	5,940,252,396	388,131,658	6.53
1959	123,126,995	9,127,330	7.41	1989	6,402,091,028	370,603,528	5.79
1960	210,938,427	8,322,677	3.95	1990	7,591,315,530	509,653,344	6.71
1961	390,683,192	8,358,668	2.14	1991	7,786,118,078	462,420,998	5.94
1962	482,118,513	92,339,544	19.15	1992	8,553,846,580	477,023,596	5.58
1963	296,692,657	39,593,336	13.34	1993	9,521,790,888	420,443,983	4.42
1964	267,451,021	50,207,099	18.77	1994	8,876,392,919	401,507,917	4.52
1965	323,590,928	37,218,752 *	11.50	1995	10,669,478,252	453,384,614	4.25
1966	362,478,296	41,771,869 *	11.52	1996	9,483,855,828	436,097,561	4.60
1967	477,022,311	52,537,241 *	11.01	1997	9,068,984,764	398,386,538	4.39
1968	573,650,216	43,732,650 *	7.62	1998	8,810,461,073	359,181,083	4.08
1969	1,119,091,264	52,809,580 *	4.72	1999	8,996,424,676	402,463,943	4.47
1970	1,062,027,780	129,245,682 *	12.17	2000	9,034,270,532	500,851,134	5.54
1971	1,002,555,998	123,561,640 *	12.32	2001	8,982,198,080	352,520,527	3.92
1972	1,170,408,492	89,655,707 *	7.66	2002	9,295,763,397	349,850,898	3.76
1973	1,528,611,245	111,282,385 *	7.28	2003	8,719,359,845	455,136,314	5.22
1974	1,922,927,553	133,646,345 *	6.95	2004	8,834,163,616	346,885,970	3.93
1975	2,478,218,441	155,216,392 *	6.26	2005	7,934,668,291	330,536,780	4.17
1976	3,006,423,437	161,866,668 *	5.38	2006	8,016,645,864	327,739,794	4.09
1977	2,745,649,641	179,338,983 *	6.53	2007	7,856,683,084	306,335,368	3.90
1978	3,127,524,212	231,614,469 *	7.41	2008	8,302,740,413	284,954,880	3.43
1979	4,207,113,844	269,750,294 *	6.41	2009	7,964,614,538	249,469,941	3.13
1980	3,616,300,082	262,307,754	7.25	2010	8,406,397,692	257,729,667	3.07
1981	3,820,229,623	240,540,858	6.30	2011	8,062,194,185	290,221,095	3.60
1982	4,245,193,309	276,704,919	6.52	2012	9,093,332,875	323,499,122	3.56
1983	4,505,993,732	459,971,071	10.21	2013	8,167,381,559	321,415,693	3.94
1984	4,940,219,977	353,454,719	7.15	2014	8,414,333,715	335,338,798	3.99

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」

〔注〕 *印は観光費と観光会館費を足し上げた。

り、その前後の約一〇年間の決算額もそのまま町の大きな期待感を反映した数字になっている。

しかし一九七三年以降、国内外に大きな衝撃を与えたオイルショックによる不況期を迎え、一九八〇年代の経済の一時的活況はあったが、その後の長引く経済低迷に回復の兆しが見えず、一九九三年以降、支出額比率は四〇パーセント台に下がってきている。近年は微増傾向を示し始めているが、打開のきっかけをつかむためには、ほかの観光地再生の事例などに学びながら町政の基本に立ち返った新しい発想が求められている。

一九五五年前後の旅館
こうした町の観光計画を担う旅館と温泉の実態はどうだったのだろうか。新・湯河原

町誕生の頃から順をおってそれを見ていこう。

まず、合併目前の時期の行政実態を示すものに一九五四（昭和二九）年の前掲「箱根周辺地帯」がある。これはその前年の「箱根観光地帯実態調査報告書」に続き、湯河原町を調査対象としたもので、『第三卷』第五章第四節）、県が観光地帯の総合的発展のための基礎資料とする目的から専門家に分析を依頼したものである。いずれも外部の目による客観性のある内容になっており、中には手厳しい指摘もあるが、今日からすると貴重な数値や評価などが多く含まれている。調査は合併前を対象にしているため、ほかの資料との単純な比較をしづらいところがあるが参考にした。

はじめに一九五三年頃の町の旅館と源泉の所有関係であるが、表3のようになる（一部、表記をあらため数値を計算し直した）。

表3によれば、町内の旅館では、新旧ふくめて町の出身者が経営するところ（①②）が五三軒で半数を超えていて（約六五パーセント）、そのうち、特に源泉を所有する旅館は二〇軒あり、さきほどの五三軒のうち三八パーセントである。また総旅館数八一軒のうち、源泉所有は二六軒で、全旅館の三二パーセントが源泉を持つ

ている。つまり、源泉を持つ旅館は古くから営業している旅館に多いこと、途中から旅館に転向した旅館よりも外部からの転入旅館の方が源泉を多く持っていることがわかる。また経営形態では、①法人組織の旅館 四六軒（五七パーセント）、②個人経営の旅館 三五軒（四三パーセント）で、①の内訳は株式会社二二軒、合資会社一八軒、有限会社七軒となっていて、法人経営のかたちをとる旅館のほうが多い傾向がある。また源泉を所有する旅館は少数にとどまり、多くの旅館は他の源泉所有者から温泉の供給を受ける立場にあつたことがわかる。

表からは離れるが、設備面については上水道に関して五一軒の旅館実態が報告されている。このうち、そのほとんどが簡易水道で、井戸水を併用するところも数軒あり、その他自営の旅館は一三軒となっている。また水量は十分であるとする旅館が二三軒（四五パーセント）であるのに対し、不足しているところは二八軒（五五パーセント）となっていて、半数以上であり、三軒では絶対量の不足を訴えている。水洗便所の設置率は約五六パーセントとなっており、このうち浄化装置を持つところは三分の二である。駐車場を所有する旅館は一一軒（約二〇パーセント）だけで、自動車時代前夜という印象がよい。

旅館の従業員についてであるが、家族や親戚の手伝いの人手が占める割合は一六パーセントで、繁忙期の臨時雇用などの割合は一四パー

表 3 旅館の構成と源泉の所有関係調べ

(単位 軒、%)

区 分	旅館数	比 率	源泉所有 旅館	旅館数に 占める割合
① 昭和初年以前から開業の旅館	31	38	18	58
② 元来の在地で昭和初年以降旅館に転向	22	27	2	9
③ 本町以外から転入して開業した旅館	28	35	6	21
合 計	81	100	26	32

〔資料〕 「箱根周辺地帯―主として湯河原町について―」

表4 規模別収容人員調べ

収容人員	10人以下	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～80人	81～100人	100人以上	計
旅館数	7軒	31軒	14軒	16軒	2軒	8軒	1軒	2軒	81軒
比率	8%	38%	17%	20%	3%	10%	1%	3%	100%

〔資料〕「箱根周辺地帯—主として湯河原町について—」

セントである。したがって残りの七〇パーセントが常勤の従業員で、内訳として男性三二パーセント、女性六八パーセントとなっている。旅館ごとに平均して約一一名の従業員がいる、というのが一般的な旅館のイメージであった。従業員たちの出身地は次のようになる。①湯河原町 三〇パーセント、②小田原・真鶴・岩・吉浜・福浦 二二パーセント、③県内他市町村一〇パーセント、④熱海・三島・伊東 八パーセント、⑤東京四パーセント、⑥その他府県 二七パーセント。

旅館の働き手としては町内在住者と近接する現・真鶴町や小田原市域、あるいは静岡県からの出身者で六割ほどを占めている。一九四七年の「職業安定法」にもとづいて公共職業安定所が職業を紹介するしくみが始まっていたが、町の旅館では昔ながらの親類や縁故者など、つてを求めての雇用が多く行われていたようである。

その後、高度経済成長期に入ると、地方での人手不足が顕著になったことや、一九五八年の狩野川台風で中伊豆地区に向かう北海道の季節従業員が箱根で働くようになったことなどが季節労務のきっかけになったとされている。一九六〇年五月に

表5 旅館の規模別、構成別相関表

種別	規模別								
	10人以下	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～80人	81～100人	100人以上	計
①昭和初年以前開業	1	10	3	8	1	6	1	1	31
②昭和初年以降に転向	2	10	6	4	—	—	—	—	22
③本町以外から転入	4	11	5	4	1	2	—	1	28
計	7	31	14	16	2	8	1	2	81

〔資料〕「箱根周辺地帯—主として湯河原町について—」

は、労働省と県労働部の指導で箱根・湯河原町の旅館組合で組織された「国立公園箱根湯河原観光旅館従業員受付協議会」が設立されて北海道や東北から職安を通じて募集することになった。

次に観光客の受入れ規模を示す指標となる収容人数の分布をみてみよう（表4）。

一九五三年頃の湯河原町における旅館の総収容人員は、二四〇九人で一旅館当たりの平均は二九人となる。一人から二〇人を対象とする旅館が三一軒で四割近くを占め、収容人員三〇人以下の旅館でみると、五二軒で半数をこえている。総じて町の旅館は小規模のところが多数であり、八〇人以上の収容能力を持つ旅館は三軒にとどまっている。これは温泉地が河川沿いをほぼ直線状に発達してきた、という立地上の制約からくる特徴と考えられる。これらを「旅館経営の区分」と併せたものが表5である。

表をみると②型、つまり本町在住者が昭和初年以降に営業を開始した、いわゆる後発の旅館に小規模のものが多くことがわかる。すなわち地形的な条件からみて、新規の増設や既存施設の拡大など、横への開発や拡大が難しかった事情が考えられる。

次に受入れ客室数についてもみてみよう（表6）。

客室数を見ると、一〇室以下の宿が六〇パーセントほどを占め、二一室以上は約七パーセントとなっている。このことも小規模経営の宿が主体であることを示しており、高度経済成長期に盛んになる団体宿泊客の受け皿としては、力不足であったことは否定できない。こうした旅館の基礎体力を示す指標はほかにもある。

町の水道事情についてはすでに第一章第四節で述べたが、旅館への給水は多くが簡易水道の利用であり、ほかは井戸など自営にとどまっている。必然的に水量の確保は十分ではない所が多く、水洗便所の設置率は六割を切っている。塵芥や排水処理も重要視されていたが、衛生的には不十分なまま川への投棄が行われ

表6 客室調べ

規模別	旅館数	比率
5以下	19軒	23%
6～10	28軒	35%
11～15	21軒	26%
16～20	7軒	9%
21～30	5軒	6%
30以上	1軒	1%
計	81軒	100%

〔資料〕「箱根周辺地帯―主として湯河原町について―」

ている。この現状に対して、小田原保健所の協力のもと、旧湯河原町に「衛生研究会」が発足し、業者・町長・保健所長らが参加し、健康な温泉地建設が目指された（「神奈川新聞」昭和二六年三月一七日付）。

こうした動きはあったが、依然として課題の多くは次のように集約される。それは、系統的な観光推進計画が実態としては未整備だったことである。そのため、各旅館は、特に時代や町全体を見渡した観点からではなく、それぞれの手法で昔ながらの経営の水準にとどまっていた。これが一九五五年頃の姿で、こうした内向きの姿勢は個々の営業努力はあっても、町の総体としては消極的で公共性に欠ける雰囲気につながっていた。

一九五五年前後の温泉

本町の観光の中核で税収の大きな柱になっていたのは温泉という資源である。湯河原温泉は万葉の昔からの名湯で江戸時代に大きく発展し、温泉番付にも名を連ねるほどの評判を得た。その後、著名な文人墨客の筆にも描かれたことで成長してきた歴史がある。

温泉はもともと、門川・湯河原・奥湯河原と泉地区の出湯を総称したものであったが、門川は海岸に近い塩分が多く、また水温が低いこともあり、利用には不向きであった。したがって主力は藤木川沿いに広がる現在の温泉場を中心にした区域である。

一九五〇年代からは半世紀昔のものになるが、一九〇三（明治三六）年「相州湯河原温泉真景」という銅版画がある。鳥瞰図の手法で温泉場を一望できる作品である。

日露戦争期の姿を描いたものであるが、画面からはそのような緊迫感を感じられず、穏やかな温泉の面影を

表7 過去5か年における温泉の状況について調べ

年度別 区分	1951	1952	1953	1954	1955
源泉数	41	41	44	46	48
湧出量(石)	30.7	31.5	30.2	29.5	28.3
温度(℃)	69.0	67.5	68.3	66.4	65.0
深度(m)	230	255	263	271	287
馬力	5.0	5.0	6.0	7.5	7.5

〔資料〕『第五巻』4

残している。藤木川周辺には湯煙りが盛んに立ちのぼり、二〇軒ほどの湯宿と駐在所、商店などが軒を並べ、のんびりとした浴客の行き来が見えている。射的場や人力車置き場、釣り客の姿なども時代を感じさせている。温泉は現在の温泉場、藤木川両岸にかけて湧出する。まさに古代から歌われ続けた、河原に湯が沸く天与の地勢をなしていることがわかる。

急峻な尾根筋が下っていく地勢から、おのずと温泉湧出地帯は川の流域に集まっている。したがって観光地としては地形的にかなり限定されていて、単調でやや変化に乏しい感じはある。しかし箱根や熱海に比べると、ひかえめで落ち着いたたずまいと、四季に応じた自然美を堪能できるという魅力を備えていた。国の有形文化財に登録されている和風建築の粹をこらした旅館建築は多くが大正期に建造され、現在でも昭和の名湯の面影を色濃く残している。

やや古いものであるが、合併前五年間の湯河原温泉の状況は表7のように推移している（なお以下の両表は泉地区を含んでいない）。

その活用源泉温度段階別状況（湧出量の単位は石（約一八〇リットル）をまとめると表8のようになる）。

表7にもどるが、五年間の推移によれば、源泉数が増えるのに反比例して湧出量は減り、湯温も低下している。そこでくみ上げ馬力を強化して、より深い地中からくみ上げていることがわかる。つまり五年間に七源泉がふえたことにより湧出量が二・四石、湯温は四度低下、四七メートル深い地中から二・五馬

力を増やして揚湯している、ということになる。

さらに単純化すれば、源泉が一つ増えるごとに、○・三四石の湧出量が減り、○・六度ほど湯温は低下、八メートル深く掘らないとくみ揚げられないため、○・三六馬力の増加が必要になるのである。

わずか五年の間でこうした作業を迫られる実態があった。したがってそれ以前の温泉環境がどのようなものだったかも容易に想像できる。

こうした問題への危機感がのちの温泉町営化構想の根底にあった。

ところで旅館の約三割が源泉を持たず、他の源泉所有者からの給湯を要していることはすでにふれたが、どのようなかたちで湯をまかなっていたかという点、一九五五（昭和三〇）年頃には、以下のような形態があった。それは、①源泉の共同所有、②私有源泉からの供給、③温泉供給事業者からの供給などであった。

②の私有源泉は大きなもので四名の所有者があり、それぞれ、宮上・理想郷・泉地区方面へ給湯し、そのうちの一名は、湯河原温泉水道供給会社という法人を経営して多くの旅館や寮・個人宅へ送湯事業を行っていたようである。

しかしすべての温泉旅館の湯量が十分ではないという事情は問題をはらんでいた。

観光産業は、どうしても外からの評判に敏感にならざるを得ない。まして箱根・熱海にはさまれた小さな町としては思い切った解決策が必要であり、泉地区とは納税面を含め矛盾をはらんだ状態が続いていた。観光分野だけではなく、様々な方面の問題を意識

表 8 活用源泉温度段階別状況調べ

温度	45°～50°	51°～55°	56°～60°	61°～65°	66°～70°	71°～75°	76°～80°	81°～85°	86°～90°	計
源泉数	9	5	8	6	5	5	5	2	3	48
湧出量(石)	2.55	2.45	3.57	1.67	1.64	4.03	4.16	3.74	3.23	27.04

〔資料〕『第五巻』4

しながら町村合併に臨まなければならない苦衷くそう、これが一九五五年当時に本町が置かれていた状況だった。

経営者の苦悩

—新しい税制

ここで、温泉をめぐる時代相に迫るため、少し時間をもどして、アジア太平洋戦争後の旅館経営のようすから見てみよう。

新しい時代になっても、旅館の営業が即座に復活したわけではなく、旅館経営者たちの抱える悩みは尽きなかった。

一九四七（昭和二二）年に年日本国憲法が施行され、それに沿う形で「公共の福祉」を実現するための法律が次々と成立し施行されることになった。旅館経営そのものが温泉の商品化も含めて、法律に従った運営を求められる局面を迎えた。

国全体でもしばらくの間は戦後処理に伴う膨大な支出と通貨制度の改変など、国内経済の混乱が続き、国民生活は大きく窮迫していた。これに加えて税制改革が強行され、旅館経営者にとっては時代の荒波ほんばに翻弄ほんろうされる日が続いた。国の法律を受けて制定される県の条例もまた新たな重荷となった。

旅館経営に関わる主な税金には以下のようなものがある。

- ① 「財産税」
（一九四六年三月三日時点での財産総額から負債総額を差し引いた金額が一〇万円を超える者に累進税率によって課税するもの）
- ② 「遊興飲食税（改正）」
（一九四八年の地方税法の改正で遊興税が改称されたもの）
- ③ 「入湯税（改正）」
（現行の地方税法の制定により一日一人一〇円の市町村民税であったが、一九五七年の改正で目的税として一人二〇円になる）
- ④ 「固定資産税（制定）」
（土地・家屋などへの評価額による課税。シャープ勧告を受けて現行の地方税法

で制定)

以上の税制のほかも含めて、戦後には矢継ぎ早に新税が導入された。それぞれの課税理由には相応の根拠はあったが、徴税される立場にとっては痛みをともなうものであり、なかでも戦時中に疎開学童や陸軍病院の宿泊施設に利用されていた旅館にとっては復旧作業も含めて大きな痛手になった。

経営者を圧迫したのは税金だけではなく、新たな法令によって敷かれた制度もそうであった。

新しい制度

その一つに従業員対策がある。戦後の民主化政策の眼目の一つに近代的雇用関係の実現がある。これを具体化するための基本法規が、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の三者で労働三法と総称され、労働者の権利保護が明確化された。

湯河原町はもともと繁忙期には近隣住民や親類などを雇うことが珍しくなかった。こうした素朴な労働慣行の世界に対して、一九四七(昭和二二)年の「労働基準法」で、雇用者側には従業員に、賃金・労働時間・休日をはじめとする労働条件の最低基準を提示し、職場環境を整備することが義務付けられた。この時代の経営者は、多くが明治・大正生まれの世代で、唐突な法律の出現に戸惑う向きもあったことと思われる。しかし戦後民主主義の時代になり、どうしても新時代の潮流に向き合う必要があった。

この法律に基づいて、特に常時一〇人以上の就業者を抱える使用者側は、明確で公正な待遇を「就業規則」として定めなくてはならなくなった。

総じて事業経営には個人の営業努力でまかなえる課題と、その水準を超えるような課題とがある。

戦後の困難な時代には改組された組合が窓口となって多様な活動を開始した。業界の振興計画をはじめ、情

報の収集や県や町との仲介などのほか、設備・備品・消耗品などの一括購入や、その他の共同事業も行うなど、大きな役割があった。こうした相互協力や自助努力によって、徐々に施設や設備などの外装は整っていった。

しかし数年を過ぎても、労働基準監督署から提出を迫られている「就業規則」を作成できていない業者もいて、近代的雇用制度は容易に定着しなかった。というのも旅館特有の宿泊をともなう接客という業態が「規則づくめの実行」を困難にさせていたからである（『第五巻』二四）。それを示すものがあるので紹介しよう。少し時代が前後するが、一九五二年「市町村実態調査書」に、一九五一年六月一日現在の旅館数は七三戸、客室数は七〇七室、収容人員は二一一人とあり、ついで、従業員数は男性二五一人（住み込み三二人、通勤二〇人）、女性五三人（住み込み五三人、通勤〇人）とみえている。この数値には多少割り引いた解釈が必要であるが、注目したい点がある。それは従業員の就業形態を示す数値で、男女ともほぼ全員が住み込みの形をとっていることである。こうした特殊な世界に一律の労働条件の採用を取り入れるのは、経営者には初めての経験であった。

そのような現状を考慮して、一九五八年夏の全面実施は困難として、とりあえず労働時間と賃金の項目のみサンプル版で公表することになった（『第五巻』二四）。この段階で、ようやく十数軒の業者からの「規則」提出が終了した、とする

表9 旅館の最低賃金表

区 分		Aクラス	Bクラス
支給対象		座敷女中・風呂番 事務員	勝手女中 雑役
固定給（円）		8,000	2,000
昇給額	～6号	1,000	500
	～12号	500	200
	～17号	300	
	～22号	200	
備 考		<ul style="list-style-type: none"> ・一年以上の勤務者 ・チップは存続する ・サービス料配分は廃止 ・時間外手当は別途支給 	

〔資料〕『第五巻』27

〔注〕表記は原文のままとし、適宜補足した。

報道からみても、勤務条件での折り合いはかなりの難題だったことがわかる。厳格な雇用規定は営業規模の小さな旅館にとっては馴染みにくく、そこでの調整には様々な難儀があったことと思われる。

翌一九五九年一月に、ようやく「旅館の最低賃金制度」として新聞報道がなされた。それをまとめると表9のようになる（『第五巻』二七）。

この時代の公務員の初任給が一万円ほどであったことを考えると、旅館従業員の待遇は低くない印象がある（週刊朝日編『続・値段（明治大正昭和）の風俗史』）。しかし勤務時間の超過は珍しくなく、かなりの重労働であったという証言もある（熱海温泉誌作成実行委員会編『市制施行八〇周年記念 熱海温泉誌』）。

ようやくここに難産の結果が示され、業界では先駆的な試みとして評価されていた。

観光の町に生きること

観光が町の産業の柱であるということは町民の多くが自覚しており、それは往々にして児童の作文などでも表現され、町の意識をよく物語っている。湯河原小学校では長く「りんどう」と題する児童文集を発行していた。その作品には児童の目から見た、家族や地域への思いや世相批判など、時代を映す鏡になるような例が数多くあり、中でも町の美観については次のような例がある。

- 第二〇号（一九六八年） 「湯河原を美しく」 五年生
- 第二六号（一九七四年） 「千歳川の今昔」 五年生
- 第二七号（一九七五年） 「町を美しく」 五年生
- 第二九号（一九七六年） 「町を美しく」 五年生
- 第四一号（一九八九年） 「ごみを捨てるな」 五年生
- 第四二号（一九九〇年） 「ぼくの町ゆがわら」 三年生

また、これより少し以前の「湯河原町広報」（二三号）には、「道路そうじ」（吉浜小学校 六年生）という作品が掲載され、東京オリンピックを迎える頃の町内美化についての意識が描かれている。

それぞれ観点や表現に差はあるが、いずれも郷土の立ち位置や時代性をよくわきまえ、町の良さを伝える手立てを真剣に考えているようすがうかがえる。その背景には家庭や学校教育を含めた社会意識があり、その総体が観光の町の発展という願いに収れんされているといえる。

新制度のもとで混乱や当惑の時期を経ながら合併を果たした町は、どのような観光振興のための具体策打ち出したのだろうか。いうまでもなく、観光開発といっても、大きな町づくりの一環として行われるもので、都市計画や道路整備、衛生事業なども不可分の関係にある。そこでなるべく町の動きを見ながら、観光の具体的な枠組みで順に見ていこう。

観光会館の建設と 新時代の観光には利用者の安全と快適性・利便性を確保する使命が求められた。そのため

初期の観光開発 の諸法規や制度などにはおのずと複雑で多様な性格がある。事業展開のためには、行政（観光課）と業者の間に立って、円滑な情報交換を行う場所が必要である。町の観光会館も同様の趣旨で、長年の懸案として建設が叫ばれていた役場庁舎・湯河原中学校校舎の建設と並び、「三大事業」といわれた建設事業が実現を見るのは一九六三（昭和三八）年のことである。ここに湯河原温泉観光協会などの事務局をおき、町職員も常駐して連携を図りつつ就業していた。

かつて観光行政を進める上で、町当局と観光協会との役割分担が不明確であったといった批判はあった。しかし、東京オリンピック開催を機に町の観光事業が軌道に乗り始め、次第に仕事内容が整理されていった。

その中で進められた観光開発の方向性を山岳・丘陵方面と海岸部方面とに大別して見てみよう。

町には広大な山域が広がり、東は相模灘に面する海岸線が連なっている。この恵まれた自然を観光の足場として注目したものは一九五六年の宮上地区シキオ（藤木川左岸一帯）の開発計画がある。この段階で早くからケープルカーや公園の建設、天照山の野猿保護といった計画が盛り込まれていた（『第五巻』五一）。これらは観光地の広がりという面で弱点をかかえる町には打開への期待を抱かせるものであった。

神奈川県の一九六四年度、第一回観光審議会議事録によれば、観光課からオリンピックを目前にした気運のもとで、「第三次神奈川県総合開発計画 観光基本計画書（案）」が提示された。県でも本町の観光開発を期して、重点地区の一つに位置付けていた。それを示す地域別構想に、奥湯河原一帯と吉浜海岸の開発整備によって、総合的温泉観光地としての発展を図り湯河原駅から大観山へのバス路線開発で箱根との一体化を進める、という大きな目標があった。

山岳・丘陵地の開発 宮上地区や天照山より早く、新町合併以前から注目されていた例に吉浜奥地の巨大開発（吉浜奥地）計画があった。これは一九五二（昭和二七）年に旧吉浜町の後背地、約一〇〇〇ヘクタールの開発を町が外部資本に依頼したことに始まる。合併後には湯河原町がその計画を引き継ぎ、同じく事業を継承した東京急行電鉄株式会社（以下「東急」という）との交渉を進めることになった。当初の開発範囲は、



三大事業竣功式会場となった観光会館（1963年3月15日）

おおもむね南郷山から幕山を結ぶ線を延長して新崎川を超えたあたりから白銀山頂に至る広大な山林や丘陵地で、面積は約二五〇ヘクタールにも及んでいる。ここに道路や別荘地を建設し、温泉・遊戯施設や宿泊施設などを併設するという壮大な規模で、このほかには次のような施設建設計画があった。概観すると、多目的ダム、遊興施設として白銀山ロッジ、スケートリンク、ゴルフ場、キャンプ場、フィッシングセンターをはじめとする施設などであった（『第五巻』五四）。

そのころ、戦後レジャーの高まりを迎えて、一九五〇年には小田急電鉄株式会社が箱根湯本への乗り入れを開始、首都圏からの観光客を吸引し始めていた。さらには小田原方面から箱根へのバス路線獲得競争が、箱根登山バス株式会社と伊豆箱根鉄道株式会社によって激化していた。のちに「箱根山交通戦争」と言われる熾烈（しりつ）な争いである。

東急はこうした進出計画と並んで伊豆方面への進展もはかり、箱根外輪山南麓に広がる湯河原町域に注目したようである。そして町との交渉権を得て、一九六九年には、宅地造成を計画して町有地を買収し、「自由時間都市」と名付け「緑のオアシス」を建設するという一大観光地の造成を構想した。東急のほか関連企業百数十社が取り組むとされたこの計画は、ミカン産業や温泉事業に陰りが見え始め、集客を最大の観光戦略に位置付けていた町にとっては打開策につながる朗報になった。また地元住民の中には本計画による生活基盤整備を待ち望む人々もあった。とくに鍛冶屋地区は斜面が多く、昔からミカン運搬などには牛や馬が利用されていたこともあって、道路整備を含む開発は長年の懸案で、「生活権の擁護」に直結するものとして大きな期待を寄せていた（『第五巻』五六）。

ちやうど一九六九年五月三〇日に閣議決定された「新全国総合開発計画」で国土開発が推進され、のちの「日

本列島改造」ブームが呼び水となり、地方都市の地価が急騰^{きゅうとく}し始める時期であることも背景にあった。

ところが、町は別の行政課題や吉浜地区・同財産区との交渉などに手間どり、この計画は円滑にははかどらなかつた。

町は長期化した開発計画の経過と解決のための方針を「湯河原広報」九二号で報告した。基本的には、本計画が観光地としての体質改善と財産の基盤確立に寄与するものとして推進し、景観保護や公害の抑止に努め、住民の安全を図り、生活基盤の充実を進めることで理解を求めている。

この問題があらためて住民の目に入るのは、一九七三年一月一二日付け「神静民報」の報道であった。

この紙面は大きな反響を呼んだ。計画の青写真が明るい未来を語る一方で、すでに公害問題からの重い教訓があり、自然保護という観点からの批判・反対運動が展開されることになった。それを代表するのが「湯河原の自然を守る会」（以下「守る会」という）の活動である。

これにより、開発をテコに町勢の挽回を目指す町や地域の活性化を望む町民と「守る会」との間で、意見が二分される事態となったのである。相互の主張には、町も住民も十分理解はできるものの、解決は難しい状況となつていった。町域の二割にも迫る開発が環境へ与える影響は必至であった。「守る会」の主張は、町との交渉や署名活動など広範に進められたが、幅広い角度から論旨を展開した。それらを概観すると、自然保護・住民の生命保護・水の保護と衛生上の観点・史跡保存・地質保護などの面からのもので、郷土への愛情を根底に置く主張であった。同年の湯河原小学校の児童文集「りんどう」にも、開発反対の対場から「湯河原町の開発」と題して六年生の作品（『第五巻』五七）が載った。

「守る会」の活動には町民大学の講師を担当した文化人たちの参加もあった。「守る会」の側は吉浜奥地を開

発不許可とするよう長洲一二県知事にも働きかけた。賛否の激しいやりとりを経て神奈川県では、一九七四年七月の「神奈川県自然環境保全条例」（昭和四十七年条例第五十二号）で、吉浜奥地の大部分が同条例の地域として指定され開発に規制がかかり、計画は事実上断念されることになった。

吉浜奥地開発とほぼ時期を同じくして、丘陵地中腹にゴルフ場建設が進んでいた。戦後レジャーの花形となるゴルフが盛んになるのは一九五五年頃からである。吉浜の傾斜地の山林二四万坪（約八〇ヘクタール）の買収と登記を終え、一九五三年五月に県の認可を得た「社団法人吉浜カンツリー倶楽部」が開業した。その後一九五五年七月に「湯河原カンツリー倶楽部」と改称し、相模灘を見下ろすコース設計は評判を呼び、翌年には年間一万人を、一九七二年になると四万人を超える利用者を集めた。ゴルフ場は併設する施設も含め水の消費量が大きく水源として三キロトルほど奥にある沢水の引用権を得ていた。しかし、水量の減少や衛生問題を訴える十数戸の周辺住民からの陳情で善処を迫られた。経営者側は水源周辺地を買い入れるなどの方法をとることに対応した（フェローシップ・パブリケーション委員会編『湯河原カンツリー倶楽部二〇年史』）。このゴルフ場開業は町の歴史とも同じ長さを持ち、温泉地への誘客の一つとして今日に及んでいる。

海岸部の開発（吉浜）

東海道線で小田原駅から、真鶴駅を過ぎると窓外に真鶴岬と三ツ石が配され、さらに沖合には伊豆大島と初島が浮かぶパノラマを一望できる。天候に恵まれれば、利島の特徴的な島影までも望むことができる。町の海岸線はおよそ三キロメートルにとどまるが、大きな海岸風景を得られるのは県内でも有数といつてよい。

この景色は幕末期に訪日した外国人の目にも美しく映っていたようである。古いものであるが参考のために紹介したい。一八六〇（万延元）年九月に熱海滞在中の駐日英国公使R・オールコック（二八〇九—一八九七）

は湯河原にも足を伸ばし、その風景を、

小石の多い岩だらけの海岸に太平洋の荒波が打ちよせる点も、^(ママ)バームユダ諸島とよく似かよっている。他面、勇壮な絵のように美しい様相を呈しているこの海岸は、サンセバスチャンとビルバオからサンタンデル（いずれもスペイン北部の海岸）にいたるビスケー湾に面した海岸にひじょうによく似ている。

（R・オールコック著『大君の都』）

と描写して、ちょうどカリブ海やスペイン海岸部に匹敵する景観であることを称賛している。

こうした眺望は山峡の出で湯と並んで昔から多くの人々をひきつけてきた。

海が漁獲という生活の資を提供するだけでなく、健康回復の場として認識されるのは、明治期の海水浴に始まる。明治期に人気を博した尾崎紅葉（一八六八—一九〇三）の小説『金色夜叉』には熱海海岸を舞台にした有名なシーンがある。これを一八九八（明治三一）年三月に演劇化し、川上音二郎一座が上演した時の設定は、熱海ではなく吉浜であったとされている。その時代には吉浜海岸の知名度が高かったことで選ばれた事情が考えられる（熱海温泉誌作成実行委員会編『湧くWORK熱海温泉』）。

さて、本町の海岸線のうち、遊泳できる砂浜は幾分せまくなるが、海水浴が夏の健全な家族旅行の座を占める戦後の時代相もあって、町に風物詩的な賑わいをもたらしていた。

町営の海水浴場には来遊者の多くが東海道線で到着したが、自動車時代に入ると、海岸沿いの幹線道路（現国道一三五号）に比重が移りつつあった。町はこれに先駆けてレストハウスを建設し、一九五六年一〇月に完成した。この施設は夏場の集客の拠点として利用され、経営申込者が急増した（「神奈川新聞」昭和三十一年六月二七日付）。施設設立に加入した株式会社の当初の計画には、バスを含む自動車普及を見越してガソリンス



レストハウス
(レストハウスは京王帝都電鉄に払い下げられた)

スタンドを併設し、温泉の試掘も計画するなど、多面的な企画が考えられていた。

その後、海洋レジャーの有力な足場として、吉浜海岸に総合的な大規模娯楽施設の建設が企画された。すでに進行していた吉浜奥地への開発とは逆方向の海岸部への拡大、という両面の事業展開である。この地区の可能性に注目したのは白雲閣という株式会社で、一九五九年頃から計画が具体化した（『東海民報』昭和三四年一〇月二七日付）。この時期はミカン産業と温泉業界が盛況を迎え、発展の起爆剤と目されていた。

吉浜は海岸線から白銀山まで、一〇〇〇メートル近い落差と町有数の広さを占める地区であり、財産区も所有し、一九五五年時点で五〇〇〇人を超える住民があった。かつては港や別荘が設けられ、東京オリンピックを迎える頃には東海道新幹線のトンネル工事が工期に入るなど海と山の両面に、その将来性が期待される地区であった。そして白雲閣は「シーサイド・アミューズメントセンター」と銘うって多彩な施設を併設し、江の島につぐ二番目の観光拠点とすべく計画を進めた（『神奈川新聞』昭和三六年三月二六日付）。

この工事の開始は一九六一年である。事業の着手に当たっては、海岸直近の潮流が複雑なため、埋立て工事の難航を危ぶむ声があった。さらに前年の五月には、南米チリ地震による大津波が三陸沿岸に達して被害をもたらすという出来事があり、仮に護岸工事に不備があれば、災害時には門川区方面の被災は免れないという反対意見もあった

湯河原海岸 **白雲閣ビーチ**

プール(淡水) 入場料 本日より謝恩特別サービス
大人(中学生以上)1日¥100 小人(3才以上小学生まで)1日¥50

好評……虹マス釣堀 38人乗り回転ブランコ 大食堂 売店
双脚式2人乗り回転ポート(モーター式・足踏式) 宿泊所(1人式簡易ベツトルーム)
休憩所 無料駐車場(ビーチ利用者に限る)
■……午前9時より午後6時まで……■ TEL 湯河原 5521~2

白雲閣ビーチ新聞広告(「東海民報」昭和41年9月4日付)

〔「東海民報」昭和四二年九月一四日付〕。しかし若干の空白はあったものの、作業は進められた。もともと海抜がゼロメートルに近い海岸部を埋め立てて地盤を強化するという難工事で、そのためには大量の盛り土を投入する必要があった。

これを解決する妙案として、進行中の新幹線のトンネル工事で出た残土の利用が考えられた。新幹線の残土は、多くが新設の中学校校地や駅下区画整理地の埋立てに回されていたが、海岸部の埋立てとしても転用された(「第四巻」九六・「東海民報」昭和四〇年五月一日付)。埋立工事によって海岸方面の風景や町の雰囲気は大きく変貌していった。

こうして四年を要し、一九六五年八月一日を期して、まず大型変形プールなどが新名所としてオープンする運びになった(「東海民報」昭和四〇年七月二九日付)。未着工の施設は第二期工事に回され、その後に委ねられて一大観光拠点が出現するはずであった。

ところが、この名所は竣工わずか二年目の秋に悲惨な結末を迎える。一九六七年九月、台風二二号による余波で高波が襲ったのである。長さ約六〇〇メートルの防波堤は強烈な波の圧力によって一部が決壊し埋立地内が水没した。この計画は頓挫し、復旧には多額の費用がかかる見通しになり、町と白雲閣による海岸開発は断念に追い込まれた。町は再度の工事を要請したが、白雲閣側が継続困難として手を引き、交渉は不調に終わった。

復旧が進展を見ないまま、翌年七月に再び台風による二〇メートルにも達する高

波が押し寄せ、堤防周辺に壊滅的な被害をもたらした（「東海民報」昭和四三年七月二七日付）。その後県議会議員の協力などにより県への陳情の成果を得て、修復への道筋がついた。工事は全額が県費でまかなわれることになり、一九六八年九月の県議会で、約九〇〇〇万円の護岸工事を行うことに決定した。以後、海岸線を保全地域に指定し、開発からは離れた方面へ移ることになった（「東海民報」昭和四四年一月九日・六月二八日付）。これ以降、海岸部での開発という動きは終息し、夢を果たせないまま白雲閣の遺構がしばらくその姿をとどめていた。

のちに町はこの埋立地の一部を買収し、ここに下水処理場建設を計画し、その実現に力を注ぐことになった（第一部第一章第四節）。

その他の観光開発

吉浜奥地や海岸線のほかにも様々な開発の事業があった。ここで、それらのうちのいくつかのものを紹介しておこう。

① 池峯地区

バンガローなどを利用して、散策や自然観察と宿泊を楽しむキャンプも家族旅行の人気商品に成長した。海水浴と同じく、大きな自然の中で過ごす快さは、高度経済成長期の都市住民に大きな休息を与えるものであった。奥湯河原地区の藤木川右岸奥地にある池峯地区は山懐にあり、この奥深く静かな一画は、そうした条件を備えていた。ここに関心を寄せる動きは一九三五年頃からあり、温泉の掘削なども計画されていた。



海岸埋立地護岸復旧工事

町は一九四九（昭和二四）年に、この地区の開発に力を入れ「池峯バンガロー」の開発に踏み出した。合計二八棟、最大で一五〇人ほどを収容できる規模である（『第五巻』三五）。これを「昭和三十五年湯河原観光道路案内」（湯河原町観光協会 昭和三五年三月）では「バンガロー村」と呼称し、季節には「夏の一大避暑村が出現」と紹介し、一九五〇年に湯河原小学校の子ども会がキャンプ活動を行っている（『開校百年記念誌』湯河原小学校）。

この地区は、温泉場界隈のにぎやかで歡樂的な環境からは離れ、主に東京方面の小中学生の校外学習に活用されていた（『湯河原広報』一号）。

一九五九年七月には県立平塚ろう学校の生徒二〇人が訪れ、バンガローで宿泊した。そしてこの時の学習体験をもとにした児童の作文（九点）が東海民報社に寄せられた（『東海民報』昭和三四年八月一八日付）。作文によれば、子どもたちの見たバンガローは「おそうじがきれいで」「水場の水が冷たく」「景色もよかった」という感想がある。宿泊という体験は子どもたちにとって、大きな教育上の効果をもたらし、好感を与えていたことがわかる。

バンガロー利用に当たっては町役場観光課のほか、日本交通公社でも扱い、ひと夏に四〇〇〇人もの利用者が出るほど人気を集めた。ところが池峯は給水に難があり道路整備も進んでおらず、必要物資を牛車で運び入れるような時期もあった。周辺に娯楽施設などがないことは、健全性の一方、時代に遅れたものとなり、数年のうちに宿泊者は急減していった。利用が夏季の二か月間に限られることは採算性に欠け、一九五九年には町は経営を手離す方針となり、数年後には閉鎖された（『自昭和三十二年 経済委員会書類』・二〇一六年六月一日四日奥湯河原区より聞き取り）。

その後数十年を経て、池峯地区は県立湯河原自然公園の一角に指定され、日光の尾瀬と同様、全国でも珍しい高層湿原として、小規模ながら評価を得ている（「湯河原新聞」平成二年五月一三日付）。また現在では、同地区周辺は遊歩道などが整備されて「もみじの郷」として、紅葉の季節などに内外から多くの観光客を集めている。

② ケーブルカー新設の計画

我が国は火山性の地形が多く、急峻な山容が変化に富んだ表情を見せ、麓の温泉が憩いを与えてくれる。とくに道路網の拡大が困難な場所にはケーブルカーなどが有力な武器になる。高い位置からの景観はまた非日常の趣を与えるものである。

神奈川県での最初のケーブルカー導入は箱根で一九二二（大正一〇）年一二月には小田原電気鉄道株式会社が、強羅～早雲山間に開通させている（箱根温泉旅館協同組合編『箱根温泉史 七湯から十九湯へ』）。湯河原町でもケーブルカー路線の敷設は集客上、大きな力になることが期待されていた。この将来性に注目していたのは、初代町長八亀武雄であった。彼はかねてからケーブルカーによる箱根との連結を模索し、町から山岳方面への動脈としての可能性を見出していた（「湯河原広報」一号）。

この時代には近隣観光地でも似た動きがあり、熱海モノレール株式会社は熱海市内の道路事情などに鑑みて、一九六二年からモノレール導入を計画していた（「東海民報」昭和四一年四月二日付）。

湯河原町では一九五九年には、町議会が奥湯河原から芦ノ湖方面への観光路線開拓という展望に立ち、十国峠山頂を経由したルートの開発を提示した。そこで、すでに箱根登山鉄道が同コースにケーブルカーを敷設する計画の許可を得ていることが報告され、本町としてもこれによって「箱根の景勝は湯河原温泉の裏庭」とし

て距離感を解消し、観光客の行動圏が拡大することを期してケーブルカー建設が決議されている。〔『第五巻』三六③〕。

あいにくこの計画は町の「三大事業」推進期に当たっていて、財政的な余裕がなく実現を見なかった。その後もケーブルカーなどへの期待は散発的に議論されていた。

2 温泉事業と湯河原町

アジア太平洋戦争後 国内各地の名湯には、動物の発見にちなむ温泉名と並んで、湯の川（北海道）、大沢（岩の温泉と「温泉法」手）、玉川（秋田）、湯田川・小野川（山形）、川原湯（群馬）、湯川（和歌山）など、河原に湧出したものが起源であることを連想させる例も少なくない。ここ湯河原町もそうである。前掲『大君の都』の幕末期の駐日英国公使オールコックが滞在中の熱海から当地への移動時に描いた姿は次のようである。

われわれは小田原城の方向に向かって、山ごえに二、三マイルいつてみた。そこにもたたくさんの温泉があった（湯河原温泉）（中略 そのうちの二つはがけから流れ落ちるか、こぼれ落ちて上から注湯するようになっており、一方の下にはひとりの老婆がおり、もう一方の下には（中略）牝馬を見いだした。その馬は背中に悪性のはれ物ができているので、温泉に入浴させられていたのである。

また、明治期の落語の名人である三遊亭圓朝（一八三九—一九〇〇）の作「名人長二」は、一八九二（明治二五）年に圓朝自身が人力車事故による負傷を、湯河原で保養した折の見聞をもとにしたものとされている。その中に、

温泉は川岸から湧出しまして、石垣で積上げてある所を物湯（とう）と申しますが（以下略）

と見えている。

これらによれば、幕末から圓朝在世時にかけての時代の湯河原地域は、洗練さには欠けるものの河原などからの自然な湧出が野趣あふれる姿を見せていたことがわかる。

自然の湧出泉を利用し、今ほど湯を酷使することのなかった時代、温泉は無限に湧き出るものとみられていた。しかし近世以降にこの様相は一変していく。旅行・参詣・湯治など、庶民文化の盛行とともに温泉が営業として目的化される時代に入ると、料金の対価として、湯量や適温の確保をはじめ、一定水準を維持するための装置が必要になった。

これに拍車がかかるのは明治期である。自然な湧出に人為を加える利用が始まり、「上総掘り^{かずさぼり}」といわれる井戸掘り技術を応用した揚湯法が導入された。これは大きく温泉利用の道を開いたが、くみ上げ量の増加を招き、のちに問題化する温泉枯渇の遠因となった。さらに鉄道の敷設が利用人口を急増させた。こうした中で、昔ながらの出で湯は様変わりし、大量くみ上げ技術や、多様なサービス体制の整備などが進んで、今日みるような温泉郷が形成されていった。

昭和期の戦争の災禍からの回復には一定の時間が必要であった。ようやく湯河原町から多くの傷病兵たちが退所し、学童疎開の児童たちが横浜方面に帰宅して、落ち着きを見せ始めたのは一九四七（昭和二二）年頃であった。この人の移動の人波と入れ替わるように、出征していた兵士たちや、外地からの引揚げ者たちが、故郷の地を踏むことになった。

しかし引き続き経済全般は統制下にあり、旅館での宿泊や温泉利用などに目を向ける余裕はなかった。それ

でも一九五〇年の朝鮮戦争を機に、内需が拡大し経済状態は上向きに転じ、湯河原町でも戦後復興のきざしが見え始めてきたのである。「日本国憲法」の理念に基づき、温泉史の大きな分岐点となる法律が成立した。それが一九四八年七月に公布された「温泉法」である（施行は八月九日）。戦時中にかけては、温泉くみ上げなど、業者間の利害の調整は、各温泉地で個別に協定などを結ぶことで処理され、また各知事がそれぞれの規則に基づいて判断し、警察がその取り締まりを担当していた。

その時代の弊害は、後述する温泉審議会（第四〇回）の席上、県公安委員長から次のように触れられている。戦前は温泉掘さく、増くつの許可「中略」処分等は一切警察で行っていたものでありましたが、それでは兎角官僚独善、一方的な判断に遍し易く、往々不公平な処分を免れないのでありました「中略」。そこで昭和二三年七月民主的な新温泉法が公布され「以下略」

（昭和三十一年温泉審議会議事録「神奈川県立公文書館蔵」）

かつて神奈川県には「温泉取締り規則」（一九二九年）があったが、この規則は、戦時には無視されることが多く、軍隊や疎開中の国民学校側の便宜が優先されるなど、多くは有名無実化していた。一九三五年から四〇年頃にかけては温泉が乱掘られ、昔ながらの自噴泉は姿を消したといわれている（『神奈川県温泉誌』）。

「温泉法」の精神はこうした戦前温泉行政への反省に立ち、国が温泉に関する法律を一本化し、温泉を共有の財産として衛生行政の管理下に置き、住民のための幅広い利用に供する、と考えるものである。そして温泉の保護、利用の適正化、公共の福祉の増進、という三点で具体化される。

これにもとづいて神奈川県は衛生部が温泉事務を所管し、翌一九四九年に県規則「温泉法施行細則」（昭和二十四年神奈川県規則第二十三号）と「温泉法施行手続」（県訓令）で運用の詳細が規定された（前掲『箱根

温泉史』。

温泉審議会の発足

温泉は地下の水脈に地熱が加わり、有効な含有成分が溶け出したものをさす。土地によって温度や色合い、成分などの特徴があり、それぞれの個性を形作っている。その地下の財産に働きかけるくみ上げ技術は、戦後、人力の「上総掘り」から、ポンプなどの機械動力に転換し、くみ上げ量が一挙に増加した。しかし揚湯の競争を避け、限られた温泉資源を守るためには調整の場が必要になる。これが温泉審議会の存在意義で、「温泉法」(第十九条)の規定により、各都道府県に設置が規定されている。

審議会の場では、科学的な所見や該当地域の実態・情報をもとにした審議が行われ、結論が知事に答申され

表10 温泉審議会委員一覧

臨時委員・行政委員	事業者	委員
伊藤 鶴松 (一九五二～一九五四)	伊藤 清 (一九五三～一九五四)	八亀 重雄 (一九四九～一九五四)
八亀 武雄 (一九五五～一九六六)	小傳 与作 (一九五五～一九五八)	八亀 直次郎 (一九五五～一九六六)
高杉 茂利 (一九六七～一九七四)	加藤 寿夫 (一九五六～一九八八)	八亀 広蔵 (一九六七～一九八三)
杉山 實 (一九七五～一九八三)	大久保 甫 (一九八四～一九八八)	—
小澤 忠一 (一九八四～一九八八)	—	—

〔資料〕『神奈川県温泉誌』(神奈川県立公文書館蔵)

〔注〕臨時委員は途中から行政委員と改称

て最終的な決定に至る。

本県の審議会は一五名以内の委員で構成され、必要に応じて臨時委員も設置される。審議会委員は、行政庁関係者・温泉事業者・学識経験者が知事により任命、もしくは委嘱される(「神奈川県温泉審議会条例」第三条・第四条)。

一八四〇年以降の本町関係者で同審議会発足時から委員を務めた人びとは表10のようである。

これによれば初期の町長（箱根町も同様）は臨時委員としての担当であったが、一九六七（昭和四二）年には行政関係委員の立場で審議に臨むことになった。事業者代表委員は本町から七名が入っており（箱根町は八名）、いずれも老舗旅館経営者である。この人々はほぼ明治から大正生まれ世代であり、微妙な審議に際して、地域の旧慣や実情に応じた知見を紹介するなど、議事運営に貴重な提言をしている。

なお審議会委員自らが温泉旅館経営者の立場で申請している場合があるが、そうした際には当該委員は審議に加わらない原則であった。

また現地視察を兼ねて温泉地での泊をとまう審議会も開かれ、湯河原町では第七六回審議会（一九六一年五月二三日）が中西旅館にて開催された。

その後、同審議会の活動は継続して行われているが、一九九二（平成四）年四月からは「神奈川県自然環境保全審議会条例」（昭和四十七年条例第五号）に基づき県自然環境保全審議会温泉部会と改称され、今日に至っている。

温泉審議会の活動

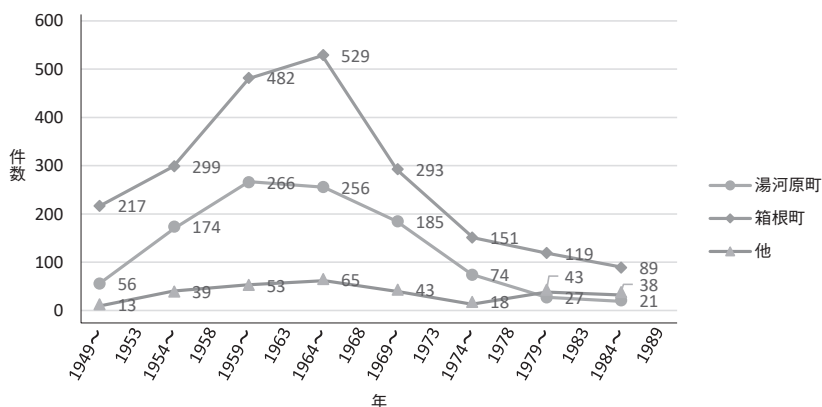
温泉審議会では多様な申請の案件が処理される。詳細は省くが、審議は事業者などの申請者から、県内各保健所（本町の場合は小田原）へ提出された書類をもとに行われる。審議

会で申請内容につき質疑が行われて採否が決まるが、必要な情報収集などにより保留扱いになる場合もある。

申請内容は基本的には以下の三種類である。

- ① 掘削―新たに温泉を掘る場合
- ② 増掘―既存の温泉の深度を増す場合
- ③ 動力装置の改変―くみ上げ動力の変更あるいは馬力を増強する場合

図1 温泉審議会申請件数推移



〔資料〕「温泉審議会議事録」

これらのうち①は新たにくみ上げ地点をふやすことであり、②③はともに旧来の温泉くみ上げ量を増加させるための行為にあたる。したがって、いずれも揚湯量の増大を招き、周辺源泉への影響は避けられない。際限のない許可は結果的に温泉地の衰退を招きかねず、ここに温泉産業育成と資源保護の両立を目指す審議会の設置意義がある。

安易な許可は保護の観点からはもちろん、隣接同業者との関係からも禍根を残す。そこで科学的観点や行政面など、多角的な検討と審議が加えられるのである。専門家のほかに、事業者の本音や地域の機微に通じた首長（湯河原・箱根町長）などで構成されているのは、そうした事情にもよる。

さて、委員会に申請が提出されるのは、県下ではほとんどが湯河原町と箱根町からである。それは両地域が県有数の温泉地で、多くの源泉を持つ重要地点だからである。後でもふれるように、これ以外の地区（山北・秦野・伊勢原・厚木・清川など温泉を持つ地域）からも申請は出されているが、圧倒的に湯河原町と箱根町が多い。

温泉審議会の年度別開催状況は表11のようになる。審議会は現在でも開かれているが、一九四九年から一九八九年までの例を取り上げて一覽とし、年度ごとの開催回数の動きをみてみよう（一九九〇年以降に関しては審議会議事録の公開が進んでいないため省略した）。

表11によれば、昭和期では、一九四九（昭和二四）年の第一回（同年六月二一日）から、最終の一九八九（平成元）年二月一六日まで、通算で二二一回が開かれている（臨時の小委員会や聴聞会は省略）。平均して年に五回ほどとなるが変動はあり、とくに一九五八年から一九七二年頃までは多く、年六〜九回の開催となっている。つまりこの期間に、県内での温泉開発への動きが加速し審議の要請が高まっていたことを示している。この時期は、まさに高度経済成長期に当たり、東京オリンピックをはさんで、旅行や観光ブームが高潮した時期でもある。そしてそれ以降は、国内の経済情勢や資源問題なども呼応するように漸減していく傾向が読みとれる。

審議会の議事録を詳しくみると、初期段階では各委員が必ずしも各種法規や制度などに精通していなかったことや案件の多さに加え、権利関係の複雑性などもあって審議が紛糾し、往々にして渋滞することがあった。

そこでは単に申請を機械的に処理したのではなく、後世の温泉行政に重大な影響を与えるような法規の制定や機関の設置など、多様な課題も扱われていた。と

表11 温泉審議会開催状況調べ

年	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962
回	4	3	4	6	6	7	6	8	5	9	7	8	8	8
年	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976
回	8	8	7	7	7	6	6	6	7	7	5	6	6	5
年	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	-
回	4	5	3	4	3	3	4	3	2	3	3	3	1	-

〔資料〕 「神奈川県温泉審議会議事録」

りわけ、一九五一～一九五二年に箱根での有毒ガスによる死亡事故が報告され（昭和二七年度 温泉審議会議事録（第一三回））、この事件をきっかけに、科学的見地に立つ研究機関の新設が具体化し、後年の温泉研究所設立につながったことや、温泉保護地区の設定という、資源保護に軸足を置く新しい方針（一九六六年「温泉特別保護地区」の設定）を打ち出したことなど、大きな成果につながった実績が挙げられる。

審議会開催をみると、昭和期はほぼ三つの時期に区分されるようである。まず第一期は一九六四年頃までで、開催数が増加するいわば温泉開発の興隆期である。ついで第二期は一九七五年頃までで、回数がほぼ固定され次第に漸減を見る開発と保護の調整期であり、第三期は昭和末年までの回数減少に当たる保護強化期である。

ところで、開催回数の多寡はあくまでも、開催要請が温泉開発への意欲を反映する目安にとどまっている。実際に扱われた申請の内訳を見なければ、要望の実態はわからない。そこで、もう一步を進めて地域別の申請内容の移り変わりを比較したものが表12である（なお一九七八年度審議会のうち第一八六回から一八九回までの四回に関する議事録は未見である）。

この表によれば、昭和期に扱われた申請（三五五〇件）のうち、箱根町（二二七九件）が六一・四パーセント、湯河原町（一〇五九件）が二九・八パーセントであり、その他の地域（三二二件）は八・八パーセントにとどまり、箱根町と湯河原町の持つ比重が極めて大きいことがわかる。つまり県の温泉行政のエネルギーの六割が箱根町、三割が湯河原町に投入されていて、県の温泉の九割以上の比重が両地域にあったことになる。

この両温泉地の力関係は、湯河原町をひとすれば、箱根町は、①掘削申請 三・三 ②増掘申請 一・八 ③動力変更申請 一・五と、いずれも箱根町からの件数が多くなっている。

なかでも掘削申請の件数において著しい差がある。このことは温泉地が狭い地区に密集し新期掘削が難しい

表12 温泉審議会地域別申請件数

回	年	湯河原町				箱根町				他	
		件数	増掘	動力	掘削	件数	増掘	動力	掘削	件数	市町村名
1～ 23	1949～ 1953	56	8	37	11	217	34	49	134	13	
24～ 58	1954～ 1958	174	32	79	63	299	44	107	148	39	
59～ 97	1959～ 1963	266	44	121	101	482	54	144	284	53	省
98～ 132	1964～ 1968	256	40	137	79	529	83	204	242	65	
133～ 163	1969～ 1973	185	38	115	32	293	47	153	93	43	
164～ 189	1974～ 1978	74	16	43	15	151	34	80	37	18	略
190～ 206	1979～ 1983	27	10	16	1	119	27	52	40	43	
207～ 221	1984～ 1989	21	0	16	5	89	14	40	35	38	
合 計		1,059	188	564	307	2,179	337	829	1,013	312	

〔資料〕 「神奈川県温泉審議会議事録」

〔注〕 1978年度の温泉審議会のうち第186回から189回まで4回の議事録は未見である。

湯河原町に比べ、一九湯に及ぶ範囲に分布する箱根町の地理的な優位性を示すものである。

というのも従来の慣行では、掘削を計画する場合、隣接する源泉から六〇間（約一〇メートル）の距離があれば、そこに悪影響がない場合、おむね許可されるという原則が続いていたからで、平面的に限定された範囲の湯河原町にとっては相当の制約があった事情を裏づけている。そのため、既存温泉の増掘などについても、おのずと箱根町が申請の主力を占めることにつながっている。

一九七〇年三月に行われた第一四〇回審議会には、前年から吉浜海岸開発に着手した白雲閣からの掘削申請が出され、答申で許可されている（昭和四四年度 温泉審議会議事録（第一四〇回））。

なお両地域以外でも温泉開発への意欲を示す市町村はあり、第一〇回審議会（一九五一年

九月二九日)では、小田原市(早川・風祭)から、第一一回(同年一月二一日)には真鶴町から掘削申請が出され、以後しばらく小田原市や真鶴町といった、足柄下郡地域からの申請が目立つ時期が続いた。とくに真鶴町ではすでにふれた水源確保の必要性や、「東洋のヴェニス」と銘打った観光開発を目指す姿勢が垣間見えている。

温泉審議会と

湯河原温泉

湯河原町からの申請が温泉審議会で話題になるのは第五回(一九五〇(昭和二五)年四月二八日)のことである。前年に行われた実態調査が「湯河原地区温泉調査」として提示されていて、その中で、湯河原町では戦中から戦後の混乱期に無許可での掘削、増掘や動力装置の変更などが繰り返され源泉が疲弊している、という指摘があった。しかも源泉所有者の六割がくみ上げ違反を重ねている事実も明るみに出た。これに対し審議会から、ほかの所有者の不利益を避ける是正意見が出された。それを「正直者が馬鹿をみないよう」にするべきである、と表現している(「昭和二四年度 温泉審議会議事録」)。

ちやうど温泉事業の再出発にあたらうとする町にとって、半数以上の業者が違反しているという事実を出鼻をくじかれるかたちになった。

改善要求をうけて町側は翌年の第八回温泉審議会(一九五一年一月二四日)に動力装置改変の申請を、一挙に大量三四件(掘削一、増掘二件を含む)、八亀武雄町長名義で提出した。町からの申請はこれが初めてで、席上、つぎのような総括が行われて一括許可された(「昭和二六年 温泉審議会議事録」)。

いづれも戦時中 軍の療養施設として徴用され、その間に行はれたものであるから、今回に限り一応現状のまゝを認めることとしたし今後は取締を厳にすると共に許可後においても既存温泉に対し影響問題等が発生したる場合は、許可の

取消処分を行うことを条件として許可いたすことに意見の一致をみて八亀武雄以下三十六「七一筆者注」件の全てが許可と決定した〔以下略〕

この結論と同時に、違反者からは始末書が提出された。これは一括申請を認めず揚湯を強制的に元に戻した場合の町の混乱を回避する温情的な措置であった。総じてこの時代の温泉行政は、法律を盾に切り捨てるようなことはせず、産業育成のための肯定的な解釈を打ち出す例がある。

しかし、いうまでもなく公的機関の使命は公益尊重にもとづく公平な制度運用である。審議会には懲罰的な権限こそ与えられていなかったが、問題業者には始末書のほか、聴聞会の実施などを課していた。申請内容に不備があれば保留扱いとし、審議の結果、もちろん不許可になる案件も少なからずあった。

議事録の中には、戦中から戦後の温泉場の実態を語る興味深いものがあるので原文のまま紹介しよう。

（前略）昭和一八年八月―昭和二〇年一〇月迄横浜市青木国民学校疎開児童百名を収容致しました。且つ他の旅館も海軍の療養宿舍と変り軍の無理なる強制に必要な湯量をはるかに上る揚湯をすべく増動力の装置を各自勝手に致しました。たまたま私の温度、湧出量も漸次減り当時の疎開学校長からも「なんとかしてくれ」と再三御注意を受けました。其の後いよいよ水面も低下し使用にたえられない様になりましたので、当時源泉所有者で結成して居りました温泉協会の会長八亀武雄氏に話し、調査をして戴き（中略）会長八亀武雄氏外役員と県温泉係官と湯河原地区源泉調査を致しました所、無許可馬力変更の者が三十数軒もありました。

（昭和二九年度 温泉審議会議事録（第二五回））

このように、法令順守と非常時の要請のはざままで苦心した実情もうかがうことができる。戦時の混乱期の産物が右の陳情になったのであり、戦後数年間は旧慣による揚湯が行われていた。

審議会への申請は特定の事業者からだけでなく、第三二回審議会（一九五五年三月三十一日）には、本町宮上在住の画家、安井曾太郎（一八八八—一九五五）からも動力装置変更申請が出されるなどしている。

町営温泉制度

と八亀武雄

町村合併により一九五五（昭和三〇）年四月に新生湯河原町政がスタートした。温泉・観光資源とミカン栽培を両輪にした町の誕生である。中でも温泉資源を町の発展にどう活用するかが問われる時代の到来である。本町は箱根町と熱海市には生まれ、温泉湧出量、収容人員、利用客実数など、観光規模の面で両温泉地の後塵を拝していた。ここに活路を見いだす生き残りの方途として、山と海と温泉をメインにした「南進政策」という目標が青写真に描かれている（「神奈川新聞」昭和三〇年六月六日付）。

しかし現実には以前からの営業姿勢同様、漫然と湯湯し浴客が来るのを待つという旅館業者も少なくなく、町の掛け声だけでは将来への展望を持ちにくい状況があった。

合併交渉が煮詰まりつつある一九五四年当時、町の旅館（五五軒）が、おのおの湯量をどのように見ているかを示す報告がある（前掲「箱根周辺地帯」）。これによれば、

①余裕がある 九軒、②適量である 三〇軒、③不足している 一四軒、④絶対的に不足 二軒となり、②のように湯量に支障はないとする旅館は約七割であるが、不足を訴えている旅館が約三割に上っている。こうした不均衡が湯湯の現実なのであった。さらに湯の多くが無駄に流失している、ということからも業者の中には、温泉の統合による有効利用を求める意見があった。一方、源泉を持つ業者者に見れば掘削に要した期間と出費、湯湯施設の維持管理や引湯配管設備などへの投資は相当な額にのぼる。この貴重な資産を手放すのに等しい統合は、私権を最大限に尊重する新憲法下の通念からみて、安易に合意できるものではなかった。さらに錯綜する引湯管をどう一本化するか、という現実的な問題なども足かせになっていた。

しかしながら際限なく揚湯競争を重ねれば、地下の湯面はさらに低下し、くみ上げ動力を強化しない限り量の確保はますます困難になる。この悪循環が続けば、温泉町に早晚訪れるものは何か。源泉の枯渇はすなわち町の衰退を意味していた。

こうした中で、合併後の初代町長に就任した八亀武雄は、県の温泉審議会臨時委員も兼ね、年来の温泉統合という難題解決への道を探っていた。各温泉地の状況や法制上の権利の扱いなど、重要な情報を知ることのできる委員としての知見や、また自身の経営者としての経験も大きかった。熱海市にはすでに一九〇〇（明治三三）年の申合せ規約により、ほかに影響のない範囲での掘削が認可制になるなど、くみ上げ規制に関する先行事例があり、参考にすべき事例は少なくなかった。

第三四回温泉審議会（一九五五年八月二二日）で、八亀町長はとみに減少し続ける湧出量について報告した。業者間ではくみ上げ過剰による地下水面の低下は周知の事実で、これは湯河原町の問題だけでなく、箱根町でも湯本温泉で一九五〇年頃から湧出量が減り、自噴が停止したところさえ出ていた（前掲『箱根温泉史』）。

これについて第三八回温泉審議会（一九五六



八亀武雄町長（「広報ゆがわら」39号）

て、自己防衛的に汲み上げの管を深くするなどしている現状を矯正することは（箱根）湯元も湯河原も、無統制という批判を受けるような大変なことになる、特に湯河原は全体が違反していることになってしまふ。」といったやりとりが行われている。

切迫した状況の中で、新町誕生を機に八亀町長のリーダーシップのもと、一九五六年に町の厚生常任委員会による送湯配管整備事業の調査研究が行われた。この成果を踏まえて同年末には「湯河原町温泉条例」が制定された（一九六一年施行の「湯河原町温泉事業条例」により廃止）。ここに町長の付属機関である温泉監理委員会（現在は温泉委員会）による公正な温泉の管理運営が確立し、翌年八月に町営温泉制度が発足した。厳しい権利関係の調整があったが、業者の中には揚湯競争から解放されて歓迎する空気があったという。

比較的せまい温泉地のゆえに統合が進んだという面はあるが、その日まで長年の宿題であった町営制度の導入は、大きな一歩を踏み出す達成感をもたらした。

この制度の原理は町が源泉所有者から湯を買い上げ、一本化された送湯管で利用希望者（業者や住民）に配湯し、売上げ価格との差額を町が負担することで計画的利用をはかろうとするものである。そしてこの業務を町が公営化して運用するかたちをとった。

湯河原町営温泉

配当の申込を 次により受付けます

- 一 申込申請期間 昭和三十三年五月十九日より
昭和三十三年五月二十四日の間
湯河原町役場（公営事業室）
- 二 受付場所 温泉場送湯配管整備事業事務所
（こめの湯内）
- 三 配湯豫定総量 七斗（毎分約二六リットル）
- 四 配湯の優先順位 1. 公共用 2. 事業用 3. その他
- 五 申請の方法 温泉配湯許可申請書に申請手数料
五〇〇円を添え申請のこと（申請
手数料は許可を得られなくともこ
れを還付しない）

湯河原町役場

町長 八亀武雄

町営温泉配当申込みの広告
（「東海民報」昭和33年5月21日付）

この新たな試みは県の温泉行政にも大きな刺激となった。第四〇回温泉審議会（一九五六年五月一〇日）の席上、八亀町長は特に時間を設けて、町営温泉開始についての報告を行っている。この中で、町営温泉統合のあかつきに町の発展が実現するだけでなく、熱海市泉地区にある温泉は源泉を所有するものが少ないため、町営温泉制度に移行すれば、制度利用の必要から同地区の合併交渉を有利に展開できるのではないかという期待もあったことに言及している。そこには、町と温泉の発展を念頭に置き、周到に交渉を続けた初代町長としての手腕がよく示されている。

湯河原温泉の公営制度に関しては温泉審議会委員たちから高い評価を得た。のちに箱根町でも町営制度が施行され、温泉をめぐる時代は開発優先から次第に資源管理と保護に向けて大きく舵をきりつつあった。町の試みはほかの温泉地の注目するところとなり、後年、公営温泉導入への参考事例として経緯の照会もあった。

意外な印象があるが、送湯の際には配管材として松材のほうが腐食せず、保温性などの面で優れていることが報告された（「湯河原温泉統合引湯計画調査書」一九五八年一二月）。木樋使用で当分の間、大改修の必要はない旨の報告があり、古いものの価値も応用しながら新しい制度が開始されたことになる。

ここで一九五八年の箱根町と湯河原町の源泉を比較してみよう（表13）。

表13 源泉比較表

	地区	源泉				
		温泉名	箇所	休止	使用	温度(℃)
湯河原	湯河原	92	27	65	38.8~88.7	4601.1
	奥湯河原	17	10	7	42.4~63.5	254.0
	門川	1	1	0		
	吉浜	1	1	0		
箱根	15温泉の全体数	225	28	197	省略	省略

〔資料〕『神奈川県温泉誌』

町営温泉制度施行以後は、温泉利用は温泉場及び奥湯河原地区に集中し、門川と吉浜では停止されていた。また休止温泉は湯河原全体で約三五パーセントとなっていて、箱根地区の二・四パーセントをはるかに超える比率で枯渇に近い状態であったことがうかがえる。

**町営温泉制度
の展開と課題**

町営化で一応の合理的な温泉利用の骨格はできたが、統合によってさらに難しい現実が浮き彫りになった。例えば配湯網から離れた奥湯河原地区では給湯不足が続き、個別の努力で繁忙期を乗り切らなくてはならない旅館からは悲鳴にも似た声が上がっていた（『第五巻』一九）。

またほかにも問題があった。自然界にある温泉水脈は行政区域とは無関係に分布している。また温泉は生き物、という言葉通り、すべての利用者に公平な湯量と温度が約束される、という理想からは遠い実態もあった。このため町内源泉相互の間はもちろん、隣接する静岡県との交渉は避けられない問題になる。

熱海市泉地区は、以前から湯河原温泉（一九六六（昭和四一）年から伊豆湯河原温泉となる）という名称で一体化した宣伝や誘客を行っていたが、行政上の合併は実現せず、様々なしこりを残したままであった。また県境という微妙な位置にあり、両県とも幾分及び腰に近い対応をしていたふしがある。

一九五五年五月九日の第一回「静岡県温泉審議会議事録」（静岡県経営管理部総務局法務文書課蔵）には、

「温泉開発に関しては一筆者注」出来るだけ審議会にかけるが今後も泉地区に限って知事が許可する場合がある「中略」
 実際神奈川県より温泉が少ないので将来開発を行わなければならないので前例を破る事があるかも知れない「以下略」

という静岡県側の発言がある。神奈川県側も泉地区の扱いについては十分配慮していて、熱海保健所と相互に連絡しあうようにしており、大きな波風が立たないよう腐心していた（昭和三二年度 温泉審議会議事録）。例えば一九六〇年四月段階で、神奈川県と熱海保健所長の間で、県境一〇メートル以内の掘削については相

互通報をするという協定があった。しかしこの協定は口頭でなされたため空文化していた。一九六二年五月には、熱海保健所や静岡県からの通告がないまま、県境一〇メートル地点での掘削が進行中であるという情報があり、この時、委員の一人から、神奈川県側は紳士的態度であるにもかかわらず、静岡県側はそうではないことを問題視する発言が出された。すでに「温泉法」は施行されていたが、現実には起きている個別の事例には判断の難しいものがあり、とくに隣県との対応には神経をつかっていた（昭和三十七年度 温泉審議会議事録）。

地下からの贈り物である温泉が湧出するには、熱源、地下水と地上への通路、という三要素が必要とされる（石川理夫著『温泉の日本史』）。年間降水量の豊かな我が国はこうした条件に恵まれているが、おのずと自然条件の変化や、地下構造の変動によっては、湧出に影響が出るといふ繊細な一面もある。

例えば一九四八年からの一〇年間に、関東地方を襲った大型台風がある。

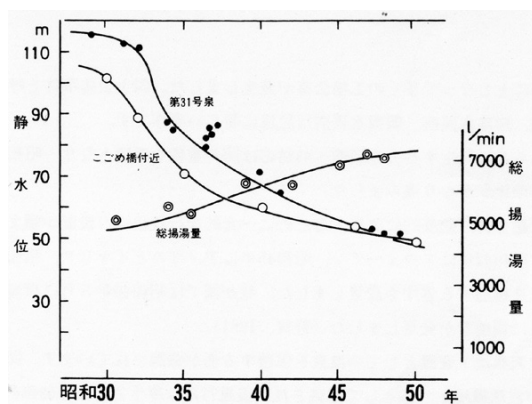
一九四八年のアイオン台風や翌年のキティ台風、一九五八年の狩野川台風などの豪雨による土砂崩れで、湯管などに壊滅的な被害があり、回復に大きな支障の出た所もあった。

しかし町にとって何とんでも頭が痛いのは温泉水位と温度低下の常態化である。これは町営制度による計画的な揚湯の原則からすると考えにくい現象である。

三年に一度、小田原保健所による源泉実態調査があるが、いくつかの源泉に漏湯などの不具合が指摘され、その不足分を補うためにほかからの引湯や断湯という最悪の事態が発生し、町営制度の欠陥が噂されるようになった。また地中に注水して湯量を増やす苦肉の策をとるなどしたが、回復にはほど遠かった。

すでに第四八回温泉審議会（一九五七年一〇月一六日）で、五年前に箱根町で起きた有毒ガス事件に対する改善がはかどっていないことから、温泉の保護対策のための専門的な研究機関の必要性が話題になった。

図2 湯河原温泉こごめ橋周辺の地下水位低下



〔資料〕『神奈川県温泉誌』（神奈川県県政情報センター蔵）

これは県知事の内山岩太郎が四選へ向けて打ち出した公約の一つでもあった。そして一九五八年には、その機関をどこに置くかをめぐって湯河原町と箱根町との間で誘致合戦がくりひろげられた。

この機関名は温泉研究所とされ研究と付属療養所も付設する、という方向で、総工費（県費）一億四〇〇〇万円に迫る計画であった。研究所は一九六一年に小田原市内に造られた。のち箱根町湯本に移転し、さらには温泉地学研究所に改称され一九九五（平成七）年に現在の小田原市入生田に再移転した。そして研究所は温泉に科学的な学術調査を加え、県下温泉地に対する具体的提言を行っている。結局、町への誘致は実を結ばなかったが、温泉政策について町としても注視と緊張感を持って向き合わざるを得なかった。町営と名乗る以上、配湯上の苦情一切が町当局に集中することになり、町内利用者のもとより対外的にも一定の水準を維持する必要があるがあった。

図によれば、一九五五年からの二〇年間で総揚湯量は一分当たり約五〇〇から七〇〇リットルほどに増加しているが、揚湯可能な地下水面は、地下約五〇メートル前後から一一〇メートル前後まで深くなっている（図2の縦軸が示す静水位の数値は逆向きの誤植と思われる）。すなわち、より深く揚湯管を掘り下げない限り、湯量を確保できなくなっているのである。

しかし高度経済成長期の技術革新は地下深部からの揚湯を

可能にし、温泉地域ではこうした無理なくみ上げが続けられていた。事情は他県の有力温泉地でも同様で、全国的に危機の時代を迎えていた（「別府市誌」）。

もともと湯河原温泉の大部分は、半径一キロメートルの円周内に一〇〇を超える源泉が密集しているため、源泉相互の間での影響が出やすく、揚湯に関してはどうしてもつよい制限策が必要になった。一九六一年の段階で源泉数の増加はあるが、休止源泉の比率からみても、総揚湯量は限界に達していた。

この現状をうけて第八一回の温泉審議会（一九六一年二月二日）で「湯河原地区における温泉審議基準」が議決された。その内容は、表14のようになる。

一方の箱根町でも湯本と塔の沢地区で同様の審議基準が設定され、県の温泉開発に大きなブレーキがかかることになった。このような県の温泉地全体がいつその計画的開発や揚湯を心がけるべき時期に、湯河原町では配湯量が確保しづらい現象が現れたのである。

表14 湯河原地区における温泉審議基準

区域の設定	地区名	具体的対応	
		休止源泉	使用源泉
制限強化区域	不動滝 温泉場 藤木橋	復活は原則として承認しない	増掘申請―現状以上増量の申請は不許可 動力申請―現状以上増量の申請は不許可 新規掘削―従来通りの取り扱い
制限のない区域	広河原 宮下 吉浜 その他	従来通り	増掘・動力・新規掘削―従来通り

〔資料〕「昭和三十六年度 温泉審議会議事録」

一九六〇年頃からは湯量だけでなく温度も不十分な実態が新聞などに報道されるようになった。この状態が続き、町としても調査に乗り出さざるを得なくなったのであった。

一九六三年に町議会に温泉研究特別委員会が設置されて、統合以来の温泉流入量と配湯状況ほか、各方面にわたる徹底した洗い出しが行われた。

詳しい調査報告の結果、配湯の経路中、自然に逸失した分を差し引いても、相当量の損失があることが判明した（『第五卷』一八）。そして源泉所有者の中に湯を転売した業者のあったことや、町の買上げに過払いが生じていることなどが明るみに出た。たまたま業者でもある議会の重鎮が関与して町に損害を与えたこの不祥事は町を揺るがし、業者告訴の段階にまで発展した。県の審議会はもちろん新聞でもしばしば扱われ、湯河原温泉の名を大きく損ねることになった。

この出来事のアとも実態調査によれば、依然として泉温や揚湯量の低下は改善されず、県衛生部は温泉審議会の答申に基づいて一九六六年七月から箱根町と湯河原町に「神奈川県温泉特別保護地区」を設定し、新規掘削ほか揚湯量の制限などへのいっそうの制約をつよめていった（「湯河原広報」五六号）。

難産の末に少なくとも配湯の公平性や複雑な権利関係の調整がすみ、町営温泉制度は一定の成果を上げたといえる。しかし、長年の温泉慣行や不透明な経営が一掃されてはならず、試行錯誤の中での運用が続けられた。その後、経年による漏湯や断熱機能の低下などあったが、一九八六年に送配湯施設改良工事を行い、給湯量の安定、管内温度の維持が図られるようになった。こうして町営温泉制度は半世紀を超えて現在でも維持されている。

3 様々な課題と誘客事業

観光客数の 高度経済成長の時代に、湯河原温泉の知名度は上がり目覚ましく発展しつつあった。
 移り変わり 一九六一（昭和三六）年から、低価格で利用できる宿泊施設が国立及び国定公園などに国民休

暇村と銘打って建設が進められ、官・民あげての保養制度が進展した。神奈川県でも京浜地区の企業や県内自治体は、寮や保養所などの厚生施設を拡充し、企業労働者や公務員の厚生活動を支え、勤労意欲の喚起を促す動きが見られるようになった。このようにして四季の自然を楽しめる健全な家族旅行、あるいは宴会型団体旅行の利用先として、町は箱根町などとともに更に活気を帯びることになった。

その様子の詳細は『第四巻』の別編統計一二「年間観光客数（日帰り・宿泊）」に委ねたいが、これを通して大まかな町の観光事業の移り変わりをとらえることができる。まず本町を訪れた観光客数では、一九七八年頃と一九八九（平成元）年頃にピークがあり、それをはさんで一九六五年頃からの漸増と一九九〇年頃から漸減期間がある。なかでも一九七三年から翌年にかけては顕著な伸びが見られる。この頃は旅行雑誌が相次いで創刊され、海外と並んで国内でも空前の旅行ブームを迎えていた。加えて一九七四年には週休二日制が始まり、民間企業の半数で導入されたことなども大きかった。

ところが、一転して一九七五年には大きな落ち込みが現れる。これは同年三月に起きた腸チフス集団感染がもたらした一時的停滞と見られる。

一方旅館などの宿泊施設についても『第四巻』別編統計一三で移り変わりの概要をつかむことができる。具体的には後述するが、旅館・ホテル・寮などの総数でみると、はじめ順調に増加したものが、一九八三年前後

をピークにその後は減少傾向が続いている。

鉄道対策と道路の充実

観光事業の最大の眼目はいかに多数の集客を達成できるかにかかっている。その成否を左右する要因にはいくつかあるが、その一つに交通手段がある。自動車普及以前の段階では鉄道が大きなカギを握っていた。

現在、本町にはJR東海道線が通っており、年間二〇〇万人を超える乗客が湯河原駅を利用している。

一九六三（昭和三八）年から一九九〇年頃までの乗降客数は概略乗車数より降車数の方が多い。つまり電車を利用して来た人が、帰りは小田原・箱根あるいは熱海方面に出る際に路線バスなどを利用して移動していることを示している。その中には本町在住者で通勤・通学に利用している固定層の人数が含まれ、一九五四年の前掲「箱根周辺地帯」では、全利用者の二五～三〇パーセントを観光客と見ている、という報告がある。

一九八六年から翌年にかけての落ち込みがあるが、これは当時、「伊豆半島東方沖群発地震」と呼ばれる一連の現象で、伊豆大島の三原山噴火をとまなう地震があり、その期間に観光客の鉄道利用が控えられていた。観光客の鉄道駅利用（乗客）は一九八〇年末代末期にかけてやや増加をみるが、一九九〇年頃をピークに以後は減少傾向を示している。これには道路整備が進み、自家用車の利用が進んだことが背景にありそうである。

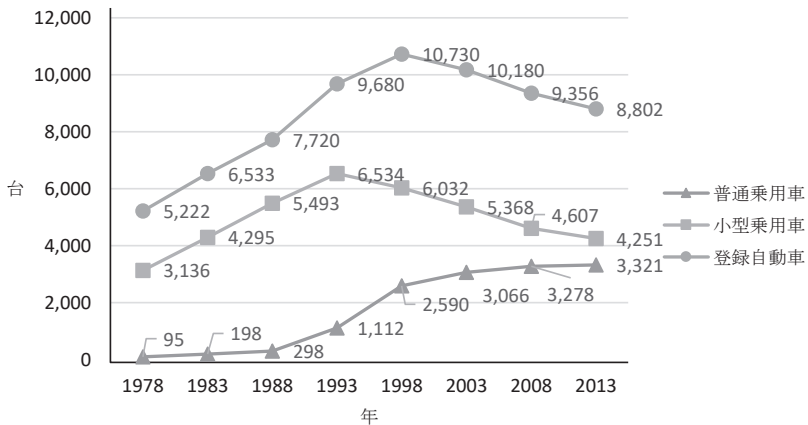
さて湯河原駅は開業後、約一〇〇年を迎える。一九四九年に急行「阿蘇号」（熊本・都城行き一往復停車）の停車駅になったことがあり、その翌年には湘南電車が東京～沼津間の運行を開始し、次第に利用の便がはかられていった。一九六〇年に東海道新幹線の敷設工事が開始されたが、停車駅は小田原駅と熱海駅となり、湯河原駅はその恩恵にはあずかれなかった。町はこのうち、誘客と町民の足の便をはかるため、普通列車の増発や快速・特急の停車を要請する要望書を国鉄に対し提出した（『第五巻』四八）。しかし国鉄からは、諸般の事

情で要検討事項として棚上げされ、その後の前進は見えない。

自動車一般家庭に浸透するのは高度経済成長期以降である。「マイカーブーム」は家族の行動範囲を広げた。本町での自動車保有台数を見ると、一九九八（平成一〇）年頃に一家に一台の自動車を購入されたことになる（図3参照）。他の地域でも同様であったとすると、観光の足として自動車を利用する機会は順当に増えていったことがわかる。それに呼応するように道路の延伸と整備が進行した。つまり道路の量と質を高める行政側の努力である。本町でも、海岸沿いの国道一三五号、真鶴道路、オレンジライン、県道湯河原箱根仙石原線などの幹線道路を有している。

町内総人口は、一九九七年の約二万八五〇〇人を頂点として減少に転じ（世帯数は横ばいに入る）、自動車保有台数は一九九八年を境に減少期に入っている。このような実態はあるが、町民や観光客にとって自動車は優れた移動手段であり、遊客対策として国道を利用する観光客をいかに町内に呼び込むかが今後の課題であろう。

図3 自動車保有車両数推移



〔資料〕『第四巻』別編統計11

誘客事業の展開

観光事業を展開するためには、多彩なアイデアとそれを具体化した計画が大切である。そして、それには長期的な戦略と、時宜を得た短期的な対応との両面を満たす必要がある。これらを総合的に判断するためには、財政面での裏付けを持つ行政と、観光地や業者の実態や心理に精通する協会組織などの密接な連携が望ましい。

本町の場合は、アジア太平洋戦争前の湯河原温泉振興会が解散し、一九五〇（昭和二五）年一月に「湯河原町観光協会」（現在は湯河原温泉観光協会）としてスタートした。協会には一一の組合が属し、町からの助成金も活用し、観光宣伝と事業の企画は観光協会、事業の執行が町当局、という役割分担になっていた。

このほかに旅館組合があった。その起源は古く一八九九（明治三二）年の「温泉宿同業者仲間入りの誓書」によれば、温泉業者組合に近い性格の組織があり（『第二卷』七三）、相互扶助が機能していたことを思わせる。戦時中、軍の接収下にあった不遇の時代には、組合が契約や配給など、諸般の手続きを代行していた。戦後の組合は、主に新時代の税金への対応に当たって公平な負担をはかるほか、公共職業安定所との連携による従業員の確保など、多様な活動を行うことから業務が開始された。

戦後の協会組織が戦前に比べて大きく性格を変えたのは、宣伝と誘客においてである。

一九六六年には各組合・商工会などが町と協力し東京浅草において大規模な宣伝活動を行った。六月二六（二八日の三日間、八亀町長をはじめ五〇〇〇人余りの町民や芸妓・婦人会員などが、温泉や海水浴場をはじめとする町の魅力を訴え、空前の大宣伝として評判を呼んだ（「東海民報」昭和四一年六月三〇日付）。

このような多数の動員による宣伝活動も含めて、観光地の間では、観光客にどのよう魅力を発信して来訪をうながすか、旧来の手法を超える積極的な発想が求められていた。高度経済成長による通信・放送技術面で

の発達は著しく、とくに爆発的に拡大するテレビという映像メディアの利用などを中心に、知名度を上げるための手段は多様化していった。

県外の観光案内所と 古来、全国的に見ても湯河原温泉の名は広く知られていた。古く江戸時代の温泉番付「諸
宣 伝 活 動 国温泉功能鑑（このうかがみ）（文化一四）」には、大関「上州草津之湯・撰州有馬湯」、関脇「野州那須

ノ湯・但州木の埜湯」とも肩を並べて、小結「豆州湯川（河）原湯・豫州どぶこ（道後）ノ湯」と見えている。
（前掲『熱海温泉誌』）。後世の「番付」にも高くランク付けされ、名湯の評価を得ていたことを示している。
歴史あるブランド名を維持するため、新町発足直後に着手した事業に湯河原駅前サービスセンターの開設があった。これは老朽化した手狭な案内所を改築し、物産の宣伝や販売なども行うもので、県からの観光施設助成金をもとに進められた（『第五卷』三四）。また「湯河原温泉」を電飾看板などで遠隔地に掲出した例には、東京、新宿、新橋、横浜、名古屋、大阪各駅と三原市にあり、小田急沿線の野立て看板としては伊勢原、海老名に設けられたものがあった（「昭和六三年 経済常任委員会綴」）。

これらは来訪した観光客に訴えたり、電車利用者の目に触れさせたりするもので、一九七二（昭和四七）年四月に設置された観光塔などと並び、いわば消極的な宣伝の手法にあたる。

これをさらに町外に拡大して、積極的な発信の取組みも必要になった。とりわけ東京オリンピック後には、大量の情報を、より速く獲得することが産業界全般の必須の作業となった。こうして遠隔地における消費動向などの趨勢（うせい）を収集するための拠点づくりがはかられた。

この事業に先鞭（せんべん）をつけたのは箱根町であった。箱根は本町より一足早く、一九六五年六月に町単独で大阪に観光案内所を設置した（前掲『箱根温泉史』）。これはその前年に東海道新幹線が開通し、東京大阪間の短時間

での移動が可能な時代を到来したのを機に営業を開始したと考えられる。

ちようど関西方面の販路拡大を考えていた湯河原町と、箱根町の間での協議（観光案内所運営協議会）が整い、一九六九年から神奈川県大磯物産観光あつせん所（大阪駅前第一ビル八階）にて共同で営業することになった。両町からの派遣職員は、ここで紹介映画の上映やダイレクトメール発送、カレンダー配布のほか、アンケート実施などに従事した。これ以後も湯河原町は県外案内所の設置を進め情報網を拡大していった。このほか九州、東京、名古屋案内所も箱根町との共同で運営されていた。名古屋方面にはこれに先立って一九七一年度から名古屋駅ビル内で「県外展」と称する宣伝活動を行っており、のちの案内所設置の先駆けをなしていた（「伊豆毎日」昭和四七年一月二二日付）。

県外に設置された観光案内所は表15のようになる。それぞれの案内所の設置事情は異なるが、大阪案内所の場合は一九七〇年開催の大阪万国博覧会が誘い水になった。この博覧会に本町は「やっさ踊り」を派遣、披露するなどして注目を浴びた。また九州への進出は、山陽新幹線が一九七五年に博多駅までの開業を機にいつもの販路開拓をはかるものであった。二〇年以上の間、

運営されたところもあり、各

案内所からは定期的に詳細な報告書が提出され、観光事業を立案する上で有力な情報源になった。

表15 県外観光案内所の動向

所在地	開所年月	閉所年月	営業年数
大阪（大阪駅前 第一ビル内）	一九六九年五月	一九九三年三月	二四年
九州（博多駅前 福岡朝日ビル内）	一九七〇年五月	一九七八年三月	八年
東京（丸の内 国際観光会館内）	一九七五年四月	一九九八年三月	二三年
名古屋（名古屋市 ガーデンビル内）	一九七八年五月	一九九三年三月	一五年

〔資料〕『第四巻』別編年表・「広報ゆがわら」

当然のことながら現地報告書には、時に手厳しいものもあった。一九九三（平成五）年の東京観光案内所の「首都圏における観光動向」では、旅行者の分析結果として、「湯河原は、湯河原本来の雰囲気を見失って、高級になりすぎた。また、施設のPRも不十分のようだ。このままでは伊豆のように見捨てられるかもしれない」と述べ、「老舗もプライドを捨てる」必要性がある見通しについても言及している（平成五年度 東京案内所に関する綴）。同じ年に大阪出張所からは、「目立って増えている問い合わせは箱根駅伝に関する情報」（平成五年度 大阪案内所に関する綴）、との報告があり、マスコミでよく知られた他地域の新春スポーツ行事の方が注目されている事実は、町関係者を落胆させる結果になった。

観光農業—ミカン

ミカンはリンゴと並んで日本人の人氣果物の双壁（さうへき）である。神奈川県は柑橘類の産地としては北限に近いが、戦前から優れた品種改良への努力が続けられていた。アジア太平洋戦争後しばらくの時期には、観光資源としてのミカン利用は進んでいなかった。

ミカンに観光振興の脇役として光が当たり始めるのは、一九六五（昭和四〇）年頃からである。隆盛を見ていたミカン生産に陰りが出始め、農協では観光に結びつけた需要の喚起をはかり、「ミカン園」新設の構想を計画していた（産経新聞「昭和四〇年一月二五日付」）。この頃、ミカン農家でささやかれていた先行きへの不安はほどなく的中した。一九六八年の過剰生産が価格の暴落を引き起こしたのであ



1977年ワッペン列車の様子

る。この後、ミカンに以前のような商品価値を期待しにくくなった農家は、次第に生産規模を縮小したり、代替作物への転換を図ったりするようになっていった。

その後も秋のミカン収穫期を迎える時期には、ミカン狩りの観光客が電車やバスで来町し季節の風物詩としての賑わいを見せている。このうち「ワッペン列車」は、町と国鉄（日本国有鉄道、現JRグループ）が協力して企画したもので、国鉄の各総合案内所や車内ポスターなどで広く紹介され、名産のミカンで秋の一日と町の名勝を楽しむというプランであった（「湯河原広報」九三号）。

農協と商工会には「ミカン祭り」と銘打って、より大きな規模で誘客の契機にしようという計画もあり（「東名新聞」昭和四八年二月九日付）、その後も、ミカンを観光事業の一つの主役にすべきである、という趣旨の新聞報道などが相次いだ。

今後は新品種の柑橘類や、関連食品などの開発なども視野に入れたミカンの利用が期待され、観光振興の目玉商品として活用される日が望まれていた。

観光漁業―海と溪流

湯河原町は温泉のほかには、特に大きな集客につながるような遊興施設を持っていない。

それは反面、落ち着いた風情ふでのある温泉地という性格を意味しているが、実際に来訪する浴客にとっては、幾分の物足りなさを感じさせている面がある。

こうした声に応じて、温暖な海と溪流という環境資源に着目し、それらを活用した魅力の発信が行われている。

まず海についてみてみよう。福浦は明治以来、相模灘に面する漁港を中心に発展してきた漁村であった。一九七五（昭和五〇）年頃までは、カツオ一本釣りなどで活況を見ていたが、次第に漁獲量が減少し、観光客を

対象に遊漁に転換して民宿経営なども行われるようになった。一九五八年六月には釣りと舟で誘客をはかる「湯河原釣船組合」が結成され、沿岸を舞台にした釣魚業と観光漁業を兼ねることになった（『東海民報』昭和三三年六月一九日付）。小舟を一本釣りに仕立て釣客に対応する漁師が増える中で、一九六八年には福浦を「観光漁港」に改修し、駐車場を整備するなど本格的な釣船の基地にしようとする計画が出された（『東海民報』昭和四三年一月二〇日付）。

一九七一年当時には、地区内の漁家の多くが、主に三トン未満の小型船による遊漁を行っている。このうち四割を超える漁家で、本業の漁獲高よりも観光収入の方が多い、という報告がある。さらに過去一年間で遊漁人口は約四万五〇〇〇人となっており、本町への観光客の一パーセントを占めている。温泉場からは離れているが、多様なサービスを提供する選択肢の一つになっている。

また近年、人気の出してきた海洋レジャーにサーフィンがある。一九七五年代を迎える頃からサーフィン人口が増え始め、町でも「湯河原町長杯」争奪大会の開催を要望する動きがあった（『S50 陳情に関する綴』）。これは観光協会と地元サーフィンクラブ連合が企画したもので、具体化には至らなかったようであるが、町側も新たな海浜利用の可能性を探ることになった。週休二日制が導入されるようになると、いっそうレジャー産業への傾向がつまり、観光業低迷からの活路に位置付ける期待が広がった。

一九九一（平成三）年には町の将来構想（『湯河原二一世紀計画』）で漁業振興と海洋型レクリエーションの創造などの構想が発表された（『第五巻』九九）。

次は溪流を利用した集客事業である。

町には白銀山に源を発する新崎川と、天照山を水源とする藤木（千歳）川の両水系があり、長さや流域面積

こそ大きくはないが、緑に囲まれた流れでの清遊もまた浴客を引き付ける魅力になっていた。その美しさを前掲の幕末期のR・オールコックは次のように述べている（前掲『大君の都』）。

これらの温泉へゆく道は峡谷にそっていて、その峡谷の下にはあらゆる灌木や常緑樹、それに開花中の野生のアジサイなどがつき出ており、山の流れは滝をなしてこころよい音楽をかなでている。

ここには緑豊かな溪谷美が端的に描かれている。こうした環境で釣りを楽しむ人の姿は遅くとも明治時代後半にあったことは銅版画「相州湯河原温泉真景」（一九〇三（明治三六）年）に描かれた釣客（藤木川）の姿でもうかがえる。

おもに河川や湖沼を舞台にした漁業を内水面漁業といい、漁業協同組合が管理団体として漁業権が認可されていて現行の「漁業法」で増殖義務が課せられている。戦後には漁業関連法規が整い、漁業者を保護するための規制が厳格になった。

一九五三年に「湯河原観光漁業協同組合」が創立された。組合員は広河原から温泉場と宮上・泉地区在住者が多く（約七四パーセント）、藤木川・千歳川が舞台であることがわかる。町の川では投網は使えず、釣漁具が使われ生産力としては漁業専門者が一人もいないため漁業は遊漁として行われるにすぎず漁獲物はすべて自家消費に当てていたが、地元旅館の浴衣を着た釣り客への便宜をはかるなど、観光や遊漁を全面に出すこともあった（神奈川県農政部水産課編「漁業実態調査報告書 No6 内水

表16 県西部漁業協同組合員数調べ

漁協名	1956年	1958年	1960年	1962年	1964年	兼業の状況（多い順に）	専業者
湯河原	268	278	260	262	249	商業 俸給生活者	無
酒匂川	196	1,544	1,669	1,945	1,564	俸給生活者 農業	無
早川河川	289	289	635	635	849	不明 不明	不明
芦ノ湖	131	131	132	132	119	サービス業 俸給生活者	有
仙石原	66	66	66	62	62	俸給生活者 商業	無

〔資料〕「内水面漁業の基本施策に関する神奈川県水産審議会の答申について」

面漁業)。

組合ではおもに魚の保護育成や、河川の美化、清掃といった活動をしてきた。ところが、生活様式と生活物資の多様化にともない、自然界で分解されにくい素材や成分の登場による汚染が問題化してきた。また稚魚の確保に多額の経費がかかることも負担となった。こうした窮状に自治体から助成金が出されているのは県内では湯河原町の観光漁協だけであった。観光漁業に寄せる町の意欲がうかがわれるものであるが、年々、活動は苦心がともなうものとなっている(『第五巻』四七)。

一九六〇年の湯河原観光漁業協同組合の「事業報告」によれば、アユやマス、ヤマメの放流が行われ(NHKニュースで放映)、解禁後には浴客専用の日に釣り場を設けて好評を得ていた。さらに並行して行われている新幹線トンネル工事による濁水や悪水の放出がないよう町長に魚類保護措置の請願書を提出している(昭和三十五年九月起 一種 観光書類)。

高度経済成長期の隔年別の県西部漁業協同組合員数の動向を伝えるものがあるので紹介しよう(表16)。

組合による違いがあり、酒匂川のように一九五八年に急激に増加しているものもあるが、湯河原観光漁協の場合は、およそ二六〇人前後という業者数で推移していること、すべて兼業で遊漁を行っていることがわかる。ついで遊漁についてみてみよう。一九六五年に神奈川県水産審議会は「内水面漁業の基本施策に関する神奈川県水産審議会の答申について」という報告書を出し、高度経済成長期の工場排水などによる汚染で、内水面漁業が危機にあることを指摘している。本町関係でみると、

(年代)

一九五九年

(河川)

新崎川

(原因)

パルプ工場廃水

(魚種)

あゆ・うぐい

(被害例)

へい(斃)死

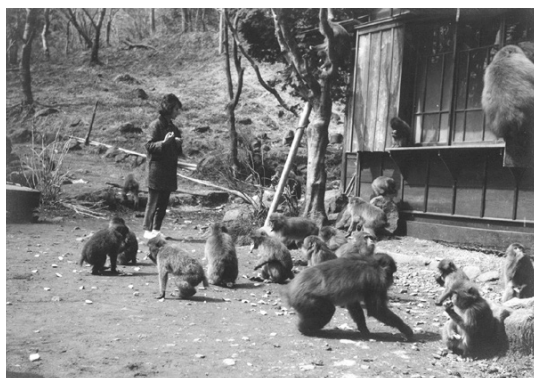
一九六五年 千歳川上流 温泉ボーリング排水 ます へい(斃)死
一九六五年 千歳川上流 宅地造成による濁水

といった事例があるように、一九五〇年代後半を境に河川環境が悪化していったことが類推される。

山の自然と野猿

町では自動車普及する以前の道路網は十分ではなく、箱根方面から本町につづく山並みに大型イノシシが捕獲されれば新聞の紙面をにぎわしていた。また現在では希少となった植物群落や小動物なども多数見られた。これらを観光資源に位置付けようとする計画があり、一九五二(昭和二七)年頃から天照山の野猿がその主役に抜擢された。有名な大分県高崎山自然動物公園の成功例にならない、一九五六年春頃から餌付けが始められた。一九五六年一月一五日付けの「内藤喜一日記」(鍛冶屋 内藤スミ子氏蔵)には、「消防団の共同作業として箱根山へ新取り「中略」。野猿の大群を見る。生まれて始めてなり」と見えており、すでに奥地一帯には相当数の野猿が生息し、珍しい経験として印象付けられていたことがわかる。一帯の野猿の様子は「県のため」(第二三三号)一面でも大きく紹介されていた。

観光業界の賛同を得て一九六三年頃には餌付けに成功し、天照山周辺には「野ザル天国」が出来上がっているという報道がなされた(「神奈川新聞」昭和三八年一月三日付)。



天照山のサル

観光バスが入り、餌付けされた野猿が、観光客に餌をねだる愛嬌のある姿なども知られるようになった。

一九六六年には野猿は八〇頭近くまで増え山岳道路周辺の観光業者が中心となって開業した「モンキーランド」が人気を集めていた（『神静民報』昭和五〇年一月二九日付）。一九六八年には湯河原町が「野猿公園」を整備して、山への観光客の流れも順調であった（『東海民報』昭和四三年四月二七日付）。

しかし野生動物への対応は容易ではなく、とりわけ集団で敏捷に行動し、人にも危害を与えうる野猿は、のんびりした観光の人気者という具合にはいかなかった。一九七四年一〇月に同ランドが、収益減などの理由から閉鎖されると、野猿はエサを求めて活動範囲を広げ、人への被害が発生するようになっていく。

やがて大観山周辺の野猿は湯河原町域だけでなく、須雲川上流に姿を現し、箱根町でも扱いに苦慮する問題に発展した（前掲『箱根温泉史』）。

一連の騒動に対して、一九七五年に湯河原温泉旅館協同組合と湯河原温泉観光協会は連名で陳情を行った。それは、数年来つづく農作物被害のほか旅館や民家への侵入が多発することへの善処を求めるもので（『第五卷』四六）、旅館街では「恐慌」状態になっている、といわれていた（『神静民報』昭和五〇年一月二四日付）。協会側だけでなく、温泉経営者の若手世代の「若葉会」からも同様の動きがあった。

こうした声に対し、町は「モンキーランド」の再開を業者側に要請し、同ランドはそれに踏み切ることで、一応の終息に向かった。その後も野猿対策は町にとって悩ましい宿題になり、農業被害を重視して処分を主張する意見もあったが、県と協議の上、柵などを設置する方向で調整が続いた（『相豆新聞』昭和五〇年九月一七日付）。その後も駆除への要望は根強く、難しい対応が迫られていた。

囲碁・将棋の 江戸時代以来、様々な文学作品の舞台や題材として紹介されたことや、また各界をリード
タイトルル棋戦開催 した人士の来訪や滞在は宿だけでなく、町全体の格付に大きくあずかっていた。

ところで、我が国の庶民文化を代表するものに囲碁や将棋がある。これらは古代に伝来して以来、皇族や大名といった階層から庶民に至るまで幅広く普及した馴染みのある娯楽でもある。ともに江戸時代に将軍家の庇護を受けて発展を重ね、近代以後は複数の棋戦が誕生し、実力制挑戦制度の時代を迎えた。中でも大手新聞社が主催する大型棋戦は老舗旅館などを舞台に転戦し人気棋士の登場もあつて、大きな反響を呼んでいる。このうち、まず囲碁に関して、湯河原温泉で開催された対局は表17のようになる。

一九五三（昭和二八）年から一九九二（平成四）年にかけて本因坊戦や名人戦という大舞台に選ばれていたことは注目される。一九五三年本因坊戦に来湯した木谷實八段（一九〇九—一九七五）は本県ゆかりの棋士であり、平塚市に道場を持ち多数の俊英を育てた囲碁界の重鎮であった。

次に将棋の場合はどうか（表18）。

昭和期の名人戦では、大山康晴名人と升田幸三九段という棋史を代表する名棋士による対局があつた。この両者を含め、い

表17 囲碁挑戦手合い

開催年月日	期	タイトルル戦	対局者（上が勝者）	場所
一九五三年 七月 七日	八	本因坊 第六局	高川 格 木谷 實	中西旅館
一九五四年 一月 一日	二	王座 第二局	高川 格 宮下秀洋	天野屋別館
一九七八年 一〇月 二三日	三	名人 第五局	林海峰 大竹英雄	石亭
一九八二年 三月 一日	二〇	十段 第二局	趙 治勲 大竹英雄	石亭
一九八四年 一月 一四日	九	名人 第七局	趙 治勲 大竹英雄	石亭
一九八五年 一月 二〇日	一〇	名人 第七局	小林光一 趙 治勲	石亭
一九八九年 一〇月 四日	一四	名人 第三局	小林光一 淡路修三	石亭
一九九二年 一月 一日	一七	名人 第七局	小林光一 大竹英雄	石亭

〔資料〕「公益財団法人日本棋院」

ずれも対局当時に一時代を画した名棋士たちが来湯し、歴史的な熱戦が繰り広げられた。対局場選ばれた旅館は他地域をみても老舗などに限られる。開催の受入れには、落ち着いたたずまいと静けさに加えて、対局者への行き届いたもてなしが不可欠の条件である（近年はインターネット配信に対応する情報機器の設定なども重要である）。この環境を備えた適地として湯河原温泉が地の利もあって、高い評価を得ていたことを裏付けている。とくに一九七五年の名

人戦は第三局と八局が当地開催である。ふつう七局で終結する名人戦としては極めて異例で急遽第八局の開催が決まり、当地の首都圏近郊という利便性が考慮されたようである。

棋戦の誘致は個々の旅館だけではなく、観光地そのものの評判にもつながっていた。

表18 将棋タイトル戦

開催年月日	期	タイトル戦	対局者（上が勝者）	場所
一九四九年 五月一日	八	名人 第四局	木村義雄 塚田正夫	中西旅館
一九五二年 二月二日	二	王将 第三局	大山康晴 升田幸三	中西旅館
一九六八年 五月七日	二七	名人 第四局	大山康晴 升田幸三	石亭
一九七一年 五月一日	三〇	名人 第四局	大山康晴 升田幸三	石亭
一九七四年 二月一八日	二三	王将 第四局	中原 誠 米長邦雄	清光園
一九七五年 三月一〇日	二四	王将 第六局	米長邦雄 中原 誠	清光園
一九七五年 四月二四日	三四	名人 第三局	中原 誠 大内延介	石亭
一九七五年 七月三日	三四	名人 第八局	中原 誠 大内延介	石亭
一九七五年 九月一日	一六	王位 第五局	中原 誠 内藤國雄	石亭
一九七六年 二月二六日	二五	王将 第五局	中原 誠 有吉道夫	清光園
一九七六年 五月二五日	三五	名人 第五局	中原 誠 米長邦雄	石亭
一九七七年 二月二五日	二六	王将 第四局	中原 誠 大山康晴	清光園
一九八一年 三月二日	三〇	王将 第五局	大山康晴 米長邦雄	清光園
一九八二年 一月二九日	三一	王将 第一局	中原 誠 大山康晴	清光園

〔資料〕『日本将棋大系』、「公益財団法人日本将棋連盟」

映画・テレビ 囲碁や将棋などのほかに、近現代の大衆文化の一翼を担ったものに演劇や映画がある。変化番組の撮影などに富む環境に恵まれた湯河原町は映画ロケ地として選ばれることがあり、古く一九三九（昭和

和一四）年の松竹映画「妻と戦争」（柏原勝監督）が撮影された。一九六八年一月に湯河原町観光振興協議会は、自ら制作した「湯河原への招待」を発表した。二五分ほどのカラー作品であった。俳優の佐野周二ほかが出演し、町内の観光拠点をほぼ網羅した内容で、短時間作品ながら多くの住民にも新鮮さを印象付ける出来栄であったことが伝えられている（「東海民報」昭和四三年一月五日付）。一九七三年には、芸妓の日常を主題にした映画の舞台として候補にのぼり、主演予定の森光子が見番などを視察に訪れた（「東海日報」昭和四八年一月二九日付）。海と山に近接した湯河原町をロケ地にした映画も作られた。そうした例としては、一九九一（平成三）年一〇月公開「あの夏、いちばん静かな海。」（北野武監督作品）などがあり、湯河原海岸ほか自然環境に恵まれた立地の好きから採用されていた。

映画のロケ地ではないがテレビを介した宣伝効果につながったものに、古く一九五七年に湯河原町観光協会がKRテレビ（現TBSテレビ）の番組に出演したことがあった（「神奈川新聞」昭和三二年九月三〇日付）。また一九六八年七月放映のテレビ東京の「街ぐるみワイドショウ」という番組に芸妓衆の踊りなどともに出演した「焼亡の舞」がある。これは番組出演のために梅原杉雄、高杉町長、商工会などが源頼朝と土肥の豪族土肥実平との故事にちなんで創作したものである。創作の作品ながら琵琶演奏と舞で町の紹介にもつながり評判になった。その後も焼亡の舞保存会の努力で一九八五年のハワイ公演をはじめ、各地で焼亡の舞を奉納している（「東海民報」昭和四三年七月七日付・焼亡の舞保存会編『焼亡の舞二〇周年記念誌』）。

こうして湯河原町はテレビ番組の舞台としても知られるようになり、一九七二年一月にはNHKの朝の連続

ドラマ「蘭子ひとり」の撮影でロケ地となり（「東海民報」昭和四七年一月二一日付）、三月には東京テレビ（現テレビ東京）のドラマ「誰か夢なき」（一九四七年映画作品）が、旅荘阿しか里を舞台に撮影された（「東海民報」昭和四七年三月七日付）。二〇〇〇年以降では、二〇〇一年に海沿いの町に住む魚屋一家の物語を藤原竜也の主演で描いた「いくつもの海を越えて」が撮影され、二〇〇三年から二〇〇五年までの全四回で放送された湯河原町出身で観光大使でもあった船越英一郎主演の「箱根湯河原温泉交番」が撮影された。

こうしたテレビ放映は町の知名度を大きく高めていき、一九七五年夏には、湯河原町観光協会による日本テレビの人気番組「笑点」の公開放送（二週分）誘致が実現して九月二七日に観光会館で収録、翌月、全国へテレビ放送された（「伊豆毎日」昭和五〇年九月三〇日付）。これは、その年の三月に起きた腸チフス集団感染による町のイメージ回復をはかるねらいもあった。

海水浴場と様々な催し

古く明治期に海水浴が健康療法として注目され、湘南海岸や大磯周辺を中心に海水浴場が開かれていった。一九四八（昭和二三）年に、県は水浴場取締条例（昭和二十三年神奈川県条例第八号）を制定し、「危険もしくは衛生上有害の虞れ」（第三条の二）がないよう環境整備を当該の市町村長に課している（「県公報」昭和三三年一月号外）。

アジア太平洋戦争後の海水浴は一九五〇年頃から復活はじめ、とくに夏の家族の健康な娯楽として、戦後の日本社会を代表する定番の人気を保ち続けた。しかし首都圏近くの海浜では、次第に大腸菌の増加や海水汚染など環境の悪化が始まり、さらなる規制が加えられていくことになった。

湯河原町では一九五六年から吉浜観光協会の要請を受け、町営で吉浜海水浴場を開設し、吉浜観光協会との協力で運営することになった（「昭和三十一年四月から八月まで 委員会書類」）。

次に四季の自然を取り入れた催しについても触れてみよう。

春の訪れを伝えて歴史ある行事となっていたものが「椿まつり」である。町村合併以前の一九五三年頃にはすでにその原型があった（「湯河原広報」二九号）。その年、大観山をツバキの名所に、という掛声で三〇〇本ほどが植樹され、一九五五年頃からは「閑散期の誘客に役立てる」との方針で本格化した（「湯河原広報」七四号）。海に近く温暖な環境はツバキを多く根付かせ、一九六四年には伊豆の大島町から五〇本が贈呈、植樹され、町外でも盛んに宣伝された（「湯河原広報」二九号）。

これ以外にも、ウメ・サツキ、ホテルなどを生かした企画があり、都会の喧噪わんざうとは距離を置いた静かな魅力を備えて、今では町内外から年間五〇万人を超えるほどの人びとを集めている。

このほか現在でも「まつり」として盛大に実施されている催しには、「湯かけまつり」「さつきの郷」「湯河原やっさまつり」がある。ともに初夏から夏にかけての開催であり、町に本格的な夏の訪れと、盛夏の開放感を告げる行事になっている。湯かけまつりは熊野神社の神輿みこしに温泉のお湯をにぎやかに掛けるものである。

江戸時代には熱海や箱根の温泉が将軍や大名家に献上けんじやうされていた。湯河原町でも、將軍家に送られていたという伝承があり、湯樽の道中安全祈願から湯をかけてお祓はらいをしたという故事にちなむものである（「ゆがわら暮らしのガイドブック」）。



海水浴場

さて、湯河原町で開催される大規模な催しに「湯河原やっさまつり」があり、今では八月二日、三日の二日間で、海上花火大会を含めて六万人を超える観衆を集めている（『統計要覧』二〇一五年）。このまつりの起源をたどると次のような経緯からできたことがわかる。

かつては湯河原町の地区ごとにあった氏神を中心に、毎年四月から一〇月にかけて、それぞれの神社七か所で祭礼が行われていた。こうした風習に対して、一九六〇年頃から本格化した生活改善運動の一環として、婦人会などでは冗費の節約を念頭に、まつりのあり方を見直す動きが始まった（神奈川県立博物館編『神奈川県民俗調査報告九 県西部の民俗(1)―足柄下郡湯河原町・真鶴町―』）。この動きを受けて町の観光行事として力を入れて、一九六四年八月一日～二日の二日間に七社統一の「湯河原温泉夏まつり」が行われるようになったのである（『神奈川新聞』昭和三九年七月二二日付）。その後、一九七三年の湯河原町議会経済常任委員会で、前年夏の「やっさパレード」が好評を得ていたことから、さらにアイデアを持ち寄り、誘客の色彩を持たせた「やっさまつり」を企画した。そして花火や流灯、パレードなど多彩な出し物を計画したのである（『東海日報』昭和四八年六月六日付）。

その後、新しい演目などが加わり、二日間にわたる地区や連によるパレードは活気にあふれ、大勢の海水浴客をも含めた、夏の温泉町を盛りあげる一大風物詩に成長している。つまり「やっさまつり」は古来の氏神への奉納という素朴な形から大きく性格を変えて、新しい時代に即したまつりとして存続しているのである。

ここで、現在「やっさまつり」の大きな出し物の一つである「やっさ踊り」にも目を向けてみよう。この踊りの始まりも一九六〇年代前半にさかのぼる。当時は、一例を挙げれば万葉公園での夏の納涼大会で盆踊りや芸妓衆の手踊りが行われる程度であった（『昭和三五年九月 基礎調査書』）。

ちようど一九六一〜二年頃に、源平時代の豪族土肥実平の伝承を仲立ちとして、湯河原町の芸妓組合幹部が広島県三原市を訪問し、「三原やっさ」の手ほどきを受け、無手勝流をお座敷風にアレンジしたことが「やっさ踊り」誕生につながったのである。

一九七〇年八月の大阪万国博覧会「神奈川県の日」では、芸者衆による踊りが会場で披露され（「神奈川新聞」昭和四五年七月二十九日付）、ついで国内各地の博覧会や大規模なイベントでの公演が続けられた。

「やっさ踊り」は初め、芸者衆のお座敷踊りとして舞われていたが、一九七二年の「湯河原温泉夏まつり」で初めて公開され、好評を得たという（「湯河原広報」一三八号）。その後、踊りはにぎやかな集団での行進にふさわしい外踊りに編成し直されて今に至っている。こうした機縁もあつて、一九七六年に湯河原町は三原市と親善都市の関係を持つこととなった（「第四卷」三六八）。

町ではこうした様々な機会を通じて町の魅力を発信している。しかしまつりには、単に外部に向けた観光戦略という面だけではなく、将来を担う若い世代をはじめとする多くの町民に向けたメッセージ性がある。新たなふるさと造りと、豊かな高齢社会に不可欠な人とのつながりを再構築できる好機にもなっている。

旅館経営と施設の移り変わり 山と海に恵まれた湯河原町には四季に応じた旬（よん）の美味があり、多くの宿が観光客を迎え入れて様々なサービスを提供してきた。つまり宿が最前線に立って、町の産業の中核を担っ

てきたといえる。宿の規模にもよるが、利用者に接する従業員以外に、事務、調理や清掃、室内係りをはじめ、多くの人員がおり、そうした人びとの総力によって観光産業が支えられている。

旅先で受けた心遣いは旅行者に忘れたい記憶として残り、評判は観光のあり方を左右する。宿は観光地全体の力を映す鏡でもある。

これら観光の主舞台である温泉宿がどのような展開を見せてきたかについて触れてみよう。

高度経済成長の時代を経て、国全体の暮らしにゆとりが生じるようになって、観光地には盛んに観光客が来訪し、それに応じて宿泊施設も急増していった。この要因としては、家族旅行のほか、企業などの団体旅行や修学旅行、あるいは大学のサークル活動をはじめ新婚旅行など、経済成長を背景に急速に多様化した利用形態がある。観光地には、常にこうした社会的な需要を満たす努力が求められている。

一九五五（昭和三〇）年以来、ほぼ順調に増えてきた施設数は、一九七五年頃には旅館や寮など合わせて三〇〇軒を超え、さらに一九八三年頃には四〇〇軒に近い数に及んでいる。ところがその直後には急減して、次第にゆるやかな減少線を描いて二〇〇五（平成一七）年には二〇〇軒を切る段階に至る推移になっている。つまり大まかに言えば、昭和の後半に増加したものが、平成期に入って減少に転じているのである。高度経済成長とともに隆盛を見た業界は、その終焉しゅうえんとともに勢いを失っていった。このうち旅館と寮・保養所については、と、旅館のみに関しては、二〇〇一年にいったん急増している。一九六五年頃から伸長する民宿の動きは、それらより数年早いのが、一九八三年を機に減少へと転じている（『第四巻』別編統計一三）。

こうした流れの中で、宿泊施設はどのような動きを見せていたのだろうか。

家族旅行などが一般化するにつれて、老舗型旅館などよりも、安価な宿への期待が高くなる。この要望に応じて、公的性格を持ち利用しやすい宿を提供する動きが強まった。一九五六年に地方公共団体（民間も含む）による年金積立金還元融資制度のもとで国民宿舎が、一九六一年には財団法人国民休暇村協会が設立されて翌年から営業が開始された。また旧日本郵政公社の簡易生命保険加入者のみを対象としたかんぽの宿が発足し、郵政民営化後には一般利用者にも利用が開かれていった（同施設の第一号は一九五五年開業の「熱海」であ

る)。

ちようどその頃、温泉旅館はどのような境遇に置かれていたかをうかがわせる新聞報道がある。一九六一年に湯河原町(三軒)と箱根町(二軒)の五旅館を商業診断する、という記事が出た。これは神奈川県商工指導所が旅館経営の近代化について勧告するために行う現状分析で、合理化が進まない実情に対して新時代に即応した方針転換を提言するという趣旨に基づいている。この時期、旅館は一樣に授業員が不足し、設備拡張競争に悩んでおり、レジャーブーム到来とは裏腹に経営難に直面する業者が少なくなかった。外部の目を通して經理から施設構造の面まで幅広く分析の手が入る、というものであった(「神奈川新聞」昭和三六年一月十七日付)。

このことは単に高度経済成長期の施設数の増加だけではわからない経営上の課題が少なくなかったことを示している。なお、調査結果の続報は報道されていないようである。

さらに一九六〇年代後半には旅館の業界に新たな動きが加わるようになった。いわゆる民宿の増加である。民宿ははじめ大学受験生を受入れる施設として発足した経緯があるが、夏季の家族旅行などにも利用され始め、一般旅館の経営を圧迫するほどになった。これら新業種の参入に対して、早くも静岡県旅館環境衛生同業組合からは、一九六六年には全国統一基準金額の「国民旅館」を新設して、旅館に宿泊しやすい条件整備を進めるべきことを厚生省に働きかけていた(「東海民報」昭和四一年八月二十八日)。湯河原町でもその頃に、おもに吉浜・福浦地区で海水浴や釣り客を収容する民宿が次々と開業している。この中には十分な衛生・防災上の施設が整っていないものがあって、小田原保健所が巡回・指導に当たり、旅館業法を厳守させることにしていた(「東海民報」昭和四四年三月一八日付)。このように高度経済成長期には旅館をめぐって大きな変化の波が

寄せ始めていた。

ところで、その時代に旅館を営む人びとに目を向けると興味深い傾向が見られる。東京オリンピックを控えた一九六四年の「旅館業台帳」（湯河原温泉旅館組合蔵）には加盟旅館九三軒の経営者の出生年が記されている。その分布をみると、

一八七七～一八八六年	三人	一九二一～一九二〇年	二三人	不明	一人
一八八七～一八九六年	六人	一九二一～一九二六年	九人		
一八九七～一九〇六年	二人	一九二六～一九三四年	六人		
一九〇七～一九一二年	一人	一九三五～一九四四年	〇人		

となっていて、一八九〇年代後半から一九一〇年代後半生まれの階層が多くを占めていることがわかる。平均年齢は四八、九歳となり、一九一七（大正六）年生まれ世代が中核をなしているのである。急展開する時代の要請にどう応じていくか、経営者側も難しい選択が迫られていた。

また経営者の男女比（不明八人を除く）を見ると、男性五七人、女性二八人となり、経営者の約三分の一を女性が占めていて、旅館従業員を含めた女性の存在が観光業の大きな支柱であったことがわかる。

旅館での出来事 いったんに旅館をはじめとする宿泊施設は多くの不特定多数の利用者を受け入れる。した**と危機管理** がって時代を問わず社会の縮図ともいえる様々な出来事が起きていた。

アジア太平洋戦争期までの旅館などの宿泊業は警察の管轄下にあった。宿泊をとまなう環境は、ともすると賭博や売春、違法な薬物利用などに直結しやすく、犯罪者の潜伏先になることもあり、治安の維持にはかなりの精力が割かれていた。古くは一九〇七（明治四〇）年に門川で検挙され、のちに処刑された、いわゆる大逆

事件（一九一〇年）の幸徳秋水（一八七一～一九一一）などの宿泊の動向も、警察の監視下にあったとされる。その当時の宿泊者は到着時に宿帳へ、氏名・住所・職業ほかを明記し、宿側では帳簿をその日のうちに警察へ届け出る、という原則があった。明治期の温泉場には藤木橋を渡った右岸に駐在所があり、旅館などの届け出側には都合のよい位置にあった。

川端康成の小説『温泉宿』（一九二九～一九三〇年作品）の一節に、駐在所の巡査が宿の女性従業員が風儀を乱すので再三立ち退きを迫っている、というくだりがあるが、まさしくそうした制度を示すものである。

一九四八（昭和二三）年九月施行の「旅館業法施行条例」（昭和二十三年神奈川県条例第七十六号）には「宿泊者名簿」の雛形ひながたが示されている。これには住所・職業・氏名・年齢といった項目のほか、最上部に「容貌及び服装の特徴」という記入欄が設けられている（県公報「昭和二十三年九月九日号外」）。

また湯河原町立図書館に所蔵されている「宿泊人名簿」には、記入欄として住所・職業・氏名などのほか、「相貌ノ特徴」「其他ノ事故よゐた」という記入欄があり、体格や顔色のほか頭髪・衣服をはじめとする項目があったことは、しばらくの間、戦争期まで敷かれていた監視体制の名残りのあったことを感じさせる。

しかし一九五二年四月に、箱根・湯河原町を管下に置く国家警察足柄下地区署が扱った事件のうち、約七割が旅館での発生とされ、署が旅館の「防犯診断」をしたところ、施錠や照明の不良と並んで宿帳の不備が約半数に及ぶことが明るみに出て、その信頼性には疑問が残っていた（「神奈川新聞」昭和二十七年七月二日付）。

事業者にとっては、時にかつての警察の圧力を思い出させられるようなこともあった。一九五八年の岸信介内閣による、警察官の権限を拡大する「警察官職務執行法」改正問題である。この法案によれば、犯罪予防のため警察官に旅館への立ち入り調査の権限が与えられる可能性があった。戦後の一時期に「警官が―筆者注」

どやどやと入ってきて旅館の台所をひっくり返す」ような行爲をしたことは「神奈川新聞」昭和二六年八月一六日付）、かつて行われていた立ち入り（臨検）を目の当たりにしていた経営者にとつては、落ち着き始めた自由な営業権の侵害につながるものとして反対する空気がつよかった。この時期には国会での野党の抵抗をはじめ、業界でも署名などの反対運動が幅広く展開された。結局この法案は審議未了による廃案になったが、政治の動向が現場に微妙な影響を与えることが印象付けられた。

敗戦から一〇年のあいだ、温泉地を動揺させたのは、宿での服毒自殺や殺人、とくに心中といった出来事で、窃盗や別荘をねらった強盗事件なども発生した。ヒロポンに代表される覚せい剤や、青酸カリの入手がさほど厳格ではなく、これにまつわる事件も続発した。これには混乱期の社会的な貧困が事件の引き金になったという背景があり、一九五八年には「死に汚される温泉郷」というショッキングな見出しが紙面に出るなど、旅館は社会の縮図にもなっていた（「神奈川新聞」昭和三三年一月九日付）。窃盗や売春に類する事件は珍しくなく、その時代の温泉地には健全性とはほど遠い現実もあった。

さらにもっとも警戒を要するものに火事があった。旅客の安全確保は受け入れ側の絶対的使命であり、その最大の脅威が火災であった。「消防法」（昭和二三年）が公布され、消火設備の設置や危険物の維持管理などが課されたが日常の備えは大きな出費をとまなうものになった。

それに対し一九六九年に、県は防火施設拡充に補助金を交付する制度などを実施したが（「東海民報」昭和四四年四月一七日付）、旅館側の負担は小さくなかった。同法は大型ホテルの火災が起きるたびに改正を重ねてきた経緯があり、そのつど現場には手直しが求められた。

特に栃木県の川治プリンスホテル火災（一九八〇年一月）や、東京都千代田区のホテルニュージャパン火

災（一九八二年二月）などは、その後の防災行政にも改善を迫り、一九八二年には一定の防火体制を整えた旅館などに「適」マークを交付することになった。しかし本町の交付率は低く、同年三月末段階で約五割という水準にとどまっていた（「伊豆毎日」昭和五十七年四月二三日付）。

隣の熱海温泉でも戦争期には火災が頻発していた。一九五〇年四月の大火では、湯河原町消防団や吉浜町消防団も消火救援に急行するなどしたが、市内の約四分の一が壊滅する、という大災害になった（前掲『熱海温泉誌』）。翌年一月には小田原大火があり、その後も一九八六年春には伊豆方面で旅館火災が相次ぎ、近接地域の惨状を目にした町では警戒を怠らなかつた。

湯河原町では歴史的に見て、明治から大正期にかけての土肥村の山林などを含む火災があり、温泉場では一九四〇年一月の大火があった（「湯河原町歴史年表」）。これらほだいたい、毎年一〜二月頃のもので、住民は乾燥した気候や強風に対しては経験的に注意を払っていた。一九六二年三月に、宮上の旅館で三階建て三棟が全焼する火災などがあったが、さいわい死者を出さような規模の悲劇はなかつた（「神奈川新聞」昭和三十七年三月一七日付）。しかし一九六八年二月に起きた宮上のホテル火災は二名が死亡するといういたましい事件となった（「神奈川新聞」昭和四三年二月二六日付）。この出来事で高層化が進む建物火災への対応や、消防体制の強化などのほか、施設内消火設備、避難経路の明確化、通報や避難誘導などを含む訓練といった基本対策の重要性が大きな教訓になった（「東海民報」昭和四三年二月二七日付）。

一九七一年一二月の町議会で町税条例が改正され、翌年一月一日から入湯税が引き上げられた。これに対して、当初は客離れを恐れた旅館組合が反対意見を表明していた。この入浴税の増額は「宿泊客災害補償保険」の実施を目的とするものであった。これを湯河原温泉宿泊客災害補償組合が保険に加入して、湯河原温泉宿泊

客の災害補償金に充当しようというねらいで、火災などを想定した措置であった（「東海民報」昭和四六年一月二四日付）。保険は火災だけでなく、旅館内の事故などにも対応できる内容で一九七三年には箱根町でもこの制度を取り入れている。

旅館経営はたやすい事業ではなく、とりわけ危機管理にはこれで終わりという終着点はない。高齢社会を迎え、施設の安全管理と並んでバリアフリーの視点も欠かせない。想定外の出来事への対応を含め、今後も日々の営業努力の積み重ねが求められている。

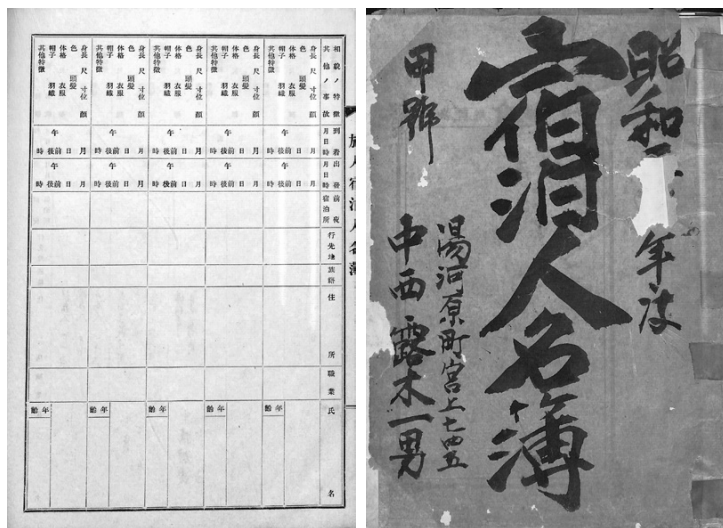
台帳にみる 湯河原町立図書館に一九五三（昭和二八）年度分（一月一日から翌年一月六日まで記載）と**旅館経営の実相**

思われる中西旅館の「宿泊人名簿」一冊が所蔵されている。この旅館は囲碁・将棋のタイトル戦の会場にもなっていた老舗で、一九五〇年代の旅館像を知る手がかりとしてこの「名簿」を取り上げたい。

まず、一九五三年分の宿泊状況について見てみよう。月ごとの宿泊者数は表19のようになる。

これをみると一年間で合計三二九九人の宿泊者があった。その中で、二～三月と六～八月に落ち込みがある（いわゆる「二八」現象である）。また意外であるが一二月にも同じ傾向があり、企業などの忘年会行事が盛んになる前段階にあることがわかる。次に宿泊者の記帳した住所をみると（団体客の場合は代表者のもの）、地方別では順に、①関東 四三三、②中部 四二、③近畿 二一、④東北 四、⑤北海道 三、⑥九州 一、⑦四国 〇となり、都府県ごとの分布では、①東京 三三〇、②神奈川県 七九、③静岡 一九、④愛知 一五、⑤千葉 一三、⑥大阪 一〇（以下略）の順となる。

さらに神奈川県内からの宿泊客内訳は、①横浜 三七、②小田原 八、③川崎 七、④横須賀 六、⑤鎌倉



宿泊人名簿

五、⑥逗留 四（以下略）で、町内からはわずか一名にとどまっている。総じて東京からの来客が多くを占め、県の分布からすると湯河原温泉は東京以西の地域に開かれていたことにな

り、その足となっていたのが東海道線であることを示している。ほかの旅館でもこれに似通った傾向があったことは十分考えられる。

なおこの「名簿」には作家の丹羽文雄（一九〇四～二〇〇五）、村松梢風（二八八九～一九六一）、ロシア文学者の中村白葉（二八九〇～一九七四）の名が見えている。

ところで、ある一日に湯河原町にどのくらいの宿泊客があったかを伝える好資料がある。それは一九六〇年一月二十九日（土）の「宿泊人員総数（湯ヶ原旅組）」というものである。この資料には、八〇旅館と二〇の寮ごとの宿泊者数が記されている。これによ

表19 中西旅館の宿泊者数調べ（1953年）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
宿泊者数	384	182	173	259	317	154	94	144	295	546	593	158	3,299

〔資料〕「宿泊人名簿」中西旅館

ると一晩で合計して五二二七人（旅館四八四二人、寮三八五人）の宿泊者があった。さらにこの資料をもとに宿泊客のあった旅館と寮のそれぞれの収容人員（定員数）がわかれば、施設ごとの稼働率の算出が可能になる。

さいわい同年の「宿泊施設一覧」（『第五巻』二九）には各施設の定員が併記されているので、それをもとに合計一〇〇の施設を個々に計算すると、旅館全体で四五・七パーセント、寮は三二・五パーセントという稼働率が得られた。

もつとも高い稼働率の旅館は七割台（六軒）で、三〜五割台（四七軒）が半数近くを占めていて、ゼロというところも四軒あり、全体としては五割に満たない稼働率になっている。

旅館や寮にとつては、ちょうどかき入れ時にあたる秋の土曜日の稼働率としてはやや少ない印象であるが、温泉観光が活性化する前の段階を表わすものようである。

続いて前掲「宿泊施設一覧」には旅館ごとに、定員数のほか、喫茶室や売店、ダンスホール、玉突き、テレビなど館内設備も明記されている。そのうちテレビ設置の有無と宿泊率の関係をみると、テレビのない五軒の旅館の稼働率は、平均して二〇・二パーセントと低く、テレビを設置している七五軒の旅館の半分以下にとどまっている。このことは利用客が旅館を選ぶときにテレビの有無を一つの基準にしていたことを示唆するようである。

第三章

經濟安定成長期と湯河原町

第一節 経済安定成長期の展望

1 高度経済成長期から経済安定成長期へ

高度経済成長期の終息

一九六〇年代後半から、国の財政硬直化問題が論議されるようになったが、決定的に高度経済成長期が終息した大きな要因の第一点は一九七一（昭和四六）年、アメリカがドル紙幣と金の兌換^{だかん}を一時停止したニクソン・ショック、第二点は一九七三年一〇月に起こった第四次中東戦争が大きく関係していた。中東地域では、第二次世界大戦後、イスラエルとアラブ諸国を範囲とする地域で、ユダヤ人国家イスラエルと周辺アラブ諸国は、一九四八年以来、三度の大規模な戦争を起こしていた。

この対立は、一九七三年一〇月、第四次中東戦争として戦火を交えることになった。そして、この戦争を発端として、石油輸出国機構（OPEC）加盟産油国のうち、ペルシャ湾岸六か国が石油価格の引き上げを発表、また、アラブ石油輸出国機構（OAPEC）が、イスラエル支持国であるアメリカやオランダへの石油禁輸を発表したことで、中東アラブの石油原油価格が大幅に上昇し、世界経済は混乱した。原油価格の大幅な上昇によるオイル・ショックは、一〇月末には我が国にも波及した。パニック状態となったトイレットペーパー・洗剤・砂糖の買いだめ騒動、大都市での広告ネオン消灯、百貨店・スーパーの開店時間三〇分繰下げ、ガソリンスタンドの休日休業、さらに生活物資の不足や石油関連製品価格の高騰による狂乱物価を招き、日本経済は極度に混乱状態に陥った。同年一二月二二日に国民生活安定緊急措置法・石油需給適正化法が公布・施行された

ことは、事態の深刻さを物語っている。

ニクソン・ショックによる円高不況に陥ったところへ、オイル・ショックにより一九七四年の我が国の経済成長率がアジア太平洋戦争後、初めてマイナス成長となり、高度経済成長は完全に終わった。こうして、一九七三年から一九九一年までの一七年間、我が国の経済成長の伸びが徐々に鈍化し、景気後退局面となった時期であった。この期間を、経済安定成長期としている。

高杉町政と財政事情

一期目後半にさしかかった高杉町政は、一九七〇（昭和四五）年度の国・県の財政状況は、依然として順

調な経済伸長に支えられて予算規模も充実していると、一九七〇年は飛躍の年であると認識していた。ついで、無投票当選で二期目に入った高杉町政は、一九七一年度の国・県の長期にわたる景気上昇に沈静化の傾向が表れてきていると認識する一方で、依然、国・県は安定した経済を基盤とした社会開発の施策を展開し、公害・物価など住民生活の安定と充実に努力していると認識していた。これを受けて湯河原町も一九七一年度は、これまでの公共施設の充実整備を進めるとともに、観光振興のための基幹施設の整備促進、完成する文化福祉会館を拠点にした、児童・老人・母子の福祉活動の積極的推進を掲げていた。しかし、湯河原町の産業の中心を占

表1 高杉町政 一般会計歳入当初予算・決算及び歳出決算

(単位 円)

	歳 入				歳 出	差引残額
	当初予算額	予算現額	決算額	増減比	決算額	
1971年度	1,100,735,000	1,100,573,000	1,035,483,692	△5.9%	1,002,555,998	32,927,694
1972年度	1,193,824,000	1,284,940,300	1,214,593,595	△5.5%	1,170,408,492	44,185,103
1973年度	1,511,799,000	1,582,430,000	1,603,482,483	1.3%	1,528,611,245	74,871,238
1974年度	1,882,464,000	2,034,339,866	2,089,081,399	2.7%	1,922,927,553	166,153,846
1975年度	2,382,390,000	2,589,334,653	2,512,654,718	△3.0%	2,478,218,441	34,436,277

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」

表2 高杉町政 自主財源比率の推移

(単位 円)

	1971年度	1972年度	1973年度	1974年度	1975年度
町税	522,683,336	643,689,855	787,325,253	1,051,093,172	1,141,138,510
分担金及び負担金	—	—	10,403,900	17,224,100	24,943,750
使用料及び手数料	17,831,368	36,916,632	30,156,724	31,276,139	38,516,505
財産収入	3,153,234	44,391,042	24,440,813	66,023,000	21,941,525
寄附金	77,965,260	103,629,319	115,482,000	86,417,466	90,012,216
繰入金	46,833,022	7,180,188	25,482,027	5,112,985	11,756,795
繰越金	23,930,163	32,927,694	44,185,103	79,090,632	166,153,846
諸収入	29,166,355	32,369,850	39,047,747	14,747,383	14,437,686
自主財源合計	721,562,738	901,104,580	1,076,523,567	1,350,984,877	1,508,900,833
歳入合計	1,035,483,692	1,214,593,595	1,603,482,483	2,089,081,399	2,512,654,718
自主財源比率	69.7%	74.2%	67.1%	64.7%	60.1%

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」

める観光とミカン栽培のうち、ミカン市況の悪化が顕著となってきた。悪化の背景には、レモン（一九六四年）、グレープフルーツ（一九七一年）が、輸入自由化によって国内に安価で流通するようになったことと、全国的なミカンの過剰生産にあった。一九六九年から進められてきた第二次農業構造改善事業によって、農道・貯蔵施設・共同選果場の整備を実施し、ミカンの栽培基盤を大幅に整備促進したにもかかわらず、ミカン市況は予想以上に悪化の傾向にあり、将来に向けて柑橘栽培農業の改善が課題となってきた。

しかし、高杉町政は、オイル・ショックによる国の総需要抑制、公共事業の繰延べ、公定歩合の引上げから、地方自治体への影響を避けることができず、税収の伸び率も例年に比較して多くを期待できないと、一九七四年度予算編成では強く認識することになり、「生活環境・福祉・文教施策に需要度の高い諸施策の実現を図るため」継続事業に対しては積極的予算編成を行った（「昭和四九年 一号（一月～九月）会議録 議決書」）。一方

で、最近の経済諸情勢は観光面に大きな影響を与え、特に観光地として旅客滞留施設の乏しい町にとっては、吉浜奥地・池峯・海岸埋立地の適切な開発を誘導することが必要であると認識していた。一方、ミカン市況は低迷し、町の産業としてミカン栽培農業に大きな期待を持つことは極めて困難であり、経済好転を短時間で期待することは困難とさえ表明するほどであった。

さらに、「湯河原の自然を守る会」が吉浜奥地一体を開発する大規模なレジャーランド建設計画に反対して、一九七三年三月に神奈川県議会に請願書を提出し、県議会農政常任委員会が同年三月二日、同三月二九日に一部請願を採択したことから（「東京新聞」昭和四八年三月二三日付・「東海日報」昭和四八年六月七日付）、「湯河原の自然を守る会」と町当局との対立が深まり、任期満了まで二年余りを残すところとなった高杉町長は、厳しい状況に立たされることにもなった。

杉山町政第一期 高杉町長の次に一九七五（昭和五〇）年五月から就任し
財政状況 たのが、杉山實町長であった（町長選挙については後述）。

杉山町長が就任した年度の一般会計当初予算・決算及び歳入歳出決算が、表3である。そこで、表4の一九七五年度から一九七八年度までの杉山町長第一期町政期間の財政状況をみてみよう。高杉前町長はオイル

表3 杉山町政 一般会計歳入当初予算・決算及び歳出決算

(単位 円)

	歳 入				歳 出	差引残額
	当初予算額	予算現額	決算額	増減比	決算額	
1975年度	2,382,390,000	2,589,334,653	2,512,654,718	△3.0%	2,478,218,441	34,436,277
1976年度	2,307,088,000	3,081,900,590	3,123,025,617	1.3%	3,006,423,437	116,602,180
1977年度	2,538,459,000	2,886,138,000	2,866,800,301	△0.7%	2,745,649,641	121,150,660
1978年度	3,059,293,000	3,236,031,295	3,289,488,511	1.7%	3,127,524,212	161,964,299
1979年度	3,739,451,000	4,338,895,000	4,297,821,729	△0.9%	4,207,113,844	90,707,885

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」

表4 杉山町政 自主財源比率の推移

(単位 円)

	1975年度	1976年度	1977年度	1978年度	1979年度
町税	1,141,138,510	1,282,211,781	1,559,164,980	1,745,984,554	1,905,194,844
分担金及び負担金	24,943,750	93,822,600	68,375,777	84,342,431	88,965,925
使用料及び手数料	38,516,505	42,708,739	44,843,884	46,052,306	50,294,392
財産収入	21,941,525	100,435,682	24,391,991	31,534,899	119,084,505
寄附金	90,012,216	119,867,270	56,083,839	82,712,462	108,106,906
繰入金	11,756,795	117,305,779	24,361,317	3,874,877	9,625,672
繰越金	166,153,846	34,436,277	116,602,180	121,150,660	161,964,299
諸収入	14,437,686	19,403,028	71,905,399	96,133,291	58,486,606
自主財源合計	1,508,900,833	1,810,191,156	1,965,729,367	2,211,785,480	2,501,723,149
歳入合計	2,512,654,718	3,123,025,617	2,866,800,301	3,289,488,511	4,297,821,729
自主財源比率	60.1%	58.0%	68.6%	67.2%	58.2%

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」

ショック後の狂乱物価と生活物資不足を反映して、一九七五年度は骨格予算を編成したが、結果として歳入決算は、前年度と比較して二〇・二八パーセント増、自主財源額を前年度と比較すると一・九九パーセント増であった。以後の歳入決算状況を見ても、町税・使用料及び手数料・繰越金は右肩上がりの増収となっている。町税においては、一九七六年度の前年度比一・三六パーセント増、同じく一九七七年度は二一・六〇パーセント増、一九七八年度は一・九八パーセント増、一九七九年度は九・一二パーセント増と、順調な伸びをみせていた。町税が増えたのは、町民税・固定資産税・たばこ消費税・入湯税が増収したためであった。

杉山町長は、一九七六年三月六日の町議会定例会において、「町政に関する所信」を表明した。この「町政に関する所信」は、従来の予算説明に終始するものではなく、今後四年間にわたる町政担当の姿勢、いわゆる所信表明に相当するものである。

特に、このなかから、「町政を担当する基本姿勢」についてみると、杉山町長が任期満了を迎える一九七九年度は、前高杉町長が策定した第一次総合計画の最終年次を迎えるときであった。そこで、次期総合計画策定は、「住民各位、各層の共助が得られるよう特段の配慮」をする。そのためにも、「教育と福祉の充実」「環境の整備」「産業の振興」「防災消防対策の推進」「公営企業の積極経営」「行財政の合理化」を主要重点施策として推進することを強調していた。

第二節 町長及び町議会議員選挙

1 町長選挙

第六回町長選挙

温泉場道路整備拡幅・下水道終末処理場（浄水センター）・吉浜奥地開発・中央地区土地区画整理等々の事業に取り組んでいた高杉町長は、一九七四（昭和四九）年五月下旬頃より体調不良となつて入院し、退院後は自宅療養を続けながら登庁するようになった。そのような状況にあつても、高杉町長は三選出馬の意志はあつたようである（「相豆新聞」昭和五〇年二月二日付）。しかし、周囲から老齢であるという憂慮から、三選出馬はないという情報が流れ、早くも菅沼安正元議員や現職の柏木英雄議員が出馬の意向を示すようになった。

高杉町長は、一九七五年二月一〇日、後援会で引退を表明した。そして、高杉町長の後援会は、後援会組織を無駄にせず後継者を擁立すべきであるということになり、教育委員の杉山實を推すことになった。議員経験がない杉山であるが、高杉町長の親戚筋であること、高杉町長の側近といわれ、町政に精通している人物であることから後継者として推されることになったようである（「相豆新聞」昭和五〇年二月七日・一三日付）。ほかの二氏より遅れて出馬表明をした杉山も、ほかの出馬予定者同様に、四月二七日の町長選挙へ向けて後援会を立ち上げ、告示日を待つ身となった。

なお、湯河原町の唯一の民主団体「明るく住みよい湯河原をつくる町民連合」という団体があつたようであ

る（「相豆新聞」昭和五〇年二月一九日付）。この町民連合が、町長選挙に出馬予定の三人に対して、町民連合の三大運動目標である「住環境」「教育環境」「自然環境」について八つの具体的設問を公開質問状として出し、回答を求めた（「相豆新聞」昭和五〇年三月四日付）、公開質問状の質問事項や回答に関しては大部なものである（「相豆新聞」昭和五〇年三月四日付）。これらは、「町民連合の公開質問状に答える 私の抱負と政策はこうだ!!」と題して、一九七五年三月一四日付けの「相豆新聞」に掲載されている。

この公開質問状に対する回答を検討した町民連合は、菅沼の回答にある政策と理念が、町民連合の運動目標に最も近いとして、町長選挙では菅沼を支援することに決定し、町民連合は三月二日に菅沼と政策の「協定書」に調印したということである（「相豆新聞」昭和五〇年三月二三日付）。町民連合には、「福浦小学校を守る会」「吉浜の風致を守る会」「中央区画整理対策住民の会」「湯河原の自然を守る会」「権現山の自然を守り宅造に反対する会」という五団体が加盟しているということから、杉山・柏木二人に与える影響が注目された（「相豆新聞」昭和五〇年三月一八日付）。一方、菅沼も、三月中旬に城堀地区を中心に発生した腸チフス集団発生事件（第二部第二章第三節）で、城堀地区での後援会活動が十分にできなかったが、終息するとともに劣勢を跳ね返す状況となったようである。

四月二〇日、町長選挙を四月二七日に執行する告示が出された。三候補とも、一斉に事務所開きとなったが、これまで後援会活動が積極的に展開されてきたことから、選挙戦は終盤に入ったともいわれていた。新聞紙上では「どう見ても勝敗の行

表 1 第 6 回 町長選挙投票結果

	男	女	計
当日有権者数	7,543	9,366	16,909
投票した者の数	6,644	8,402	15,046
投票しなかった者の数	899	964	1,863
投票率	88.08%	89.71%	88.98%

〔資料〕「湯河原町長選挙結果」

方は判然としない」としているところから、今回の町長選挙は激突・激戦を呈した状況にあったようである〔相豆新聞〕昭和五〇年四月二四日付〕。

杉山候補は、①住みよい町造りの為の環境保全、②社会福祉諸施策の積極的推進、③青少年対策と教育施設の充実整備、④観光・商工・農業漁業等経済施策の調和ある推進、を公約として掲げ選挙運動を展開した〔相豆新聞〕昭和五〇年二月一九日付〕。

四月二七日、町長選挙が執行された。開票結果は、杉山候補五二七一票、柏木候補四八七一票、菅沼候補四八一三票、投票結果をみて分かるように、杉山候補と他候補との得票差は、四〇〇票と四五八票で、まさに有権者を完全に三分した選挙戦であった。明らかに、五角の選挙戦であった。杉山候補の当選は、高杉路線の踏襲を支持したといえるかもしれないが、一方で一万票近い票がほかの二候補者へ均等に投票されたことに注目する必要がある。なお、投票率は八八・九八パーセントで、これまでとほぼ変わらない投票率であった。

杉山町長の就任挨拶

五月六日、初登庁した杉山町長は、記者会見をし、その際、用意していた就任挨拶の文書を記者に配付した〔相豆新聞〕昭和五〇年五月七日付〕。

去る四月廿七日の町長選挙におきまして壹萬七千の有権者による厳肅なる審判が下り 町民の皆さんは不肖私に今後四年間の湯河原町政を担当することを命じました 私はこの町民各位の負託にこたえ自らの力と情熱の総べてを傾注してその重責を全うするよう努力する決意であります 従前から体育協会や教育委員会 の諸行事を通じて大方の皆さんにはお見知り願っておりますが 行政には未経験の私でありますので 今日から職員 の皆さん一人一人が私の行政のブレーンとして力強い御協力を賜りますよう先づ最初にお願ひ致します

私の町政についての考え方は選挙を通じて機会ある毎に披歴して参りましたが 厳しかった選挙結果を顧みて この

際 自省し町民各層の声なき声に耳を傾けると共に対話政治の必要性を痛感致しておりますので、それらの励行によって町民の意見を尊重して真に住民各位の御期待に添える清新な行政の執行を期する覚悟であります

皆さんには町行政の第一線を担当願っている訳です。皆さんの毎日の行政活動の累積が政治成果を如何に左右し決定するかは私が今更いうまでもなく皆さん自身が今までの長い体験から十分理解されている所であろうと思います。私も此の選挙戦を通じて全町くまなく歩いて町内諸般の状況を些か見聞して参りました。その間、清掃美化作業に従事する現業の方々を始めとして、幾多の職員と顔を合せ、その労苦に感謝して参りました。全職員の皆さん、私は、より良い生活環境を育成し町民の真の幸福を願って営々と公僕精神に徹して努力している第一線の皆さんの感触を率直に吸収させていたゞき、それらを今後の行政に反映させて行きたいと考えております。皆さんの誠実にして積極的な当事者意識と強力なる実行力に特に期待する次第であります。

基本的には当面前任者の諸施策を踏襲して夫々の事業の仕上げ完成に邁進いたしますが、細部につきましては引継説明を受けて順次対応すると共に、湯河原町がおかれている現況をふまえて如何にあるべきか、将来への発展の為の諸問題に前向きな姿勢で取り組んで行きたいと思えます。虎視牛行、着実に一步一步皆さんと苦楽を共にして奉仕の道を進んで行くにはありませんか。終りに未熟なる私に前任者に倍しての御協力を切望いたしまして就任の挨拶と致します。

どうぞ よろしく

昭和五十年五月六日

杉山 實

就任早々に新聞記者と会見して就任挨拶をするというのは、湯河原町では前例がない。「地元新聞記者」と会見したということであるが、この地元新聞記者というのが相豆新聞社の記者に限ったことであれば、この就任挨拶が町民にどれほどゆきわたったものであろうか。

ついで、杉山町長は同年五月一九日に開かれた町議会々全員協議会に出席して就任挨拶をし、「戦後現在に至

るまで教育関係の道を歩んで参った」ので、「何等町政担当に当りまして、これと言う強い自信もない」ので、「議員の皆様方の温かいご指導とご鞭撻によりまして、なるべく大過なく過して行きたい」。そこで、着工中の吉浜診療所事業、焼却場事業、湯河原小学校新校舎第三期工事、中央土地区画整理事業、温泉場道路拡幅事業、公共下水道事業、真鶴町・熱海市との広域行政関連問題、自然環境と関係する開発事業問題、腸チフス集団発生による防疫対策と救済対策、これらと絡む今後の財政の見直しなど、諸問題が山積していることを認識し、事業完成あるいは事業整理に尽力することを表明したうえで、「絶大なる」議員の協力を呼び掛けた就任挨拶をした（「昭和五〇年 全員協議会綴」）。

町長就任後、初めて町議会本会議に出席したのは、同年六月一三日の定例会であった。本会議では、全員協議会で上げたような解決すべき課題に取り組み意志を改めて表明するとともに、「高度成長時代^(マヤ)を身に付けたい肉を切り落して、真実に血となり、肉となるような財政運用に徹すべき時であると考えております」と、今後の財政運用について注意を喚起し、膨大な諸問題の遂行は、行政事務局サイドだけでは不可能である、ついでには、議員全員の政治手腕と協力をお願いしたいと、就任の挨拶をした（「昭和五〇年 一号（二月〜八月）会議録 議決書」）。いずれの場合でも、低姿勢で丁寧な就任挨拶をしているが、本人自身、教育委員ではあったが、行政職経験はなかった、あるいは議員経験がないというところで、謙虚さを前面に出したものであろう。

町政懇談会・町民相談室

前高杉町長は町政懇談会を、適時開催していた。町民の町政に対する意見を直接聴くという試みであったが、杉山町長も高杉路線を継承するという姿勢をみせるように町政懇談会を開催した。

就任後の一九七五（昭和五〇）年一〇月一三日、宮上会館での開催が最初であった。そのときの懇談会には、町側から杉山町長を初め、各課長、職員一二人、宮上区から区長・組長など五〇人が出席した。懇談会と

いうよりも、宮上区がかかえている日常的な問題を町側に提起し、町側から即答を求めるといった体裁となった。他地区での懇談会も同様であるが、懇談会開催の目的は、各地区における地域住民に共通する生活上の問題・課題・要望を町側に提示し、なんらかの対応策を町側から引き出そうとするものであった。例えば、宮上での懇談会では理想郷入口裏の道路整備舗装を求めると、建設課長は、今年度予算がないので来年度は施工したいと答弁していた。また、宮上区にも保育園を開設してほしいという要望に対して、福祉課長は、一九七六年度ではつきりさせたという答弁に終わってしまう。いろいろ住民の要望は出るものの、予算が伴うものがほとんどで、町側は返答に窮する場面が多かったようである（「相豆新聞」昭和五〇年一月一日付）。この町懇談会は、その後も開催されていた。

これと並行して一九七六年四月から開催されたのが、町民相談室であった。これは、町政一般に町民の声を反映させる目的で始められたもので、町長自らが相談に応じるものであった。町役場内に設けた相談室において、予約制で毎月一回開かれることになっていた。このように、杉山町長は、積極的に町民と接触する機会を設けていた（「広報ゆがわら」一七一号）。

行政事務組織の改正

これまで行政機構を改革することは、何度か実施されてきた。その場合の機構改革は、多種多様化する町の行政を効率よく処理するための担当部署である課・係を増やす、あるいは統括するということであった。

ところが、杉山町長は、一九七五（昭和五〇）年一月一日に、町長の事務部局の再編を実施した。この事務部局の再編は、一三課ある各課を、その業務内容によって分類して四グループにしたうえで、各グループに所属する複数課を管理し、行政の効率化・機動化を統括・担当する参事を、課長のなかから特定して兼務させ

るものであった。今回の課の再編は、

総務担当参事―総務課・企画課・税務課

厚生担当参事―福祉課・住民課・美化事務所

建設担当参事―都市計画課・建設課・土地区画整理事務所

経済企業担当参事―観光課・産業課・水道課・温泉課

とし、各課には行政事務内容に応じて、これまでどおり係が置かれた（「相豆新聞」昭和五〇年一〇月二日付）。なお、参事は、同日公布された「湯河原町職員の職の設置等に関する規則」の一部を改正する規則において「町長は、必要と認めるときは町に参事を置くことができる」規定に基づき辞令が交付された。参事を置いたことは、行政の効率化と町民サービスの向上を目指す杉山町長の政治姿勢を表したものといえよう。

第一期杉山町政 杉山町長が自らの予算編成に着手したのは、一九七六（昭和五一）年度予算からであった。
と町長選挙 前町長からの継続事業としては、吉浜診療所新設、ゴミ焼却場建設、湯河原小学校新校舎第

三期工事、中央土地区画整理事業、温泉場道路拡幅事業、公共下水道事業、真鶴町・熱海市との広域行政関連問題、自然環境と関係する開発事業問題、腸チフス集団発生による防疫対策と救済対策などがあった。

前町長からの継続事業のうち、一九七五年九月一日に湯河原診療所開業（吉浜診療所を移転改称）、一九七六年五月二七日の開校百年記念式典を兼ねて湯河原小学校新校舎第三期工事の落成、同年六月一日のじん芥^{かい}焼却場の稼動と継続事業の一部は完了した。そのほか、湯河原消防署真鶴分署の開設、町営孫込住宅の建設などは、一九七六年度に完了した。一方において、継続事業である中央土地区画整理事業は進行しているものの、地元住民による区画整理事業反対運動に直面していた。また、温泉場道路の拡幅事業は、国の認可を受けたも

の、県の補助の見通しがまったく立たず、着工できない状況であった。なお、城山公園造成工事は、継続事業で進められていた。

杉山町長には町政の課題が山積しており、新規事業として、消防庁舎新設、ポンプ車・はしご車の購入、みやのうえ保育園・鍛冶屋会館・福浦会館・教員住宅の建設に取り組まなければならなかった。また、湯河原小学校の新校舎完成によって、町内の木造校舎は福浦小学校のみとなり、加えて吉浜小学校との統廃合問題が取りあげられるようになった。統廃合は「福浦小を守る会」の反対もあって実施しないことにはなったものの、杉山町長が再建の方向で検討することを確約したことで、課題が増えた。とはいえ、町長就任第一期目の町の自主財源額は順調な伸びをみせているなかで、新たな事業への取組みが必要であった。

そのような状況のなかで、一九七八年六月、杉山町長は早くも来春の町長選挙に向けて動き始めた。六月八日、杉山實後援会の設立総会が開かれ、杉山町長は、もう一期町政を担当したいという決意と抱負を表明した（「相豆新聞」昭和五三年六月一日付・「東海日報」昭和五三年六月一日付）。杉山町長が再出馬の意思表示するに当たって、これまでにない形として、任意団体であった後援会を、「政治資金規正法」に基づいた政治団体にしたことである。

というのは、一九七六年一月一日から施行された改正「政治資金規正法」に基づき、杉山町長は、町長選挙における任意の後援会を政治団体とすることにした。政治団体とするに当たっては、その政治団体の目的・代表者を届け出て、収支報告書を作成しなければならなかった。湯河原町でも、早くから公明選挙の実践がうたわれていたものの、町議會議員選挙では種々、金銭が絡む選挙運動が「うわさ」されていたこともあり、杉山町長は、その範を示そうとしたものであろう。なお、この時期に再出馬を表明したことで、一九七八年六月一

○日付けの「東海日報」では、「選挙の十ヵ月前に立候補を表明したのは湯河原町の選挙史で初めての出来事」と報じられていた。六月八日の後援会結成総会で杉山町長は、「この三年間、高杉町政の残されたものはすべて終りました。これからの新しい二十世紀に向けて新しいビジョンを五ヵ年総合計画で策定しました」として、杉山町長策定の総合計画の展開を表明した。

杉山町長の再出馬が明らかになってから、前回の町長選挙で惜敗した湯河原町温泉観光協会会長が出馬の意向をみせたようであるが、その後に辞退し、町長選挙は杉山町長の独走体勢となった。

一九七九年四月一日告示、四月一六日午後五時までに候補者の届出がなく、立候補の受付が締め切れ、杉山町長の二期目は無投票当選となった。町長選挙が無投票当選となった背景には、杉山町長の町政の実績と公表、その結果としての幅広い支持層の存在を否定できない。その第一点は、政治団体として発足させた後援会を、与党派現職議員が顧問・正副会長・理事に就き、広く町内各区から会計・監事・理事など総勢八〇人の陣容で固めたからである（「東海日報」昭和五三年五月二七日付）。第二点は、杉山町政三年の歩みをまとめた「町政報告書」を後援会で配付して、杉山町政の実績を知ってもらおうとした（「相豆新聞」昭和五三年六月一三〜一六日付）。この律儀な姿勢が、他の候補者に出る隙間も与えなかったものであろう。杉山町長は、新年度予算の概要や町政に関する所信を公表し、多くを語って町政を広く知ってもらいたいという姿勢が強かったといえる。

表2 1976年3月28日執行
町議会議員選挙当選者一覧

順位	氏名	性別	年齢	党派	得票総数
1	高橋 実	男	40	無所属	979.043
2	市川 公造	男	45	無所属	976
3	角田 晴道	男	48	無所属	776
4	二見 一男	男	48	無所属	761
5	八亀 民雄	男	59	無所属	666
6	杉山 定義	男	49	無所属	616
7	小石川清作	男	61	無所属	607
8	内藤 正則	男	64	無所属	603
9	田原 要	男	51	公明党	597
10	橋本 健二	男	63	無所属	591
11	向笠 義夫	男	56	無所属	573.575
12	北村 幸則	男	36	公明党	562
13	西山 信義	男	67	無所属	546
14	常盤 正雄	男	70	無所属	526.957
15	丸山 孝夫	男	38	日本共産党	489
16	青木 実	男	40	日本社会党	484.012
17	根本 菊枝	女	68	無所属	484
18	柏木 拓	男	48	無所属	476
19	青木 昭久	男	44	無所属	471.987
20	高杉 繁	男	52	無所属	468
21	高橋 徳	男	58	無所属	457.956
22	岩本 昭治	男	49	無所属	428.005
23	岩本 良夫	男	56	無所属	423.418
24	車谷 尚一	男	50	無所属	399
25	大久保 甫	男	54	無所属	395
26	小沢 健三	男	52	日本共産党	369

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

〔注〕 議員定数 26人

2 町議会議員選挙

第六回町議会議員選挙

第六回町議会議員選挙は、一九七六（昭和五一）年三月に執行された。しかし、この選挙は前年から動きがあり、一九七五年一〇月頃には、立候補予定者が浮かびあがってきていた。宮上・宮下地区では一〇〇一人、城堀・門川地区では七人、鍛冶屋・吉浜地区からは九人、川堀・福浦地区からは三人、党公認候補者は日本共産党一人、公明党二人、日本社会党一人が予想されていた。

〔相豆新聞〕昭和五〇年一〇月七〜一〇日付)。これだけでも、概算三四人であるが、当然厳しい絞り込み合戦が展開されるであろう。

一九七六年一月中旬になると、現職二人、新人九人の三〇人で争うという情勢になってきたようである〔相豆新聞〕昭和五一年一月二日付)。立候補予定者は、「励ます会」と称して支援者集めを展開し、なかには後援会の結成に急ぐ者もいた。

一九七六年三月の町議会定例会は一〇日に閉会し、二二日、町議会議員選挙の告示日を迎えた。告示日に立候補届け出をしたのは、現職一八人、新人二一人の総数二九人であった。投票が三月二八日に行われ、午後七時から、湯河原中学校において開票作業が行われた。開票結果は表2のとおりで、現職一七人、新人九人、党派別では公明党（現職二人）、日本共産党二人（現職一、新人一）、日本社会党一人（新人）で、そのほかは無所属（現職一四人、新人七人）であった。無所属候補者二四人のうち新人当選者七人からすると、依然として無所属新人候補が無所属現職の地盤を崩すというのは、簡単ではなかったようである。

議長選出を巡って

町議会議員選挙が終わって最初に開かれる町議会臨時会では、恒例の正副議長の選出が行われる。この場合、議長候補者として一人が指名推薦されると、混乱なく議会で承認され選出される。ところが、議員間に二以上の党派があつて、それぞれの党派が候補者を出すと、議長選出は煩雑になる。この事態は、今までもみてきたとおりである。

さて、この三月の町議会議員選挙終了後、四月七日に町議会臨時会が開かれたが、議員の自己紹介と会期を決めただけで第一日は、閉会した。この臨時会では、人事案件として正副議長選出、常任委員会委員・特別委員会委員の構成が扱われるが、ここでは議長選出についてみてみよう。議長選出を巡っては、町議会議員

選挙が終了した翌日から町議会内で、与党派・野党派間で新議員を自派に組み入れるための裏工作が展開されていたようである。そして、町議会内には議員グループとして、与党派の政友会、野党派である同志会及び一部新議員で構成される町政研究会、共産党議員、公明党議員、社会党議員が存在していた（「相豆新聞」昭和五一年四月一〇日付）。

町議会二日目の一〇日は、自前の議長を出そうとする与党派と野党同志会・町政研究会が対立していた。勢力分布としては与党派対野党同志会・町政研究会は一〇対一〇であるために、共産党以下の党の動きによって決戦投票に至った場合、与党派が負けることは明らかであった。臨時議長が議長選挙について問うたところ、投票案と推薦による方法を求める意見があり、いずれの方法によるか決めるために休憩に入ったが、結局、二日目の本会議も午前一〇時一二分に休憩となり、そのまま再開されなかった。

このように議長選出を巡って、恒例行事のように町議会がもめて貴重な時間を消費することに、町民からの批判があることを議員も認識していたようで、四月一三日の本会議で与党派は妥協案を提示した。その妥協案というのは、野党派同志会からの議長推薦であれば与党派は同意するというものであった（「相豆新聞」昭和五一年四月一四日付）。この妥協案に対して共産党・公明党・社会党も同調することになって、二五票の得票（白票一票）により高橋徳議員が議長に選出された。ようやく、議長が選任されたが、これまでの事例からすると、今回、議長が選出されるまでの期間が短い。副議長の選出も行われ、与野党の話し合いの結果、選挙により与党派から選出された。

第三節 続く町長の無投票選出

1 第二期杉山町政

第二期以後の景況

一九七八（昭和五三）年度になってから、我が国の経済は石油危機以来、初めて内需を中心とした景気回復が進み、一九七九年度から政府は、民間経済の活力ある展開を促進させ、景気回復基調を一層定着させることを表明した。これを受けて、神奈川県財政も経済情勢を反映して黒字決算になることを見通し、諸事業を積極的に進める予算編成を実施した。

これらの情勢から、湯河原町の行財政も、ほぼ安定的な漸進期にあると判断し、行財政策における施行模索という姿勢から脱皮し、本町の行財政実力を認識した町政を遂行しなければならなかった（昭和五四年一号（一月～六月）会議録議決書）。その結果、一九七九年度一般会計の当初予算だけみると、約三七億三九〇〇万円を編成した。この当初予算額は前年度歳入決算額に対して一三・七パーセント増であった。

一九八〇年度は、国の予算が圧縮・堅実性の強いものであり、また、神奈川県の前年度も国の予算と同様に堅調で、前年度に比して低い伸び率となっている。そのようななかで、湯河原町は、特にミカン市況の低迷が深刻化し、基幹産業の不振傾向が強く、町独自の適切な行財政運営が必要であるとしながらも、一般会計当初予算は約五〇億円、前年度歳入決算額に対し一六・三パーセント増となった（昭和五五年一号（二月～六月）会議録議決書）。予算規模が膨らんだのは、浄水センター建設に伴う公共下水道事業予算として約一五億円が

表1 杉山町政 一般会計歳入当初予算・決算及び歳出決算

(単位 円)

	歳 入				歳 出	差引残額
	当初予算額	予算現額	決算額	増減比	決算額	
1980年度	5,000,320,000	3,735,420,950	3,714,117,974	△0.6%	3,616,300,082	97,817,892
1981年度	3,811,725,000	3,946,739,000	3,937,775,068	△0.2%	3,820,229,623	117,545,445
1982年度	4,287,045,000	4,395,684,055	4,385,974,058	△0.2%	4,245,193,309	140,780,749
1983年度	4,458,162,000	4,655,698,515	4,681,530,185	0.6%	4,505,993,732	175,536,453

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」

組まれているためであったが、このような超大型予算は県下の町レベルでは極めてまれなものであるという（「相豆新聞」昭和五五年二月二四日付）。ただし、年度途中で下水道事業については特別会計が創設されたため、一般会計予算現額は、約三七億三五〇〇万円、前年度予算現額に対し一三・九パーセントの減少となった。

一九八一年、町議会三月定例会の一日、杉山町長は町政に関する所信を表明した。しかし、杉山町長の所信に関する表明は、これまでになく短く、従来のおよそ四分の一程度の量であった。「昨年の春以来、健康をそこねた」と吐露していることから、一九八〇年の町議会三月定例会以後に体調不良となったようである。しかし、一九八一年度の町政については、内外環境は流動的な要因が多くあるものの、健全化を基調とする国や県による行財政の運営施策も出されているので、本町も町政の安定を確保し堅実性を建前として、①健康で明るい社会づくり、②教育の充実・振興、③安全で住みよい町づくり、④特性にみちた観光産業の助長、⑤安定した行財政の確立の五本を柱として、町政を執行していくことを明らかにしていた。そして、先の五本の柱を基本とした一般会計当初予算として約三八億一〇〇〇万円を編成した。

一九八二年度は、杉山町長の任期最終年度になるが、ここ数年来の不況に

より、いずれの自治体もマイナス成長、一ケタ台の歳入の伸びなど財政難に苦しんでいたが、湯河原町は教育・福祉の重視、生活関連事業の推進、地域経済の振興などに重点を置き、積極型予算を編成した。一九八二年度の一般会計当初予算は約四二億二七〇〇万円となり、前年度比で一二・五パーセントの伸びとなった。

一九八〇年度以降、表2にみるように、杉山町政の財政状況は、高い自主財源を背景として、堅調かつ積極型予算を編成し得たといえるであろう。

最後の予算編成と実績

杉山町長は、体調の問題
さえなければ、町長選へ

再々出馬したであろうことはうかがえる。引退表明をして、最後に編成した一九八三年度一般会計当初予算は、四四億五八〇〇万円で、国民健康保険・湯河原診療所・中央土地区画整理事業・吉浜財産区・下水道事業・老人保健医療・水道事業・

表2 杉山町政 自主財源比率の推移

(単位 円)

	1979年度	1980年度	1981年度	1982年度	1983年度
町税	1,905,194,844	2,179,603,464	2,385,257,969	2,580,941,135	2,784,531,887
分担金及び負担金	88,965,925	107,788,012	113,216,431	122,567,163	190,652,289
使用料及び手数料	50,294,392	48,312,538	50,686,728	50,116,303	47,322,239
財産収入	119,084,505	37,293,875	29,712,382	27,089,355	25,567,900
寄附金	108,106,906	130,276,165	95,978,093	118,246,575	38,913,536
繰入金	9,625,672	72,503	163,028	10,065,169	5,076,849
繰越金	161,964,299	90,707,885	97,817,892	117,545,445	140,780,749
諸収入	58,486,606	72,291,399	92,606,976	74,342,706	51,147,844
自主財源合計	2,501,723,149	2,666,345,841	2,865,439,499	3,100,913,851	3,283,993,293
歳入合計	4,297,821,729	3,714,117,974	3,937,775,068	4,385,974,058	4,681,530,185
自主財源比率	58.2%	71.8%	72.8%	70.7%	70.1%

〔資料〕「一般会計歳入歳出決算書」

温泉事業などの特別会計・企業会計を総合すると、九九億一〇〇〇万円となる大型予算となった。高度経済成長が終息し、国は一九八三年度の国内需要を中心とした経済の着実な成長を実現することと、物価の安定基調を維持することを経済の重要な課題としていた。一方、神奈川県においても、長期不況と国の財政危機により、県財政は危機的状況に直面していた。しかし、いずれの自治体も財政難の渦中にあつて緊縮財政が強いられているにもかかわらず、湯河原町は当初予算前年度比三・九九パーセント伸びの予算を編成していた。しかも、第二期杉山町政においても、自主財源は常に歳入の七割を維持していた。しかし、湯河原町でも、基幹産業である観光・サービス業・ミカン農業の不振傾向が強くなり、その低迷化は一段と深刻になっていった。

このような財政状況にあつて、任期最後の予算編成であることを鑑み、杉山町長は骨格予算ではなく通年予算を編成したことを明らかにした。一九八三年度一般会計当初予算における重点施策の基本方針として、①基本的条件の整備、②生活環境と福祉の向上、③産業の振興、④教育文化の向上を挙げていた。

2 町議会議員選挙と町長選挙

第七回町議会議員選挙

杉山町長が無投票で当選した翌年の一九八〇（昭和五五）年三月二三日、第七回町議会議員選挙が執行された。立候補予定者の後援会結成の動きは同年一月末頃から目立つようになり、日を追うごとに後援会が発足していった。

三月一六日告示日で、届け出た候補者は定数二六人のところ、二九人であった。年齢層で候補者をみると、最高齢七四歳、最年少三八歳、昭和生まれは一七人、第五回選挙の昭和生まれは九人、第六回選挙では一二人と、当然のことながら、昭和生まれが多くなる流れになってきていた。また、立候補の内訳は、無所属現職は

表3 1980年3月22日執行
町議会議員選挙当選者一覧

順位	氏名	性別	年齢	党派	得票総数
1	高橋 実	男	44	無所属	925
2	市川 公造	男	49	無所属	898
3	米岡 幸男	男	43	無所属	863
4	二見 義雄	男	55	無所属	795.292
5	岩本 良夫	男	60	無所属	737.356
6	小傳 泰男	男	52	無所属	705
7	深澤 勇	男	59	無所属	644
8	北村 幸則	男	39	公明党	601
9	橋本 健二	男	67	無所属	599
10	内藤 正則	男	68	無所属	592
11	二見 益弘	男	38	無所属	549.225
12	丸山 孝夫	男	42	日本共産党	548
13	小石川清作	男	65	無所属	535
14	常盤 正雄	男	74	無所属	534.715
15	青木 昭久	男	48	無所属	532.664
16	辻元 久	男	54	無所属	509
17	力石 静夫	男	53	無所属	503
18	杉山 定義	男	53	無所属	502
19	車谷 尚一	男	54	無所属	483
20	田原 要	男	55	公明党	480
21	小沢 健三	男	56	日本共産党	452
22	高杉 繁	男	56	無所属	445
23	岩本 昭治	男	53	無所属	442.125
24	青木 実	男	44	日本社会党	427.335
25	柏木 拓	男	52	無所属	414
26	大久保 甫	男	58	無所属	413

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

〔注〕 議員定数 26人

一五人、無所属新人八人、無所属元一人、日本共産党現職二人、公明党現職二人、日本社会党現職一人であった。

三月二三日に行われた投票結果の当選者は、無所属現職が一四人、無所属新人が七人、公明党現職が二人、日本共産党現職二人、日本社会党現職が一人であった。補欠当選を含めて五期にわたり務めていた唯一の女性議員は当選かなわず、ここで町政から退いた。

この選挙での男性の投票率は、表4のとおりである。一九六四年の第三回町議会議員選挙から投票率は九〇

表4 第7回 町議会議員選挙投票結果

	男	女	計
当日有権者数	8,145	9,805	17,950
投票した者の数	7,266	9,014	16,280
投票しなかった者の数	879	791	1,670
投票率	89.21%	91.93%	90.70%

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

パーセント台を占めていて、そのなかで女性の投票率は男性より高く、九〇パーセント台を維持してきている。

町議会議員選挙後の初めての町議会は、四月一〇日に臨時会が開かれた。この臨時会は、正副議長及び各種常任委員会の人事案件を中心とするのが通例であった。臨時会初日は、議員全員が出席した。しかし、臨時会第二日目の一四日には一五人、しかも、議長幹旋による出席依頼を求める動議で欠席議員の出席を待ったものの、議員は出席せず、午後八時五〇分に休憩に入ったまま再開されなかった。第三日目の四月一五日、出席議員は前日同様一五人で、欠席議員は前日と同じ議員であった。議会において議事を開くには、地方自治法百十三条において議員定数の過半数の出席を必要としているが、この臨時会は、その要件を満たしているので開会することになった。

四月一五日に議長選挙を実施し、その結果、六期目の市川公造議員が選出された。共産党議員・社会党議員は自派議員へ投票し、無所属議員全員が市川議員へ投票したことからすると、出席していた無所属議員は、初めから候補者を一人に絞り込んでいたものであろう。欠席した公明党議員二人と無所属議員九人は、当初からの候補一本化に反発していたことを行動で示したものであろうか。副議長の選挙では、大久保甫議員が選出された。

第八回町長選挙

杉山町長は、一九八三（昭和五八）年一月五日の賀詞交歓会で、四月に執行される町長選挙には立候補せず、任期満了をもって引退することを明らかにした（「相豆新聞」昭和五八年

一月七日付)。前年から杉山町長の健康状態を見ていた人物のなかには、町長選挙への立候補を思案していた者も、この引退表明で立候補を決断した、あるいは引退表明を契機に立候補することを決めた者もいたであろう。

最初に、その意思表示をしたのが、現職の町議会議長であった。議長は、高杉町長・杉山町長の後援会長として務めていたこともあり、杉山町長の後継として諸事業の引継完成を目指し、立候補を決意したとのことであった(「相豆新聞」昭和五八年一月二〇日付)。また、町民の声として商工会会長や観光協会会長、あるいは、かつて杉山町長と町長選で争った旅館組合長が候補に立つことを期待する向きもあったようである(「相豆新聞」昭和五八年一月九日付)。

現職議長が町長選に立つことを表明して以後、予想されていたほかの人物は、町長選挙に立つ意向を示すことがなかった。ところが二月頃になり、小澤忠一現助役を推す動きが出てきた。小澤助役を候補にする動きは一月頃にもあったが、現職にあるということで、擁立は微妙な判断に左右されていた。しかし、二月中旬になると小澤擁立の動きが活発となり、擁立の背景を昭和五八年二月二〇日付けの「相豆新聞」では、次のように報じていた。

小沢忠一助役を町長への気運は、彼が湯河原町の政治、行政に精通している優秀な行政事務能吏であること、その人柄が温厚であり、清潔であること。「中略」しかも、杉山町長が病気がちの数年間、町長になりかわって文字通り補佐役として、町行政を執行してきたことは誰しも認めるところであり、こうした現実から小沢氏の町長擁立の気運が盛り上がってきた

一九八三年は第一〇回統一地方選挙の年で、三月二九日告示、四月一〇日投票の神奈川県議会議員選挙が執

行されることになっていた。しかも、箱根町・真鶴町・湯河原町の足柄下選挙区では定数一を巡って、三人が立候補する動きがあった。その一人が前湯河原町議会議員であった。地元からの出馬ということもあり、三月七日には観光会館で、地元及び真鶴町支援者を集めての後援会総決起大会が開かれ、もっぱら関心は県議会議員選挙に向けられていた。

そのような状況のなかで、現職議長以外に小澤を含めて四人の名前が下馬評として出ていたが、現職議長が出馬を表明してしばらくの間、町長選挙は現職議長の無投票当選かと思われていた。ところが、三月一〇日、「福浦、鍛冶屋、吉浜はじめ門川、宮上など全町から、二十代から四十代の若者層百五十名近くが集まり小沢氏に対し強い出馬要請を行なった結果」、小澤も出馬することを決めたということである（「相豆新聞」昭和五八年三月一二日付）。この日は、三月町議会定例会最終日で、翌日、小澤は町長へ辞表を提出した。町長選挙は、無風から一騎打ちの戦いに変じた。ところが、三月一五日、立候補を表明していた現議長は、前助役小澤忠一が出馬表明をしたことで、

このまゝの情勢の中で選挙が行なわれる事になれば、同志相打つ血みどろの斗いとなることは火を見るより明かであり、徒らな、みにくい政争、骨肉相はむ愚をさげ、議長として新町長の信条、政策を是々否々^{（ママ）}の立場で議会運営に当る事の道を敢て選択した

という声明を出して、町長選挙へ立候補しないことになった（「相豆新聞」昭和五八年三月一六日付）。現議長は声明にあるように、今回の選挙戦により町内を二分したくないという考えが強く、また、後援会も与党同士^{（ママ）}の争いを避けようとしたようである（「神奈川新聞」昭和五八年三月一七日付）。

連続町長無投票当選

四月一七日の告示を前にして、四月一五日、小澤は政治信条なるものを表明した（「相豆新聞」昭和五八年四月一六日付）。そこでは、まず声明として、昨今、行政側にも町民の間にも政治に対する意識の大きな変化が感じられる。そして、政治に敏感さと率直さ、親密さを求めるこの息吹を、これからの「湯河原づくり」の源泉としなくてはならない。そこで、誠実な町政の実践を目指すために、四項目の実行目標を掲げた。それは第一に「誠実さと実践力の維持」、この意味するところは、対話と実直な姿勢を貫きつつ、自らの見解を明らかにしながら実践する意欲と判断力の維持に努めるということである。第二の「衆知を集めた町づくりの推進」とは、心遣いの行き届いた町・観光を基礎とした産業や商活動の活いきている町、知恵と力を寄せ合った手作りの町、胸を張って誇れる希望をもつ町づくりを目指そうということである。第三の「喜び合える生活の拡充」については、健康であることを基調とした充足感のある社会づくりと拡充に努力することをうたっていた。第四の「豊かな人づくりの浸透」とは、人づくりのための教育文化の施策は、何を必要とするかという住民の課題認識にある。その課題を人づくりに即応していきたいというものであった。政治信条であるから、観念的であることは否めないが、町長選挙へ向けての公約を明らかにした。

無投票による選挙を避けようとした小澤陣営にとって、対抗馬が出馬を取り止めたことは予想外のことであったが、もはや肅々と四月一七日の告示日を待つしかなかった。四月一八日午後五時、立候補の届け出が締め切られ、予想どおり小澤以外に立候補者の届け出がなく、二四日の投票日を持たずに小澤の無投票当選が決まった。第七回町長選挙に続く無投票選出であった。なお、この町長選挙のとき同時に、町議会議員補欠選挙が執行された。これは、町議会議員であった高橋実が県議会議員選挙に立候補した関係で、町議会議員が欠員となったためである（高橋は県議会議員に当選）。補欠選挙は当初、一人のみが立候補の意志表示をしていて、

無投票選挙となるはずのところ、新たな出馬表明があった。これを知った最初の候補予定者は、青年に道を譲るということで立候補を辞退した。結局、補欠選挙も無投票となった。

小澤町長は、五月一九日の町議会臨時会に出席して就任挨拶をした。このとき、小澤町長は一九八三年度予算は、自身も予算編成に直接かかわったということで、前杉山町長の編成した予算を踏襲するとしながら、「しかしながら、現在、観光、商業の振興、産業の振興など、当面する本町特有の緊近の課題(マダ)に関しては、関係者の強いご要望を踏まえまして、これら関係者ともどもして事態改善の施策を講じなくてはならない」と、小澤町政が取り組む姿勢を強調していた（「昭和五十八年 湯河原町議会 第三回臨時会（五月）会議録 議決書」）。

議員定数削減の要望

小澤町長が政治信条でいうところの「昨今、行政側にも町民の間にも政治に対する意識の大きな変化が感じられる」ことに相当するのかどうかは断定できないが、そのことを象徴するような町民の動きがあった。

それは、町議会議員定数の削減を求める要望が、町民側から町議会に提出されたことである。もちろん、従来、町民からの多種多様の要望は、請願・陳情という手続きで提出されていた。しかし、直接、町議会に対し、町議会のあり方を求める町民からの動きは初めてであった。

無投票で小澤町長が選出され、町議会臨時会の開会を待っていた頃、一九八三（昭和五八）年五月二日付けで温泉場区長を除く各区長が連名で署名・押印し、湯河原町区長連絡協議会（以下「区長連」という）会長名の「現行湯河原町議会議員の定数二六人とあるを六人削減して、議会議員の定数を二〇人に減少することを要望する」要望書が町議会議長あてに提出された（「第四卷」一六）。なお、温泉場区長は、議員定数削減に反対で

あることから、この要望書に署名・捺印をしなかったようである（昭和五八年 議会全員協議会）。

さて、議員定数削減を求める理由というのは、「日本経済が低成長期に入った今日、かつての高度経済成長期の惰性は許されないとする現実を謙虚に受けとめ、地域行政の改善に対する一つの対応として理解を求めるもの」である（『第四巻』六）。そして、この定数削減が実施されると、町財政の健全化に大きく貢献する。しかも、定数を削減しても、住民の意志を行政に反映させるうえで、なんら支障はないとしていた。

確かに、直近の一九八三年四月一日から改正施行された町議会議員報酬に関する条例でみると、議員の年間報酬は、二二八万円である。これが一期四年間、減少対象となっている議員数六人で歳出総額を算出すると、五四七二万円になる。この歳出額を議員と町民では、どのように認識するかである。町議会議員の減少から生み出される経費節約は、莫大なものであることは明白である。

全員協議会での協議

一九八三（昭和五八）年五月一九日に招集された町議会臨時会では、小澤町長の就任挨拶の後、専決処分、一九八三年度福浦漁港局部改良事業委託契約、同年度浄水センター工事請負契約などの上程案件を承認・可決して閉会したが、閉会后、全員協議会（以下「全協」という）が開かれた。議長は、議員定数削減の要望書の趣旨説明のために区長全員が全協に出席するが、区長連と討論、すなわち反対か賛成かを定めるものではなく、要望書に対する質疑を行うという形をとるので、質問事項について協議してもらいたいとした。

最初に話題となったのは、温泉場区長が署名・押印していない点についてであった。実は、温泉場区長は現職の町議会議員であった。出席議員から、要望書の提出について、ほかの区長からまったく相談を受けなかった結果、署名・押印しなかったということかと問われたことに對し、温泉場区長は「なぜここで、急に減らさ

なければならぬのか。その理由が私には理解できない」から反対ということでも署名しなかったと述べていた。次に議長は、若干の削減というのであればまだしも、六人削減という具体的な人数を指定する要望は、どのような結果になるかは分からないということを、区長連には伝えた旨を明らかにした。

ついで、出席議員が総務担当参事に対し、原案は町が書いたのか、区長連は定数二〇を認めないのであればリコールをするといっている、各区会は定数削減で生じた歳費の配付を要望しているなどといった質問や憶測に似た発言をしていた。しかし、総務担当参事は、要望書作成はもとよりタイプ打ちまで、すべて区長連の手により作成された、リコールや歳費の件も区長連では「議題にも上って」いないと否定した。リコールの話は、議題にまでならなかったものの、話し合いの場では、それらしきことも出たと思われる。なぜなら、温泉場区長は「リコールの話が出ているのは事実である」と明言していたからである。

全協では、議員から多くの意見が出たが、ここで出た意見を要約してまとめてみよう。

- ① 定数削減を区の総会で決議したものであるならよいが、組長会での事後承諾となっている
- ② 区長連で議員定数削減が出てくるところに、議会制民主主義の危険性を感じる
- ③ 区長連は自治組織であるが、町の行政の一翼でもある。しかし、議会の議決権に対して発言すると悪しき前例になる
- ④ 六人削減の根拠を知りたい
- ⑤ 本来の議会の機能を高めなければならないのに、住民代表の議会の機能を減らすというのは問題がある
- ⑥ 定数削減の長短について報道されているが、町議会でも定数削減問題を取り上げて研究し、結論を出すのが主である

⑦ 議員は町民の代表として自覚を持ち選挙を経てきているのに、二〇人に減らすようにとの命令を受けるのは不満である

⑧ リコールもやれるものであればやればよい。我々は恐れることはない。逆に議会というものを町民に知ってもらうことになる

ベテラン議員と称される委員は、大所高所に立って対処していこうとする発言をする一方で、ほかの議員のなかには、過剰に危機感を持つたり、町民に対し敵が心を持つというような姿勢を、はからずもみせていた。結局、区長連の各区長との話し合いでは、町議会において定数削減を検討し自主的に対処するので、定数削減の要望書は取り下げてもらいたい旨伝えることになった。

全協と区長の話し合い 五月一九日の町議会臨時会において、議員の要望内容を確認し、臨時会閉会后、区長出席のもとに全協を開会した。ただし、区長連会長及び福浦・川堀・宮上・宮下・城堀・

中央区の区長は出席したが、奥湯河原・門川・鍛冶屋区の区長は欠席であった。

要望書について質疑に入ったところ、区長連会長が、温泉場区長の署名・押印がないことに関し、話食い違いが出てきた。意味するところ、少々分かりにくい点があるので、会議録のまま表記すると、

区長連会長 温泉場区との関係が反対であるとの事ですが、それは反対ではないのです。私、区長に話しをして、代理があるのです、温泉場も我々と同じなのだからと言ってありました

ここで、話の食い違いがあるということで、議長が温泉場区長に説明を求め、

温泉場区長 私は、定数を六人を減らすという事について、何でその理由が出てきたかの理由は申し上げられないので、とうとう事です。それで印を押さないのです。公印を押すには、当然役員会を開いて相談をしなくてはなら

ないのであります

区長連会長 少し話しが違います。温泉場は開くとゆう事になっていたのを、区長は開かなかったのです。区長は少し誤解しているのではないですか。

温泉場区長 私自身にすれば、なぜ、急にここで減らさなければならぬのかとの理由が解釈出来ない

ここに至って、議長は、温泉場区と区長連会長との間の話の食い違いは区長連内で話し合うよう要請し、六人削減を決めた手続きについて議長が質問した。回答によると、吉浜区は総会で同意、福浦・川堀区は役員会で決定、温泉場区を除くそのほかの区は総会で決定したようである。

また、削減数を六人とした根拠について議長が質問したところ、区長連会長は、四常任委員会があつて、一常任委員会の委員構成が五人くらいであることから、議員数は二〇人でどうか、なかには一五人でもよいのではないかという要望があつたが、それでは余りにも少なすぎるということでも二〇人になったと回答した。

ついで議長は、出席議員からの質問を求めたが、質問者は一人だけであつた。それは質問というより要請であつた。すなわち、議員定数の削減については前から研究している、議会として十分協議して検討していく委員会もあるので、自主的に研究していきたい、ついで区長連の要望書は取り下げてもらいたいと発言した。しかし、議員定数削減について研究する名目の委員会を設置したという記録はない。

これに対して区長連会長は、ここでは即答できない、区長連を開き、その結果を連絡すると回答した。この答弁に対して、宮下区長は、宮下区は一人の反対もなく組長会で決定した結果であるから、簡単に取り下げることはできないと抗弁した。一方、城堀区長は、城堀区は新旧代議員を集めて全員一致で決めた結果であるが、議員提案による削減が穏当であると、摩擦のない決着を提案する発言をした。

これ以上、議員からも区長からも発言はなく、区長退席後、議長は、区長連の回答待ちということで、全協を閉じた（昭和五八年 議会全員協議会）。

議員定数減少

条例の改正

町議会では定数削減問題を検討するために、一九八三（昭和五八）年九月二十七日、議員定数に
関する調査結果の報告があつた。町議会では、六月の定例会第二日目に、議員定数に関する調
査とポスター掲示場の設置問題も合わせて調査する特別委員会の設置案が、六月三〇日に可決され、特別委員
会を設置していた。

ところで、区長連会長名の議員定数削減の要望書が、町議会へ提出されたのは一九八三年五月二日、区長た
ちが議員と会つたのは同年五月九日、特別委員会設置が可決したのは六月三〇日、特別委員会の初会合が同
年七月七日である。五月一九日に区長たちが議員に会つたときに、一議員から定数削減については「議員とし
ても前から研究されております」「議会として充分協議され検討してゆく委員会もある」という話は、いささ
かつじつまが合わない。要望書が出される前から、町議会では早くから検討課題としていたのか、町議会側は
要望書が出されたことで、緊急動議で特別委員会の設置を急いだのではないかという疑問が残る。もつとも、
このことに関する公私の覚書・備忘録といった記録でもあれば、この推測は否定されるかもしれないが、現状
では時系列的な記録に基づき判断せざるを得ない。

ともあれ、議員定数問題の調査結果は、一九八三年九月の本会議定例会に報告された。特別委員会は七月か
ら九月にかけて五回開催し、三か町への事例地研修を実施した。議員定数条例改正の理由は、議員提出議案第
一号の「提案理由」に詳述している（『第四巻』七）。九月二十七日の町議会本会議において、議員定数を二六か
ら二二とする改正条例が可決された。議員定数は、町村合併後の一九五六年、第一回町議会議員選挙の定数が

二六であったから、実質的に今回の改正は、二七年ぶりであった。

なお、区長連の要望書は、同年九月五日付けの会長名で、「諸般の状況から、これが要旨に沿って、議会は大所高所からの考えをされて、自主的な判断を期待する」との理由を掲げて取り下げた（「昭和五八年 議会全員協議会」）。

3 第一期小澤町政の展開

第八代小澤町長の施政

一九八三（昭和五八）年四月の統一地方選挙に関して、自治省（現総務省）がまとめたところによると、町村長選挙を執行した町村は七〇二か町村、そのうちの三八八か町村が無投票当選で、全体の五五・二七パーセントを占めたという。湯河原町も、この一角を占めていたのである（「神奈川新聞」昭和五八年四月一九日付）。

既述したように、小澤忠一町長は、就任後初めての町議会臨時会に出席し、一九八三年度予算は前任町長と直接編成に関わったので踏襲するとしても、観光・商業・産業の振興は湯河原町特有の直面した課題を抱えているので、事態改善の施策を講じなくてはならないとした上で、議会の協力を呼びかけた。

小澤町長の初年度町政は、前町長の踏襲ということを明言していたこともあり、町道補修改良工事請負契約、消防団員等公務災害補償条例・国民健康保険条例・福祉会館条例の改正などに関する議案を上程し、町議会の可決を得ていた。その後も、各種条例の改正、歳入歳出決算・補正予算の承認等々についても上程し、町議会の可決を得ていた。

なお、小澤町長は、前町長が開催していた町民との町政懇談会を継続して開いていた。その目的は前町長に

ならい、町民の意見や要望を聴き、回答すべき事例は回答し、町政に反映すべきものは反映させるということであった。一九八三年は、一〇月中旬から一月中旬にかけて、各区を会場にして開催していた。

湯河原町部設置条例

一方、議会では議員定数減少に伴い、特別委員会を設けて調査を進めていた現行四常任委員会を、総務・民生・建設経済の三常任委員会へ移行する案件が議員提出議案として上程され可決している。

常任委員会のあり方について改正する動きは、一九八一（昭和五六）年七月、臨時行政調査会により出された「行政改革に関する第一次答申」によるところが多い。一九七三年のオイルショック以後、大幅な物価騰貴、経済成長率の低下、税収の伸びの鈍化のなかで、社会保障、文教関係費の支出拡大、日本経済の安定成長をねらって公共事業の大幅な増加が図られた。その結果、これらの支出拡大を赤字公債の増発によって実施されたために、その後の財政危機を招くことになった。そこで、政府は財政の再建と行政の効率化に取り組むことになった。それが、臨調第一次答申である。

第一次答申において、地方公共団体に求められたのが、①支出削減等と財政再建の推進、②行政の合理化、効率化の推進を主眼とする地方行政機構の改善であった。

小澤町長も、一九八三年一月二二日の全協において、「この改革により、事務体制の明確化、人員の抑制を図り行政改革の推進を図りたい」と表明していた（昭和五八年 議会全員協議会）。先の議員定数の減少と常任委員会数の移行に合わせ、「議会と町行政機構との連携を適切に保つ必要から」、総務部・民生部・建設経済部の三部制による行政機構の改革を実施しようとした。この議案は、「湯河原町部設置条例の制定について」として一九八三年一月二三日に可決された。神奈川県下の町村で部制を導入したのは、湯河原町が最初

であった。この部制の導入により、複数の課を掛け持ちしていた参事制を廃止し、管理態勢の強化と事務能率の効率化を図った。また、課・係の統廃合・新設も実施し、例えば、従来の水道課と温泉課を統合して公営企業課に、あるいは青少年相談室・産業振興係を新設した（「相豆新聞」昭和五九年四月一日付）。

一九八四年度の
主要施策

一九八四（昭和五九）年度の予算編成は、小澤町長にとっては町長として初めての作業であった。しかし、一九八一年七月以来、前町長のもとで助役を務めていたから、必ずしも予算編成は初めての経験ではなかった。いずれの自治体同様、オイル・ショック後の後遺症は依然として尾を引いていたものの、一般会計当初予算が五〇億五七〇〇万円、前年度に比して一三・四パーセント増の積極型予算を編成した。この一般会計に特別会計・企業会計を含む総予算額はおよそ一〇〇億七八〇〇万円で、二年連続して総予算額が一〇〇億円を突破し、県下町村では最大級の予算編成であった（「相豆新聞」昭和五九年二月二二日付）。

一般会計予算から主要な新規事業をひろい上げると、総務関係では、ワードプロセッサ導入事業、まちづくり推進事業、消防ポンプ自動車購入、東部地域小学校（仮称）建設事業などを挙げている。

民生関係では、保健センター建設事業、じん芥^か収集車購入、青少年対策事業を挙げている。ついで、建設経済関係では、温泉場道路歩道整備事業、緑のま

表5 小澤町政 一般会計歳入当初予算・決算及び歳出決算

(単位 円)

	歳 入				歳 出	差引残額
	当初予算額	予算現額	決算額	増減比	決算額	
1984年度	5,057,000,000	5,088,627,458	5,009,320,299	△1.6%	4,940,219,977	69,100,322
1985年度	5,619,000,000	5,568,600,800	5,541,262,819	△0.5%	5,421,497,831	119,764,988
1986年度	5,802,000,000	6,756,593,125	6,735,578,243	△0.3%	6,588,915,921	146,662,322
1987年度	5,278,000,000	5,920,880,253	5,950,525,408	0.5%	5,779,736,769	170,788,639

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」

ちづくり事業、都市計画道路延長調査委託、都市公園整備計画調査委託、農業経営担い手育成事業、野猿保護区基本計画調査事業、農業生産技術改善推進事業、湯河原駅観光案内・行政サービスセンター建築委託などを挙げていた。また、公営企業の整備にも重点を置くとして、上水道事業では、南郷湧水水質保全のためのろ過施設整備、給水不良地区の解消、温泉事業では、湧出量減少化に伴う利用権利の調整などについても取り上げていた。

町政に関する所信― 湯河原町は一般的な財政力(1)基幹事業の遂行の伸びをみせているものの、財政力を上回る行政需要が特に強いとされているが、なかでも長年の懸案事業である温泉場道路の工事完成と関連する諸公共事業を基幹事業のひとつとしてあげていた。一九八四(昭和五九)

年度には、温泉場道路歩道整備第一期工事の完成を目指していた。さらに基幹事業としてあげていたのが、公共下水道事業であった。この事業は、高杉町政のときに下水道整備計画に着手し、一九七四年に事業認可を得

表6 小澤町政 自主財源比率の推移

(単位 円)

	1984年度	1985年度	1986年度	1987年度
町税	2,979,352,363	3,286,921,325	3,550,915,590	3,820,339,324
分担金及び負担金	127,900,012	225,744,584	276,870,321	272,408,302
使用料及び手数料	50,313,887	51,814,089	74,057,371	71,910,376
財産収入	32,984,844	45,584,348	969,932,599	58,691,420
寄附金	18,121,765	173,634,746	72,944,974	451,528,041
繰入金	165,113	91,475	50,104,944	434,331
繰越金	175,536,453	69,100,322	108,049,988	134,676,322
諸収入	114,610,524	51,010,854	64,932,021	65,134,611
自主財源合計	3,498,984,961	3,903,901,743	5,167,807,808	4,875,122,727
歳入合計	5,009,320,299	5,541,262,819	6,735,578,243	5,950,525,408
自主財源比率	69.8%	70.5%	76.7%	81.9%

〔資料〕「一般会計歳入歳出決算書」

て本格的整備事業が始まっていた。一九八〇年に終末処理場となる湯河原町浄水センター建設に着手し、一九八四年度には第一期工事が完了する予定であった。

また、都市公園整備も基幹事業としていた。これは、浄水センター地下構造物の上を利用して、芝生広場・テニスコートなどを設けた都市公園の整備で、一九八三年三月に計画決定をし、同年七月一五日に事業が認可され、同年一月に工事に着手していた。以上が、町政に関する所信として掲げた基幹事業である。

町政に関する所信― 次に掲げていたのが、教育と福祉関係であった。教育で最初に取り上げているのは、青
(2)教育と福祉の充実 少年の健全育成活動に関してであった。青少年問題を取り上げたのは、アジア太平洋戦

争終結後、一貫して増え続ける刑法犯は、一九八〇年代になっても同じであった。そのなかでも、中学生を含む少年非行が増えて、神奈川県においても、特に一九七八年頃から増加傾向にあった。神奈川県警察本部少年課が公表した一九八二年における刑法犯で中学生（一五歳）以下の少年が占める刑法犯の割合は、七〇・七パーセントであったという（「相豆新聞」昭和五八年一月三日付）。このような現状を鑑みて、青少年相談室の設置と専任相談員の配置を計画していた。教育施設については、福浦小学校の改築に伴う（仮称）東部地域小学校建設事業は、用地取得交渉も進行し、今年度に建設工事に着手できることとなった。

福祉に関しては、必要とする公の施策を重点的に配慮しなければならないとする一方で、ボランティア活動による「希望と温かい潤いのある社会の醸成」に期待しなければならぬとのみ述べる程度であった。また、高齢化社会・高医療社会については、実情を踏まえた湯河原町らしい福祉施策の速やかな実現を念頭に、着々かつきめ細かく実施していくと述べる程度であった。

町政に関する所信― このことに関しては極めて理念的なことを掲げ、前後の所信に比して具体的施策は表現
(3)生活環境の整備― されてはいない。すなわち、「この町に住んでよかったと実感していたただける町づくりを

進めることが、私の素朴な目標」とし、具体的構想として「静かで行きとどいたたずまいの・どこかほのぼのとした人情味あふれる・地味ながらいぶきを秘めた町」を目指すとしていた。しかし、この町づくりを達成するには一朝一夕では不可能であり、緑と花いっぱい運動・行政パトロール活動・挨拶運動・住民セミナー活動などといった生活に直結するような地道な活動の累積が必要であるとされていた。しかし、これらの活動は、行政側の行動によってのみ実効するのではなく、町民の意識と努力によるものであるとして、町民の参加を呼び掛けていた。

町政に関する所信― 産業経済の面では、従来と同じ、観光とミカンを中心とした農業の活性化対策の推進を
(4)産業経済の活性化― 挙げていた。ただし、観光については、町の立地条件を活かすことに障害となっている

問題は何かとということを説明して対処していくことが重要であると指摘するにとどめていた。なお、商工業活動は、観光の活性化に関連して改善されると思っていた。ここには、行政の力のみでは観光の活性化は望めず、観光協会を中心とした観光業に従事する人たちの創意工夫による努力が求められていることを暗に示しているようである。ミカンを中心とした農業については、専門的対策を打ち出すために必要な担当係を設け、職員を配置するとしていた。ミカン市場は、右肩下がりの厳しい状況にあって、いく度となくミカン農業の不振が取り上げられてきていたが、依然として改善の兆しがみられない。

町政に関する所信― 安全対策面では、常備・非常備消防力は充実している。想定される大規模地震対策も
(5)安全対策と保健の充実― 順次対策を強化している。また、救急医療体制も小田原医師会湯河原班の協力のもと、

休日当番医による救急医療推進対策事業を運用し、さらに広域病院群輪番制による第二次救急医療体制の推進を明らかにしていた。次に、高齢化社会の到来による保健対策として、予防指導対策が必要になってきたとし、この対策として先に挙げた保健センターを建設するとしていた。

一九八五年度 小澤町長は、一九八五（昭和六〇）年三月九日、本会議において一九八五年度の湯河原町予算の町政施策 案を上程した。この予算案編成に当たり、一九八五年度の町政に関する所信を述べた。この所

信において最初に、一九八五年度の国家財政に触れ、国家財政は依然として危機的状況を脱し切れていない。それゆえ、国は引き続き超緊縮型の予算編成を余儀なくされている。このような背景から県においても、財政改革の強力な推進と対応力の回復を図ることが、施策の最重要課題となっていると説明していた。しかし、小澤町長は、この厳しい社会経済情勢・行財政条件であればこそ、「私はこの厳しい町政環境には意欲をもって挑戦していく覚悟」であることを強調していた。

そこで、一九八五年度予算編成に当たっては、「人間性豊かな教育環境の充実」「ともに喜びあえる地域福祉の充実」「安全で住みよい都市生活基盤の確立」「新しい時代への観光・商工・農林水産業の脱皮」を目標とすることを明言していた。こうした目標のもとに検討した予算案総額は、一〇六億一〇〇万円、一般会計では、五六億一九〇〇万円、前年度比一一・一パーセント伸びた積極型・大型予算となった。

新年度に入って、継続事業ではあった湯河原町保健センターが完成した。これは、町民の健康づくり推進、健康相談・健康診察を総合的に実施するための町民健康の拠点として、一九八四年一〇月から着工されていたものである。一九八五年四月一日、開所した。

これも継続事業であったが、終末処理場である浄水センターと海浜公園の建設が完了した。浄水センターは、

一九六八年に立案された公共下水道事業基本計画に基づき一九八〇年に着工し、一九八五年四月に第一期工事が完了して供用開始となった。また、一九八三年一月から着工していた浄水センター地下構造物の上を利用した都市公園（湯河原海浜公園）も、一部供用開始となった。浄水センター通水式及び湯河原海浜公園開園式は、四月二十八日に執り行われた。

また、懸案となっていた（仮称）東部地域小学校建設工事（本体工事）も、一九八五年一月一日の本会議において工事請負契約が可決され、一九八七年一月二〇日を工事期限とする校舎建設工事が、一九八五年一月二二日の安全祈願祭をもって始まった。

行政改革の推進

国では、高度経済成長期に入ってから拡大した行政組織の整理を検討するようになり、一九六一年（昭和三六）年一月に、第一次臨時行政調査会（以下「第一次臨調」という）を設置した。第一次臨調は一九六四年九月、行政改革に関する基本的提案を内容とする「行政改革に関する意見書」を答申して解散した。さらに、一九八一年三月にも第二次臨時行政調査会が設置され、一九八四年度までの赤字国債ゼロ、日本国有鉄道・日本電信電話公社・日本専売公社の三公社民営化、米・国鉄・健康保険の赤字解消を提言した。このように、国の行政機関が行政改革を叫び、これに県も呼応していることから、市町村も行政改革に着手する動きが出てきた。

湯河原町が先に行った部設置も行政改革の一環であったが、町は、さらなる行政改革を推進するために一九八五年八月二十八日、湯河原町行政改革推進本部設置要綱を告示し、本部長に町長、副本部長に助役、本部員に収入役・教育長・消防長・部長・次長・技監をあてた行政改革推進本部を設置した。行政改革推進本部が所管する事項は、行政改革大綱の策定及び実施に関すること、その他行政改革に係る重要事項となっていた。同時

に「湯河原町を取りまく、厳しい行財政環境のなかで、多様化する行政需要に対応しつつ、地域社会の活性化及び住民福祉の推進を図り、引き続き行政改革を強力に推進するため」湯河原町行政改革大綱を告示した（「告示綴 昭和五八年（平成元年）」）。この改革大綱には、①職員の資質の向上、②経営的発想への転換、③町民参加行政の推進、④事務改善の四本の柱が挙げられているが、このなかには、後に町民の日常生活で垣間見る民間委託、町補助金の見直しが含まれていた。

4 町議会議員選挙と町議会

第八回町議会議員選挙

第八回町議会議員選挙は、一九八四（昭和五九）年一月二五日、町選挙管理委員会が補届け出受理は一日のみ、選挙運動期間は七日間から五日間に短縮されることになった。改正規定は湯河原町の場合、この第八回町議会議員選挙から適用することになっていた。

町選挙管理委員会が選挙日程を決定する前後から、出馬の意向を示す人も現れ、今回の選挙から二六議席から二二議席となった最初の選挙ということもあり、激しい選挙戦の展開が予想されていた。三月二〇日の選挙告示と同時に立候補の届け出を受け付けたが、定数二二人のところへ二四人が届け出て当日、受付を締め切った。そして、少数激戦の町議会選挙が始まった。

今回の選挙の立候補者についてみると、無所属現職一六人、無所属新人四人、公明党現職二人、日本共産党現職一人、日本社会党現職一人であった。女性の立候補者は、いなかった。また、これまで日本共産党の公認であった議員が、党の方針により公認を得られず、無所属として立候補することになった（「相豆新聞」昭和

表7 1984年3月25日執行
町議会議員選挙当選者一覧

順位	氏名	性別	年齢	党派	得票総数
1	市川 公造	男	53	無所属	1,145
2	米岡 幸男	男	47	無所属	980
3	松野 満	男	36	無所属	973
4	深澤 勇	男	63	無所属	939
5	北村 幸則	男	44	公明党	878
6	杉本 忠正	男	56	無所属	857
7	鈴木 栄治	男	54	無所属	761
8	二見 義雄	男	59	無所属	728.961
9	橋本 健二	男	71	無所属	699
10	力石 静夫	男	57	無所属	641
11	室伏 安雄	男	62	無所属	624.108
12	青木 昭久	男	52	無所属	618.174
13	丸山 孝夫	男	46	無所属	599
14	柏木 拓	男	56	無所属	597
15	室伏 敏雄	男	60	無所属	596.488
16	田原 要	男	59	公明党	588
17	大久保 甫	男	62	無所属	582
18	小沢 健三	男	60	日本共産党	570
19	車谷 尚一	男	58	無所属	564
20	岩本 良夫	男	64	無所属	552.863
21	青木 実	男	48	日本社会党	518.825
22	辻元 久	男	58	無所属	499

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

〔注〕 議員定数22人

表8 第8回町議会議員選挙投票結果

	男	女	計
当日有権者数	8,522	10,188	18,710
投票した者の数	7,356	9,118	16,474
投票しなかった者の数	1,166	1,070	2,236
投票率	86.32%	89.50%	88.05%

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

五九年二月二二日付）。三月二五日、投票が行われ、即日開票の結果、二二の議席が確定し、無所属の現職二人が落選した。

正副議長選挙

町議会議員選挙が終わり、新議員による初議会である臨時会が四月九日に開会された。この臨時会の主要案件は、正副議長選出と常任委員会の構成であった。臨時会は、臨時議長を年長議員に指名し、議会日程を四月九日から一四日までとした。議長選出は、投票によるものとし、議長選挙は、四月一日に行われた。内部調整に少々時間を要したが、午前一〇時三〇分過ぎに選挙を実施し、無所属議員

全員からの得票で、連続七期当選の大久保甫議員が議長に選出された。午後には、副議長も選挙により選出された。

議長選出が、わずか一日間で決まるのは、極めて珍しい。これまでの議長選出では、指名推薦による選出は行われることが少なくなり、投票による選出が多くなったが、そのために、いわゆる与党派内での対立あるいは与党派の一部と野党派との駆け引きに調整が付かず、議会の空転が、しばしばあった。

第九回町議会議員選挙

小澤町政第二期には、第九回町議会議員選挙が執行されているので、ここで取り扱っておこう。

一九八八（昭和六三）年三月三十一日に任期満了を迎える町議会議員選挙は、三月二十七日に執行することが決まった。そして、早くも一月中には、無所属議員二人の不出馬、一人が入院加療中で不出馬濃厚、これに対して、吉浜と宮下から各一人、温泉場から元議員一人の出馬が予想され、こうなると、今回の町議会議員選挙は無投票の公算が濃厚とさえいわれていたようである（「相豆新聞」昭和六三年一月一七日付）。同年三月四日の立候補事前説明会までは、一月以来の予想で状況は推移し、事前説明会には定数どおり、立候補予定者本人あるいは代理人二二人が出席し、一層、町議会議員選挙は初の無投票となることが確実視された。

ところが、三月二二日の告示日前の一九日に、町の選挙管理委員会に立候補届出書類を受け取りに来た人が現れたことから、町議会議員選挙は選挙戦となる状況となった。結局、告示日までに三人の追加届け出があり、定数二二人に対して立候補者二五人となり、少数激戦の選挙戦が展開されることになった。

立候補の内訳は、無所属の現職一六人、無所属の新人四人、無所属元一人、日本共産党の現職一人、日本社会党の現職一人、公明党の現職一人、公明党の新人一人であった。

表9 1988年3月27日執行
町議会議員選挙当選者一覧

順位	氏名	性別	年齢	党派	得票総数
1	市川 公造	男	57	無所属	1,147
2	北村 幸則	男	48	無所属	1,017
3	米岡 幸男	男	51	無所属	989
4	菅沼 佑二	男	45	無所属	976
5	深澤 勇	男	67	無所属	919
6	向笠 茂幸	男	40	無所属	904
7	岩本 行弘	男	51	公明党	840.143
8	杉本 忠正	男	60	無所属	773
9	田原 要	男	63	公明党	749
10	松野 満	男	40	無所属	737
11	青木 昭久	男	56	無所属	707
12	辻元 久	男	62	無所属	692
13	小沢 健三	男	64	日本共産党	658
14	岩本 良夫	男	68	無所属	629.897
15	室伏 安雄	男	66	無所属	612
16	二見 義雄	男	63	無所属	580.692
17	力石 静夫	男	61	無所属	580
18	鈴木 栄治	男	58	無所属	521.137
19	二見 益弘	男	46	無所属	423.266
20	小松 律夫	男	51	無所属	397.861
21	鈴木 幸雄	男	51	日本社会党	394.862
22	丸山 孝夫	男	50	無所属	362

〔資料〕「湯河原町選挙管理委員会資料」

〔注〕 議員定数 22人

表10 第9回町議会議員選挙投票結果

	男	女	計
当日有権者数	9,165	10,809	19,974
投票した者の数	7,252	9,048	16,300
投票しなかった者の数	1,913	1,761	3,674
投票率	79.13%	83.71%	81.61%

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

三月二二日の告示後、二六日まで選挙戦が展開され、二七日午前七時から午後六時まで町内一一会場で投票が行われ、午後七時三〇分より開票作業が始まった。そして、午後一時三五分、開票率一〇〇パーセントとなり、当選者が確定した。

当選者のうち、市川公造議員は八期連続当選の強さを見せ、北村幸則議員は前年一九八七年九月に公明党を離党し、今回の選挙では無所属で立候補したにもかかわらず、前回よりも得票を伸ばして当選した。また、無所属新人は一人しか当選せず、公明党は一議席増やすことになった。

正副議長選出

町議会議員選挙が終われば、新議員で構成される町議会の臨時会を開くことになっているが、その臨時会は四月一日に開かれた。臨時会第一日目は、慣例で年長議員が臨時議長となつて議事の進行を担当するが、まず、各議員が自席で順次自己紹介をする。ついで、臨時議長は定足数に達していることを確認してから、仮議席を指定する。通常は、現に着席している議席を仮議席とする。次に、会議録署名議員を指名し、会期を決める。会期は、議長一任の場合や議員からの発言により決められる。いずれにしろ、会期が提案されると異議ないことを確認して、会期が決定する。

この日の議長選出については無記名投票の発言があつたことで、議長の選出は投票による選挙ということに決まつた。ただし、臨時議長は、「新人議員さんへの思慮もあり、本日直ちに選挙を行うことは各人の心の準備もあるうかと思われまふ」と述べ、次回は四月一四日に再開の賛成を得て散会した（昭和六三年 湯河原町議会第二回臨時会 会議録議決書（四月））。しかし、四月一四日に再開したもの、臨時議長は「選挙を円滑に行うためにも、まだ若干調整が必要とされます」として、この日は散会した。四月一九日に臨時会を再開し、ようやく議長選挙が行われた。選挙結果は、投票総数二二票、有効投票二一票、無効投票一票で、力石静夫議員が二〇票を得て議長に当選した。議長が当選が決まつたので、ここで臨時議長は新議長と交代した。

次に、副議長の選任は当日午後、投票により行われ、投票総数二二票、有効投票二一票、無効投票一票となり、二〇票を得票した公明党の田原要議員が当選した。今回の正副議長選任は、比較的順調な選挙の流れとなつたといえよう。

正副議長が決まつたことで、議席の指定が行われた。議席の指定は議長の権限であり、指定は抽選によつて行われていた。ただし、同じ政党の議員は、申出により隣席に着席することが慣例となつていた。今回は、議

席の指定に関し、市川公造議員の申出により、前回の選挙後の議席指定の際に実施された、議員同士の話し合いによって議席を決める方法が提案された。この提案があつて後、議長は休憩を宣言したが、この休憩の間に議員同士の話し合いがあつたと思われる。

議会再開後は、事務局長から議席順が公表されて議席を交代した。議席決定後は、常任委員・議会運営委員・特別委員などの人事案件の審議に入ったが、慣例により選考委員会を設けることに「議長一任」、選考委員会による各委員選任に「異議なし」との議員の発言で、委員の選任が行われることになった。ただ、議長が「本日に直ちに選考するということは至難の技だと思ひます」^(ママ)ので、明日二〇日の会期最終日までに選任作業が終わらないことを考慮して、会期延長の必要があると発言した。この発言に対し、市川公造議員から、努力をしないで会期を延長することよりも、選任が「明日の一〇時にできているというのは神業」、そこで本会議招集を午後二時頃として、その時点で会期の延長を考えればよいと提案、ほか議員の「異議なし」という意見により会期は延長しなかつた。人事案件は、このように唯々諾々と進められた。会期延長を決めることに一考を要すると発言した市川公造議員は町議会議員八期目、町議会において議員経験を積み上げた者の議会運営に関する発言といえよう。

四月二〇日に各種議会委員会の委員選任が終了するかに思われていたが、常任委員会の委員選任が難航したため、当初の会期どおりに臨時会は終わらなかつた。というのは、一九

八八（昭和六三）年三月二日の本会議において、「湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例」が議員提出議案として上程された。これは同じ日の本会議に「湯河原町部設置条例の一部を改正する条例」（案）が、次のような提案理由で上程された。すなわち、

経済の全体的な振興、活性化並びに都市基盤整備のより一層の充実が必要である本町の社会経済情勢に的確に対応し、効率的な行政運営と住民サービスの向上を目的に機構の改善を図る

というものであった。これまでの行政機構が総務部・民生部・建設経済部の三部制であったものを、建設経済部の事務を分掌し、総務部・民生部・建設部・経済部の四部制とする。いふなれば、町の行政機構の改正に合わせ連動させたものであった。すなわち、

行政の組織機構は、常にその時代の社会情勢に的確に対応し、効率的な運営ができる体制が望まれるところである。今回、町の機構改革に伴い、議会においても「中略」行政の量的多様化並びに質的専門化の中で議会としての適正判断を下す委員会活動は、極めて重要である

ということから、総務文教・民生・建設・経済の四常任委員会体制にすると提案理由を述べていた（昭和六三年 湯河原町議会 第一回定例会（三月）会議録 議決書）。四常任委員会体制は、町の四部制機構そのものであった。

常任委員会が四常任委員会に増えたことで、各委員会にあてる議員数と配置が難航し、二〇日に二一～二三日まで会期延長を決め、二三日になって選考結果が報告され了承された。これほどまでに選考が遅れたのは、各常任委員会の議員配分数で話し合いがまとまらなかったのか、希望する委員会委員の就任に調整がつかなかったためなのか、その点は不明である。

町立診療所の 町当局は、一九八八（昭和六三）年九月の町議会定例会へ向けて湯河原町立診療所廃止案について民営化問題 いての条例を上程しようとする動きに出していた。この町立診療所の設立経緯などについては別

稿（第二部第二章第三節）に譲るが、診療所を廃止しようとしたのは、この年四月、診療所長から退職の申出

があったことで、診療所の経営のあり方について検討が迫られたためであった。経営上の最大の問題点は、一般会計から診療所経理へ埋め合せする額が年々増加していたことである。その一方で、国民健康保険財政が悪化するという現状にあった。そこで、診療所を廃止すれば、町民の保険料負担を軽減できるとし、湯河原町内には一九の医療機関があり、医療機関の充実度は高く、診療所の設置目的は達成されたと判断していた。一方で、診療所利用者の大半は診療所の所在する鍛冶屋地区住民で、診療所が廃止されると、鍛冶屋地区に医療機関がなくなるということになり、地域医療の存続・保全の可能性も検討課題であった。

このような状況のとき、真鶴町の診療所長であった井上曜三郎医師が、地域医療の充実・保全を条件に、診療所施設等を当初は五年間の無償貸与、その後は有償貸与で診療所の経営を引き継ぐことを申し入れてきた。ここに、民間委託による医療機関存続の可能性が検討された。

湯河原町国民健康保険運営協議会・民生常任委員会・議会全員協議会で検討を重ねた結果、診療所廃止、民間委託の方針が決まったが、小田原地区労働組合協議会・湯河原町労働者協議会・自治労湯河原町職員労働組合が診療所の廃止に反対する陳情を提出した。この陳情は、診療所廃止反対と同時に職員の分限解雇にも反対していたのである。しかし、この陳情書は九月一七日に提出して九月二一日に取下げた。九月二一日の本会議で診療所の廃止に係る条例の改正を可決し、その際、診療所の廃止を一〇月一日に施行するとしていたものを一二月一日施行と変更した。この猶予期間は、診療所廃止に伴う職員の処遇問題解決のための期間であった。

5 第二期小澤町政の展開

第九代小澤町長の就任

一九八七（昭和六二）年四月は、統一地方選挙の神奈川県知事選挙・県議会議員選挙が終わり、四月二日には統一地方選挙の後半である湯河原町長選挙と町議会議員補欠選挙が執り行われる。浄水センターの完成により公共下水道の供用を開始し、有料湯河原新道を湯河原町道へ所管替えることを決めるなど、事業実績を上げてきた小澤町長は、早くから二期目へ再出馬することを表明していた。

三月三十一日、支持母体である後援会の事務所開きが開かれたが、事務所開きには、地元出身の高橋実神奈川県議会議員、湯河原町議会議員、真鶴町助役、同町議会議員と支持する町民が集まった。なお、後援会長は、一九六〇年三月に二九歳の若さで初当選して以来、連続七期の町議会議員を務めていた市川公造であった。県議会議員や古参議員を後ろ盾にした小澤町長にとっては、強力な体制であったといえよう。

四月二一日、町長選挙及び町議会議員補欠選挙が告示された。告示後、町長選への立候補者は小澤町長のみで、ほかに出馬を表明している者がいない現状から、小澤町長の無投票再選の公算が強かった。なお、町議会議員補欠選挙については、定数三議席のところ、告示までは無投票決定かと思われていたが、

表11 小澤町政 一般会計歳入当初予算・決算及び歳出決算

(単位 円)

	歳 入				歳 出	差引残額
	当初予算額	予算現額	決算額	増減比	決算額	
1988年度	5,535,000,000	6,234,450,017	6,277,806,459	0.7%	5,940,252,396	337,554,063
1989年度	6,343,000,000	6,723,690,000	6,846,083,481	1.8%	6,402,091,028	443,992,453
1990年度	6,872,000,000	7,991,355,160	8,049,769,348	0.7%	7,591,315,530	458,453,818
1991年度	7,561,000,000	8,228,738,380	8,268,177,783	0.5%	7,786,118,078	482,059,705

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」

四人の出馬となり、激戦必至となった。

告示日の立候補届け出締め切り時間までには、予想どおり小澤町長の届け出があったのみで、この結果、小澤町長の無投票再選が決定した。ここに、第九代の町長が決まり、小澤町長は二期目の町政を担当することになった。

一九八七年度 小澤町政の第二期町政に関する町政施策概要
 所信について、まず初年度である

一九八七（昭和六二）年度の町政運営の目標として、①豊かな人間性をはぐくむ教育環境の整備と文化の向上、②地域に根ざした福祉と保健予防の推進、③新しい時代にこたえる観光・産業の育成と活性化、④安全で住みよい快適なまちの創造、⑤行財政運営の効率化という五大目標を掲げた。簡単に五大目標の内容についてのべると、目標①については、東台福浦小学校の四月開校をもつ

て、学校教育施設の不燃化建替えが完了するので、今後は整備年次により施設の格差解消のための整備事業を進める。青少年の刑法犯と非行は社会問題として注目される世相となってきたこともあり、湯河原町でも青少年

表12 小澤町政 第2期 自主財源比率の推移

(単位 円)

	1988年度	1989年度	1990年度	1991年度
町税	4,386,576,254	4,410,159,532	4,808,694,075	4,932,065,153
分担金及び負担金	202,050,237	204,311,436	213,850,522	227,570,408
使用料及び手数料	133,271,062	160,928,169	177,046,160	187,960,747
財産収入	158,065,246	370,597,391	169,354,988	451,282,211
寄附金	146,623,332	151,786,180	309,235,498	173,189,260
繰入金	74,353	80,998	73,236	11,120,862
繰越金	154,137,639	303,806,063	443,992,453	458,453,818
諸収入	77,591,622	101,966,898	147,743,312	111,868,683
自主財源合計	5,258,389,745	5,703,636,667	6,269,990,244	6,553,511,142
歳入合計	6,277,806,459	6,846,083,481	8,049,769,348	8,268,177,783
自主財源比率	83.8%	83.3%	77.9%	79.3%

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」

年の犯罪・非行には関心をよせていた。そこで、青少年対策として、青少年相談室の活動と町民による青少年育成活動とを合わせた意識の啓発に力を入れていくことにした。社会教育に関しては、町民大学を初めとした住民参加の文化活動を継承充実化を推奨すると共に、より広範な住民参加を期待する。保健体育については、高齢化社会への対応強化の一環として、健康増進の拠点にヘルシープラザの建設を推進する（ヘルシープラザは、一九八九（平成元）年四月一日開館）。

目標②については、福祉に対して実践的な予算を配分する。県下で最上位となっている湯河原町の高齢化率・高齢者医療費の急増に対しては、長期的な対策の確立に努める。また、国民健康保険事業・老人保健医療事業において、極端に悪化している医療費増加を改善する。保健衛生対策の充実強化の面から、保健センターを拠点とする総合的保健予防対策・保健指導対策を推進する。以上のような地域福祉の充実を強調していた。

目標③については、一九八六年から、ようやく業績が向上してきた湯河原町の観光のさらなる向上は、多様な観光ニーズに対応する観光協会を中心とした経営努力に期待したいとして、一九八七年度は恒例化した諸事業の改善を検討する。町村合併三〇周年記念事業の一環として進められている「こごめの湯」建設事業を、一九八七年度中に工事の大半を完了する。また、湯河原駅を中心とした商工会の協業活動による活性化を誘引するために、一九八七年度中、おにわ保育園の移設を具体化する。農林水産業は、依然として低迷を続けているが、なかでも農業については、兼業化の確立・個人的経営化の推奨など農業の経済性樹立の道筋をつけていかなければならないが、一九八七年度は、農業の着実かつ前進的振興施策を進める。しかし、行政側としては、営農指導対策に留意した農協の合併対策の推進に期待するしかなかった。

目標④については、インフラ整備を中心として事業の推進を計画しているが、それらを列記すれば、公共下

水道事業区域の拡大・都市公園施設の整備・基幹道路の整備・用途地域制を含む都市計画の推進・上水道の整備・温泉事業の改善などがあった。特に、温泉観光地の最重要資源を町営化した温泉事業は、町営化して三〇年を経過したこともあり、湧出温泉量の低減・施設の老朽化により運営の効率が著しく低くなってきたので、圧送計量制への切り替え改良事業の実施を計画しているが、一九八七年度は、「料金体系も含めた抜本的な改善の検討の着手を予定」しているとのことである。とはいえ、「源泉所有者、温泉利用者の理解と協力を要望」している点から、行政サイドのみで実施できない難しさをみせている。

なお、一九八七年度においても、おもに一九八七年度の予算概要を説明する湯河原町政説明会を、六月二〇日の中央区を皮切りに各区八か所で開催する予定である。

一九八八年度 物価安定を基本とした景気の拡大と雇用の安定及び地域経済の活性化を図る一方、行財政改革を推進することを指標とした公共投資拡大型を目指す国の一九八八（昭和六三）年度政府

予算案が審議されていた。さらに神奈川県においても、積極充実型の予算案審議に入ろうとする状況下で、湯河原町も都市基盤の整備が一応の進展期にある現状を踏まえ、先に策定した総合計画である「湯河原二一世紀計画」が目指す充実したまちづくりの実践を重点課題として、意欲的な配慮をした一九八八年度予算を編成したと、小澤町長は表明した。そのなかで小澤町長は、湯河原町の財政力は、着実に進展する方向をたどり、この傾向はさらに持続していくものと判断していた。また、この財政力が着実な進展をみせている時期にこそ、充実した行政体質を確立する必要があるとして、施策の鮮明化を意図し、①調和ある町政の確立、②生活環境条件の整備保全、③経済振興等の実践、④行政運営の意欲化という四本の目標を掲げた（昭和六三年 湯河原町議会 第一回定例会（三月）会議録 議決書）。この四大目標における運営の骨格についての大要を、以

下のように述べていた。

まず①については、湯河原町の都市基盤施設は、ほかの町村と比較しても極めて高い整備水準にある。これは、長年にわたる行政の成果であり、今後も行政の実績として維持していくべきものではあるが、大規模事業にのみ重点を置く施策では日常生活周辺の環境条件保持とのバランスにゆがみが生じることは否定できない。その点から、極力調和の維持に努める町政の確立を目指すことを明らかにした。

②については、既存の公共施設等の改善改良・新規・小規模事務事業を、住民の日常生活に密着した環境条件を整える点について、その対応は単に費用負担・経費負担に依存する財政的対応で終わらせるのではなく、「精神的人為的領域での活動成果」すなわち、行政を運用する職員の格段の配慮による対応に努めるとした。

③については、実業的分野に対して行政は極めて非力であると断りつつ、町勢の進展は経済の振興と直結しているので、「特に、観光振興等の強化推進、商業工業振興等の拡大充実化、農業振興等の実践的活動」を地域の特色として活動を誘引し、同時に意識を刺激していくことを、町政の新しい活動分野として強力に推進したいと表明した。

④については、総体的に行政は、良好な推移を維持していると判断したうえで、迅速性・企画性・経営性を強化するために移行した四部制については実態を検討しつつ、改善を実施していく。同時に「活き活きた眼光の、力強い表情の、誠実な行動力をもつ職員を意識開発」は重要な施策であり、その実行を明らかにしていた。

町政の基本方針を明らかにしたうえで具体的な施策概要を、「昭和六三年度 町政に関する所信」で表明した小澤町長は、続けて基本方針の具体策を①「教育と文化」、②「福祉と保健予防」、③「産業と観光」、④「都

市基盤と生活環境」、⑤「行政と財政」の五項目を挙げて明らかにしていた。

①の「教育と文化」に関しては、学校教育面における一九八八年度の具体策として、学校教育施設の継続整備、コンピュータ教育への円滑な移行のための所要経費の予算化、視聴覚教育設備・放送設備の整備充実を挙げていた。また、湯河原中学校の緑化防塵対策も継続事業として挙げていた。一方、依然として顕著な社会問題ともなっている刑法犯・非行にかかる青少年対策については、青少年相談室を軸に青少年の健全育成を強力に推進するとしていた。

社会教育面では、町民大学を初めとする自主的学習会・セミナーなどが社会人形成と生涯教育の効果を挙げることができるよう、内容の充実を図っていた。

②の「福祉と保健予防」に関しては、社会福祉協議会の高齢化社会に対応した活動が強く期待されるようになった。そこで、社会福祉協議会の活動の助長と家庭奉仕員活動の強化、老人訪問事業の充実などを推進する。国民健康保険事業・老人保健医療事業は医療費の増加により、運営が非常に厳しい状況に置かれているが、住民負担が過重とならないように留意する。また、医療費の増加を抑制するために、保健センターを拠点とした保健師による各種健康指導を推進する。

③の「産業と観光」に関しては、産業全体に対する施策を扱うので、多岐にわたっている。まず、観光業については、所信のなかで、「近頃の温泉ブーム」の影響により、低迷する観光業界に業績の向上がみえはじめたと指摘している。これは、高度経済成長期に男性主体の団体客が多かった温泉観光が、一九八六年一二月に始まったバブル景気により温泉ブームが到来し、若者・家族・女性グループの温泉客が来るようになった。なお、町政に関する所信とは離れるが、温泉ブームの受け入れ態勢整備の一環として、町内の湯河原温泉旅館組

合・湯河原温泉旅館協同組合・浜湯河原旅館組合を統一する見込みがついてきたと、一九八八年二月の一般質問で観光業界の動向を紹介していた。町村合併三〇周年記念事業として進めてきた「こごめの湯」建設事業も、一九八八年四月に完成することになっており、地元の人はずもとより、観光客の呼び込みに利用することができると。湯河原駅前整備は地域経済活性化の一環として継続事業を推進していくが、共同施設の整備は周辺地区商店会の努力に負うところが大きい。

さらに、依然として不況感がぬぐえない農業面は、専門家による農業技術者の指導及び転換作物導入の実践活動を推進して、優良作物の振興策を展開する。また、進捗している町の東西連絡機能を高める農免道路事業も早期完成を目指す。漁業面では、沿岸漁業振興対策として、福浦漁港局部改良事業及び並型魚礁設置事業を実施する予定である。

④の「都市基盤と生活環境」に関しては、生活環境整備として公共下水道事業を推進し、供用が開始されている地域住民の協力により、さらに普及率の向上が図られている。温泉場道路拡幅事業も、一九八九年度で、当初計画の落合橋まで完成できる見通しとなり、さらに、理想郷入口から湯河原小学校間の拡幅整備は、「力強い対策」を進めていく。吉浜中地区道路整備事業の継続、オレンジライン取付改良事業、森下三号線改良事業の継続実施、道路水路補修事業の拡大予算を編成した。なお、中央土地区画整理事業も完了に向かっている。町村合併三〇周年記念事業としている幕山・城山地区自然公園整備事業は、一九八八年度に幕山風致公園整備事業の基本設計を予定している。あわせて、宮上地区の都市公園整備事業に着手する。

消防体制は、より安全な町づくりのため一九八八年度は、第五分団、奥湯河原分署及び真鶴分署のポンプ自動車を更新を図り、防火水槽施設の充実にも努める。また、消防業務と切り離すことができない救急医療体制

については、小田原医師会湯河原班の協力のもと、順調な運営を期していく。

一九八七年來、ごみの可燃物と不燃物の分別処理徹底を呼び掛けてきたが、一九八八年度も分別処理の徹底と啓発を実施していく。なお、不燃・粗大ごみの処理対策を確立するための実施設計に着手する。

最後の⑤「行政と財政」に関しては、行政処理に当たる職員に対しては、一九八七年に引き続き「迅速、展望、誠実を報務信条とする自覚」を持つように要請している。また、そのための事務の合理化・近代化に要する施策は、積極的に推進する。一方、財政については、自主財源比率を強化し、運用の弾力性を高めて財政力を充実させるため、財源の備蓄・財政運営の企画性強化に配慮する。

年度間における施政計画とは別に、小澤町政では、先の行政機構における四部制導入では、四部の下に一六課一班を行政組織とする改革を実施し、一九八八年四月一日、機構改革に伴う人事異動を実施し、総勢二六〇人の大異動があった（「相豆新聞」昭和六三年四月一日付）。

一九八九年度 一九八九（平成元）年の我が国の経済状況は、内需主導型の成長がみられ、さらには拡大化町政施策の概要の傾向を維持していたが、国家財政としては、高額な国債残高対策、高齢社会化対策、行政

改革推進対策など重要な課題が山積し、厳しい状況下にあった。一方、神奈川県においては、好調な税収入に支えられた「超積極型予算案」が県議会で審議されていた（平成元年 湯河原町議会 第二回三月定例会会議録議決書）。また、湯河原町においては、人口の増加傾向が続き、課税客体（税金をかける対象となる物件・行為・事業等）の増加も堅調傾向にあり、財政力は着実に充実化しつつあり、このことから一九八九年度予算は、拡大基調の積極型になった。

一方、湯河原町における新たな課題として、県下市町村中、最高水準の位置にある人口高齢化への対応、顕

表13 1989年度 一般会計予算にみる主要施策の概要

総務費	専任看護師の指導対策による職員の健康保全、職員の適材適所重用化、ニューメディア・コミュニティ構想の具体化、不測の行政需要・将来の大型財政需要に対応する財源備蓄
民生費	虚弱高齢者対象のデイサービス事業新規採用、ホームヘルパー事業への看護師訪問、ボランティア活動の助長、地域福祉会館の充実整備、社会福祉協議会活動の助長、国民健康保険料値上げ抑止の財政対策
衛生費	保健センター活動の充実、救急医療体制の保持、じん芥処理事業の適確な運営、ゴミ分別収集の啓発、し尿処理・火葬場の広域行政運用の維持
農林水産業費	高品質ミカンの重点的生産地化への対応、農道整備、農協管理農道の町への移管、副作物の奨励、漁港改修・魚礁設置の継続、熱海市への出作農業地対策
観光 商工費	観光協会への各種団体加入促進、観光協会運営機構の若返り化、観光宣伝対策の促進、観光ポスターの有機的活用化、郷土土産品の開拓商品化、プロモーションビデオの制作、宮上地区街区の振興対策、商工会指導体制強化策の検討
土木費	町道吉浜1号線バス路線化改修事業、オレンジライン取得経費負担、兎沢道路事業・宮上地区県道改良事業実施、高度地区・風致地区の指定手続き、ガラムキ公園の整備、幕山公園事業の着手、新崎川橋梁新設工事着手、緑のまちづくり事業実施、下水道水処理施設の増設事業に対する財源措置
消防費	町の災害対策本部・消防本部・消防団指揮本部を系統する無線回路新設、消防水利の整備、消防車両の更新、防災資機材の充実、大震災対応策の具体化
教育費	学校教育環境の整備、パソコン教育の導入、ヘルシープラザの積極的運営、図書館施設の整備と図書の実用化、社会文化活動への参加推奨

〔資料〕 「平成元年度 町政に関する所信」

在化しつつある中高層建築進出の傾向に対する生活環境と都市的環境を、いかに調和させるかという問題があった。特に、中高層建築の進出については、町の指導機能充実の必要性を認識していた。

まちづくりの行政活動の成果は、ようやく各般において浸透してきたことが感じられるが、今ひとつ実感がない。そこで、新年度の施策の指針として第一に、「住民生活に密着した内容豊かな施策の浸透」を施策の基盤とする。そのためには、教育施設・福祉活動の拠点施設など公共施設の充実整備、都市基盤の整備、緑化の推進などについて、きめ細やかなまちづくりの実践活動を浸透させる。

表14 1990年度 一般会計予算にみる主要施策の概要

総務費	運動公園の段階的整備事業、総合計画調査のための予算措置、真鶴町との広域的処理対策の拡充、国際親善都市交流の展開、交通安全の効果的運動の展開、町営上水道施設の耐震化事業の予算化、財政需要対策の財政調整基金の保全
民生費	虚弱高齢者対策のケアセンター事業の充実、ホームヘルパー活動の助長、医療費増加に対する財源確保、地域福祉会館の整備、社会福祉協議会活動の助長、福祉センター建設計画の調査
衛生費	疾病予防と早期発見のための健康教育、健康相談・各種検診・各種予防接種などの保健センター活動の充実、ごみ分別収集の徹底、し尿処理・火葬場の広域的行政運用の円滑化、環境美化対策の改善
農林水産業費	最終年となるかんきつ園地再編対策事業の減反面積達成、農道整備、農協管理農道の町への移管、熱海市域出作農地施策、漁港の施設整備、生活環境保全林整備
観光商工費	観光スポット整備事業の完了、観光ポスターの活用化、ニューメディア・コミュニティ構想の具現化、万葉公園整備、誘客宣伝対策の推進
土木費	道路・水路改良整備、町道吉浜1号線バス路線化改修事業、オレンジライン取得経費負担、兎沢道路事業・中穀沢線道路改良事業、高度地区・風致地区指定手続き、幕山公園橋整備継続事業、亀ヶ原公園の整備、海浜公園の適正運営、下水道事業の面整備継続実施、汚水処理施設整備・普及地域拡大計画の検討調査
消防費	消防水利の確保対策、消防車両の施設整備、防災資機材の充実、消防職員・団員の処遇改善、救助工作車の新鋭化、防振型救急車の導入
教育費	パソコン教室の湯河原小学校設置、吉浜小学校校庭の2か年継続整備事業、湯河原中学校の緑化防塵対策事業の完了、児童生徒への国際理解教育実施、女性の社会進出に対する女性専門指導員の配置、青少年相談室を中心とする青少年対策の充実

〔資料〕「平成2年度 町政に関する所信」

第二は、「湯河原二一世紀計画」を基盤とした施策の展開である。ただし、同計画を基盤とした具体的な施策の展開は紹介されていない。なお、表13は、一九八九年度の一般会計予算における主要事業・施策を取り上げたものである。この時期になると大規模開発・建設事業は少なくなり、継続事業の推進、既設の施設・設備の保全、既定事業の具体化・対策化などが中心の課題となってきた。

一九九〇年度 景気が好調に推移し、内需拡大という我が国の財政・経済状況は、実はバブル景気といわれ町政施策の概要 現象の末期にあった。しかし、好調な景気に目を奪われて、その後に起こる景気の反動に

までは目が届かなかった。一九九〇（平成二）年度の町政に関する所信において小澤町長は、都市施設の整備は一定の進展をみたが、さらに「湯河原二一世紀計画」で目標としている町づくり実現のため、計画されている諸事業の着実な執行に留意しながら、計画に盛り込まれた事業の「質」の面からの個性豊かな地域づくり、生活安定と福祉の充実、教育文化の向上などの施策を推進する財源の重点的、効率的配分に考慮した予算編成をしたのべていた。しかも、「本町の財政力は着実に伸展しており、この傾向は更に続く」とみていた（「平成二年 湯河原町議会 第二回定例会（三月）会議録議決書」）。そして、一九九〇年度の施策の方針として、第一に「住民生活に密着した内容豊かな施策の浸透」をあげていた。ただし、この柱は、昨年度と同じである。第二に「将来の飛躍につながる基盤施策の展開」としていた。表14は、前年度同様、一九九〇年度予算をもとに、小澤町長が所信で明らかにした主要諸事業を集約したものである。

一九九一年度 一九九一（平成三）年五月五日をもって、小澤町長の任期満了となる。一九九一年度当初予

町政施策の概要

算案は同年二月二七日に上程された。一九九一年度当初予算案は、一般会計七五億六一〇〇万円、五特別会計、二事業会計を含めた総予算は、一四五億八〇九〇万円という大型予算で、対前年比で一般会計は一〇・〇三パーセント、総予算では九・四三パーセントの伸び率であった（「相豆新聞」平成三年二月二八日付）。

三月一二日、本会議第二日において一九九一年度予算が上程され、小澤町長は一九九一年度の町政に関する所信を表明した。この所信では、まず国際情勢として、中東湾岸戦争が終結したものの、国際政治経済環境が厳しさを増すことが予測され、石油依存度が高い日本経済への影響と対応が、今後の地方行政にどのような影響するのか、懸念しなければならない状況であることを述べて、湯河原町の一九九一年度当初予算案も、「不

表15 1991年度 一般会計予算にみる主要施策の概要

総務費	電気計算組織の拡充、住民の付託に応える行政の実現、職員の執務環境の改善、研修・健康管理の充実、事務の効率化・合理化を図るOA化の推進、駅前整理に係る大型プロジェクトの企画対策、東部地域振興に係る用地対策、総合運動公園整備に向けての都市計画決定手続き計画の具体化、防犯対策の効果的運動の展開、財政の弾力性確保のための財源の備蓄
民生費	民間活力による高齢者対策の助長、障がい者福祉対策・青少年健全育成対策、ボランティア活動・社会福祉協議会活動の助長、地域福祉会館の充実整備と利用促進、老人保健医療・国民健康保険医療費増加に対する所要額の確保、各保育園施設の補修保全対策、おにわ保育園移転計画の具体化、社会福祉基金の積立増
衛生費	各種検診・各種予防接種実施による保健センター活動の充実、川・公共施設の清掃励行、公衆便所施設の改修、海岸の美化保全の推進、資源化ごみ集団回収の実施、リサイクル運動の推進、し尿処理・火葬場の広域行政運営の円滑化と施設の充実円滑化
農林水産業費	高品質ミカンの重点的生産地化、温泉熱の利用研究、東部地域振興対策事業に係る農業振興施策の実施、幕山地域キャンプ広場公衆便所の設置、漁港改修・漁礁施設化の継続実施、福浦漁港高度利用計画の策定
観光商工費	観光協会の意欲的運営の助長、シンボルモニュメントの充実した活用、観光宣伝対策の強化、新機軸イベント開催、万葉公園の整備促進、こごめの湯の運営充実及び駐車場設置費の予算化、ニューメディア・コミュニティ構想の推進、商工会の運営及び指導体制の強化充実、各地区商店会の共同施設整備・宮上地区商店街区整備など商業基盤確立事業費の予算化、深刻化する雇用促進対策、労働環境改善対策の推進
土木費	道路・水路改良整備、町道吉浜1号線・兎沢線の整備、宮上地区県道改良対策・オレンジライン取得対策など幹線道路網整備計画の推進、民間大規模開発に対する開発指導要綱による景観アドバイザー制度活用と指導強化、市街地整備計画の推進、緑のマスタープラン策定の推進、幕山風致公園の生活環境保全林整備事業との相乗活用、緑化と花いっぱい運動の展開、生け垣設置奨励補助事業の推進
消防費	消防水利の確保対策、消防車両の更新、消防署・分団詰所の整備、消防職員・消防団員の処遇改善、資機材の充実化、自主防災組織の育成、災害簡易組立トイレの備蓄推進、石綿管布設替えによる水道施設耐震化促進事業の実施
教育費	パソコン教室の東台福浦小学校設置、各校教育備品の整備、吉浜小学校校庭の継続整備、湯河原小学校グラウンド防塵用放水銃整備、町民大学ほかの生涯教育参加推奨、女性の社会進出に対応した施策の展開、山神の樹叢の保全と活用、温泉主題の自然系・人文系博物館の建設準備、図書館施設の整備と図書の実、ヘルシープラザの積極的運営、アーチェリー練習場の建設

〔資料〕「平成3年度 町政に関する所信」

透明ながら諸条件の細かな予測のうえに」編成したことを明らかにしていた。

さらに、小澤町長は、「湯河原二世紀計画」の前期基本計画が一九九〇年度で終了するので、一九九一年度から一九九五年度までの次期「湯河原二世紀計画中期基本計画」に基づいた予算案を編成し、特に、「湯河原二世紀計画」が目指す将来像「文化のサロン」の実現に向けて、「将来につながる基盤施策の展開」と意欲豊かな「住民生活に密着した内容豊かな施策の浸透」に努めるため、拡大基調の積極型予算を編成したことを明らかにした。

しかも、小澤町長は、活発な経済活動により課税客体も、質量ともに堅調な伸びをみせており財政力も着実に充実化していると見通していた。その一方で、県下最高水準で進行する高齢化対策、町内民間開発、すなわち高層建築物に対する指導力強化策も課題としていた。

これらの問題は行政活動の実践課題であることを認識しつつ、二つの施策指針と、各指針に五つの目標を設定した一九九一年度のまちづくり計画を策定したが、それは次のような内容である。

指針第一 湯河原のよさを実感できるきめ細かな施策の浸透

第一 緑化、花いっぱい運動の推進とごみ集め、川や道、公共施設の清掃励行に努めてまいります。

第二 教育環境の整備、豊かな人づくりの実践をすすめてまいります。

第三 健康を広め、支え合う福祉の増進を図ってまいります。

第四 観光サービスの創出、意欲ある地場産業の育成に取り組んでまいります。

第五 力を寄せ合うまちづくりを提唱し浸透を期してまいります。

指針第二 希望を拓く湯河原二世紀計画の着実な展開

第一 豊かな自然環境の保全と活用、生活環境と都市的環境との調和を基調とした土地利用対策を確立してまいります。

第二 住民生活の向上と観光の振興につながる都市公園、自然公園を積極的に整備してまいります。

第三 循環機能の充実をめざした幹線道路網整備計画を推進してまいります。

第四 中央土地区画整理事業・海浜総合振興対策事業などの大型公共事業計画の整理推進を図ってまいります。

第五 生活や産業活動に不可欠な水道、下水道の普及充実を進めてまいります。

「湯河原二一世紀計画中期基本計画」を直接見ても、表現上の専門的用語や言い回しにより理解しがたいことから、総合計画の施策を、このような分かりやすい方法をとったものであるが、また、四月の町長改選を意図し平易な表現で施策をアピールしたのもいえる。

前後するが、一九七三（昭和四八）年のオイル・ショック後は、狂乱物価の上昇を抑制するため金利引上げと金融の引き締め、公共投資を大幅にカットする総需要抑制政策が進められた。

一方、税収不足の対策として、一九七五年度から政府は赤字国債を発行するようになり、以後、国の財政赤字が継続するようになった。

しかし、一九七〇年代以降、我が国の主要輸出品は鉄鋼から自動車や家電製品へ移り、一九七〇年代後半からは、これらの製品の輸出増によって、我が国の輸出高は経常黒字となった。さらに、一九八〇年代になると、日本企業の経営は世界中から注目され称賛されるようになった。

とはいえ、自動車や家電製品を主とした輸出品の増加は、特にアメリカとの間で日米貿易摩擦を引き起こす

ことになり、アメリカ側の貿易赤字の解消と同時に日本側の内需拡大が課題となった。すなわち、アメリカ側からは、日本の貿易黒字を減らすために市場の開放、内需の拡大が求められた。

そこで、アメリカの貿易赤字解消策として、一九八五年九月のプラザ合意により急激な円高ドル安となった。我が国は円高不況を懸念し、日本銀行により積極的な金融緩和を実施し、低金利による景気拡大政策を実施した。ところが、金利低下は過剰資金を生み、この過剰資金をもとに銀行は不動産への融資を競ったため、土地の価格がつり上がった。投機は土地ばかりではなく、株式・ゴルフ会員権・美術品にまで広がった。この円高による景気の好調は、特に東南アジアを中心として企業の投資が積極的に行われ、また、海外旅行のブームを迎えることになった。このような好景気状況を当時、バブル景気と称していた。このバブル景気は、一九八六（昭和六一）年二月から一九九一（平成三）年二月まで続いた株式・不動産を中心とした資産の過度の高騰と好景気のことをいうが、この時期は小澤町政の第一期後半から第二期にかぶっていた。

第四節 転換期を迎える産業

1 ミカン不況と農業

ミカン不況

戦後の経済発展による消費生活と食文化の変化、それに応じた農業基本法における「農産物の選択的拡大」政策により、ミカン農業は飛躍的に発展した。しかし、その結果、ミカンは生産過剰におちいった。

一九六八（昭和四三）年には全国のミカン生産量が二〇〇万トンを超え、特に一九七二年には三五六万八〇〇〇トンの大豊作となり、販売価格が前年の半値近くまで暴落した（『湯河原農協三十年史』）。「ミカン危機」と呼ばれたこの大暴落を受けて翌年一月一六日には、県柑橘販売農業協同組合連合会（柑橘連）が農協関連団体と共催で「ミカン危機突破生産者大会」を小田原市民会館で開催した。総勢一二〇〇人が参加し、湯河原農協からは一〇〇人、湯河原町中央農協からは七〇人が参加した。大会ではオレンジ・オレンジペーストの自由化・自由化枠拡大阻止、価格安定制度の充実強化、長期経営安定資金の低利融資の要求を決議し、政府や県当局に陳情要請を行った（『第五卷』六二・『神奈川県農協三十年史』）。

また、バナナ・レモン・グレープフルーツの輸入自由化、イチゴやメロンなどの国内産温室栽培果物の台頭による果物消費全体におけるミカンの地位の低下や、オイルショックによる生産費の増大などもあいまって、一九七〇年代以降、ミカン農業は深刻な不況に見舞われた。

こうした状況はミカン農家の営農意欲も低下させていった。一九六五年には二五二戸あった湯河原町の専業農家は一九七〇年には二二八戸に減り、一九七三年のミカン価格の大暴落を経た一九七五年には一二二戸とほぼ半減した。一方、第一種兼業農家は一九七〇年の二三八戸から一九七五年の二五〇戸へ、第二種兼業農家も同じく三二二戸から三四二戸へと増加しており、農家総数が減少するなかで兼業化が進むようになった（『第四卷』別編統計八）。さらに農業経営の悪化は農業者の日雇いなど他産業への就業も促した。その結果、農業労働力が不足し、害虫防除などの管理がなされない荒廃したみかん園（不耕作地）が出現して周辺の樹園地に被害を及ぼすなどの問題も発生した。

不況への対策

こうしたミカン不況を受けて、一九七四（昭和四九）年に湯河原町では湯河原町農業経営安定化対策審議会が設置された。これは「本町の基幹農業作目みかんの当面する諸問題を解明し農業経営の安定化に資するため」、町議会議員・農業団体役員・学識経験者・町職員らにより構成され、ミカンの栽培技術・販売対策、農業経営安定化施策やその普及に関することを審議するものである（『第五卷』六五）。最初の審議会は「地元みかんは地元で消費を」をテーマとし、翌年には審議会の審議と旅館組合との交渉により一キロ六五円で地元旅館のデザートや土産に使われることが決まった（『第五卷』六七）。また、一九七七年には湯河原町中央農協が優良系統や他作物への改植や転換作物導入、ミカンの地場消費拡大に向けた事業費助成の要望書を町に提出している（『第五卷』六九）。

一方、神奈川県では一九七六年に地域農産物等奨励事業を計画し、奨励金を交付して特産物の掘り起しによる農産物の振興やミカンの代替作物の導入をはかった。湯河原町では人工シメジ生産組合のミカン廃木利用によるキノコ類の栽培と、湯河原町中央農協生産部フキ研究会によるミカン転換作物としてのフキの栽培の普及

奨励が対象事業となった（「相豆新聞」昭和五十一年九月九日付）。

代替作物・ミカンに代わる作物や、ミカン不振を乗り越えるための副収入となる作物を求めて様々な副収入作物の模索 試みがみられた。

湯河原町中央農協では一九八一（昭和五六）年にミカンに代わる作物としてキウイフルーツに注目してキウイ部会を発足、翌年三トン・一〇〇〇ケースを京浜市場へ初出荷させた（『第五巻』七二）。また、ミカン専業経営からキウイフルーツ主体の経営へと転換させた土肥のある農家は、経営のあり方を模索するなかで、まず普通温州ミカンの系統更新とハウスミカンを検討したという。しかし、前者についてはすべての品種更新が完了すればまた更新前と同じになるという懸念、後者については資金の問題と転換予定園の立地条件から諦めたという。そこでミカン以外の作物を検討したところ、キウイフルーツが結果樹齢に達する期間が三～五年と早い、経済樹齢が三〇年くらいと長い、平棚作りのため収穫や管理作業がミカンより楽などということが判明して栽培を決めた。一九七六年に新植し、一九八四年には粗収入が四〇〇万円近くになり、同家の農業粗収入の七〇パーセント以上に達したという（足柄農業改良普及所編『経営改善事例集―私はみかん危機をこうしてのり越えた―』）。湯河原町におけるキウイフルーツの収穫面積は一九八〇年には一二八アールであったが、一九九〇年には一一五八ヘクタール余りまでに増加する。一九九〇年にはキウイフルーツを使用したワイン「ムツシユゆがわら」が作られるなど、キウイフルーツは湯河原町の特産品へと成長していく。

一方、鍛冶屋のある農家では、回転効率のよい作目を考えていたところ、農業新聞でシメジ栽培を知ったことからシメジの人工栽培に乗り出した。ミカン畑跡に建設した鉄骨平屋建て約六六〇平方メートルの生産施設は簡単な手作業を除きすべて自動化され、県下一の生産規模、施設内容であった。植菌から三五～四〇日で収

穫でき、本格出荷から一年後の一九八五年には、「箱根しめじ」の銘柄で日産二四〇キログラムほどを都内の市場に出荷するほか、町内の土産物店や旅館からも要望があったという（「神静民報」昭和六〇年八月三日付）。

個別の農家ではなく様々な団体でも模索が行われた。湯河原農協門川生産組合ナルコユリ部会では、ミカン不振の打開策の一つとしてナルコユリが栽培された。これは同部員の知人が新潟県でナルコユリを栽培して成功していたことから一九八三年に視察したことに始まり、翌年、新潟県から取り寄せた球根を植え、一九八六年四月から出荷できるようになった。栽培時期がミカン生産の農閑期であることや病害虫に強いなどの利点から栽培を試みたという（『第五巻』七六）。

一九八五年には「湯河原町竹の子研究会」が結成され、タケノコの栽培が試みられた。同会は町が進める土地利用構想における農業振興の一つとして、町内の約一五ヘクタールの竹林の有効活用が打ち出されたことに応じて結成され、竹林所有者やタケノコ栽培に転ずる計画をもつミカン農家らで構成された。ミカン農業の伸び悩みからタケノコの新名産化、タケノコを材料にした郷土料理の開発、タケノコ狩りなどでの観光資源化が企図され、宮上地区にある町有地の竹林をモデル園として整備した。竹の子研究会ではタケノコの栽培技術の普及、販路の拡大の研究などを目的として、福井県宮崎村や静岡県南伊豆町などタケノコ産地の視察や竹林の整備、栽培講習会などの活動が行われた（『第五巻』七七・「竹の子研究会綴」）。



南郷山茶園

また、同年には湯河原町農業振興推進委員会により鍛冶屋地区にミカン転作物の栽培技術習得のための試験展示が設置された。同委員会は一九八四年に発足し、町内の青壮年農業者により構成され、農家意向調査や適地適作物の推進、農産物販売方法の改善などを活動内容とするもので、展示の設置はその一環であった。同委員会では温泉旅館向けの需要が見込まれることを考慮してミョウガ・シヨウガ・ジネンジョを最初の栽培作目に定めて試験栽培を行った（『第五巻』七三・七四）。

そのほか、湯河原町中央農協ではミカン農家の副収入のため、従来、ミカン畑のわき地などを利用して自家用栽培される程度であった茶を「湯河原茶」として商品化した。茶の栽培にはミカンに虫がつくという問題もあり、一九七〇年には南郷山に一万平方メートルの茶園を造成し、同農協鍛冶支所に製茶工場を建てて本格的な生産に乗り出した。茶の生産は一六班編成で運営され、茶園の手入れも収支決算も班ごとで行われた。南郷山茶園は一九八八年二月に火災に遭うが、現在も「南郷茶」として栽培は続けられている（『第五巻』六〇・七一・「相豆新聞」昭和六三年二月七日付）。

優良品種への更新

ミカン栽培の継続に努める農家は、優良系統への更新による経営改善を試みた。鍛冶屋のある農家は、消費者の所得向上は高級品への嗜好となり、ミカンであっても高級品の売れ行きは良好で神奈川ミカンにも可能性はあると考えて優良系統への更新を実施した。この農家はまだ種苗登録される前の一九七五（昭和五〇）年に大津四号が優れていると判断して穂木を譲り受け高接ぎ更新し、一九八〇年には経営面積の約半分を大津四号に更新した（表1）。また、ミカンの品質向上のため粗大有機物の投入

表1 鍛冶屋のある農家の経営規模

品種系統	面積
大津四号	75a
青 島	36a
早 生	13a
キ ウ イ	20a
計	144a

〔資料〕『経営改善事例集』

による腐種の増加など、土作りや独立樹形・独立枝の確保などに努力を払い、一九八三年には大津四号三〇トン、青島一五トン、早生五トンの収量を得た。「みかんは成る。しかし成ったものでは売れない。成らせ、作り出したみかんにのみ価格の保証がある」を哲学とし、秀品率を高めキロ当たり手取り二〇〇円で五〇トン、一〇〇万円の所得を目指した（足柄農業改良普及所編『経営改善事例集―私はみかん危機をこうしてのり越えた―』）。

大津四号

「大津四号」は吉浜のミカン農家大津祐男が育成した温州ミカンの品種である。大津は県園芸試験場根府川分場から譲り受けた「十万温州」の穂木を高接ぎして栽培し、果実の形や品質に特徴がみられたことから温州品種の造成を意図して一九六四（昭和三九）年産の果実から採取した種子を翌年三月に播種した。一九六六年四月にはカラタチに接ぎ木して一九七二年に結実したところ、その品質に優秀性がみられたため根府川分場に調査を依頼した。その結果、着果も早く大玉で扁平な高糖度系統であることが認められ、一九七七年に種苗登録された（『第五卷』八七・神奈川県柑橘農業協同組合連合会編『神奈川県柑橘連四十年史』・「湯河原新聞」平成二七年一月二六日付）。

一九七八年に大津四号一トンが京浜市場へ初出荷された。当時、最高品質の県産ミカンの出荷価格が一五キログラム入り一箱が一〇五〇円であったのに対して、大津四号には五〇〇〇円の高値が付いた。そこで県柑橘連では県下約三九〇〇ヘクタールのミカン栽培面積のうち、一〇〇〇ヘクタールを五年計画で大津四号へ改植・更新する指導を行うこととした（「相豆新聞」昭和五三年五月五日・真子正史「新品種と産地化への動き 温州ミカン大津四号」『果樹園芸』三三二巻二号）。

大津祐男

大津四号を育成した大津祐男は一九二一（明治四四）年、吉浜村（湯河原町吉浜）に生まれた。戦前からミカン精農家が集まった神奈川県柑橘研究会の会員として栽培技術の改善に努力し、暇を見つけては県内外の篤農家や試験研究機関を巡回し、新技術の修得と開発に専念した。一九四九（昭和二四）年に吉浜農協の組合長に就任し、退任後は生産技術の改善・開発に打ち込み、ミカン農業に数多くの功績を遺した。

大津の功績のうち、著名なものとして前項でみた「大津四号」の育成のほか、「大津式一挙更新腹接ぎ法」がある。これは従来の接木口数の少ない高接に代わり、主枝・亜主枝・側枝を利用して多くの接ぎ口数を作り、短期間のうちに収量の復元をはかる更新方法で、ミカン価格暴落以降の品種更新に役立ち、全国的に普及した。

これらの功績により大津は藤田園芸賞（一九七〇年）・神奈川県知事賞（一九七三年）・関東農政局長賞（一九七五年）・神奈川文化賞（一九七八年）・園芸功労賞（一九八一年）



交配果を背に大津祐男氏（提供：真子正史氏）



大津四号のミカン箱（提供：きまぐれファーム）

などを受賞、二〇〇〇（平成一二）年に八九歳で亡くなった（『第五卷』八七・「湯河原新聞」平成二七年一月二五～二七日付）。

温州ミカン園地

再編対策事業

「ミカン危機」以来のミカンの過剰生産・価格低迷に加え、一九八八（昭和六三）年の日米貿易交渉で一九九一（平成三）年からオレンジ、一九九二年からオレンジジュースの輸入が自由化されることが決まった。国はこれに備えて「うんしゅうみかん園地再編対策事業」を実施し、全国でミカン園地二万二〇〇〇ヘクタールの削減計画面積が示された。湯河原町では五二ヘクタールの削減計画面積が示されたが、これは当時の栽培面積二七六ヘクタールに対して一八・八パーセントの削減率にあたった。

湯河原町では一九八九年二月、湯河原町中央農協・湯河原農協・湯河原町農業委員会・学識経験者・篤農家・湯河原町で構成する産地対策本部（委員一七名）を設置して、この計画の実施にあたった。

園地再編は適地適産を徹底して適地では高糖系統ミカン（大津四号・青島）や極早生ミカン・ハウスミカンなど高品質なミカンを生産する一方、生産性の低い園地は他作物・山林等への転換を推進することなどが目指された。ただ、ミカン園地の選別・削減だけでなく、農道整備の推進・園地の集団化と規模拡大・生産出荷施設の整備・集出荷の改善や販売の推進など、ミカン産地としての体質強化も同時にはかる総合的な事業であった。これらの課題はすでに町で進めていた農業経営合理化振興事業計画にもみられるものがあり、園地再編対策事業はこれを機に従来の課題を強力に推し進めるものであったと考えられる。なお、ミカン栽培に不向きで転換を実施すべき園地の基準は、標高の高い園地（二〇〇メートル以上）・窪地など冷気が停滞する園地・日照条件の悪い園地・急傾斜にある園地・出荷時糖度一一・〇度未満の果実・酸度一・〇度以上の果実というものであった（『第五卷』七八・「昭和六二年度湯河原町農業経営合理化振興事業計画（案）」）。

表2 かんきつ園地再編対策事業実績総括表

区 分	転 換 種 類				計 (ha)	説 明
	他作物 (ha)	他果樹 (ha)	植 林 (ha)	廃 園 (ha)		
かんきつ園地再編対策 事業対象面積	5.1	3.1	8.7	28.3	45.2	達成率86.9%
かんきつ園地再編対策 事業非対象転換面積	—	—	—	19.5	19.5	非対象転換 (農地転用等)
計	5.1	3.1	8.7	47.8	64.7	達成率124.4%

〔資料〕 「みかん減反対策 平成3年度」

さて、園地再編対策事業の結果、一九八八年度（一九八九年三月七日）から一九九〇年度（一九九一年三月三十一日）までの三か年で、五・一ヘクタールがしきみ・花木・野菜など他作物へ、三・一ヘクタールがウメ・茶・キウイなど他果樹へ、八・七ヘクタールが植林へ転換、二八・三ヘクタールが廃園、計四五・二ヘクタールのミカン園地が削減された。削減目標五二ヘクタールのうち達成率にして八六・九パーセントとなる。ただ、このほかに農地転用等の事業非対象転換面積が一九・五ヘクタールあり、これを含めると達成率は一二四・四パーセントとなった（表2）。

また、園地削減と併せて実施された農業振興事業では、一九八九年度にミカンの高品質化対策として園地登録制度が湯河原町中央農協へ導入された。これは大津四号と青島の栽培園に限定し、登録された園地を立地条件・栽培管理・果汁分析によりランクを分け、ランク付けされた園地から収穫されたミカンを厳選し、ランクごとに販売するものである。これにより、生産物の評価は従来の選果場に集めた段階での判断だけでなく総合的な評価となるため、登録者の生産意欲向上とともに、登録園地作業基準を徹底した結果、病虫害防除が促進され、小玉果が少ないなど良質なミカンが生産された。また、あわせて高品質ミカンとして市場で有利に販売するため、一般品とは別の一〇キログラム入り新規段ボールを四万ケース作成した。これらにより、この年度の市場では大津四号に例年にない高い

評価が示された。ただ、青島については取扱量が多すぎて農協の選果施設が対応しきれず、ランク付けされたミカンを連続して出荷できなかつたため市場で高価格を維持できなかつた（表3）。そのほか、農家の小口出荷対応への強化のため三台の小型選果機の導入、他作物・他果樹に転換した農地についての栽培講習会及び園地巡回指導などが実施された（平成元年度かんきつ園地再編対策事業実績報告書）。最終年度の一九九〇年度には、上述の事業のほか県独自事業としての補助金を利用したハウスミカン園整備も実施された。

園地再編対策事業は一九九〇年度で完了したが、町では引き続き、農業経営合理化振興事業を計画し、適正経営規模による集約した適地かんきつ栽培と、多種多品目にわたる他作物の導入を進めていくことになる（平成三年度農業経営合理化振興事業計画（案））。

農林水産まつり

一九八六（昭和六一）年二月二日、第一回農林水産まつりが開催された。これまで湯河原農協では共進会、湯河原町中央農協では農協まつりをそれぞれ開催し、柑橘品評会などを中心とした行事を行っていた一方、林業・漁業関係では特にイベントは設けられていなかった。そこで、湯河原町では農産物をはじめ水産物など地元の一次産業の振興と町民への周知、地場消費拡大を目的に、共進会や農協

表3 園地登録制度による販売実績

	販売時期	ランク	数量	平均単価
大津四号	12月（贈答用）	A	15 t	221.65円
	12月（市場）	A	7 t	150.03円
	2/5～2/21（市場）	A	56 t	170.00円
		B	48 t	128.40円
	計		126 t	
一般取扱い品			52 t	98.63円
青島	2/22～3/19（市場）	A	76 t	170.00円
		B	218 t	94.70円
	計		294 t	
一般取扱い品			133 t	91.20円

〔資料〕 「平成元年度かんきつ園地再編対策事業実績報告書」

まつりなどを統合発展した企画を企図し、前年六月に湯河原農協・湯河原町中央農協・森林組合・福浦漁協の各団体役員の出席を得て協議を開始していた。農業をはじめとする一次産業をとりまく厳しさの打開にむけた取組みの一つといえよう。

第一回農林水産まつりは湯河原中学校体育館を会場とし、午前九時の打ち上げ花火とテープカットとともに開始された。会場では各地場産物の展示・即売コーナー、屋外にはミカンをはじめ野菜などの販売コーナーや飲食物の模擬店などが設けられた。延べ一万五〇〇〇人の参加者で賑わった農林水産まつりは以後も開催され現在に至る（『第五巻』七五・「相豆新聞」昭和六一年二月四日付）。

観光への接近

ミカン不況に対して「観光農業」へ活路を見出す動向も見られた。一九七三（昭和四八）年二月七日、湯河原町商工会と湯河原町中央農協・湯河原農協の三者による「ミカン不況突破対策」の会談が開かれた。これは農家の不況をみかねた商工会の呼びかけで開かれたもので、湯河原町中央農協の木村久治組合長が「観光農業への活路」を提言し、「ミカン祭り」の新設や他県の「団地族」への宣伝などの意見も出され、生産者直売を前面に押し出した「ミカン観光」の道へ進むべきとの結論を打ち出した（『第五巻』六三・「東名新聞」昭和四八年二月九日付）。

一九七二年の「ミカン危機」以前から、湯河原町では秋になるとミカン狩りの観光客で賑わいを見せるようになっていた。休日には東京―湯河原間にミカン狩り観光客を乗せたワッペン列車「みかん狩り号」が運行されるようになっており、一九七四年のミカン狩り観光客は二〇万人に及んでいた（「相豆新聞」昭和五〇年一〇月一日付）。宮下・門川・城堀を中心とした農家は早くから観光農業に切り替えを見せていたが、鍛冶屋・吉浜の農家も切り替えをみせ、観光農業へ転換する農家も増えてきた（『第五巻』六六）。また、一九七二年三

月には門川生産組合が湯河原農協に集荷されたミカンを観光客に直売するため「湯河原オレンジセンター」をオープンさせた。一階はミカンの簡易貯蔵庫、二階はミカンのほか地区内で生産される青果物・花卉・キノコ類・牛乳・干物などの直売所となった。二階は国道から入れられるようになっており、駐車場を設け自動車での観光客に備えた施設となっていた。湯河原町でみられるようになってきたミカン狩りや国道沿いに屋台を並べての直売など、観光農業的な動向の発展をねらって本格的な直売に乗り出したという（『第五卷』六一・「神奈川県」昭和四七年三月四日付）。

門川アグリパーク

門川地区ではミカン産業をとりまく情勢の厳しさを背景に農家の高齢化・後継者不足が進んでいたが、意欲ある若手農家を中心に有利な農地利用と将来の農業のあり方が検討されていた。一九八九（平成元）年四月には門川生産組合を母体に「門川の山を考える会」が発足し、一月には門川出作地域農業活性化方策に関する検討調査を財団法人農林漁業体験協会に発注するなど、「都市住民との交流を通して観光農業への転換を図り、もって農業所得の向上と地域活性化の推進」を目的とする課題の整理、方策の検討を行っていた。一九九一年六月にはその具体的な第一歩として、農業農村活性化農業構造改善事業計画の認定を申請し認定された。農業農村活性化農業構造改善事業とは一九九〇年に始められた国の事業で、門川地区で認定されたのはそのうちの「地域資源整備活用農業構造改善事業」の「緑の農村空間型」というもの



もんがわアグリパーク

であった。農村空間が生涯学習や文化活動の場として活用されることで都市住民に新たなライフスタイルを提供することに重点を置く事業で、門川の山を農業公園としてミカンを中心とした観光農業を行うこととなった。これによりその実施主体として一九九三年四月に農事組合法人もんがわアグリパークが設立された。

この事業で目指されたのは、①高品質ブランドミカンの生産体制確立と、キウイフルーツ、野菜・花木類などの作物の導入による多品目生産化の推進、②複合経営による周年観光農業と新たな形態の体験型交流農業の確立、③農産物販売方法、販売形態の多様化と観光農業による農業所得の安定・向上、④豊かな地域資源と農村空間の提供による都市住民との交流により開かれた農村を形成することであった。農業公園の整備は主として、道路の工事、地域資源総合管理施設の建設、観光客の憩いの場となるふれあい広場の整備工事の諸事業からなり、総事業費は七億八九〇〇万円、国庫補助金約五〇パーセント、県補助金約一五パーセント、湯河原町約二〇パーセント、

相模湾を望む門川みかんの丘に
本格的ビアレストランの誕生!!




**ジンギスカン食べ放題
生ビール飲み放題 2,900円**

海の幸、牛肉、野菜、ハーベキュー 2,400円

**焼き肉メニュー・アラカルト
骨つきカルビ 1,800円**

ミックスジンギスカン 1,800円

スタミナセット 1,780円

●料金には消費税は含まれておりません。
●飲み放題・食べ放題は別分です。お客様全員の注文をお願いします。

■お問合せ・お申し込みは

湯河原ビール園
〒413 静岡県熱海市泉元門川分字ウヰ原122-1
TEL FAX
■駐車場完備 ■営業時間 11:00~22:00

湯河原ビール園チラシ

アグリパーク約一五パーセントの内訳であった。中心施設は直売所やレストラン・研修室を備えた地域資源総合管理施設で、ここでの観光客をねらいとした農産物・加工品の販売や料理の提供、各種文化サークルの研修室等の利用料金などによる収益での運営が見込まれた。

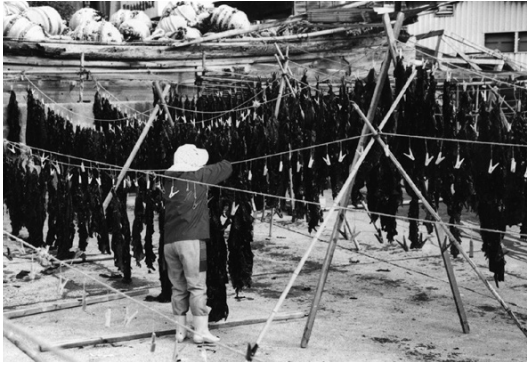
もんがわアグリパークは一九九五年五月一〇日に開店レセプションが行われ、営業を開始した。しかし、オーブン当初の人の入り込みは多かつたものの、翌年には営業継続が困難なほどに経営が悪化した。開業直後に発生した伊豆半島沖群発地震による観光客の減退なども影響したという。そこで、一九九七年六月、株式会社湯河原ミュージアムパークと業務提携を締結し、集客力の向上と農産物販売の売上げ増加による経営再建を目指し、翌年四月、地域資源総合管理施設を増改築して美術館を開館させることとなった。ただ、このことが後に補助金の目的外使用として問題となった（『第五卷』七九～八四・「もんがわ・アグリパークの事業概要と主な経過について」・「農業公園整備事業で取得した施設の目的外利用に関する承認申請について」）。

2 漁業の転換

不漁とワカメ養殖

福浦の漁業は戦後、伊豆大島付近から房総沖へ出漁したカツオ・マグロの一本釣り漁やイカ・アジ・サバなどの一本釣り漁が盛んであった。しかし、一九六三（昭和三八）年には四〇〇トンあったカツオの漁獲量が、翌年に二九〇トンへ激減して以降、減少の一途をたどり、一九八〇年以降はほぼカツオの漁獲はみられなくなる。漁獲量全体も漁業不振と呼ばれる減少傾向にあり、漁業業者も一九五五年の二〇一人から一九六五年には一二九人と一〇年で大きく減少した（『第四卷』別編統計三・一〇）。

このような漁業不振の課題解決のひとつとして取り組まれたのがワカメの養殖であった。福浦でのワカメ養



福浦ワカメ (1987年2月)

殖は神奈川県水産試験場の指導を得て一九六三年の秋から福浦釣研究会により始められた。他県から種苗を買ってきて試験的に実施したが、当初はうまくいかなかったという。しかし、一九六五年に種苗の自家培養に成功した。

ワカメの養殖は会員四〇名の協業で、一二月下旬ころに養殖網を張り立て、翌年二〜三月に刈り取った。刈取りはその年の出来高によって会員を何組かに編成して当番制で行われた。ただ、毎日刈り取る量は決まっていないので、一日に三トン以上を刈り取る際は全員で刈り取ったという。一九七〇年度の場合、三組編成で、二月一日ころまでは一日一組で刈り取り、二月中旬〜三月にかけては三日に一度の割合で全員が出て刈り取った。作業に対する日当の基本は三八〇〇円だが、日曜・祭日作業は四〇〇〇円と高かった。日曜・祭日は人手が遊漁船に出してしまい作業が大変であることと、遊漁船での収入との釣り合いをとるためであった(表4)。この年度の水揚げは一五〇トンで、売り上げも一〇〇〇万円を越し、借入金金の清算と会員一人当たり一二万円ほどの収入を得ることができたという(『第五巻』九二)。

福浦のワカメは「福浦ワカメ」として観光客や市

表4 1970年度作業別日当表

分散作業	1日	3,800円	全員作業	1日	2,800円
刈取当番	1日	3,800円	時間給	1時間	200円
日曜・祭日作業	1日	4,000円			

〔資料〕『第五巻』92

場で人気となり、湯河原名物のひとつにもなった。しかし、刈り取った後も乾燥させて袋詰めするなど作業が大変で、その後、人件費がかさみ採算が合わなくなったという。一九九四年を最後にワカメの水揚げは見られなくなる（『第四卷』一五九・『第四卷』別編統計一〇・『第五卷』九三・九六）。

なお、福浦釣研究会は一九八三年に水産試験場小田原駐在事務所の指導で中層式海藻漁礁を設置し、漁礁の設置効果の調査をはかるなど、ワカメ養殖だけでなく漁獲向上に向けた取組みも行っていた（『水産神奈川』三三一号）。

漁港の近代化

福浦漁港は一九三二（昭和七）年から一九三三年に政府の農山漁村補助事業等を受け護岸の埋立て、東防波堤・西防波堤・船揚場などが築造され、漁港として整備された。その後、近代化

で、同年に製氷施設設置、一九六三年には泊地の浚渫・棧橋の設置が実施されるが、特に一九六五年の灯台の設置以降、防波堤高上げ・消波ブロック投入・浚渫など続々と整備が進んだ（表5）。

ただ、例えば漁獲量四〇一トンと豊漁であった一九八七年の福浦漁協市場の陸揚金額九〇〇万円と、漁獲量一

表5 福浦漁港の主な施設の設置

年	名称	内容
1954年	福浦港タンク	貯油用施設
1955年	冷蔵庫	製氷・冷凍
1957年	市場水道	水栓
1963年	港内泊地	浚渫
	物揚場棧橋	
1964年	共同販売所	
1965年	灯台	新設
	西防波堤	嵩上工事
1968年	東防波堤	通路補強工事
1970年	東防波堤	消波ブロック投入
1971年	東防波堤	消波ブロック投入
	網干場	
	東防波堤	消波ブロック投入
1973年	港内泊地	浚渫
1980年	漁具倉庫	
1981年	東防波堤	嵩上工事
1982年	東防波堤	嵩上工事
1984年	東防波堤堤頭部	ケーソン工事
1986年	東防波堤	消波ブロック投入
1987年	港内泊地	浚渫
1989年	港内泊地	浚渫
1990年	東防波堤堤頭部	消波ブロック投入

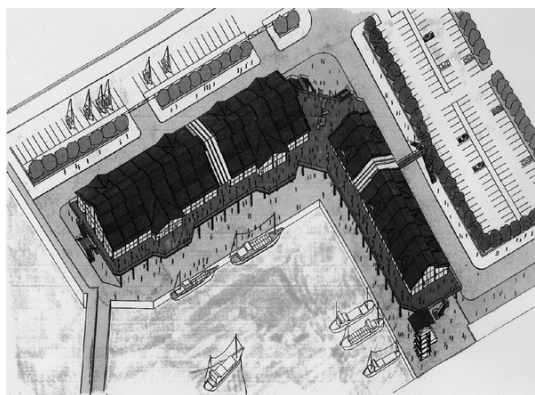
〔資料〕「福浦漁港台帳」

六〇トンであった一九八九（平成元）年の陸揚金額六八〇〇万円を比較すると、漁獲量が六〇パーセント減少したにも関わらず、陸揚金額は三三パーセントしか減少していない。一九八七年の豊漁を主に支えたのは漁獲量一五二トンのイワシで、その市場評価の低さがうかがえるが、その背景として福浦港には貯氷能力のある冷蔵庫一棟のほか冷凍冷蔵施設等の漁獲物保管機能がなく、陸揚漁獲物の低価格での処分を余儀なくされたことが推察される。漁港施設の充実はまだ課題であったのである（「福浦漁港整備計画策定委託業務報告書」〔要約版〕）。

漁業不振と軌を一にして福浦では漁業者の副業として遊漁が盛んに行われるようになった。
 観光漁業へ

一九七一（昭和四六）年度の調査では、福浦の漁家四八戸のすべてが釣船による遊漁観光漁業を行っており、そのうち漁業より観光漁業の年収の方が多い漁家は二〇戸に及んでいた。前年度の釣船による遊漁者は二万人に及び、遊漁を行った漁家の日数は三〇日から八九日が一八世帯、九〇日から一四九日が二三世帯、二五〇日以上が一世帯であった（『第五巻』九一）。

また、福浦漁協では一九八二年に直売を開始した。同漁協では夏場は朝と夕方の二回定置網を締めたが、夕方締めた網に入ったアジ・イワシなどの小物類は、翌朝セリにかけたのでは鮮度が落ちるため、以前からその日のうちの直売を求める意見があったという。また、前年六月にムギイカの大漁があった際に臨時に有線放送で呼びかけて直売したところ、用意した三〇〇キログラムがすぐに売り切れた。そこで流し台や冷蔵庫などの設備を整備して、八月に小田原保健所から販売許可を得た。この直売に湯河原町は観光施策の一つとして取り組む意欲を見せ、直売は観光面でも注目された（『第五巻』九八）。



湯河原シーマンズマーケット予想図（『観光漁業センター整備計画策定調査報告書 [要約版]』）

湯河原観光漁業センター整備計画 湯河原町では一九八九（平成元）年度に人工リーフの整備、真鶴町と福浦を結ぶ道路計画として一九九〇年に観光漁業センター整備計画が策定された。これは漁業資源の減少や漁業従事者の高齢化など漁業を取り巻く環境の厳しさの一方で、年間七〇〇万人の入り込み客と一二〇万人を超える宿泊客のある観光地としての湯河原温泉の状況を踏まえ、漁業と観光を結びつける新しい経済活性化の施策を推進するため策定されたものである。

町ではこの計画のための調査を財団法人漁港漁村建設技術研究所に委託し、一九九一年三月、その報告書がまとめられた。これによれば、観光漁業センター（仮称、湯河原シーマンズマーケット）は一九九八年の開設を想定し、①地元水産物を観光客や地元住民に安定的に供給する機能、②マリンスポーツ活動に対応する機能、③観光・レクリエーションの各機能を複合集約化し、集客性を高めるための「演出性」を備えた施設とされた。年間入り込み客数は六〇〇八〇万人程度と想定され、施設面積は三三三〇平方メートルで、魚市場・料理教室・ダイビング施設・マリンスイップ・宿泊施設・スペシャリティーショップを併設する予定であった。また、一階部分に陸揚げ・物揚場、二階部分に観光漁業センターの主要施設を配することで利用者と生産者を分離し、

利用者が漁獲物の水揚げ状況や競りなどを見学できるとしたり、海側にモールを形成することで利用者が海を見ながら^{たす}佇んだり、買い物を楽しめるようにすることが計画された。事業運営は県・町・漁協・水産団体・商工会・民間金融機関による第三セクター方式を導入し、年間約二九億五〇〇〇万円の収益が見込まれていた。しかし、計画は実現をみずに終わった（『第五巻』九九）。

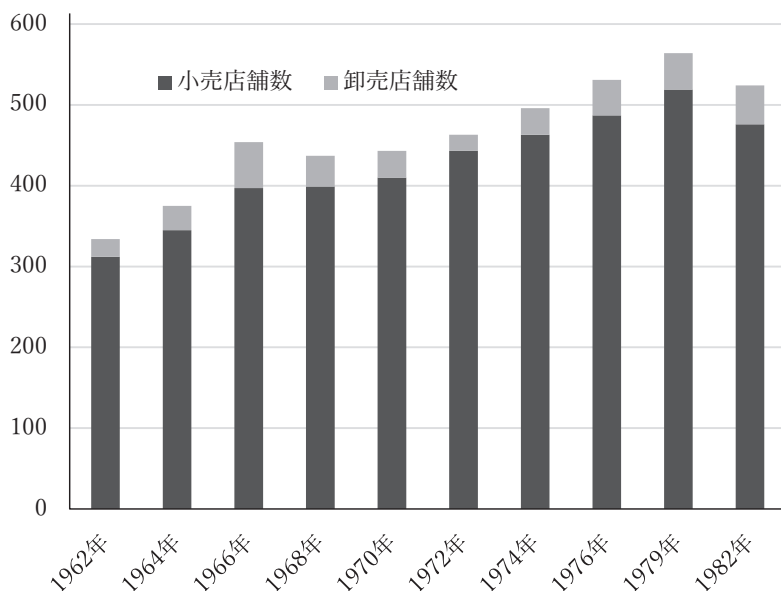
3 商業の葛藤

商店と商業環境の変容

湯河原町の一九七一（昭和四六）年における小売業・飲食店は、五七七店舗あった。その七五パーセントが個人企業で、家族労働主体の生業的企業が多く、年間販売額・売場面積・従業員数ともに神奈川県の小売業の平均以下であった。また、業種構成は食料品などの最寄品業が四九・七パーセント、衣料品などの買廻品業が二五・七パーセント、飲食サービス業が一八パーセント、その他が六・六パーセントと最寄性が強く、客層も七八・七パーセントが固定客であった。地元商店は依然として小規模・零細的であったことがうかがえる。一方、消費者の街頭買物調査によれば、地元商店街での買物は食料品が一パーセントを占め、衣料品・文化品の購入は九パーセントしかなかった。また、地元商店街以外の買物先は小田原が六一パーセントを占め、町内は一九パーセントに過ぎず、その理由は商品が豊富なことと値段が安いということであった。さらに、地元で欲しい業種として三二パーセントがスーパーマーケットと答えていた（神奈川県商工指導所小田原支所編『湯河原町広域商業診断報告書 昭和四七年二月』）。

それでも一九六二年から一九八二年の小売店・卸売店の店舗数は、一九六二年の三二四店舗から一九七九年の五六四店舗をピークに増加傾向にあった（図一）。こうした傾向は全国的にみられたことであるが、湯河原

図1 湯河原町の小売店・卸売店の店舗数



〔資料〕「統計要覧」

町においては一九六〇年代以降、駅下地区や中央地区の土地区画整理事業により、湯河原駅周辺地域の住民が増加したことで店舗数も増加していったと思われる。しかし、それにもかかわらず、地元商業の実態と消費者の要望は一九七〇年代になっても変わらず、地元商業は小田原への購買力の流出を止めることができなかつたのである。そこに参入してきたのが大規模店である。

湯河原町では一九七〇年以降、ショッピングセンターやスーパーマーケットの開店・出店がみられるようになる。一九七二年にはショッピングセンターみのる（土肥）、一九七四年に小田原百貨店湯河原店（土肥）、一九七六年にAコープゆがわら店（土肥）、一九八八年にヤオハン湯河原店（中央）と続々と開店し、湯河原町の商業環境を変容させていくこととなる。

Aコープ出店

地元商業の零細さと消費者の要望との乖離かひりによる消費の町外流出、及び大規模店の進出による打撃は地元商業者も懸念けんねんはしていた。そうした懸念のなかで地元商業者による出店反対運動が初めて沸き起こったのが、湯河原農協が経営するAコープゆがわら店の出店であった。

湯河原農協ではミカン農業をとりまく情勢の厳しさを受けて購買事業が振るわず、その改善のため一九七五（昭和五〇）年九月の役員会以降、購買店舗拡充が協議、検討されていた。店舗は遊休施設となっていた旧選果場を利用することとし、県下Aコープの視察などを経て、一九七六年二月に役員会でAコープ開設を決定した（『湯河原農協三十年史』）。しかし、これを受けて湯河原駅前通り明店会・宮下商店会・青果組合・鮮魚組合・食肉組合などが町や商工会に出店反対の陳情を行うなどの運動を始めた。特に問題視されたのが地元購入率の高い生鮮食品の取り扱いで、地元商店との競争が懸念されたのである（『神静民報』昭和五一年三月九日付）。そこで、三月一六日に湯河原町商工会が主催して湯河原農協と商店会代表との会談が行われた。農協は店舗開設に至る経緯と店舗の規模や営業品目を説明したが、商店会代表は地元で購入されている日用品や生鮮食品をAコープが扱うことは無益な競争の激化につながると主張して議論は平行線をたどった。しかし、その後、商店会側の要望を受けて衣料品の営業品目からの除外、売り場面積の縮小、営業時間の短縮などの事業計画の変更を経て、一九七六年七月八日に開店した（『第五巻』一



Aコープゆがわら（『湯河原農協三十年史』）

〇二・一〇三)。

ヤオハン出店

Aコープに続いて問題となったのがヤオハン湯河原店の出店であった。一九七九(昭和五四)年一〇月に株式会社八百半デパートが湯河原町吉浜(現中央)へ「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」(以下「大店法」という)に定める第一種大規模小売店舗(売場面積二九五・三・八平方メートル)の出店を湯河原町商工会へ意思表示した。これに地元商店会関係者が出店反対の運動を展開した。同月には西湘地区の二市八町の商工会・商工会議所により設立された神奈川県西湘地区大型店対策協議会が出店の全面撤回を要求する要望書の同社長への提出を決議し、町へも適切な配慮を望む要望書を提出した(昭和五四年 経済常任委員会に関する書類)。また、翌一九八〇年六月には大型店出店反対期成同盟が設立され、湯河原町商店街連合会は九八八名の署名簿を添えて町議会と県議会に出店反対請願書を提出した。続けて七月、期成同盟と商店街連合会はヤオハン出店で生じると考えられる悪影響を町民へ訴える文書を作成した。ここでは、地元商店の多くが廃業に追い込まれること、地元商店の廃業により町経済が破綻すること、町経済の破綻は税収減となりそれを賄う増税で町民の負担が増すこと、地元商店主の子どもたちが担う消防団や行事などが維持できなくなるなど、大型店は安く見せかけているだけで全体としては安くはないこと、大型店は町や町民が困った時には助けてくれないこと、大



「スーパー八百半出店絶対反対」のポスター
(中央 中村衛氏蔵)

型店出店により子どもたちの風紀が悪くなること、などが訴えられていた（地元住民のみなさまに訴えます！スーパー八百半が出店して湯河原町にプラスになるでしょうか？）。

さらに、一〇月には神奈川県西湘地区大型店対策協議会が五か年間の「神奈川県西湘地区における第一種大規模小売業出店凍結宣言書」を町へ提出した。出店凍結宣言は強制力をともなうものではないが、当時、大規模店舗の出店をめぐる紛争が生じていた地域では商工会議所や地方議会により出されていた。出店者はこれを押し切って出店することによる地域の消費者の反発を恐れ、出店を抑制させる効果があった。この影響もあって翌一九八一年四月、ヤオハンは第一種から第二種（売場面積一四九八平方メートル）へと規模を縮小する出店計画の変更を行った。

なお、大店法では大規模店の建物設置者が知事経由で通産大臣に出店の届出をする「三条申請」を行い、その後、その建物で営業する小売業者が知事経由で通産大臣に届出をする「五条申請」を行う仕組みになっていた。小売業者が五条申請をすると通産大臣は大規模小売店舗審議会（大店審）へ計画変更の勧告の必要性の有無を諮問し、大店審はさらに地元の商業者・消費者・学識経験者で構成される商業活動調整協議会（商調協）へ諮問する。ただ、五条申請がなされてから通産大臣が勧告するまでの期間は三か月と決められており、実際に商調協が短期間に利害を調整して意見をまとめるのは困難だった。そこで五条申請までに事前商調協と呼ばれる非公式な出店調整の会合が行われた。さらに三条申請から五条申請までの期間も定められていたので、三条申請前の「事々前商調協」も行われていた。また、大規模店出店者には出店計画の地元への事前説明が義務付けられ、通産省は事前調整を経なければ三条申請を受け付けないという行政指導も行っていた。そこで湯河原町の期成同盟・商店街連合会は商調協を作らせないという方針で臨み、一九八一年に国・県が大規模店の出

店自粛を通達したことも後押しして、事態はこう着状態となった。

事態が進展したのは一九八六年であった。すでに前年一〇月には大型店の出店凍結宣言が期間満了で解除されており、一九八六年六月には県から「徒な反対いひかたは地元の不利益につながる。県としては法の建前から三条受理ギリギリのところまできている。経過からして出店を前提とした話し合いをすることが好ましい」との指導を受けた。これによりヤオハンと商店街連合会との事前協議が進められ、一九八七年二月に売場面積は一四九八平方メートルを上限（テナント面積一五〇平方メートルを含む）、休業日数は年間三六日、閉店時刻は午後七時（年間四〇日に限り午後八時）とすることなどを定めた事前協議書を締結した。また、三月から七月まで四回の商調協が開催され、事前協議書の内容で結審した。一九八八年一月三〇日、開店直前に取り扱い商品の突然の変更による地元業者との摩擦も見せつつ、ヤオハン湯河原店は出店表明から足掛け一〇年で開店した（『第五卷』一〇五・一〇七）。

ふれあい広場商工祭
一九八一（昭和五六）年四月二六日、桜木公園にて第一回の「ふれあい広場商工祭」が開催された。これは湯河原町商工会・湯河原町・小田原警察署の三者による共催で、湯

河原町商店街連合会や湯河原・中央両農協、福浦漁協、湯河原温泉観光協会、各旅館組合など一四の団体が協賛に名を連ねた。地域の商工業者・サービス業者・農林・漁業を含めた人びとが一堂に会し、消費活動の地域性の重要さと必要性について理解を深め、地域経済の振興と地域内の消費活動を活発にすることを目的としたものである。大型店出店問題なども背景に地域商工業と地域内消費活動に目を向ける必要性の高まりのなかで開催されたと思われる。

ふれあい広場商工祭は正午開場を告げる打ち上げ花火により始まった。会場には五一の出店者による食料品

や衣料品、日用品、地場産品などを展示即売するテントが立ち並び、ガールスカウトの鼓笛隊や県警音楽隊によるパレード、湯河原鳶組合による木やり・はしご乗り演技、鹿島おどり保存会による鹿島おどりのアトラクションも開催され、延べ二万人が参加した。この祭は後の「ふれあい広場産業祭」として続くことになる

〔第五卷〕一〇六・「昭和五六年度事業『ふれあい広場商工祭』反省会」。

ゆがわら21の会

激変する時代や顧客ニーズのなかで湯河原町の地域経済活性化や、将来のまちづくりを考え、声が青年層から生まれた。一九八三（昭和五八）年九月二一日、町内の観光・商工業・農業・漁業など各界から青年たち約三〇名が参集し、湯河原町商工会青年部を主体とした「ゆがわら21の会」が発足した。同会は湯河原町の活性化や将来のまちづくりについて討議し、解決方法を見出して各方面に働きかけて実行していくことを目的とし、月一回定例会を開いて活動を進めていくことになった（「相互新聞」昭和

ふれあいひろば
商工祭 4/26(日)
雨天の場合 29日(水)
(天皇誕生日)
正午開場 0時
於：桜木公園

各種生活用品即売コーナー
各種飲食料品即売コーナー
商店会・業種団体による
大サービス!

工業関係展示
即売コーナー
耐震実験
技能コンクール
各種相談コーナー
の設置

チビッコ集合!!
「ジャンボキューブ」大会、
5:00
県警音楽隊・パレード PM 6:00
ガールスカウト・鼓笛隊
湯河原ばやし・鹿島おどり
木やり・はしごのり実演

不用品交換市
…日用不用品等を自らの手で
即売・交換してみませんか?
尚提供者は前日まで
受付していますので
連絡下さい。

〈参加申込み〉 ジャンボキューブ大会
3人で1チーム(先着15組・商工会青年部まで)

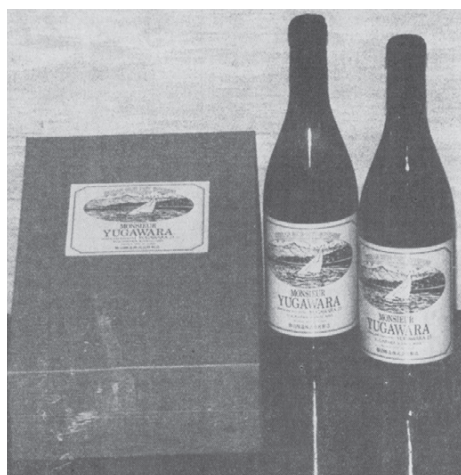
なまえ： _____ 他2名
じゅうしょ： _____
でんわ： _____

商工会

ふれあいひろば商工祭チラシ（湯河原町商工会蔵）

五八年九月二三日付)。

ゆがわら21の会の活動は、海岸線の緑化を目指したマングローブの研究、一本の木に多種類の柑橘類を実らせたシンボルツリーの研究、観光客の歓迎を目的としたジャンボ門松の設置など、地域活性化に向けて多岐にわたった。一九八八年からは「事業による生産性の向上と地域資源の効果的活用の方法」を課題として、地場製品につながる製品化の検討に取り組んだ。この事業は湯河原町商工会地域資源開発調査委員会とともに活動を展開し、事業化の手始めに地域で生産されるミカン・キウイなどの果実類の高付加価値化の検討を行った。そして一九九〇(平成二)年、山梨県の勝沼醸造株式会社に製造を委託、研究・開発していたキウイフルーツのワイン「ムッシュユがわら」を完成させ、一月一日から湯河原・真鶴の全酒販店で一斉発売された(『第五巻』一〇八)。「ムッシュユがわら」は好評を博し、翌年にはハーフボトルや化粧箱入りセットも販売された(「相豆新聞」平成三年九月二七日付)。ゆがわら21の会は甘口キウイワイン「マダムユがわら」や、湯河原温泉を利用した化粧水「湯美霧」などの商品も開発している。



キウイフルーツワイン「ムッシュユがわら」
(「相豆新聞」平成3年9月27日付)

第五節 岐路に立つ温泉と観光

1 模索する誘客事業

高度経済成長後の時代

一九七三（昭和四八）年の秋に石油危機が起こった。我が国の高度経済成長の産業基盤を支える有力なエネルギーであった石油資源の高騰は国家経済と国民生活を直撃し、この後、いわゆる経済のマイナス成長が続く時代を迎えた。それまでの大型資本の投入による開発や観光・誘客事業にはブレーキがかかり、次第に進行し始めた少子高齢化もあって、町政のかじ取りも打開の難しい状況に直面することになった。

企業や家族旅行の形態が変容し、昔ながらの観光や旅行の姿は大きく様変わりしていった。以下、この時期の町の温泉や観光の有様を取り上げ、時代の流れにどのような対応を行なったかを見ていく。なお本来、第三章全体で扱う一九七三～一九九一（平成三）年のおよそ二〇年の時間枠で叙述すべきであるが、一貫した説明の必要上、この時期を超えた時代について言及する場合もあることをあらかじめ了解されたい。

町の危機意識

六〇年を超える昭和年代が終わりを迎える頃、町は観光行政を進める上で、ある種の危機感を抱いていた。それをその時代にかけての町の指針を示す総合計画の主なキーワードをもとにさぐってみよう（『第四卷』四五～四七）。

① 「湯河原二二世紀計画」（一九八六～二〇〇〇） 高齢化社会を迎えての人間文化都市の構築、先端観光

サービスの提供と「湯の町ゆがわら」の特徴を活かした「保養ソフトウェア」の開発

② 「ゆがわら二〇〇一プラン」(二〇〇一～二〇一〇) 人口減少と経済の質的充実を特徴とする「成熟社会」での「四季彩のまち・さがみの小京都 湯河原」の実現

③ 「ゆがわら二〇一〇プラン」(二〇一〇～二〇二〇) 豊かな自然資源の活用と保全、持続可能な発展、観光と他産業との複合的發展

高齢社会に向かって突き進む日本社会以上に湯河原町での高齢化の規模と速度は速く、一九八六年に策定された①でそれが明確に意識され、確実に到来する高齢社会を前提にした方針が打ち出された。その結果、必然的に福祉予算への増額は避けられず、しかも長引く経済の低迷を考えれば、高度経済成長期のような大胆な財政出動は難しくなる。右の三計画全体を見ると、かつての開発・進出型の観光から整備・保護(保全)型へシフトする流れにならざるを得なかったことがわかる。つまり「攻め」から「守り」の観光への移行である。

この渦中において行われていた真鶴町との合併協議では、真鶴半島と奥湯河原自然公園を合わせた広域観光圏の形成、大型美術館(中川一政美術館・湯河原ゆかりの美術館)の並立などが大きな可能性を持つものとして位置付けられた。温泉を持たない真鶴町と水産資源や海洋観光にやや弱点のある湯河原町との合併は両町にとって生き残りへの好材料となるはずであった。しかし、二〇〇四(平成一六)年に協議は不成立に終わり、合併構想への期待は挫折した。こうして②で示された「成熟社会」を、③にある「持続可能」な水準で発展させるという行政運営に後退せざるを得なかったのである。

伝統型観光と

温泉の危機

一九八六(昭和六一)年代に始まるいわゆるバブル経済の一時的加熱が、一九九一(平成三)年に破たんに陥ると町の産業にも大きな打撃となり、特に観光面にもはつきりとしたかたちで

影響が出始めた。町の基幹産業である旅館等の経営はすでに一九八〇年代をピークに右肩下がりとなっていた。

かつて高度経済成長期の隆盛を追い風にしてきた業界にも潜在的な不安材料はいくつかあった。家具や生活用品のめざましい開発と暮らしへの導入は、例えば自家用風呂やテレビの普及などのかたちで実現し、少しずつ温泉離れという現象で現れ始めた。つまり従来 of 温泉観光の持つ強い魅力に変化が生じたのである。また核家族化が進み、娯楽の種類と質が変化したことや次第に減速する経済のもとでの企業型（宴会）観光ブームが下降線に入ったことなどである。

さらには大規模遊興施設の出現も方向性をかえる契機になった。それはちょうど町の旅館等が減少に向かう時代と重なる一九八三年のことで、四月に千葉県に開業した東京ディズニーランドに代表される、いわゆるテーマパークの出現である。若年世代や家族での旅行形態が、こうして伝統型の温泉地利用と入れ替わっていった。

年号が平成と変わる頃にかけて町も漫然としていたわけではなく、少子高齢化に即した観光路線を敷き、住民生活に調和した洒脱しゃだつな観光地づくりや四季の美しさ（四季彩のまちづくり）といった、どちらかと言えば静態的な落ち着きを全面に打ち出した方針になっていった。

温泉について見れば、町営温泉制度で温泉の集中管理により、ひとまず安定的な給湯は定着したが、利用客の減少が見えはじめたのは一九七五年代後半からであった。まず日帰り観光客数は一九七八年に、宿泊観光客数は一九九〇（平成二）年にそれぞれピークを迎えたあと減少していく。なかでも宿泊客数の減少傾向の方が顕著となり、いっそうの危機感をもたらした。

健康志向から温泉への需要は大きかったが、この時期の温泉をめぐる情勢は複雑であった。一九八七年の竹下内閣による「ふるさと創生」事業で新規に開発された公共温泉施設の著しい増加が見られたが、二〇〇四年には加水や加温、循環ろ過、入浴剤添加など、いわゆる「温泉偽装」が問題化し、温泉への風当たりが一時的に強まったのである。

アンケート調査にみる 観光地を評価する場合、名勝や旧跡の存在は大切な要素であるが、食事・温泉・宿泊旅館経営と課題 などに付随したサービスの全体像が大きい比重を占める。とりわけ宿での印象はその

決定打となる。そこで来訪者の嗜好や要求がどこにあるか、それを知る手段としてアンケートによる実態調査は有力な手法になる。各旅館で行う個別のアンケートとは別に、行政側も何度か調査を行っている。第三者の声に耳を傾けることは、望ましい観光地や旅館像の構築に必要な姿勢である。

一九七〇年代に入る頃、すでに観光政策全体の見直しや危機意識を反映した二つのアンケート調査が行われた。それぞれ実施の主体と対象は異なっているが、ともに湯河原町の将来への不安を自覚している点は共通している。

一つ目のものとして、一九七三（昭和四八）年に湯河原町教育研究会が「湯河原温泉の未来像」というテーマで、①町の現状をどう見るか、②将来への展望と期待、について有識者二〇名へのアンケート調査を行っている。

調査の母体である湯河原町教育研究会は、一九五七年に町内の小・中学校教員を中心にした学校教育推進のための研究会として発足したもので、会の運営方針の一つに、観光地教育振興という柱があった。なお「郷土湯河原」は同研究会の研究誌である。

さて、このアンケート調査は必ずしも観光に限定した設問ではなく、町民以外の回答者もあるが、全体としては、地域の持つ観光資源の潜在性に注目、期待した提言が多く見られる。

①に関しては全体的に、町の（観光も含めた）事業全般が手詰まり状態にあり、思い切ったテコ入れの必要性を感じるといった、やや悲観的な回答が多い。また②に関しては、観光を多角化し、それを軸にした発展に期待したい、との意見が多く散見する（『第五巻』四二）。このことは町周辺の人びとに相応の危機意識があり、具体的対応の必要性を感じていることを示している。こうした空気は、当然、経営者の側もよくわかっていたが旅館単独では根本的な打開策を持っていない、というのが実情であったと思われる。

この二年後に、より大がかりに実施されたのが、二つ目の一九七五年の若葉会によるアンケートである。こちらの調査は経営者みずからの回答で、より経営実態を語るものとして説得性がある。

もともと若葉会は旅館経営者の若手世代で構成されて発足したものである。旧旅館協同組合時代の「青年部」が統廃合を経て改編され、一九六〇年代に活動を本格化している。会では同業者間の情報交換にとどまらず、町の観光事業などへの協賛や具体的提言なども行っており、多様な情報をもとに旧来の手法にとらわれない経営を考える機運が醸成されていた。

このアンケート結果は、町内九四旅館に対して行われ、九〇軒からの回答（回答率九六パーセント）を得て集約をみたものである（『第五巻』三三）。一〇〇項目に及ぶ大規模調査によって、当時の旅館経営者の実態と内面にまで迫ることができる。

個別の設問や回答に関しては『第五巻』（三三）に委ねるがここでは主なものを紹介しよう。

旅館の経営状況への第一問で、年間旅客数の増減を問うものがある。これに対して、「増加」は一八・三パー

セント、「減少」が四七・一パーセント、「変わらず・その他」が三四・四パーセントになっている。ついで土曜日にほとんどの月で満員になるか、という第二問には、「なる」が五一・七パーセント、「ならない・その他」が四八・三パーセントとなっている。

さらに町の観光行政の姿勢についての第六二問では、「評価する」という回答よりも、「消極的」と見る方が上回ること、真鶴町との観光行政上の協力についての第六三問では、七割を超える比率で体制強化を支持している。また子どもに家業を継がせるかどうかという第九五問には、「積極的に継がせたい」とする回答が全体の約三分の一に留まること、旅館経営の将来像をたずねる第九六問では、「成長産業ではない」と見る回答が、「成長株である」とする回答の約三倍を占めることなど、率直な発言が数多く見られる。

つまり、旅館経営は頭打ちの傾向にあり、土曜日の収入も半数で期待薄という実情があること、また行政への若干の不信感や、このままの先行きに対する大きな不安感を抱えながら経営に当たっている、という姿を伝えている。

この大規模なアンケート調査の結果は業界だけでなく町や議会にも大きな反響を呼んだ。若葉会は翌年二月に、町長ほか行政側、業界関係者（泉地区も含む）や県議会議員も同席する観光座談会を開いた。土曜日も含めた利用者の減少は旅客の東名高速道路利用で湯河原町と箱根町・熱海市が「死角化」していることが挙げられ、旅館が建築基準法や水質汚濁防止関連法規などで経済負担が大きく、旅館経営上、かなり厳しい立場になっている窮状を訴える本音や提言などが相次いだ。杉山實町長も現場の実情は十分理解しているということで善処を約し、経営者側に対しては、もてなしの最前線でのプロ意識を高めてほしいと期待していた（「東海日報」昭和五一年二月七日～二二日付）。

ちょうど時代が高度経済成長から、次第に低成長に入り、社会全体を停滞の雰囲気が覆うころのアンケート調査である。その時代からはすでに四〇年以上が経過した。現在の目から見ると項目によっては、異なる方向へ展開したものもあるが、その多くは町の行く末を考える上で、貴重な手がかりを残すものとなった。

公園整備と「ごめの湯」

高度経済成長の時期には、道路や宅地造成などによって、山や川は激変していった。ここに住む小動物や多様な植生などは一度失われればその再生は極めてむずかしい。

この湯河原町は、県内でも変化に富んだ動・植物相に恵まれた地域である。この財産を活用して、古くからいくつかの公園が造られていた。町独自のものでは、千歳川が藤木川に合流する区域に設けられた万葉公園が規模の大きなものである。清流と緑地、あるいは奇岩などのほか古い伝承があり、地域住民に親しまれ、その精神的な支えになっている。

現在では整備が進み、椿や桜・紅葉のほかホタルなど、四季を通じて心に豊かさをもたらす貴重な自然を提供している。

高齢化へと時代が進みつつあった一九八五（昭和六〇）年に、万葉公園に日帰りの温泉施設建設が計画された。これは神奈川県「まちづくり特別対策事業」への町の取組みを具体化したもので、開発や造成に比重を置いた従来の手法による成果とは一線を画し、いわば手持ちの資産の有効活用という考え方を反映した万葉公園整備にともなう「万葉ごめの湯」建設である。

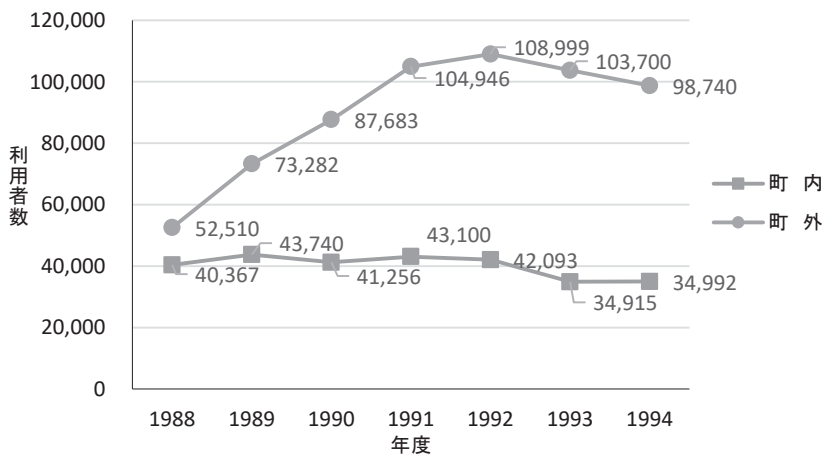
この年には国民の平均寿命が伸び、ほぼ「人生八〇年時代」が到来した。そのかたわら高齢化をめぐる話題が増え、老後の生活の具体策が関心を集め始めていた。こうした時代の要請に温泉資源を活用する、という発想は、町民が安価に利用できる施設建設にもつながった。

もともと温泉地でありながら温泉旅館での入浴は、町民にとってはどちらかといえば「ハレの日」のことに属していたようである。したがって安価で利用できる入浴施設への願望は根強く、一九五八年には「公民浴場」を駅周辺に造るよう町に働きかける動きがあった（『第五巻』一四）。こうした要望は複数回あったが、なかなか実現をみることはできなかった。

町側も住民の声に耳を傾けて計画を進め、一九八八年四月の「ごごめの湯」開設を従来の要望への一つの回答とした。この施設設置の目的を見ると、単に安価な利用の実現だけにとどまらないねらいもあった。それは万葉公園の自然の活用も含めた「保養と健康づくり」をはかり、来遊者と住民のふれあいの場にもなるよう設計されていることである。

「ごごめの湯」は「湯河原町ごごめの湯条例」（昭和六十二年湯河原町条例第一号）にもとづき（『第五巻』二二）、同条例施行規則が制定されて、運営委員会による必要な調査・審議が行われている。開設以来、好調な利用が続いた

図1 「ごごめの湯」利用者の推移



様子は図1のような利用者数の推移に表れている。

「こごめの湯」は、町内の大人が四〇〇〇円（子ども 二二〇〇円）、町外の大人は一〇〇〇円（子ども 五〇〇円）という料金でスタートした。この金額差でもわかるとおり、町としては、まず町民の利用を前提にした料金設定をしている。しかし開業すると意外な結果になった。はじめは二・五倍の金額差に対する不満があったものの、利用時間に制限はなく、むしろ町外からの利用者数が町民のおよそ二〜三倍に迫るペースで推移したのである。そのような様子を見ると（図1）、町外利用者の比率は五割強から七割をこえるほどになった。

このようにかえって町民の利用が伸び悩み、ほかに町民専用施設を造ってはどうか、といった意見も運営委員会では話題になるほどであった（「こごめの湯運営委員会に関する綴り 平成元年から平成三年度」）。

まずまずのスタートを切り、年間ほぼ一〇万人もの利用が続いたが、一九九二（平成四）年をピークに、多少上下をしながら徐々に減少の傾向にある。一九九七年にはサービスを拡大し、真鶴町と熱海市住民は町民と同額で利用できるようになった。この前後で幾分の回復はあったが、その後、二〇一三年には年間一〇万人を切る段階に至っている。

現実に高齢社会が到来した今、身近な住民の健康づくりの拠点として、こうした地域財産の有効活用にはいっそうその成果が期待されている。

第四章

經濟低成長期から二一世紀へ向けて

第一節 湯河原町長及び町議会議員選挙

1 経済低成長と町政の動向

バブル経済の崩壊
 一九八六年末から始まったバブル経済は、社会の風景を一変させるものであった。土地に

対する投資が盛んになると、大都市の再開発が活発になった。そのため、土地を買いあさる「地上げ屋」が横行するほどであった。また、営業利益や所有する株式の配当利益を求めるのではなく、土地や資産を運用して大きく利益を上げようと、財テクにはしる企業も出てきた。消費は過熱し、一般投資家による投資、高級輸入車・絵画・貴金属などを購入する一般人を巻き込んだ一大消費ブームが起こった。また、大学生の就職状況は売り手市場となり、学生の確保に成功した企業は、自社の就職内定者を逃がさないために、「囲い込み」「隔離旅行」といった作戦を立てるほどであった。

しかし、一九八九（平成元）年から、日本銀行が金融引き締めのための金利引き上げを実施したこと、一九九〇年三月に大蔵省（現財務省）が金融機関に対して、不動産向け融資を規制する行政指導を実施したことから、地価・株価が暴落し、個人消費も冷え込んでバブル経済は崩壊した。一九八六年末に始まったバブル景気は、一九九一年二月に沈静化し、一九九一年三月から一九九三年一〇月までが、バブル景気崩壊期間であるとされているが、このあと、日本経済は長期にわたる低成長時代に直面する。

二期目の町政を担当した小澤町長は、ちょうど二期目の後半にバブル経済の崩壊にぶつかってしまった。し

かし、この変化を不況への道筋とは認識できなかった。というのも、小澤町長は、一九九一年度の「町政に関する所信」において、湯河原町は「経済活動の意欲化に支えられた課税客体も堅調な傾向をみせており、財政力も着実に充実化しつつある」という見通しを表明していたからである。もともと、このような観測は、湯河原町に限ったことではなく、誰しもバブル経済が崩壊するとは考えていなかった。

第一〇回町長選挙

小澤町長は、一九九一（平成三）年五月五日に任期満了となる。二期八年にわたる町政の実績は評価されて三期目も出馬することは当然視され、そのうえに無風・無投票で選出されることさえみられていたようである（「相豆新聞」平成三年四月一〇日付）。対抗馬も、うわさとしては何人かの名前があがっていたようであるが、立ち消えとなった。

対抗馬として出馬するのではないかとうわさされていたなかの一人であった丸山孝夫議員が「主権在民」を政治信条に掲げ、三月二五日、町長選挙に出馬することを表明した。丸山議員は、すでに述べたように、一九七二（昭和四七）年の第五回町議会議員選挙以来三期、日本共産党公認の議員として当選、一九八四年三月の町議会議員選挙からは無所属で当選し通算四期、町長選へ立候補したときは、五期目の途中であった。当時、湯河原町ではバブル景気の余波を受けて、町外資本によるマンション建設が頻繁となり、マンションオーナーと地元住民との間で日照権を巡って対立が生じていた。立候補を表明した当時、丸山議員は「マンション反対を掲げる住民運動の旗頭」であったようである（「相豆新聞」平成三年三月二六日付）。「三期無投票の阻止とマンション建設反対を旗印」にした丸山議員の出馬表明により、湯河原町長選挙は一六年ぶりに選挙戦が展開されることになった。小澤候補陣営は、町議会議員八期を務める古参の市川公造議員を後援会長とし、高橋実県議会議員、湯河原町議会議長ほか町議会議員、真鶴町長と支援者が出席した三月二五日の後援会事務所開き

表1 第10回 町長選挙投票結果

	男	女	計
当日有権者数	9,822	11,532	21,354
投票した者の数	5,834	7,287	13,121
投票しなかった者の数	3,988	4,245	8,233
投票率	59.40%	63.19%	61.45%

〔資料〕「湯河原町長選挙結果」

は、町長選の結果を早くも垣間見るかのような状況であった。さらに、湯河原町議会議員のうち一五人の議員が連名で、小澤町長支援の推薦状を提出したらしい（「相豆新聞」平成三年四月一日付）。町長選挙の告示が四月一六日に出され、ここに保守系無所属の現職と革新系無所属の新人による選挙戦が始まった。

五日間の選挙戦が展開されて四月二日、町長選挙の投票が行われた。なお、四月二日付け「相豆新聞」では、今回から投票方法が、「記名式」から「記号式」に変更となったとしている。しかし、この記号式は、すでに一九六三年四月の町長選挙から、公職選挙法第四十六条の二に基づいて採用していた。ただ、従来は、前もって印刷された候補者に対し自筆で「○」印を記入することになっていたが、今回からは「○」のゴム印を使用することになっただけの違いである。なお、この記号式投票は二〇〇三年九月一九日の町議会において「湯河原町記号式投票に関する条例の廃止」が可決されて、投票方法は自署式となった。

即日開票の結果、午後九時三〇分近くに、早くも丸山候補の当選が確実となり、「丸山新町長の誕生が決まると会場は両候補（ママ）によるどよめきに支配された」とのことである（「相豆新聞」平成三年四月二日付）。丸山候補は、有効投票総数の五四・五パーセントを得票し、前町長に一一五八票の差をつけて当選した。ただ、この選挙結果から、ひとつの傾向が出てきた。その第一点は、町長選出の無投票選挙は、一九七九年・一九八三年・一九八七年と三回連続し、このことが影響したものであろうか、選挙戦による投票率が八八・九八パーセントであった一九七五年と比較すると、今回の選挙の投票率は六一・四五パーセントと、二七・五三ポイント

も下回るという結果であった。第二点は、この選挙以後、第一五回町長選挙までに限ってみても、投票率が八〇パーセント台に戻ることはなく、六〇パーセント台を上下するという状況であった。

第一〇代丸山 町長の就任 「保革一騎打ち」といわれた選挙で当選した丸山町長は、一九九一（平成三）年五月六日に就任し、町議会本会議には五月二十八日の臨時会に出席した。丸山町長は、「主権在民」を政治信

条とした町政の運営を表明したうえで、公約として掲げていた都市計画税の減税、リゾートマンションの規制、風致地区拡大の実現を掲げており、内容としては十分とはいえないが、任期四年間を見通した政策の信念・方向性を表明したもので、所信表明に近いものといえよう。なお、新聞記者の取材に対して、公文書整理と情報公開制度の早期実現も表明していた。また、前町長が退任前に「町政に関する所信」を表明済みであるために、選挙後に後任として就任した町長は、「町政に関する所信」を表明しないのを慣例としていたようであるが、丸山町長は、一九九一年六月一七日の町議会定例会において「町政に関する所信表明」を行っている。

都道府県・市町村議会において「所信表明演説」や「施政方針演説」を、それぞれの議会で述べなければならないという根拠規定はない。ただし、国は、帝国憲法時代からの慣例としていた。都道府県も、地方自治法施行以後、国にならって行うようになってきた。しかし、市町村では、明確な定義もなく行われていることがあり、また、「所信表明」「施政方針」の内容を区別した形式をとっていないことが多い。湯河原町でも、新年度予算案の審議を前にして「町政に関する所信」が表明されているが、これは次年度予算案に基づいて、その年の基本計画を示していることから、「施政方針」ということになる。また、「所信表明」は一般的に首長選出選挙後の直近に開かれる地方議会臨時会において、選出された首長が、任期期間四年間を見通した政策の基本理念や重点課題を説明するものである。

ところで、前町長のときに一九九一年度予算は成立し、施政方針も表明されているので、基本的に丸山町長は、これを踏襲していくことになる。そのため、丸山町長の「町政に関する所信表明」は全体として極めて簡略なものとなっている。しかし、この「町政に関する所信表明」に対する一般質問は、これまでになく多く、一〇人の議員が一般質問に立った。この時期、町議会は会派が結成されていたようで、最大会派の政和会と公明党・社会党・共産党議員、会派に属さない議員からの質問が展開された。質問は、都市計画税の減税、議決すべき契約金額の変更、職員の給与改善、減反後の農業経営、国内外との姉妹都市交流、情報公開条例の施行、宮上道路実施計画、城山自然公園の整備、風致地区・無指定地域、主権在民、憲法で認められている現天皇制、駅周辺の公共駐車場設置、湯河原町開発指導要綱、幹線農道の町道への移管、町立湯河原中学校での学校給食実施、リゾートマンション規制など多岐にわたる問題について、丸山町長の見解を求めた。議会構成の大部分が野党であるという状況によるものであろう。なお、先の党会派は、一九九一年六月時点のものであるが、同年一月には、政策研究グループ「清風会」が結成され、党所属議員に変更はないが、会派に属さない議員が二人いた。

第一〇回町議会 議員選挙 一九九二（平成四）年を迎えると、早くも三月の町議会議員選挙への動きが出てきた。一月末になると、すでに二人が議員引退を表明していたところへ、さらに現職二人が不出馬を表

明した。丸山町長就任に伴う欠員で、町議会議員は五人欠員となっていた。三月一七日の告示日に、定数二二人に対して立候補を届け出たのは、現職一六人、新人八人の二四人であった。今回の選挙の特徴は、最近の選挙と比較すると新人の立候補が多いことである。また、根本菊枝以来、一二年ぶりに女性候補者が出た。さらに、フィンランド生まれの弦念丸呈（マルッティ・トゥルネン Martti Turunen）が立候補したことである。日本

国民であるためには、国籍法に基づいて日本国籍を取得する必要がある。そして、満二〇歳以上の日本国民で、引続き三か月以上その市区町村に住所がある者は選挙権を持ち、満二五歳以上の日本国民で、その市区町村議会議員の選挙権を持つていれば被選挙権がある、すなわち、市区町村議会議員に立候補できる。

なお、一九八九年一月九日に改正された公職選挙法が一九九〇年二月一日から施行され、湯河原町は今回の町議会議員選挙から適用されるが、改正公職選挙法では、特に公職の候補者または公職の候補者になろうとする者（公職にある者も含む。以下「候補者等」という）は、以下のような行為が罰則をもって禁止された。

①各種イベント・行事への差入れ・寄附、②開店祝いの花輪、③祭りへの寄附、④葬式の花輪・香典、⑤お中元、お歳暮、入学・就職・結婚などに対するお祝いなど、候補者等の選挙区内に居住する者に対する寄附行為は禁止された。なお、候補者等が自ら出席する結婚披露宴の祝儀あるいは葬式・通夜への香典は除かれていた。

また、候補者等は、選挙区内に居住する者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中・残暑・寒中見舞状などの時候の挨拶状を出すことも禁止された。湯河原町議会は、町当局と公職選挙法の「挨拶状を出さない」ことを申し合わせたことであるが、申し合わせた内容は、これだけであつたものかどうかは、はっきりとしない。

議員選挙の開票結果

一九九二（平成四）年三月三十一日が任期満了となる町議会議員選挙は、三月十七日に告示され、同日、立候補届け出をして選挙事務所を開設し、二二日の投票日に向け、定数二二を巡って、二四人の立候補者が少数激戦の選挙戦に入った。

三月二二日午前七時から、町内一箇所の投票所で投票が行われ、投票は午後六時に締め切られ、その後に開票事務が始まった。開票作業は、町役場三階会議室で行われたが、異色の候補者として弦念丸呈候補に外部

表2 1992年3月22日執行 町議会議員当選者一覧

順位	氏名	性別	年齢	党派	得票総数
1	米岡 幸男	男	55	無所属	1,335
2	市川 公造	男	61	無所属	1,295
3	北村 幸則	男	52	無所属	1,067.337
4	弦念 丸呈	男	51	無所属	1,051
5	二見 康男	男	48	無所属	973
6	菅沼 佑二	男	49	無所属	911
7	鈴木 栄治	男	62	無所属	859.372
8	力石 静夫	男	65	無所属	840
9	御嶽 雅裕	男	48	無所属	796
10	杉本 忠正	男	64	無所属	794
11	松野 満	男	44	無所属	779
12	向笠 茂幸	男	44	無所属	778
13	高橋 伸一	男	65	無所属	727
14	田原 要	男	67	公明党	701
15	青木 昭久	男	60	無所属	686
16	岩本 行弘	男	55	公明党	674
17	室伏 安雄	男	70	無所属	624
18	小松 律夫	男	55	無所属	615.915
19	北村 磯江	女	63	無所属	528.662
20	小沢 健三	男	68	日本共産党	433
21	赤岩 光二	男	50	無所属	423
22	鈴木 幸雄	男	55	日本社会党	414.627

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

〔注〕 議員定数22人

議会議長・吉浜婦人会会長など、有力女性団体のメンバーの支援もあって当選した。また、ヨーロッパ出身の弦念丸呈も、四位の得票数で全国初の地方議会議員となった。

ところで、公職選挙法が改正され

からの関心が集まり、マスコミ陣が約四〇人、テレビカメラ五台が持ち込まれる異様な雰囲気であったという（「神奈川新聞」平成四年三月二三日付）。開票結果は、午後一時に確定した。

全体の投票率をみると、八一・七四パーセント、男性女性別では男性七九・八五パーセント、女性八三・三五パーセントで、女性の投票率は相変わらず男性より上回っていた。当選者の内訳は、無所属一人、公明党二人、日本共産党一人、日本社会党一人で、現職は全員が当選した。一二年ぶりの女性候補者である北村磯江も、根本菊枝元町議会議員を後援会長に据えて、神奈川県農協婦人部協議会副会長・前湯河原町婦人会連絡協議

たことをも関係しているのか、今回の町議会議員選挙の選挙運動費用について、新聞で公表されている。公職選挙法に基づいて出納責任者が候補者の選挙運動で受け入れた寄附などの収入及び支出などについての選挙運動費に関する報告書を、湯河原町選挙管理委員会が明らかにしていた（「相豆新聞」平成四年五月一日付）。その記事によれば、今回の選挙における湯河原町の選挙運動支出制限額は、一三二万四七〇〇円で、候補者のなかで選挙運動資金収入の最高額は、公明党の立候補者で一三〇万三〇〇〇円、もっとも少なかった候補者は、一〇万円であった。また、支出の最高額は六期目を目指した無所属議員（当選）と新人四人が一〇〇万円を超えていた。新人であるがゆえの選挙運動が展開されたものであろう。

なお、新議員を迎えての町議会議員選挙は、一九九二年四月一〇日に招集されたが、臨時会は正副議長選挙及び各常任・特別委員会委員選任などの人事案件が中心であった。議長選任は選挙で行われることになったものの、臨時会初日での選挙は、新人議員に対しての配慮から、四月一四日の本会議で選挙を執行することになり、同日に執行された選挙では、議長に七期目当選の青木昭久議員、副議長には三期目の杉本忠正議員が選任された。

町長の陳謝

湯河原町議会議員選挙が執行されるおよそ一か月前頃から、議員選挙を巡って話題となったのが、先にみた苳念丸呈の立候補の動きであった。フィンランド生まれの人が地方議会議員選挙に出馬するというのは、格好の取材対象とみた新聞各社は、記者を送り込んだようである。一九九二（平成四）年二月一七日付けの「東京新聞」で苳念は、「十年間、この町に住み、お付き合いした人たちを通じ、町の問

表3 第10回 町議会議員選挙投票結果

	男	女	計
当日有権者数	10,026	11,731	21,757
投票した者の数	8,006	9,778	17,784
投票しなかった者の数	2,020	1,953	3,973
投票率	79.85%	83.35%	81.74%

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

題点や矛盾がよく分かった。とりわけお金を使わないで政治をすることが大事。また本音と建前をなるべく近づけたい。言っていることが本音であつてこそ政治への信頼ができる。私が当選することで古い体質が少しでも変わるのではないかと出馬の動機に関する記事が紹介されている。町政や町議会に対して、特別の偏見を持った観察ではなく、具体性に欠ける部分もあるが、ごく常識的な出馬動機といえる。

ところが、この記事の後半で丸山町長が、職員採用はコネ（頼れる縁故）が必要、議長は料亭で決る、「町議選だつて飲ませ、食わせ、持たせの観光地特有のひどさがある」と言及した記事も紹介されていた。誘導されて述べた記事であるかどうかは不明であるが、記事の流れとしては不自然であることは否定できない。さらに、弦念を取材した一九九二年二月二十九日付けの「日刊スポーツ」に、丸山町長が「この街では確かに票の売り買いがある」と断定した発言を紹介した、取材記者署名入りの記事が掲載された。この記事は、その後、三月一日付けの「伊豆毎日」、三月三日付けの「相豆新聞」に掲載されたが、いずれも記事内容からすると「日刊スポーツ」からの引用で、丸山町長から直接取材したものではない。ただし、「伊豆毎日」では、この発言について助役が丸山町長に真偽を問い合わせたところ、町長は「そのようなことは言っていない。嚴重に抗議する」という点が違っていた。

議会運営委員会（以下「議運」という）から、この町長の発言の真意を議会全員協議会（以下「全協」という）で聴聞するよう指示された議長は、一九九二年三月二日に開いた全協において、この町長発言を審議することになった。審議に入ると、議員からは、報道されたような発言は「不見識だし、議会に対する挑戦」「どういう経過で、どういう状況で、こういう発言を何を証拠に発言をしているのか」「主権在民を掲げる町長の言う言葉じゃない」といった手厳しい指摘があつた（平成三年度 議会全員協議会綴）。全協では、特に「日

刊スポーツ」の「この街では票の売り買いがある」という点について追及された。この事実について質問された丸山町長は、

弦念さんが書いている記事は、彼が聞いたということではなくて、自らが体験したことを非常に具体的に書いておるんで、私はこれを相当、信憑性が今でも信憑性があると思っております〔中略〕私はこの事実以外には知りませんので、弦念さんがこういうものを書いているということで、私は売り買いがあるということを知った〔中略〕この売り買いについては、こういうふうな自らの体験に基づいて、これが初めから終わりまで、まるつきりであらうか、それを書いておるという事は、まず考えられない〔後略〕

〔平成三年度 議会全員協議会録〕

ということ、弦念の記事を事実として認識し、丸山町長は「そういうことがあるようですね」というようなことは、確かに言ったと思います」と答弁していた。結局、町長は、票の売り買いがあるという件については、弦念が述べたことであって、自分が言ったわけではないと答えるだけであった。議員たちも、少々いらだつ様子が出てきて、自分が言っていないのであれば、なぜ新聞記者に抗議をしないのか、買収の事実があれば公職選挙法違反となる、また、湯河原町議会の権威と信用の失墜という責任問題に発展するなど、事態を重くみる議員たちの厳しい発言があった。特に、町長が買収について、その事実があることを自身が言ったことはない、記者が勝手に記事にしたということであれば、なぜ抗議しないのか、抗議しないということは、町長は買収の事実を認めたことになるという状況にまで追い詰めた。

ここに至って、議長が、善処する方向性を提示した。というのは、三月一日付けの「伊豆毎日」で、町長が買収の事実を否定していることをとらえて、終息の方法を提示したのである。提示後、全協は休憩に入り、わ

ずか一七分後に全協を再開した。そして、丸山町長は全協で、「票の売買があるという表現が「中略」日常茶飯事に票の売買が行われているような形で取られるということとは、誠に町民にも議会の皆様にも申し訳ないと思っております」と釈明をした。休憩時間は、そのための時間であった。

ただ、町長の釈明に対して、釈然としない議員もいて、釈明をして本当に心底から反省しているのかどうか疑問があると指摘する発言もあった。そこへ、八期三二年務める古参議員が、「百条の調査委員会でも設置し、各常任委員長と辞職をする人にもやってもらわないといけないのかね」という言葉に丸山町長は、即座に今回の件に関し本会議で謝罪文を配付し、謝罪すると発言した。この発言を受けて、議長は「謝罪するそうですから、本日の全協は、この辺でよろしいですか」という発言に対し、議場からは「了承」という声があつて、あつけなく閉会となった。

2 丸山町政の施策の展開

一九九二年度 さて、丸山町政時代における施策の概要をみてみよう。

施策の概要 すでに前町長が編成した一九九一（平成三）年度予算は執行されていたから、実質、丸山町長が編成した予算に基づく執行は、一九九二年度からということになる。

一九九二年度は、前年一九九一年九月に、経済企画庁が景気の拡大は続き、過去最長の「いざなぎ景気」を超えるると発表したものの、年末になると地価の下落が始まり、バブル経済崩壊への道をたどった。

しかし、丸山町長は、今までが異常な経済環境であつて、反動的冷え込みを迎えるものの、経済の動向は安定成長の軌道に戻りつつあると判断していた（平成四年湯河原町議会 第二回定例会（三月）会議録議決

第一節 湯河原町長及び町議会議員選挙

書」。このような状況のなかで、丸山町長は、「限られた財源の重点的、かつ効率的な配分に努めた」当初予算を編成したと表明した。一九九二年度一般会計の当初予算額は八〇億九八〇〇万円、これに五特別会計、二企業の特別会計予算額も総計すると、一四六億三三〇〇万円で、一般会計の対前年比は七・一〇パーセントの伸び、総予算では〇・三六パーセントと、最近にない低い伸び率であった。「昨年以來、いわゆるバブル崩壊によって沈静化の方向を示すと同時に、企業の設備投資意欲の後退など景気の減速感が強まって、財政環境は厳しくなって」きたと表明して、経済は反動的冷え込みになっているものの、安定成長の軌道に乗っていると認識していた（平成四年湯河原町議会 第二回定例会（三月）会議録議決書）。

丸山町長は、一九九二年度予算案編成に当

表4 1992年度～1995年度 一般会計歳入予算決算・歳出決算、自主財源比率、経常収支比率

(単位 円)

		1992年度	1993年度	1994年度	1995年度	
歳入	決算総額	8,789,958,552	9,748,647,064	9,095,292,165	10,905,255,437	
歳出	決算総額	8,553,846,580	9,521,790,888	8,876,392,919	10,669,478,252	
歳入歳出差引額		236,111,972	226,856,176	218,899,246	235,777,185	
自主財源	内訳	町税	5,221,315,638	5,193,426,408	4,941,575,001	5,118,161,175
		分担金及び負担金	265,459,529	369,345,292	320,943,727	383,226,866
		使用料及び手数料	188,912,636	176,476,704	183,346,578	200,950,514
		財産収入	198,575,122	207,079,097	102,782,461	112,378,935
		寄附金	50,698,432	120,674,931	277,479,950	179,205,978
		繰入金	22,817,757	303,485,974	433,628,132	478,526,025
		繰越金	482,059,705	236,111,972	226,856,176	218,899,246
		諸収入	114,759,404	111,455,407	147,641,614	169,005,484
		総額	6,544,598,223	6,718,055,785	6,634,253,639	6,860,354,223
		自主財源比率	74.5%	68.9%	72.9%	62.9%
経常収支比率	湯河原町	77.5%	87.2%	97.8%	92.2%	
	前年度県内市町村平均	70.2%	72.5%	77.1%	83.5%	

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」、「施策成果説明書」

表5 1992年度 一般会計予算にみる主要施策の概要

議会費	議会報の発行
総務費	広報紙の充実、国内親善交流の推進、分庁舎の改築、情報公開の実現、文書管理システムの確立、交通安全対策推進協議会発足の推進
民生費	国民健康保険料の引上げ抑止、社会福祉協議会の充実、生きがい事業団の設立、デイサービス事業拡充、老人性白内障人工水晶体助成事業、地域保健福祉サービス調整機構設置事業の推進、老人福祉対策の強化、在宅障がい者福祉タクシー利用助成制度・ひとり親家族医療費助成制度の導入、おにわ保育園移転対策
衛生費	保健センターの活動拡充強化、町内美化清掃対策の徹底、火葬場整備の実現、ごみの減量化・資源化、ごみ焼却施設の更新計画の策定
農林水産業費	高品質ミカンの特産地化、作物転換指導、農道の継続整備、鍛冶屋・城堀地区農免道路の整備促進、オレンジライン・城堀間基幹農道の整備促進、農業構造改善、農業公園化整備計画の実現、白銀沢・菜畑沢流域別森林整備事業による森林育成の助長、生活環境保全林整備事業の促進、観光漁業センター建設の協議
観光商工費	観光協会特別宣伝事業の助成、旅館組合従業員雇用対策事業の助成、万葉公園整備継続実施（今年度完）、こごめの湯の利用者のニーズに呼応した管理の徹底、サンサン通り歩道タイル化の継続、若手リーダーの育成、雇用促進対策事業の普及、中小企業振興運転資金・設備資金の拡充
土木費	宮上地区県道拡幅整備の促進、河川改修の促進、町民の意向をふまえた用途地域の見直し、景観条例制定の検討、開発指導要綱の検討、駅前・温泉場地区駐車場設置の検討、総合運動公園用地買収の推進、幕山公園の整備継続実施
消防費	消防車両の更新、消防水利の整備、消防分団詰所の改修、消防機能の充実整備、職員の増員、地域防災計画の整備強化、防災意識高揚の促進と施策の展開
教育費	学校施設整備の推進、小中学校特別教室備品整備、小学校給食調理設備の整備、小学校生活科の備品整備、中学校テレビ放送設備整備、教育文化施設建設基金の設置、生涯学習センター建設のための調査、福浦幼稚園改築のための調査、各種学級講座の充実、図書館の充実、ヘルシープラザの積極的運営、平成10年神奈川国体に向けて準備委員会の強化

〔資料〕「平成4年度町政に関する所信」

たり、①住民の声を基本とし、町民のエネルギーを信じ、ともに住みよい活気ある町をつくる、②町民の健康維持と高齢社会への対応、③生涯学習の推進とスポーツ振興、文化の発展をさらに図る、④住環境、自然環境保全、⑤リゾートマンション建設を住民とともに抑制する、⑥駐車場対策、⑦行財政改革の七項目を施策の基

本姿勢として掲げていた。

①は、要するに、町政懇談会へは積極的に出席し、要望の順位を決めたうえで、その要望の対策を検討する。このことは「住民の声を基本」とするということであり、また、花火大会・やっさまつり・農林水産まつりなど町主催の各種の催しは、町民の創意によつて運営されるよう予算の増額を図る。そのことにより、一層町が活気づくことになるという意味である。これが「町民のエネルギーを信じ」ということの具的事例ということであろう。

一九九二年度予算案では、分庁舎建設と総合運動公園建設が大型プロジェクトとして計画されており、これ以外の大型事業は計画されていなかった。なお、民間設備投資は一九九一年前半から低下に推移し、一九九二年後半から完全失業率は上昇し始めた。特に、金融業・建設業・不動産業の三業種では、不良債権が大量発生した。こうして、バブル経済は崩壊し、国内経済は雇用環境を悪化させ、個人消費は低迷し、景気が後退した。長期化する景気の低迷により、民間企業では設備投資や在庫調整が停滞し、かつては高騰を続けた株価や不動産などの資産価格の下落が続いたのであった。

一九九三年度 一九九三（平成五）年度は、バブル経済崩壊の影響が一段と厳しい不況となつて波及してきた。

施策の概要

春には一時、景気の回復傾向がみられたものの、夏の冷夏長雨という異常気象により個人消費が落ち込み、一方、急激な円高が企業収益に功を奏さず、景気の低迷は続いた。

国の超緊縮型の予算編成をみて、丸山町長は、景気の後退は予想をはるかに超えるもので、景気回復は不透明、当分は不況が続くものと認識していた。そして、一九九三年度当初予算を、一般会計で九三億七五〇〇万円、これに五特別会計・二企業会計を加えると総予算額一六九億四一〇万円を計上した。

厳しい状況のなかで、丸山町長は一九九三年度の町政の基本理念として、一九九二年と同様、「住民の声を基本とし、広く民間エネルギーとの交流を図り、協力して住みよい町づくり」を指すとしていた。そして、この基本方針を基に、一九九三年度予算は、限られた財源を重点的・効率的に配分した積極的予算にしたと述べていた（平成五年湯河原町議会 第二回定例会（三月） 会議録議決書）。この予算編成で目指す町政の目標として、①豊かさゆとりを実感できる町づくり、②次代に誇れる地域づくり、③不況に負けない経済の体質づくり、④人間性豊かな生涯学習の基礎づくり、⑤行財政改革の推進の五項目を挙げていた。特に加速化する高齢化社会の地域福祉は、行政の力に依存するのではなく、「住民が共に手をたずさえ、共に生きる喜びを感じる地域社会」のなかで展開していく必要があると述べていた。おりしも、老人ホーム入所措置・身体障がい者更生援護施設措置などの事業が県から移譲されることになったので、総合的福祉計画の策定と広くボランティアの参加を求め、身近で細やかな福祉を展開したいとしていた。

また、五年間据え置いてきた国民健康保険料も、一九九三年度に医療費が上がったことで引き上げが必要となってきた。そこで、一般会計からの繰り出しと基金の取り崩しにより、被保険者の大幅な負担増を回避したと、その窮状を明らかにしていた。すでに、一般会計からの繰り出しによる国民健康保険の維持は、湯河原町だけの問題ではなく、ほぼ全国的な問題であった。表6は、一九九三年度の所信にあげていた事業・施策の内容である。

ところで、一九九三年度の財政決算の状況をみておこう。一般会計の当初予算は九三億七五〇〇万円、歳入決算額は当初予算額の四・〇パーセントの伸び率であった。一九九二年の当初予算額に対する歳入決算額が八・五パーセントの伸び率に対して、一九九三年度の歳入決算額は低い伸び率であった。

表6 1993年度 一般会計予算にみる主要施策の概要

総務費	分庁舎改築事業、職員研修・健康管理の充実、事務の効率化・合理化、国体開催準備、中央土地区画整理事業清算金の徴収・交付処理
民生費	国民健康保険会計への繰出し、社会福祉協議会の充実、生きがい事業団の機能拡充、老人ホーム入所事業・身体障がい者更生援護施設措置等事業の措置、総合的老人保健福祉計画の策定、地域保健福祉サービス調整機構の運営開始、保母の増員、おにわ保育園移転と複合的福祉施設計画の検討、地域福祉会館の備品整備
衛生費	各種健康診断の推進、清掃・美化推進運動の徹底、ごみの分別収集・減量化・資源化の推進、焼却場改築の調査研究、火葬場進入路の拡幅工事の実施、火葬場本体・待合室の整備計画策定
農林水産業費	高品質ミカンの特産化、作物転換促進など農業経営合理化事業の推進、農業の近代化を目指した若手リーダーの育成施策、鍛冶屋・城堀地区農免道路の整備促進、門川地区農業公園整備事業の推進、流域別森林総合整備事業の実施
観光商工費	特別観光宣伝事業の実施、行政・観光業界一体となった観光活性化政策の展開、万葉公園管理体制の強化、総合情報センター活用方法の検討、雇用促進対策事業の普及、町並み整備、店舗改造促進事業の実施、中小企業振興資金の預託による運転資金等の拡充、明店会改造助成費の計上
土木費	宮上地区県道拡幅整備の促進、築造等基幹道路吉浜兎沢線・兎沢2号線の施工実施、河川・水路改修工事継続実施、用途地域の見直し、高度地区の導入・景観条例の制定、開発指導要綱改正の検討継続、緑のまちづくり推進・幕山公園整備の継続実施、総合運動公園の用地取得推進、万葉公園駐車場整地の実施、駅前駐車場対策の継続検討
消防費	職員増員、高規格救急自動車の購入、地域防災計画策定費・防災資材等備蓄費・自主防災組織強化費計上、水道施設耐震化促進事業としての石綿管布設替え継続事業
教育費	学校施設・設備の活用と内容充実、国際感覚醸成教育・情操教育の充実、給食調理室設備の整備、生涯学習の確立、文化の振興、図書館活動の推進、スポーツの振興

〔資料〕「平成5年度町政に関する所信」

実は、財政状況が悪化するという事態に入っていくのが、この年度からであった。一九九四年一月に湯河原町監査委員会が、一九九三年度一般会計決算について、「健全な財政運営を維持するためにも、税収の確保と、人件費、物件費等の経常費の削減の経営努力を期待するものである」と指摘していたのである（「平成六年湯河原町議会 第五回定例会（十二月）会議録議決書」）。

一九九四年度 一九九四（平成六）年二月二十五日、丸山町長は一九九四年度の当初予算案を公表した。町長に
 施策の概要 就任して以来、三回目の予算編成である。一九九四年度の当初予算案では、一般会計八九億円、

これに五特別会計と二企業会計の総予算は、一六四億一九七〇万円であった。一般会計で見ると、前年度当初
 予算額の五・〇七パーセント減となり、当初予算案が前年度予算案を下回ったのは、一九八七（昭和六二）年
 度以来のことであった。この背景には、分庁舎（第三庁舎）整備事業・門川農業公園整備事業などの大事業が
 終了したからである。

とはいえ、政府は公定歩合の引き下げや公共事業の積み増しを実施し、財政・金融面からの景気対策を実施
 したが好転することはなく、国の一九九四年度予算は、不況を背景とした税収の落ち込みを予測した超緊縮型
 予算であり、県においても法人関係税の落ち込みが大きく、年度当初として県政史上最高額の県債を発行し、
 さらに一部事業の廃止・先送りを実施することになるなど、厳しい予算編成となった。湯河原町自体も経済不
 況の影響により、個人・法人町民税、自動車取得税交付金、地方交付税、財産収入、繰越金などが、前年度に
 比べて減額が見込まれ、しかし、実施しなければならない事業があることから、財政調整基金を最大限活用し
 なければならなかった。このような厳しい財政環境のなかで、湯河原町の新年度予算を編成したのである（「平
 成六年湯河原町議会 第一回定例会（三月）会議録議決書」）。

この所信のなかで丸山町長は、一九九四年度の予算編成にあたって、①健やかで生きがいのある町をめざし
 て、②うるおいと快適な環境の町をめざして、③学ぶ心と文化をはぐくむ町をめざして、④不況に打ち勝つ活
 力ある経済の町をめざして、⑤親しまれる行政運営をめざして、の五項目を施策の目標として掲げていた。

施策目標の概要をあげると、①では、「湯河原町老人保健福祉計画」に基づくサービスマン目標量の充足に積極

表7 1994年度 一般会計予算にみる主要施策の概要

総務費	駐車場棟建設、情報公開制度の早期実現、交通安全・防犯対策運動の展開
民生費	国民健康保険料への繰り出し、ひとり暮らし老人支援事業の社会福祉協議会への委託、生きがい事業団の活用、おにわ保育園の移転実施設計委託
衛生費	がん検診・各種基本健康診査の推進、40歳未満女性の健康診査推進、看護師不足解消のための小田原医師会看護専門学校への助成、ごみの減量化促進、火葬場建設に係る地質調査
農林水産業費	農業の中核的担い手の育成・確保、農用地の有効利用、ハウスミカンの育成、総合運動公園接続農道の整備促進、鍛冶屋・城堀地区農免道路の整備促進、門川地区農業公園整備事業の促進
観光 商工費	特別観光宣伝事業の継続強化実施、行政・観光業界一体となった観光活性化施策の展開、こごめの湯・万葉公園管理体制の強化、雇用促進・不況対策のための中小企業振興資金預託金の倍増による運転・設備資金の利用拡充、商店街連合会・飲食店組合事業に対する継続助成
土木費	宮上地区県道拡幅整備の促進、総合運動公園の整備促進、汚泥焼却施設整備事業などへの繰出し、駅前駐車場料金体系の見直し、幕山公園の整備促進、公共公益施設整備基金設立計画の検討
消防費	職員の増員、救命救急士の養成、宮上第2分団消防ポンプ自動車更新、災害時食糧備蓄対策の強化、自主防災組織育成、水道施設耐震化促進事業としての石綿管布設替え事業の継続
教育費	学校図書整備5か年計画経費措置、生涯学習振興対策推進事業調査費計上、文化の振興、図書館活動の推進、スポーツの振興推進、青少年相談室の教育委員会移管

〔資料〕 「平成6年度町政に関する所信」

図ることもあげていた。②については、一九九五年三月を目標に、町の住環境や自然環境を考慮した用途地域指定替えの計画策定作業に入ることを明らかにしている。また、下水道処理人口普及率が七九・一パーセントとなっているが、更に高い下水道事業普及率をあげるべく、すでに認可区域となっている地域の管渠整備を促進し、奥湯河原地区の整備に向けての調査に着手することを明らかにしていた。③では、幼児教育・生涯学習の更なる研究、青少年行政の一元化、スポーツ振興の推進を挙げている。④では、湯河原総合情報センターの

極的
的の
に取
り組
むと
して
いた
。ま
た行
政の
福祉
活動
にお
いて
は、
社会
福祉
協議
会や
生き
がい
事業
団の
役割
分担
を検
討し
つつ
、民
間活
力の
積
極的
導入
を

観光宣伝媒体を支援するとともに、観光特別宣伝対策を積極的に展開して誘客を図る。以下、中小企業への融資枠を拡大する、農業の近代化が期待されている門川地区農業公園整備の継続促進と、これも前年度と同じであった。最後の⑤は、特に職員意識の改革が重要であるとして、研修による職員の自己啓発と能力開発により、行政サービスと職員資質の向上を図るとしていた。

なお、財政悪化は一九九四年度も進んだ。前年度同様の文言をもって、町の監査委員会は、「健全な財政運営を維持するためにも、税収の確保と、人件費、物件費、補助費等の経常費の削減の経営努力を期待するものである」と指摘していたのである（「平成七年湯河原町議会 第七回定例会（十二月）会議録議決書」。財政事情の深刻な悪化によって一九九四年一二月に、丸山町長は歳入歳出全般の見直し、事務・事業費などの経費節減に努めるよう、役場内に通達を出したほどであった。

実際、歳入決算額をみると、当初予算額に対する予算現額は四・四パーセント増ではあったものの、歳入決算では二・二パーセントの減であった（表9）。

一九九五年度 一九九五（平成七）年は四月に町長選挙が予定されていたが、丸山町長は前年の一二月末に立候補を表明していた。

ところで、我が国の経済状況はバブル経済の崩壊で、依然として後遺症に苦しんでいた。特に、この年一月に起こった阪神・淡路大震災の復興財源を確保するために、国は一般歳出を抑制し、さらなる緊縮財政政策を実施するものと予測されていた。

このような状況を踏まえて丸山町長は、町の一九九五年度当初予算案について、これまで以上に歳出の洗い直しを実施する一方、限られた財源を重点的・効率的に配分することに徹底したと表明していた（「平成七年

表8 1995年度 一般会計予算にみる主要施策の概要

総務費	文書管理システムの全面的見直し、文書情報の体系的整理と検索手段の構築、親善交流の積極的推進、交通安全・防犯対策の効果的運動の展開、国民体育大会準備
民生費	おにわ保育園の移転2か年継続事業開始、老人福祉計画目標達成の推進、国民健康保険事業への繰出し金増額、社会福祉協議会の積極的活動の推進、生きがい事業団の活用促進
衛生費	集団検診・施設検診の推進、ごみ減量化・リサイクル化の推進、ビンのリサイクル化検討、ごみ焼却施設の3か年事業計画検討
農林水産業費	農業後継者育成・確保、農用地の有効利用、ハウスミカン育成など農業経営合理化支援、鍛冶屋・城堀地区農免農道・宮下地区基幹農道整備の推進、ミカンの丘総合整備事業の経費計上、門川地区農業公園整備事業助成
観光商工費	ポスター観光宣伝、観光案内パンフレット印刷、電飾看板掲出、特別誘客宣伝、中小企業振興資金預託金の倍増、商工会・商店街連合会への助成継続
土木費	幕山公園整備の1998年度までの継続事業推進、総合運動公園造成・接続道路改良工事の継続
消防費	救急救命士養成、消防職員の資質向上を図る、消防大学校入校への配慮、救急自動車の更新、広域避難指定場所への移動式発電機設置、防災行政無線補充局としてのアマチュア無線固定局の整備、防災訓練の充実強化、自主防災組織育成、水道管の石綿管から铸铁管への布設替え助成
教育費	パソコン・新学習指導要領に対する教材設備備品の有効活用推進、学校図書整備5か年計画の継続推進、中学生の英語語学力向上のための外国人講師の配置、1992年度から継続の生涯学習振興対策推進事業の基本構想・基本計画策定

〔資料〕 「平成7年度町政に関する所信」

湯河原町議会 第二回定例会（三月）会議録議決書）。二月二十八日に一九九五年度の町政に関する所信が表明され、新年度の町政が始まったところで三月二〇日、東京で地下鉄サリン事件が起こり、震災といい、サリン事件といい、一九九五年は人心穏やかならずという世相であった。ちなみに、湯河原町民は町や社会福祉協議会を通じて震災被災者への義援金をいち早く寄せ、この義援金総額が二月二十八日正午現在で、一六二五万円余りであったという。義援金は、その後も寄せられた（「相豆新聞」一九九五年三月一日付）。

一般会計の当初予算額は九一億三七〇〇万円、六特別会計と二企業会計を加えた総予算額は、一六五億八九

〇〇万円となり、一般会計規模は前年度比二・六六パーセント増となった。しかし、政府は一九九四年度に引き続き、一九九五年度も景気浮揚対策として個人所得課税の特別減税を実施するため、町税の減収が予想され、更に、財産収入・寄附金の減収も予想され、歳入の伸びは期待できなかった。したがって、町の財政は厳しい状況となることが十分予想され、一九九三年度・一九九四年度に続いて一九九五年度も、財政調整基金を取り崩し、一般会計へ繰り入れなければならなかった。財政調整基金とは、財源不足や緊急の支出が生じた場合に、自治体が財源に余裕がある年度に、いわば貯金として積み立てておくもので、湯河原町でも一九七〇（昭和四五）年二月に「湯河原町財政調整基金に関する条例」を制定していた。

このような財政事情も反映し、大型の公共事業は、おにわ保育園建設の二か年継続事業、幕山公園・総合運動公園整備事業に限られていた。

3 丸山町政の諸相と町議会

丸山町長の議会対応
議会内には、新政策研究グループとして、五人の議員により構成される「清風会」が結

成され、清風会は、政治資金規正法に基づく政治団体として一九九一（平成三）年一月二五日に神奈川県選挙管理委員会へ設立届を提出し、町議会としても初めての政治団体が発足した。これにより、これ以外の党派として当時、政和会（五人）・嚙矢会（五人）・公明党（二人）・社会党（二人）・共産党（一人）と無党派の二議員により構成されていた（「相豆新聞」一九九一年一月二九日付）。

また、一般質問に立つ議員数にも、町議会の変化がうかがわれる。小澤町長時代の一九九〇年六月定例会は三人、一二月定例会は四人であったが、丸山町長になると、一九九一年六月の町議会定例会は一〇人、九月定

例会は七人、一二月定例会は八人というように、丸山町長の時代に入ると、一般質問に立つ議員数が多くなった。

また、しばしば議長選挙を巡っては議会が空転することがあった。しかし、一九九一年第五回（九月）町議会定例会で、議長辞職による後任議長の選挙が行われ、なんらもめることもなくすんなりと選挙は執行され、議員当選六期の青木昭久議員が選出された。また、丸山町長が就任して以来およそ九か月間も空席で、人事が難航した助役選出も、一九九二年一月にまで延びたものの、前収入役が就任して落着した。

しかし、一九九二年になると、丸山町長の議会対応に問題があると、しばしば指摘されていたようである。それは、議会へ上程予定の案件の追加や取下げの件数が多く、また、本会議開会直前になって議案の変更があり、十分な準備をしていないというようなことがあったようである（「相豆新聞」平成四年二月二三日付）。このことは事実のようで、丸山町長は「一九九一年の議員経験はあったものの、行政経験の不足から運営はスムーズとはいえず、議会をはじめ町民の皆様にご迷惑をおかけしたことを申し訳なく思っております」と認めていた（「相豆新聞」平成五年五月一六日付）。

議会報と議運

丸山町長は、一九九二（平成四）年度町政に関する所信において、「議会の審議の状況や議会の活動状況を町民に明らかにし、町政に対する理解を深めていくため」、議会報の発行を計画していた。発行予算は、一九九二年度予算に計上済みであった。なお、一九九二年時点で、県下一八町村のうち、議会報を発行していないのは、湯河原町と真鶴町の二町のみであった。

議会報の発行は、一九八〇（昭和五五）年が過ぎた頃から、当時、議員であった丸山町長や共産党議員が、たびたび提案していたが、与党保守系議員が発行計画に同調しなかったという経緯を、議運副委員長が次のよ

うに説明していた（「平成四年度議会全員協議会綴」）。

なぜ発行が今まで、できなかったかという点、与党はほとんど一般質問はしないし、党所属の議員さん方が毎回のよう
にやっていただけで、発行することになれば売名行為に利用されるのではないかと、それでは選挙のときに不利ではな
いかというようなこともあり、保守系党派の人たちが多かったことにより、つぶされていたんです

また、別の議員は、議会報が発行されなかった理由として、議会運営が「湯河原方式」で行われていたこと
にもあると指摘していた（「平成四年度議会全員協議会綴」、「湯河原方式」については後述）。専ら一般質問は、
公明党・社会党・共産党といった党派の議員だけであったというが、保守系無所属議員も一般質問はしてい
た。一般質問が広報や地方紙に掲載されると、売名行為になるのではないかと懸念して、与党は一般質問はし
なかった。そのため、選挙のときに不利になるという懸念で、議会報発行はつぶされてきたという。

「湯河原町議会の活動状況を広く町民に周知し、議会及び町政に対する理解を深め、町民と行政をつなぐ役
割を果たすことにより、町の将来像「二一世紀文化のサロン」実現に向けた「開かれた行政」をめざす」目的
をもって、湯河原町議会だよりを発行するための会合が、一九九二年五月八日、議運において開かれた。しか
し、議運が議会だよりの発行を担当することに懸念を示す委員もいた。そこで、議運委員長は、あくまでもた
たき台をつくるという点から、議員全員の了承を得ておく必要があるという発言で、委員も納得した。

次に問題となったのは、設置する編集委員会の構成であった。当日、議会事務局から提示された「（仮称）
湯河原町議会だより発行規程（案）」では、第七条で「委員会は、議長及び副議長を除く各党派等から選出さ
れた委員若干名をもって構成する。」と規定していた。ここで、審議の焦点となったのが、「各党派」という点
であった。要するに、議運の七人の構成員のみで「各党派」として決めてよいものかという意見、共産党議員

は他の市町村の事例では「各会派」と規定しているという発言に対して、議会事務局が小田原市や綾瀬市においては「各会派」としている事例を紹介した。しかし、議員のグループがあっても会派屈をしていない、構成人数も様々であるということから、「各会派」と規定することに難色を示す委員もいた。議運副委員長も「各会派と規定することは―筆者注―あまり好ましくないということも事実」と指摘していた。

しかし、ここで町議会副議長及び議運副委員長が、議運を構成する委員は議運規程により各会派選出議員である。したがって、議運の委員は規程にある編集委員会の「各会派」の委員に相当するので、第七条は「委員会は、議会運営委員会委員をもつて構成する」と改訂し、話は議会報のタイトルについて進んだ。タイトルとして、「議会だより」「議会ゆがわら」「議会あしかり」といった案が出されたが、議運委員長が県のスタイルで「議会ゆがわら」を提案し、全協の了解を得ることになった。

議会報と編集委員会

議運で議会報発行に向けてのたたき台がつくられ、そのたたき台は、一九九二（平成四）年五月一四日の全協において審議されることになった。

審議のなかで、まず確認されたことは、議会報のタイトルを「議会ゆがわら」とし、編集委員は議運委員ではなく、議員より新たに選考された者をあてることにし、編集委員会は、この編集委員によって構成することになった。そこで別に設けられた選考委員会によって、編集委員は各会派から四人、党派から一人、三月に町議会議員選挙があり、当選した新議員のなかから女性の意見も必要ということで女性議員一人の六人で構成することになった。なお、第三条と第七条は、議会だより編集委員会で検討することが決められ、六月一日に第一回の議会だより編集委員会が開かれた。第一回目の編集委員会では、第七条について、編集委員会が改めて審議した結果、「〔編集―筆者注〕委員会」は議員の中から選任された委員をもつて構成する。」ことに決まった。

次に、第三条についても審議することになっていたようであるが、実は第三条は、議会だより編集委員会の設置について審議するため、最初に議運に発行規程が提示されて以来、条文は一字一句変更されていない。

第三条 議会だよりは、次の事項を掲載する。

- 一 定例会及び臨時会に関する事項
- 二 委員会に関する事項
- 三 請願及び陳情に関する事項
- 四 その他必要と認める事項

第三条は当初より訂正・変更はなかった。これは、掲載事項の扱い方、内容によって、議員の公平性が失われることを懸念し、掲載事項・内容の取扱いについて確認し共有しておこうという意図があったようである。すなわち、ある議員は、町議会で発言しない、議会報に載らないからといって議会活動をしていないというわけではなく、町民の相談を受けるといったような幅広い議会活動があるが、これが議会だよりに載らないことで議員としての活動を低く評価されてしまうおそれもあると懸念する意見が出た。あるいは請願が「議会だより」に載せられると、請願の紹介議員として名前が明らかになり、紹介議員の議会活動を評価する情報を提供することになると指摘する発言もあった。その一方で、公平性を維持することに執着して「議会だより」を發行すると、「議会だより」は単なる「回覧板組織」になると警告する発言もあった。

最後に、議会だより編集委員長が発言し、發行される「議会だより」は「議員だより」ではないこと、議会と行政とは緊張関係にあることを編集の基本とすることを表明した。そして、具体的には、①一般質問あるいは各委員会で発言した者の個人名は出さない、②質問・発言内容は抜粋とする、③町長の答弁、各委員会での

答弁内容も抜粋とするが、審議の論点は明確にする、といった編集方針を反映させた「議会だより発行規程」を制定することで、六月一五日開催の全協で了承を得て、「議会ゆがわら」を発行することになった。

「議会ゆがわら」は、一九九二年六月に創刊号を発刊し、二〇〇三年一月（四八号）からは、二〇〇三年九月以降の町議会本会議で審議された議案と、議案に対する各議員の賛否の結果を一覧表にしたものを掲載し、また、二〇一三年二月（八五号）からは、各議員の委員会等への出席状況（傍聴を含む）の一覧表を掲載して、まさに町議会における議員活動の可視化を実施するようになった。

職員採用問題

一九九二（平成四）年第四回町議定会定例会が、六月一七日から二三日までの会期で開かれた。定例会初日の一七日、一九九二年度補正予算案を審議中に、予算案を精査していた議員が、総務費中の総務管理費項目にある一般管理費の臨時職員賃金増の内訳をみて、職員採用に関して疑義のあることを指摘した。それは、同年三月に教育委員会に用務員として採用された人が、二か月後に一般職に切り替わっているという人事問題であった（「平成四年湯河原町議会 第四回定例会（六月）会議録議決書」）。

そもそも一般職は、職員採用試験の受験資格のひとつとして年齢制限があった。当時、湯河原町の年齢制限の上限は、二六歳であった。ところが、年齢四〇歳の用務員は作文と面接のみで、結果的には採用された。用務員の採用であれば、これで問題はなかった。しかし、地方公務員行政職の場合、年齢制限とともに高等学校卒業・大学卒業別の筆記試験に合格することが採用条件であった。そこで、先の用務員を一般職に切り替える場合、採用試験を受験していない、年齢制限を超えている。一方、大学卒業者であることから、一般職への給与体系が適用されている。このことが、問題とされたのである。職員採用基準を無視したこと、給料号俸の切り替えに問題があるので、全協開催を要請する議員の発言があり、全協が開かれることになった。

一九九二年六月一七日に開かれた全協では当然のことながら、採用方法について厳しい指摘があった。教育委員会としては即戦力になる人を求めていたので、年齢的には高かったが、人物・能力の面から採用を希望していた。一方、「情実的な公平な人事の対応ではない」という指摘に対して、丸山町長は、気分や情実が入る余地はない、現場が求めている即戦力を考慮して採用したと述べたうえで、「行政というのはね。ある程度、柔軟という面」も必要であると反論していた（平成四年度議会全員協議会綴）。そして、即戦力のある人が職務に従事してもらわなければ現場が困るという丸山町長の発言に対して、議員からは「総務委員会にも何にも相談しないで、こういう補正予算を組んで、それを予算に載せてきて、審議させるところに問題がある」、このような方法では、逆に議会が困ると反論される始末であった。

更に議員からは、「情実的で公平な人事ではない」「今日のごとは絶対失敗」「公募もしないで町長の好き嫌いで動かしている」など、次々と手厳しい批判が出た。しかし、「今日のごとは絶対失敗」「今日のごとは誰が何を弁解したとしても、だめ」と厳しく指摘した古参議員の善処策「まあ、二人「教育長と町長―筆者注」で謝って了解してもらいなよ」という一言で、丸山町長は、「確かにおっしゃるとおり、言われてみれば、なるほどよくわかりましたので、これからその辺のところは十分配慮して行きたいと思えますので、よろしくお願いをいたします」との返答で、意外なほど簡単に幕引きとなった。

六月一七日、全協が休憩に入ったので、丸山町長は総務文教常任委員会に出席して自らの軽率を詫び、十分反省している旨を伝えたことで、同委員会は了解した。再開された全協では、採用の経緯について総務文教常任委員会では了解が得られた旨を議長は報告したが、議員からは、依然として「一番足りないのは、職員に対する配慮、議会に対する配慮が、私は町長の今の姿勢が甘いと思う」あるいは「一九年間も議員をして来て」「中

略」今、厳しい判断がくだされているんですよ」と町長を厳しく批難した。結局、このような事態も、かつて述べた反省の弁の延長線上の結果といえよう。

汚泥処理施設問題

職員採用問題が決着し、その後の町議会においては、紛糾するような特別な案件や発言もなく経過し、一二月を迎えての町議会定例会では、一九九一（平成三）年度決算の審査が行われた。この当時は、一二月の町議会定例会で前年度決算の審査を行うのが恒例のことであった。また、一般質問をする議員のなかには、早くも新年度予算編成について、その方針や施策を問うというのも恒例であった。

ところで、新年度を迎える時期となった一九九三年三月八日、第二回町議会定例会の招集日に会期が決定した直後、百条委員会設置を求める動議が提出され、その動議は成立して議題として扱われることが決まった（平成五年湯河原町議会 第二回定例会（三月）会議録議決書）。議題となることが決まった直後、動議提案者が、動議内容は個人名が出てきて名誉に関わることもあるので、全協開会を求める動議が出され、この動議は承認され、全協開会のため本会議は休憩に入った。休憩中に全協が開かれたが、全協が閉会し本会議が再開されるまで、実に四時間三五分かかった（もともと、開閉前後にある程度の時間ロスあるいは休憩も含まれる）。ところで、どのような理由で動議が提出されたのか。動議提出者は「去る三月五日の東海新報、そして昨日の伊豆毎日に関する件」としか説明していないので、内容を把握することができない。そこで、三月九日付けの「相豆新聞」の記事から紹介しておく。とはいっても、「相豆新聞」の記事は、一九九三年三月五日付けの「東海新報」に掲載された下水道汚泥焼却設備建設を巡って悪質な不正行為があったというものである。疑惑の概要を抜粋すると、

総額二十六億円にのぼる湯河原町の下水汚泥焼却設備の建設をめくり、工事入札に参加を予定している大手業者の間で極めて悪質な不正行為が行われ、町の行政経験豊富な実力者が、町幹部職員、設計参加予定業者、入札参加予定の大手業者を自宅に呼ぶなど実力者と特定業者が、入札指名順位を強引に変更するなど有利に運ぶよう行政に不当に介入している

とのことで、この事実関係について、東海新報社が丸山町長に確認の取材をしたところ、丸山町長は、

大体、ご指摘のような情報をつかんでいる。裏付けを取るため関係会社の幹部を呼んで聞いたところ、町内のある人物の自宅に呼ばれたことを認めた。大むね東海新報の情報内容に沿った話だった。事実とすれば町の行政にある人物が介入していることでもあり、十分に調査して対処したい

と答えたとのことであった。

全協での審議

一九九三（平成五）年三月八日に開催された全協では、まず事実関係の確認から始まった。議員が事実の確認を求めると、丸山町長は、

私が取材に応じてお答えしたのは、この下水道関係に前の町長が関与していることは、私が職員を通じてある会社の一町が設計を委託している会社でございますが、幹部を二、三呼んで聞いたところ、そのとおりだということで、そういうことはお答えをいたしました。

〔平成四年度議会全員協議会録〕

と答弁した。この答弁に対して、議員から、答弁のなかで呼んだという幹部とは町の職員のことかとただされ、町長は、それは町の職員ではなく「町の職員を通じて町の設計委託をしている会社の幹部」と訂正していった。さらに、町長は、新聞記事を読むと、町の職員が関与しているような表現となっているが、町の職員が関

与していないことを信じていることも、「向こうへ申し述べてございます」と答えた。これに対して、議員が、記事にこの件を「申し述べ」という事実が記載されていないのはなぜかという質問に、町長は、「それはこの後ですから」、すなわち、これは、取材後に記者へ話をしたということであろう。

「湯河原町の下水汚泥焼却設備の建設をめくり、工事入札に参加を予定している大手業者の間で極めて悪質な不正行為が行われ、町の行政経験豊富な実力者が、町幹部職員、設計参加予定業者、入札参加予定の大手業者」をまきこんだという焼却炉選定を巡る疑惑は、一九九三（平成五）年三月八日の町議会定例会の動議により、地方自治法第百条に基づく下水道汚泥焼却施設調査特別委員会が設置され、すなわち百条委員会において審議されることになった。地方自治法第百条に基づく委員会の設置には、設置時期尚早、地方自治法第九十八条の事前の検閲・検査・請求権に基づく調査を行うべきとする意見もあり、議会内部でも百条委員会設置については、意見が分かれていたようである（「神奈川新聞」平成五年三月二〇日付）。実際、この百条委員会である調査特別委員会設置について起立採決したところ、議長を除く出席議員二〇人中、一五人が設置に賛成したものの、五人が反対であった。

特別委員会は三月八日に設置以後、九人の委員により調査が行われ、三月一日に中間報告をまとめた。この報告では、「町幹部職員」が不正に関与したという点は否定していた。しかし、焼却施設設計にあたり、コンベ方式による設計評価を湯河原町で依頼したコンサルタント会社が、A社を一位、B社を二位にランク付けした。ところが、決定権を持つ湯河原町長が二位の業者を選んだことから、焼却炉選定に疑惑を呼ぶことになった（「神奈川新聞」平成五年三月二〇日付）。しかし、「神奈川新聞」では、「町の行政経験豊富な実力者が」機種選定に介入したかどうかについて、特別委員会は言及していないと指摘していた。なお、特別委員会は、引

続き証人喚問をして調査の詰めに入るとしていた。

一方、この問題の経緯は「神奈川新聞」の内容と同じであるが、三月二〇日付けの「相豆新聞」では、「今後も当委員会では数人の証人の出頭を予定しておりますので、調査の進行上支障があると思われる質問、内容にはお答えできないことを御了承ください」と結んでいた。さらに、同年三月一九日の町議会定例会で、丸山町長が「私の発言により関係者に多くの疑惑を与え、またご迷惑をおかけしたことを深くお詫びを申し上げます」と陳謝し、ようやく一九九三年度の当初予算の審議に入れたのである（平成五年湯河原町議会 第二回定例会（三月）会議録議決書）。

一九九三年四月三〇日、町議会臨時会で調査特別委員会は下水道汚泥焼却施設建設を巡る疑惑解明調査の最終報告を行った。汚泥焼却施設建設に関しては、「町の行政経験豊富な実力者」の介入や「町幹部職員」の不当な関与はなかった。ただし、焼却炉の機種選定に当たり、丸山町長の選定は疑惑を抱かせかねない行為であるので、議長から「丸山湯河原町長に町政の適正かつ円滑な運営を求める意見書」が本会議に上程され、賛成多数で可決された。ようやく、この騒ぎも収まった。

請願紹介 一九九三（平成五）年三月五日付けの「東海新報」紙上に下水道汚泥焼却施設建設を巡る暴議員数を巡って 露記事が載ったことで、町議会が空転の様相をみせる直前の三月四日、全協において、たまたま請願の紹介議員の件が話題になった。請願や陳情というのは、国民が議会に対し意見や要望を自由に述べることができざる制度である。ただ、陳情と請願の違いは、請願書の場合、提出時に議員の紹介が必要となるが、陳情書は議員の紹介は必要ない。

三月二日、小田原地区春闘共闘会議議長名で「大幅な所得減税と実効ある不況対策の実施を求める請願」が

議会議務局へ提出された。その請願書の紹介議員の署名が一人のみであったので、事務局は、「湯河原町の申し合わせ事項」として、紹介議員は三人でないと請願書は受理できない旨を伝えて受理しなかった。

ところが、翌三日に再度、小田原地区春闘共闘会議関係者が、同じ請願書を事務局へ提出するために訪れた。そして、提出する際に請願者は、紹介議員が一人でも請願書を受理できることを指摘した。この指摘で、事務局側は、急きょ調査をしたが結論を得られず、神奈川県へ問い合わせたところ、神奈川県を紹介議員数は二人とする申し合わせ事項があるが、一人でも請願として扱わなければならないという回答があった。確かに、地方自治法上も、

第二百二十四条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

と規定しているように、請願は紹介議員を所要条件としているが、人数は規定していない。いわば、一人以上であれば何人でもよいとも解釈できる。そこで、県と町も最低人数だけでも決めておくということで、申し合わせ事項による人数を決めていたということになる。もちろん、違法でもない。

議会議務局長は、請願書の紹介議員の人数について、「湯河原町は何十年かにわたって三名でやってきた」が、これは違法ではない、しかし、「要するに一名でも請願として扱えられる」という認識を持っていた。たいてい要望した〔平成四年度議会全員協議会級〕。

議会議務局長が、法律上の認識を持ってもらいたいという要望に対して、議員から、法令規程の遵守は分かるが、長いこと務めている議員の仲間同士が取り決めた「湯河原方式」を全面否定して、申合わせてきたものを崩すということになるならば、全体を考え直す必要があると指摘し、反面、これまでの慣習的であり方を

更することに、難色を示す様子がうかがわれた。ここに、請願書の紹介議員数の件を発端として、これまでの「湯河原方式」による議会運営を改善する必要性に迫られた。

湯河原方式とは

湯河原町における議会運営において、議案の取扱いは、本会議開催前に各常任委員会を開催し、提出案件等を事前に審査する、特に本会議前に全協を開く手続きがあり、これが湯河原方式のひとつであった。なお、全協は二〇〇八（平成二〇）年六月の地方自治法改正によって初めて設置されたことになった。要するに、湯河原方式は、本会議前に提出案件を審査するので、委員の活発な質疑応答ができ、また、案件によっては本会議前に修正ができ、円滑な議会運営ができるとして、合併以来、この方式を実施していた。湯河原町の議会運営は、議運↓各委員会↓全協↓本会議という流れとなっていたが、例えば真鶴町の場合は、議運↓本会議という単純な流れとなっていた。

活発な質疑応答ができるという点について、一九六〇（昭和三五）年以来九期目の市川公造議員は、

湯河原方式という形を突き詰めてみると、ほんとうに入ったばかりの一年生が、四年でも五年でも発言のできない場所というのがたくさんできています。ただ、いるだけなんだ。「中略」事実上はこんな全員協議会なんて、日本じゅうインチキなんだ。それでもやっぱりやっているんだよ。「中略」湯河原方式というのは決している方法でもないけれど、悪い方法でもないというのは、みんなが了解をしている

と説明していた（「平成四年度議会全員協議会綴」）。新人議員が発言する場というよりは、発言する機会を得られない状況を解決する方法として、湯河原方式を設け、現在に至っているというわけである。

ただし、この方式について町の議会事務局長は、県の事務局長会議に出席した際、県下一七町村の事務局長から湯河原方式は「地方自治法」第九十九条に抵触すると指摘を受けたり、たまたま湯河原町へ視察に来た埼玉

県議会議務局長からも、同法に抵触することを指摘されたと述べていた。地方自治法に抵触するというのは、常任委員会や特別委員会が地方自治法に基づく条例等によって置くことと定められていたからである。真鶴町でも、本会議前に常任委員会を開会することはなく、また、付託なしに全協を開くこともないと、一九九三（平成五）年三月四日の議会運営委員会で議会議務局庶務係長が説明していた（「平成四年度議会運営委員会綴」）。先の市川議員も、最初の議員就任の頃、県議会議務局が来町した際、湯河原方式は改めるべきとの指摘を受けたことを紹介していた。慣習化してしまった議会運営方法を、法に基いた正規の運営方法に直すよう提案することに、暗黙の力関係や政治的圧力があつたものか、ともかくも湯河原方式は、県下全町村のなかで湯河原町のみが継承してきたものであるらしいが、町議会の体質改善は、町議会自らが脱皮する意識がわかなければ実現しないであろう。ところが、ようやく、湯河原方式を改めて地方自治法の規定に基づいた議会運営へ切り替えようとする動きがみえてきた。

三月四日の全協終了後、議運が開かれた（「平成四年度議会運営委員会綴」）。ここではまず、請願紹介議員数について取り上げられ、紹介議員が複数であることは、請願内容の重さを示すが、紹介議員が一人であると陳情と変わりなく、その分、軽く扱われてしまうと指摘する委員の発言があつたり、請願が不採択になつた場合、その後の紹介議員と請願者との人間関係を懸念する発言もあつた。なかには、「紹介議員は―筆者注―一人で行けるといって、やたらメーデーのスローガンか何かをほんぽん持ってきてよ。「中略」冗談じゃないよね。そんなもんが、変になつてしまつても平気だというつもりならば、どんどん紹介議員になれるものよ。」と、意味不明で少々興奮気味に乱暴な意見を述べる委員もいた。しかし、請願紹介議員数を地方自治法の規定に合わせるべきとする共産党議員とは対照的に、社会党議員は消極的であつた。

ついで、県下町村が施行しているように、議会運営を委員会方式から本会議方式へ切り替えるという方向性は見えてきた。方式を切り替えれば、議会事務局の職員数を増やす必要があるとか、本会議を開かなければ委員会を開くことができない、本会議が紛糾するなど懸念を表明する委員もいた。しかし、湯河原方式は新人議員の発言の機会を作るために導入したと、確認するかのよう副委員長が発言したところ、「今の議員は平気ですよ」「みんな、若い人間ばかりですからね。対応は早いですよ」という発言には、新しい議会運営へ切り替える時期到来を思わせるものがあった。

議会運営方法の見直し

下水道汚泥焼却施設建設に絡む不正疑惑問題の真相究明のために設置された百条委員会の最終報告が出て、さらに下水道特別会計補正予算に対する丸山町長の専決処分を巡って議会は紛糾し、一九九三（平成五）年四月三〇日、丸山町長の陳謝によって、ようやく収拾した。

この問題が収拾してのちに対処しなければならなかったのが、議会運営に係る湯河原方式の廃止、すなわち議会運営方法の見直しであった。一九九三年六月二二日の全協において、六月一日付けで「湯河原町議会の運営を改める有志議員一同」が、「法に基づく正常な議会運営」に改めるための調査・研究を求める要望書を町議会議長あてに提出したことが報告された。そして、議長は、議会全体に関わる問題であるということで、審議は議運において進めるということが決まった。しかし、審議を進める前に、湯河原方式を改めるのか、改めないのかを決める必要があるとする意見が出され、ここで初めて要望書の提案理由が述べられた。有志議員の一人が、提案理由をあらまじ次のように述べた（「平成五年度 議会全員協議会」）。

三〇年来、本町で行われてきた議会運営の仕方につきまして、ある程度、疑問に感じていた者だけで、一応、よその市町村を調べようということで、小田原と松田町へ内容につきましての視察に行つてまいりました「中略」本来、一番の

湯河原の問題点というのは、すべての議案が事前審査をされているということでございます。正常に基づく形ですと、すべて本会議にかけまして、本会議で議論を尽くした上で、議長の判断で常任委員会に付託するか、あるいは本会議の中で採決をするということと初めて閉会中も審議ができるわけで「中略」今、私どもがやっている行為につきましては、全部違法でございます。事前審査をやるということも、それから事前審査である常任委員会に出席をして費用弁償をいただくということも、これは法的に反しているわけでございます。

議運は、一九九一年四月二日の地方自治法改正により、設置が認められたので問題はなかったが、議会運営方法にしる請願紹介議員数にしる、議会慣例を申合せ事項として優先し文書化されていないというのが、湯河原方式であった。そこで、「本来どこでもやっている方法に直すべきか、それとも湯河原町で三〇年来やっている方法」でやっていくのか、湯河原方式を継続するのであれば、これ以上議論する必要はないので、その点を明確にすべきであるということになった。そこで議長は、二二人の全議員に対して意見を聴取したところ、黒白こくびやくを付けて発言したものは一〇人、法に基づいた議会運営にすべきと明確に発言した議員は六人、ほかの四人は湯河原方式の部分改正を含めて現状維持の発言であった。ほかの議員からは、発言がなかった。発言のない議員は、何の意見も持ち合わせていなかったのか、高みの見物を決め込んでいたものであろうか。

紹介議員数ひとつとっても、湯河原方式の申合せで三人以上と明文化しておいても、地方自治法を盾に一人でもよいということであれば、紹介議員一人でも請願書を受理せざるを得ないことになる。すなわち、法令に従えば、湯河原方式は改正しなければならない。このような事例が全体に、ほかでも出てきて改正しなければならぬということであれば、湯河原方式の全面的改正が必要であり、このことについて全員から「異議なし」の確認を得た。この展開により、町議会の運営形式を改正することが決定した。

議会運営改正の趣旨

一九九三（平成五）年六月二二日午前中の全協は、議会運営を改正することを決めたが、改正する担当委員会・委員・委員選考などの手続きについて難航し、本会議開会が迫ったのでいったん閉会し、本会議終了後に再度、全協を開会した。そして、この全協では、議会運営改正の素案を作成する「湯河原町議会運営調査検討部会」を発足させることが決まった。早速、検討部会は、「湯河原町議会運営申合せ事項（案）」を作成し、そのなかで議会運営を改正するにあたっての趣旨を、次のように明らかにした（「平成五年度 議会全員協議会」）。

（趣旨）

本町は、昭和三〇年の町村合併以来、独自の議会運営方法をとってきた。すなわち、地方自治法第一〇九条第六項（常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。）、同一一〇条第三項（特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。但し、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。）の規定によらず、本会議開催前の議会閉会中に各委員会を開催し、提出案件等を事前に審査する方法である。この方法は、県下でも本町のみが行っている方法で、通称、湯河原方式と呼ばれ、今日に至っている。

本会議前に提出案件等を委員会で審査することは、委員の活発な質疑応答ができ、案件によっては本会議前に修正が可能となり、円滑な議会運営ができる、というものであったが、ともすると、委員会中心主義に陥り、議会軽視の感も否めない。

そこで、昨今の議会運営の状況等を勘案し、従来の湯河原方式を改め、地方自治法に基づく正規の姿に戻すべく、ここに議会運営の申合せ事項を決めるものである。

この趣旨を基本に検討が加えられ、一九九三年一〇月一九日の全協では、さらに修正された（趣旨）が提示された。それは、趣旨中の末尾「そこで」以下が、次のように修正された。

そこで、昨今の議会運営の状況等を勘案し、従来の湯河原方式を改め、地方自治法に基づく正規の姿〔議案上程↓提案説明（細部説明）↓質問・質疑（討論、採決）↓委員会付託（委員会審査）↓委員会報告↓質疑・討論・採決〕に戻すべく、ここに議会運営の申合せ事項を決めるものである。

要するに湯河原方式が、各委員会↓全員協議会↓本会議という議会運営の流れであったものを、本会議↓委員会↓本会議という流れにするという、本会議重視を最も重要な部分とするものであった。実際、湯河原方式の場合、審議日程のなかで委員会が開かれた実態は、表立っていない。

申合せ事項の概要

一九九三（平成五）年一〇月一九日の全協では、議運・予算等の審査付託・会期日程・常任委員会・特別委員会・請願・陳情・一般質問及び総括質問の取扱い・全協・閉会中の審査に関して申合せ事項の内容を、議会事務局長が説明した。ただ、ここに至るまでの議会運営調査検討部会内で、どのような検討あるいは意見交換がされたのかは説明されていない。どのような議論がされたのか興味ある例として、今回、議会運営を法に基づいた正規の運営方法にするという契機になった請願紹介議員数に関しては、

請願提出の際の紹介議員は、地方自治法第二二四条の規定には数に制限がない（一名でもよい）が、本町では三名以上とする

と規定し、旧の申合せを継承しているが、その継承理由は分からない。また、従前と違った議会運営として、

常任委員会の開会について、一日一委員会を原則とすることになったことである。従前の常任委員会の開会方式は、会期中の本会議の休憩の合間を縫って委員会を開くことが頻繁に行われ、休憩の合間ばかりではなく、本会議閉会後も開かれることがあった。申合せ事項では、一日に二委員会を開催しないことになった。ただし、会議の関連事項の都合で特別委員会を開催する必要がある場合は、午前中に常任委員会、午後特別委員会の開催の調整は認めることにした。

会期の日程についても、細部にわたる申合せ事項をあげている。まず、三月定例会は、第一日目に会期の決定、補正予算もしくはその他の議案の上程、質疑・討論・採決、あるいは所管の常任委員会に付託、第二日目は新年度予算の上程と町長の所信表明及び提案説明、予算の細部説明をする。その後、三日から五日の休会、休会明けに町長の所信表明に対する総括質問、新年度予算に対する質疑、終了後に所管の常任委員会に付託（常任委員会は休会中に開催）、会期最終日に付託議案の一括上程、委員会ごとの質疑・討論・採決で終局する。六月・九月・十二月定例会は、第一日目に議案上程、町長の提案説明、質疑・討論・採決、あるいは所管の常任委員会に付託という流れとなる。常任委員会は、付託された事案がある場合を除いて基本的に開催しない。ただし、やむを得ない場合は、常任委員会協議会を開くことができるが、常任委員会協議会は結論を出さず、結論は本会議あるいは常任委員会に付託されたうえで出すということになった。申合せ事項のごく一部を取り上げたが、特に申合せ事項に関して反対意見は出ず、また、議会事務局から、新たな申合せ事項による議会運営は一二月町議会定例会から行う意向を示したが、このことにも異論は出なかった。

なお、申合せ事項により議運は、三人以上の所属議員を有し、議長へ届け出た会派の代表者により構成するものとした。一月末までの受付締切りまでに、嚆矢会・清風会・政和会・町政研究会・公明党・共産党の党

会派が存在していた。

4 第一一代町長選挙

町財政の悪化

新たな議会運営方法によって開かれることになった町議会定例会が、一九九四（平成六）年二月五日に招集された。会期は二日間でであった。この町議会定例会に丸山町長は、都市計画税率の引下げ案を上げることになっていた。都市計画税とは、都市計画事業・土地区画整理事業の費用に充てることを目的とした税で、湯河原町では駅下土地区画整理事業の関係で、一九五八（昭和三三）年度から徴収していた。実は、丸山町長は、町長選挙のときの選挙公約として、都市計画税の減税を掲げていた。そして、都市計画税の減税分は、納期前納報償金に新規の限度額を設けたり、国際観光ホテル整備法の基準に該当する旅館・ホテルに適用している固定資産税の軽減税率の見直しを考えていた。しかし、厳しい町の財政事情から町長は、一二月五日に開かれた議運に対し、都市計画税減税と関連条例改正案を一二月定例会に上げしていたが、取下げる旨を通告した。

町の財政事情が厳しい状況となったことは、一九九四年一二月定例会の前、一月頃と思われるが、町長が町役場職員に対し、節約の通達を發したことで明らかとなった（「相豆新聞」平成六年二月八日付）。このような通達を出すことは、町政史上初めてのことであった。現在、節約通達そのものは現存していないので、新聞記事から節約通達の内容を紹介する。

町の財政担当部署が試算したところによると、町民税所得割が伸びず、また、固定資産税の徴収率も低いことから、町税の大幅な減収が予想されるという。結果的に税収は一億円を超える減額となるとみていた。そこ

で、減収の対応策として、町税の現年度課税は必ず徴収し、滞納繰り越しを防ぐ。さらに、過去の滞納分について徴収率の向上を図る。国や県支出金などについて、少しでも多く交付金が得られるように、規程・制度の洗い出しをする、というようなことで収入の確保に努力をするよう、まず冒頭で通達していた。

次に、歳出、すなわち節約について通達していた。

- ① 予算執行（支出）は事務規程にかかわらず、すべて総務部長決済とする
- ② 人件費・物件費・維持補修費・扶助費・補助費などのように、毎年持続して固定的に支払う経費である経常費以外の支払いには一定の枠を設ける
- ③ 予算措置がされている事業であっても、現在執行されていない事業については、執行を凍結するか、事業の縮小を実施する
- ④ 工事・物品購入などの予算執行残額は原則執行凍結、ほかへの流用禁止
- ⑤ 旅費・食糧費を節約し、ファクシミリその他の手段

表9 1987年度～1995年度 歳入当初予算額・決算額との比率の推移

(単位 円)

区分 年度	歳 入				歳 出	差引残額
	当初予算額	予算現額	決算額	歳入当初予算額増減比	決算額	
1987	5,278,000,000	5,920,880,253	5,950,525,408	12.7%	5,779,736,769	170,788,639
1988	5,535,000,000	6,234,450,017	6,277,806,459	13.4%	5,940,252,396	337,554,063
1989	6,343,000,000	6,723,690,000	6,846,083,481	7.9%	6,402,091,028	443,992,453
1990	6,872,000,000	7,991,355,160	8,049,769,348	17.1%	7,591,315,530	458,453,818
1991	7,561,000,000	8,228,738,380	8,268,177,783	9.4%	7,786,118,078	482,059,705
1992	8,098,000,000	8,833,382,000	8,789,958,552	8.5%	8,553,846,580	236,111,972
1993	9,375,000,000	9,873,449,000	9,748,647,064	4.0%	9,521,790,888	226,856,176
1994	8,900,000,000	9,293,586,900	9,095,292,165	2.2%	8,876,392,919	218,899,246
1995	9,137,000,000	11,177,767,000	10,905,255,437	19.4%	10,669,478,252	235,777,185

[資料] 「一般会計歳入歳出決算書」

を活用し旅費の極力節減に努める

⑥ その他細部にわたり、消耗品の支出停止、コピーの抑制及び両面刷、休憩時間の消灯、暖房の適正な使用、定時内の事務処理と時間外残業の回避

といったように、厳しい財政事情を反映した節約通達となっていた。

丸山町政期の一九九一年度から一九九五年度における町の財政状況は、当初予算額に対して、一九八六（昭和六一）年度から一九九〇年度までのうち一九八九年度を除いて、歳入決算額は毎年二桁の比率で増えているが、一九九一年度から一九九四年度の歳入決算額は、一桁の比率に落ち込んでしまった。しかも、節約の通達が発せられた一九九四年度の歳入決算額は、表9をみてもわかるように、当初予算額のわずか二・二パーセントの伸びでしかなかった。

第二回町長 選挙出馬表明

一九九五（平成七）年には神奈川県知事選挙及び神奈川県議会選挙を初めとした統一地方選挙が行われるが、湯河原町長選挙も、そのひとつであった。早くも一九九四年の大晦日を迎える頃になると、湯河原の町長選挙のことが話題になってきた。現職が再び立候補するのか、無投票選挙となるのか、無投票選挙でなければ立候補するのは誰なのか、選挙となると思いを巡らすことになる。一九九四年一月の町議会定例会も最終日の二一日を迎え、残る一般質問を終えれば、平穩に閉会となると思われていたが、午前九時を過ぎた頃から、町長選挙が話題となった。

というのも、まず、丸山町長が、一月二二日午前九時過ぎに、再び立候補することを表明した。ついで、米岡幸男議長が、全議案の審議及び議決を見届けて、一般質問が始まる前に副議長へ議長辞職届を提出し、町長選挙に立候補することを表明したのである。新人と現職との町長選挙というものの、米岡議員は一六年の

議員を務めたなかで、教育施設対策特別委員会委員長・経済常任委員会委員長・広域行政特別委員会委員長などを経験していた。

再び立候補を表明した丸山町長は、今期四年間の町政は前町長のレールの上を走ってきたが、一区切りがいたので、今後は自らの手になる政策を実現していきたいと立候補の動機を述べていたようである（「相豆新聞」平成六年一月二二日付）。そして、立候補するに当たって、「自然」「健康」「教育文化」「女性」「交流」という五つのテーマに政策を集約して公表した。これらの概略は、次のような内容であった。

自然―風致地区の拡大を行い、県下第一となつたので、今後も自然林を保護し人工林の植栽を進めて、自然と人間がふれあえる環境づくりを続ける

健康―保健センターに管理栄養士を配置して食生活の充実による健康づくりを進める。総合運動公園の多目的利用を促進

教育文化―総合文化センターの実現、新しい表現活動（マンガ・イラスト・映像芸術）を文化行事に取り入れる

女性―政策決定の場に立ち会えるよう女性の積極的登用、子育て中の母親の相談窓口の充実

交流―出会いの場として通り・広場の活用、障がい者・老人も活動できるまちづくりの推進、住民の情報を公開し、住民参加が容易になるようにつとめる

その外、行政のスリム化、すなわち財政再建の一環として職員の新規採用を控える。また、途中退職者が出て中途採用は実施しない、ということも明らかにしていた。

これに対して、米岡幸男前議員は、悪化している町財政を再建し、活力あるまちづくりに努力したいとして、

特に選挙戦に臨んで、①財政計画を見直し、自主財源の確保、②国・県との連携を図り財源確保に努める、③民間活力を利用した駅前再開発の促進、④県下町村中三番目の町長報酬を最低に引き下げる積極的な経費節減、⑤低年齢児の受け入れ拡大・延長保育・学童保育の促進などの子育て支援対策の実施の五本の公約を明らかにして、立候補の決意を示した（「相豆新聞」平成六年二月二日付）。

告示前の選挙戦

一九九五（平成七）年の新年を迎えると、いち早く米岡陣営は一月二日に後援会事務所を開いた。後援会事務所開きには、支持母体である後援会「幸友会」の会員のほか、町議会関係では嚆矢会に所属する議員が出席した。一方、丸山町長側は、二月一日に町議会内の政和会・清風会所属議員の推薦を受けることになった。

米岡候補は二月末、選挙へ向けて、①安心のある町・災害に強い町、②魅力ある観光スポット・活力ある経済、③子供はすくすく・女性が生きいき、④生きがいと心の安らげる福祉、⑤財政再建・そして減税、⑥安全・快適・愛着のもてる街、⑦親しまれる行政、というキャッチフレーズを掲げて、選挙へ向けた姿勢を明らかにした。そして、三月中旬、米岡候補は、町内一〇会場で政策を語る会を開いて施策の浸透を図った。

一方、丸山町長は、米岡候補より一か月ほど遅れて後援会事務所を開いたものの、政策を啓蒙するような集会を開かなかつた。町長の強みは、すでに議会内の政和会・清風会の推薦支持を取り付けていたこと、さらに、三月二四日、町政研究会・公明党の党派所属議員が一堂に会し、「明るい町政を進める会」（明政会）を組織して丸山町長の支持を決め、二八日に明政会は町長と政策協定を締結した。また、日本社会党西湘支部も現職推薦を表明し、政策協定を締結したということである（「相豆新聞」平成七年三月二九日付）。丸山町長は、万全の支持基盤の上に立っていたといえよう。

一方の米岡候補を支援する議員は嚆矢会の七人で、町議会の動向だけでみても、現職の優勢は明らかであった。

町長選挙結果

四月一日の町長選挙告示後、現職で「革新系無所属」の丸山候補と、一四日に議員辞職をした「保守系無所属」新人の米岡氏との間で、五日間の選挙戦が始まった。両候補者の年齢は、同じ五八歳であった。しかし、一九九五（平成七）年四月一九日付けの「相豆新聞」にみる出陣式の様子を読むと、告示前の状況とは違い、早くも選挙結果を暗示するかのような雰囲気であった。

米岡候補の出陣式には、「約一〇〇〇人」が集まったこと（ちなみに丸山候補側は約三〇〇人）、応援に衆議院議員の亀井善之自由民主党神奈川県支部連合会会長、高橋実県議会議員が来たこと、応援演説のなかで亀井議員は「四年間の間、丸山町長からは何もたのまれなかった。国・県との関係回復のために」米岡候補を応援する旨の演説をしたことは、丸山候補にとつては劣勢を思わせるものがあった。

告示前にもあったようであるが、町内では候補者に対するうわさやデマが飛び交い、あるいは候補者を中傷する文書が郵送あるいは投げ込みで配布されることが多くなった。この背景には、前回の町長選挙で反丸山派であった議員が、今回は丸山候補支援にくら替えしたこと、野党会派が選挙を迎えて多数与党に方向転換したことなど、議員間の構図が複雑化したことが背景にあったようであった。

五日間の選挙戦が展開されて、四月二三日に投票が行われた。即日開票の結果、午後九時頃には開票結果が確定し、八四六票を得票した米岡候補が丸山候補に一一三三票の差をつけて、第一代の町長に当選した。投票総数一万五三九五票、投票率六八・二二パーセント（男性六六・三八パーセント、女性六九・八〇パーセント）で、投票率は前回よりは六・七七ポイント上回った。

新聞記事によれば、米岡候補の勝因について、以下のように分析していた。米岡候補は、保守系議員の支持を半数以下しか取り付けられなかったことで危機感を強くし、政策を語る会を町内一〇会場で開いて浮動票への食い込みを図り、また、商工会を通じて若い層の力を借りて票固めをしたことが勝因であったとしていた。

一方の現職の敗因については、思ったより公約が実現されていないという町民の失望感、人柄は評価するが、政策実現の行動力・交渉力に不慣れであったことへの評価が影響したとしていた（「神奈川新聞」平成七年四月二四日付）。確かに、町長の議会運営、陳謝、百条委員会の審議対象などは、従来の町の首長になかった事態であった。「神奈川県湯河原町にみる新しい政治の風」は、一度だけ吹いたにとどまり続かなかった（「反りゾート町長誕生の軌跡」『住民と自治』一九九一―六月号）。

5 米岡幸男町政の出発

町長給料の減額
一九九五（平成七）年五月八日、初登庁した米岡町長は、まず全職員を前に就任の挨拶を済

まし、ついで、町幹部で構成した行政運営会議を開き、町長部局への今後の行政方針は同会議を通じて示していくことを表明した。なお、当日、議会内会派に変更があり、米岡町長誕生の推薦会派であった「嘴矢会」が発展的解消をして、「春栄会」を発足させ、町長の与党会派として活動することになった。「春栄会」は、元政和会所属議員と社会党議員を加えた七人で構成された（「相豆新聞」平成七年五月九日付）。

米岡町長がいち早く米岡色を出したのは、厳しい町の財政改善に向けての積極的姿勢であった。一九九五年五月一六日にも行政運営会議を開き、町財政の負担軽減のために、業務のあり方の見直しを幹部職員へ協力を求めたようである。

というの、町の財政負担の現状を示す例として、「現在年間九千六百万円（これは町職員の一か月分の給与支給額に相当する）に達している残業費用」を、町長は財政改善策のひとつとして注目していた。この数値を検証する手立ては手元にはないが、大きな額であることは確かである（「相豆新聞」平成七年五月一七日付）。

次に手を付けたのは、町長の給料減額であった。湯河原町長の給料月額は、県下一八町村のなかで、葉山・箱根について三番目に高額であったという。公約としても掲げていた町長の給料減額について、五月十九日、町長は特別報酬審議会に諮問した。この審議会は、一九六七（昭和四二）年一〇月一日の「湯河原町特別報酬等審議会条例」の制定に基づいて設置されていたもので、町長の給料や議員報酬額などに関する条例を改正する場合は、あらかじめ、その額について審議会の意見を聴かなければならないことになっていた。しかも、審議会の委員は、行政内部や議会内部の者で構成されるのではなく、町内区域内で組織されている公共団体などの代表者、その他住民のなかから、町長が依嘱する者によって構成されることになっていた。町長は、通常の手続きとして審議会へ諮問し、町民の判断を仰いだ答申によって結論を出すことにしたわけである。

諮問を受けた特別報酬審議会が、五月十九日に開催された。町長の諮問は、月額給料を現行の八五万円から七〇万円にしたいというものであった。審議会では、県下で最低の清川村村長の給料七四万七〇〇〇円を下回るの体面上よろしくない、隣の真鶴町を若干上回る八〇万円が妥当、と答申した。しかし、米岡町長は、この答申を受け入れがたいとして再度の審議を求めたが、審議会は、県下の町長のなかで最低の給料である真鶴町の七九万円を下回ることではできない、湯河原町長の給料は月額七九万円とする最終答申を出した。それでもなお、米岡町長は答申を受け入れることができず了承を得るべく、審議会委員を戸別訪問した（「平成七年湯河原町議会 第五回定例会（六月）会議録 議決書」・「相豆新聞」平成七年五月二四日付）。その結果、審

議会は、湯河原町長の給料は清川村を下回る額にすることを了承した。そこで、六月の町議会定例会の一二日に月額給料を七四万円とする給与改定条例案を上程した。提案理由では「町財政の建て直し^(ママ)を図る一助として、町長の給料月額を県下市町村で最低の額に改正するため」として、「県下市町村で最低の額」を強調していた。この条例案は同日可決成立し、七月一日から施行された。

米岡町長の所信表明

一九九五(平成七)年五月二二日に町議会臨時会が開かれ、町長選挙後に退任した助役・収入役を選任する人事案件の同意を得て閉会した。

ところで、新聞の見出しでは、六月定例会の開会にあたり、「米岡町長が初の所信表明」と表示している。「初の所信表明」としてしているのは、意味があるものであろうか。先に、丸山町長就任のときにもふれたが、「所信表明」とは、首長選挙後、直近で開かれる本会議の冒頭で、任期四年間を見通した政策の方向性について表明するものである。これに対して「施政方針」とは、通常その年の第一回目の定例会において、首長が当該年度の基本方針や政策の運営にあたり、重要施策や予算について表明するものである。この定義に合わせるとすると、所信表明の定義に近いことを定例会で述べているものの、本人は就任挨拶と自ら述べていること、表明内容が容量的に極めて少ないことなどから、一般的に定義づけされている所信表明に該当しないものといえる。

一方、一九九五年六月一二日の本会議定例会初日、米岡町長は、「所信表明」を行った。ただし、議長は議題を「町長の所信表明について」としているにもかかわらず、米岡町長は相変わらず、従来の「町政に関する所信」という名称を使用していた。とはいえ、町長選挙後直近の本会議において、「町長就任に当たり町政運営の基本的な考え方と主要施策について」表明したことから米岡町長は、「初の所信表明」を行ったといえよう(平成七年湯河原町議会 第五回定例会(六月)会議録議決書)。

米岡町長は所信表明において、二一世紀という手本のない新しい時代を迎えようとする地方自治体は、複雑多様化した社会情勢のなかに置かれているという認識を示していたが、これは、一九九五年一月一七日、アジア太平洋戦争後に発生した最大の地震災害である阪神・淡路大震災あるいは無差別大量殺人事件であった地下鉄サリン事件などを念頭に置いていたものであろう。それゆえに今後は、地方行政も国際間の大きな流れのなかにあることを認識し、社会経済の変動をも見極めつつ、過去を大切にしながら、財政の厳しいなかでも職員共々知恵を出し合い、将来に必要な施策を推進していききたいと施策の意向を示していた。そして、町政の運営にあたっての基本姿勢として、

- ① 不振に苦しむ観光商工・農林漁業経営の安定化 町の財政力の鈍化は産業界に大きな影響を与えているので、町独自の適切な行財政運営努力が求められている
- ② 町政の基本かつ重要課題は福祉政策・生活環境の整備である。それゆえ、住民生活の向上が町政の課題であることを認識する

この基本姿勢は、車の両輪である。そこで、車の両輪を維持しながら、次のような当面推進すべき主要施策を掲げていた。

- ① 防災対策は、町政の急務である。これは、正に阪神・淡路大震災を教訓としての施策である。大震災の実情をみて、町では早速、防災課の配置の改善を図り、防災対策事業の追加を検討
- ② 低迷する観光経済の建て直し、商工農林水産業に関しては、創意工夫による振興、民間活力の導入促進の速やかな実現を図る
- ③ 駅前対策である国鉄清算事業団所有地を一九九六年度に取得予定

- ④ 保育・教育施設の充実、女性に拓かれた地域づくりの推進、低年齢児保育・延長保育・学童保育の実現
- ⑤ 時代を先見した高齢化対策、障がい者対策の充実、在宅介護支援センターの設立
- ⑥ 子ども・老人対象の道路整備・ライフラインの拡充
- ⑦ 土地用途地域の拡大を含めた見直し、景観条例の制定準備
- ⑧ 行財政の円滑推進のための国・県との良好関係の推進及び維持

6 第一期米岡町政の施策

第一期米岡町政期 米岡町長は、就任二年目の一九九六（平成八）年三月の町議会定例会で所信表明をした。
の財政概要 その所信表明において米岡町長は、国内の財政経済状況を以下のように分析していた。

一九九五年三月以降の急激な円高、その後の円高是正、公定歩合引下げの金融緩和によって市場金利が史上最低水準となった結果、公共投資の増加、個人消費の穏やかな回復がみられたものの、不良債権処理の問題が世間を騒がせていた。一方、政府の地方財政計画で、住民税減税や固定資産税及び都市計画税の負担調整率の変更により大幅な減税が見込まれ、減税分の財源確保が地方財政にとっては厳しくなった。

第一期米岡町政では、一九九六年度が最初の予算編成であった。このような厳しい情勢のなかで、初めての本格的予算編成にあたった米岡町長は、①安心のある町、災害に強い町をめざして、②魅力ある観光スポット、活力ある経済をめざして、③人にやさしい地域づくりをめざして、④生きがいと、心の安らげる福祉の町をめざして、⑤安全、快適、愛着のもてる町をめざして、という五本の柱を基本に、その実現化に向けて最大限の努力をすることを表明した。なお、この五本の柱は、町長自身が就任時の公約であると「平成八年度町政に関

する所信」で述べているが、町長就任時のものは、前項（「米岡町長の所信表明」）であり、ここにあげた五本の柱というのは、町長選立候補時に掲げた政策である。とはいえ、この五本の柱を基に施策の内容を詳述していることで、これにより三か年の施策概要を述べることにする（「平成八年湯河原町議会 第一回定例会（三月）会議録議決書」）。

防災に係る施策

一九九六（平成八）年度の防災に係る施策では、一九九五年一月に阪神・淡路大地震が発生したと、想定されている東海大地震や神奈川県西部地震への対応が迫られていることから、防災対策の強化が意識されていた。特に、観光地であることから、有事の際の安全確保は町民ばかりでなく、観光客に対しても考慮しなければならなかった。その防災対策として、町内一地区の自主防災組織の強化・防災意

表10 1996年度～1999年度 一般会計歳入予算決算・歳出決算、自主財源比率、経常収支比率

(単位 円)

		1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	
歳入	決算総額	9,749,951,762	9,270,475,195	9,090,818,244	9,159,855,556	
歳出	決算総額	9,483,855,828	9,068,984,764	8,810,461,073	8,996,424,676	
歳入歳出差引額		266,095,934	201,490,431	280,357,171	163,430,880	
自主財源	内訳	町税	5,011,059,734	5,160,969,507	4,911,985,983	4,861,507,410
		分担金及び負担金	322,415,876	331,621,075	391,818,343	354,836,022
		使用料及び手数料	195,393,991	191,975,684	201,182,376	208,839,102
		財産収入	173,683,197	229,842,376	45,179,119	15,066,176
		寄附金	92,733,760	33,010,753	19,141,667	60,277,881
		繰入金	422,924,599	288,191,100	623,773,455	155,001,438
		繰越金	235,777,185	266,095,934	201,490,431	280,357,171
		諸収入	142,882,688	118,773,788	206,255,457	121,741,364
	総額	6,596,871,030	6,620,480,217	6,600,826,831	6,057,626,564	
自主財源比率		67.7%	71.4%	72.6%	66.1%	
経常収支比率	湯河原町	96.0%	93.0%	93.7%	92.7%	
	前年度県内市町村平均	82.3%	86.4%	84.5%	87.8%	

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」、「決算施策成果説明書」

識の高揚・防災備蓄をあげていた。当面の施策としては、第一分団ポンプ車の更新、防火水槽等施設の充実、小田原医師会湯河原班の協力のもと、救急医療体制・医薬品備蓄の充実、ライフライン確保の観点から水道の石綿管布設替え事業の継続、住民避難路の確保のための航空写真多目的利用事業の推進、校舎のガラス飛散防止対策の三か年事業、有事を予測したヘリポート配置・港湾整備の検討などといった実施事業、実施検討事業計画をあげていた。

一九九七年度になると、小田原を震源とした神奈川県西部地震が一九九八年プラスマイナス三年で発生する可能性を、新聞紙上で示唆されたこともあり、一段と防災意識の高揚と行政の対応が求められるようになった。そこで、消火活動に効率の高い水槽付消防ポンプ自動車の配備と、寸断された交通網を走行し、情報収集や伝達に活用するトライアルバイクを配備することにした。

一九九八年度では、救命率の向上を図るための救急救命士養成の強化、高規格救急自動車の一層の活用、救急救命活動の向上を図るために一九九八年度末には、町の救急救命士を六人体制とする。また、神奈川県西部・東海地震・東関東地震などに備え、災害時傷病者応急手当・緊急手術に必要な医療セット一式も購入することにした。なお、水道管の石綿管布設替え工事やガラス飛散防止対策、自主防災組織の食糧備蓄対策・備蓄毛布購入・簡易トイレ購入・災害備蓄倉庫の充実などは継続事業とした。このように防災は、地震対策に集中していた。

生活基盤・環境

に関する施策

米岡町長が生活環境のなかで、都市景観の形成に推進するために制定したのが、「湯河原町豊かな景観を育む基本条例」(一九九六年二月一三日制定)であった。この条例は、豊かな自然と調和した湯河原町の景観を守り育むため、町・町民・事業者の三者が、町の景観(風景)づくりに参加

するという共通の認識を持ち、都市景観に対する関心を高めるといふ視点から制定したものであった。この規定では、豊かな景観を育む地区に指定された場合、建築物の色彩まで指導することになっていた。

さらに、安全・快適・愛着をもてる町を目指し、公共下水道事業のさらなる促進を図り、かんきょ管渠未整備地域への事業を促進することとした。また、臭気対策・減量化対策として整備を進めてきた汚泥焼却施設建設事業は、一九九六（平成八）年一月に完成し、管渠未整備地域への整備拡大により、下水道事業はさらなる普及率の向上を目指すことができるようになった。

可燃物と不燃物のごみ分別収集は軌道に乗るようになって問題はない。しかし、老朽化したごみ焼却施設の建て替え問題は、一九九五年度から三か年継続事業として進めてきたが、一九九六年度は本体工事に入ったばかりであった。次に、駐車場不足解消のための駅前周辺整備は、国鉄清算事業団所有地取得の協議を進めている段階であった。

一九九七年度に入っても公共下水道事業は、管渠未整備地域の事業促進及び普及率の向上を目指した継続事業を進めていた。また、衛生組合事業であるごみ焼却施設の建て替えは、一九九七年度でようやく完成することになった。

保健・福祉に係る施策

一九九六（平成八）年度の福祉関係の施策としては、寝たきり老人の世話をする家族の負担を軽減するために、湯河原老人ホーム（現心花春）の協力のもとに、在宅介護支援センターを設置して在宅ケア支援を実施した。また、町の高齢化率は県下トップレベルにあることから、一九九三年に策定した「湯河原町老人保健福祉計画」に基づき、施設の整備を行い、人材の確保に努めることにした。さらに、町民の健康管理一元化を図り、医師会の協力のもと、光ディスクやICカードを利用した健

健康管理情報システム導入検討のための予算措置をした。また、高齢者や身体の不自由な人たちが積極的に温泉を利用してもらうために、駅周辺を中心とした旅館の協力を得て、入浴施設開放費用の一部を助成した。

また、一九九七年度は、家庭奉仕員制度の拡充を図り、在宅ケアの充実を進めることにした。なお、個人健康管理情報システムの導入については、引続き調査・検討の段階である。一九九八年度の福祉面では、在宅ひとり暮らし老人への自宅配食サービスを開始した。

産業・観光商工 不況が長引く一方で、海外旅行・マイカーによる日帰り旅行の増加などレジャーの多様化に係る施策

よって、湯河原町の観光産業は大きな打撃を受け、観光産業の立て直しが一九九六(平成八)年度からの重要課題であった。そのためには、民間活力導入の促進、商工農林水産業の振興に努めることが必要であるが、基本的には、行政の側面からの協力が不可欠であると認識していた。といっても、整備の終わったごめの湯を中心とした万葉公園を拠点に、観光産業界による集客・誘客の努力が求められた。「梅の宴」は、大きな経済波及効果をもたらした。さらに、一九九六年度中に一部完成している幕山公園を、四季を通じて集客できる施設として活用し、商店街の整備、商工業の近代化支援によって、観光・経済の活性化を促進することとした。さらに、温泉熱利用のフラワーセンター建設、美術館、自然体験施設、湯河原海岸整備構想の実現、遊休埋立地の利用促進など、民間活力を導入した集客・誘客のための施設整備などの計画を、長期構想としてあげていた。

一九九七年度では、特に施策はなく、温泉熱利用の「フラワーガーデン四季彩花苑」建設は、一九九七年度中に基本構想を策定することになっていた。しかし、民間活力による美術館建設は、いまだ検討中であった。なお、農林業振興策として農道・林道の基盤整備を、県の補助を仰ぎ継続して進めていくことになっていた。

近年、新興観光地との格差が広がりつつある状況から、観光地発展に工夫がなければ経済の振興が図れないと認識し、観光企画の見直しを考えるようになった。その結果、例えば、海水浴場開きに開催されてきた手作りいかだレースを一九九八年度は休止し、新たな振興策を検討することになった。また、年々利用者が減少する一方で、施設は老朽化し運営管理費が累増している万葉公園プールは一九九八年度の開設を休止し、将来へ向けての利用計画を検討することになった。なお、商工関係では、一九九八年度も、商工振興事業・商店街連合会イベント助成事業・商店街活性化支援事業を継続して実施していくことにした。

農林水産業関係では、温州ミカンが価格低迷、生産者の高齢化という難しい状況に追い込まれていた。このため、新たな基盤整備、優良品種への改植などの生産対策と合わせて、市民農園・加工施設の整備、イベントなどで消費拡大を図るため、ミカンの山活性化整備事業費を予算化した。

地域づくりと 一九九六（平成八）年度の地域づくりの施策に関しては、教育・女性に焦点を当てている。

教育に係る施策

地域づくりは、人づくりが基本であるという原点から、幼児教育の充実を促進し、また、観光地であり女性が働く機会が多いということで、低年齢保育・延長保育・学童保育の実施を検討していくことにした。低年齢保育・延長保育は、一九九六年六月に完成予定のおにわ保育園で実施に向けて努力する。

青少年の非行や「いじめ」は、学校教育の現場だけの対応でなく、家庭教育や社会教育の面からも積極的な対応が必要であるとしていたが、具体的対応策はあげられていない。

「女性対策」を施策として挙げているが、「女性対策」という用語そのものに違和感を禁じ得ない。また、「昨年新たに町部局（企画課）に文化・女性行政担当職員を配置し、教育委員会部局との協調を基に女性行政の充実を図った」とあるが、女性行政の充実化という概念も判然としない。ともあれ、米岡町長は、一九九六年

六月二〇日、女性行政懇話会を発足させた。参加者は、公募に応じた二二人であった。「女性行政の充実化」とは、湯河原町の行政や町づくりについて、女性の感性や生活に根を下ろした視点からの女性の声を行政に反映させたいという意図であろう（「相豆新聞」平成八年六月二二日付）。少なくとも、女性の声を行政に反映させたいという姿勢を示したことは、米岡町長が初めてであるといえる。

「男女が共に支え合い、住みよい地域づくりの実現をめざしていきたい」とし一九九九年六月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」に先駆けて、女性の社会的位置付けに着目したことは少なくとも町政の新たな展開といえよう。一九九七年度に女性行政懇話会が開催されたという記録はないが、一九九八年度には「ゆがわら女性プラン」の策定を目指すことになったので、一九九七年度も、懇話会が開催されたのであろう。

一九九七年度は、働きながら子育てをする女性が多くなったことから、子育てをする女性とその子どもに対応して、低年齢保育を実施するようになったが、夜間保育・学童保育の実施は検討段階となっていた。

青少年の非行は、年々悪質化の傾向にあるとされているが、湯河原町では、一九八四（昭和五九）年に県下町村で唯一設置された青少年相談室を活用して、青少年の健全育成に当たっているという実績があった。

教育面で学校教育において、一九八九年度から四か年にわたり、各小学校に整備したパソコン教室機器システムがその後の急速な社会の情報化の進展と機器機能の進歩により、機器の老朽化が顕著になったので、一九九八年度から機器の更新を進めることになった。なお、小・中学校の校舍補修や教育振興備品の整備を行った。

米岡町長は、ほかの自治体に先駆けて行政改革に着手し、なかでも一九九七（平成九）年度決

無投票当選

算では、町の実質単年度収支を六年ぶりの黒字とした（平成十年湯河原町議会 第六回定例会（十二月）会議録議決書）。一方、施策成果をみると、門川簡易水道の町営水道への統合、駅前駐車場の整備、

湯河原ゆかりの美術館の開館、都市計画税の減税、在宅介護支援センターの開設、県下初のこども一〇番制度導入等々、ハードな行政はもとより、ソフトな行政をも積極的に展開した。第一期四年間の実績は多岐にわたり、新聞では大きく七項目に分類したうえで、三八項目の実績を紹介している（「相豆新聞」平成一一年四月一日付）。従来の町長と比較すると、確かに積極的な施政の展開と成果がみられる。公文書上では、行政に携わる町長の性格まで知ることにはできないが、役場職員が「何事もすぐやらなければ気がすまない性分」と評し、また、職員から「おもいつき、すぐにやれには泣かされる」の川柳が詠まれていたことから、米岡町長の性格を垣間見ることができよう（「相豆新聞」平成一一年四月一日付）。

一九九八年一二月町議会本会議において与党議員の一般質問のなかで、次期町長選挙に出馬の意志があるかと問われて、米岡町長は再度の立候補の意志を表明した（平成十年湯河原町議会 第六回定例会（十二月）会議録議決書）。立候補の意志表明をからは、町長の支援母体である「幸友会」が主催する「米岡幸男を囲む会」が、頻繁に開かれるようになった。町政報告や町政に関する質疑応答を行うこの会は、町長を初め町役場幹部が出席して開かれる町政懇談会とは違う雰囲気であった。

第一二回町長選挙は、一九九九年四月二五日に執行されることになっていたが、米岡町長が出馬表明した後、同年二月に入っても対立候補の動きもなく、結局、三月三〇日の事前説明会には町長の代理人が出席したのみで、ますます町長選無投票当選が濃厚になった。そして、四月二〇日の告示日、立候補届け出は現町長のみで、結局、無投票による町長選出となった。

7 第一期米岡町政の諸相

町の財政状況

前町長のときに、早くも町の財政状況が厳しいことは、庁内での節約強化を要請する形で露見していたが、必ずしも財政の立て直しへ方向転換するという認識は強くなかった。財政の厳しい状況は、すでに一九九三（平成五）年度から始まっており、一九九三年度は二億八〇〇万円、一九九四年度三億六〇〇万円、一九九五年度三億九〇〇万円に上る額を、財政調整基金から取り崩し、そのため一時およそ一億円近く積み立てていた財政調整基金は、二〇〇五年度には一億四〇〇〇万円ほどの額になってしまっていた。

その財政調整基金の取り崩しが始まっていたことから、米岡町長は、町長立候補への決意として町財政の立て直しを表明し、町の財政再建を自らに対して至上命令のひとつとしていた。さて、第一期四年間の町政を回顧した記録は今のところは知り得ないが、第一期四年間の町政を回顧し検証したインタビュー記事があるので、これを基に四年間の米岡町政をみてみよう（「相豆新聞」平成二一年四月一日付）。

実質的に米岡町長が予算編成をしたのは、町長に当選した翌年の一九九六年度からであった。一九九六年は、継続する経済不況のなかで観光産業は低迷し、町税収入の七割を占めていた固定資産税もバブル経済崩壊により増収は期待できなくなっていた。

厳しい財政状況のなかで編成公表した一九九六年度の一般会計予算の規模は、八九億三〇〇万円、これに六特別会計六〇億七四六〇万円、二企業会計一六億五三〇万円を加えた総予算額一六六億九九〇万円である。一般会計のみで見ると、一九九六年度当初予算額は一九九五年度当初予算額より二・二六パーセント緊縮した

予算とした。また、一九九七年度当初予算を、同じく一九九六年度と比較すると、二・四〇パーセント緊縮した。第一期米岡町政の最終年度である一九九八年度の一般会計の緊縮率は〇・四四パーセントにしかならなかった。

実際、歳入決算をみても、一九九五年度は国の景気浮揚特別対策として実施した特別減税によって、個人町民税が減収し、町有土地売払い収入の減収によって減額となった。一九九六年度は、固定資産税・特別土地保有税は増収となったものの、住民税の特別減税が継続したため、前年度より町税は減額となった。一九九七年度になっても、厳しい財政運営を余儀なくされる状況であった。そのため、米岡町長は一九九七年度を行財政改革実践元年として、行財政改革に厳しくかつ積極的に取組む姿勢をみせた。一九九八年度も特別減税により固定資産税・都市計画税が増額となったものの、町民税・特別土地保有税が減額となり、相殺すると町税は減額となった。

このような厳しい状況下にあつて米岡町長は、就任直後から早々に行政改革に着手し、施策の優先順位の検討、補助金の見直しなど徹底した経費節減を実行し、町長就任以後、一九九七年度決算で三億一〇〇〇万円余りの経費節減を達成し、一九九七年度決算では実質単年度収支を六年ぶりに黒字へ転換させるほどの実績をあげた（平成一二年湯河原町議会 第一回定例会（三月）会議録議決書）。それなりの成果をみせるには厳しい姿勢を取らねばならない。そこで、一九九九年度は、一層の経費節減を断行する計画で、定員管理計画に基づく欠員不補充、午後五時以降の勤務が分っている場合の時差出勤による時間外手当の削減、管理職手当のさらなる削減、旅費規定の見直しなど人件費関係経費を再度見直し、人件費総額を前年度以下に抑えることができた。人件費が前年度を下回るの、一九五五年の町村合併以来、初めてのことであった。

議員定数削減の要望

一九九五（平成七）年六月町議会議定例会において、町長の給料引き下げ案は、全員の賛成で可決した。しかし、六月定例会の二〇日最終日は、各常任委員会の委員長報告が行われる日程であったが、民生常任委員会正副委員長ほか七人の議員が欠席するという事態となった。これにより、開会定足数の一人で開会せざるを得なかった。欠席した議員は、先の町長選挙で前町長を擁立した清風会・政和会に所属する議員と公明党議員であった。定例会最終日を迎えて、「前代未聞の事態となった」理由は分からない（「相豆新聞」平成七年六月二二日付）。

このような事態になった頃、町議會議員の定数削減が取りざたされるようになった。六月定例会最終日に半数の議員が欠席したのは、与党派議員に対する抵抗の意思表示であったとする確たる証拠はない。しかし、先の町長選挙前の三月頃に、議員定数削減を求める声が上がってきたことである（「相豆新聞」平成七年六月二五日付）。前町長の後半期に町の財政が厳しい現状にあることが明るみに出、さらに、米岡町長は財政再建を掲げ、いち早く自らの給料を大幅削減した。直面している町の財政難を少しでも切り抜ける道は、議員定数の減少しかないという声が集約するようになってきたものであるか。定数削減によって、議員歳費や費用弁償を確実に減らすことができるかと読んでいたのである。議員定数削減の要望書は、各区の区長の手元でまとめられ、一九九五年七月六日、湯河原町区長連絡協議会（以下「区長連」という）は町議會議長へ一一区長連名の「湯河原町議會議員の定数を削減することに関する要望書」を手渡した。要望書の議員定数削減とは、現行の二二人を二〇人に減らしてほしいというものであった。要望書を受理した町議會議長は、議運を開き、要望書の取り扱いについて協議したいとのみ回答した（「相豆新聞」平成七年七月八日付）。

その後、要望書の取り扱いに関しては、八月二四日に議運を開き、各会派に持ち帰って協議をし、町議会九

月定例会会期中の九月一二日に開く全協で協議することになった。

協議続く議員 一九九五（平成七）年九月一二日に全協が開会され、二時間余りにわたり議論されたが、削減定数削減問題 要望に対して不快感や反感を示す意見が出され、なんら結論を得ることができなかった。その

一例をあげれば、要望書を出したことが「住民の意志だとか、民意だとかって決めつけて、どこに民意があるのか、私たちの意見が最高の民意だと思ってますから、というのには僕等も選挙で選ばれていますから」「中略」一概に民意民意といわれても、それは困る」という意見、あるいは

二人くらい減らしても、一人四〇〇万円から五〇〇万円ですから、財政的にいえばたいしたことはいりませんが、やはり我々議員が率先して、この財政的に厳しいときに、これを持ち切るためには、どこか工夫してやるんだという姿勢を見せなければ、その姿勢が大事じゃないかと思えます

と定数削減に賛意を示す発言があるものの、全体として削減に反対する意見が多かった（平成七年度 議会全員協議会）。全協では、九月二日に区長連へ話し合いをしたいという申し入れをしたが、区長連側が延期を回答してきた。

町議会は、区長連からの話し合い延期の回答を受け、九月二日、全議員が同意した正副議長名の回答書を区長連会長へ渡した（平成七年度 議会運営委員会・「相豆新聞」平成七年九月二六日付）。

七月六日、貴会より御要望のありました湯河原町議会議員の定数削減について当議会では、そのご意見の重大性と、又近來各自自治体での趨勢である問題であるとの観点により、過日議会運営委員会では、その対応処置の重要性にかんがみ、議会全員協議会を開催し、全議員の意見を取りまとめましたので、お答え致します。

御案内のとおり、今我が町は現行二二名の議員数での範囲内で、総務文教・民生・建設・経済の各常任委員会を設置して議会運営を致して居りますが、地方自治法では常任委員会委員は、二つの委員会に在籍することは禁じられており、御要望の二名減の二〇名になりますと、委員会構成に支障を来し、町の人口も年々増加の傾向にあり、地方分権の叫ばれている今日、私達議会人の使命を充分全うするには、現在の二二名が是非必要であり、現在二名欠員で運営しておりますが、真鶴町との広域行政に於いても、下水道問題、或いは火葬場、そしてゴミ処理施設等の諸問題の審議等、重要課題が山積して居ります。又、熱海市とは、門川、泉地区での出作農地等の諸問題があり、広域行政特別委員会などに四つの特別委員会を設置して諸問題に対処しておりますけれども、この二名の欠員は、町にとってもマイナス要因となつて居ります。

また、私達町の行政機構は四部制であり、是れとの関連性もあるので町の機構改革等を充分考慮に入れ、貴会よりの御要望に答えるため、私達議会は平成八年度には定数削減の特別委員会を設置し、この問題に対処する所存ですので、宜しく御理解の程をお願い致します。

町議会の回答内容について、区長連が協議した結果、各常任委員会・特別委員会などに関する説明が不十分であるということで、町議会に対し再度回答を求めた。この要求に対して町議会は一九九五年一〇月四日、各常任委員会・特別委員会の定員に応じた議員の割り振りは、現行の議員定数二二人以下では委員会運営に支障をきたすと再回答した（「相豆新聞」平成七年一〇月五日付）。町議会が再回答した後は、改めて区長連が動くこともなく、議員定数削減問題は沈静化した。

しかし、一九九六年四月三日、第一一回町議会議員選挙後に開かれた町議会臨時会の初日、北村幸則議員が第三〇代議長に選任されたが、議長就任挨拶のなかで北村議長は、六月の町議会定例会において議員定数削減に関する特別委員会の設置を表明した。

第一二回町議会
議員選挙

区長連が議員定数の削減を要望し、町議会は定数削減に消極的姿勢をみせているなかで、一九九六年（平成八）年三月三十一日に任期満了となる町議会議員選挙が執り行われた。一九九六年二月になると、立候補者が次々と立候補を表明し、後援会による「励ます会」や後援会事務所を開く者が顕著になった。

今回の候補者の顔ぶれをみてみよう。現職は、米岡幸男と弦念丸呈の議員辞職に伴い欠員二となっていたため、二〇人であった。また、九期連続当選の市川公造議員は、立候補しないことになった。今回の町議会議員選挙は、過去最高の新人立候補者数、前町長が返り咲きを狙った立候補、過去最多の女性三人の立候補といった顔ぶれに、前回の選挙において一人で一〇〇票以上を獲得していた四人のうち三人が立候補しないことから票読みが難しいとされる、注目すべき選挙であった。

候補者の内訳をみると、現職一七人、新人八人、元一人の二六人、党会派別では、公明党二人、社会民主党一人、日本共産党一人、無所属二二人であった。なお、当初、立候補者は二五人と予想されていたが、立候補届け出受付け当日に新人一人の届け出があり、定数二二人に対して二六人が立候補するという激戦が予想された。選挙戦は告示日の一九九六年三月一九日から五日間であった。

なお、湯河原町は観光地であるということで、早朝・夕食時には観光客の迷惑にならないよう選挙運動期間中の宣伝カーによる選挙演説と連呼、街頭演説は、公職選挙法では午前八時から午後八時まで許可されていたが、湯河原町議会は午前九時から午後六時までに短縮することを申し合わせた（平成七年度 議会全員協議会）。

三月二四日の投票終了後、午後七時三〇分より町役場第二庁舎三階会議室で開票作業が行われ、午後九時四

第一節 湯河原町長及び町議会議員選挙

表11 1996年3月24日執行 町議会議員当選者一覧

順位	氏名	性別	年齢	党派	得票総数
1	土屋 誠一	男	47	無所属	1,119
2	向笠 茂幸	男	48	無所属	1,065
3	丸山 孝夫	男	58	無所属	1,025
4	原田 洋	男	59	無所属	892
5	北村 幸則	男	56	無所属	848.176
6	青木 昭久	男	64	無所属	837
7	松野 満	男	48	無所属	815
8	力石 静夫	男	69	無所属	803
9	二見 康男	男	52	無所属	790
10	杉本 光明	男	52	無所属	769.546
11	山崎 光男	男	51	無所属	756
12	鈴木 栄治	男	66	無所属	751
13	杉本 忠正	男	68	無所属	749.453
14	御嶽 雅裕	男	52	無所属	735
15	菅沼 佑二	男	53	無所属	733
16	北村 磯江	女	67	無所属	710.823
17	赤岩 光二	男	54	無所属	633
18	長谷川俊子	女	52	公明党	599
19	小沢 健三	男	72	日本共産党	561
20	小松 律夫	男	59	無所属	536
21	岩本 行弘	男	59	公明党	525
22	鈴木 幸雄	男	59	社会民主党	417.773

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

〔注〕 議員定数22人

表12 第11回 町議会議員選挙投票結果

	男	女	計
当日有権者数	10,568	12,342	22,910
投票した者の数	7,929	9,712	17,641
投票しなかった者の数	2,639	2,630	5,269
投票率	75.03%	78.69%	77.00%

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

五分頃には全候補者の当落が決定した。当日の有権者数二万二九一〇人、投票総数一万七六四一人、投票率は七七パーセントで、投票率は、前回一九九二年の選挙のときより四・七四ポイント下がった。

当選者の内訳をみると、新人五人、現職一六人、元一人、党派別では公明党二人、日本共産党一人、社会民主党一人で、一人が無所属であった。立候補した前町長は、一〇〇〇票の大白に乗って返り咲いた。女性候補は二人当選し、複数当選は初めての快挙であった。

新議員の構成による町議会臨時会は四月三日に招集され、正副議長を選出することになった。選出は投票に

よることになり、「新人議員さんへの配慮もあり、直ちに選挙を行うことは、各人の心の準備もあろうかと思われまので、ここで暫時休憩」との臨時議長の提案で、一五分休憩後、議会を再開した。再開後の議会で投票が行われた結果、七期目の北村幸則議員が一九票、白票二票で議長に、三期目の菅沼佑二議員が同じく一九票、白票二票で副議長に選出された。なお、当日の出席議員数は、二人であった。推測するに、わずか一分の休憩で候補者を絞り込むことは至難の作業であり、事前調整があったものであろう。

とはいえ、これまでの正副議長選出は、推薦にしろ選挙にしろ、候補を特定できないために会期の後半にまで引き延ばされることが普通であった。今回のように、正副議長が会期の第一日目に決まるといふのは極めて珍しい。このことは、選出された北村議長が、「いままで議長選というのは、会期を長く取って、なかなか議長の選挙が始まらないというのが湯河原の議会の歴史」であったが、臨時会初日に議長が選出されるというのは「新しい湯河原の議会の慣例の第一歩を踏み出した」と評価していた（平成八年湯河原町議会 第二回臨時会（四月）会議録議決書）。

議員定数問題に関する 区長連絡協議会へは特別委員会を設置すると回答し、また、町議会議長が就任時に、特別委員会設置 議員定数の削減について特別委員会を設置することを表明したこともあり、特別委員

会設置に関しては、一九九六（平成八）年五月九日に開かれた議運において、六月の町議会定例会で特別委員会設置、議運委員全員を構成委員とする、結果を出す期限は一二月定例会までとすることと合意した（平成八年度 議会運営委員会）。一九九六年六月の町議会定例会の一九日、「議員定数問題に関する特別委員会設置に関する決議（案）」が上程され、全員の挙手による賛成で可決した。なお、定数問題に関する審査は、一九九六年一二月一八日を審査期限とした。

一九九六年二月二〇日、第六回町議会定例会が開かれた。特別委員会委員長が、「湯河原町議会議員の定数問題に関する事項」について審査結果の報告をした。その報告によれば、一九九六年七月五日の第一回から同年二月一日まで八回の委員会を開催し、その間、町内の湯河原温泉旅館協同組合ほか八団体の代表者三四人の出席のもと、この問題に対する意見を聴取した。その結果、「湯河原町議会議員の定数は、二〇名とすることが良い」という委員全員の賛成を得たことが報告された（平成八年湯河原町議会 第六回定例会（十二月）会議録議決書）。この「湯河原町議会議員の定数問題に関する事項」の報告書は討論なく、起立による賛成者多数で可決した。なお、議員定数に関する条例の改正案は、一九九七年三月定例会への上程が承認された。

一九九七年三月の町議会定例会初日の四日、「国・地方公共団体を挙げて行財政改革を推進している時期に即応し、住民の議会に対する期待に応えると共に、簡素で効率的な行政運営を期するため、議会が率先して定数の削減をすることにより、より効果的な議会運営を図る目的」で、「湯河原町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例」（案）が、議員提出議案として上程された。ここに上げた議案に付記された提案理由は、たかだか一二三文字程度のものであるが、議案提出者が本会議において紹介した提案理由は、行財政改革を念頭に議員定数削減を強調した全文七〇〇字にも及ぶ格調高いものであった。改正議員定数減少条例は起立賛成多数により可決し、議員定数は二人から二〇人に改められた。この条例適用は、次の一般選挙からであった。

行財政改革に
関する決議

町長選挙の公約的なものとして町長報酬の削減を明らかにしていた米岡町長は、就任後にいち早く、この公約を実行に移した。町の財政が厳しくなってきたことは共通の認識であった。

町議会も、議員定数減少を同じ視点から断行したものであった。そのことは、一九九六（平成八）年九月二〇日に「行財政問題特別委員会設置に関する決議」における提案理由に、行財政問題は、もはや等閑に付すことができない状況になっていることを指摘していた（「平成八年湯河原町議会 第五回定例会（九月）会議録議決書」）。

今や、わが国の経済状況は、平成不況という代名詞ができたくらい厳しく、地方自治体の財政も一層厳しくなっている。

このような経済状態の影響を受け、湯河原町の財政も歳入の約六〇％を占める町税の決算額を見ても、平成四年度をピークに、それ以降毎年下降し続けている。その町税のうち、約四〇％近くを占め、一番景気の影響を受けやすい町民税の平成七年度の決算額を見ても、平成四年度の七七・四％にしか達していない状況である。

歳出では、毎年好むと好まざるを問わず、人件費は上昇し、経常経費は必然的に増加している。そのため、旧態依然とした扱いでは、我が町の運営は成り立ちません。

よって、このようなときに当たり、議会では行財政問題特別委員会を設置し、行政ではなかなか立ち入りがない分野を、議会では積極的に行政をサポートし、超高齢化社会となる我が町の福祉行政の建設的な見直しや、補助金等についての調査・検討に入るべく、本定例会で特別委員会の設置を提案するものです。

町の財政状況は、少なくとも四年前から厳しい状況になっていることに気づきながら、町議会はチェック機能を働かせず、正に等閑に付していたといえよう。九月二〇日に行財政問題特別委員会を設置して後、六回にわたり委員会を開催し、各種団体に対する補助金や委託料の審査を実施した。

審査結果は、一九九六年一二月二〇日に「湯河原町行財政改革に関する決議」として本会議に上程された。

この決議事項のうち補助金交付に関する部分についてみてみよう。

(一) 補助金等の中には既得権化したり、惰性的運用に陥って公平性や有効性を欠いたり、自立・自助や自主的活動の妨げになっている場合も少なくないので、次のことに留意して補助金等の適正化に努められたい。

ア 初期の目的を達成したものの、あるいは湯河原町補助金等交付規則の規定に合致しなくなったものについては、整理統合や廃止を推進すること。

イ 湯河原町補助金等交付規則に基づき、事業にあつては三分の一以内、運営費にあつては四分の一以内という補助率を基本とするが、執行に当たっては極力その節減に努めること。

そのほか、納税に関する報奨金制度の見直し、高齢者医療費助成制度の根本的見直し、補助金交付の補助団体における自主的運営の確保などがあげられ、これ以外は、各特別会計に対しても行財政改革を求めている。この決議は、反対意見もなく、全員の起立賛成で可決した。いよいよもつて、町の財政事情に厳しさが増してきたことを示すものであった。

第二二回町議会 議員定数が二〇人と改正された条例による町議会議員選挙は、米岡町長が無投票当選した翌議員選挙 年の二〇〇〇(平成一二)年三月に執行された。

三月三十一日に任期満了を迎える町議会議員選挙へ向けての動きは、二〇〇〇年一月末になると、立候補予定者の後援会が動き出し、後援会事務所開きをするところも見受けられるようになってきたが、二月二二日の立候補予定者事前説明会が近づくにつれて、後援会の結成や後援会事務所開きは加速した。事前説明会には立候補予定者本人あるいは立候補のうわさがある者の代理人が二一人も出席し、定数に一人多く、早くも少数激戦が予想された。

三月一四日に告示される議員選挙を前に、今回の選挙をもって現職のうち六人が勇退、一六人が再選を目指して立候補し、これに新人五人と元議員一人が立候補を表明、定数二〇に対して立候補者総数二二人、二人オーバーの少数激戦の選挙と予想されていた。ところが、立候補を表明していた元議員が告示日前日に立候補を辞退した。これに代わり、告示日の午後に新人が立候補届を提出し受理されて、立候補者数は二一人となった。最終的に候補者は、現職一六人、新人六人、そのうち女性の立候補者三人、党派別では公明党二人、日本共産党一人、無所属が一人であった。立候補の届け出を済ませた各候補者は、五日間の選挙戦に入った。

三月一九日午前七時に町内一か所で始まった投票は、午後八時に締め切られた。午後九時より、役場第二庁舎三階会議室で始まった即日開票事務は、票数確認作業を慎重に行ったこともあり、全候補者の当落が決定したのは零時二〇分頃であったという（「相豆新聞」平成二二年三月二〇日付）。立候補した女性三人全員が当選、党派別の当選は公明党二人、日本共産党、ほかは全員無所属であった。なお、落選は現職と新人が、それぞれ一人であった。

当日の有権者総数は二万三一八三人、投票総数一万六八〇六票、投票率七二・四九パーセントで、投票率は選挙のたびに低くなり、今回も前回より四・五一ポイント低い結果となった。

ここで、改選後に開かれる町議会臨時会をみてみよう。前回第一一回町議会議員選挙執行後の臨時会では、正副議長の選出は、臨時会初日に選出された。今回の改選後の臨時会では、正副議長の選出状況はどうか。

町議会臨時会は、二〇〇〇年四月四日、午前一〇時に開会され、米岡町長の挨拶、各議員の自己紹介、幹部職員の紹介があつて、議長選出となった。議長選出は投票によることとなり、いったん休憩に入り、午前一一

表13 2000年3月19日執行 町議会議員選挙当選者一覧

順位	氏名	性別	年齢	党派	得票総数
1	富田 幸宏	男	42	無所属	1,570
2	岩本 和巳	男	52	無所属	1,100
3	原田 洋	男	63	無所属	1,087
4	青木 昭久	男	68	無所属	1,006
5	向笠 茂幸	男	52	無所属	998
6	土屋 誠一	男	51	無所属	995
7	松野 満	男	52	無所属	933
8	小澤 眞司	男	52	日本共産党	904
9	長谷川俊子	女	56	公明党	890
10	半川 義輝	男	59	公明党	829
11	北村 幸則	男	60	無所属	783.845
12	菅沼 佑二	男	57	無所属	754
13	杉本 光明	男	56	無所属	697
14	丸山 孝夫	男	62	無所属	663
15	北村 磯江	女	71	無所属	643.154
16	二見 康男	男	56	無所属	596
17	山崎 光男	男	55	無所属	542
18	内藤 陽子	女	54	無所属	442
19	鈴木 幸雄	男	63	無所属	429.897
20	佐々木征坡	男	58	無所属	402

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

〔注〕 議員定数20人

表14 第12回 町議会議員選挙投票結果

	男	女	計
当日有権者数	10,677	12,506	23,183
投票した者の数	7,509	9,297	16,806
投票しなかった者の数	3,168	3,209	6,377
投票率	70.33%	74.34%	72.49%

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

時二六分の再開後の投票による議長選出で向笠茂幸議員が第三二代議長に選出された。臨時会初日の最初の議事で、議長の選出が終了した。前回から議長選出は臨時会初日に決定し、今回も同じ流れであった。かつて、議長選出となると、会期全日程を消耗して、人脈の調整に時間を浪費して議長が決められた往時を思うと、議員の資質向上の証とみてとれる。

8 第二期米岡町政の展開

第二期町政の柱

一九九九（平成一一）年四月の第一一回町長選挙は、現職の米岡町長が二期目の無投票当選となった。町議会も、「月曜クラブ、湯創会、新政会、公明など各会派が一枚岩となって」支援したとのことである（「相豆新聞」平成一一年四月一八日付）。なお、湯創会の会派の系統は不明である。

立候補するに当たって米岡町長は、二一世紀を迎えんとする時期の町政を担う政策を公約として、七項目を掲げていた（「相豆新聞」平成一一年四月一八日付）。それを箇条書き的に上げると、

- ① 安全で快適な町
救命率向上のための救急対策のさらなる充実
東海道線鍛冶屋ガードの拡張など
- ② 安らぎと生きがいのもてる町
介護保険制度による各種サービスと社会福祉の機能強化など
- ③ 魅力と活力ある町
美しさが蘇^{よみがえ}る湯河原海岸を拠点とした誘客のための周辺施設整備
梅の宴^{うたげ}に次いで観光経済に効果を生む演出を凝らした行事の開催
観光地にふさわしい、憩^{やす}める万葉公園の再整備など
- ④ のびのびと子どもが育つ町
仕事と育児が両立できる延長保育や学童保育など子育て環境の充実など

⑤ 先見する健全な財政

進む地方分権に対応する国県との速やかな連携と協力体制の堅持
企業理念に照らした合理的な歳出と将来に備える歳入の健全な確保など

⑥ 親しまれる行政

官民の意識格差の是正をさらに進め、職員の能力と個性を活かす行政など

⑦ 湯河原らしさを誇れる地域づくり

『四季彩のまち湯河原』にふさわしい街並みや景観づくり

自然と眺望を活かした城山ハイキングコースや星ヶ山の施設整備

地域の特色や創意工夫を引き出す工芸品や地場産品づくりの支援

美術館を拠点とした文学散歩ルートづくりなど

この施策の柱をみると、もはやハード面に重点を置く施策ではなく、ソフトな施策に転換した内容が主流であるといえる。米岡町長は、一九九九年五月六日の就任式において、「一期目は職員には厳しかった面もあったと思うが、今後は職員と共に町の発展を計^(ママ)っていききたい。特に住民福祉には全力を尽くす」と挨拶をしたようである（「相豆新聞」平成二二年五月七日付）。「一期目は職員に厳しかった」と述懐しているが、これは、就任早々の一九九五年五月一六日に開催した行政運営会議において、出席した幹部職員に対し残業代カットを指示する、あるいは公約としていた健全な財政運営の実現を目指し、行政運営会議の下に「町づくり部会」「経営部会」を設置し、問題ごとに庁内組織を横断する形でプロジェクトチームを編成して、職員を問題処理に当たらせたことなどを意識したものであろう（「相豆新聞」平成七年六月一四日付）。

第二期米岡町政の ます一九九九年（平成一一）年度についてみると、三年ぶりに実質経済成長率がプラスに財政状況と施策 なったものの、大企業の経営破たん・雇用情勢の不安・個人消費の不振に加えて株価の下

落など、民間需要が自立的景気回復に至っていない厳しい環境のなかにあっても、継続して行財政改革に取り組んだことで、節減・増収額は四億二〇〇〇万円を確保することができた。

ところが、一九九九年七月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる「地方分権一括法」が参議院本会議で可決成立し、二〇〇〇年四月一日に地方分権一括法が施行された。この施行により、地方分権化が進められることになり、二〇〇〇年度からは、町自らが決定、実施及び責任を持つ時代へと大きく変わらなければならなくなった。とはいえ、失業率の増加や株価の下落による不況が続くなかでの、施策の展開であった。その結果、一般会計についてみると、歳入決算額が増えたとはいえ、町債・地方交付税が増える一方で、町税・国庫支出金などが減額となり、自主財源比率が前年度より下回り、依存財源が増額となってしまう。

そのような財政状況にあっても、二〇〇〇年四月から実施される介護保険制度の財源上の準備に着手しなければならなかった。さらに、阪神・淡路大震災の記憶が薄らぎつつあることから防災意識の高揚に努め、奥湯河原分署消防ポンプ自動車の更新、福浦地区の防火水槽整備など、防災体制を整備した。また、県下で唯一、小京都を称する観光地の仲間入りをしたことで、「四季彩のまち、さがみの小京都ゆがわら」をキャッチフレーズに、湯河原駅前にポケットパーク（小規模公園）を設けた。福祉の面では、在宅重度障がい者福祉タクシー利用助成、日常生活用具給付事業、障がい者地域作業所運営支援などを実施した。

特に、高齢者を対象とした福祉事業では、ケアセンター事業・老人入浴サービス事業・老人ホーム入所措置

事業・ホームヘルパーサービス事業・在宅介護支援センター運営事業など高齢者対策を積極的に展開した。なお、少子化対策として、ひとり親家庭等医療費助成事業・少子化対策臨時特例基金積み立て・保育園の設備整備・チャイルドシートの購入などを実施した。

二〇〇〇年度も防災体制の整備に努め、分団詰所を新築し、高度救急救命処置を行うことができる高規格救急自動車の更新を行った。また、二〇〇二年度から乗合バス事業の規制緩和が実施されることになり、許可制であったバス路線の廃止が地元の同意不要の届出制となった。そこで、町は高齢者や交通弱者支援、交通不便地域解消の対応策として、県下他市町村にさきがけて二〇〇〇年七月一日から湯河原駅～真鶴駅間でコミュニティバスの本格運行を開始した。

二〇〇一年度、政府は「聖域なき構造改革」

表15 2000年度～2003年度 一般会計歳入予算決算・歳出決算、
自主財源比率、経常収支比率

(単位 円)

		2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	
歳入	決算総額	9,303,180,324	9,302,266,941	9,641,845,441	9,062,622,474	
歳出	決算総額	9,034,270,532	8,982,198,080	9,295,763,397	8,719,359,845	
歳入歳出差引額		268,909,792	320,068,861	346,082,044	343,262,629	
自主財源	内訳	町税	4,737,776,596	4,680,955,483	4,599,384,091	4,301,906,764
		分担金及び負担金	304,418,273	300,518,272	309,428,970	295,862,854
		使用料及び手数料	209,003,191	226,090,099	213,956,149	207,943,197
		財産収入	44,035,742	27,171,498	54,760,035	24,678,500
		寄附金	15,904,006	519,010,923	15,686,834	46,884,832
		繰入金	347,493,777	428,205,526	759,701,514	555,265,539
		繰越金	163,430,880	268,909,792	320,068,861	346,082,044
		諸収入	126,303,157	120,387,795	123,410,138	173,767,248
	総額	5,948,365,622	6,571,249,388	6,396,396,592	5,952,390,978	
	自主財源比率	63.9%	70.6%	66.3%	65.7%	
経常収支比率	湯河原町	92.6%	92.3%	95.2%	96.4%	
	前年度県内町村平均	80.7%	80.9%	81.8%	86.7%	

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」、「決算施策成果説明書」

と称して、国民に痛みを伴う改革を求め、結局、それは地方自治体を取り巻く環境へ反映し、厳しさが増すだけであった。「聖域なき構造改革」とは、小泉構造改革とも呼称された経済政策スローガンで、政府の公共サービスを民営化する、中央から地方へ、官から民へを改革の柱とするもので、郵政事業の民営化、道路関係四公団の民営化は、この構造改革の象徴的なものであった。しかも、景気の長期低迷は依然として続き、その一方で少子高齢化が急速に進行している時代に直面しているなかで、町の財政状況をみると、前年度からの地方分権や介護保険制度の二〇〇〇年度実施により、町独自の財源を確保する努力が必要であった。そのような状況において、二〇〇一年度の一般会計予算は、前年度に比べて四・三二パーセント減の八一億一五〇〇万円とした。この減額の要因は、自主財源の根幹である町税が減少となったことが大きかった。町税のなかでも、個人町民税・固定資産税が大幅な減額になることが影響した。そのようななか、二〇〇一年一月に新しい型の地域を推進するための広域連携組織として、小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町一市三町で「西さがみ連邦共和国」を設立し、その後、湯河原町と熱海市・真鶴町との間で、公共施設の相互利用を初め、市町村合併を視野に入れた広域行政の拡大を推進した（なお、連邦共和国は二〇一〇年に解散し、神奈川県・南足柄市と足柄上五町を含めた神奈川県西部広域行政協議会へ統合した）。

また、この厳しい財政状況のなかで防災意識の高揚を図るため、女性防火クラブを発足させ、消防活動・応急手当等の普及啓発活動を推進し、また、真鶴分署へ消防ポンプ自動車を配備した。

町政推進の基本テーマである観光産業の活性化を常に意識し、町の知名度を向上させるための記念事業として湯河原文学賞を創設した。これに加えて、魅力ある観光スポットとして、国内最大級の足湯施設である「独歩の湯」を二〇〇一年一月一日にオープンさせ、湯河原梅林・星ヶ山ほしさつきの郷さとに続いて、城山あじさいの郷・

池峯もみじの郷の整備による湯河原自然郷整備事業を推進し、湯河原温泉への集客効果をねらった。

福祉の面では、高齢者在宅介護住宅改修助成事業、障がい者地域作業指導事業運営費助成を実施し、小児医療の軽減を図るために〇歳児医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成など、高齢者・障がい者・子どもが安心して生活のできる環境づくりを推進した。

二〇〇二年度は、長期不況の底からはい上がり、日本経済立て直しの機会が訪れたかにみえたが、期待どおりには進まず、加えて二〇〇一年度のアメリカの同時多発テロ・狂牛病などの影響は幅広い業種に及び、失業者も過去最悪を記録する状況であった。そのため、日本経済も急速に後退し、湯河原町の財政状況も、景気後退による大幅な税収の減少や社会資本整備、すなわちインフラ整備に係る町債残高をかかえるようになり、加えて、地方分権による福祉関連事業の権限移譲による新たな負担を強いられることにもなった。

しかも、その一方で、少子高齢化社会に向けた地域福祉政策、天然資源の消費を少なくし、環境への負担を可能な限り低減させることを目的とした資源循環型社会構築（有限である資源を、効率的にリサイクル利用し、持続可能な形で循環利用していく社会構築のことをいい、例えばごみゼロ目標、食品ロス削減など）に向けた環境施策、生活関連社会資本（国民生活の向上に不可欠な公共的資本）の整備、地域産業の振興など地域の実情に即応した施策の展開が求められるようになった。

しかし、これらの諸施策を展開していくには、地方税源の拡充強化、税源移譲を国や県へ働きかけて確保することが必要であった。

このような状況のなかで、二〇〇二年度の一般会計予算は、「ゆがわら二〇〇一プラン」における町の将来像である「四季彩のまち・さがみの小京都湯河原」の実現を目指して重点的に編成した。とはいえ、地方財政

危機が叫ばれるなかで、湯河原町も同じ厳しい状況に置かれており、二〇〇二年度の一般会計予算は、個人町民税・固定資産税・都市計画税の減額、地方交付税を初めとした各種交付金の減額により、財政調整基金・公共施設整備基金（公共施設及び大規模修繕に活用する基金）を取り崩したり、臨時財政対策債を計上しなければならなかった。

二〇〇三年度は、米岡町長の第二期町政の任期満了を迎える年でもあった。我が国の経済環境は、出口の見えないデフレ不況が継続し、一方で、政府が進める構造改革と地方分権は、税源移譲が進まない結果、地方は財源不足に苦しむ状況となった。歳入の根幹である税収は大幅な減少となり、介護保険や少子高齢化社会への対応に伴う保健・福祉負担の増加による財政収支の差の拡大が顕著となり、その結果、自治体運営のひとつの方向性として、市町村合併が提起されるようになった時期でもあった。

厳しい財政状況のなかで、二〇〇三年度一般会計予算では、個人町民税・固定資産税・都市計画税の減税、特別土地保有税の廃止などにより、町税が二億二一〇〇万円の減額となる編成であった。その一方で、臨時財政対策債を含め六億五五〇〇万円もの町債を計上しなければならなかった。それでも、米岡町長は、観光地としての魅力と生活環境向上を一体化させる町の将来像である「四季彩のまち・さがみの小京都 湯河原」の実現を目指していることは忘れなかった（平成十五年湯河原町議会 第一回定例会（三月）会議録議決書）。

福祉の面では、高齢者や身体障がい者への対応として実現したのが、湯河原駅構内のエレベーターとエスカレーターへの供用開始であった。町とJR東日本横浜支社で、二〇〇二年六月から進められていた車いす兼用エレベーター一基と車いす兼用エスカレーター一基の設置工事は、二〇〇三年三月一七日から供用を開始した。工事費のうち約四四〇〇万円は、町民の寄附で積み立てている社会福祉基金の一部を充当した（「相豆新聞」

平成一五年三月一八日付)。

9 第三期米岡町政の展開

二〇〇二(平成一四)年一二月の第五回湯河原町議会定例会が一月二七日から二月三日までを会期として開かれた。この定例会の一般質問のなかで、二〇〇二年九月に真鶴町湯河原町合併推進協議会が発足し、合併推進協議会会長として両町の合併に尽力している米岡町長に対して、来春四月の湯河原町長選挙に三選出馬するかどうかについて質問があった。これに対して、米岡町長は、「平成一五年を湯河原町環境元年と位置付け」し、真鶴町との合併問題を前にして「職を退くことが無責任なことなのか、あるいは新しい時代に新しい町づくりを、新しい力によって委ねていくというのが道なのか」ということを、悩みかつ真剣に考えてきた結果として、三選を目指したいと表明した。その後は、ほかに立つ候補者のうわさもなく、二〇〇三年三月中旬になっても、別に立候補する者がいるといううわさがあったものの、具体的動きはなかった。結局、二〇〇三年三月一八日に、町長選・町議会議員補欠選挙の事前説明会が開かれ、町長選については、現職町長の代理人が出席しただけであった。四月二二日告示、二七日が投票票という日程が明らかにされ、この日の状況からして現職の無投票当選が濃厚であった。ところが、四月一日になつて会社社長が、町長選挙三期目無投票阻止を掲げて立候補を表明した。対抗馬となつた候補者は、①町民による町民のための政治をめざす、②税金はムダをなくし有効に活用します、③赤字財政のたて直しをします、④公平でいきいきとした住みよい町づくりをします、⑤高齢者、障がい者、児童福祉を充実します、⑥今、議会で行われているか、又いろいろな情報を分かりやすく伝える事をします(特に重要案件に対し)、とい

うような平易な表現の選挙公約を掲げて選挙に臨むということであった（「相豆新聞」平成一五年四月二〇日付）。

一方、町内二四団体の推薦を受けたという米岡町長は、二二日の告示日から選挙戦に入ったが、選挙運動では、①人と自然がふれあう健康なまち、②地域に息づく活力のあるまち、③心がかよう安らぎのあるまち、④学び遊ぶぬくもりのあるまち、⑤行財政改革と合併、という五本のキャッチフレーズを政策として掲げ、支持を訴えた（「相豆新聞」平成一五年四月一六日・二〇日付）。

現職・新人による八年ぶりの一騎打ちとなった町長選挙は、四月二七日に町議会議員補欠選挙とともに投票が行われ、午後一時過ぎに当落が判明した。選挙は、現職の米岡町長が他候補に二〇〇〇票余りの差をつけて、三期目当選を決めた。

しかし、米岡町長は、三選への批判、行財政改革実施による思い切った経費削減などで、選挙結果に覚悟をしていたと述べていることから、二〇〇〇票余りの差は、それなりの批判票であることを認識していたようである（「神奈川新聞」平成一五年四月二九日付）。

投票率は、六二・四四パーセント、一九九五年の選挙のときより五・七八ポイント下がった。もちろん、対立候補の負けは負けであるが、対立候補が投票総数の四二・〇二パーセントを得票していたことは、町民のなんらかの意思表示ではあった。なお、同時に行われた町議会議員の補欠選挙では、三人の立候補で定数二人の選出であったが、高橋延幸・室伏重孝が当選した。

**米岡町政第三期の
財政状況と施策** 米岡町長は、総合計画「ゆがわら二〇〇一プラン」を町づくりの基本として、限られた財源で施策を取捨選択し、特に保健・福祉関係経費への対応を図る一方、地域経済回復に配

慮した予算編成を実施したいとし、施策の大綱を、①町全体の魅力を高め、産業の活性化を図る、②自然環境を保全し、安全で快適な生活環境を実現する、③少子高齢化に対応した、安心できる保健・福祉の仕組みをつくる、④国際化・情報化に対応した人材を育成し、共生の地域社会をつくる、⑤地方分権に対応した行政組織へ変革し、住民自治を充実する、といった五本の方針を掲げていた。

町政第三期第一年度である二〇〇三（平成一五）年度は、本格的な地方分権の時代となり、国は「国庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲、地方交付税の一体的見直し」をひとくくりにした三位一体の改革を推進することになり、財政力の弱い自治体にとっては、厳しい状況に置かれることになった。しかも、町にとっては、自主財源が減少する反面、保健・福祉分野の財政負担増加により、歳入と歳出の格差が広がるなかでの施策の展開が求められた。町では、二〇〇三年度を「湯河原町環境元年」と位置付け、一方、四季彩のまちづくりのために、幕山の梅、城山のあじさい、星ヶ山のさつき、池峯の紅葉の郷の整備事業は継続した。また、農林水産業の活性化を図るために、広域農道・菜畑林道・鍛冶屋森林作業道・福浦漁港に対する継続的な基盤整備を実施した。

自然環境と生活環境に関しては、宮上・温泉場地区ごみ収集業務の民間委託、年末年始のごみ収集業務を実施し、さらに生活環境整備として、町内に間伐材を使用したごみ箱を設置し、「日本一ポイ捨てごみのない町」を目指した。

消防・防災関係では、災害時用の本部機能を備えた災害多目的車の整備、第九分団（福浦）消防ポンプ自動車の更新、自主防災組織の資機材整備も行うことができた。また、高齢者・身体障がい者、さらには観光客・通勤通学者のバリアフリー化を進める駅下中央通り線の、通称五〇階段脇にエレベーターを設置する工事が完

成し、二〇〇四年三月一二日に完成式が執り行われた（「相豆新聞」平成一六年三月一三日付）。

そのほか施策の推進により、二〇〇三年度一般会計決算は、歳入総額九〇億六二〇〇万円余り、歳出総額八七億一九〇〇万円余り、歳入歳出差引額三億四三〇〇万円余りとなった（表15）。歳入状況では、町税・繰入金・地方交付税・町債が減額となり、自主財源比率は、特に町税や繰入金の減額が影響し六五・七パーセントと、前年度を下回ることになった。

二〇〇四年二月一六日、第一回湯河原町議会定例会において、米岡町長は「平成一六年度町政に関する所信」の表明を行った。表明では、迎えた二〇〇四年度も引き続き経済に明るい見通しがなく、そのうえ、国は三位一体の改革として、数兆円規模の国庫補助負担

表16 2004年度～2007年度 一般会計歳入予算決算・歳出決算、自主財源比率、経常収支比率

(単位 円)

		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	
歳入	決算総額	9,165,129,711	8,184,509,373	8,209,947,499	8,055,329,287	
歳出	決算総額	8,834,163,616	7,934,668,291	8,016,645,864	7,856,683,084	
歳入歳出差引額		330,966,095	249,841,082	193,301,635	198,646,203	
自主財源	内訳	町税	4,163,928,420	4,134,789,579	4,041,158,136	4,281,089,458
		分担金及び負担金	285,021,810	309,415,483	323,830,841	315,633,646
		使用料及び手数料	199,686,438	219,722,945	224,483,393	219,064,257
		財産収入	130,825,462	72,414,127	113,340,552	75,034,539
		寄附金	19,268,122	20,732,809	93,929,031	32,683,798
		繰入金	493,163,000	57,509,000	210,383,680	107,442,000
		繰越金	343,262,629	330,966,095	249,841,082	193,301,635
		諸収入	120,150,254	120,012,444	102,138,195	117,928,763
	総額	5,755,306,135	5,265,562,482	5,359,104,910	5,342,178,096	
自主財源比率		62.8%	64.3%	65.3%	66.3%	
経常収支比率	湯河原町	98.7%	94.8%	95.7%	96.3%	
	前年度県内町村平均	85.8%	87.6%	86.6%	86.0%	

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」、「決算施策成果説明書」

金の削除、地方交付税制度の財源保証機能の縮小と不交付団体の拡大を唱えていた。「地方交付税の財源保証機能」というのは簡単にいうと、地方交付税により国が国民に対して保障する生活の最低水準（ナショナル・ミニマム）のことである。しかし、国は「地方にできる事は地方へ」という小さな政府論を唱えるものの、地方への基幹税、すなわち税収の高い割合を占める所得税・法人税・消費税といった税種の地方移譲は明確にしていなかった。このような状況下で湯河原町は、地方分権・少子高齢化・多様化する住民のニーズや日常生活圏の拡大に対応した行政基盤の強化を図る必要があった。真鶴町との合併は、この行政基盤の強化の一環として進めようとしていたものである。

二〇〇四年度の施策の一面をみると、農業では農道などの農業基盤整備を進めるとともに、ふれあい農園の整備、無農薬野菜栽培、イージーネットハウス（簡易ハウス栽培施設）の普及など、環境に配慮した農業の実現に向けた事業を展開している。また、都市基盤整備では、浄水センター水処理施設建設工事が今年度で完了するので、センター上部を利用した海浜公園の整備を実施する。そのほか、住民生活のサポートでは、小・中学生全員へ防犯ブザー配布、GPSによる位置検索システム導入の支援を行うとした。これらの施策の展開により、一般会計の歳入が増額になったとはいえ、これは町債の増額によるもので、長期にわたる景気低迷による個人・法人町民税、地価下落による固定資産税・都市計画税、三位一体改革による地方交付税、これらが減額となった。

二〇〇五年度の財政状況をみると、我が国の景気は上昇と下降の分かれ目である「踊り場」の状態が続いていた。加えて、「三位一体改革」により、小規模な自治体ほど財政上、極めて厳しい状況に追い込まれるようになった。湯河原町の財政も、町税を中心とした自主財源は年々減少傾向となるなかで、その歯止め策として、

未利用地や空き店舗などの利用促進について専門担当者を置き、有効的活用方法を研究し、町税の収入増を検討しなければならなくなった。また、二〇〇四年一月、アジア太平洋戦争終結後、最大級の勢力で東日本に上陸した台風二二号により九日、町は観測史上最大の時間雨量を観測し、かつてないほどの甚大な被害を受け、財政的に大きな痛手を受けた。しかも、同月二三日に起こった新潟県中越地震の自然の脅威を目のあたりにして、復興財源の確保を強く認識したであろう。町税収の歳入増の見通しが立たなくなってきているなかで、真鶴町との合併協議が破綻し、さらなる財政の効率化を推進しなければならず、限りある財源を有効活用するため、これまで聖域となっていた補助金・人件費を大幅に削減するといった、かつてない厳しい予算編成をしなければならぬ年となった（平成十七年湯河原町議会 第一回定例会（三月）会議録議決書）。

二〇〇五年度の予算編成時と決算からみた財政事情をみると、国の経済情勢において、企業部門における設備投資の増加基調、個人消費の堅調な推移など、二〇〇四年半ばから踊り場の状況から脱却して緩やかな回復を続けていたとはいえ、地方への波及効果は実感できる状態ではなく、地方の財政状況の改善は進んでいないというのが実情であった。湯河原町も厳しい状況に加え、少子高齢化、環境問題、自然災害への備えなどの課題が山積しているなかで、財政の健全化に向けて行財政改革を断行し、事務事業の改善、人件費を初めとした経常経費の削減に努めなければならなかった。

次に、二〇〇六年度についてみると、国は「小さくて効率的な政府」の実現を目指し、郵政民営化・規制緩和・三位一体改革といった構造改革を推進し、スリム新しい仕組みを構築しようとしていた。このようななかで、湯河原町は聖域なき行政改革を進め、幸いに一〇年ぶりに税収の減少に歯止めがかかったことで、観光を軸とした地域経済や中心市街地の活性化に取組み、地域間競争に勝ち抜く単独の町として、活力のあるまちづくり

を決意していた。

なお、湯河原町として極めて気がかりなことは、神奈川県西部地震・想定東海地震（駿河湾地震）が発生した場合の救援体制であった。そこで、二〇〇六年二月二三日に第一一回「全国梅サミット協議会」が湯河原町で開催されるのを機会に、協議会に加盟する一〇市三町との間で、加盟市町に大規模な災害が発生し、被災市町独自では十分な対応措置がとれない場合に、遠隔地の市町から支援を迅速に受けられるように相互に連携して応援するという「災害時相互応援協定」の締結を計画していた。

さて、米岡町長は、二〇〇七年度五月五日で任期満了となる。ところが、二〇〇六年九月二七日、富田幸宏町議会議員が、同議員の後援会が開いた富田幸宏町政報告会において、次期町長選挙への立候補の意向を示したようである（「相豆新聞」平成一八年九月二九日付）。それから二か月半を経て、二〇〇六年十二月二二日、米岡町長は次期町長選挙には立候補しないことを表明した（平成十八年湯河原町議会 第五回定例会（十二月）会議録議決書）。立候補を断念した米岡町長の政治的心情を知りたいところである。

二〇〇七年の国内の経済情勢はバブル期に近いほど法人税収が好調で、設備投資の増加や失業率の改善によって経済の順調な回復傾向がみられるとはいうものの、それは一部の大都市・大企業に集中している状況であった。

一方、地方では、三位一体の改革による税源移譲で、二〇〇七年一月から国税である所得税が減り、その分六月から地方税である住民税が増えることになるというものの、結果的には地方交付税の見直しによる大幅削減となり、地方財政は悪化することになる。

このような状況を迎えるなかで、湯河原町は人口減少と超高齢化社会に対応するために、行財政改革を進め

る一方、観光を軸とした地域経済や中心市街地の活性化に取り組まなければならなかった。しかし、米岡町長は二〇〇七年五月には退任することになっていたので、新規事業は極力計上を控え、これまでの継続事業を中心とした骨格予算を編成するにとどまった。

10 第三期米岡町政の諸相

さらなる議員 地方分権化のしわよせで、地方行財政問題をかかえていたが、特に第三期に入った米岡町政定数減少と選挙 時代にみられた町政や町議会に関わる様々な施策を含めた側面を、ここではみていくことにしよう。

二〇〇四（平成一六）年三月三十一日に任期満了を迎える町議会議員の第一三回選挙が、三月二一日に執行された。しかも、この選挙の議員定数は、従来の二〇人から二人減少して一人であった。従来、定数減少にあたっては、スムーズに実現しなかった経緯があるが、定数一人とするについては、それほど手間取ることはなかった。

定数を一人に削減した背景には、一九九九年七月に成立した地方分権一括法の制定による地方自治法の改正が関係していた。すなわち、地方分権一括法の成立により、議員定数は法定による制度を廃止して、条例による定数制度を導入しなければならなくなったのである。その結果、湯河原町議会でも、町の経済情勢や諸般の事情を考慮して議員定数を決めていくことにするということで、二〇〇二年九月町議会定例会の一九日、議員定数問題に関する特別委員会設置を可決した。定数に関しては、町議会議員の各党派において検討したものを持ち寄って審議し、三回にわたって特別委員会で審議した結果、定数は一人に決定した。この町議会議

表17 2004年3月21日執行 町議会議員選挙当選者一覧

順位	氏名	性別	年齢	党派	得票総数
1	富田 幸宏	男	46	無所属	1,682
2	高橋 延幸	男	42	無所属	1,309
3	室伏 重孝	男	49	無所属	1,208
4	土屋 誠一	男	55	無所属	1,070
5	原田 洋	男	67	無所属	996
6	露木 寿雄	男	53	無所属	924
7	松野 満	男	56	無所属	924
8	北村 幸則	男	64	無所属	849.416
9	長谷川俊子	女	60	公明党	775
10	小澤 眞司	男	56	日本共産党	775
11	半川 義輝	男	63	公明党	749
12	青木 昭久	男	72	無所属	708
13	丸山 孝夫	男	66	無所属	691
14	二見 康男	男	60	無所属	587
15	北村 磯江	女	75	無所属	556.583
16	佐々木征坡	男	62	無所属	532
17	山崎 光男	男	59	無所属	525
18	杉本 光明	男	60	無所属	499

〔資料〕 「湯河原町議会議員選挙結果」

〔注〕 議員定数18人

員定数条例案は、二〇〇二年二月一三日の町議会定例会に上程された。条例案上程の主旨として議案提出者は、「私たち議会は、町民の声に真摯に耳を傾け、率先して現行定数を二名削減し、よりスリムな効率的な議会運営を図り、町民の皆様の期待と負託に応えてまいる所存」であるとし、二〇〇三年一月一日からの施行、施行日以後に初めて告示される一般選挙から適用する、議員定数を二〇人としている「湯河原町議会議員の定数を減少する条例」を廃止することを含めた議会議員定数条例の審議に入った。質疑はなく討論に入り、「地方議員定数を行革の対象にする

ことは、憲法の定める地方自治の本旨とは全く合^(マ)いれない」として反対する意見と、「さらなる行財政改革が必要という視点に立つならば、あらゆる視点からのアプローチが必要」とする賛成意見が述べられた。議員定数条例案は、賛成多数で可決成立した。

この条例を最初に適用したが、二〇〇四年三月の町議会議員選挙である。二〇〇四年一月

末になると、立候補するとみられる人物の後援会が、後援会事務所開きに動き出すようになった。三月一六日の告示日には、現職一人、新人三人が立候補の届け出をした。党派では、公明党二人、日本共産党一人、一人が無所属であった。女性は前回同様、三人が立候補した。告示日を迎えて、少数激戦の選挙戦が展開された。五日間にわたる選挙期間を終えて、三月二二日、午前七時より町内一か所の投票所で投票が始まった。なお、投票日当日に投票に行けない場合、「不在者投票制度」による投票が認められていたが、二〇〇三年二月一日より「期日前投票制度」が新設され、湯河原町は今回の選挙から適用した。不在者投票は、投票用紙を内封筒と外封筒に入れるという手続きであったが、期日前投票では、通常の投票と同様、選挙人本人が投票用紙を直接投票箱へ入れるだけでよい方法となった。

三月二二日、開票は午後九時から始まり、大勢は午後一一時前に判明した（「相豆新聞」平成一六年三月二二日付）。開票の結果、現職の女性議員が次点となってしまった。

当日の有権者数は二万三一〇七人（男性一万六二八八人、女性一万二四七九人）、投票総数一万五九七五票（男性七一一〇票、女性八八〇五票）、投票率六九・二三パーセント（男性六七・四六パーセント、女性七〇・五六パーセント）で、前回の投票率より三・三六ポイントも低くなった。投票率は、選挙のたびに下がるといふ傾向は変わらなかった。

なお、改選後、町議会臨時会が開かれ、恒例となっている議長選出が行われた。臨時会初日に行われた議長選出は、途中数度の休憩をはさみながら、投票の結果、四期目の北村磯江議員が選出された。一日で議長が選出されるようになるのは、もはや自然のなりゆきとなったが、湯河原町議会初の女性議長が誕生したことは、町議会の質の変化を物語るものであろう。副議長には、三期目の原田洋議員が選出された。

行財政改革の推進

すでに述べた部分もあるが、米岡町長は就任早々、ほかの自治体に先駆けて二〇〇〇（平成一二）年度から行財政改革に着手したが、「第二次湯河原町行財政改革大綱」では、「脱・

お役所仕事」をキャッチフレーズに、①事務事業の見直し、②親しまれる行政の推進・行政サービスの向上、③公共施設等の整備及び管理運営方法の見直し、④時代に即応した組織・機構の見直し、⑤定員管理適正化の推進、⑥職員の能力開発と意識改革の推進を重点事項として取り組んできた（平成十二年湯河原町議会 第三回定例会（六月）会議録議決書）。この大綱に基づく行財政改革では、一九九七年度から二〇〇〇年度までの四年間で、約一六億円の節減実績をあげることができた（平成十三年湯河原町議会 第五回定例会（十二月）会議録議決書）。別に、「湯河原町行財政改革実績報告書」では、一九九七年度から二〇〇一年度までの財政的効果は、経費の節減などにより一九億五八四〇万円の財政負担の軽減が実現したとも報告していた（平成一四年 総務文教常任委員会）。一方、一九九六年九月二〇日に町議会においても行財政問題特別委員会を設置し、約三年間にわたり国や県に先駆けて、各種補助金の整理見直し、町税納期前納付報奨金の廃止、高齢者医療費助成金の廃止、長寿健康祝金支給年齢の見直しなどを実施した（平成十三年湯河原町議会 第五回定例会（十二月）会議録議決書）。

ついで、二〇〇二年三月二五日、町は「第三次湯河原町行財政改革大綱」を告示した。「第二次湯河原町行財政改革大綱」策定後、少子高齢社会の到来が本格化し、医療や福祉関係の需要が増加した。また一方で、生産年齢人口の減少に伴って総生産が制約され、町自体への波及として町税収入を圧迫する要因となりつつあった。それにもかかわらず、政府は地方分権と称して、地方主権による「自己決定」「自己責任」を押し付けてきた。ここに、住民としては意識の変革が求められることになった。そこで、町税の効率的活用を図るために

住民との協働によって町のさらなる経営改革を断行して財政を立て直し、行財政システムの変革を構築しなければならぬということで、「第三次湯河原町行財政改革大綱」を策定したと説明していた。

「第三次湯河原町行財政改革大綱」は、二〇〇二年度から二〇〇六年度までの五か年計画で行財政改革を展開するとしていたが、二〇〇四年度について実績報告が出されている（「相豆新聞」平成一七年二月一日付）。その報告によれば、二〇〇四年度は六九項目を実施した結果、目標額を三〇五万三〇〇〇円上回る四〇二万九〇〇〇円の支出節減が実現したとのことである。財政改革については、積極的な推進によって経費節減の成果をあげることが明らかになったといえよう。

吉浜財産区の解散

町当局が行財政改革を進めるなかで、町が財政負担をするのではなく、町の公共事業に対して積極的に資金の負担をしていたのが吉浜財産区であった（吉浜財産区の発足については、第一部第一章第一節参照）。吉浜財産区管理会は、財産区内の土地に地上権を設定して分収造林契約を結び、契約期間が満了となったときに立木を売却し、収益分収率に応じて分収益金を財産区管理会の収入としたり、土地の貸付けあるいは土地の売却による収入を、財産区管理会の歳入としたりして運用していた。なお、町と吉浜財産区管理会との間で対立した時期もあったようである。というのも、吉浜開発株式会社が町との間で観光開発の契約を締結しようとしたところ、町と吉浜財産区管理会と意見が異なり、町の施策に支障をきたした。また、木炭生産組合から薪炭林払下げ申請があったときに、町長に諮問しないまま、吉浜財産区管理会が許可条件を決定したことがあったようである。

このような事例から、湯河原町総務課が「町にとって財産区の実在は非常にわずらわしい、町の大局から考えた場合、このような病巣は一日も早く切開手術をすべきであり、健全な姿で立町百年の大計に向ってまい進

すべきである」と痛烈な財産区廃止論を述べ、町長へ報告すると息巻いたようである（「東海民報」昭和三四年一月六日・一〇日付）

これに対して、吉浜財産区管理会代表が「吉浜は再び湯河原町から分離する以外にない」と異議を申し立てたとのことである。この件に関しては、新聞記事のみで公文書上は記録がないので、新聞記事からの伝聞ということになる。ただし、一九五九（昭和三四）年以降になると、旧吉浜町・福浦村地域で施行される町の公共事業に対して、吉浜財産区管理会が積極的に資金の負担をするようになったのは、対立解消の結果とみることもできる。当初の頃でみると、道路の新設・改良工事、消防団分団の消防ポンプ自動車の購入、吉浜小学校体育館建設・吉浜小学校改築工事、吉浜小学校音楽備品購入、橋拡幅工事、その後は吉浜文化福祉会館・鍛冶屋会館・中央区民会館などの公共施設を初め、インフラ整備あるいは森林の管理・保全、地域内の諸活動へ、吉浜財産区管理会は共益金を出資してきた。

ところが、一九六五年代後半から林業不況による収益の落ち込みから、一般的に財産区管理会制度を導入しているところでは、自主財源だけでは十分な管理・運営が困難になってきて、財産区管理会を解散あるいは合併するところがあった。しかし、吉浜財産区管理会は、自主財源による運営を継続していたが、「森林の意義や財産区を取り巻く環境も大きく変化したことから、将来にわたって森林の安定した維持管理を実施していく」ために、区有財産の全部を湯河原町へ無償譲渡することになった。譲渡する財産の内訳は、土地二八七・六二五九ヘクタール、湯河原町森林組合出資権利一三〇万円、財政調整基金一億五〇〇〇万円で、譲渡にかかると「湯河原町吉浜財産区有財産の譲渡について」（案）は、二〇〇六（平成一八）年九月一五日に可決された。吉浜財産区管理会が区有林を町へ譲渡するに当たっては、「森林の役割が木材供給の生産林から、水資源のか

ん養や海洋資源への栄養供給など、自然環境保全の役割を担う環境林へ、更には人々の癒しの場へと大きく変化している」ことから、貴重な森林を将来安定的に維持管理し、「子々孫々に伝える美林はもとより、環境保全の森林として機能を継続させ」「後世に確実に引き継ぐ」という約束の元に移管したのであった（平成十九年湯河原町議会 第六回定例会（九月）会議録議決書）。また、町へ移管された山林については、自然破壊につながる開発や売却を行わないという「覚書」があるので、特に町当局は遵守してほしい旨を、二〇〇七年六月一四日、町議会議員でもある財産区管理区議員が念を押していた（平成一九年 総務文教・福祉常任委員会）。

さらなる議員定数削減

地方分権に端を発した行財政改革を推進しようとすると、町政・町議会に様々な影響が波及するが、議員定数の削減も、その好例であった。議員数を削減すれば、当然に人件費が減少することになり、財政改革の一環となる。湯河原町は、二〇〇二（平成一四）年一二月に議員定数を二〇人から一八人に削減し、二〇〇四年三月の町議会議員選挙に適用したばかりであったが、二〇〇五年三月一八日の町議会定例会に、「議員定数問題等に関する特別委員会設置に関する決議」（案）が上程され可決した。この決議により、三月一八日に「議員定数問題等に関する特別委員会」が設置され、その後、四回にわたり委員会を開催し審議を進めた。二〇〇五年九月三日、特別委員会の調査結果が報告され、審議を進めたなかでの意見として、「二名減の二六名でやっていける」「湯河原町は近隣市町の中では、町長はじめ一番行革に力を入れ、進めている町なので、湯河原町も三期連続で減らすべきで、一六人が妥当である」という削減に賛成する意見に対して、「人口二万八〇〇〇人の町で、定数一六人というのは、神奈川県下ではない」「一八人で歳費を減らしたらいと思う」といった反対意見もあったようである（平成十七年湯河原町議会 第四回

定例会（九月）会議録議決書」。特別委員会は、山梨県・静岡県及び神奈川県内各町村の状況を参考とした結果、議員定数を一人とすることが賛成多数であったことを報告し、この報告書は承認された。

ついで、二〇〇五年九月三〇日の町議会議定例会に、「地方分権による独自の行財政改革を推進していることに呼応し、我々議会が率先して定数の削減をすることにより、より効果的な議会運営を図る」という提案理由のもとに、「湯河原町議会議員定数条例の一部改正について」の議員提出議案が上程された。採決の結果、可決され、次の選挙から町議会議員定数を一人とすることになった。なお、このときに三常任委員会を二常任委員会とする議案も上程され可決された。

第二節 真鶴町との合併問題

1 任意合併協議会の協議

合併問題特別委員会の設置 かつて「昭和の大合併」後に、改めて真鶴町は新生湯河原町と合併する意向をみせたが、湯河原町の一部住民が「馬にやる水はあっても真鶴にやる水はない」といったことから、真鶴町側

が合併の話を持ち出さなくなったという（三木邦之「市町村合併の制度と現実——真鶴・湯河原の合併検討過程から」神奈川大学法学研究所研究年報 一三〇）。この背景には、常に飲料水の不足で苦境に立つ真鶴町の姿があった。

その後、湯河原町は火葬場を設置する適地がないことから、真鶴町の火葬場を使用させてもらうことになり、その際、バスター取引をして湯河原町は真鶴町へ飲料水を供給することになった。飲料水の件以降、湯河原町から真鶴町へのし尿処理事務の委託もあり、広域共同処理を目的として一九六五（昭和四〇）年八月二六日に、任意ではあるが、湯河原町・真鶴町環境衛生事業推進協議会を結成していた。広域行政という面からは、真鶴町と交流はあった。ところが、少子高齢化が到来する一方、地方分権による時代の変化のなかで行政サービスを提供していくためには、行財政基盤の安定・強化と効率化を図る必要があると認識し、両町は、その手段として合併を考えるようになった。

一九九九（平成一一）年七月に「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」が改正されたが、この

改正では特に、合併特例債を柱とする財源措置が規定された。合併特例債とは、合併した市町村が新しいまちづくりにより必要とする事業に対する財源として、「新市建設計画」に基づき、借入することができる地方債のことである。この地方債により、合併建設に係る事業費の九五パーセントを借入でき、毎年度返済する元利償還金の七〇パーセントは普通交付税で措置されるというものである。

真鶴町での、この特例法の受け止め方については把握できないが、真鶴町は二〇〇一年三月一六日の第一回真鶴町議会定例会において、議員提出議案として上程された合併問題調査特別委員会設置に関する決議を、全員の賛成で可決した（平成十三年 第一回定例会（第四日）「真鶴町役場蔵」）。一方、湯河原町議会でも、合併問題に関する特別委員会の設置について、二〇〇一年二月七日の議会運営委員会（以下「議運」という）で取り上げられていた。そのとき、議会議務局長が、過日、議長・議運委員長で真鶴町議会議長を訪ねたとき、真鶴町では一年以上前から議会で合併の件について認識している状況であることを報告していた（平成一三年 議会運営委員会）。

事実、二〇〇一年二月二〇日に開かれた湯河原町の議運においても議運委員長が、真鶴町への給水料金協定の件で真鶴町を訪れたとき、真鶴町議会のほうでは合併問題はすぐにまとまるが、湯河原町の意向はどうかという話が出たことを紹介していた（平成一二年 議会運営委員会）。また、出席していた米岡町長も、合併するとすれば、最終的には住民投票の結果によると発言していた。とはいえ、両町において合併問題は、水面下の動きがあったものであろう。

委員会の名称は真鶴町同様、「合併問題調査特別委員会」の名称とすることが、議運の提案として承認され、各党派へ持ち帰って検討のうえ、次回の議運へ持ち寄ることになった。二〇〇一年二月二八日、議運が開催

され、名称は当初どおりとすることになった。ついで、同年三月一九日の町議会定例会に、議員提出の「合併問題調査特別委員会設置に関する決議」が、全員の賛成で可決された。なお、合併問題調査特別委員会の委員は、両町とも町議会議員全員が構成員であった。ここに、両町は合併問題を検討する体制ができた。

ただし、合併を前提としたものではない。そのことは、二〇〇一年四月一八日に合併問題調査特別委員会に出席した米岡町長も、「あくまでも合併促進ということではなくて、合併に対するデメリットは果たしてどこにあるのか」「資料を見ると、ほとんど合併促進のような受け止め方をされるかも知れませんが、デメリットの部分にまで踏み込んだ協議会」として機能してほしい旨を要望していた（平成一三年 合併問題調査特別委員会）。また、たびたび開催される合併問題調査特別委員会では、ややもすれば「合併ありき」で話が展開する傾向があるが、あくまでも「二一世紀の町づくりはどのようなものか」ということを前提にしていくよう、七月二七日、特別委員会委員長は、くぎを刺していた（平成一三年 合併問題調査特別委員会）。

任意合併協議会の設立

その後、両町は、法律に基づかない任意の合併協議会を設立することに話がまとまり、二〇〇二（平成一四）年八月五日と二二日に任意の合併協議会設立準備会を開催した結果、同年九月四日、平成の大合併では県内で初めての「真鶴町湯河原町合併推進協議会」を設立した。第一回目の合併推進協議会は九月一〇日に開かれたが、このときに「真鶴町湯河原町合併推進協議会規約」が公表された（「合併推進協議会 協議会会議録」）。

合併推進協議会は、真鶴町側委員一四人、湯河原町側委員一四人、県職員二人の合計三〇人で構成された。また、下部組織として、幹事会・専門部会（二五部会）と事務局が設置された。合併推進協議会の協議事項は、

①合併問題にかかわる調査研究に関する事項、②合併に関する基本的事項、③新市町将来構想の策定に関する事項、④その他合併に関し必要な事項となっていた。

なお、合併推進協議会規約を提示した際、真鶴町民代表委員が、「合併推進協議会」という名称の「推進」という語句があると、合併がすでにきまつたうえで協議会ということになりはしないかという発言があった。これを巡って会長（湯河原町長）と二、三回のやりとりがあったが、会長は、「推進の問題は、この辺で打ち切らせてもらいたい」と半ば強引に話を切ってしまった。

合併条件と住民意向

二〇〇二（平成一四）年九月から一か月に一回開いていた合併推進協議会は一二月に合併特例法が二〇〇五年三月三十一日までの時限立法であることから、合併推進協議会では合併の時期を、二〇〇四年三月を視野に入れるべきとの意見もあつたが、当面は二〇〇五年三月までの合併を目指し、二〇〇四年三月までの合併もあり得るとのことで合意が得られていた。また、合併推進協議会では、合併後のまちづくり計画を示した新市建設計画について議論が重ねられた。すりあわせが必要な事務事業等は約五〇〇項目あり、それらの項目は、①協議会において協議決定すべき事項、②①以外の項目で幹事会において協議決定すべき事項、③①②以外で、専門部会で調整できる事項の三分類とした。

合併の方式・合併の期日・新市町の名称・新市町の事務所の位置は、基本的協議事項とされ、合併推進協議会で協議された。協議の結果、合併の方式は「編入合併」ではなく「新設合併」とすること、合併の期日は二〇〇五年一月を目標とすること、新市町の事務所の位置については、湯河原町役場を本庁舎に、真鶴町役場を支所とすることが確認されたが、新市町名については意見が一致しなかった。特に、二〇〇三年三月一二日の

第七回合併推進協議会では新市町の名称について、湯河原にするか真鶴にするか白熱した議論が展開され、結局、継続協議することになった。

なお、任意の合併推進協議会が進められるなかで、二〇〇三年五月に、合併の目標期日を二〇〇五年一月とすることが確認されたことで、両町は合併重点支援地域の指定要望書を神奈川県知事へ提出した。この合併重点支援地域の指定というのは、二〇〇一年三月の総務事務次官通知によるもので、合併の機運が盛り上がっている地域や任意・法定の合併協議会が設置された地域を指定して合併を支援するというものである。真鶴町・湯河原町は、二〇〇三年五月二日付けで県知事へ要望書を提出し、六月一日に指定された（『第四巻』三一）。この指定は、神奈川県下では最初の指定であった。また、支援地域の指定を受けることで、合併に一歩踏み出す第二段階に入ったといわれる。つまり、法定の合併協議会設置の方向へ進むことが明らかになったということである。

また、二〇〇三年に入ってからたびたび協議検討してきた新市町建設計画素案、すなわち『真鶴町・湯河原町 夢・まちづくりビジョン』は、二町の概況や新市町の施策、公共施設の適正配置と整備、財政計画などを合併適否の判断材料として情報提供する目的で、ワークショップを開催して町民の意見を参考とし協議を重ねて策定したものである（『第四巻』三二）。そして、後に法定合併協議会において策定した『新市町建設計画』は、先の『真鶴町・湯河原町 夢・まちづくりビジョン』が下地となった（『第四巻』三三）。

二〇〇三年五月の段階で県市町村課によれば、県内の市町村合併への取組みが、目標時期を示して着実に進んでいるのは真鶴町・湯河原町だけということであるが、二〇〇三年五月一日の合併推進協議会では、新市町名について、湯河原町側委員全員が、「湯河原」の名称を付けたいと対して、「新市町名を決めるの

表 1 真鶴町住民意向調査

調査対象	8,047人	回収率	58.7%
今後の合併協議の進め方			
	協議を進めていくことが必要		51.1%
	どちらかといえば必要		22.4%
	協議を進めていく必要ない		10.3%
新市町の名称について			
	真鶴町(市)が良い		23.0%
	湯河原町(市)が良い		15.3%
	真鶴湯河原以外の名称が良い		39.0%
あなたの考える新市町名			
	西湘		126
	湯鶴		103
	西さがみ		84
	湯河原市(町)		60
	真鶴		60
	西相模市		39

〔資料〕「相豆新聞」平成15年9月6日付

〔注〕 新聞記事を表形式にした

は時期尚早」「名称は住民意向調査の後にしてほしい」とする真鶴町側委員との間で、議論は平行線のままであった（「神奈川新聞」平成一五年五月二〇日付）。

合併に関する真鶴町住民意向調査が、八〇四七人を対象に二〇〇三年八月に実施された。回収率は五八・七パーセントであった。その調査結果のなかで、今後の協議の進め方について、「協議を進めていくことが必要」五一・一パーセント、「どちらかといえば必要」二二・四パーセント、「協

議を進めていく必要ない」一〇・三パーセント、最も懸案事項となっていた新市町の名称については、「真鶴町(市)が良い」二三パーセント、「湯河原町(市)が良い」一五・三パーセント、「真鶴湯河原以外の名称がよい」三九パーセント、あなたの考える新市町名は、「西湘」一二・六、「湯鶴」一〇・三、「西さがみ」八・四、「湯河原市(町)・真鶴」六・〇、「西相模市」三・九、といったような結果が出た（「相豆新聞」平成一五年九月六日付）。

一回に及ぶ任意の合併推進協議会が開かれ、新市町建設計画の素案となる『真鶴町・湯河原町 夢・まちづくりビジョン』が合併推進協議会で承認されたこと、真鶴町民の七割以上が法定協議会の設置に前向きであ

ることを心強くした米岡会長（湯河原町長）は、二〇〇三年九月一九日、両町協議の上、法定の「真鶴町湯河原町合併協議会」を設立することにした。

2 合併不成立

法定合併協議会の設立

法定の合併協議会は、新市町建設計画の作成、その他合併に関するあらゆる協議を事前に行う場であるが、特に合併協議会で作成される新市町建設計画に基づく事業についてのみ、合併特例法上の財政措置が受けられるので、両町が合併の是非を含め、合併のための諸条件を協議し決定していかなければならなかった。

真鶴町は、二〇〇三（平成一五）年第四回（九月）町議会定例会の最終日である九月一九日に、真鶴町湯河原町合併協議会設置案を、賛成多数で可決した。

一方、湯河原町も同年第四回（九月）町議会定例会の九月一九日、「真鶴町湯河原町合併協議会の設置について」の議案を、全員の賛成で可決した。ただし、当議案に対して、討論のときに反対意見を述べた二議員が退席した上での採決にもかかわらず、議事録上では「全員賛成」と記録されている。なお、三木真鶴町長と米岡湯河原町長は、九月二四日、県庁に松沢成文県知事を訪れ、法定協議会の設置を届け出た。

ついで、湯河原町議会では、二〇〇三年一〇月三日に合併問題調査特別委員会を開催し、合併協議会規約、合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程、合併協議会委員の公務災害補償ほか六規程について再確認をした。

法定合併協議会は、一〇月八日を第一回として二〇〇四年一二月までの間に八回の協議会を予定していた。

第一回の協議会は、委員への委嘱状の交付、各種規約・規程等の報告、合併協議会事業計画(案)・歳入歳出予算(案)・合併協議項目の確認に終わった。また、湯河原町は、企画観光部合併協議会事務局による「合併に関する説明会」を一〇月から一月にかけて一〇回開く計画を立てていた。中央区民会館で開いた第一回目の説明会には区民が約五〇人参加し、質疑では、まちの名称は「湯河原」、合併後は「市」にしてほしい、という程度の意見が出たのみであった。

二〇〇三年一月一日に、第二回合併協議会が開催された。この協議会では、補助金・交付金の取り扱いを初め、障がい者・高齢者・児童福祉事業、社会福祉事業、民生関係事業など各種事業についての両町間のすり合わせ、新市町建設計画の修正などを協議した。なお、湯河原町で「合併に関する説明会」の折に説明会場一〇か所で実施したアンケート、各地区で回収したアンケートあるいは意見箱に入れられたアンケートを集計し調査結果をまとめたところ、懸案の新市町名については、「湯河原」が最も多く、ついで新しい名前として「西湘」「西さがみ」「湯鶴」「西相模」などが少数意見として出ていた。このアンケートは湯河原町を調査対象としていたから当然のことであろう。一月一日に、第三回の合併協議会が開かれた。この回では、合併後の新名称について焦点となったが、話はまとまらず、両町長に一任となった。ただ、両町は二〇〇五年に合併した場合、人口三万人以上で市になれる人口特例が適用できることから、合併した場合に「市」を目指すことに同意した。前回からの継続となっていたものに、中学校通学区域の問題があった。二〇〇六年四月一日からの中学校新一年生のうち、真鶴中学校へは真鶴町立小学校の通学区域と東台福浦小学校の通学区域の生徒が通学し、湯河原中学校へは吉浜小学校の通学区域と湯河原小学校の通学区域の生徒が通学する。この問題では、通学区域の変更となる東台福浦小学校の通学区域の児童・生徒や保護者の不安を、どう解消するかという点が

懸案となっていた。

さらに、二〇〇四年一月一四日の第四回合併協議会では、継続協議となっていた新市名は、両町長から「湯河原市」が提案され了承された。「愛着ある真鶴や湯河原に代わる名称はない」ということで名称が真鶴と湯河原に絞られ、さらに「より多くの町民が望む名前は湯河原と判断した」と、三木真鶴町長に語らせることによつて妥協点を求めたものであろう（「神奈川新聞」平成一六年一月一五日付）。協議会では、継続していた課題である水道料金について、合併後の二〇〇五年四月から、湯河原町の料金体系に統一することが承認された。いよいよ、湯河原市の誕生は、最終段階に入ったといえよう。

協議会は、合併が最終段階に入ったことで、住民に合併の是非を判断してもらおうと、「住民説明会」を二月一二日から、真鶴町は一般町民を対象に五回、各種団体を対象に一五回、湯河原町は一般町民を対象に一〇回、各種団体を対象に一一回、それぞれ開催した（神奈川県企画部市町村課編「神奈川県における平成の合併記録」、以下「合併記録」という）。

合併に対する町民意向調査 現行の合併特例法による県内最初で唯一の真鶴町・湯河原町の合併は進行していた。松沢県知事も、早期合併を応援したいと述べていたようである。実際、神奈川県市町村合併支援会議が、

二〇〇三（平成一五）年九月一六日に「真鶴町・湯河原町の合併にかかる県の支援方針について」を策定していたが、二〇〇四年度県予算案のなかで、支援が具体的になった（「合併記録」）。すべてについて支援予算額を網羅することはできないが、市町村合併特例交付金（仮称）を創設し、両町（新市）の公債費負担を軽減するための支援として、市町村振興資金貸付金を活用し総額七億円の支援を行う。六か年にわたり、一か年五億円、総額三〇億円の無利子貸付けを行う。このほか種々の支援方針を掲げていたが、県としても両町の合併検

討を強力に支援する証であった（「合併記録」）。なお、真鶴町・湯河原町の合併にかかる県の支援予算として、県の二〇〇四年度予算には、七億四五〇〇万円が計上されていたようである（「神奈川新聞」平成一六年二月一〇日付）。さらに、二〇〇四年二月九日、真鶴・湯河原両町長は、県庁で県知事と会談し、両町の合併に向けた新市建設計画への同意書が交付された。これにより、新市建設計画をもとにした新市づくりを進める段階となった。なお、二〇〇四年一月の第四回合併協議会で、新自治体名が「湯河原市」に決まった。

二月一〇日の第五回合併協議会では、町名・字名の取扱いについて協議した。字名については、現在の「足柄下郡真鶴町」は合併後、「湯河原市真鶴」、「真鶴町岩」は「湯河原市岩」、したがって、「足柄下郡湯河原町福浦」は、「湯河原市福浦」となるわけである。

湯河原町にとって、真鶴町との合併は重要な位置付けであり、その点について米岡町長は、二〇〇四年二月一六日の第一回町議会定例会において、真鶴町との合併は、「地方分権、少子高齢化、多様化する住民ニーズ及び日常生活圏の拡大等に対応した、行財政基盤の強化を図るための手段」であると明言していた（「平成十六年湯河原町議会 第一回定例会（三月）会議録議決書」）。

ところが、二〇〇四年三月に予定していた合併に対する両町民の意向調査を、四月に繰り下げて実施することになった。この意向調査の要領は、両町の一八歳以上（二〇〇四年三月一日現在、住民基本台帳及び外国人登録原票登載者のうち、一九八六年四月一日以前に生まれた者）を対象として、合併の是非を尋ねるものである。

調査対象人口は、真鶴町七九二六六人、湯河原町二万四一一九人であった。調査表は個別に三月末までに郵送し、無記名で性別・年代・合併の賛否の三項目を記載して、四月一日から四月一五日までに返送するという方

表2 2004年5月10日
意向調査結果

調査対象人口	真鶴町	7,926人
	湯河原町	24,119人
有効回収率	全体	74.7%
	真鶴町	80.1%
	湯河原町	72.9%
両町の合併	賛成	69.8%
	反対	29.4%
	その他	0.9%
湯河原町の合併賛成		80.4%
真鶴町の合併賛成		40.5%

〔資料〕「真鶴町湯河原町合併協議会だより」第6号

〔注〕合併協議会だよりを表形式にした

法であった。

ところが四月三〇日、合併協議会が住民意向調査の中間結果を発表したところ、両町の間に対照的な結果が出た。全体の有効回収率は七二・九パーセント、町別では真鶴町七八パーセント、湯河原町七一・二パーセントであった。そして、両町全体での合併賛成は六九・八パーセント、反対が二九・八パーセント、その他が〇・八パーセントであった。しかし、湯河原町の合併賛成が八〇・四パーセントであるが、真鶴町の合併賛成は四〇・六パーセントという結果であった。すなわち、真鶴町は五九・四パーセントが合併に反対しているのである（「神静民報」平成一六年五月一日付、「相豆新聞」平成一六年五月一日・一日付）。

さらに、意向調査の最終結果が五月一〇日、真鶴町において報告されたが、その報告でも、合併賛成・反対の結果は、両町とも変わらなかった（表2）。この結果をみて、三木真鶴町長が「三分の二以上の賛成がなければ、議案の提案ができないと表明しているの、六月定例会に協定書の調印、関連議案を提出することは難しいので、九月定例会まで三カ月猶予をほしい」と湯河

原町長へ要請した（平成一六年 合併問題調査特別委員会）。これに対して、特別委員会に出席した米岡町長は、合併に踏みきれるような方向に要望しつつ、三木町長の要請を受け入れるとの答弁をしていた。と同時に、真鶴町との合併が不成立という結果になっても、「湯河原として生きられる道」を立て直していかなければならないとの覚悟も表明していた。三木町長の要請を受けた

結果、真鶴町湯河原町合併協議会は、九月まで休止することになった。

真鶴町との合併不成立

真鶴町湯河原町合併協議会を休止するという状況下で、「合併にかかる住民投票を要望する陳情」が、真鶴町民から真鶴町議会へ提出された。この陳情は、湯河原町との合併に関し住民の判断を正確に把握するために、住民投票条例の制定を要望するもので、陳情書には町民四五〇人を超える署名が添えられていた（「相豆新聞」平成一六年五月二六日付）。

この陳情書は、二〇〇四（平成一六）年五月二四日の真鶴町議会臨時会に上程された。陳情書は、常任委員会への付託省略を承認後、採決に入り、全議員の賛成により陳情書は採択となった（平成一六年 第二回臨時会（第一日）「真鶴町役場蔵」）。ついで、六月一八日の真鶴町議会定例会において、「真鶴町の合併についての意思を問う住民投票条例の制定について」（案）が上程され、提案者は、「地方自治の本旨に基づき、住民からの要望に応えると共に、議会としても後世に悔恨を残さないため」条例案を提出したと説明した（平成一六年 第三回定例会（第一日）「真鶴町役場蔵」）。提案者が議案内容の説明後に質疑に入ったが質疑がなく、議長は討論も省略して採決となった。採決の結果、住民投票条例案は可決成立した。この審議の流れをみると、「質疑なし」「異議なし」という発言以外、実質的内容に及ぶ議員の発言が出てきていない。

一方、三木町長は、合併せずに単独で自立して真鶴町の町政を継続していくとなると、厳しい財政事情と住民負担の増加を覚悟しなければならないが、合併しても真鶴という地名は残り、また増税もないというような内容のチラシを作成して、新聞への折り込み、各自治会への回覧板による配布、町内公共施設へ配架して広報するとともに、町長自ら戸別訪問をして合併の説明をした。

二〇〇四年八月三日、住民投票は八月八日と告示された。八月八日の住民投票の結果は、投票率六六・五三

パーセント、合併に反対が二六〇四票、賛成が二五七六票、合併反対票と賛成票の票差は、わずか二八票であった（「相豆新聞」平成一六年八月一〇日付）。

この結果をみて、三木真鶴町長は辞表を提出した。一方、米岡湯河原町長は、記者会見で「事実上の断念」を表明した。ついで八月一八日、第八回合併協議会において、合併協議会の解散を決定した（『第四卷』三四）。合併が成立しなかった要因については、真鶴町側に多々要因があったようであるが、真鶴町民の合併に対する受け止め方も正直にあげられているといえる（『第四卷』三五）。なお、九月中頃から合併協議会の設置を請求するために署名活動を進めていた真鶴町民有志が「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく「合併協議会設置請求」、すなわち湯河原町との合併協議会再設置の請求書を、二月一五日に真鶴町選挙管理委員会へ提出した。合併特例法の規定では、有権者の五〇分の一（一五五人）以上の署名があれば、町長に合併協議会の設置を請求できるようになっていた。請求を受理した真鶴町選挙管理委員会は、審査した結果、直接請求を認めた。合併協議会再設置の請求が提出されたことは、真鶴町長から湯河原町長へ通知された。合併協議会を再設置するためには、真鶴町議会はもとより湯河原町議会へ協議会設置案を提出するか否かを判断する必要がある。この再設置請求についての取扱いを、二〇〇五年一月二二日に非公開で開かれた湯河原町議会運営委員会で審議した結果、現行の合併特例法期限内に協議会再設置は不可能であるという意見が多数を占め、採決の結果、「議会に付議しない」ことを決定した。これをもって、真鶴町との合併を巡る協議は、完全に終わった。

二〇〇七年七月二一日に開催された県西二市八町による市町村合併をテーマにしたまちづくりを考える講演会で、元真鶴町湯河原町合併協議会会長であった米岡幸男前湯河原町長が、真鶴町との合併失敗の大きな理由

は、新市を「湯河原市」としたこと、借金の多い町・湯河原町のイメージが真鶴町民へマイナスに作用したと語っていることは無視できない（「神奈川新聞」平成一九年七月二二日付）。

第三節 富田幸宏町政下の諸相と施策

1 第一期富田町政下の諸相

富田幸宏一四代町長

二〇〇七（平成一九）年五月五日に任期満了を迎える米岡町長は、二〇〇六年一月二日、次期町長選挙には立候補しないことを表明した。一方、これより前の二〇〇六年九月二十七日、富田幸宏町議会議員が、同議員の後援会により開かれた富田幸宏町政報告会において、次期町長選挙への立候補の意向を示したようである（「相豆新聞」平成一八年九月二十九日付）。立候補を表明したとき富田議員は、二〇〇〇・二〇〇四年の町議会議員選挙で連続トップ当選した二期目の任期満了を迎える時期であった。町長選挙に立候補の意向を示した例では、富田議員がもっとも早い時期の立候補表明で、かつて一番早くて任期満了の四か月前、短い例では選挙執行一か月前という例があった。

富田議員は、二期連続トップ当選の強みを背景に、満を持して町長選挙に立候補する意志を固めたものであろう。二〇〇七年二月一七日に後援会の事務所開きがあり、いよいよ富田議員の町長選挙戦へ向けての体制が整った。町長選挙へは、ほかに二〇〇三年四月の町長選挙に立候補したことのある会社社長、現職議員、前助役の三人が立候補を表明していた。しかし、会社社長は病気を理由に立候補を取り止め、その結果、町長選挙は前議員の富田幸宏を含めて、前議員二人と前助役の三つ巴しもよの戦いとなる公算となった。

富田候補は、二〇〇七年三月八日の後援会主催「総決起大会」において、行財政改革・財政再建の断行と元

気回復のための施策を二本の柱とする「ゆがわら元気回復プラン」を提唱した（「相豆新聞」平成一九年三月一〇日付）。行財政改革のための具体策として、①町長の給与二〇パーセントカット、②職員給料五パーセント加算の地域手当廃止、③副町長を新たに任命しない、④職員数の一〇パーセント以上削減、⑤新たな人事給与システムの確立、⑥組織のフラット化などをあげ、また、元気回復のための施策として、①子育ての応援、②義務教育の応援、③元気高齢者の応援、④活気あるまちづくりの応援、⑤まちにある資源（観光）の有効活用などの諸施策をあげて、支援を求めた。

二〇〇七年四月一七日、町長選挙の告示があり、二二日の投票日に向けて三候補による五日間の選挙戦が始まった。

なお、町長選挙への出馬による空席二と欠員二の四議席についての議員補欠選挙が同時に執行されることになり、四議席に六人の候補者（元議員三人、新人三人）が立って選挙戦が展開されることになった。

今回の町長選挙で目につくのは、「マニフェスト」という呼称である。一般に、マニフェストは「政権公約」という語があてられ、二〇〇三年の衆議院議員選挙以後に広まった。これは、従来の選挙公約とは違い、具体的施策・実施期限・数値目標を明らかにし、その後、施策の検証を担保することを、有権者に対して明確にするというものである。地方選挙では、二〇〇三年四月の神奈川県知事選挙で松沢成文候補が、ローカル・マニフェストを導入して当選を果たしたといわれている。松沢県知事がマニフェストという用語を使うようになった。以後、湯河原町議会においても、この用語は議員の口からも発せられるようになった。富田候補は、議員当時の二〇〇四年一〇月一四日の議会運営委員会において、松沢県知事の事例を紹介し、マニフェストに「選挙公約」という語をあてていた。また、富田候補も四月一七日、告示後の出陣式の折に、初めて自らマニフェス

トを作成したことに言及していた。

四月二二日、午前七時から始まった投票は午後八時に締め切られ、午後九時より町役場第二庁舎三階会議室で開票作業が行われ、午後一〇時三〇分過ぎに富田候補の当選が決まった。富田候補は、次点の前助役に二一〇〇票余りの差をつけての当選であった。ここに、七人目・第一四代町長が誕生した。投票率は六六・九六パーセントで、前回より四・五二ポイント高かった。下降線をたどっていた投票率も、わずかではあるが、ここで盛り返した。なお、町議会議員の補欠選挙は、新人と元議員が、それぞれ二人当選した。

富田町長は二〇〇七（平成一九）年六月七日、初の町議会定例会に出席するが、本会議
富田町長の所信表明
 では、米岡前町長同様、所信表明を行った。既述したところであるが、第一〇代町長ま

では町長選挙後の直近の本会議では、所信表明はもとより施政方針を述べないことが慣例であった。所信表明は、任期期間中の政治姿勢・政治方針を述べ、施政方針は、その年度の施策と予算説明を行うものとされていた。しかし、少なくとも一九五五（昭和三〇）年の町村合併以後は、所信表明と施政方針をすみ分けた形をとっていない。

さて、富田町長は、六月七日の本会議において、所信表明を行った。富田町長は町政の基本方針として、町民・議会・職員と情報を共有し、相互に連携・協働して「この町が元気になるような施策」すなわち「ゆがわら元気回復プラン」を展開して、若さと行動力で「安らぎと夢のあるまちづくり」の推進に努力することを明らかにしていた。そして、急激に進む少子高齢化・人口減少、地球規模の環境問題といった激動する社会情勢のなかで、地方自治体も、地方分権や市町村合併などの制度改革、社会保障制度の変化への対応が迫られている。また、経済・雇用・福祉・医療等々といった分野において地域間格差の問題も起こっている。これらの問

題を考えたときに、「行財政改革」「財政再建」は避けては通れない喫緊の課題であることを認識していた。富田町長は、施政展開の前提を自らに、このように規定していた。

財政再建のための筆頭施策として掲げたのが、前米岡町長に続き町長給料の二〇パーセント削減であった。また、地域手当五パーセントの見直しを実施する一方で、町職員の新規採用を抑えて四年間で一〇パーセントの職員数を削減して組織のスリム化を検討するとしていた。地域手当というのは、勤務地によって生じてしまう物価や暖房費などの支出の差を埋めるための手当である。また、二〇〇七年四月一日に施行された改正地方自治法により、市町村長を補佐する補助機関として副市町村長を置くことができるようになった。湯河原町に副町長を置くことについては、前町長のときに条例を制定していたが、実際には副町長を任命していなかった。富田町長は、就任早々、「湯河原町に副町長を置かないことの条例」を制定して、副町長を置かないことを明言していた。

ゆがわら元気 富田町長が、行財政改革・財政再建の政策と並行して推進しようとしたのが、「ゆがわら元気回復プラン」であった。これは、五本の施策の柱で構成されていて、第一点は、「子育ての応援」プランであった。子どもを産み育てやすい環境をつくる、三人目の子ども出生世帯への給付金制度の創設、子育て不安や負担軽減のための施策を検討するとともに、一時保育・延長保育の充実を図り、子育てを応援するというものであった。

第二点は、「義務教育の応援」プランであった。これは、社会経済環境の急速な変化のなかで、核家族や共働き・ひとり親家庭が増加するといった子育て家庭の形態が変化してきている。また、教育現場では、快適かつ安全な教育環境のなかで子どもに対して指導・支援に努めているが、さらに湯河原町の児童・生徒が健全に

育つことができる環境整備が必要である。そこで、地域の人たちが学校運営や教育現場に携わり、勉強だけにとられない社会応用力が備わる教育を推進するとともに、児童・生徒の安全対策を検討するとしていた。

第三点は、「高齢者の応援」プランである。湯河原町の高齢化率は高く、今後も高くなる傾向にあるが、高齢者が元気で若々しい身体と心を維持するための施策を検討すると述べていた。

第四点は、「活気あふれるまちづくりの応援」プランをあげていた。これは、人口の減少時代を迎えつつある一方で、産業のグローバル化やＩＴ化によって、地域産業が厳しい状況に置かれている。この状況から抜け出すには、地域産業に元気を取り戻す必要がある、そのためには、地産地消を推進し、地場産業の活性化を図る方法を検討するとともに、地域循環型産業を確立することが必要であるという認識から立案したものである。富田町長は、前町長が関心を示す程度であった地域循環型社会に踏みだす姿勢をみせた。

第五点は、「自然環境の保全と観光資源の有効活用」プランをあげていた。湯河原町の海・山・川・上質な温泉は町の貴重な財産であり、対外的にも貴重な観光資源である。そこで、この観光資源に恵まれた町の自然環境保全と、地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーを有効活用した住宅用太陽光発電設備費用の一部補助制度を制定したいとしていた。また、建物や街並みも観光資源として活用し、観光地湯河原の活性化を図るとも述べていた。

副町長の選任

二〇〇七（平成一九）年四月一日に改正施行された地方自治法により、都道府県・市町村には知事・市区町村長を補佐する補助機関として副知事・副市町村長を置くことができるようになったが、これは従来、特別職であった助役に代わるものである。

湯河原町でも前米岡町長のときに、「湯河原町副町長の定数を定める条例」を制定し、副町長を一人置くこ

とにした。副町長は町長が持つ権限の一部を委任され、町長を補佐する特別職である。副町長は町長が指名した上で、町議会の同意を得て選任される。任期は四年、任期内であっても副町長を解職でき、また、住民による解職請求ができた。なお、前町長は、副町長を置くことを決めたが、任命はしなかった。

富田町長は、行財政改革の一環として副町長を置かないことを選挙公約ともしていたので、就任早々「湯河原町に副町長を置かないことの条例(案)を町議会に上程し、町議会も、これを可決したことにより、先の「湯河原町副町長の定数を定める条例」は廃止となった。県内では、改正地方自治法施行後に副市町村長を置かないことを決めた自治体は、湯河原町が初めてであった。また、全国一〇〇五町村(二〇〇八年四月一日現在)のうち四九か町村が副町村長を置いていなかったが、最初に置かないことを決定したのも湯河原町であった。

富田町長は、副町長を置かない理由として「財政難(解消)の一助になる」と説明し、その上で行政運営は、各担当部長の責任ある判断により、行政のスリム化・意思決定のスリム化を図ると述べていた(「神奈川新聞」平成一九年五月三〇日付)。

ところが、二〇〇九(平成二一)年になって、富田町長は副町長を置くことにした。同年二月の町議会定例会において、副町長を置くことにした理由として富田町長は、町長の庁舎外での公務が多く、そのため事務処理が滞り、行政の意思決定が遅れることがあると答弁していた。実際、庶務課長の報告によれば、二〇〇七年度に町長が庁舎内外の会議に出席・出向した回数はいくつあるか、二〇〇七年度に町長が庁舎内外の会議に出席・出向した回数は五三〇回、内訳として県外二五回、県内三九回、小田原市・箱根町・熱海市・真鶴町五九回、町内一八八回、庁舎内二一九回と報告していた。二〇〇八年度一月末現在において、同様の集計で六六〇回とも報告されていた。このように、町長が庁舎内に不在の時間が多いと、会議における重要な意思決定が遅れる、あるいは迅速に処理できないという事態もあったとのことである。また、

近隣自治体との広域行政にかかる会議に担当部長が出席することが多いが、出席した担当部長に意思決定権がないために、政策的・政治的判断を即座にできないことも多いとされていた。

このような現状を解決するためには、副町長を選任しておくことが必要であると、富田町長は認識するに至った。しかし、本会議では、「財政再建」を掲げた公約と副町長設置による人件費負担の整合性を指摘する意見があった。これに対して庶務課長が、町長報酬の二割削減、職員定数の削減、退職者の不補充などにより約二億円の削減となり、これを副町長の財源にすると答弁した。

この結果、「湯河原町に副町長を置かないこと」の条例」を廃止し、「湯河原町副町長の定数を定める条例」が可決成立し、二〇〇九年六月一日施行によって、副町長を置くことになった。

第一四回町議会 合併直後五〇人であった町議会議員数は一九五六（昭和三一）年、二六人に減少し、この定議員選挙数は二七年続いた。その後、一九八四年三月から二二人となり、この定数は一九九九（平成

一一）年まで続いた。ついで、二〇〇〇年からは二〇人、さらに二〇〇四年からは一八人と、議員定数は減少していった。

二〇〇八年三月三十一日の任期満了に伴い執行される第一四回町議会議員選挙は、定数一六人であった。今回の選挙は、三月一八日告示、三月二三日投開票という日程であった。立候補者の動向は、二月六日に立候補予定者への事前説明会が開かれたとき、現職一三人と新人三人が出席したようであるが、現職一人の去就によって選挙戦となるか、無投票になるかといった状況であった。ただし、事前説明会終了後に選挙関係書類を取りに二人が来たというところで、選挙戦となる公算が強くなった。しかし、告示日前に先の現職一人は立候補しないことが明らかになり、このままでは現職一三人、新人三人で、ほかに動きはなく、無投票選挙濃厚とさえい

表1 2008年3月23日執行
町議会議員選挙当選者一覧

順位	氏名	性別	年齢	党派	得票総数
1	高橋 延幸	男	46	無所属	1,441
2	室伏 重孝	男	53	無所属	1,296.361
3	土屋 誠一	男	59	無所属	1,127
4	松野 満	男	60	無所属	1,124
5	佐藤 恵	女	58	公明党	1,027
6	原田 洋	男	71	無所属	1,005
7	室伏 友三	男	59	無所属	899.638
8	長谷川俊子	女	64	公明党	885
9	中島 寛	男	58	無所属	812
10	山本 俊明	男	28	無所属	768
11	小澤 眞司	男	60	日本共産党	761
12	村瀬 公大	男	27	無所属	713
13	露木 寿雄	男	57	無所属	664
14	丸山 孝夫	男	70	無所属	610
15	杉本 光明	男	64	無所属	540
16	内藤 陽子	女	62	無所属	464

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

〔注〕 議員定数16人

表2 第14回 町議会議員選挙投票結果

	男	女	計
当日有権者数	10,596	12,489	23,085
投票した者の数	6,478	8,062	14,540
投票しなかった者の数	4,118	4,427	8,545
投票率	61.14%	64.55%	62.98%

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

今回の選挙では、一〇期務めた青木昭久議員、九期務めた北村幸則議員、四期務め初の女性議長となった北村儀江議員、二期務めた公明党の半川義輝議員などが勇退することになった。無投票選挙かと思われていたが、告示日三日前に新人一人が立候補したことで、無所属の現職一人、無所属の新人三人、公明党の現職一人・新人一人、日本共産党の現職一人の一七人による少数激戦の選挙戦が展開されることになった。

三月二三日午前七時、町内一か所の投票所で投票が開始された。投票日当日は好天に恵まれたものの、告

示直前まで無投票ムードが影響したのか、町民の選挙への関心が今ひとつ薄く、有権者の出足が鈍く投票率は伸び悩んだということである（「相豆新聞」平成二〇年三月二十四日付）。開票の結果、無所属新人一人が次点となり、そのほかの新人及び現職は全員当選した。このなかには、立候補していた三人の女性全員が当選した。なお、投票率は表2のとおりであるが、前回の投票率を六・一五ポイント下回り、投票率の低落に歯止めがかからなかった。

2 第一期富田町政の施策と結果

**二〇〇八年度の 二〇〇八（平成二〇）年度は、アメリカの住宅バブルが崩壊し、低所得者向け高金利型（サ
施策と結果 プライム）住宅ローンの焦げ付きが多発したことで、欧米金融機関の経営が急速に悪化、**
世界的な金融危機に発展した年であった。国内も設備投資・輸出・生産は緩やかな増加傾向にあり、景気は回復基調との見方がある反面、年初来の株価の下落や物価上昇によって個人消費動向が不透明で、企業の景況感も二期連続して悪化するなど、景気回復の地方への影響は厳しい状況にあった（「平成二十年湯河原町議会 第一
一回定例会（三月）会議録議決書」）。

このような財政経済状況であった二〇〇八年度の施策結果をみると、湯河原駅前トイレの大規模改修、観光戦略会議の立ち上げ、かながわ水環境保全・再生実行計画に呼応した鍛冶屋地区の元吉浜財産区有林・町有林の間伐・枝打ち及び作業道の整備、住宅用太陽光発電設備補助金制度の施行、小学校校舎等耐震化事業、各保育園への緊急地震速報システムの整備、高規格救急自動車の更新を行った。また、福祉関係では、湯河原町老人保健福祉計画に基づく保健・医療・福祉・介護の各サービスの推進、障がい者に対する福祉サービスとし

て居宅介護・施設訓練・日常生活用具の給付などの自立生活が営める諸施策を実施した。

児童福祉では、子育て相談に対応できる子育てサロンなどとの連携による子育て支援事業の実施、町内すべての小学校での学童保育所開設、また、東台福浦小学校に、放課後子ども教室（そよかぜきょうしつ）を開設した。

小児医療助成については一〇月から、通院に係る医療助成対象を小学校就学前までに拡大し、子育て支援給付事業では、四月一日より第三子以降の子どもの誕生に一〇〇万円（第四子以降一二〇万円）を給付し、子どもの成長に応じて誕生給付金・育成給付金を支給する子育て支援の充実を図った。

子育て支援給付事業は、次世代育成支援対策推進法（二〇〇三年七月制定）の地方公共団体の責務に基づき、五年を一期とした市町村行動計画の策定によるもので、湯河原町も給付支援事業を策定したわけである。

国際化の人材育成の施策としては、オース

表 3 2008年度～2010年度 一般会計歳入予算決算・歳出決算、自主財源比率、経常収支比率

(単位 円)

		2008年度	2009年度	2010年度	
歳入	決算総額	8,558,107,516	8,127,038,308	8,600,113,404	
歳出	決算総額	8,302,740,413	7,964,614,538	8,406,397,692	
歳入歳出差引額		255,367,103	162,423,770	193,715,712	
自主財源	内訳	町税	4,233,316,612	4,049,595,914	4,013,652,116
		分担金及び負担金	340,225,885	320,212,937	308,287,301
		使用料及び手数料	164,479,674	153,902,968	125,763,694
		財産収入	150,352,358	62,706,629	40,655,563
		寄附金	12,946,558	9,469,699	18,194,103
		繰入金	127,500,000	210,000,000	203,000,000
		繰越金	198,646,203	255,367,103	162,423,770
		諸収入	144,669,558	150,420,445	128,059,491
		総額	5,372,136,848	5,211,675,695	5,000,036,038
		自主財源比率	62.8%	64.1%	58.1%
経常収支比率	湯河原町	96.9%	98.6%	92.4%	
	前年度県内町村平均	87.3%	88.9%	91.3%	

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」、「決算施策成果説明書」

トラリアのポートステイブンス市への中学生の派遣、やっさまつりに三原市の児童を迎えるなど、国内外の姉妹都市・親善都市との親善交流を実施した。学校教育施策では、各小中学校へ学校支援ボランティア配置、教員を支援・補助するスタディサポート事業の継続実施や外国人講師を活用するなど教育面での施策を展開した。

行政組織関係では、いわゆる指定管理者制度を三施設に導入し、町民サービスの向上と経費節減に努めた。また、行政改革推進の一環として定員適正化計画に基づき、保育及び消防などの専門職を除き、一般事務等職員を二〇〇七年度から二〇一一年四月一日までに、一〇パーセントを削減する目標を立てた。

財政状況をみると、歳入決算額は前年度に対し六・二パーセント増額となり、自主財源は財産収入・諸収入・分担金及び負担金の増額により、前年度に比べて増額となったものの、自主財源比率は前年度より三・五ポイント減の六二・八パーセントとなった（平成二十一年湯河原町議会 第四回定例会（九月）会議録議決書）。

二〇〇九年度の 二〇〇九（平成二一）年度もサブプライム住宅ローン問題に端を発した世界的金融危機のな
施策と結果 かで景気は急速に悪化し、さらに株式・為替市場の大幅な変動により、今後も景気の悪化は
 続くものとみられていた。そのため、県西地域においても、企業の景況感は六期連続して悪化するなど不況の
 先行きは不透明で、人件費は五年連続して前年を下回り、地方は厳しい状況にあると認識される年であった。
 しかも、三位一体の改革による地方交付税の削減は、財政力の弱い地方公共団体にとって、地域医療などの住
 民サービスに不可欠な経費の削減を検討せざるを得ない状況となった。その上、歳入の根幹をなす町税は、少
 子高齢化、景気の悪化による個人所得の減収、団塊世代の退職などにより大幅な減収が避けられない状況に

あった。こうしたなかにも、富田町長は行財政改革を断行するとともに、活力あるまちづくりを推進するという姿勢を構えた。

産業の活性化の施策では、二〇〇八年に「観光旅行者のニーズの高度化、観光旅行の形態の多様化、その他近年の観光をめぐる諸情勢の著しい変化への確に対応できるよう、観光まちづくりのあり方について、審議、調査及び検討を行うこと」を目的として「湯河原町観光戦略会議」を設置し、二〇〇八年九月に第一回の会議を開催した（「平成二〇〇九年度湯河原町観光戦略会議事業報告書」）。二〇〇九年度は湯河原らしい旅行商品の創造活動を行い、新たな商品開発の検討・開発に取り組みことにしていたが、二〇〇八年二月に、地域経済活力回復の起爆剤として、湯河原町商工会が事業主体となったプレミアム商品券「湯河原温泉地域商品券」を発行していたが、二〇〇九年度の発行に対しても助成を継続的に実施し、地域経済活性化の下支えとした。農林業の活性化では、遊休農地を活用した「ふれあい農園」運営を推進することにした。

少子高齢化に対応した保健・福祉に関しては、都市公園のバリアフリー化工事の実施、妊婦健康検査の一部公費負担を五回から一四回に増やし、保育園の待機児童ゼロの方針のもとに仕事と子育てが両立するように、子どもを生み育てる環境の整備に努めるとしていた。

共生の地域社会をつくるという面では、地域住民との交流活動に取り組み「放課後子ども教室推進事業」の充実を図る。児童・生徒の不登校問題については、家庭への訪問指導、学校・家庭・関連機関が連携して地域ぐるみのサポート、スクーリング・サポート・ネットワーク事業の展開、県派遣のスクールソーシャルワーカーの活用などで不登校問題の解消に努めるとした。

行政組織の変革に関しては、特に人件費の抑制を図る目的で、現行給料表七級の次長職及び八級の部長職を

廃止し、七級を部長職として職員手当の見直しを行う。継続事業は省略したが、主要施策は大略以上のような内容であった。

施策の結果として、観光サービスの活性化に関しては湯河原らしい旅行商品の開発・人材育成、観光施設の検証を行った。プレミアム商品券は、大きな好評を得て、販売後、即完売となったので増刷し、追加助成を行った。農業の活性化については、地場産品の加工ができるように、農協女性部運営の加工所整備を助成し、直売所を開設して地産地消の推進に努めた。また、環境保護の一環としての住宅用太陽光発電設備に対しては、一部県の補助と合わせて助成する継続事業として実施した。

消防・防災関係では、二九年間使用して老朽化したはしご車を、屈折はしご付消防自動車に更新し、核汚染・生物汚染・化学物質汚染などの災害に対応できるように、防護服・除染シャワーキットやガス検知器を購入した。また、災害時に備え備蓄食糧・飲料水・乳幼児用粉ミルクの購入、要援護者用仮設トイレを湯河原中学校などの広域避難場所四か所に配備した。

保健・福祉面では、御庭公園・柵口公園ませぐちのバリアフリー化を実施した。子育て支援に関しては、子育てサロンを利用者の増加と利便性の向上を図り分庁舎六階から二階へ移設し、町内すべての小学校に学童保育所を開設した。高齢者福祉については、地域包括支援センターを拠点として高齢者全般に係る総合的な相談・支援を開始した。また、介護予防の一環として、「公園体操（ウォーキング講座）」を始め、障がい者福祉については、「障がい者計画」「第二期障がい福祉計画」に基づき、障がい者の社会参加・参画を推進した。

教育関係では、一九六二（昭和三七）年に建設された旧湯河原中学校が耐震構造を持つ建物でないことから、地震発生時の生徒の安全を考慮し、三年間の仮校舎として旧湯河原高等学校を借り上げ、湯河原中学校は移転

した。また、学校教育面で、不登校や非行に関しては、学校・家庭・地域住民の連携・協力により児童・生徒の健全育成に努めた。特別支援教育に関しては、介助員を配置するとともに、小学校低学年児童及び中学一年生を対象に生活支援や教科指導などの補助員を配置した。

行政組織の改革に関しては、観光会館に指定管理者制度を導入した。また、使用料・手数料などの見直し、公営企業のあり方について調査・研究する目的で「行政課題等調査特別委員会」を設置し、使用料の見直しなどについての審議を行った。なお、一般事務等職員の一〇パーセント削減は、目標年よりも一年早く達成した。

二〇〇九年度一般会計の歳入歳出差引額決算は、一億六二四二万円となるものの、前年度繰越金を除く単年度収支は、二〇〇八年度の六四一〇万円の赤字に続き、二〇〇九年度は七四五四万円の赤字であった（平成二十二年湯河原町議会 第六回定例会（九月）会議録議決書）。

二〇一〇年度の 二〇〇九（平成二二）年一月の、国内産業の供給過多、需要不足、前年の原油価格高騰の施策と結果 反動により、政府は「デフレ宣言」を行い、内需拡大の動きはまったくない状況となった。そして、政府は、二〇一〇年度の経済見通しを、景気は緩やかな回復の見込み、物価は緩やかな下落、失業率は高止まり、国内総生産の実質成長率は三年ぶりのプラス成長との見解を示していたものの、取り巻く諸条件の悪化には十分な留意を要するとしていた。必ずしも楽観はできない、ということを喚起していた。

一方、湯河原町の財政状況をみると、歳入の根幹をなす町税は、二〇一〇年度も少子高齢化、景気悪化による個人所得の減少、団塊世代の退職などの影響により、減収が避けられない状況が続いた。財政状況は厳しい状況にあるというものの、二〇一〇年度も地域の生活に密着した事業については、積極的な予算編成をしたと、二〇一〇年二月二六日の町議会定例会において富田町長は、町政に対する所信と施策の概要のなかで表明

していた。

二〇一〇年度の事業としては、独歩の湯への指定管理者制度の導入、湯河原梅林を初めとする公園の整備と樹木の剪定、プレミアム商品券の継続発行、「湯河原ミカン」の消費拡大と湯河原温泉をPRするため、一月二日の箱根駅伝往路ゴール地点で「湯河原ミカン」と観光パンフレットを配布し、誘客に努めた。この「湯河原ミカン」を配付するという誘客作戦は、前年からの継続であった。

農林業の活性化については、ふれあい農園の運営や地産地消の推進は継続してあげているが、別に地域水源林整備事業費補助金を活用しての森林作業道や水源林の整備を実施する計画をあげていた。漁業について取り上げられることは少ないが、二〇一〇年度は、経営の改善、近代化事業に対する助成実施、人工魚礁における魚類繁殖状況調査に対する補助、漁港の補修工事に着手することをあげている。

次に、大規模マンションや商業施設などの開発・用途の混在進行により起こっている諸問題に対応するため、二〇一〇年度は、良好な住環境機能を確保するための地区計画の策定と都市計画の決定を計画している。

急傾斜地崩壊対策として、新たに宮上地区二か所の県施工工事を実施し、消防体制の整備として第四分団消防ポンプの更新、消防団員の資機材の充実を行い、地域災害や地震防災に対する現状に即した新規の「湯河原町地域防災計画」を策定し、危機管理体制を確立する。なお、災害や火災情報の伝達手段である防災行政無線をデジタル化するとともに、J-ALERT（全国瞬時警報システム）を整備する。町有施設の耐震化事業は、保育園からの工事着工とし、みやのうえ保育園から始めることにした。また、一九八一（昭和五六）年以前建築の住宅のうち、一般耐震診断で「倒壊の可能性がある」木造住宅の耐震改修工事費に対する一部助成を促進するとした。

そのほか福祉・教育に関しては、前年度とほぼ同様の施策を掲げている。なお、国際化のなかでの人材育成に関して、中学校においては、通常の授業に加え外国人講師による英会話学習、小学校五・六年生の週一回の外国語活動を導入することにした。

施策結果をみていくと、計画通りに施策は展開されたようであるが、補足的説明を加えていくと、産業の活性化の面では、商工会青年部創立四〇周年記念事業として開催された「担々やきそばまつり」が、好評を得たイベントであったようで、町としても企画に対して助成を行った。

一般会計決算の歳入歳出差引額は一億九三七一万円、前年度繰越金を除く単年度収支は九九五六万円で、二〇一〇年度は黒字に転じた（「平成二十三年湯河原町議会 第五回定例会（九月）会議録議決書」）。

3 第二期富田町政の施策

富田町長は、二〇一一（平成二三）年五月に任期満了を迎えるが、早くも二〇一〇年九月町長二期目の選挙

には立候補を表明をしていた。二〇一〇年九月の町議会定例会における一般質問で、町長就任三年半を過ぎた現状において、マニフェストに掲げた公約の達成状況を質問されたときに、富田町長は、一期目にマニフェストに掲げた施策の結果について、先にあげたような成果をのべたが、質問者から、「今後の取組みについて、町長の思いをお聞かせください」という質問に対し、富田町長は、

求めるところは、やはり究極は、安全・安心のまちづくり、これがやはり重要なことだというふうに思います。そういった意味で、二期目に向けての取組みについては、今後いろいろな考え方を告示するわけですが、そういった現時点におきまして、これまでの流れをしっかりと皆様方のご協力をいただきながら、担わせていただきたいという、

こういった思いをお伝えをさせていただきま
して、回答にさせていただければというふう
に思います。

と答弁し、遠回しながら二期目への立候補の
意志を示した（平成二十二年湯河原町議会
第六回定例会（九月）会議録議決書）。一期
目と同じく、立候補表明は九月定例会であつ
た。

その後は、対抗馬のうわさもないまま経過
していたが、翌年二〇一一年二月になって、
小田原記者クラブで新たに立候補者が出馬表
明の会見をした（「相豆新聞」平成二三年四
月一七日付）。立候補を表明した者は、湯河
原町議会一期目の最終年を迎えた中島寛議員
であった（「タウンニュース」二〇一一年二
月一一日号）。ここに、現職・新人による町
長選の公算が強くなった。

中島候補の掲げる公約は、中学校の津波対

表 4 2011年度～2014年度 一般会計歳入予算決算・歳出決算、
自主財源比率、経常収支比率

(単位 円)

		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	
歳入	決算総額	8,265,081,999	9,365,819,630	8,697,176,578	8,924,172,179	
歳出	決算総額	8,062,194,185	9,093,332,875	8,167,381,559	8,414,333,715	
歳入歳出差引額		202,887,814	272,486,755	529,795,019	509,838,464	
自主財源	内訳	町税	3,925,676,004	3,812,638,357	3,831,265,829	3,839,910,384
		分担金及び負担金	308,924,183	303,785,099	328,956,482	344,613,726
		使用料及び手数料	119,800,052	126,904,316	125,070,958	120,056,596
		財産収入	26,352,889	23,635,721	310,817,850	24,870,596
		寄附金	26,068,560	3,417,873	9,156,207	6,453,647
		繰入金	135,649,000	216,791,000	20,607,000	13,305,000
		繰越金	193,715,712	202,887,814	272,486,755	529,795,019
		諸収入	147,934,339	155,276,762	148,800,323	162,582,183
	総額	4,884,120,739	4,845,336,942	5,047,161,404	5,041,587,151	
自主財源比率		59.1%	51.7%	58.0%	56.5%	
経常収支比率	湯河原町	97.7%	98.5%	91.5%	96.7%	
	前年度県内町村平均	89.5%	90.7%	92.5%	91.7%	

〔資料〕 「一般会計歳入歳出決算書」、「決算施策成果説明書」

策、町長の退職金廃止、部長三人体制による人件費総額一割カットなどを掲げていた。一方、富田候補は湯河原駅前再開発構想の具体化、観光立町を推進していくための人材の確保・育成、防災対策の見直しなどを掲げていた（「神奈川新聞」平成二十三年四月二二日付）。

四月一九日に町長選挙の告示があり、中島・富田両候補の届け出が受理された。ここに、町長選挙は現職・新人の一騎打ちで展開されることになった。告示後、五日間の選挙戦が展開され、四月二四日、午前七時から午後八時まで投票、午後九時から開票作業に入った。午後九時三〇分頃には大勢が判明、富田候補九〇四七票、中島候補三〇八一票の得票結果となった。

当日の有権者数二万二七八三人（男性一万四八八人、女性一万二九五五人）、投票総数一万二二二六票（男五五四三票、女性六七八三票）、投票率五四・一〇パーセント（男性五二・八五パーセント、女性五五・一七パーセント）であった。投票率は下がるばかりで、今回も、前回と比較して二二・八六ポイントも下がってしまった。

湯河原二〇二プラン

富田町長にとっては、町長職一期目の任期満了となる最後の年度を前に施政方針演説町長選挙に立候補することは明らかにしていたので、施政方針演説は、二〇一一年度予算案の説明というよりは、町長選挙を意識した盛りだくさんの施策が展開されていた。そして、この施政方針は、「ゆがわら二〇二プラン」という総合計画に規定してある五つの基本目標に沿った施策内容を展開していた。これまでも、一部の町長を除いて、歴代町長は「総合計画」を策定していたが、内容が膨大な量であること、町長の任期期間と「総合計画」の目標年次にズレがあること、実施期間に毎年度の「町政に関する所信」をみることで、町政

の実績が明らかになるという理由で取り扱わなかった。

「ゆがわら二〇一プラン」は、二〇〇九年二月の町議会で、富田町長が総合計画策定の意向を示してから、早速、事務方で基礎作業が進められ、同年四月一〇日、総務文教・福祉常任委員会において、総合計画査定に向けた取組体制が報告されて策定作業に入った。策定に当たっては、町民参加のまちづくり懇話会、総合計画審議会、役員職員による審議・協議を重ね、また、各種団体ヒヤリング、町民意識アンケート、パブリックコメントなどの実施を経て、「ゆがわら二〇一プラン（湯河原町新総合計画）」基本構想（案）・基本計画（案）ができあがった。ついで、二〇一〇年七月一日の湯河原町総合計画審議会へ諮問、同年一月一日に答申を得て、一月三〇日の町議会定例会で可決成立した。

この総合計画は、二〇一一年度を初年度として二〇一五年度の五年間を前期基本計画、二〇一六年度～二〇二〇年度までの五年間を後期基本計画とする一〇年計画であった。

この総合計画では、まちづくりの課題として、①人口減少・少子化・高齢化への対応、②産業振興による活力の創出、③地球規模の環境問題への取組、④安全・安心で健康な暮らしの確保、⑤多様化する価値観と人づくり、⑥情報化社会の進展と技術の活用、⑦地方分権（地域主権）の進展と協働のまちづくり、⑧経営の視点を取り入れた財政運営の八項目を掲げているが、もはや課題は、一地域のための課題と限定して取組み解決することは難しく、幅広い知見を要するものとなってきた。

これらの課題解決の先には、「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」という将来像が期待されている。そして、その実現を目指す基本目標は、「ゆがわら二〇一プラン」に展開されていた。しかし、「ゆがわら二〇一プラン」で紹介している基本目標は、理念的表現のため具体性に欠けるので、二〇一一年度の施

政方針で展望してみよう。

第一項は、「魅力と活力にあふれるにぎわいのあるまちづくり」の施策として、「湯河原町観光立町推進計画」を策定する。施政方針であげている施策を網羅すると、次のようなものである。

- ① 観光会館の外壁防水工事 万葉公園内の万葉亭改修工事
 - ② 箱根駅伝・スーパーヒルクライム(自転車レース)を利用した誘客キャラバンによる湯河原ミカンの消費拡大と湯河原温泉のPR
 - ③ インターネットでの誘客活動
 - ④ 「担々やきそば」のBー1グランプリ出店費用の一部助成
 - ⑤ 湯河原温泉地域商品券発行助成
 - ⑥ 梅林・サツキ・サクラ・モミジの剪定等維持管理及び池峯もみじの郷散策歩道整備
 - ⑦ 地産地消の推進
 - ⑧ 地域水源林整備事業費補助金の活用による森林作業道・水源林整備
 - ⑨ 緊急雇用創出事業の活用
- 第二項の「ともに支えあい笑顔で暮らせるまちづくり」の施策では、
- ① 中学一年生から高校一年生までを対象とした「子宮頸ガン」ワクチン接種費用の全額助成
 - ② 小児の「ヒブ(インフルエンザ菌b型)」「肺炎球菌」ワクチン接種費用の全額助成
 - ③ 地域福祉センターを拠点とした福祉の向上
 - ④ 子ども手当満額支給

- ⑤ 第三子以降から小学校入学児童までの給付金支給
 - ⑥ 保育園の待機児童ゼロの維持
 - ⑦ 各小学校での学童保育実施
 - ⑧ 障がい者への自立支援福祉サービスの提供
 - ⑨ 事前登録の在宅重度障がい者に対する原則二四時間三六五日で対応する短期入所など地域拠点事業所の共同配置
 - ⑩ 第三期障がい福祉計画の策定
 - ⑪ 湯河原町老人保健福祉計画に基づいた効果的・効率的サービスの提供
 - ⑫ 地域包括支援センターでの高齢者全般に係る支援の二四時間体制実施と地域支援事業の強化
- 第三項の「四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり」の施策では、
- ① 地球温暖化防止対策として、電気自動車導入及び住宅用太陽光発電設備設置に係る費用の一部助成
 - ② 水道・温泉・下水道三事業の健全経営・安定供給・処理能力向上確保のため公営企業管理者を配置
 - ③ 湯河原町地域防災計画の推進
 - ④ 防災行政無線のデジタル化と全国瞬時警報システム（J-ALERT）による緊急情報、災害・火災情報の迅速な伝達
 - ⑤ 一般耐震診断で倒壊の危険性のある一九八一（昭和五六）年以前建築の木造住宅の耐震工事費の一部助成
 - ⑥ 消防救急無線のデジタル化

- ⑦ 駅前広場整備計画の策定
 - ⑧ 公園の老朽化遊具の更新
 - ⑨ 海浜公園子どもプールの日よけ設置
 - ⑩ 福浦二六号線、広崎通り線、幕山公園通り線等の道路改良工事
- 第四項の「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」の施策では、
- ① 外国人講師による中学校の英会話学習、小学五・六年生に対する週一回の外国語活動の実施
 - ② 不登校児童・生徒の家庭訪問指導、学校・家庭・関連機関と連携した地域ぐるみでサポートするスクーリング・サポート・ネットワーク事業の展開
 - ③ 各種講座開講・町民大学の開催による生涯学習の推進
 - ④ 町民体育館を拠点としたスポーツ教室・レクリエーションの実施
 - ⑤ オーストラリア・ポーツステイブンス市への中学生派遣、韓国・忠州市の訪問団受け入れ・三原市への小学生訪問、アメリカ・ローマ市との姉妹都市提携調査
- 最後の第五項の「みんなでつくる自立と協働のまちづくり」の施策では、
- ① 「広報ゆがわら」の紙質向上とカラーページ増量による「わかりやすい」「伝わりやすい」紙面づくり
 - ② 職員の再任用制度・短時間勤務職員の活用
 - ③ 職員賞与の一〇パーセント削減

といった内容で、極めて冗長にわたったが、これは二期目の町長選挙へ向けた公約を意識したものともいえる。

二〇一一年度の 二〇一一年（平成二三）年度の日本の経済情勢は、リーマンショックの影響から立ち直ろうと施策と結果 していたときに、東日本大震災の影響で、需要と供給両面から大きな打撃を受け、また、震

災後の急速な円高と電力不足により、景気の立ち直りは鈍化し、厳しい経済状況が続くことになった。リーマンショックというのは、二〇〇八年にアメリカの大手投資銀行・証券会社であるリーマン・ブラザーズが倒産に陥り、これが要因となって世界的規模で発生した金融危機のことをいう。

このような世界的金融危機、加えて我が国の大震災による金融・経済の混乱は、雇用情勢を一層厳しい状況に追い込み、企業収益減による個人所得への影響、生産年齢人口の減少による個人町民税の減収に追い打ちをかけたことで、さらに財政の硬直化が進行し、財政力の弱い市町村は国や県からの依存財源に頼らざるを得なかった。

政府は、「新成長戦略」と「財政運営戦略」を元に「成長と雇用」を最大のテーマに、景気回復とデフレ脱却を目指し、国民生活を第一に、子ども手当の上積み、二〇一〇年度から開始した高等学校等就学支援金制度、いわゆる高等学校実質無償化の継続、求職者支援制度の創設などを着実に実施すると明言していた。しかし、子ども手当の場合、全額、国が負担すべきところを地方へ負担を押し付ける問題は解消されていない現状であった。その結果、湯河原町町予算編成においても、人口減少と高齢化の厳しい財政・経済状況下で、二〇一一年度は四月一日から「湯河原町観光立町推進条例」を施行する関係上、自然環境・温泉・史跡などの資源を最大限に活用して観光産業の活性化を目指そうとしていた。すなわち、観光産業の活性化により、生産年齢人口の増加、湯河原町経済の持続的発展、町民生活の向上、個人町民税の増収による観光立町を実現させようとするものである。「湯河原町観光立町推進条例」とは、町・町民・観光事業者・観光関係団体などが一体となっ

て、観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした条例で、二〇一〇年一月三〇日に制定したものである。

二〇一一年度の施策は、基本的には既述した内容と変わらない。例えば、地域商品券の発行、遊休農地を利用した「ふれあい農園」の運営、経営の改善・近代化事業への助成としていた福浦漁港の施設の修繕、人工魚礁の魚類繁殖状況調査、緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生事業の活用は、既定どおりの施策の展開であった。また、子育て支援・障がい者福祉・高齢者福祉も、既述した施策を展開したものである。さらに、安全・安心のまちづくりを目指した地球温暖化防止策の住宅用太陽光発電設備設置費及び電気自動車導入費の一部助成も、実施するに至った。

なお、大震災による影響は、電力・交通機関・経済・生活など多岐にわたり日本全体に影響を及ぼしたため、観光業を基幹産業とする湯河原町も、災害や経済情勢による誘客低下を回復させるためサマー&オータムキャンペーンを実施した。これは、ホテルの宴・やつさまつりなどイベントを計画どおりに実施し、宿泊促進事業補助金により誘客を図るという計画であった。ただし、この企画による誘客結果は、日帰り客・宿泊観光客数とも、二〇一〇年度より減少した（『第四巻』別編統計二二）。行政経営の面では人件費において、職員賞与の一〇パーセントまでの削減を実施した。

二〇一一年度の一般会計決算状況は歳入歳出差引額は二億二八八万円、翌年度繰越額を除いた実質収支は、一億七〇三四万円、単年度収支は一二四〇万円の黒字であった（平成二十四年湯河原町議会 第五回定例会（九月）会議録議決書）。

行財政の課題と町議会

ここで、一連の流れと違うテーマを取り上げるが、必ずしもかけ離れた問題ではない。

富田町長が施政の一環として取り組んでいる財政状況の悪化に対する行政コストの削減という観点から、町議会議員の定数減少と議員報酬について述べておく。

というのは、二〇一一（平成二三）年三月四日の町議会定例会において、町議会改革等特別委員会の調査報告が行われた。この特別委員会は、二〇一〇年六月の町議会定例会において、「湯河原町議会改革等特別委員会設置に関する決議」として決議案が上程され、「賛成多数」で可決成立したものである。この特別委員会設置の理由について、提案理由をみると、行財政問題が極めて切迫していることを強く認識するようになったことを語っていた。

長引く景気の低迷により、町税収入の減少や地方交付税の減額など、歳入面における要因に加え、少子・高齢社会等、社会情勢の変化に伴う社会保障費の増大などにより、財政状況が悪化していくことが懸念されております。現在、本町議会では、昨年六月に設置いたしました「行政課題等調査特別委員会」において、使用料・手数料の見直しなど、今後の町民負担のあり方を協議している「中略」また、町においても、職員数の一〇%削減を達成し、本年四月から地域手当の支給廃止も実施され、人件費を含む行政コストの削減に努め「中略」今回、設置を提案する

特別委員会においては、今後の議員定数や議員報酬、期末手当等について、協議・検討することが主な目的で設置することになったと設置理由を述べていた（平成二十二年湯河原町議会 第五回定例会（六月）会議録議決書）。二〇〇八年に定数を削減して選挙を執行したばかりのところへ、さらに定数を削減するという事態を迎えたのである。

議員定数削減については、町内各区長との意見交換会の意見を踏まえて、次の一般選挙から、定数一六人を

表5 2012年3月18日執行 町議会議員選挙当選者一覧

順位	氏名	性別	年齢	党派	得票総数
1	高橋 延幸	男	50	無所属	1,243
2	原田 洋	男	75	無所属	1,143
3	室伏 重孝	男	57	無所属	1,138,306
4	松野 満	男	64	無所属	1,002
5	土屋 誠一	男	63	無所属	997
6	村瀬 公大	男	31	みんなの党	897
7	佐藤 恵	女	62	公明党	862
8	室伏寿美夫	男	25	無所属	835,693
9	善本 真人	男	56	公明党	769
10	山本 俊明	男	32	無所属	754
11	露木 寿雄	男	61	無所属	661
12	中島 寛	男	62	無所属	619
13	小澤 真司	男	64	日本共産党	593
14	丸山 孝夫	男	74	無所属	592

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

〔注〕 議員定数14人

表6 第15回 町議会議員選挙投票結果

	男	女	計
当日有権者数	10,455	12,284	22,739
投票した者の数	6,234	7,569	13,803
投票しなかった者の数	4,221	4,715	8,936
投票率	59.63%	61.62%	60.70%

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

立候補者の党会派内訳は、公明党二人、日本共産党一人、みんなの党一人、ほか一四人で、ほか一四人は無所属であった。三月一八日に投票が行われ、午後九時より開票作業が始まったが、午後一〇時半過ぎ

二人減らして一四人とすることに決まった。この削減案は、二〇一一年三月四日の町議会定例会に議員提出議案として上程され、可決された。さて、次の一般選挙とは、一年後の二〇一二年三月である。定数が削減されてから、一年後に町議会議員選挙が執行されるのは、初めてのことであった。

二〇一二年二月六日に、立候補者への事前説明会が開かれた。告示日になると新人候補が一人増えて、立候補者は一八人となった。三月一三日の告示日から五日間の少数激戦の選挙戦が始まった。

には大勢が判明した（「相豆新聞」平成二四年三月一九日付）。

ところで、投票率は、さらに下降線をたどった。今回の選挙は、当初から選挙ムードは低調で、二〇一二年の新年を迎えても目立った動きもなく推移し、激戦となる選挙であるとみられるようになってからも、全体的に選挙活動が低調で、選挙ムードの盛り上がりに欠けていたとのことであった。その一方で、期日前投票が前回より上回ったことで、投票率の伸びが期待された（「相豆新聞」平成二四年三月一三日・一九日付）。しかし、投票当日、夕方から雨であったことも影響し、前回最低であった投票率を更新した。

なお、ここで議員報酬についてみておく。議員報酬の改定は、一九九二年に改正して以降、一八年間据え置いた上での改正であった。議員報酬などの施行は、二〇一二年度四月一日であった（表7）。町議会改革等特別委員会委員長は今後とも、議員報酬の不断の見直しについては、町議会運営委員会や全員協議会などにおいて検討を重ねる必要があると締めくくっていた。

二〇一二年度の 東日本大震災とエネルギー制約や円高の急激な進行、世界的な金融市場の動揺といった状況
施策と結果 下、景気は緩やかに持ち直しているものの、先行きは為替レート・株価の変動などのリスクが懸念される経済情勢のなかで、二〇一二（平成二四）年度となった。

政府は、二〇一二年度予算を「日本再生元年」と位置付けて、新たな産業の創出を初め、成長力の強化、雇用創出・人材育成などに戦略的に取り組むことを表明した。このような日本再生のためのスタートが好感と

表7 2012年4月1日施行
議員報酬等の改定

	現 行	改訂後
議長	40万円	42万円
副議長	32万円	36万円
議員	30万円	32万円
委員長	31万円	33万5,000円
副委員長 (新設)	—	32万5,000円
期末手当 加算率	29%	20%
期末手当	2011年度から2年間10%削減	

なって、県西地域の中小企業の景況感は、震災の影響も和らいできたことから三期ぶりに大幅改善してきた。富田町長は第一期四年間の在任で、「行財政改革」と「財政再建」のすべてと、「ゆがわら元気回復プラン」に掲げた五項目の施策は、ほとんど達成したことを表明していた。とはいえ、町の予算編成は、地価の下落・家屋の評価替えに伴う固定資産税・都市計画税の減収、超高齢社会と生産年齢人口の減少、観光産業の低迷などによる個人町民税の減収に加え、累増するいっぽうの医療・介護関係経費の負担により、極めて厳しい財政運営状況を呈していた。

したがって、地域経済の活性化は不可欠であり、町の基幹産業である観光産業を盛り上げるためには、観光立町を実現しなければならぬ。そこで、湯河原町観光立町推進計画に基づいて地域経済を牽引けんいんできるように、町が一体となった施策の展開が必要であるとした。そして、町の将来像「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち湯河原」を実現するための町政の指針として、五本の柱を基本目標に掲げたのである。

観光立町推進事業は、湯河原町観光立町推進会議が、二〇一二年六月に推進計画を策定して以後、運用することになっていた。

二〇一二年年度の一般会計決算をみると、歳入歳出差引額は二億七二四九万円で、翌年度繰越額を除いた実質収支は二億六一五五万円、この実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は九一二一万円の黒字財政となった。

二〇一三年度の二〇一三（平成二五）年に入り、経済状況は輸出環境の改善によって景気回復への期待感が**施策と結果** 持たれるようになったものの、海外景気の不安定が引き続き景気に影響を与えるようになりリスクとなる気配があった。特に、デフレの影響を警戒する必要があるが、経済の厳しい状況に変わりはなかった。

我が国も、日本経済の再生のために、大震災からの復興を前進させ、強い経済力を取り戻す努力をしており、景気の底割れの回避、過度な円高の修正によって株価を回復させ、民間投資を喚起させる改善策をとり、景気回復への道筋を建てようとした。

一方、湯河原町をみれば、雇用状況は依然として厳しく、企業収益や生産年齢人口の減少により住民税の減収による財政の硬直化が進み、国・県からの依存財源に頼る状況であった。このような厳しいなかにあっても、観光立町実現に向けて邁進^{まいしん}することを施政方針で表明した。そこで、二〇一三年度の施策を、先にあげた五つの基本目標に沿ってみていくことにする。

① 魅力と活力にあふれるにぎわいのあるまちづくり

ア 観光立町推進施策―観光従事者の「おもてなしの心」の再認識、着地型旅行商品の企画・開発、観光施設の整備・充実、プレミアム付き旅館利用券の発行、万葉荘を利用したロングステイツーリズムのモデル事業推進、湯河原温泉地域商品券の発行助成、緊急雇用創出事業を活用した着地型旅行商品企画開発事業の推進と就業機会の提供

イ 農林漁業生産基盤整備―農道開設工事、捕獲・駆除による有害鳥獣対策、地域水源林整備事業費補助金活用による水源林整備、生活環境保全林である湯河原梅林の管理及び整備、漁港施設用地の利用計画
図の更新

② ともに支えあい笑顔で暮らせるまちづくり

ア 疾病予防対策―集団検診・施設検診によるガンの早期発見、乳幼児のヒブ（インフルエンザ菌b型）・肺炎球菌ワクチン接種費用の助成、中学一年生から高校一年生までを対象とした「子宮頸^{けい}ガン」ワクチ

ン接種費用の助成

イ 地域福祉事業―地域福祉センターを拠点とした活動（社会福祉協議会・生きがい事業団・地域作業所たんぼぼ・子育てサロン）の推進、子育ての援助を受けたい側と援助を行いたい側の会員によるファミリーサポート事業の推進、第三子以降の出生から小学校入学までの子どもへの給付金支給、保育園待機児童ゼロの継続、学童保育の実施、保険診療に係る障がい者の自己負担助成、身体障がい者手帳受給者への更生医療・補装具の給付、湯河原町老人保健福祉計画に基づいた高齢者の保健・医療・福祉・介護の各種サービスの効果的・効率的提供と健康づくり・生きがいづくりの推進

③ 四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり

ア 地球温暖化対策―住宅用太陽光発電設備設置費用・電気自動車導入費用の一部助成、役場庁舎・消防庁舎・図書館照明設備と町内すべての防犯灯のLED化

イ 防災対策―県の「津波浸水予測図」に基づき「湯河原町地域防災計画」の改定、役場第三庁舎に太陽光発電設備と蓄電池設備を設置、たちばな保育園の耐震建て替え基本計画に基づく実施設計及び地質調査の実施、木造住宅の耐震工事費用の一部助成

ウ 消防・救急業務体制の整備―老朽化した消防ポンプ自動車の更新、旧福浦幼稚園跡地への第九消防分団詰所の整備

エ 土地利用対策―駅周辺土地利用法規制の見直しと駅前広場の実施設計

オ 公園整備―（仮称）湯河原海辺公園（広場公園）の整備、湯河原町総合運動公園内パークゴルフ場の一部整備、桜木公園・宮上公園・幕山公園の遊具更新

カ 道路・交通体系の整備―鍛冶屋J Rガードの拡幅事業計画の策定、広島通り線・幕山公園通り線道路改良工事の実施、簡易水道組合の統合

④ 生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり

ア 教育施策―小学校低学年児童及び中学一年生を対象に教員補助員配置、身体に障がいのある児童に対する学校生活の介助を行う介助員の配置、特別支援を要する園児・児童・生徒に対する臨床心理士による支援、中学校において命の大切さを学ぶ機会と不測の事態に備えるため人工呼吸・AEDの取扱いを学ぶ普通救命講習会の実施

イ 生涯学習・スポーツ活動支援―各種講座・町民大学の開催、町民レクリエーションほか各種大会の実施、湯河原温泉オレンジマラソンの継続開催

ウ 国際・地域間交流―オーストラリア・ポートステイブンス市へ生徒、広島県三原市へ児童の派遣

⑤ みんなでつくる自立と協働のまちづくり

ア 「広報ゆがわら」の「わかりやすく」「伝わりやすい」紙面づくり

イ 職員の再任用制度による短時間勤務職員の活用

ウ 税滞納整理の円滑実施と収納率の向上、職員の能力向上・意識改革

さて、年初の経済情勢の状況と展望は、予想に反して正負のいずれかに転換するのが常であるが、二〇一三年度は、政府や日銀による金融緩和を初めとする経済対策への期待感から、円安や株式市場が堅調に推移している状況を背景にして企業収益改善の動きがみられ、景気は緩やかな回復基調にあったものの、円安による資材やエネルギーコストの値上がり、新興国経済の成長鈍化などの不安材料が影響し、先行き不透明な経済情勢

となった。

一方、町の経済情勢は、町民税が前年度に比べて極めて若干であるが増額となったものの、地価の下落による固定資産税の減額が続き、景気が回復しているという実感は得られなかった。したがって、歳出抑制を余儀なくされ、少子高齢化で累増する扶助費には対応するものの、その一方で、二〇一三年七月から二〇一四年三月まで、職員給料が月額平均五・九四パーセント減額するという事態になった。

二〇一三年度に掲げた施策のなかで、「決算施策成果説明書」において実施されたとしてあげられている施策成果を列挙してみよう〔平成二十六年湯河原町議会 第五回定例会（九月）会議録議決書〕。

- ① 魅力と活力にあふれるにぎわいのあるまちづくり―「ゆたぼんファイブ」の着ぐるみ作製、万葉荘の借り上げ、プレミアム付き旅館利用券の発行、着地型旅行商品企画開発事業の実施、湯河原温泉地域商品券の発行、広域農道整備の負担、地域水源林整備事業補助金活用の水源林整備、福浦漁港整備計画の策定
- ② ともに支えあい笑顔で暮らせるまちづくり―ガンの集団検診・施設検診、麻しん・風しん・ヒブ（インフルエンザ菌b型）・肺炎球菌ワクチン接種、高齢者へのインフルエンザ予防接種助成、子育て支援給付金交付、ファミリーサポートセンターの開設、障がい児者福祉諸施策の実施、地域包括支援センターにおける高齢者福祉諸施策の実施

- ③ 四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり―電気自動車導入費用・住宅用太陽光発電設備設置費用の一部助成、照明設備のLED化、町内二六か所に海拔表示板設置、たちばな保育園建て替えに係る実施設計、消防救急デジタル無線（共通波）整備、救急救命士の教育・研修、中学生対象の普通救命・救急講習実施、湯河原町少年少女消防クラブ発足

④ 生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり―特別支援を要する小中学校児童生徒支援事業の実施、県委託による学びづくり推進地域研究事業の実施、オーストラリア・ポートステイブンス市への中学生派遣、広島県三原市への児童訪問、図書館司書・ボランティア連携による学校図書館の活用

⑤ みんなでつくる自立と協働のまちづくり―「広報ゆがわら」の広報機能の充実、職員給料の減額措置

以上が、「平成二五年度 決算施策成果説明書」にあげられている施策結果である。このなかで、「着地型旅行商品企画開発事業」というものがあげられているが、これは二〇〇八年二月に富田町長が、湯河原らしい独自の地域に根ざした商品、地域住民が主体となった商品をつくり出そうということで発想したようで、「芸者さんと町歩き&つまみ食いツアー」あるいは「学芸員と歩く町立美術館」といった企画を開発、販売したようである。

二〇一三年度の一般会計決算状況は、歳入歳出差引額は五億二九八〇万円となり、繰越明許費に係る翌年度繰越額を除いた実質収支は、四億八三三万円、前年度繰越金を除く単年度収支は二億二一八万円の黒字財政となった。二〇一〇年度以来、町の財政は黒字が続くようになった。

二〇一四年度の 新年度となる二〇一四（平成二六）年四月は、富田町政第二期の、いわば折り返し地点であった。 施策と結果 た。町議会第一回定例会（三月）の二月二十六日、富田町長は次のように景気の動向を捉えた上で、二〇一四年度の施政方針を表明した。

この年は、景気の回復基調が続くという期待感を持つ雰囲気から始まっていた。というのも、政府は「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」を推進する三本の矢による経済政策の効果により、景気が緩やかに回復し、輸出が持ち直し、家計所得や投資が増加すると見通していたからである。ま

た、二〇一四年四月一日から消費税が五パーセントから八パーセントに引き上げられることに伴う反動に対して、二〇一三年一二月に閣議決定した「好循環実現のための経済対策」の施行により、引き続き堅調な内需に支えられた景気回復を見込んでいた。

とはいえ、湯河原町では景気回復を十分に感じ取れるような状況にはなく、依然として土地価格の下落や生産年齢人口の減少に加えて、医療・介護の経費増大によって、厳しい財政運営を強いられていた。観光立町の実現を目指す湯河原町としては、依然として観光立町推進計画に基づいた地域経済の活性化が重要課題であった。

結果として、二〇一四年度の経済情勢は、どのような状況であったのだろうか。消費税率の引き上げは、駆け込み需要の反動減を受け個人消費が弱まり、閣議決定した「好循環実現のための経済対策」は、景気の下支えと景気回復の実感を高める効果にはならなかった。しかも、町は依存財源である国庫支出金や消費税交付金が増額され、依存財源は前年度より伸びたものの、自主財源の根幹をなす町税は、前年度より伸びたというもの、一パーセントにも満たないもので、景気回復の実感を与えるものではなかった。

依然として変わらない厳しい財政状況のなかで、二〇一四年度の施政方針に基づいた町政の施策は、何を、どのように推進したものであろう。なお、二〇一四年度の各種事業は、観光施策が経済を先導して町の元気を取り戻すため、厳しい状況にあっても効果的な行財政運営を実施し、町の将来像である「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」の実現を目指す指針として策定した「ゆがわら二〇一プラン」に基づくものである。以下、基本目標ごとに展開した事業をみていくことにする。

① 魅力と活力にあふれるにぎわいのあるまちづくりの施策

- ア 基幹産業の振興―インターネット活用の誘客宣伝、箱根駅伝往路ゴール地点での誘客キャラバン、ゆたぼんファイブの各種イベント出演
 - イ 観光立町推進事業―ロングステイツーリズム事業の万葉荘借り上げと講演会などの開催、宿泊促進事業としてプレミアム付き旅館利用券の助成、宿泊ギフト券贈呈、温泉場湯元通りを中心とした街並み整備
 - ウ 観光施設整備―観光会館・万葉公園・こごめの湯の施設改修、観光会館駐車場に電気自動車用急速充電器整備
 - エ 地域産業の振興―「湯河原温泉地域商品券」発行（六・一二月）の助成
 - オ 農林業の振興―県施工広域農道整備事業負担、地域水源林整備実施、湯河原梅林内の幕山保安林整備実施
 - カ 漁業の振興―福浦漁港再整備に係る測量調査の実施
- ② ともに支えあい笑顔で暮らせるまちづくりの施策
- ア 高齢者福祉―シルバー人材センターの支援・生活支援・駅周辺温泉利用助成
 - イ 障がい者福祉―自立支援給付等事業・更生援護給付事業・地域生活支援事業・重度障がい者医療費助成事業の充実と実施
 - ウ 児童福祉・子育て支援―保育園待機児童ゼロ継続、新たな子育て支援事業計画の策定、子育て支援施設及び制度の整備
 - エ 保健・医療の充実―ガン集団検診・施設検診、妊婦・乳幼児の健康診断実施・ワクチン接種（麻し

ん・風しん・ヒブ・肺炎球菌)による予防接種事業の実施・健康寿命を延ばす健康増進計画(食育推進)の策定

③ 四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくりの施策

ア 自然環境の保全―電気自動車導入費・住宅用太陽光発電設備設置費の一部助成、ごみ収集対策事業・し尿等処理事業の実施

イ 防災・危機管理―津波避難場所への海拔表示板設置、たちはな保育園の耐震建て替え工事着工、土砂災害ハザードマップの作製と配布

ウ 消防救急―消防救急無線デジタル化再整備事業・消防団ポンプ自動車の更新・若い世代の防災リーダー育成実施

エ 計画的土地利用の推進―(仮称)湯河原海浜公園(広場公園)及び総合運動公園内パークゴルフ場の継続整備、駅前広場整備事業の工事仮設計画の委託

④ 生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくりの施策

ア 学校教育―小学校低学年児童及び中学校一年生への学校生活支援スタディーサポート事業・障がいのある児童への介助員設置事業の継続、学校体育館天井落下等防止対策事業・校舎等維持修繕事業の実施

イ 生涯学習―戦後七〇周年を見据えた平和祈念朗読劇開催事業の実施

ウ 国内外親善交流―韓国忠州市との職員・スポーツ交流、オーストラリア・ポートステイブンス市への中学生派遣及び受入れ、広島三原市の小学生受入れ、東京都豊島区との「文化交流都市」提携

⑤ みんなでつくる自立と協働のまちづくりの施策

ア 広報広聴―「広報ゆがわら」「議会ゆがわら」及び町民カレンダーの発行配布、FMあたまゆがわら聴取地域拡大を図る放送送信所整備事業に対する費用の一部負担、男女共同参画社会実現に向けて「ゆがわら男女共同参画プラン」の改訂

イ 財政運営―町税・国民健康保険料などのコンビニエンスストア・クレジットカード決済に対応した納付システム改修

以上が、二〇一四年度の施策のうち、実施・整備・完了等に至った諸事業である。

二〇一四年度の一般会計決算状況は、歳入歳出差引額は五億九八四万円となり、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越す財源を除いた実質収支は、三億七四九六万円、前年度繰越金を除く単年度収支は一億八七七万円の赤字となった（平成二十七年湯河原町議会 第六回定例会（九月）会議録議決書）。

町の財政問題 これまで、町の行政史的な面をみてきたが、どちらかというところ財政状況を中心とした視点で展望してきた。ここで町の財政について、一般会計の歳入歳出の決算を総括しておこう。

これまでも付表を用いてみてきたが、一般会計・特別会計において、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額を形式収支という。これは、マイナス、いわゆる赤字の決算となることはない。形式収支をみて、前年度形式収支との比較をする。国や地方公共団体で行われている会計は、官庁会計あるいは公会計といわれるが、地方公共団体の公会計は、まず地方自治法に基づき、詳細は条例・規則の規定によって行われ、一般会計・特別会計の会計年度は単年度会計としている。

そして、地方自治体の財政状況を形式収支で赤字・黒字と判断できないので、さらに会計処理をしなければならぬ。形式収支から次年度に繰り越すべき財源を差し引いた額を実質収支というが、実質収支は地方公共

団体の財政運営の状況を判断する重要ポイントとなり、地方自治体の赤字・黒字は、この実質収支において使われる。この実質収支がマイナスであれば赤字、プラスであれば黒字の収支となり、黒字の場合、実質収支の額は次年度へ繰り越しとなる。また、当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額を単年度収支という。実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、毎年の実質収支の多少の累積は、単年度収支に赤字・黒字となって反映する。

付表では、経常収支比率もあげておいた。経常費とは、正式には経常的経費のことであるが、人件費・扶助費・公債費・物件費・維持補修費・補助費などといった毎年度持続して固定的に支払う経費のことである。そして、毎年度経常的に収入となる一般財源のうち、経常的経費にどの程度使われているかという割合が経常収支比率である。この比率が低いほど、政策的・臨時的な行政需要に弾力的に対応できるとされ、地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。この比率は、おおむね七〇パーセントから八〇パーセントの間が適正水準といわれ、これを超えると、財政の弾力性が失われつつある、あるいは財政が硬直化しつつあるといわれる。湯河原町は、一九九四年以降、「決算施策成果説明書」において、財政の硬直化が報告されるようになった。

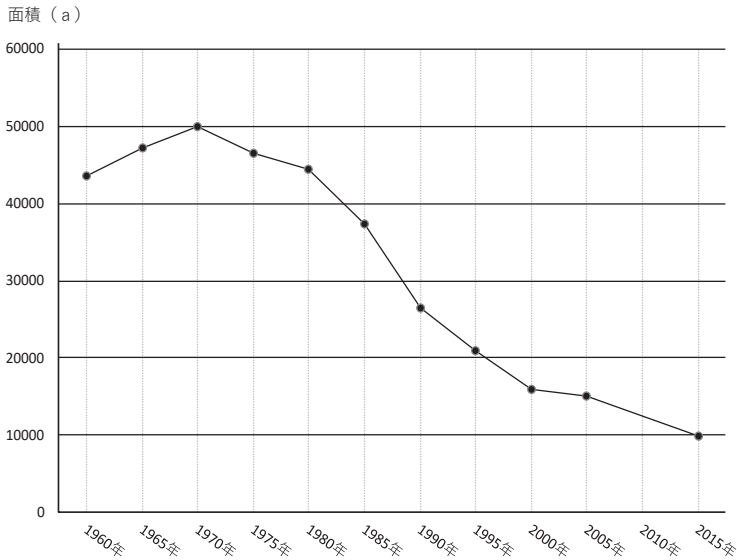
自主財源は、地方公共団体が自主的に収入とすることができるとする財源で、自主財源比率が高いか低いかは、地方公共団体の行政活動の安定度や自由度を図るための尺度とさえいわれている。財政の弾力性を確保し維持するためにも、温泉町である湯河原を念頭に、自主財源を増やす方法を策定することが必要であろう。

第四節 湯河原産業の挑戦

1 農業・漁業の動向

ミカン果樹園の 一九八八（昭和六三）年急減と遊休農地 度（一九八九年三月七日）から一九九〇（平成二）年度（一九九一年三月三十一日）までの三か年に実施されたかんきつ園地再編対策事業（第一部第三章第四節）の後も、一九九五年四月からのウルグアイ・ラウンド農業合意によるミカン等の関税率引き下げなど、ミカン農業をめぐる状況の厳しさは続いた。そのため一九九五年度から一九九七年度まで、全国でさらに五〇〇〇ヘクタールを目標とする「みかん等果樹園転換特別対策事業」が実施されるなど、さらなるミカン園地の転換

図1 湯河原町における温州ミカン収穫面積の変遷



〔資料〕『第4巻』別編統計9

がはかられ、湯河原町では温州ミカン園地のうち四三五平方メートルが他果樹への高接ぎ、六〇一三平方メートルが廃園となった（みかん等果樹園転換特別対策実績集 平成七年度～平成九年度 平成一〇年三月）。このようなミカン価格の低迷にともなう転廃園政策、農業従事者の他産業への流出や高齢化による耕作放棄地の増加もあいまって、一九七〇年には約五〇〇ヘクタールあった温州ミカン収穫面積は、二〇〇〇年には約一六〇ヘクタールへと急減した。特に一九八〇年から二〇年間の減少が著しい（図1）。こうしたミカン果樹園の急減にともない、遊休地化した農地の貸借等による流動化、多種多品目にわたる他作目の導入による用地保全、安定した農業経営の育成などが湯河原町の農業の課題となってくる。

二〇〇七年の湯河原町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、今後の農業の基本的な方向として、他産業従事者並みの年間農業所得・労働時間を実現できる経営が担う農業構造、農地貸借の促進と農作業の受委託が一体となった意欲的農業経営の規模拡大、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力の促進などが掲げられた。特に遊休農地の農業利用の増進については、湯河原地区・吉浜地区に遊休農地等（うち遊休農地となるおそれがある農地一二・二ヘクタール）が六四・六ヘクタールあるとされ、これを要活用農地として農業委員会が所有者に農業利用の増進を図る旨を指導し、利用権の設定をすることが望ましい場合は



ふれあい農園（天保山農園）

相手方の紹介・あっせんを行うことなどが定められた。

ふれあい農園

遊休農地の利用促進の一つとして一九九六（平成八）年七月に開始されたのが「ふれあい農園整備事業」である。これは町が遊休農地を借り上げ、町民へ貸与する市民農園である。利用料は年間九〇〇〇円、町内在住者に二年間の貸与期間で貸与され、白沼田農園（吉浜）・天保山農園（川堀）・蔵町農園（門川）の三か所でスタートした（『第五巻』八二）。六月三日に利用希望者の募集が開始されたが、利用申込みが殺到し、わずか四日で定員の二倍を超える申込みがあつた。この応募者の殺到に農林水産課では「あ

る程度予想はしていたものこんなに多いのには驚いています。都会から見れば自然に恵まれているように見える湯河原でも実際には自然に飢えている人たちが多いことが判りました」と述べ、町民の自然志向の高まりもうかがえる（「相豆新聞」平成八年六月七日付）。ふれあい農園は米岡幸男町長が町長選立候補当時に公約の一つとして掲げていたものだが、以後も増えていき、要活用農地の利用増進の施策のなかに盛り込まれていく。

イージーネットハウス

環境問題や健康志向による安心・安全な農産物への関心の高まりのなかで町が普及を試みたのが「イージーネットハウス」である。これは簡易ハウス全体をネットで覆い、害虫を寄せ付けない低コストの無・減農薬野菜の栽培法である。町では二〇〇三（平成一五）年に「イージーネットハウス



イージーネットハウス

普及促進会議」を開催し、講習会の実施や補助金制度などにより普及をはかった。二〇〇三年三月から四回開催された講習ではハウレンソウ・小松菜が栽培され、収穫した野菜をふれあい広場産業祭で販売したところ好評を得たという。補助金は一棟約六万円かかるイージーネットハウスの材料費のうち二分の一を、上限一〇万円まで支給するもので、収穫した野菜の二分の一を町が指定する販売所で販売することが条件とされた。町はこれを普及させ、収穫された野菜を地元消費者や宿泊客等へ供給することで農業の活性化を目指した（『第五巻』八五・「イージーネットハウス普及促進会議の開催結果について」）。

みかんの木 二〇〇一（平成一三）年度から、もんがわ・オーナー制度 アグリパークを実施主体に「みかんの木オーナー制度」が始まった。これは消費者（オーナー）に実っている果実をミカンの木ごと販売し、消費者が自ら収穫するものである。収穫量の目安ごとに決められた価格で一年ごとの消費者とオーナー契約を結び、消費者が収穫時期に自分の木のミカンを収穫する。消費者の自然志向や農産物への関心の

表1 2006年度みかんの木オーナー制度取扱実績

(単位 本)

品種 価格	早生			青島			合計		
	町内	町外	計	町内	町外	計	町内	町外	計
8,000円 (40kg)	1	6	7	1	35	36	2	41	43
	14.3%	85.7%	100.0%	2.8%	97.2%	100.0%	4.7%	95.3%	100.0%
10,000円 (50kg)	5	8	13	9	46	55	14	54	68
	38.5%	61.5%	100.0%	16.4%	83.6%	100.0%	20.6%	79.4%	100.0%
12,000円 (65kg)	0	8	8	7	25	32	7	33	40
	0%	100.0%	100.0%	21.9%	78.1%	100.0%	17.5%	82.5%	100.0%
15,000円 (80kg)	0	0	0	4	24	28	4	24	28
				14.3%	85.7%	100.0%	14.3%	85.7%	100.0%
18,000円 (100kg)	0	0	0	8	28	36	8	28	36
				22.2%	77.8%	100.0%	22.2%	77.8%	100.0%
合計	6	22	28	29	158	187	35	180	215
	21.4%	78.6%	100.0%	15.5%	84.5%	100.0%	16.3%	83.7%	100.0%

〔資料〕 「平成18年度みかんの木オーナー制度取扱実績」

高さを背景に、ミカン農業の労働力不足の解消と観光農業の推進を図る目的があった。

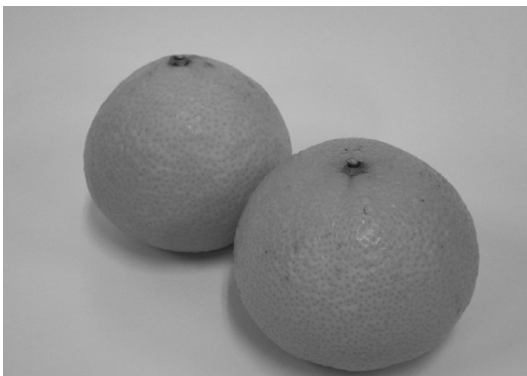
開始から六年目の二〇〇六年度の場合、オーナー契約された木は早生二八本・青島一八七本の計二一五本で、そのうち約八割の木のオーナーが町外在住者であった(表1)(平成一七年度湯河原町農業安定化対策審議会結果について)。「平成一八年度みかんの木オーナー制度取扱実績」。

湘南ゴールド

ミカン農業をめぐる厳しい状況の打開策の一つとして、消費離れた温州ミカン中心の従来の経営から、年間を通して柑橘類を供給できる多様な柑橘経営への発展が考えられた。そこで温州ミカンの消費時期以降に出荷できる品種として開発されたのが「湘南ゴールド」である。

一九八八(昭和六三)年、神奈川県農業総合研究所根府川試験場は温州ミカンの消費時期以降の柑橘として、県内で生産されていた「黄金柑」に注目し、新品種育成に着手した。黄金柑は肉質が柔軟多汁で甘味も強く、さわやかな香気があるが、果実が小さく皮がむきにくいという欠点があり、自家消費や沿道直売用に作られているのみであった。湘南ゴールドはこの黄金柑と、糖度が高く浮皮になりにくい「今村温州」とを交配し、果実が大きくて皮がむきやすく、さわやかな風味のある系統を選抜、育成して開発された。二〇〇〇年七月に品種登録申請を行い、二〇〇三年一月に品種登録された。

湘南ゴールドは黄金柑より一回り果実が大きく(直径約七センチ

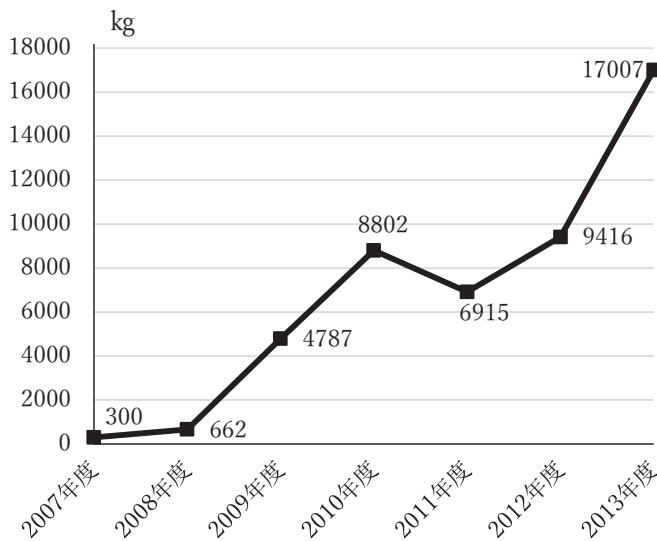


湘南ゴールド(提供: きまぐれファーム)

メートル)、成熟期に近づくとつれ皮が柔らかくむきやすくなり、芳醇な香りがして甘味が多く、四〜五月が収穫期という特徴をもつ。二〇〇二年に苗木を供給し、湯河原・小田原・伊勢原で一五軒の農家が露地栽培を行い、二〇〇六年に初出荷された(「神静民報」平成一五年一月二六日・平成一八年四月二一日付)。

また、神奈川県は西湘地域の活性化と県産農産物のイメージアップのため、湘南ゴールドの生産拡大、高品質安定生産、ブランド化に取り組んだ。県・農協・湯河原町・真鶴町・小田原市で構成する湘南ゴールド振興協議会を設置して、湘南ゴールドを活用したツアー商品やメディアでのPRなど販売支援も展開した。こうした取組みのなかで二〇〇七年度には〇・三トンであった湯河原選果場における湘南ゴールドの出荷量は、二〇一三年度には約一七トンへと飛躍的に増え、同年度の全出荷量約七〇トンのうち四分の一を占めた(「平成二六年農業経営安定化対策審議会資料」)。

図2 湘南ゴールド出荷量推移 (湯河原選果場取扱状況)



〔資料〕 「平成26年農業経営安定化対策審議会資料」

漁業の新しい動向

一九九〇年代にワカメ養殖・小型定置網による漁獲が見られなくなって以降、福浦では大型定置網漁のほかに刺網、一本釣り、裸もぐりなどの漁が行われるが、漁獲量は大型定置網が九〇%以上を占めるようになる。漁獲される魚種はブリ類・サバ類・マグロ類・イワシ類・アジ類・カツオ類で、二〇〇〇（平成一二）～二〇一四年の一五年間の漁獲量は、二〇〇〇年の五三トンを最低、二〇〇八年の三六九トンを最高に、二〇〇五年以降は二〇〇トン以上で推移している（『第四巻』別編統計一〇）。

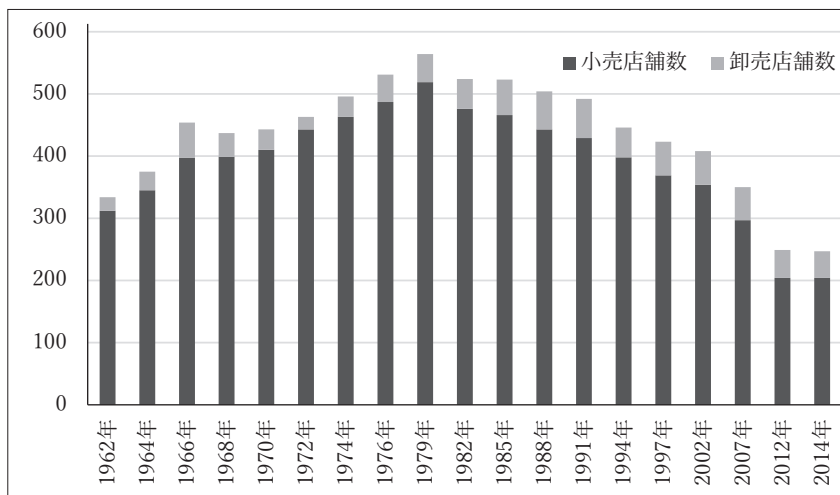
また、一九五五（昭和三〇）年には二〇一人いた福浦の漁業者は、二〇〇〇年には二二人となっていた。ただ、二〇〇〇年代以降は他所から移住してきた若い世代の新規就業者が出現するようになったことが特徴的である。こうした人々には、やりがいを求めて漁業とは無関係の職業から転職した人もおり、大型定置網船の乗組員になったり、シラス漁を復活させたりなど、福浦の漁業に新しい息吹を吹き込んでいる（芥川仁「他所者も受け入れる包容力ある漁業」『ガバナンス』No.一九四）。

2 商業の模索

湯河原商業の長期的推移 湯河原町における一九六二（昭和三七）～二〇一四（平成二六）年の小売店・卸売店の店舗数の推移をみると、一九七九年の計五六四店をピークに減少し続けていることがわかる（ただし、

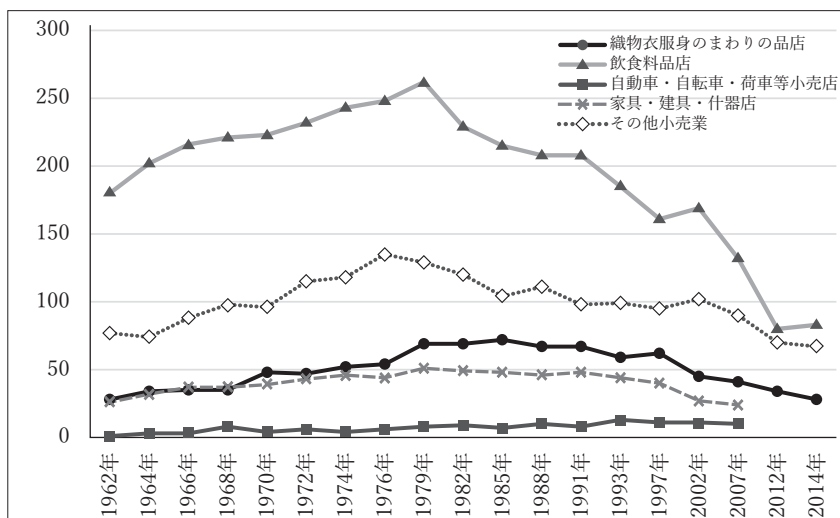
二〇一二年以降は、それ以前と調査項目が異なる）（図3）。これを統計要覧でみられる業種別の店舗数の推移で見ると、最も大きな変化を見せているのが飲食料品店で、これも一九七九年をピークに急激に店舗数が減少している。小売店舗のうち飲食料品店は最も多くの店舗数を占めており、飲食料品店の動向が小売店舗数全体の推移に大きな影響を与えていることがうかがえる。ただ、店舗数にほとんど変化がない自動車・自転車販売

図3 小売店・卸売店の店舗数推移



〔資料〕 「統計要覧」

図4 業種別小売店の店舗数推移



〔資料〕 「統計要覧」

店を除き、ほかの業種も飲食料品店ほど急激ではないが同様の傾向を見せている(図4)。この店舗数のピークの前後には、Aコープゆがわら店やヤオハン湯河原店の出店をめぐる反対運動が起こっていた。ただ、ここにもみられる店舗数の推移は全国的な傾向とも一致しており、一九九〇年代前半以降のバブル崩壊による日本経済の長期的な停滞もあわせて、湯河原町の商業も全国的な経済の構造変化の渦中にあつたといえる。

西相信用金庫の破綻

こうした傾向のなかで迎えた二〇〇〇年代で早々に湯河原町の経済に衝撃を与えたのが、「西相信用金庫」(以下「西相信金」という)の破綻であつた。二〇〇〇(平成一二)年一月二八日、西相信金が一〇月を中途に「さがみ信用金庫」(以下「さがみ信金」という)へ営業譲渡すると発表したのである。長引く景気低迷のなかで西相信金では観光客の減少による融資先業績の悪化と担保不動産価値の下落が重なり、不良債権の回収が思うように進まなかつた。前年三学期の不良債権額は約一四三億七三〇〇万円となり、八月の金融検査の結果、約二五億円の債務超過、自己資本比率はマイナス四・二一パーセントとなつた。これにより経営存続の見込みが立たなくなり、一〇月に近隣のさがみ信金など関連機関に相談し、二〇〇〇年一月七日、正式にさがみ信金に営業譲渡を申し入れたのであつた(「金融タイムス」二〇〇〇年二月一五日号)。

西相信金は一九二〇(大正九)年八月設立の「有限責任 湯河原信用組合」と、一九二四年四月設立の「有限責任 真鶴信用組合」が、一九五一(昭和二六)年六月に「西相信用組合」として合併し、翌年七月に「西相信用金庫」へ改組したことで誕生した。一九五五年に湯河原町公金の取扱いを開始して以降、業務・営業地区の拡張を続け、店舗数・預金額も増やし、一九七九年には城堀に六階建ての新本部ビルを建設した。西相信金は「地元の金融機関として大衆の信頼にこたえ、共存共栄の理念にもとづき、全力を尽して地域社会の繁栄

に貢献する」ことを経営理念の基本方針として、地域貢献にも力を入れていた（『西相信用金庫創立五〇周年記念誌』『西相信用金庫創立七〇周年記念誌』中央 鍋島一博氏蔵）。一九七五年の腸チフス集団発生事件（第二部第二章第三節）により経済的打撃を受けた業者への特別融資では、同年五月末の融資総額約四億一〇〇〇万円のうち、七割強を西相信金が融資していた（『相豆新聞』昭和五〇年六月六日付）。また、一九七六年には町の教育振興に五〇〇万円を寄附し、六月にはそのうち三〇〇万円が、湯河原小学校でのテレビカメラ放送施設・交通安全機具・模型などの設置費用にあてられた（『相豆新聞』昭和五一年六月二四日付）。さらに一九八六年には湯河原町の合併三〇周年を祝って「湯河原町豊かな環境づくり基金」へ一〇〇〇万円を寄附した（『相豆新聞』昭和六一年一月七日付）。

このように西相信金は町や地域経済と密接に結びついていたため、西相信金の破綻は大きな衝撃を与えた。二〇〇〇年二月八日に町は緊急経済対策本部と緊急経済対策協議会の設置を決定し、その後、相談業務や、さがみ信金への運転資金の貸し渋り対応への要望、県への特別融資枠確保の要望など、関係機関への要望を提出した。湯河原町商工会でも緊急経営特別相談会を開設して融資相談を行った（『相豆新聞』平成一二年二月一〇日付・三月一日付、湯河原町商工会「平成一三年度通常総代会（第三八



西相信用金庫本部
（『西相信用金庫創立70周年記念誌』）

回)1)。

西相信金のさがみ信金への営業譲渡手続きが完了し、西相信金の店舗がさがみ信金の店舗に看板を変えて営業を始めたのは二〇〇〇年一月一三日のことであった。湯河原町内の西相信金五店舗は三店舗へ、真鶴町内の二店舗は一店舗へ縮小しての再出発であった。また、一三〇人いた従業員は一月二日までに全員解雇され、採用試験を経てさがみ信金に採用されたのは三六名であった〔相豆新聞〕平成二二年一月一四日付・「第八回企業組織再編に伴う労働関係上の諸問題に関する研究会議事録」平成二三年二月二日)。

四季彩のまち商品券と 二〇〇〇(平成一二)年一月に「四季彩のまち商品券」が発売された。これは長引「湯河原ブランド」

く不況やこの年に開店したエスポット湯河原店の出店など、地元商店や飲食店の経営が厳しい状況に迫られていることから、町内の消費需要の喚起や消費拡大、小売店・飲食店の販売促進を図るため、湯河原町商店街連合会が湯河原町商工会の協力を得て発行した。五〇〇円券一枚綴り(五五〇〇円分)が五〇〇〇円で発売される一〇パーセントのプレミアム付きで、町内の約四二〇店舗で利用できた(『第五巻』一〇九)。

また、湯河原町商工会では二〇〇三年度から「地域ブランド」の創成による地域活性化、観光・商業の活性化を目指す「湯河原ブランド商品認定事業」に取り組んだ。ブランドとは企業ブランドにみられるように、商品・製品・サービスなどを他の競合商品等と差別化して消費者にアピールするため、ブランドネームやサイン、パッケージデザインなどで品質や信頼性を保証するものである。湯河原ブランド商品認定事業とは、このブランドを地域で創成し、地域のセールス力を高めるために活用しようとする事業である。

具体的には、湯河原らしい魅力ある品で、住民も奨める特産品を湯河原ブランドとして観光客にアピールし

て、地域産品の魅力向上、販売促進と新たな地域産品の開発を図ることを目指し、そうした商品を審査のうえ「湯河原ブランド」に認定し、認定商品に湯河原ブランドのシールを貼付していく事業である。

商工会の地域振興プロジェクト部会で二〇〇三（平成一五）年度から準備を始め、二〇〇六年八月から認定希望品の募集が行われた。認定商品には「湯河原らしさ」が求められる、そのテーマは①万葉時代からの名湯・湯河原温泉、②湯河原の自然や歴史、③湯河原の農産物や海産物、④湯河原ゆかりの文人墨客、⑤湯河原らしさが息づく大正ロマンの世界、の五つであった。湯河原ブランド商品として認定を受けるためには、これらのテーマの一つ以上を含んでいることに加え、商品

湯河原ブランド認定商品

湯河原らしさをそなえた商品として、商工会員より応募された商品を各専門家を交じえた認定委員会により審査を行い、7事業所13品目が湯河原ブランドとして認定された推奨品です。



湯河原ふらんど 商品名	内容量	販売価格	事業所名	所在地	お問い合わせ
1 きり餅	16個入り	683円	(合)川崎堂	宮上	0465-62-3325
2 人妻もなか	7個入り	840円	(株)野米堂 味美庵	宮上	0465-62-5577
3 みかん屋中	5個入り	945円	〃	宮上	0465-62-5577
4 きり餅	16個入り	630円	(合)えふや製菓所	宮上	0465-63-3301
5 温泉まんじゅう	12個入り	880円	〃	宮上	0465-63-3301
6 湯河原温泉 純温泉水	10リットル	1,500円	湯河原温泉地所(株)	宮上	0465-62-2243
7 キウイフルーツジャム	200グラム	600円	早瀬果樹園芸	鵜沼屋	0465-62-3278
8 ブルーベリージャム	200グラム	800円	〃	鵜沼屋	0465-62-3278
9 有機みかんジュース	1リットル	1,000円	〃	鵜沼屋	0465-62-3278
10 湯河原焼（コヒカフ＆ソチ）	1セット	3,675円	(有)花ごよみ	宮上	0465-62-1854
11 あまなつのマーマレード	160グラム	500円	手づくりジャム工房やまげん	門川	0465-62-4677
12 梅ジャム	160グラム	480円	〃	門川	0465-62-4677
13 ブルーベリージャム	160グラム	540円	〃	門川	0465-62-4677

湯河原ブランド認定商品（湯河原町商工会蔵）

の獨創性や美しさ、品質、安全性などが湯河原ブランド認定委員会により審査され、湯河原ブランド商品として認定された。二〇〇七年一月に商工会館で認定式が行われ、和菓子やフルーツジャム、陶器など七事業所の一三品目が湯河原ブランド商品に認定された（『第五巻』一一〇・「平成一七年度湯河原ブランド開発・認定事業報告書」・「相豆新聞」平成一九年一月二七日付）。

たんたんたぬぎの 湯河原町商工会は湯河原ブランド開発など湯河原町の新名物の発掘・創作の一環として担々やきそば 「たんたんたぬぎの担々やきそば」を開発した。発端は二〇〇七（平成一九）年一月にエバラ食品工業株式会社が、開発中のピリ辛焼きそばのテスト販売を町商工会に申し入れたことであつた。商工会が町の活性化の契機にすべく食味会を開催したところ好評を得た。そこで、タヌキが見つけた温泉という湯河原温泉の伝説をヒントに「たんたんたぬぎの担々やきそば」と銘打ち、「『食』のまちおこし事業」として、エバラ食品工業株式会社と連携して二〇〇八年二月から事業を展開した。事業展開に先立つ同年一月三十一日には湯河原町商工会館で町民や飲食店関係者を前に有名ホテルの料理長の調理による試食説明会を開催し、五一店舗の取扱店が得られた。以後、のぼり旗や店舗マップの作成、メディアへの情報提供、食歩きラリーの開催など担々やきそばの普及に精力的に取り組んだ。二〇〇九年には商工会内に「湯河原担々やきそば会」が結成され、二〇一〇年に「かながわフー



B-1 グランプリ in 厚木における「たんたんたぬぎの担々やきそば」の出演 2010年9月19日

ドバトル」や「Bー1グランプリin厚木」、二〇一一年に「全国やきそばサミットin黒石」や「Bー1グランプリin姫路」など町外の大規模イベントへも出展し、担々やきそばは身近で親しまれる「B級ご当地グルメ」として知名度を高め、担々やきそば目当ての観光客も現れるようになった。二〇一二年二月に旧湯河原中学校グラウンドで開催された「湯河原担々やきそば祭」では約一万人の来場者が訪れ、開始一時間で「売り切れ」の看板が目立ち始めるほどの大盛況をみせた（『第五卷』一一四・『担々焼きそば』の事業展開について）・「神奈川新聞」平成二三年二月二日付・「湯河原町商工会平成二二年度通常総代会」・「湯河原町商工会平成二三年度通常総代会」。

「たんたんたぬきの担々やきそば」は練りゴマや豆板醬とうはじやんなどを主原料としたピリ辛ソースの味付けと、玉子系または柑橘系のトッピングを統一条件とし、それ以外の焼き方などは各店舗の自由とする特徴をもち、現在も食べ続けられている。

スローフード 長引く経済の低迷と政府の財政悪化を背景に二〇〇二（平成一四）年一二月、規制緩和に大卒推進特区構想 による日本経済の活性化を目指す「構造改革特別区域法」が公布された。民間事業者や地方公共団体等の自発的な立案により、規制の特例措置を導入する特別区域を設けて経済社会の構造改革を進める法律で、その成功事例を全国に波及させることが目指された。国による税の減免や補助金などの財政措置を排除することが特徴で、提案は内閣官房に設置された「構造改革特区推進室」で関係省庁と調整のうえ認定される仕組みになっていた。

これを受けて、二〇〇五年二月に湯河原町では「構造改革特区のアイデア募集」の記事を「広報ゆがわら」及び町役場のホームページに掲載して、広くアイデアを募った。同年四月、これに応じて株式会社バンタンが

提出したのが「スローフード大学推進特区」であった。「スローフード」とは大量生産・画一的なファストフードに対抗して、郷土料理や地域の食材を重視し、環境や健康に配慮した食を推進するイタリア発祥の運動である。この提案はスローフードの考えにもとづいて二〇〇四年にイタリアで設立された食科学大学に続き、世界で二番目となる「スローフード大学」を湯河原町に設立しようとするものである。国内外からの学生の受け入れを通じてスローフードを発信するとともに、湯河原町のブランドと地域資源を世界中に広め、観光客の増加を図ることも期待された。また、農業に関するカリキュラムも組まれることから農業振興への貢献や、町への学生の転入などによる雇用・地域経済への貢献も見込まれた。

この提案における特定事業（規制改革の内容）には「学校設置会社による学校設置事業」が含まれており、株式会社バンタンは各種の専門学校を運営している会社であった（「企画提案（構造改革特区提案）」）。

この提案は一〇月の行政運営会議での審議後、「あたらしいまちづくり調査特別委員会」での株式会社バンタン社長らによる概要説明を経て推進が決議された。なお、この時、専門職大学院の制度にもとづき、大学ではなく大学院の設立から始めることなどが説明された（「あたらしいまちづくり調査特別委員会」二〇〇五年一二月六日）。



構造改革特別区域計画認定書授与式
(2006年12月4日 首相官邸)

スローフードの推進

「スローフード大学院大学」の設立推進を決めた湯河原町では、スローフードを推進する事業に取り組んだ。二〇〇六（平成一八）年三月には議会に「スローフード推進調査特別委員会」が設置され、四月には総務部に「スローフード推進課」が新設された。構造改革特区の認定申請を行うこと、「スローフード・スローライフの町 湯河原」の実現のため産（産業）・学（教育）・官（行政）の連携による地域活性化を進めること、「食育」を推進することなどの専門部署としての新設である。同課は一〇月に「食の特区推進課」と改称する（「広報ゆがわら」五三七号）。同じ一〇月には、町議会で湯河原町を「食」を考える先進地「食の学術研究の町 湯河原」として発信していくことなどを内容とした「食文化推進宣言に関する決議」が議決された。

スローフードの普及に向けたイベントも開催された。二〇〇六年六月九〜一日に湯河原観光会館で「湯河原ロハスフェア2006夏期」が開催された。「ロハス (LOHAS)」とは「Lifestyles of Health and Sustainability」の略で健康的で持続可能な生活様式のことである。ロハスフェアでは国内外のスローフード食材の紹介や、美容・健康など新しいライフスタイルを提案するブースが並び展示され、ワイン教室やピラティスとヨガの体験、「万葉と花」をテーマとしたロハスライブなどのイベントも実施された。一月一八日には湯河原観光会館で「湯河原四季の恵みセミナー」オー



湯河原ロハスフェア2006夏期

タムフルーツ」が開催された。ミカン生産者によるシンポジウム形式のセミナーと、湯河原ミカンと他地域ミカンの食べ比べやミカンとジャム、チーズとの食べ合わせなどのティスティングイベントが実施された（「相豆新聞」平成一八年一月一九日付）。

特区認定と計画の断念

スローフードの普及の一方で構造改革特区認定に向けた準備は進められた。当初、「スローフード大学院」と仮称されていた大学院名は、二〇〇六（平成一八）年三月に株式会社バンタンから「食文化創造大学院大学」に変える提案が出された。七月には株式会社バンタンで「食文化創造大学院大学の設立に係るアドバイザ会議」が開催され、以後、同会議で大学の設立目的・理念、カリキュラム原案などが検討された。八月には特区の名称が「ゆがわら食の専門人材育成特区」とすることなどが決まり、九月、町は構造改革特別区域計画認定申請書を内閣府に提出した。申請書によれば、株式会社バンタンの子会社である株式会社シンプルアイが「食」に関わる専門職大学院を設置することで、産学が連携し「食」に関わる農業・漁業・製造業・観光サービス業など産業の活性化、及び国が進める「食育」の進展が期待できるとされている。特定事業（規制改革の内容）は「学校設置会社による学校設置事業」などとされた。申請は一月に認定され、一二月の認定書授与式では米岡幸男町長が安倍晋三内閣総理大臣より認定書を授与された（『第五巻』一一一・一一二・「特区に関する打ち合わせ 平成一八年度」・「特区計画の推進の経過」）。

しかし、翌二〇〇七年一月、株式会社シンプルアイが大学院大学の設立計画について文部科学省大学振興課大学設置室に事前相談をしたところ、カリキュラムや施設内容の不備などを指摘され、開学時期の延期を迫られた。さらに同月には株式会社立のL E C東京リーガルマインド大学が文部科学省から経営内容改善の勧告を受け、文部科学大臣が「構造改革特区として、株式会社が大学を設置する場合は、今後はやや抑制的に行うべ

き」との見解を示し、二月の事前相談では学校法人立の大学院設置の検討を勧められた。株式会社立の大学設置の見通しが立たなくなった株式会社シンプルアイは、五月、「食の大学院大学（三月に名称を変更）」の設立断念を決断し、その旨を町に通知した。九月、町は特区認定の取り消しを国に申し出て一月に認定が取り消された。これにより「ゆがわら食の専門人材育成特区」は実現を見ずに終わった（『第五卷』一一三・「構造改革特別区域計画（ゆがわら食の専門人材育成特区取消）」）。

第二部

湯河原町の人づくりと暮らし

第一章 教育・社会・文化活動の展開と課題

第一節 学校教育の推移

1 戦後の義務教育の動向

GHQの五大改革指令

一九四五（昭和二〇）年八月一四日、いわゆる「御聖断」によって昭和天皇がポツダム宣言の受諾を決定すると、日本政府はその旨を連合国側に通告し、翌日に天皇は正午の玉音放送を通じて戦争終結を全国民に告げた。八月三〇日、連合国軍最高司令官としてD・マッカーサー元帥が来日し、九月二日、東京湾内の戦艦ミズーリ号上甲板で降伏文書の調印（首席全権は湯河原町に記念館がある重光葵、本章第五節）が行われ、アジア太平洋戦争は終結した。これにより、日本はポツダム宣言に基づいて連合国軍の占領統制下に置かれることになった。具体的には東京に置かれた連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）が天皇・日本政府に勧告・指令する間接統治方式が採用された。

戦後初の内閣として、八月一七日に皇族出身の東久邇宮稔彦内閣が成立した。この内閣は旧日本軍の武装解除、連合国軍の進駐受入は推進したものの、「国体護持」「一億総懺悔」を唱えて旧体制の維持につとめ、占領政策と対立した。このため、一〇月四日にGHQが天皇制批判の自由、治安維持法・治安警察法の廃止、政治犯の即時釈放、特別高等警察（特高）廃止などの人権指令を発令すると、実施不可能として総辞職した。

ついで「協調外交」で有名な幣原喜重郎が組閣したが、GHQは憲法の改正、婦人参政権の付与、労働組合結成の奨励、学校教育の民主化、秘密警察の廃止、経済機構の民主化からなる五大改革指令を口頭で発令した。

教育の民主化と後退

一九四五（昭和二〇）年一〇月、GHQは教育改革に関する最初の指令を発令した。その内容は、第一に軍国主義と極端な国家主義イデオロギーの普及禁止、民主主義・平和・基本的人權の思想に合致する教育の普及、第二に教職からの軍国主義者と極端な国家主義者の追放（全国で約一十万人）、教職を追われた自由主義者・反軍国主義者の復帰、学生・教師らの教育内容批判の自由及び政治的自由などの討議の自由、第三に現行の教科・教科書からの軍国主義と極端な国家主義の削除、平和な新教科・教科書の速やかな準備・交代、正常な教育体制の再建、初等教育と教員養成の優先からなっていた。

湯河原町国民学校・吉浜町国民学校・福浦村国民学校の各『学校沿革誌』によると、この指令を契機に、進駐軍MPの来校・検閲による軍国主義者・超国家主義者の教職追放、教科書の中でポツダム宣言に反する部分を使用しないようにした「墨塗り教科書」の登場や、修身・日本歴史・地理の全回収・整理などが行われた。

一九四六年三月、GHQの要請により第一次アメリカ教育使節団（G・D・ストットダート団長）が来日し、PTA（父母と先生の会）の普及・推奨について指示したほか、個人の価値と尊厳を重視する教育目的を強調し、小学校六年・中学校三年・高等学校三年・大学四年の単線型学校体系、教育の機会均等、男女共学、新教科「社会科」（“Social Studies”の訳語で民主主義社会の担い手として必要な社会生活の総合的理解と問題解決能力の育成を目的とする教科）・自由研究の実施、教科書国定制度の廃止、教育の地方分権化などを提案した。この勧告を受け、同年八月に教育改革を調査審議するための機関として教育刷新委員会（委員長・安倍能成）が設置され、翌年には教育基本法・学校教育法が制定された。前者は戦前の皇民化・軍国主義教育の象徴的な存在でもあった教育勅語（一八九〇（明治二三）年に発布、一九四八年六月一九日に衆議院・参議院の本会議で排除や失効確認を決議）にかわり、一九四六年に公布された日本国憲法の精神に立脚して、「個人の尊

厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」を目指す教育の理念を明示し、他の教育法令の根拠法となった。

これにより、教育の制度や内容も一新され、一九四八年には教育委員会法が公布された。戦前の教育は一般の行政の一部と位置付けられていたが、都道府県と市町村にそれぞれ教育委員会が設置され、教育行政が一般の行政とは切り離され独立するに至った。また、教育委員は住民から公選される仕組みになっていた。

ところが、一九五一年九月に日本と連合国との間にサンフランシスコ平和条約が調印されて日本が主権を回復すると、一九五六年の地方教育行政法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の成立により、教育委員は公選ではなくなり、地方公共団体の長が議会の同意を経て任命する方式に変更された。そしてさらに、教育委員が独自に教育予算案を作成する権限も失われていった。

一九五〇（昭和二五）年に制定された地方公務員法第四十条は「勤務成績の評定」となっており、

1 任命権者は、職員の職務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に関し必要な事項について任命権者に勧告することができる。

と規定している。しかし、学校現場の教職員に関しては勤務内容が極めて特殊であるということもあり、その性質が勤務評定（以下「勤評」という）になじまないうえ、評定の客観的な基準の作成が困難でもあり、科学的な研究や準備が整備されていないことなどを理由として、勤評は実施されていなかった。

一九五七―一九五八年にかけて、教育委員会制度が公選制から任命制に変更されたのを契機に愛媛県・和歌山県などでは教員に対する勤評が波状的に強行された。これに対して、日本教職員組合（一九四七年に結成。以下「日教組」という）は当局側の実行使が教職員の団結を切り崩し、教育内容への権力統制を強化するものとして、一九五八年九月一日を期して、全国一斉正午授業打ち切り、午後休暇、市町村単位の全組合員参加による集会、教育委員会交渉に臨むなどの戦術を組み、これに同調して日本労働組合総評議会（略称は総評）傘下の産業別単一労働組合も一斉に休暇時間内三〇分の職場大会を実施して全国的な規模の反対闘争に発展した。

神奈川県西での勤評闘争 九月一日の全国統一行動日には、小田原地区労働組合協議会（地区労）傘下の主要組合は正午もしくは定時後三〇分間の職場大会を開き、小田原市教職員組合と神奈川県教職員組合（以下「神教組」という）小田原支部は午後三時から本町小学校講堂において、横浜国立大学教授長洲一二（後に神奈川県知事に就任、一九七五―一九九五年まで五期二〇年間執政）を迎えて「小田原地区教育突破大会」を開催した（『小田原市史 通史編 近現代』）。

勤評闘争は、本来的には国家・地方両公務員法、人事院規則に基づく公務員の職務における貢献度や能力を評定する制度であるはずであるが、一九五八年以降、保守勢力と革新勢力との大きな政治問題となっていた。時の岸信介内閣は、これを教職員組合の母体である日教組の弱体化、分断の絶好のチャンスととらえ、一方教育界は日教組を中心として差別政策だとして反対闘争を組織化したため、長期にわたって保革の争点となった。

一九五五年以降、公務員法、公共企業体等労働関係法（公労法）の団結権・団体交渉権・争議権に関する諸

図1 勤務評価に関する記録Ⅱ

<h3 style="margin: 0;">勤務評価に関する記録 Ⅱ</h3> <p style="margin: 0;">(教育活動について)</p>	
所 属	学校
氏 名	期日 昭和 年 月 日
1 研 修	
区 分	本 人 の 意 見
学校の共同研究課題と本人の領域	
本人が個人として持つ研究課題	
現在までの研修の機会と本人の希望	
※ 研修に対する特記すべき校長の意見	
2 教育活動に関する指導助言	
着 眼 点	本 人 の 意 見
① 児童生徒の学習活動の向上について 児童、生徒がいきいきと学習しその学力が向上するためにどのような経験をし苦心努力が進められているか。又それについて直面している特に難しい問題は何か。	
② 環境条件について ①のためにどのような環境条件上の問題に直面しているか。又これを除くためにどのようにしたらよいか。	
③ 学校全体の協力について ①②にあげられた問題を解決するために、学校全体の協力を求めたいことは何か。	
※ 着眼点について特記すべき校長の指導助言	
(注) ①②③に該当する番号を付して記入すること。	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 校長氏名 ㊟ </div>	

規定とその運用が労使関係上のみならず、政治上においても大問題となった。地方によっては「神奈川方式」

のような妥協策も採られたが、全国的には組合側の一斉休暇闘争が法廷に持ち込まれ勤評裁判に発展した。

勤評「神奈川方式」

一九五七（昭和三二）年に都道府県教育委員長協議会が開かれ、勤評に関する試案が発表された。翌年、文部省（現在は文部科学省）は勤評問題が職員団体（日教組）との交渉事

項ではない旨の通達を発令した。翌々年、神奈川県教育委員会（以下「県教委」という）は神教組との団体交渉の結果、独自の勤評方式、「神奈川方式」を決定した。その主たる内容は、「勤務成績の評定は極めて困難である。（中略）勤評は、教師自身の厳粛なる自己反省の記録である。（中略）今後は神奈川県教育委員会、神奈川県教職員組合両者による教育効果向上対策協議会を設けて定期的に会合するものとする」であった。これに対して、時の橋本龍伍文部大臣は、一九五九年の閣議で「神奈川方式」は勤評とは認めないとの見解を発表したが、県教委は学校長並びに地方教育委員会の了解が得られず、勤評に関する一切の件を取り消すとして総辞職した。そして最終的には、一九六〇年九月一〇日、次のような「神奈川方式」による勤評新方式が成立した（「県のため」一八号）。その内容は、合法的で、実際に役立ち、簡素・容易で、教員サイドの自主的な意見を反映するものであること、つまり教育効果の向上が現実期待できるものであることを旨とした。その結果として、「勤務評価に関する記録Ⅰ・Ⅱ」が作成された。

勤評記録は、Ⅰ表（一般的な勤務状況、教職員の年齢構成、経歴、職務・役割分担など）・Ⅱ表（教育活動）の二部構成からなる。Ⅰ表については、教職員各自が記入し、これらについて学校長として特記すべきことがあれば記入するとしている。Ⅱ表は本人の教育活動そのものを記入するもので、その内訳は「研修」と生徒との関係としての「教育活動に関する指導助言」とに分けられ、自分自身の自由な考え・意見や学校長との面接を介して取り交わされた意見などを記入し、それに学校長が指導助言したことを記入することになっている。

記入が終了した勤評記録は、Ⅰ表はマル秘扱いとし、Ⅱ表については、希望者には手続きを経た上で開示するとしている。この神奈川方式の特長は、第一に県教委が長時間かけて組合などと話し合いを行い、両者とも完全に意見の一致をみて教育現場を平静に保ち得たこと、第二に三年前に提出された全国試案（三五項目、七八の着眼点）とは大きく異なり、解りやすく簡素で実際に活用できるものであること、第三に教育活動は教員自身が意見を記載し、それに校長が指導助言するという形式を採用しているということである。

2 戦後の湯河原町内の小学校の歩み

湯河原町内には三校（湯河原・吉浜・東台福浦）の町立小学校が存立する。それぞれが一八七二（明治五）年の学制頒布を契機に創立され、地域住民の厚い後方支援を受けながら、一五〇年近い歴史を構築してきた。以下、各校の「学校沿革誌」・『周年記念誌』、湯河原町教育研究会編「郷土湯河原」などを典拠にまとめた沿革を比較対照しながら、それぞれの特色ある校風を概観してみよう。

湯河原小学校の沿革

一八八九（明治二二）年の市制・町村制施行から三年後の一八九二年、城堀学校と宮上学校を合併させ、土肥村宮下二六三番地に校舎を建設し、翌年尋常土肥小学校として改称した。その後、一九〇九年に校舎を増築して高等科を併置し、尋常高等土肥小学校と改称した。

一九二〇（大正九）年七月、宮下三六一番地と宮上一一番地の現在の位置に校舎を新設し翌年に移転したが、校名は従前通りとした。その後、一九二三年の法令改正により、土肥尋常高等小学校と改称した。しかし、同年九月一日の関東大震災では中央校舎が多少歪み、中央部が前方に傾き、壁は至る所剥落したほか、運動場には亀裂が走り、周囲の石垣は全て崩壊するといった惨状に見舞われた。

一九二六年の町名変更にともない湯河原町立尋常高等小学校と改称し、湯河原町立青年訓練所も本校内に併設された。校舎の裏は小高い山々が迫り、前方は一面水田が広がっていた。一九四〇（昭和一五）年三月三日付で同校の校長を拜命した遠藤安太郎は、神奈川県指定による「温泉地帯ノ学校経営」という研究会を立ち上げ、教職員一丸となって温泉郷という特殊環境を最大限に活用した郷土教育の遂行を学校経営の主眼に置いた。その後、同年七月三十一日付けの内務省告示第四百四十九号にて湯河原町は七月一日より「風致地区」に指定されることになった。こうした順風の状況下で一〇月一六日に行われた研究発表会には、視学官、学務課長、町長、町会議員、県内小学校・青年学校長、父兄など多数が参加し好評を博した。その後、一九四一年には国民学校令が施行され、湯河原町国民学校と改称した。一九四四年七月、サイパン島が陥落して米軍戦闘爆撃機による本土空襲が激化すると、学童疎開が始まった。神奈川県は学童疎開を県内のみで処理する方針を採用したため、湯河原町には翌八月に横浜市稲荷台国民学校、続いて岡野校・青木校・西前校・一本松校・宮が谷校の疎開児童が来着して歓迎会を開き、八月末には六校の疎開児童と本校児童との交歓会も開かれた（『第五卷』二〇九・二一〇・二一一）。一九四五年八月一日、天皇の玉音放送によりアジア太平洋戦争は終結した。同年一〇月一八日、疎開児童は送別会を最後に横浜市へと帰還した。

敗戦後の一九四七年四月一日、学校教育法の施行にともない、湯河原町立湯河原小学校（以下「湯小」という）と改称して新たなスタートを切った。この年から一九五〇年までは、専ら新教科「社会科」の研究を中心に展開した。学習方法の新しい試みとして幻燈機が導入され、教育方法の改革として学習研究会では討議（ディスカッション・メソッド）が採用された。物珍しさも手伝い、当時は新鮮な感覚をもって歓迎された。

一方、敗戦後の劣悪な栄養状態下、LARA（アジア救援公認団体）からの寄贈物資の供給を受け、学校給



湯河原中学校プール開き（1956年8月27日）

食の普及奨励が各地方長官に発せられ、全国各地で学校給食が再開された。湯小では一九四九年四月から低・高学年隔日の副食給食を開始した。当時の記録によると、給食費は月額三〇円を徴収したという。その後、一九五四年に学校給食法が成立すると工作室を給食室に大改造して、翌年に文部省学校給食のC型実施校の指定を受け、週三日の完全給食C型を実施した。さらに一九五七年には給食施設の大改装も完了して、週五日のA型完全給食に移行した。この頃の燃料には薪が使用され、野菜等の食材は児童の家庭からの持ち寄りで作った

副食の温食給食で、給食の調理はPTAによる交替の炊事手伝いで賄われた。その結果、一九五九～一九六〇年には県教委から学校給食の研究指定校に指定され、着実に地域に密着した実践を積み重ねた（湯河原町教育研究会編「郷土湯河原」第三六集）。

この間の出来事では、一九五五年四月一日に町村合併が施行されたが、従来の校名を踏襲して湯河原町立湯河原小学校として歩み始めた。同年には、神奈川県で第一〇回国民体育大会が開催され、その開会式に湯小の鼓笛隊が参加し、六年生は小田原会場のマステージに参加した。また翌年には湯河原中学校プールが竣工し、祝賀のプール開きには橋爪四郎（ヘルシンキオリンピック競泳男子一五〇メートル自由形銀メダリスト）を招き、本校の教職員・児童も参加して楽しい一時を過ごした。

一九六一年の町村合併問題の余波は湯河原町・熱海市間の教育委

託問題に波及した。その論点の所在は、熱海市泉地区の児童・生徒約二〇〇人の教育委託を従来通り湯河原町が継続するか否かであった。暫時激論の末、湯河原町は従来の教育委託を停止することを決断し、ここに一九〇九年以来約半世紀にわたって継続してきた教育委託に終止符が打たれた。この経緯については、本章第二節を参照されたい。この問題で泉地区の児童九二人と惜別するに至ったことは感慨無量であった。

一九五七年には、湯小に特殊学級（後に特別支援学級と名称変更）が新設され、特殊教育研究部も併設されて活動を開始した。担任教師は一人（一九七六年から二人・二学級に）、対象生徒は三学年～五学年、一〇人編成で、授業も始まった。一九六二年には、初めての特殊学級の合宿訓練を箱根みたけ旅館で実施し、成功裏に無事終了し、好評を博した。また、同年には大湯河原町の町章制定にかんがみ、町章と校章とをかたどった新校章（最初の校章は源氏の家紋の笹リンドウ）を制定しPTA（「リンドウ」の会）総会で披露した。さらに同年は開校九〇周年に相当することから、学校行事とリンクさせて秋口に集中させ、記念式典、記念運動会、記念展覧会、記念誌の発行などを学校・保護者・先生の会と共同主催で行った。一九六四年には町内の小学校に先駆けて湯小プールが竣工した。児童の体力向上が一層期待されるとともに、県教委からの健康優良校表彰に花を添えた。この年は東京オリンピック開催年に相当し、湯小の鼓笛バンド部員が聖火を出迎えた。しかし、翌年に入ると、従来の学校生活とは打って変わって、毎月のように各教科の授業研究や学習発表会が開催され、緊張感に満ちた一年であったと思われる。

一九六八年には、旧講堂の取り壊し作業が始まるとともに、その代替施設としての体育館が落成した。続いて一九七一～一九七五年には、従来の木造二階建て校舎から鉄筋四階建て校舎（総工費約七億二〇〇〇万円余り）への大規模改築工事に突入した。完成した新校舎の屋上からは光る海、彩り豊かな湯河原町の街並み、黄

金色に輝くミカン山、鉄橋上を疾走する東海道新幹線ひかり号のほか、遙か彼方に岩戸山、箱根連山が展望でき、正に観光地湯河原に相応しい絶景を堪能することができた。この期間中の大きな出来事としては、一九七五年三月一四日に発生した城堀地区腸チフスの集団感染が挙げられる。湯小児童一名が罹患し、登校停止、給食・PTA総会・朝会などの中止措置が講じられた。卒業式や入学式などに多少の影響はあったものの、二か月程度で収束したのは不幸中の幸いであったといえよう（「相互新聞」昭和五〇年三月一六日・一八日付）。この感染症が長期化すれば、翌年湯小では百周年記念事業が控えており、その準備や実施にも支障をきたしたかも知れない。

百周年記念事業計画は新校舎建設の槌音つちねを聞きながら、また一方で腸チフス禍を懸念しながら二年前から進められた。一九七六年五月二七日の式典を目指して、新旧PTA役員・学区内町議・区長・同窓会役員・教職員の協力のもと、開校百年祭記念事業委員会が結成された。委員会組織は総務・財務（募金活動）・記念誌（オール湯小の人文字による航空写真も含む）・回顧展（湯小の歴史展二示）・成績展（生徒作品展）・式典・祝賀・施設整備・造園（当時の校章の梅花を御影石でかたどった記念庭園「心の庭」及び校名を印した石門柱）・同窓会名簿などから構成され、各委員会が記念事業を分担し、精力的に活動した。中でもとりわけ児童に好評を博したものは、最新の音楽環境設備といわれるML教室（ミュージックラボラトリーシステム）が音楽室に設備されたことであった。この機器は鍵盤楽器の個別指導機能・合奏機能・教材送り出し機能、その他が兼備されていることから、従来の一斉授業では最も困難とされた鍵盤楽器の指導が可能となった。二〇世紀末―二一世紀初頭の湯小の歩みに関しては、残存資料が少ないので割愛する。

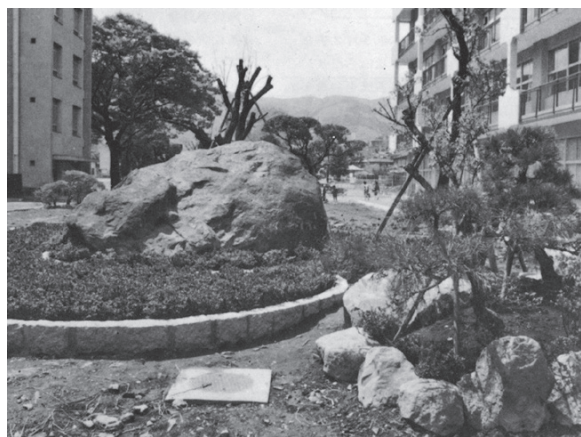
二〇〇八（平成二〇）年、湯小は学校教育目標を実現するために、「共に生き、共に学び、共に育つ教育」

を標榜ひょうぼうした。その目指す児童像を「心はほかほか（思いやりの心を持ち助け合いができる子）」「勉強はしつかり（自学・共学・基礎基本を身に付けた子）」「体ははつらつ（健康づくりや安全な生活づくりに取り組む子）」と位置づけ、これらを三位一体化した児童を保護育成することとした。そして、この方針を補完するために、学校の教育活動や環境整備に保護者や地域の方々の力添えを得、開かれた学校づくりを推進していききたいとして、学校支援ボランティアを募集することを表明した。主な活動は、安全に関すること、学習支援に関すること、各種行事に関する事、教育環境整備に関する事の四件を提示した。

まず安全に関する取組みでは、学校安全委員会を発足させ、校舎内外の安全点検、学区内（通学路）の安全点検、安全教育（防犯・避難訓練）の検討のほか、児童引渡し訓練などを実施した。次に行事や校外学習では、千歳川での稚アユ放流体験、千歳川の生物調査、湯河原町の自然環境調査、お茶摘み体験、南足柄ふれあい村での宿泊体験、日光修学旅行、その他では親子ふれあい清掃・親子の工作教室などが挙げられる。

吉浜小学校の沿革

一八七三（明治六）年五月、吉浜村・福浦村合同で、吉浜村内の寺院英潮院（曹洞宗）の本堂を教室に借用し、成教舎と称して創立された。その後、吉浜村妻込の地に校舎を新築



「心の庭」造園記念（湯河原小学校開校百年記念誌）

し、吉浜小学校と改称した。一八九七年、校舎を村内八雲の里に新築し、高等科を併置して尋常高等吉浜小学校と改称した。そのため、土肥村から高等科に入学する者もいた。

一九二三（大正一二）年一月、出雲台に新築し移転したが、同年九月一日の関東大震災により校舎は全壊した。翌年九月、一二教室から成る校舎が新築され、校舎の前方には相模灘が広がっていた。一九四一（昭和十六）年には吉浜町国民学校と改称した。

敗戦後の一九四七年に吉浜町立吉浜小学校と改称し、町村合併にともない湯河原町立吉浜小学校（以下「吉小」という）と改称した。吉小は一九四八年九月に学校給食を開始し、一九五〇年からPTAが炊事施設を町から借用して臨海学校の他校児童の炊事一切を賄い、そこからの収益を給食室の増築・改修・整備及び食器の購入・パン代の補助に充当させた。その結果、一九五二年には学校給食状況優良校と認められて県教委から表彰された。

一九五三年には創立八〇周年祝賀記念式典を挙行、校歌を制定し、一九五五年には児童数増加により二学級増の一六学級となった。さらに同年の健康優良学校審査において、保健に対する努力が顕著であるとして、県教委並びに朝日新聞社からも表彰された。一九五六年にはPTAの協力により週二回（月八回）の完全給食D型に着手した。しかし、一九五七年の給食室の小火を機会に給食室を改修・改築するとともに、PTAによる炊事手伝いを中止して専門調理師三人を雇用し、週三回のC型完全給食に転換した。やがて、一九六一年には児童数増加の一七学級となり、四月より週五日のA型完全給食を実現した。

一九六三年一二月、創立九〇周年並びに講堂落成祝賀記念式典が挙行され、一九六八年には特殊学級（後に特別支援学級と名称変更）が設置された。同年、三か年連続して研究した算数科の研究発表会を開催した。町



鯉のぼり（よしはま開校百年記念誌）

は一九六九～一九七一年の三か年にわたって北校舎・中校舎・南校舎の改築を次々と実施したが、地域の土地区画整理事業や住宅建設が急ピッチで進行する中で児童数も急増し、学校の施設・設備は瞬く間に飽和状態になっていった。また、学校の通学区は旧吉浜区（吉浜・川堀・中央・鍛冶屋）からなり、遠方から通学する児童が多かった。

一九七二年からは新一年生全員が共同作業で巨大な鯉のぼりの腹部に児童一人ひとりが自分の名前を書き、これを最上級生である六年生に揚げてもらうことを恒例とした。この鯉のぼりは五月になると六年間大空に揚げられ、彼等の卒業の際にアルバムなどとともに、学校に末永く保管されることになった。彼らが成人したとき、少年時代を偲ぶよすがとなることであろう。一九七三年には一〇〇周年記念式典を挙行するとともに記念誌を発行した。記念事業として玄関前の庭園を整備し、運動場にはスプリンクラーを設置した。一九八三年には創立一一〇周年記念として、航空写真を撮影した下敷きを全児童に配付した。一九八四年二月には待望のプールが完成し、これまで吉浜海岸で行われていた水泳教室は初めてのプールでの水泳教室となった。一九八六年にはふれあい教育地区推進連絡協議会が設置され、翌年には学区が再編成され、川堀・吉浜区の一部は東台福浦小学校区に編入された。

一九八九（平成元）年、吉小は県教委教育課程推進校として、研

究発表会を実施した。同年、文部省（当時）は新学習指導要領を告示し、各小学校では一九九二年から完全実施される運びとなった。この課程で、情報化社会に生きる子どもたちが、コンピュータに慣れ親しむとともに、コンピュータを正しく理解し、適切に操作できる能力を養うために、小・中学校教育にコンピュータを導入することになった。湯河原町では、このような教育界の動向に対処するため、町内小・中学校すべてにパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という）教室を設置することになった。中でもとりわけ吉小は、他校に先駆けて夏季休業を利用してコンピュータ教室を開設させた。コンピュータ教室は、先生用パソコン一台と生徒用パソコン四五台とを制御装置を介して一体化し、ネットワーク（連結網）化を図るもので、この利用・活用によって新しい学習の展開と効果が大きい期待されたが、教育現場では多少の戸惑いが見られたのも事実である。

一九九〇年代には、児童指導推進研究校（一九九〇年）、「個が生き共に学び合う算数科学習指導法の工夫」の研究指導会（一九九七年）に積極的に名乗り出て、児童の生活指導の是正と理数教科の学力向上に努めたほか、県一健康推進校（大規模の部、一九九八年）として表彰された。そして、一九九八年の創立一二五周年記念行事で二〇世紀末を締め括った。

二一世紀を迎え、二〇〇三年には地域に開かれた学校づくりの一環として学校評議員制度が発足し、第一回会合が開かれた。翌年には創立一三〇周年記念式典並びに関連事業を行うとともに、従来の三学期制から二期制の移行に踏み切った。二〇〇八年からは学校支援ボランティア活動を教育現場に取り入れ、地域と一体となり子どもたちの豊かな成長を育んでいくことを目指すことにした。活動例としては、学習支援・環境整備・安全確保の三ボランティアが活動を開始した。これと並行して、吉小児童会目標に「あいさつは学校のマナー」

を掲げ、あいさつ運動で生き生きした学校づくりを推進して行くことにした。また二〇一五年には、将来的な大地震に備えて体育館耐震補強工事が、その三年後には体育館内壁改修工事も完了し、学校内における児童の安全・安心の更なる拡充が図られた。授業内容の面では、二〇一七年に時代を反映してパソコン教室にタブレット端末（板状・薄型のコンピュータ）を導入し、新しい教育方法の確立を模索中である。

東台福浦小学校の沿革

学制頒布にともない、福浦村は吉浜村と合同で吉浜村の英潮院に学校を設置し成教舎と命名した。その後、吉浜学校から分離独立させ、一八八一（明治一四）年には福浦

村の醍醐院の庫裏くらを校舎に福浦学校として開校した。さらに、一八八六年の小学校令改正により尋常科（四年）と別科（三年）の二科を置いた。一八九四年、村内字曾根川あやに校舎を新築・移転しようやく教育環境が整った。

一九二三（大正一二）年四月に福浦尋常小学校と改称したが、同年九月一日の関東大震災で校舎が倒壊・出火した。同年一〇月一日より古巣の醍醐院（尋常二・三・四年）や仮校舎（尋常一・五・六年）で授業を進める一方、西側校舎の改築が行われ、一九二五年には木造二階建て新校舎一棟（教室四）の完成をみた。

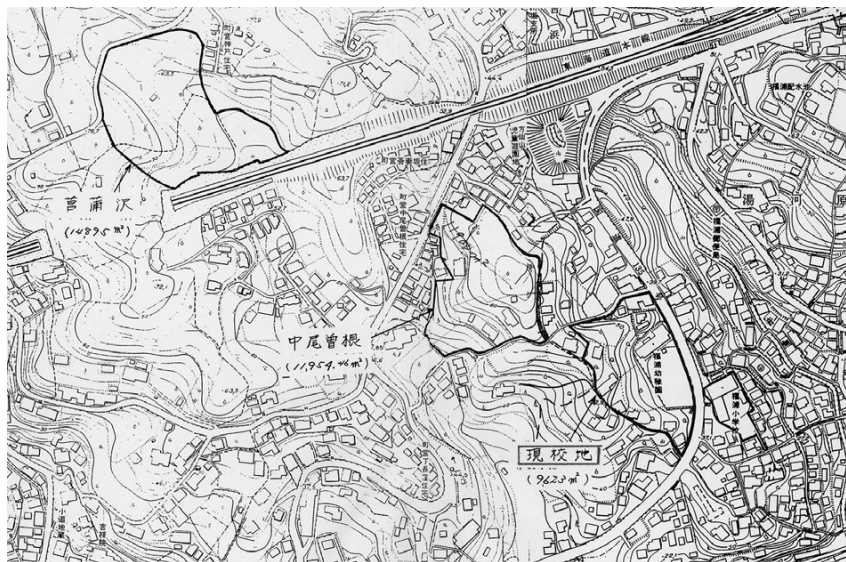
一九三〇（昭和五）年一月、今度は伊豆地方震災により、再び校舎・石垣に被害が及んだ。その後さらに追いつ打ちをかけるかのように、翌々年の台風に見舞われ、一九三三年に木造二階建て新校舎（北側校舎・教室四）と附属建物（宿直室・用務員室・便所）の施設の増築が完成した。一九四〇～一九四二年にかけて、将来的な児童急増に対処するため、字方仙山と字曾根川に校地拡張のための用地を確保し、その埋立工事と木造平屋建て新校舎一棟（理科室一・教室三）の増築が行われた。しかし、校地も狭い上、国道一三五号によって分断され、運動場には国道の地下通路を利用して行かなければならず、既述の二校と比較して、その教育条件はけっして良くはなかった。一九四一年には国民学校令の施行により、福浦村国民学校（高等科一・二学年新設）

と改称した。このように大正・昭和期に数度にわたり補強・補修工事は行われたものの、建物耐久度も最低の基準を満たすか否かの状態の中で敗戦を迎えた。

一九四七年四月一日、学校教育法の施行により、福浦村立福浦小学校と改称し、翌年七月から湯河原地区内では最も早く給食が開始された。その後、町村合併により湯河原町立福浦小学校（以下「福小」という）と改称した。ところが、一九六七年、町当局は吉小の校舎改築が計画される過程で、今まで校地の狭隘化きょうあいや老朽化が指摘されていた福小と吉小を統合する方針を打ち出した。これに対して福浦地区では、一九六九年に区会・「福浦小学校を守る会」・父母会が大同団結して、福小は「福浦の財産」「住民の心」であるとして地域ぐるみの教育運動が高揚した。この地域運動の経緯は福浦小学校統廃合問題調査団がまとめた『むらびとのこころー福浦小学校を守る住民運動の軌跡』に詳しく記述されているので参考にとされたい。その結果として吉小の校舎は新築されたが、町当局が構想する吉小・福小両校の合併・統合は実現しなかった。その後、吉小の学童数の急増で児童収容状況は数年にして飽和状態に陥ることが想定されることから、吉小・福小の統合問題が再燃化した。相変わらず廃校の危機が続く中、福小では開校九〇周年記念式典（一九七一年）、翌年には校訓の「学びて正、鍛えて強、研きて美」制定、そして開校一〇〇周年記念式典（一九八一年）が行われた。

この間、湯河原町教育委員会（以下「町教委」という）は一九七六年末に町内小学校の統廃合計画を推進するため、町内の全小学校施設の状態調査と、それに基づく施設配置・整備の計画案の作成を教員の研修団体である町教育研究会（管理職・教諭など一九名で構成）に委託した。同研究会は早速、特別研究委員会・研究小委員会を設けて検討に入り、翌年に「湯河原町小学校施設の適正配置計画及び施設の整備計画」をまとめて町教委に答申した。この答申内容は町内全小学校の適正配置と整備計画を進めるにあたり、国策として定められ

図2 東部小学校候補地



〔資料〕『むらびとのこころ—福浦小学校を守る住民運動の軌跡』

た「学校の適正基準」、つまり学級数が一二〜一八学級、通学距離（小学校）が四キロメートル以内を「適正規模」とし、大規模校の湯小、中規模校の吉小、小規模校の福小の再編成と適正配置を行うという提案であった。具体的にいえば、湯小の一部を吉小に、吉小の一部を福小に吸収させることで三校間のバランスを図ることを意図し、福小の新校舎建設（校舎移転）はその計画の一環であった。

この答申を受け止め、一九七七年、町教委は「町立小学校施設の配置と設備について」という意見書を町長に提出した。その内容は、①現行の小学校施設をより適正に配置するためには三校がどうしても必要である、②町村合併（一九五五年）前の旧町村区域に準拠している現在の小学校通学区域は再編成すべきである、③狭隘化・老朽化して緊急に改築の必要がある福小を発展的に解消すべきである、④改築位置については通学区

域の再編成と関連付けて適地を選定すべきである、としていた。

一九七八年、この意見書を実現するため、町議会内に「教育施設対策特別委員会」を設置して新校地候補地（当初七か所）の選定作業に入り、それから三年を費やして候補地の絞り込みを続け、一九八二年末に町当局と地区住民代表との話し合いを経て、候補地として中尾曾根地区（字方仙山）に絞り込む方向でほぼ合意形成に達し、翌年の六月三〇日の町議会でその方針が確認された。特別委員会には地元議員二人が参加し、審議内容はその都度福浦住民に伝えられた。また、最終局面を迎えるに当たり、福小廃校反対三団体は更なる結束を強化するため、「福浦小学校改築促進の会」を結成してこれに対処した。湯河原町の三小学校統廃合計画は、当初は国策により一・二・一八学級の「適正規模」を目指し、町内三小学校の規模平均化を図るために福小を統合しようとするものであったが、既述したように福浦地区住民の猛反対を受け挫折した。

その後、一九八七年四月一日に学区再編成により福小は東台福浦小学校（以下「東台福小」という）として再生・開校した。湯河原町では、四月に開校を待つ暇いばかりの東台福浦小学校の姿を是非とも保護者に観てもらおうと、三月に新施設を一般公開した。そこには、音響と映像に重点を置き、特に一〇〇インチのビデオプロジェクターを備えた視聴覚室、児童一人ひとりがオルガンとヘッドホンを使用し、先生が児童の学習進度に応じて個別指導が行えるミュージックラボラトリーを兼ね備えた音楽室、学習机のほかにカーペット、ソファなどが配置され、ひざを交えて学習ができる雰囲気として整備された図書館、二台のテレビカメラにより合成された映像が放送室から各教室へ放映することができ、各教室から全校へもテレビ放送ができる新しいシステムが整備された放送室、バレーコート、バスケット、バドミントン、鉄棒、クライミンググローブなどが備えてある体育館など、再生したばかりの学校が子どもたちがやって来るのを「今か今か」とばかりに大手を

広げて待ち構えていた。翌年二月には校章も出来上がり、三月には待望のプールも完成した。

その後、一九八九（平成元）年には「保護者と先生の会」が発足し、翌年には校歌制定記念式典が行われ、翌々年には校歌碑も設置された。一九九六年には開校一〇年記念式典、記念コンサートが行われ、一九九九年には町立福浦幼稚園が老朽化したため本校地の一角に移転して来るなど目まぐるしい展開が見られた。

新世紀を迎え、二〇〇一年には地域に開かれた学校づくりの一環として学校評議員会制度が、翌々年には地域協同委員会が発足した。これを機に、二〇〇八年、東台福小は教育重点目標の中に「地域に必要とされる学校をめざして」を掲げ、地域の住民をゲストティーチャーとして、多面的な学習活動に参加してもらうことにした。その内容は、英会話・音楽活動・栽培活動・生物飼育・裁縫・読み聞かせ・漁船体験・お茶摘み体験・水泳など多岐にわたる。また、二〇〇九年には「あ、い、う、え、お」の学校を学校目標とした。その意味するところは、あいさつがしっかりとできる、いじめのない、うつくしい、えがおがあふれる、おもしろい学校を示している。



東台福浦小学校校舎完成（「広報ゆがわら」300号）

東台福小のもう一つの特徴は、既述のように校舎内に福浦幼稚園が併設され、年間を通じて両者は交流していることである。特に二月から三月には入学してからスムーズな学校生活がスタートできるように、一年生と園児（年長組）との交流会を開催している。これには福浦のみならず他の幼稚園・保育園児も参加し、自己紹介や一緒に遊んだり、広い校内を散歩したり、実際に授業を受けたり、給食を食べたり、新一年生保護者対象の学習会、学校保健委員会の取組みの紹介なども開催して交流している。

一方、校内の制度改革としては、二〇〇四年に従来の三学期制から二学期制に移行した。二〇〇七・一二年の两年は、開校二〇・二五年に相当することから、それを記念して、人文字による航空記念撮影（空撮）を実施した。二〇一一年には普通教室にもエアコン（空調）が設置され、学習環境が著しく整備されて快適な学校生活を送れるようになった。

3 吉浜・湯河原中学校の沿革

新制中学校の誕生

アジア太平洋戦争後の新学制の発足により、一九四七（昭和二二）年五月五日、湯河原町立湯河原中学校（当時生徒数三五三人、以下「湯中」という）は湯河原小学校、吉浜町立吉浜中学校（当時生徒数一八五人、のちに湯河原町立となる）は吉浜小学校の机・椅子・教室などを借用して開校した。その後、九月二日に、吉浜町が福浦村と中学校組合を結成して校名を吉浜町福浦村学校組合立吉浜中学校（以下「組合立吉中」という）と改称したため、教員は毎日のように福浦・吉浜間を授業のために往来して対応した。とにかく両校とも、戦後間もない物資統制・不足といった極めて劣悪な環境の下で、PTA・生徒・教職員の尊い手助けを得ながらの開校であった。

一九四八年十一月五日、湯中校舎建設後援会の尽力により湯中校舎が落成し、落成当日、心のよりどころとなる校歌（佐佐木信綱作詞・信時潔^{のぶときよ}作曲）も公式に披露された。しかし、新校舎は落成したものの校庭はなく、校舎前の水田の買収問題は難航したが、町議会文教委員らの尽力により何とか解決した。さらに、校庭着手への見込みが立たなかったため、これまたPTA・生徒・教職員の必死の共同作業で完成に至り、翌年一月一日には新校庭完成を祝う運動会を挙行了た。

一方の組合立吉中はアイオン台風の襲撃により上棟間もない校舎の倒壊に見舞われた。一九四八年一月二〇日に待望の校舎が落成し、校歌制定の要望も急激に高揚して、一九五〇年に根本友右衛門作詞・長津義司作曲の校歌が誕生した。湯中は、同年四月、有志による樹木の寄附を受け、PTA・生徒・教職員の共同作業で校庭に植え付け、生徒・教職員が奥湯河原に二町五反歩に及ぶ学校林の設営作業（マツ・スギ・クスノキなど約一万本の植栽、下草刈り）に着手し、後にその功績が高く評価され、神奈川県知事・県教委・読売新聞社などから学校植林優秀校として表彰された。

一九五一年、組合立吉中はGHQの軍政部顧問マックマナス（神奈川県民事部民間教育課長）から高い評価を受けた個人時間割学習を更に推進し、個人カリキュラムの研究分野で文部省（現在は文部科学省）からの視察を受け、その教育方法が一月にNHKの教師の時間を通じて全国に放映されるなどして大いに注目を浴びた。その後の二年間は、両校ともPTA・生徒・教職員が一丸となって校舎や校庭周辺の整備事業（築堤工事・防風林など）に取り組んだ結果、次第に教育環境が整備されていった。また、湯中では少年消防隊が誕生して町の消防出初式^{でんぶし}に参加したりした。

その後、湯中は一九五四年度から研究の重点を生徒の基礎学力の向上に置き、主要五教科（英語・数学・国

語・理科・社会)についての指導要領、知能検査・全国同一問題テスト・定期学力テストを実施し、その結果は個人別プロフィールを作成し教科指導の指針とした。

町村合併以後の中学校

一九五五(昭和三〇)年四月一日、湯河原町・吉浜町・福浦村が合併して新湯河原町が誕生したことにより、二校はそれぞれ湯河原町立湯河原中学校、湯河原町立吉浜中学校(以下「吉中」という)と改称した。両校とも生徒数の増加による教室の不足、学習の不振に悩みつつ、講堂を仕切ったりして不自由な学習を続けた。湯中では六月に今までの平屋建て校舎を取り除き、総二階の校舎が完成して、ようやく二三日より授業が開始された。また、前年度から推進してきた「生徒の基礎学力調査」の研究に加え、新たに「統計の教育」と「統計による教育」を推進することに取り組んだ。一方の吉中は流行や華美を競い合う世の風潮に抗してPTAからの制服制定の要望を受け入れ、一二月二三日をもって、男子は黒のつめ襟服、女子はセーラー服と規定した。

一九五六年、吉中は県から社会福祉事業研究校の指定を受け、老人介護問題などの研究に取り組んだ。具体的な取組みとしては、生徒会を中心として鎌倉養老園・宮城野養老園への訪問や六〇歳以上の老人を運動会に招待した。湯中では健康増進を図るため待望のプール建設に着手し、既述したように八月二七日には橋爪四郎を招待してプール完成祝賀式を盛大に挙行了した。

一九五七年は新制中学校発足一〇周年に相当することから、湯中では記念式典に際して記念誌・記念新聞・『二〇年の歩み』を発行し、文化祭・大運動会を開催した。吉中では新教育課程への移行、科学教育振興の社会的要求もあり、物理・化学の実験教室を含む理科室一棟が完成したほか、同窓会の尽力による校旗の新調とPTAによる図書室の充実が図られた。翌年、湯中では創部間もない水泳部が足柄下郡中学校水泳大会で全種

目優勝という偉業を達成した。一九五九年には湯中が一九四九年以来一〇年以上にわたって継続してきた子ども銀行の業績が認められて県知事賞の荣誉に輝いた。一方、吉中は郡卓球大会で女子が優勝、町水泳大会で男子が優勝したほか、郡送球（ハンドボール）大会で男子が優勝、県大会で男子が三位になるなど、運動部の大躍進が目立った。

一九六〇年一〇月には文部省の全国中学校一斉学力調査（略称「学テ」）が二・三年生を対象として実施された。本県では五教科に四科目も追加されて実施されたが、学校や地域間の競争が過熱化したため、一九六四年に中止された。一九六一年六月には、一九五五年来の町村合併をめぐる熱海市泉地区の処遇問題に関して、熱海市泉地区は湯河原町に合併しない旨の内閣総理大臣の裁定が下った。そのため、同地区から湯中に通学していた生徒八五人の内、湯中通学を希望する四〇人を除く四五人は熱海市の中学校へ転校せざるを得なくなつた。今まで共に一つの学び舎で過ごしてきた親しい友だちと離れ離れになることは、関係生徒にとって断腸の思いであつたことは想像に難くない。この件に関しては、本章第二節を参照されたい。

新湯河原中学校の誕生

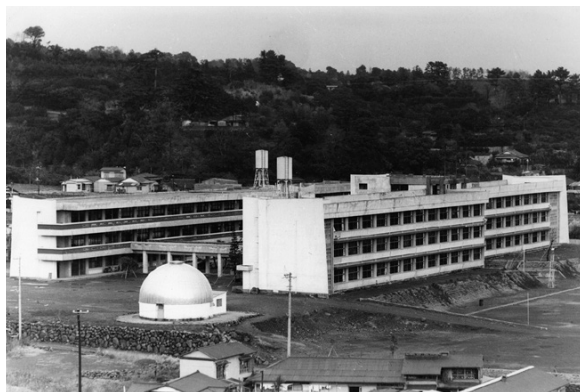
一九六〇（昭和三五）年頃には、湯中の建設予定地付近は一面田圃たんぼであつたが、様々な風評が飛び交う中、町の合併により町民が仲良くしていくためには統合中学校がふさわしいとのことで、同年に用地を買収し、東海道新幹線のズリ土（トンネル掘削時に出る土）で周辺は埋め立てられた。その後、翌年四月末日をもって従来の湯中・吉中両校は廃校となり、五月一日を期して両校は新湯河原町立湯河原中学校として統合され再出発することになった。この結果、学校問題は小学校三校、中学校一校の完備した校舎とするの方針がまとまり、新校舎が竣工するまでしばらくの間は、両校の校舎は従前通りとされた。この統合校舎新築は、「新町建設の三大事業」のひとつとして、観光会館・新町役場庁舎（現第

一庁舎)の建設とともに町民統合のシンボルとして位置付けられ、今後の町政振興の原動力になることが期待された。

一九六二年、統合を機して、旧湯中校友誌「若草」と旧吉中校友誌「潮鳴り」を合併するに当たり、誌名を生徒に募集し、新校友誌「阿之我利」^{あしがり}創刊号の発行に至った。

待望の新校舎は統合後一年二か月を要して、一九六三年一月二〇日に鉄筋コンクリート三階建て・二棟が完成した。「新町建設の三大事業」がほぼ時を同じくして完成したのでを記念して、合同落成祝賀会が三月一日に観光会館で盛大に挙行された。四月一日の入学式には新たに四〇二人の新入生が加わり、五日の始業式では全校生徒二二六一人に達するほどの大規模校となった。

さらにこの年は湯中にとってもうひとつの素敵な贈り物があった。それは町内宮上居住の露木ヤスから、湯中の新校舎落成を記念して教育のために役立つ施設を造ってほしいとして寄附を受けたことである。湯中では協議の結果、教育機関では県下初のプラネタリウム(天体観測施設、直径八・五メートル、高さ五メートル、一度に六〇人の収容が可能)を設置して星の運行や天体の神秘が直接目でもって学習できるように、科学教育の推進に大いに役立った。また、県教委からは理科室・同準備室の経営法、理科指導



完成した湯河原中学校校舎とプラネタリウム (1963年頃)

法の研究を委託され、翌年には理科教育特別研究の発表を実施した。

敗戦後約二〇年が経過し、各学校・幼稚園には校外補導協議会などが設立されて生徒・児童・園児の健康や安全の指導、非行化の防止などに努めてきたものの、その対象はその学校の児童・生徒、幼稚園の園児に限定されてきた。しかし、近年の交通事情や、湯河原町の特殊な環境における子どもは、誰でも誰にでも指導・補導が行えるような町ぐるみの校外補導体制がなければ効果は期待できないと考えられるようになった。そこで、関係者が集まって、一九六四年七月一〇日に校外補導連盟の結成総会が開催され活動を本格化した。

東京オリンピックが閉幕し、着々と校内整備が進む中、一九六四年二月二五日に講堂兼体育館建設の起工式が行われ、待望の体育館は翌年の九月に落成した。これを記念して、PTAは体育館専用のピアノを寄贈したほか、校内緑化造園一〇か年計画を立案し、中庭・体育館周辺の緑化造園整備に着手した。

新しい教育の模索

先天的あるいは後天的に特別な配慮が必要な子ども、または性格的に自己閉鎖的であったり、自主性に欠けたり、社会性に欠ける子ども、あるいはその合併症など、世の中には恵まれない子どもは少なくない。湯河原小学校では既に一九五七（昭和三二）年から、これらの子どもを救済するための教育、いわゆる特殊学級（後に特別支援学級と名称変更）が開設されており、校内や町民からもその必要性を指摘する根強い要請があり、一九六六年四月から湯中でも開設される運びとなり、生徒の発達段階や学習能力に応じて順序立てられたカリキュラムが開始された。

一九六五・一九六六年度の卒業生は日時計を学校に寄付した。これは防衛大学校のものと同型のもので世界的にもかなり精度が高く、誤差も数秒の範囲内であるといわれる。日時計は単に時刻を知るための道具ではなく、多くの天文学の教材を提供してくれる有効な教具であり、今後の理科教育の推進が期待された。翌年の五

月一〇日には湯中創立二〇周年記念式典が体育館で盛大に行われた。また、湯中での日頃のPTA活動が高く評価され、全国表彰を受けたほか、学校としての諸活動においても高い評価を受け、県健康優良校（翌年も）、県環境美化優良校として表彰された。さらにNHKからは学校放送教育研究を委嘱され、「学校向け教育放送が与える実践教育」の研究を推進した。一九六八年には二年前に開設したばかりの特殊学級の教育活動が高く評価され、県下の特殊学級担当教諭を対象として特殊教育研究発表会を開催したところ、県下から一〇〇人及び参会者を得て絶大なる感銘を与えた。

一九七〇年には、学校経営の基本方針として、学習指導の能率化を図り生徒の学力（実力）を向上させること、生徒指導を徹底すること、健康管理・安全指導に努めることを掲げ、その際に各教科・道徳・生活指導に関する研究授業を複数回ずつ推進することにした。学校行事としては、町村合併一五周年を記念して小中学校合同で運動会と音楽会を中学校で開催した。翌年には、学制改革以来蓄積してきた諸教育活動の成果を全国に開陳すべく、「全国・関プロ（関東ブロックの略称）中学校道徳教育研究大会」と「関プロ精神薄弱者（現在の知的障がい者）教育研究大会」の会場校として、遺憾なくリーダーシップを発揮した。施設面の特記事項としては、一般社会体育の振興を図るべく、グラウンド（面積二〇〇〇平方メートル）に夜間照明（ナイター四基）設備・観覧席・散水施設（総事業費一八〇〇万円）が完成した。

一九七二年には、本年度四月一日から新教育課程が実施されることになったが、実践的授業研究を重視して、お互いの授業研鑽に努めた。また、県から交通安全教育研究推進校の指定を受け、近隣周辺にある中学校の協力や連携を密にして、授業を介して車社会における交通安全思想の普及と啓発活動に努めた。その成果は、翌年の交通安全教育中間発表会で報告された。また、本年は一九六四年来のPTA校内緑化造園計画一〇か年の

最終年にあたったが、その目的を見事に達成することができた。この事業には、友愛の丘や希望の丘などへの石材・樹木の提供や汗水の結晶による人的奉仕など、町民・PTA（環珞会、たまごくわい環珞会、珠玉を糸でつづった飾りのこと）の協力によるところが大きかった。また、生徒の活動では、湯中の科学部が西湘科学振興委員会発刊の「西湘の科学」第一号に「湯河原町河川水質検査」の調査結果を発表し、その後一〇年間にわたって千歳川・新崎川の河川汚染調査を粘り強く続行し、解りやすく紹介した（第二部第四章第一節）。一九七四年にはテニスコート二面が完成し、この上ないほどの環境が整った。

一九七五年には、学校の教育目標として「全職員協力一致して、地域と学校の実態に即して、調和のある教育課程を編成し、情熱を傾けてこれの実践に努め、教育の向上をはかる」を掲げ、この目的に到達するため、学習・学級指導や教科研究などの校内研究会を月別に実施し、研究を深めることにした。特別支援学級の生活指導の面では、二泊三日の共同生活を通じて自主的・自律的な生活態度や協調性を養成し、規律ある生活習慣や礼儀作法を体得する目的で、神奈川県リハビリテーション（厚木市七沢）に併設されている第二七沢学園の施設を利用して合宿訓練を行った。また、この年から林間学校を山北町山市場「棚沢山荘キャンプ場」で継続的に実施していた。短期間の林間学校ではあるが、家庭を離れての友だちとの共同生活は、将来の仲間づくりや自立するための訓練にもなり、長い生涯にとって思い出深い体験の一齣ひととせとなったことであろう。

一九七六・七七年には、県立教育センター理科教育研究協力校の委託を受け、「実験や観察を通して、基本的な科学概念や原理を深めるにはどうしたらよいか」という主題で研究を行い、年度末にその研究成果を発表した。また、初の試みとして町内三小中学校（湯小・吉小・東台福小）の先生と湯中の先生との相互理解を深める目的で、九教科全部の授業参観（午後二時間）や各分科会に分かれての意見交換会を実施するなどして相互

交流を深めた。このような問題提起は、小・中学校教員による教育研究の資質向上を目指した先駆的な研究組織である湯河原町教育研究会（一九五七年七月創立）の総会の場で採択されたものである。同教育研究会は相互の研究成果を定期的に「郷土湯河原」を介して発表している。

一九七七年には県教委から二年間にわたり体育科研究指定校の委託を受けた。研究主題に「生徒の実態に即した年間指導計画と新指導要領の関係について」を設定し、適切な指導計画の作成に励んだ。この年、学校体育の一環として町の相撲愛好者の尽力により校内の一角に相撲の土俵が完成した。土俵開きには平塚西工業技術高等学校相撲部の模範演技があり大いに盛り上がった。この年は湯中創立三〇周年に当たることから、一月七日の文化祭に合わせて創立三〇周年記念式典を挙行了。併せて三〇周年記念誌の発行やPTAからは記念時計の寄附、記念植樹、南庭園の整備も行われた。翌年の四月三日には校庭に多目的な機能をもった新プール（二五メートル七コース）が竣工した。部活動では男子バレーボール部が県大会準優勝、さらに関東大会でも第三位という好成績に輝き彩りをそえた。

一九七九年、湯中の保健体育科は二年間にわたる指導研究の成果を発表し、文部省から表彰を受けた。この年はユネスコが宣揚した国際児童年にあたり、それを記念して日本童話会小中学生児童文学コンクールが開催され、湯中一年生の北村清美の応募作品『虹の魚』が見事に入選し佳作奨励賞に輝いた。翌年には剣道クラブ・水泳クラブが新設され、多くの部員が入部した。環境・衛生の面ではB棟（生徒用）に和式・洋式水洗トイレが完備し、快適な学校生活が送れるようになった。また、防災の日にあたる九月一日には六都県一斉の防災訓練が実施され、各地区の住民らとともに避難・誘導訓練に参加した。生徒は帰宅編成表により、地区担当教員に引率されて避難・帰宅訓練に取り組んだ。教育環境の大きな変化では、地元宮上（旧湯中跡地）に待望して

いた県立湯河原高等学校が仮開校し、二年後に吉浜の本校舎に移転したものである。

一九八一年は湯中のクラブ活動が光彩を放った年であった。水泳では本多選手が関東大会二〇〇メートル平泳ぎで優勝、しかも大会新記録を樹立した。さらに四〇〇メートルメドレーリレーでも準優勝を獲得した。また湯中Aチームは、真鶴半島駅伝大会において一区から独走で襷を引き継ぎ大会タイ記録で優勝した。

一九八二年には湯中のPTAが優良団体として県PTA協議会から表彰された。これまで既述してきたように、湯中のPTAの体育祭・校庭整備事業などにおける学校との触れ合い、講演会・研修会を通じた会員の資質向上、校外パトロールの実施による非行化の防止といった幅広い活動実績が高く評価された結果と考えられる。翌年にも湯中チームは足柄下郡中学校駅伝大会で区間新記録を連発して圧勝し、一方演劇クラブは県立青少年センター大ホールで開催された第三一回神奈川県中学校演劇発表会に参加して優秀との評価を獲得するなど、クラブ活動の成果が顕著であった。

一九八四年には、湯河原町福祉課の協力のもと、静岡県御殿場市にある国立中央青年の家で、夏休みを利用して二泊三日の中学校ジュニア研修会を行った。この新しい試みは学年の垣根を取り払い、上級生・同級生・下級生で一班を編成し、共同生活を送る中で問題解決を図るといったもので、非常に有意義な研修会となった。

一九八五年に入ると、夏季休暇を利用して校舎改修第一期工事が始まり、A・B棟校舎すべての天井・壁・床などが明るい真新しいクリーム色に張り替えられたほか、職員室も拡張された。さらに防災に配慮して教室・廊下にあったスチール製の清掃用具は教室内に収納され、廊下は何もなくスッキリした感じになった。また同年、体育館の南側、プラネタリウム脇に気象観測用の気温・湿度・気圧を定時観測できる百葉箱が設置され、生物クラブの一年生が交代で観測に当たった。

一九八六・一九八七年の両年にわたって、湯中は県教委「ふれあい教育」推進実践校の指定を受けた。この構想は長洲一二県知事が提唱した「騒然たる教育論議」における実践活動の第二段階に相当し、「自然とのふれあい」を通して偉大なる教師としての自然のきまりを学び、「人とのふれあい」を通して人々との付き合い方や社会のきまりを体得し、共に生きる心、思いやりのある豊かな心を育むことを狙いとしていた。また前年度に引き続き、夏季休暇を利用してA棟校舎の窓ガラスの枠組みをアルミサッシに取り替える工事が行われたほか、五か年計画を立案して校庭・グラウンド周辺の改修・植栽作業に取り組みことにした。一九八七・一九八八年の両年は運動部の活躍が顕著であった。中でも男子バレー部・テニス部・剣道部は、各大会で「県西に湯中あり」の存在感をまざまざと見せつけた。その勢いは夏祭り「やっさパレード」への参加に発展し、湯中の運動部はお揃いのハッピを着用してお祭りを盛り上げる一役を担ったとして「努力賞」を獲得した。

二〇～二二世紀の湯中

一九八九（二月八日より平成元）年には、前年度からの継続事業として行われていたグラウンドと運動施設の改修工事が完了した。総事業費は一億二四〇〇万円で、グラウンド、テニスコート二面、バレーボールコート二面などが整備された。このグラウンドは既述したように県内学校施設の中でも有数の面積を誇り、グラウンドは排水パイプの敷設により水はけがよくなり、砂場と砂場の間にはタータントラック（全天候型舗装）も施された。さらに周囲には防塵対策を兼ね芝生舗装、放水銃も三基設置されるとともに、四季折々の高・中・低木が植栽され、環境の整備も図られた。工事の完成により、六月一五日からグラウンドのナイター利用が一般にも開放されることになった。七月二七日に第二三回神奈川県中学校総合体育大会の開会式が湯中体育館で盛大に開催され、吹奏楽部の演奏するマーチに合わせ、本校女子生徒が掲げたプラカードに誘導されて、一六競技の代表選手が入場行進した。このほか、入場式には出場校

種目別キャプテン、県西ブロック種目別代表選手を始めとして、役員約二〇〇人も集合した。会場校である湯中の教職員はもちろんのこと、生徒やPTAの運営委員からの数多くの協力もあり実に豪華な催事となった。

時代を反映して、校則「学校生活のきまり」の一部が改正され、男子の頭髮は「丸刈り以外でも良いが、染色、脱色、パーマ、剃りあげ、整髪料使用は禁止。いつも清潔にし、他人に不快感を与えないように」と改められた。PTA広報誌「芹原」には、「各生徒が自らを厳しく律する気持ちがあれば、頭髮の自由化によって問題行動が起るようなことはない」という教師の励ましの言葉と、「自分たちの希望がかなえられるのだから、自分たちできまりが守れるように努力していく」という生徒会本部役員の心構えが示された。

既述したように湯中PTAの校内緑化活動は定評があるが、この年も県及び県緑化推進委員会主催の「平成元年度自然保護功労等表彰及びみどりの実践団体結団式」において、湯中は緑化運動コンクール学校環境緑化の部で最優秀賞となり、県知事から表彰された。これは一九八六年度から継続的に実施されているグラウンド周辺の植栽事業及び日頃の学校関係者の緑化推進の努力の賜物である。また、湯中は県教委から同和教育研究校の委託（期間は三年間）を受けた。研究主題は「生徒たちに確かな学力と豊かな感性を―わかる授業、認め合う仲間づくりを目指して―」であった。

一九九〇年度以降、従来の文化祭は「学習発表会」と改称し、日頃の学習の成果を発表する場として位置付けられた。この主旨は、各学年の生徒一人ひとりが何らかの形で準備や当日の発表に関わったという実感が得られるようにしたいという考えに立脚し、見て学ぶという受け身の発想ではなく、できる限り多くの生徒に活動させ、自主的な創造をさせたいという姿勢に基づいている。その結果、一学年は壁画「雨あがりの風景」、

二学年は「空き缶ピラミッド」、三学年は全クラスで合唱によるステージ発表に一九九一年となって取り組んだ。正に生徒全員が「発表者」であるという自覚をさせる学習発表会であった。

一九九一年、湯中は県教委から「学校運営のあり方等研究」の研究指定校の委託（期間は二年間）を受け、学校週五日制に向けての試行が始められた（学校完全週五日制の本格実施は二〇〇二年から）。試行に向けて、校内には教育課程・学級活動・生徒実態調査・PTA意識実態調査・ふれあい活動の五研究部会が設置された。また、この年から国際理解教育の一環として、ニュージーランドの中学生を迎えて湯中体育館で交歓会を実施した。スライドによるニュージーランドの名所の紹介、太鼓クラブによる湯河原太鼓の披露、PTAによる手作り日本家庭料理、餅つきなど、国際理解を深化するに相応しい「おもてなし」が披露された。さらに、一九九八年に開催予定の第五三回国民体育大会かながわ・ゆめ国体で湯河原町がアーチェリー（洋弓）会場に指定されていることから、湯河原町は湯中A棟東側にあった駐車場を改修してアーチェリー練習場（三〇メートル規模）を完成させた。すると翌年度から湯中にアーチェリー部が発足し活動を開始した。

一九九二年、湯中では情報化社会に即応するための施設改修工事が急ピッチで進められた。それは湯中が県教委から情報機器活用研究校の指定（期間は二年間）を受け、「個々の学習意欲を高めることができるコンピュータの効果的な活用」の推進を図るためで、パソコン機器の設置やB棟全教室へのテレビ受像機などの取付工事が行われた。また前年に引き続き、国際理解教育の面では神奈川県中級学校の生徒を湯中に招き、サッカーとバスケットボール（男・女）の「交流試合」や記念品の交換などを行った。

一九九三年には、平和教育の一環として、湯中としては初めて広島へ修学旅行を実施した。二年次の後半から平和学習に取り組み、三年次には実行委員会を中心として、平和セレモニーの準備に取り掛かった。現地広

島では生徒全員で作った千羽鶴や花束を奉納し、実行委員長が代表して「平和宣言」を読み上げ、全員で三〇秒間の黙祷を捧げた。その後、広島平和記念資料館での見学などに移行したが、生徒たちの心奥に刻まれた平和学習は終生忘れない体験として残存することであろう。また相変わらずPTA活動は健在で、県教委から湯中父母と先生の会が県下の優良PTAとして表彰を受けるとともに、神奈川県PTA広報紙コンクールでも湯中は「努力賞」を受賞した。一方、PTA総会で規約改正が行われ、従来の厚生委員会と整美委員会が廃止され、以後はそれぞれの仕事は会員委員会と学年委員会に引き継がれることになった。

二年間にわたるコンピュータ活用研究が終了し、締め括りとして町内各小中学校を会場として、コンピュータ授業の研究発表会が開催された。当日十一月一〇日の午前中は岐阜大学の後藤忠彦による記念講演、午後は各小中学校に分散して、二校時分の授業を行い、県内外からは五〇〇人以上が参加した。湯中ではFMタウンズの機能を活かした個に対する指導や、ラインズシステムによる自主的な課題の選択などが行われた。

生徒の活動では、女子ソフトテニス部の力石清乃・井上麻美組が県大会三位、関東大会七位、和歌山県での全国大会に出場し、地域の人たちから多額の寄附金が寄せられた。

既述のように、一九八九年の校則の一部改正で男子の頭髮は丸刈り以外も許可されるに至ったが、一九九四年には校則の一部改正により、今まで白しか使用できなかった靴と靴下が自由化されることになった。この改正により、生徒は自ら考え、判断し、行動する責任が一層求められるようになった。その後さらに、生徒会を中心として校則を見直す動きが活発化し、「女子のピン止め」「ジャージでの登下校」「セーター着用」の是非などについての論議が高まり、一歩ずつ改正が進められた。PTA関係では、常盤PTA会長が日本PTA会長個人賞の表彰のほか、県知事・県PTA会長感謝状の三重の表彰を受けた。

一九九五年には前年の生徒会活動の実績を踏まえて様々な取組みがなされた。その中には、校則の改正に向けてのマンスリー・アンケートの実施、機関紙の発行、有志による諸行事への積極的な参加などが挙げられる。これに連動して部活動でも陸上・ソフトテニス・相撲部が関東大会出場を果たし、中でもとりわけアーチェリー部の藤原真也は夏の全国中学生大会で優勝するという偉業を達成した。さらに文化部門では、日本国際連合協会主催の「環境問題ポスターコンクール」で二年生の杉山純子の作品「HELPー大気汚染が地球を壊す」が中学生の部で見事最優秀賞を受賞した。

教育課程の面では、毎年二年次三学期に実施されていた学習検査（ア・テスト、一九五一年度開始）は学習状況調査と名称を変更した。これまで神奈川県内の公立高校入試選抜方法はいわゆる「神奈川方式」により、内申書（調査書ともいう、最大二五パーセント）・入学試験・ア・テスト（内申書と合算して七五パーセント）の得点を選考資料として使用するといった特殊な選抜方法を採用していたが、今後は入学者選抜資料として学習検査は使用されないことになった（一九九五年度から段階的に変更し一九九七年度に全廃）。これにより、学習状況調査は、学習の到達度を知り、その結果を事後指導に生かすことに重点が置かれることになった。前年の入学試験方法の改変にともない、一九九六年から公立高校入学者選抜制度が刷新された。その狙いは自分の適性や興味・関心、進路希望などを考慮して希望の高校を選択することができるようにすると共に、一人ひとりの個性が生かせるようにすることにあつた。新選抜制度導入にあたり、複数校志願制や各高校が事前に公表した「選考にあたっての重視する内容」に基づいた選考が注目されるようになった。

前年には阪神・淡路大震災が起こったこともあり、湯中は県教委から学校安全研究校の指定（二年間）を受け、防災教育に取り組んだ。研究テーマは「地震災害に対する防災意識の高揚を目指してー授業実践を通した

防災教育の推進―」を掲げ、教職員と生徒の防災への意識の高揚を図った。諸々の校内改革が行われる中で、第三六回卒業式から湯中では対面式での卒業証書授与式を挙行することになった。「卒業生が主役となり、「合唱」「語り」を中心として、卒業生の工夫と手作りによる感動的な卒業式」を目指し、学年職員や卒業生が丸となり趣向を凝らした感動的な卒業式となった。

湯中創立五〇周年 一九九七年四月三〇日、湯中体育館において、町長・町議会議員、旧職員・PTA元役員

記念式典以降

などを迎えて創立五〇周年記念式典が挙行された。式典では、本校卒業生でもある俳優の

船越英一郎が、記念講演で「夢と自分を信じて」と題して在校生にメッセージを送った。記念事業としては、『五〇年のあゆみ 創立五〇周年記念誌』が刊行されたほか、PTAと同窓会の協力によりA・B棟を直結する東渡り廊下に「憩いの場」としての木製ベンチが設けられた。

この年は生徒の自主性や協調性などを高めるために様々な体験学習が試行された。一年生は四月中旬に足柄ふれあいの村で、二年生は六月下旬に山中湖畔でそれぞれ二泊三日の宿泊学習を実施した。運動会は上級生のリーダーシップの高揚を図ることを目的として、数年ぶりに学年別を改め、縦割り方式を採用することにした。権限を委任された上級生たちは、事前練習や応援合戦などで下級生たちの支持を得ようと、いろいろなアイデアを出し合ったり、求めたりして、その場の雰囲気盛り上げた。

修学旅行は二泊三日で京都・奈良方面に出掛けた。全旅程は集団行動ではなく班別自主行動を採用して、自主性・協力性・責任感に基づき、ルールやマナーを守った行動をとることができるところを目標とした。修学旅行実行委員会を立ち上げ、様々な課題を想定しながら議論を進めた。その中で旅行中の服装のあり方も議論されたが、結局見学中は制服着用、旅館内は私服で落ち着いた。

また、翌年のかながわ・ゆめ国体でアーチェリー競技が湯河原町で開催されることから、そのリハーサル大会としてやまゆり杯（高校生大会）が総合運動公園多目的広場で行われ、湯中生も補助役員として多数参加し、本大会での協力が期待された。

一〇月には各学年の生徒による手作りの発表会が行われた。一年生は「ザ・湯河原」をテーマとして祭りの壁画や御輿みこしなどの制作、二年生は大地震における湯河原町の防災研究発表、三年生はステージ劇「イカルスの翼を求めて」を披露した。また全校合唱コンクールも行われた。保護者の参観が多くなり、関心の高さが伺われた。さらに湯中は昨年度から県教委の学校安全研究校の指定を受け、その最終的な校内まとめとして防災教育の発表会を行った。公開研究授業は理科・社会科・技術家庭科・保健体育科の四分科会に分かれて実施され、各地からの参加者も交えて熱心な意見交換がなされた。

二一世紀を迎え、湯中は「豊かな感性を育て、情・徳・体・知の調和のとれた、たくましい生徒の育成」を教育目標に掲げ、新生湯中を目指した。そこで、二〇〇八年には「地域で育てる学校づくり」を念頭に置き、家庭と地域との連携、地域人材の活用の実現を目指して、学校支援ボランティアの充実を図った。その内訳は、図書ボランティア（昼休中の図書室開館、図書整理、推薦図書展示）、環境ボランティア（プランター花壇、毎日曜日水遣り）、修繕ボランティア（カーテン修繕、掲示板修理）などである。また同年にはキャリア教育を学年ごとに採用し、子どもたちが職業学習・職業見学・職業体験を積み重ねる中で、主体的に自己の進路を選択することができる能力やしつかりとした勤労・職業観を身に付け、それぞれの生徒がいずれ直面すると思われる様々な課題に柔軟かつたくましく対応して行くことを狙いとした。

折しも東海・南関東大地震などを想定して、神奈川県県土整備部が湯中建造物の耐震検査を実施したとこ

ろ、体育館（後に耐震大規模改修工事を施し湯河原町民体育館として再利用、本章第四節）以外は耐震基準を満たしていないことが判明した。早速、町は代替地の選定に入り、その中で旧湯河原高校校舎が候補地として急浮上し、土地保有・管理者の県と交渉して、二〇〇九年八月三十一日に当地に全面移転となった。旧湯中学校舎は全面取り壊され、その跡地には新たな防災拠点として防災コミュニティセンターが建設された。また、二〇一一年には湯河原・真鶴方面の児童・生徒の県立小田原養護学校への通学負担を軽減化するため、特別支援学校の分教室を開設する予定で調整が進められている。さらに跡地グラウンド部分については、独立行政法人地域医療機能推進機構（ＪＣＨＯ）に売却され、二〇二〇年にＪＣＨＯ湯河原病院が完成した。

二〇一三年四月一〇日、湯中では学校教育の根幹に係る非常事態が発生した。二年生の一男子生徒が部活動の複数の同輩から日常的にいじめ行為を受け、それを苦にして自死したという事案である。この件に関しては、本章第二節で詳述しているので、それを参照されたい。

4 学校の制度改革

放課後対策

二〇〇〇（平成一二）年前後を境に少子化や核家族化が進行するとともに、働く女性の姿も数多くなった。学校から帰宅しても親がいないといった留守家庭の増加が顕著になり、放課後における児童・生徒の安全な活動の場の確保や多種・多様な活動による居場所づくりとしての学童保育の問題は、女性の社会進出を支える社会システムの一つとして、行政が今後取り組むべき重要課題と認識されるようになった。

一九九六年の統計資料によると、神奈川県下には一九市と一八町一村が存在するが、その当時、学童保育を

実施しているのは一八市と七町であり、市政側よりも町政側の対応に遅れが目立った。学童保育の実施に対する補助金制度としては、原則的には児童を国の制度では二〇人、県の制度では一五人のグループでクラブを作り、人数に応じた助成を行い、町では施設を提供して各グループが指導者あるいは管理者を雇用するか、それともボランティアに頼って運営するのが現状であった。そこで、一九九九年から湯河原町では、放課後児童健全育成事業委託事業の一環として湯河原小学校の低学年（一～三学年生）を対象に、放課後、保護者の適切な保護を受けることができない児童の健全な育成をはかる施策（平日は一三時～一八時、土曜日は一二時～一八時、第二・四土曜日は九時～一八時）を講じることにした。

このような状況下、一九九七年に「児童福祉法」が改正され、共働き家庭などの留守家庭で、小学校に就学しているおおむね一〇歳未満の児童に対して、学校の余裕教室、児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に「放課後児童健全育成事業」（以下「放課後児童クラブ」という）が一九九八年四月から施行された。なお、二〇一二年の「児童福祉法」の改正により、「おおむね一〇歳未満」という対象年齢を「小学校に就学している」児童とし、二〇一五年四月から施行されている。

湯河原町でもこの問題を行政施策の重要課題と受け止め、一九九九年一〇月から湯河原小学校で試験的に「湯河原小学校区児童コミュニティークラブ」（現湯河原小学校学童保育所）を開設した。その後、二〇〇三年四月には「吉浜小学校学童保育所」が、二〇〇六年四月には「東台福浦小学校学童保育所」が開設され、学童保育支援員に見守られながら、宿題や気に入った遊びなどで放課後等を過ごしている。

また、厚生労働省（以下「厚労省」という）が所管する「放課後児童クラブ」に対して、文部科学省（以下

「文科省」という）が所管する「放課後子ども教室推進事業」（以下「放課後子ども教室」という）が、すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、学習・スポーツ・文化芸術活動・地域住民との交流の機会などを提供することを目的に、二〇〇四年度から実施されていた。

さらに、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図った「放課後子どもプラン」が二〇〇七年度から実施された。これは、すべての小学校区において、文科省の「放課後子ども教室」と厚労省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策である。

この「放課後子どもプラン」を受けて、二〇〇九年一月から東台福浦小学校で「そよかぜきょうしつ」をモデル実施した。その後、二〇一三年一月には湯河原小学校において「放課後まなび教室」が、二〇一八年一月には吉浜小学校において「JUMP」が開設され、いずれも登録制ではあるが、教育活動サポーターなどに見守られながら、宿題・調理・工作・昔遊びなどで放課後等を過ごしている。

これ以外にも、当時、町内には鶴舞青少年育成会が利用している中央区民会館と社会教育課が児童とのコミュニティの場として利用している吉浜文化福祉会館の児童室が開設されているが、両者とも大変狭く、児童館として十分に機能しているとはいえなかった。将来的には子どもが安全で安心して生活できる環境をもつ大規模な児童館の建設が望ましいとしながらも、今後の行政施策上不可欠の検討課題であるとの認識を示していた。その際、学校教育と社会教育で緊密な連携を保ちながら、地域の子どもは地域が育てるといった観点が必須である。

家庭・社会と 小・中学校教育の課程は生涯教育の基礎を育む上から家庭や地域社会と一体となった対応が学校との連携 求められていることは言うまでもない。中でもとりわけ、地域で行われる子ども会行事や明る

い青少年を育てる会の活動、さらにはスポーツ少年団の活動などは、学校を離れた社会での子どもたちの健全な保護・育成を図る際の重要な要素となっている。

地域活力を活用した学校教育のあり方については、湯河原町では、一九八九（平成元）年度から地域教育力活用事業と銘打って、手話クラブの指導、茶・華道の指導、大菊の栽培指導などの様々な学習を通じて、地域の住民の指導・尽力を仰いできた。一九九六年には、湯河原町の小・中学校では、落ち葉から腐葉土を作ったり、給食の残パンでウサギの飼育をしたりして、子どもたちの発達段階に合わせた試みをした。また、「美化センター・浄水センター」などの見学を通じて、地域との触れ合いを踏まえた環境教育を推進した。

二〇〇〇年度から新学習指導要領が施行されることになり、文科省は地域に開かれた学校づくりのために、地域参加型の学校づくりを推奨した。これに依拠して湯河原町の学校では、英語に親しむ学習や、新学習指導要領の目玉の一つとして一教科の枠内に位置付けられた「総合的な学習の時間（総合学習）」、クラブ活動など、様々な分野で幅広く地域社会の持つ教育力を、小・中学校教育の中に生かしていくことになった。その中で総合学習の実践例としては、千歳川の水質調査を実施して水中の昆虫・カワゲラ・トビゲラなどの生態を調べて水質の学習を行い、自分たちが住む湯河原町は自然に恵まれ、それを大切にしている人たちがいることを知り、自然への理解を深めたことが挙げられる。また、小学校の社会科では森林が緑のダム（保水機能）であり、紙のリサイクルの推進が森林の保全につながることを学習するとともに、他の県や市町村と比較して湯河原町の特徴とは何なのかを探究し、湯河原町の豊富な緑を守るためにどうしたらよいかなどを話しあったりした。中

学校の理科では、近年問題となっている地球温暖化現象や大気汚染などの環境破壊の問題と併せてVTR（録画映像）を活用しながら、森林や自然環境の保護・保全に努め、自然と調和を図っていくことの重要性を学習するようになった。これに触発されて、湯中では二〇〇二年度に、小学校では二〇〇五年度に、もみじの里植栽事業に参加して森林の大切さと必要性を体験する学習を実施した。このように、森林資源の確保に関心が高まる中で、神奈川県は二〇〇七年から水源環境を保全・再生するために個人県民税超過課税として水源環境保全税を徴収することになった。

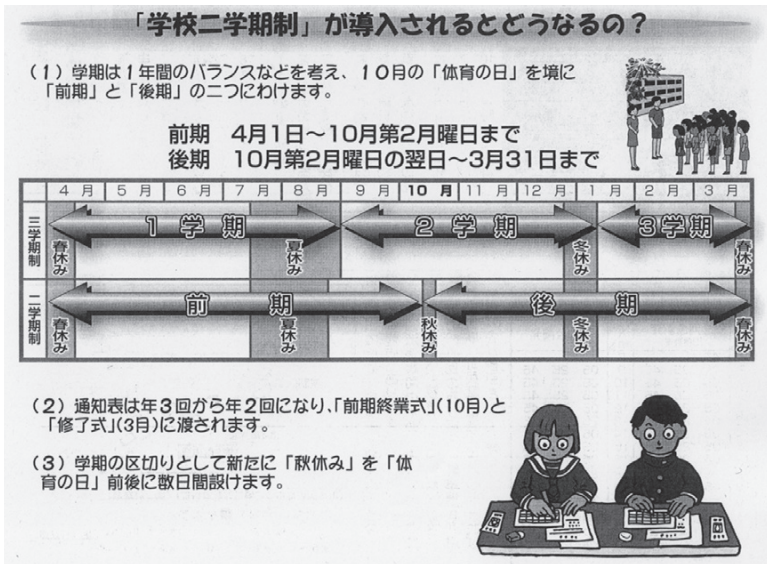
学校と一般社会との関係においては、湯中は二〇〇〇年から開かれた学校づくりの一環として授業参観の一般公開に踏み切った。こうした試みはその後、二〇〇二年から県が提唱した「学校へ行こう週間（コミコミスクール）」へと受け継がれ、期間中には児童・生徒の授業や学校生活の様子などを参観するために、保護者はじめ多くの地域住民が学校に足を運んだ。その際に来校者にアンケートを求めたところ、「生徒一人ひとりにわかる授業をしてほしい」「少人数の授業を是非実現してほしい」などの貴重な意見・要望事項が寄せられた。そこで、湯中では特に個人差が生じやすい数学において、複数の教師による個々人に応じた指導（ティーム・ティーチング、「TT」）ができるように配慮し、習熟度別授業を採用して対応するようになった。

二〇〇三年度には実験などが多い理科は、生徒の安全面にも配慮して少人数授業が受けられるようにした。また町単独では国際化教育推進事業の一環として、英語の指導助手（ALIT）と英語教師によるTTを採用することになった。しかし、要望が多かった三〇人学級の実現は、町単独では財政上非常に厳しく、直ちに実施できる状況にはないと質問者に回答せざるを得なかった。さらに生涯学習の推進を図るにあたり、町民の間で好評を博している町民大学以外にも、もう一度学びたいという町民に、小・中学校の再学習の機会を提供する

町民聴講生制度の創設を求める意見もあった。この考え方は文科省が推進している地域参加型の学校づくりに対応するが、新しい教育のあり方としての付加価値が期待できるものとして、今後の研究課題としたいとした。

学校五日制と 二〇〇二（平成一四）年度から学校完全週五日制のもとで、新学習指導要領が完全実施されることになった。新学習指導要領では、各学校がゆとりをもって特色ある教育活動、いわゆる「ゆとり教育」を展開し、子どもたちに基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるだけではなく、自ら学び、自ら考え、自ら行動して問題を解決する資質や能力などの「生きる力」を身に付けさせることをねらいとしている。その結果、新たに総合的な学習の時間が創設されたり、教育内容の厳選化などが盛り込まれたりして子どもたちを取り巻く教育環境は大きく変化した。授業時数が減少・削減された中で子どもたち

図3 学校二学期制導入



〔資料〕「広報ゆがわら」504号

この考え方は文科省が推進している地域参加型の学校づくり

に「自ら学び、自ら考える力」を身に付けさせるために、学校では更なる教育活動の見直しと改善が求められるようになった。このような教育課題に対応するため、町教委は町立小・中学校の教職員で組織されている湯河原町教育研究会（一九五七（昭和三二）年発足）に学校完全二学期制の検討を委託した。その結果、学校完全二学期制には多くのメリットがあり、各学校の教育活動をより充実させるためには従来の「三学期制」よりも新規の「二学期制」の方がより効果的であるとの結論に達した。そこで、二〇〇三年一月一七日の定例会で、町教委は横浜市と同時に県内初の試みとして、町立の中学校一校・小学校三校のすべてで、二〇〇四年度から新たに学校二学期制を導入することを決定した。その内訳は前期を四月一日から一〇月第二月曜日までとし、後期を一〇月第二月曜日の翌日から翌年の三月三十一日までとしている。また、学期の区切りとして「体育の日」前後に数日間程度の「秋休み」を設定する分、夏休みを二日間程度減らすとしている。

町教委はこのような制度改革に踏み切るに至った長所として、以下のような点を提示している。第一に授業時数が増え学習の密度が高まること。二〇〇二年度から導入された学校完全週五日制により従来の隔週週休二日制に比べて年間の授業時数は約七〇時間減少したが、二学期制を採用することにより学期末が一回分減るため、小・中学校とも授業時数が年間で約二〇時間増が見込まれる。それにより、今まで時数が限定されていた校外学習や学校行事などを柔軟に年間指導計画に盛り込むことが可能となる。第二に柔軟性のある教育課程の編成が可能になること。夏休みや冬休みの前後に一日日課を組むことが可能となり今まで時期が限定されていた校外学習や行事などを柔軟に計画することができるようになる。また、総合的な学習の時間に新聞を教材として活用するなどの調べ学習（NIE 「教育に新聞を」、本章第三節）の時間や、算数・数学などのくり返しが必要な学習では、長期的な視野に立ち、じっくりと課題に取り組むことが、より一層可能となる。第三にひ

とつの学期が長くなることによって、児童・生徒一人ひとりの変化をより具体的に総合的に捉えることができ、「指導と評価の一体化」がはかりやすくなること。一方で通知表の回数は減るが、十分な資料をもとにして絶対評価に対する評価の信頼度を高めることができる。第四に夏休みや冬休み前は、じっくりと教育活動に取り組むことができること。特に七月と一二月は、児童・生徒や保護者との教育相談や学習相談、中学校における部活動や進路相談などに時間をかけてじっくりと取り組むことができる。さらに子どもと向き合う時間が十分に確保でき、より確かな児童・生徒の理解が可能となる。それゆえ、児童・生徒指導の充実や「わかる授業」「個別指導の充実」につながると提言した。

しかし、学校二学期制を導入するに際して課題がないわけではなく、その対策も示している。第一に従来通知表は七月・一二月・三月の三回に分けて終業式・修了式に渡されていたが、新制度では七月・三月の二回となり、終業式・修了式に渡されるということである。その対策として、夏休み・冬休み前に教育相談（保護者・三者面談）を通じて日常の学習状況を伝え、一人ひとりの児童・生徒が自分の学習状況を理解し、休みに課題意識を持って学習に取り組むことができるように配慮するとしている。第二に前期の期間中に夏休みが入り込むことにより、学習内容が分断されるのではないかという危惧が考えられる。この件に関しては、各教科において年間を見通した指導計画を立案し、教科等によっては、休み中にじっくりと課題に取り組ませるなどの工夫も必要になるとしている。第三に中学校で実施される定期テストの回数が一回分減少する。従来の制度では試験の時期によって範囲が広いとか狭いという場合があったが、新制度では試験範囲のバランスが取れるようになる。また、テスト以外に、日常の学習の過程で小テストを適切に実施し、個人のレポートやグループでの発表等を課し、その内容を評価の対象として重視するとしている。第四に中学校が作成する第三学年次の進

学・就職用調査書の作成時期の取り扱いについてである。これに関しては、神奈川県 システムにより三学期制を採る学校に準じて調査書を作成することになっていたので、今までと同時期の作成となるとしている。

以上は町教委が提示した学校二学期制実施に向けての方針であるが、その内容を町民は「広報ゆがわら」五〇四号や新聞記事などで知ることになり、「学校二学期制」導入に向けての意見・質問があつたら、教育委員会学校教育課又は各小・中学校まで問い合わせ・連絡してほしいとした。

町議会でも、この問題に町としてどのように対処するかをめぐって質疑応答が行われた。町としては、学校外において子どもたちが地域に根差した魅力ある体験活動を行うことができることや子どもと親が会話や体験によってより強い絆で結ばれることなどで、子どもたちが豊かな感性や社会性などを身につけるよう願っている。その一つの試みとして、町では四月からの学校完全週五日制の実施に合わせ、毎月第三日曜日を「家庭の日」と定め、青少年育成の根幹である家族で話し合い、楽しみ合い、力を出し合うなかで、家族相互の精神的な結合を深め、健康で明るい家庭生活を築くことにより二一世紀を担う青少年の健全育成を図るとともに家庭の教育力の向上を図っていくという姿勢を示した。

また、町教委の教育活動としては、原則的には「ゆとりのなかで生きる力を育む」という視点から家庭や地域の中で子どもたちの育成を図っていくことが根幹と考えるが、子どもたちが魅力ある体験やスポーツなどを通じて健全に育成されるように、社会教育課、図書館、ヘルシープラザ、美術館などの各種事業のほか、青少年指導委員会や青少年育成団体、スポーツ団体、文化団体、区会を始めとする地域団体などの力を借りて活動を推進して行きたいと考えているとの見解を示した。

5 神奈川県立高等学校の歩み

神奈川県立高等学校（以下「県立高校」という）の経過を振り返ってみると、ほぼ一〇年のスパンで教育行政改革が行われてきたことがわかる。まず、神奈川県高等学校教職員組合編『神高教五〇年史』、木村元著『学校の戦後史』を参考に、戦後の一九六〇年代から現代の二〇一〇年代までの県立高校の歩みを一〇年毎に区切って簡略にまとめておくことにしよう。

一九六〇年代

この年代は敗戦後の経済復興から高度経済成長期に相当するとともに、一方で「多様化の時代」でもあった。中学校卒業者は一九六三（昭和三八）年をピークに下降に転じるが、一九六五年までは二〇〇万人を上回り、高校進学の問題から「一五の春を泣かせない」をスローガンに掲げて、教師や新中間層を中心として高校全入運動が拡大した。また、高校入試の合否判定に偏差値方式の導入を求める提言があったのもこの頃である。

高校教育界では、これまでには存在しなかった医療・保健関係の「衛生看護科」、工業関係の「板金科」・「溶接科」といった学科や、働きながら学ぶ生徒のために開放された定時制・通信制が併修できるシステムの学校が多く設置されたが、一方で適正な能力をもった者を入学条件とし、高校の教科課程を履修できる見込みのない者を入学させることは適切ではないという考え方（適格者主義）もかなり根強いものがあった。

一九七〇年代

この時代は前代の多様化・適格者主義の傾向を反省・転換する傾向が著しくなった。その結果、前代を象徴した「板金科」などを抱えた工業技術系の高校は一九七六（昭和五一）年に廃校に陥り、厚木南高校昼間定時制は一九八〇年に廃課程となり、適格者主義も転換していった。

第一節 学校教育の推移

かくして、この時期には九〇パーセントを超える高校進学率を前提として、高校こそは履修する者の学習意欲と希望を持つ者に開放される国民的教育機関だとも言われるようになった。この理念のもとに、神奈川県長の長洲一二知事は一九七三年から高校一〇〇校新設計画、いわゆる「一〇〇校計画」に着手した。一〇〇校のうち藤沢工業高校（一九七三年設置）を除く九九校はすべて普通科という

表1 神奈川県100校計画校の設立年とその後の再編状況一覧

1973年③	港南台⇒横浜栄09 藤沢工業・(大船工技)⇒藤沢工科03 旭
1974年⑥	市ヶ尾 瀬谷 清水ヶ丘⇒横浜青陵総合04⇒横浜清陵17 川崎北 藤沢西麻溝台
1975年⑥	霧が丘 金井 野庭・(横浜日野)⇒横浜南校03 百合丘 鶴嶺 城山
1976年⑧	白山 舞岡 富岡⇒金沢総合04 柿生⇒麻生総合04 津久井浜 七里ガ浜 伊志田 上溝南
1977年⑪	新羽 中沢⇒横浜旭陵04 岡津⇒横浜緑園総合08⇒横浜緑園17 磯子⇒横浜水取沢20 生田東 藤沢北⇒藤沢総合04 五領ヶ台⇒平塚湘風09 足柄大和南 綾瀬 上鶴間
1978年⑧	田奈 瀬谷西 柿生西⇒麻生総合04 逗葉 寒川 二宮 厚木北 橋本
1979年⑧	荏田 汲沢⇒横浜桜陽03 保土ヶ谷 東金沢⇒金沢総合04 川崎南・(川崎)⇒川崎04 海老名 大清水・(藤沢)⇒藤沢清流10 相模台⇒相模原青陵10 ⇒相模原弥栄20
1980年⑫	寛政⇒鶴見総合04 和泉⇒横浜緑園総合08 豊田⇒横浜桜陽03 大岡⇒横浜清陵総合04 都岡⇒横浜旭陵04 住吉 大楠⇒横須賀南20 湯河原・(小田原城東)⇒小田原総合ビジネス08⇒小田原東17 神田⇒平塚湘風09 茅ヶ崎 西浜 厚木南⇒厚木清南05 大沢⇒相模原総合03
1981年③	秦野南が丘・(大秦野)⇒秦野総合08 栗原⇒座間総合09 大和東
1982年⑩	設立校なし
1983年⑰	平安⇒鶴見総合04 岸根 新栄 上矢部 上郷⇒横浜栄09 水取沢⇒横浜水取沢20 大師 菅 初声・(三崎)⇒三浦臨海04⇒三浦初声18 大船 長後⇒藤沢総合04 大井 弥栄西⇒弥栄08⇒相模原弥栄20 弥栄東⇒相模原弥栄20 愛川 有馬 綾瀬西
1984年⑥	久里浜⇒横須賀明光08⇒横須賀南20 釜利谷 麻生 元石川 大原⇒平塚中等09 厚木西
1985年②	湘南台 相模大野⇒相模原中等09
1986年⑤	永谷 岩戸⇒横須賀明光08⇒横須賀南20 深沢 大和西 新磯⇒相模原青陵10
1987年⑤	秦野曾屋 ひばりが丘⇒座間総合09 城郷 六ッ川・(外語短大付属)⇒横浜国際08 相模田名

〔資料〕「神奈川県教育委員会ホームページ」

〔注〕○同時開校年 ⇒存続校 ➡改廃校 () 既設校 2桁数字は2000年代 校名省略

計画のもとに、以後毎年新設高校が誕生し、一九七〇年代までに目標の約半数が県内各所で開校を迎えた。

一九八〇年代

一九八〇年代は高校一〇〇校計画の後半部分に相当し、後述する湯河原・真鶴町民が待望した湯河原高校は後半の冒頭に開校（一九八〇（昭和五五）年）し、一九八七年には計画目標であった高校一〇〇校すべてが完成した。これにより、県立高校は既設校も含めると二八一校となった。

高校一〇〇校計画の狙いは同じタイプの普通科の高校を九九校も設置して量的拡大を第一に目指すと同時に、高校進学率九〇パーセント以上を維持するための政策でもあった。こうした普通科高校をひたすら創立し続ける偏重傾向に対して、県教育委員会や教職員組合等から普通科高校でも職業技術教育を行うべきではないかという意見も多数あったが、実現には至らなかった。

普通科高校が増設されるとともに、いくつかの問題点も明らかになってきた。その第一は学校間格差が顕著になってきたことである。高校入学試験の点数を比較すると、一〇〇点満点に換算して平均九〇点を超える学校があれば、一方で三〇点前後の学校もあり、その学力差は歴然としていた。一九七〇年代には点数の低い学校は職業科が多数を占めていたが、一九八〇年代に入ると、普通科でも点数の低い学校が増加する傾向が見られた。この格差を是正するため、一九八一年には九学区から一六学区へ、後の一九九〇年代には一八学区へと学区縮小措置が講じられたが、高校増設が進行していたため、一学区の学校数はほとんど変わることなかった。

第二に高校生の中途退学（中退）者数が急増してきたことである。全日制（毎日通学・学年進行等のシステム）・定時制を合わせた中途退率は全日制の進学率の上昇とともに低下するのが一般的な傾向であったが、予測に反して一九七〇年代途中から反転し始め、一九八〇年代には一層加速度をまし深刻化した。

一九九〇年代

一九九〇年代に入ると、既述したように、高校への登竜門である県立高校の入試選抜方法に大きな改革が行われた。神奈川県では約三〇年前から、いわゆる「神奈川県方式」と呼ばれる独特な総合選抜方法を採用してきた。この方式ではア・テストと二年次内申点によって公立高校の入学判定の約四〇パーセントが決まるため、実質的には二年終了時に志望校が絞られ、さらに三年次内申点を加算すると、入学試験以前に既に七〇パーセント以上の点数が決まることになり、入学試験での巻き返しは至難の業とされた。こうした受験者本人の意志が反映されにくいア・テストの成績による志望校の割り振り（輪切り）とか、県外からの受験者の扱いなど、いろいろと問題点が指摘され、一九九七（平成九）年度入学試験からア・テストの成績は除外して、内申書の実績と入学試験の成績のみで合否判定を行う方法に変更した。

また県立高校の状況では、一九八〇年代全体を通じて遂行された量的拡大への批判が高まった。この時期、「課題集中校」という衝撃的な言葉が盛んに発せられ話題となった。「課題集中校」とは、校内・家庭内暴力、低学力・不登校など様々な課題を背負った生徒が集中している高校という意味合いで使用される場合が多く、中退者が次々に出現し、学級崩壊に近い状態も惹起した。これには学校特有の集団行動（学校の規律）のあり方がやり玉に挙げられ、全日制システムが批判の対象になった。

またこの時期は社会的な大きな変革期に相当し、阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件（一九九五年）や、いじめによる自殺や学級崩壊、神戸連続児童殺傷事件（一九九七年）といった衝撃的な事件も連続して起こり、学校や教師に対する不信感が極度に高まった時期でもあった。

二〇〇〇年代

こうした時代を背景に策定されたのが前代未聞の「県立高校改革推進計画」である。これは生徒の減少にともなって学校数を削減し、併せて「全日制普通科」のあり方を改革することを

狙ったものである。

この計画では、まず従来の学年重視の学校運営ではない単位制運用が推奨された。その結果、完全な単位制（原級留置のない学校）へと転換した高校も登場した。次に学習観念の転換が推奨された。これにより、教師が教壇で一方的に講義し、生徒はその内容を理解し、記憶し、教師はテスト等で生徒の理解度を確認して、生徒の学力（成績）を評価・評定するといった従来型の教授法から、生徒の授業参加方式を重視し、生徒の興味・関心に基づいて調べ学習を中心として進めていくやり方を強調し、成績は複数の観点別評価を採用することにした。特に単位制高校や総合学科ではこのような体験型の授業が数多く試みられた。

しかし、こうしたカリキュラム（教育課程）の大幅な変更・転換は教育現場に多大な混乱を招いた。中でもとりわけ学習指導における低学力・受験対応問題は深刻で、二〇〇三（平成一五）年に学年進行で始まった学習指導要領の実施はその年の一〇月には再改定され、「学習指導要領は最低基準」だとされた。その結果、県教委による進学重点校の指定、学校完全週休二日制下での土曜講座、受験のための学習合宿等が実施されるようになった。高校教師にとって、受験方式に立脚した教授法は手慣れたものであったが、生徒参加を中心とした授業展開は自らの教授法になじまず、多くの高校では教育内容の改革は不十分に終わった。

二〇一〇年代

「県立高校改革推進計画」が終了して数年が経過した頃、今度は新しい教育計画が問題提起された。二〇一五（平成二七）年にはその基本計画が、翌年には実施計画が発表されるに至った。これも高校改革の際にも課題とされた将来の生徒減少に如何に対応するかという政策の一環で、二つの眼目からなっている。

一つは「高校教育の質保証」に関わる問題で、高校生として高校レベルで修得すべきことがらを明示し、各

自の学習の結果がどの程度まで達成されているかを確認すべきであるという考え方があつた。そこで、各高校では教科目ごとの共通テストを実施し、それぞれの達成度を確認することなどが提唱されている。これに類するものとしては、国際バカロレア認定校（世界共通の大学入試資格とそれにつながる小中学校・高校生の教育プログラム、神奈川県立横浜国際高校、二〇〇八年設立）やスーパーサイエンスハイスクール指定校（略称SSH、理数系教育に重点を置いた研究開発校で、県立では現在は横須賀高校など四校）などが推奨されている。

もう一つはインクルーシブ教育（人間の多様性の尊重等を強化し、個々が必要とする様々な調整を行いつつ、障がいのある者と障がいのない者が共生・共学する教育）で、二〇一七年から三つの県立高校が知的障がい者を特別枠で受け入れるようになり、二〇二〇年からは特別枠を一四校に拡大させている。

この二つの理念は、前者が共通テストと内容確認等を介して学習についていけない生徒を生み出し排除するのに繋がる危険性を包含しているのに対して、後者は各個人の指導計画を立ててその結果を丁寧に見て行くことになり、相互に矛盾していることは否めない。

6 県立湯河原高校の開校と完校までの歩み

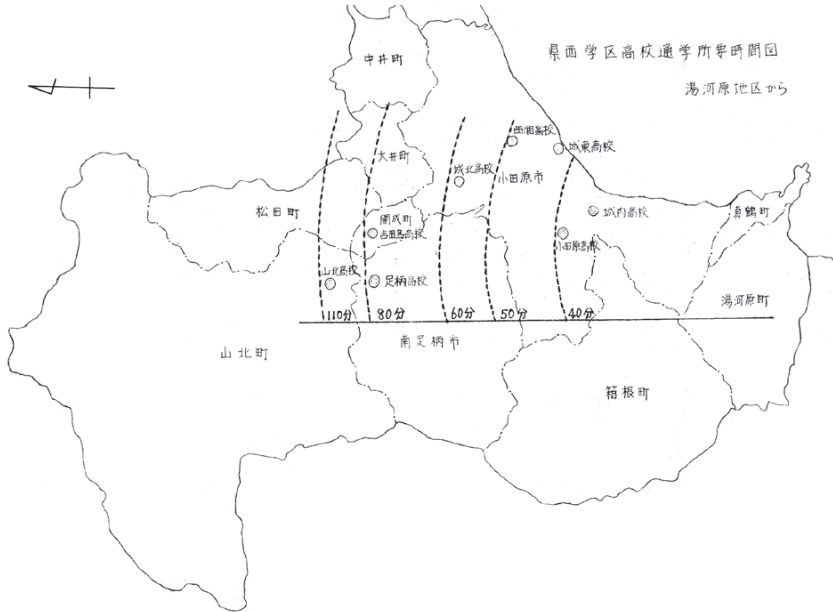
小田原以西に 一九七五（昭和五〇）年は長洲一二県政が高校一〇〇校新設計画に着手してから三年目に当たるが、湯河原・真鶴両町長は連名で県立高校建設に関する陳情書を県当局に提出した（『第四

巻』一二〇）。その後、一九七六年六月一日に、湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会は湯河原町で会合を開き、湯河原町・真鶴町県立高校誘致促進協議会（以下「促進協議会」という）という組織を発足（一回目の会議は翌年三月三〇日、会長は杉山實町長）させ、長年の県立高校誘致問題を公的機関を通して協議・促進して解決

を図ることにした。新たに組織された促進協議会は、県立高校建設についての要望と陳情を波動的に繰り返して陳情書を県当局に提出した(『第四卷』一二二、一二三)が、依然としてその実現への突破口を開けずに時間は刻々と経過していた。

ところが、一九七七年一二月に入り、湯河原・真鶴両町(人口三万五〇〇〇人、面積四七・六七平方キロメートル)の小・中学校(湯河原町立四校・真鶴町立三校、全七校)のPTA会員一同は「もはや座して県当局の決定を待つ忍耐に堪えられず署名運動を起こし、私たちの積年の悲願である県立普通高校建設の真意を訴える」として立ち上がった。この署名集計結果(湯河原町立小・中学校五四〇〇人、真鶴町立小・中学校三二一人、合計八六一〇人)と、三年後には県西学区内の生徒の約半数が県西学区内の県立高校

図4 県西学区高校通学所要時間図(湯河原地区から)



〔資料〕「昭和53年度 県立高校誘致促進協議会に関する綴」

表2 小・中学校学校別児童生徒数調べ

1 小学校 (単位 人)								
地区別	学校数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
湯河原	3	422	401	397	445	436	301	2,402
真 鶴	2	173	149	147	172	154	143	938
計	5	595	550	544	617	590	444	3,340

2 中学校 (単位 人)					
地区別	学校数	1年	2年	3年	計
湯河原	1	400	387	397	1,184
真 鶴	1	168	169	154	491
計	2	568	556	551	1,675

〔資料〕「昭和53年度 県立高校誘致促進協議会に関する綴」

〔注〕1978年5月1日現在

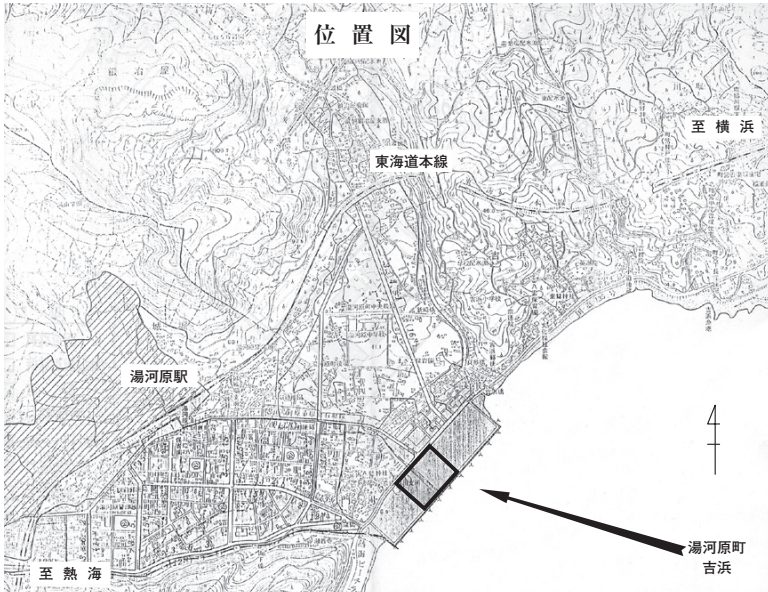
に進学できなくなるのではないかという異常事態が想定されることなどを楯として、一九七八年以降、以前にも増して促進協議会は再三にわたって県当局への陳情に臨んだ。その際に、促進協議会はこの地域は明治時代以降七〇有余年にわたり、行政区域内に県立の行政・教育・文化等の諸機関・施設が一つも存在しないという稀にみる特異な地域であるとの認識を言明し、せめて自分たちが生活していくために必要な教育・文化・体育・医療などのサービスを、他の地域の人々と同じ水準で受けられるように住民が等しく念願している旨を力説した。

併せて、近年の高校進学生徒数は年々増加する傾向にあり、その当時、両町在住高校生は約一四〇〇名に達するにも拘わらず、現実問題として両町内に高校がないので、これら高校生は全員が町外高校へ通学せざるを得ず、さらに学区外高校への通学者は二〇パーセント（そのうち静岡県内へ六〇パーセント）に及ぶという著しく均衡を欠いた状態にあった。そのため、相当な遠距離通学を必要とする生徒を持つ保護者の経済的負担は過重を極めた。折しも高校建設用の適当な候補地が物色されたのを契機に、促進協議会は両地区に全日制普通課程の県立高校建設の実現化を目指して、毎月複数回にわたり県庁、県議

会・同議員、県教育委員会・同教育委員や近隣地域の小田原市長・南足柄市長・山北町長などに高校誘致に
 係した資料七点を添えて陳情を重ねた。

悲願の県立 陳情による対県交渉を何
 湯河原高校開校へ 度も繰り返すなかで、一九
 七八（昭和五三）年六月には高校建設予定地の
 現地調査が行われる段階にまで進展するに
 至った。同年七月に開催された「県立高校建設
 候補地選定小委員会記録」によると、猪之久保
 地区・蓬平地区よもぎひら・風越地区（真鶴駅裏）・海岸
 埋立地の四か所が浮上した。その後候補地は八
 か所となったが、現地調査に基づき、教育環
 境・自然景観、通学路の安全性、財政支出（敷
 地確保・建設工事費・給排水処理）、地盤の強
 度などを総合的に勘案した結果、海岸埋立地で
 ある大蔵屋所有地（旧白雲閣跡地）の一角を第
 一候補地として選定した。翌年一月二二日に
 は、長洲県知事から「県立湯河原高等学校」の
 名称で、一九八〇年度に開校する旨が発表さ

図5 湯河原高校位置図



〔資料〕「昭和54年度 県立高校誘致促進協議会に関する綴」

れ、一二月一九日に開かれた県議会で設置条例が可決された。つづいて「湯河原高校建設事業計画書」も作成され、建設地は足柄下郡湯河原町吉浜（東海道線湯河原駅東方約一・一キロメートル）、敷地面積は二万八二二六平方メートル、建物規模及び構造のうち管理及び校舎棟は鉄筋コンクリート造三・五階建て（後に自然環境に配慮して三階建てに決着）、体育施設棟は鉄筋コンクリート造り二階建て、建物延面積は約一万三〇〇〇平方メートル、総工費は約二億円とした。学級規模は二四学級（定員一〇八〇名の中規模校）、学科などは全日制課程・普通科・男女共学、新校舎の落成は一九八〇年以降の予定とした。

また、一九八〇年四月の開校を目的として仮校舎の設置が必要とされることから、一九七九年一月二八日に神奈川県教育委員会教育長の名で、湯河原町長杉山實宛に新設高校校舎用地として湯河原町宮上地内の町有地（旧湯河原中学校跡地で面積は五二三六・一二平方メートル、当時はゲートボール場）を借用したい旨の申し入れを行い、湯河原町長の了承を得た。なお、借用期間は同年二月一五日から一九八二年四月三〇日まで、使用料免除とした。

いよいよ一九八〇年度からは待ちに待った仮校舎での開校を迎えることになるが、同年七月一五日には県立湯河原高等学校建設対策協議会（以下「協議会」という）が立ち上げられた。この協議会は学校建設事業に関して本事業の早期完成を期するため、湯河原町と真鶴町が地元町として必要な協力することを目的としたものである。「協議会規約」によると、協議会は両町の長、助役、議会議長・副議長、議会総務常任委員長・建設常任委員長、教育長などから組織され、その中から会長・副会長（任期は二年）を選出して必要に応じて会議を招集するとしている。県当局も交えて行われた協議会での議事内容を会議録に基づいて紹介すると、運動施設、とりわけグラウンドの造成方法、観光地湯河原の自然景観に配慮した学校建設・学校運営、隣接する浄

水センターとの関係性、生徒の安全に配慮した通学路・通学方法の確定、塩害防止対策、災害時における広域避難場所、近隣住民への対応、文教・スポーツにおける学校開放（コミュニティスクール）の推進、海岸周辺の整備、夜間照明の採否など、多種多様な話題が取り上げられた。

開校からの略史

神奈川県立湯河原高等学校（以下「湯高」という）は、一九八〇（昭和五五）年一月一日に設立が告示され、同年四月一日に湯河原・真鶴両町民の悲願が達成された。足柄下郡唯一の県立高校として、神奈川県下で稀に見る海に臨んだ高校として、海・太陽・緑を学校のテーマとして湯河原町吉浜に開校した。丁度その時期は、既述したように長洲県政が提唱した「高校一〇〇校計画」の中期に相当した。新装なった湯高の校舎は、県建築コンクールで優秀賞を受賞した。

湯高は教育方針として、人格の完成を目指し、「知・徳・体」の三本の柱を掲げ、国家・地域社会に貢献する有為な人材の育成につとめた。湯高の校章の由来については、「椿の若葉をデザインしたもので、三枚の葉に知・徳・体の調和的発達を託するとともに、気力・体力・労力の充実向上の願いがこめられている。更に、生徒・教職員・保護者が学校を中心として強固に結びついていることも表象している」としている。また、湯高の校歌は他校の例とは異なり、第二回卒業生の佐藤千晶（作詞者）・牛島友則（作曲者）が六年



校章（『湯河原 完校記念誌』）

をかけて手作りで完成したもので、一九八六年一月八日に制定された。

創立期の資料によると、湯高は教育課程開発研究校に積極的に名乗りを挙げ、当該社会で話題となっていた習熟度別学習、小集団学習、多様な選択科目の充実などを導入し、不得意科目の克服や得意科目の伸張を図りながら、個々の生徒の育成に学校を挙げて取り組んだ。一方、教育個性化推進校にも名乗りを挙げ、眼前に広がる相模灘の特性を生かし、科学部はプラスチックの筒を真鶴沖から海上に漂流させて潮流を調査する「ヤシの実計画」と命名した海洋科学研究を実施して注目を浴びた。県側も高校側からの要望に大幅な理解を示し、他校には見られない施設を整備して対応した。例えば、校内に海洋教室を二室設置し、第一室（生物・化学系）では大水槽に海洋生物を飼育して調査・観察や標本の作製が、第二室（物理・地学系）では屋上に設置された大きな風車（学校のシンボルタワー）による風速の計測と発電も行われた。また、海の波を発生させることができる装置を使用して波の強弱の実験を試すことも可能となった。その他、郷土の歴史・芸能を特別教育に取り入れるなど、地域に直結した学習方針を打ち出した。これらの施設は、地元住民はもちろんのこと、近隣の小・中学生や大人にも開放されることになった。さらに、多種多様な樹木や地場産の石（小松石）を配した中庭には生徒の憩いの場、語らいの場となる海のコーナー、海水井戸（海洋生物用）、建物の内部にはゆとりと潤いをも



大きな風車（『湯河原 校記念誌』）

たせるためのホールや談話コーナー（二か所）も設けられた。

湯高は開校以来、「ふれあい教育実践校」として地域社会との連携を親密にしてきた。湯河原町で毎年開催される各種の郷土行事のうち、中でもとりわけ武者行列（四月）ややっさまつり（八月）には生徒・教職員がお揃いの衣装を整えて「湯河原高校連」として参加し、数々の「やっさまつり」受賞歴を誇っている。一九八九（平成元）年度からは生徒会による地域連携活動としての「愛される湯高づくり運動」が開始され、町のグリーン作戦としての花いっぱい運動、通学路の清掃活動、海水の汚染・千歳川の水質調査活動、生け花やお茶を通じてのお年寄りとの交流、ボランティア活動（身体障がい者運動会）、共同募金の街頭啓発活動、インターンシップなどを通じて地域社会との交流を一層深化してきた。特に一九九八年に開催されたかながわ・ゆめ国体では湯河原町がアーチェリー会場となったこともあり、町からの要請で湯高にアーチェリー部が新設されたほか、大会運営の補助員として会場の設営・準備や整備、清掃活動などを要請されたり、炬火リレーに参加した。

生徒の諸活動

湯高は開校当初から部活動が盛んで、バレーボール部・サッカー部・演劇部、少し遅れて神奈川県国体を機会に新設されたアーチェリー部などの活躍が顕著であった。ここでは、運動部では男子バレーボール部、文化部では演劇部の活躍を紹介する。



ビーチバレー全国準優勝（『湯河原 完校記念誌』）



熱心に演技に打ち込む部員たち
（「広報ゆがわら」389号）

男子バレーボール部は一九九四（平成六）年には年間一勝もできなかったチームが、球技への並々ならぬ意欲と厳しい練習によく堪え、翌年以降、地区優勝、県大会三位入賞、関東大会・国体出場へと破竹の勢いで上りつめ、「やればできる」を実証した。しかし、二〇〇二年に転機を迎え、残った生徒は何と二人のみという、どん底状態を味わった。顧問の藤井健児とともに思い悩んだ末、ビーチバレーに新たな活路を見いだした。その結果、二〇〇四・二〇〇五年には県大会優勝、全国大会出場を果たし、二〇〇五年に大阪の阪南ビーチで行われた試合では、高橋卓也・村山大樹ペアが全国準優勝という輝かしい成績を取めた。

一方、演劇部は一九八一（昭和五六）年に創部された。当初は上演できる芝居は一五分程度の寸劇しかこなせない状態であったが、部活顧問の野間哲の熱烈指導により次第に本格化するに至った。演劇に取り組む姿勢のモットーは「全員でつくり、全員で演じる」とし、専ら創作劇に挑戦していくことで一致した。西相模地区代表として県大会への出場を繰り返すうちに、第三〇回神奈川県高校演劇発表会（一九九一年）で最優秀・県教育長賞に輝いた。しかし、部活動の目的は大会で好成绩を収めることではなく、四四人の部員が一丸となってオリジナル作品（脚本・役作り・大小道具・衣装等）を創り上げ、演じ切ることにあった。その結果、更なる高みを目指して、一九九五年には茨城県水戸市で開催された「全国アマチュア演劇大会」に

出場し、エネルギーシユにミュージカル『SKYPINK』に投げKISSを演じ、観客を魅了した。一九九七年に演劇映像部と改称し、その後、野間が人事異動で他校へ転勤となり、他校同様に部員数が激減するといった試練の時期はあったが、完校の前年にあたる二〇〇六年には、八年ぶりに三度目の関東大会出場に再び咲いた。ここでの演目『MIDNIGHT RADIO』は前顧問野間の創作で、わずか三名の部員と臨時スタッフの照明・音響係の協働・協業で上演された。

愛される湯高

づくり運動

開校から九年が経過した一九八九（平成元）年の年末、「愛される湯高づくり新聞」という奇妙な名称のタブロイド判の学校新聞が発刊された。すると早速、地方新聞紙の「相豆新聞」が一九九〇年一月一八日付けの紙上で「愛される湯高づくり 生徒自身が盛り上がる」の見出しでこの話題を取り上げた。それによると、「愛される湯高づくり新聞」の編集元は愛される湯高づくり実行委員会と同校生徒会で、とても大きな反響を呼んだという。その契機は、湯高生の大半が地元湯河原・真鶴町の出身者だが、何故か湯河原町民に幅広く深く馴染んでいないのではないかと問いかけである。日頃は学習活動・クラブ活動・生徒会活動・アルバイト・交友関係などに多忙な毎日を送っている生徒たちが圧倒的に多い中で、地域社会に注目することの意義と重要性を認識し、その実現に向けて行動を開始したことは驚くべきことで高く評価できよう。

この運動の主体は、三年生が進学・進路を控えている関係もあり、二年生が中心になって推進することになった。その実行委員長の言葉のなかで、以下のようにありのままを語っている。その内容を簡略に記すと、「校内アンケートで、この学校は良い学校だと思いますかと質問したところ、三分の二ちょっとの人が『思わない』と回答した。自分自身もこの学校は良いイメージの学校だとウソにも言えないと思う」と述べ、さらに

続けて「この学校は、かなり町の人々やその他の町の人々に悪いイメージを与えている。そこで、そういった悪いイメージを少しでも良いイメージに変えるため、自分は実行委員や生徒会と、そして皆と協力して、この学校を良い学校にしたいと思う」と抱負を語っている。また、生徒会長は、「僕が言いたいのは町の人に迷惑にならない行動を取るようにすること、町の人への感謝の気持ちを込めて奉仕活動することにより、自分自身、湯高に対して誇りを持つてもらおうということです」と記している。

その後、愛される湯高づくり運動は二年生を中心として直ちに実行に移され、学校周辺の通学路や近隣公園を清掃する生徒の姿が確認されたり、時には生徒一人ひとりがごみ袋を持って、公園や道路に落ちていたごみを拾っている光景が常に見られるようになった。その先頭で教職員らも奉仕活動に参加するようになり、それにつれて次第に近隣住民の湯高への関心度や好感度も高まっていった。

思い出の学校行事

湯高の開校は二年間にわたる仮校舎から始まり、一九八二（昭和五七）年三月に本校舎に移転するが、学校行事の三点セットとされる修学旅行・学校祭・体育祭が整ったのは、一九八三年のことであった。当初一〇年間の修学旅行の行先は北陸・山陽・中部・東北方面など様々であったが、その後は一九九一年から二〇〇六年まで一貫して東北か北海道方面でのスキー修学旅行が定番化した。



網走方面修学旅行（『湯河原 完校記念誌』）

体育祭は一九八〇年から二〇〇五年まで毎年開かれた。主な出し物としては、仮装行列のほか、生徒と教職員が一緒になって踊る応援コンクール、ベニヤ板八枚を使用して作製したデコレーションなど、色々趣向をこらしたものが登場して大いに楽しめた。一方、学校祭は「ゆこう祭」と命名され、それぞれテーマを掲げて、ほぼ隔年ごとに実施された。ちなみに第一回のテーマは〈夜明け〉で、最終の第一四回のテーマは〈最後だよ？ ゆこう祭〉と意味深長であった。特に入り口の文化祭のアーチ形ゲートは来場者の関心の的であった。

湯河原高校から小田原 湯高は一九九〇（平成二）年には創立一〇周年記念式典挙行と記念誌刊行が、さらに総合ビジネス高校へ 一九九九年には創立二〇周年記念式典挙行と記念誌刊行が行われ、順調な歩みが続け

てきた。そして、次の一〇年を見据え、二〇〇三年からは「生徒指導総合調査研究指定校」として、翌年から「個に応じた学習支援重点校」として、校長・教頭以下一三名からなる校内委員会「湯高を考える会」を発足させて教職員一丸となってこの難局に挑戦していた。

そのような最中、活力と魅力ある県立高校づくりを名目とした県立高校改革推進計画（二〇〇〇年から一〇年計画）の後期実施計画が遂行される過程で、地域の強い要望と期待のもとに誕生した足柄下郡唯一の湯高は、二〇〇八年四月から小田原城東高校との再編統合により、専門高校の小田原総合ビジネス高校として新生することが突如として発表された。普通高校と専門高校との統合は異例中の異例であり、湯河原高校設立の経緯から鑑みてかんがも簡単に首肯できるものではなかった。

湯河原高校の再編統合が発表されたのは二〇〇四年一〇月四日のことであった。翌五日に新聞発表があり、その後は臨時職員会議、湯河原町・湯河原中学校への挨拶、再編対象校への詳細にわたる説明会などに追われた。中間試験があったため、ようやく一八日に臨時の全校集会を開催し、この間の事情を生徒にも説明した。

生徒からは「湯高はなくなってしまふのか?」という声が相継ぎ、返答に苦慮した。その後、一月二日に校内で第一回の完校委員会（これ以降、「廃校」ではなく「完校」という言葉で統一することを相互に確認）を開催し、一月八日のPTA役員会・運営委員会の席上で、保護者を対象として県教委の担当者から再編統合に係る説明がなされた。小田原以西に県立高校がなくなるということで、通学費用が大変など、保護者には戸惑いが隠せなかった。保護者からの矢継早の質問に県教委の担当者は平身低頭するばかりであったという。一日には湯高同窓会臨時総会において経過説明及び今後の流れについて説明した。この間、「なぜ、湯高が?」という発言が飛び交ったが、有効な手立てを何ら講じることなく止むを得ないというところに収束していった。

苦衷の完校・ 県教委の公式発表を受けて、湯高の教職員は気の重い二つの準備に奔走した。二〇〇五（平成

新校準備

一七）年二月、第一回新校準備委員会が小田原城東高校で行われた。この時、委員の一人が「統合」という言葉を使ったことが問題となり、「廃」ではないことが確認された。

また、湯高側からは県教委側に湯高生への教育環境維持への配慮が要請された。翌月に新校準備担当者四名で県立相模原工業技術高校を訪れたが、そこには、前期再編により完校を迎える学校の三月末の情景が展開していた。この視察報告を基盤として、完校準備計画を立案した。さらに二〇〇五年度から新校設置基本計画・設置計画の素案作成作業に着手した。ここでは両校の委員が自由に意見を出し合い、小田原総合ビジネス高校の基本コンセプトを敲き上げる場であった。新校準備と併行して完校に向けた作業への取組みも進められ、同年四月入学者（第二六期生、三学級規模で入学、四クラス展開）で湯高は募集停止となった。

二〇〇六年度はひたすら寂寥感せひようかんが漂った。四月恒例の入学式はなく、文化祭である「ゆこう祭」は二・三年

生のみ、年が明けて二月に二年生がスキー修学旅行に出かけると校内は静まり返り、入学試験もなく、さらに三月二日の卒業式で第二五期生一五名が旅立つと、最後に学校に残るのは九二名の新三年生のみという有様であった。こうした現状を直視し、地域の住民からは「湯高がなくなるのは惜しい、若い人たちがこの町から姿を消すと町全体の活気が失われる」との声が飛び交った。

二〇〇七年度に入り、開校準備室は発足したものの、物事すべてに「最後の」がつく一年間であった。とうとう当日の三月一日を迎えた。第二六期生九二人が卒業する湯高最後の卒業式、湯河原高校完校記念式典、完校記念誌『湯河原』刊行の三本柱を完璧に成就して、湯高は二八年間にわたる学校としての使命を全うし、ここに完校した。歴代卒業生や元教職員・PTA会員、約一二〇人が駆け付ける中、卒業生を代表して挨拶に立った生徒会長は、「最後の卒業生として胸を張って生きていきます。湯河原高校二八年間お疲れさま、そして、ありがとう」と締め括った。後は新設の小田原総合ビジネス高校に託すだけである。

湯高は今度の完校までに五七五六人の卒業生をこの世に送り出してきた。新入生は新天地小田原で小田原総合ビジネス高校生として再出発することになったが、その高校も一〇年後の二〇一七年には、第二次再編統合の対象校に指定され、さらに小田原東高校と校名を変更して今日に至っている。

完校後の跡地 湯高が小田原城東高校と再編統合して小田原総合ビジネス高校として転地すると、その跡地利用をめぐっては町立湯河原中学校が当地を間借りすることになり、二〇〇九（平成二一）年八月末から

教育活動を開始することになった。湯中は湯河原海岸から約六〇〇メートル離れた、町庁舎とは至近距離に立地していたが、校舎の耐震診断の結果、強度不足が判明し代替地を模索中であった。町としては当初から湯高跡地施設の購入を目指していたが、その後の二〇一一年三月一日に東日本大震災が発生し、津波に対する不

安が一層高まる中、同中学のPTA経験者らによる「湯河原の子どもの未来を考える会」は、海に面しているため津波の不安が大きいとして、更なる代替地への移転を求める請願書を町議会九月定例会に提出したが、不採択となった。

これに対して、町当局は「海から離れた場所でも災害の危険がないわけではない。取得についてはどこかで判断する必要がある」と説明していた。その内容は、県が所有する旧湯高の敷地約二万八〇〇〇平方メートルと校舎等で、これらを約一〇億四〇〇〇万円が県から購入するという契約であった。既に町は県との間に仮契約を結び、二〇一二年二月二〇日に臨時会を開いて取得議案を提出し、可決された。その後、本契約が完了し湯中の教育活動の場となった。



「完」の人文字（『湯河原 完校記念誌』）

第二節 町村合併後の教育問題

1 熱海市泉地区をめぐる合併問題と教育委託問題

湯河原町と熱海市泉地区の合併問題を取り扱う前に、明治と昭和期の町村合併までの両者の行政・教育の歩みについてあらかじめ概観しておこう（湯河原町教育研究会編「郷土湯河原」第八集、『第二巻』統計・図表5）。

明治期の行政

一八七一（明治四）年七月の廢藩置県により、泉地区は韭山県内に、土肥地区は小田原県内に一旦編入されたが、その後もなく、同年十一月には両地区は新たに足柄県内に編入されることになった。足柄県の管轄地域は相模国六郡（足柄上、足柄下、淘綾よろぎ、大住、愛甲、津久井郡）と伊豆国一円（田方・君沢・加茂・那賀郡）及び伊豆七島であった。その後、足柄県は一八七六年に廢止されて神奈川県と静岡県とに分割されたが、双方の県境の地には「草刈場」と呼ばれる江戸時代以来の共有地が飛地として残された。『田方郡誌』によると、この件につき双方の村人による飛地交換の和議が成立したのは一八七八年三月のことで、その際に相模国足柄下郡宮上村飛地である字泉あきを伊豆国加茂郡に所属させ泉村としたとある。これにより、相模国と伊豆国の国境線は千歳川の中央と決められた。

一八七八年七月に制定された郡区町村編制法では、現在の湯河原地区は足柄下郡に属し、宮上・宮下村で宮上村外一か村戸長役場が、門川・城堀・鍛冶屋村で鍛冶屋村外二か村戸長役場が、一八八四年には、宮上・宮

下・鍛冶屋・城堀・門川・吉浜村で吉浜村外五か村戸長役場が置かれた。また、福浦村は真鶴村・岩村とともに真鶴村外二か村戸長役場に所属することになった。

さらに一八八八年に地方行政制度としての市制・町村制が公布され、翌年施行されると、門川・城堀・宮下・宮上村が合併して土肥村に、吉浜・鍛冶屋村が合併して吉浜村が誕生した。また、福浦村は真鶴村外二か村組合から一旦分離し独立した。一方、泉は熱海・水口・和田・伊豆山と合併して熱海村となり、その二年後に熱海町となった。

この頃の主な地域産業は、土肥村では農業・旅館業が、吉浜村では石材業・海運業・農業が、福浦村では漁業が盛んであった。こうした状況下、豆相人車鉄道が一八九五年に湯河原―熱海間に、翌年に小田原―熱海間に人車鉄道を敷設して旅客の運送業務を開始し、さらに一九〇八年にそれを軽便鉄道へと進展させると、明治後期の湯河原の経済活動の中心は海浜部の吉浜村から内陸部の土肥村へと大きく変貌を遂げた。さらに日清・日露戦争（一八九四―一八九五年、一九〇四―一九〇五年）後は、従来の温泉場としての土肥村は、戦傷者の恰好の療養所としても脚光を浴びるようになった。

明治期の義務教育

次に教育の面では、一八七二（明治五）年、太政官布告に基づく「学事奨励に関する被仰出書」、いわゆる学制が頒布された。管轄機関である文部省（前年発足）は、全国をまず八大学区に分け、次にその大学区を三二の中学区に、さらにそれを二一〇の小学区に分割して統轄した。その結果、足柄県内の小学校は第一大学区第二十八番中学区第〇番小学〇〇学校と名乗ることになった。小学校は四年間の義務教育とされたが、小学校の費用は原則として国費ではなく地方が拠出することになっており、授業料は受益者負担とされた。最初に創設された小学校は吉浜海岸に面した所にある英潮院（曹洞宗）の成教舎

本校であるが、その後、一八七五年には文部省令が発令され、校名に地名を冠することが認められたので吉浜学校と改称した。少し遅れて、福浦村は一八八一年に吉浜学校と分離して福浦学校を設け、鍛冶屋村・城堀村・門川村・宮下村は四か村が共同して城堀学校を、宮上村と泉村は宮上学校を開設して児童の教育にあたった。既述のように、一八七八年に郡区町村編制法が発令され、吉浜・鍛冶屋両村が合併することになったため、今まで城堀学校に通学していた鍛冶屋村の児童は、新たに吉浜小学校に転校することを強いられた。その後、一八九〇年には小学校令が改正（勅令第二一五号）され、尋常小学校の修学年限は三年又は四年、高等小学の修業年限は二年・三年・四年の併置が可能となった。その結果、一八九七年に吉浜小学校内に新たに二年間の高等科が併設されると、土肥村から高等科へ入学した。さらに一九〇七年には、今までの小学校令が改正されて義務教育年限も六か年に延長された。

しかし、一九〇九年に土肥村に高等科が設立されることになり、吉浜村への高等科委託教育は廃止するにいたった。一方、尋常高等土肥小学校は熱海町泉地区の児童の委託教育を受け容れていて、この措置は後述するように一九六一（昭和三六）年まで実に半世紀にも及んだ。時間の経過とともに通学児童の数も増し、教育内容も豊かとなり、小学校教育は次第に充実していった。

一九二四（大正二三）年一〇月には国鉄熱海線の湯河原駅が開業し、一九二六年には土肥大正期の湯河原町

村は町制を施行して湯河原町となった。大正末期まで、熱海町泉は千歳川添いに少数の農家が散在する程度で、地域住民の日常生活は熱海町よりも湯河原町との関係の方が深かった。湯河原町が急激な経済的発展を遂げつつあるなかで、泉にはそれに見合うだけの学校・役場・郵便局・消防署・警察署などの公共的施設がなく、日頃から不便を抱えていた。

昭和期の湯河原町

一九三四年（昭和九）年二月一日に待望の丹那トンネルが開通して熱海線は東海道本線となり、湯河原発展のテンポはさらに加速度を増した。そして、一九三七年に熱海町は多賀

町と合併して熱海市となり、一九四〇年に吉浜村は吉浜町となった。福浦村は真鶴町外二か村組合から一旦分離していたが、その後真鶴町外二か村役場事務組合を組織して役場事務を共同処理してきた。しかし、一九四六年に同組合から分離して福浦村役場をもつことになった（『第二卷』二二五八、『第三卷』第五章第五節）。

この間、泉地区では湯河原町との合併を推進しようとする動きが波状的に見られた。その経緯の要点を簡略にまとめると、以下のようである。

- ① 一九二五年 泉区有志、静岡県議会へ陳情するも議会の否決で挫折。一方で湯河原町有志への働きかけも行う。
- ② 一九二九年 湯河原町長・泉区長・泉区民らが連名して衆議院・貴族院の両院への請願書を提出するが、静岡県・熱海町の反対により不成功に終わる。
- ③ 一九三二年 杉本町長・泉地区代表らが上京して鈴木喜三郎司法大臣の了解を取り付けるも実現に至らず。
- ④ 一九四五年 合併運動が起こるが食糧供出問題などで立ち消えとなる。
- ⑤ 一九四九～一九五〇年 泉地区を熱海市から分離独立させ田方郡泉村を置き、その後湯河原町と合併する案が浮上するが、熱海市長・市議が猛反対し不調に終わる。ただし、区民の一部要望を汲んで戸籍・印鑑・配給・各種証明などの事務処理を実施するに至る。

町村合併促進法の成立

敗戦後の一九四七（昭和二二）年に地方自治法が施行され、湯河原町は戦後の悪性インフレーションが亢進する経済状態のもとで諸制度の改革に着手した。中でもとりわけ最初に取り組んだ大事業は、六・三制に基づく学制改革に対応した中学校の新設事業であった。この件に関しては、隣接町村間での中学校共同設置の構想も浮上したが実現には至らなかった。その結果、吉浜町と福浦村は中学校組合を結成して吉浜町に、湯河原町は単独で新制中学を建設することになった。この背景には既述したようなこれまでの真鶴町と福浦村の行政上・教育上の業務提携の歴史が介在していたと考えられるが、一方でその後の湯河原町の将来の方向性を示唆する要素もあったのではないかと思われる。

中学校建設事業が一九四八年頃に一段落すると、湯河原町は公園建設事業、海岸から湯河原駅に通ずる幹線道路建設事業、町営上水道事業、土地区画整理事業などを相次いで実施し、観光地湯河原としての景観を整備していった。また、吉浜町では柑橘栽培が絶好調で、貯蔵施設の整備や技術改良も普及して農業経営は極めて安定した。

さらに、漁業を主たる生業とする福浦村は、定置網漁・きんちゃく網漁、かつお漁、小釣漁などで一時かなりの漁獲量を上げることもあったが全般的には伸び悩みが目立った。

泉地区との合併問題

こうした町村間での財政上の不均衡が顕著になり始めた頃、一九五三（昭和二八）年に町村合併促進法が改正・施行されると、各町村間に合併促進の新たな動きが見られるようになった。その翌年には早くも西相町村合併促進協議会が発足し新町建設に向けての策定計画が練られたが、結局、両者間の合併条件の折り合いがつかず、一九五五年二月には同協議会は解散した。その結果、最終的には、同年四月一日、町村合併促進法に基づき湯河原町・吉浜町・福浦村が合併して現在の湯河原町が形成

されることになった。新庁舎は旧湯河原町役場が充てられ、旧吉浜町役場と旧福浦村役場には出張所が設けられた。その際、旧吉浜町の区域内に吉浜財産区を設け、約五〇九ヘクタールの土地を帰属させたほかは、一切新しい湯河原町に継承することになった。

新しい湯河原町が誕生して町村合併問題は終結したかと思われたが、今度は泉地区の帰属のあり方が改めて問われることになった。その理由は、先の町村合併促進法の条項中に、地域住民の一定数以上の署名が集まり、内閣総理大臣の勧告を得て住民投票を行うことにより、関係議会の議決を得ずに県境にわたる町村の境界変更が可能であると明記されているからである。その結果、地域住民、つまり泉地区帰属問題は熱海市や、静岡県と神奈川県との市町・県境界線引き問題にまで発展し、さらには泉地区内の住民間でも合併賛成か反対かを巡る事態にも波及して泥沼化の様相を呈するようになった。この憂慮すべき状態を重く受け止めた政府は、一九六一年六月一五日に内閣総理大臣諮問会議を発足させ、両県の事情調査に乗り出した。その答申を受けて、内閣総理大臣は同年六月二九日に「泉区現状維持、つまり熱海市と湯河原町との境界変更は行なわない」旨の裁定を下し、泉地区帰属をめぐる境界論争は一応決着したとした。これに対し、翌日、湯河原町は臨時議会を召集してこの裁定に強く抗議し、従来から採用してきた泉地区への友好的施策を棄却した。その結果、これすべてが完了したわけではなく、さらなる難題が重くのし掛かってきた（第一部第一章第二節）。

泉地区児童・生徒の 既述したように、紆余曲折うよまよまげはあったものの、湯河原町は明治時代以降約半世紀以上にわたって、熱海市泉地区の児童の教育委託（『第二卷』三六一）によると、一九五六（昭

和三一）年度の委託児童・生徒数は湯河原小学校（以下「湯小」という）及び湯河原中学校（以下「湯中」という）合計二二〇人で、その教育委託費は約五七万円であった）を受け容れてきた。しかし、一九六一年六月

二九日をもって泉地区の熱海市への帰属が確定したことで、湯河原町はこれまで湯小及び湯中に通学していた児童・生徒約二〇〇人の教育委託を九月から拒否する旨を熱海市に通告した。学期末の最中、それも突然に八月中に転校手続を完了しなければならないということで、児童・生徒はもろろんのこと、保護者らは強い衝撃を受けた。それはこれまでの町村合併問題による精神的なわだかまりが残る中で、保護者らの意向を汲みながら、湯河原町と熱海市が泉地区の児童・生徒らの教育委託を短期間で如何に迅速かつ円滑に解決するかという課題でもあった。この件に関しては、『第四巻』一一〇①～⑩に依拠しながら、事態の推移をたどってみることにしよう。

湯河原町長から熱海市長宛ての文書を受理した熱海市PTA協議会会長並びに同市子供会世話人連合会会長は、同年七月一七日、湯河原町長宛てに政治的判断ではなく、大所高所に立った判断を下してほしい旨の要望書を提出した。また、その翌日には、熱海市長からも泉地区児童・生徒の教育委託措置の延期を求める懇願書が提出されたが、先の通告通りと回答した。さらに、先の要望書に対する回答で町長は、湯河原町の教育は教育基本法や学校教育法の規定によって実施されるべきものであり、情実に影響を受けるものではない。合併問題の裁定で湯河原町と泉地区は行政区画を異にするのが良いとの公的な判断が確定した以上、今後は湯河原町民は熱海市泉地区とは一線を画すべく不退転の決意で臨むと回答した。

これを機に、湯河原町教育委員会（以下「町教委」という）は熱海市教育委員会に対し、長期間にわたって継続してきた児童・生徒の教育委託は九月一日をもって停止するので、その準備を進めるため、当該児童・生徒の名簿を先方の小・中学校へ各一部ずつ送付したいと通知した。これに対して熱海市からは泉区内に小・中学校を建設すべく準備を進めているが、期日までには間に合わないので、新校舎が竣工するまで、従来通り当

該児童・生徒の教育委託を継続してほしい旨の懇願書が送付されてきた。この件につき、熱海市議会は八月一日に市議会全員協議会を開催し、一九六一年度中には校舎を完成すること、所要の予算措置を講じることがを明言し、その間、湯河原町が一旦取り下げた委託教育を取り上げて継続してくれるように懇願した。

この熱海市の意向は湯河原町全員協議会で報告され、七月三十一日に当該児童・生徒の教育委託はできない旨を再確認し、町長の措置を全面的に支持しているので、熱海市議会の意向には添えないと回答した。「進退維^まれ谷^{きや}まれり」状態の最中、約束期日三日前の八月二十八日に、町教委から、熱海市泉地区の児童・生徒が転入してきたので、泉地区の保護者宛てに「児童・生徒の入学について（通知）」が配付され、大事には至らなかった。一九六一年九月六日現在、湯河原町が集約した最終的な元熱海市泉地区出身の児童数は、男子四五人、女子四二人、総計八七人であった。

2 湯河原中学校のいじめ問題をめぐって

いじめとは何か

いじめは何年も前から人間社会の解決すべき重大課題の一つとして認識されていながら、いじめがよく取り上げられるが、最近では一般社会の職場でのいじめも深刻化している。

町教委は、一九八一（昭和五六）年度の町教育施策を発表し、「教育問題に関しても昨今後半以来の大きな社会問題として発生表面化した。校内暴力にいたっては誠に憂慮に堪えないことで、教育不信の念を深く国民にいだかせたことに対しては、行政はじめ教育現場の教師、地域社会、家庭それぞれが反省と自覚を強くすべきと考える」との見解を示した。

本節では学校内外でのいじめ問題を取り扱うが、初めていじめの定義が話題となったのは、一九八六年に文部省(当時)初等中等教育局児童生徒課が実施した「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」のときである。この調査では、学校内外を問わず、自分より弱い者に対して、一方的に身体的あるいは心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものとした上で、学校としてこれに関係する児童・生徒やいじめの内容を事実確認しているものだけはいじめとして認定していた。しかし、この基準では現代ではいじめと考えられても、その当時では事実認定されないケースもままあり、一九九四(平成六)年に実施した同調査では、学校の事実認定の項目は削除し、いじめに該当するか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童・生徒本人の立場に立っていこうと改定した。

つづいて、二〇〇六年の文部科学省統轄下での同調査では、最初の定義文言中にあった「一方的に」「継続的に」「深刻な」という文言が削除され、「当該児童・生徒が一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と改定された。

二〇一一年に発生した滋賀県大津市でのいじめ事件では、当時の学校や市教育委員会の対応の不手際が問題視され、社会的な大問題に発展した。これを契機に政府は法整備に着手し、翌々年六月二八日に国会では議員立法によって、「いじめ防止対策推進法」が可決成立し、九月二八日に施行された。その際、国と学校に対してはいじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、地方公共団体に対しても地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定された。その内容は、いじめの定義、学校の対処方法の明確化、具体的な対処内容、重大事態への対処の指針の四件からなる。

この法の注目すべき点は、法第二条で「いじめ」を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍し

ている等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義し、その基準を「他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」により、「対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの」と具体的かつ明確に位置付けていることである。

この間、湯河原町では、「湯河原町いじめ問題対策連絡協議会」を年二回、「湯河原町学校サポート会議」を年三回開催し、町教委と町立小・中学校及び関係諸機関との連携を密にし、いじめ防止や指導のあり方等を協議した。さらに二〇一三年八月には「湯河原町いじめ防止プラン」を町立学校に提示し、教職員への周知徹底を図つた。このような法の定義や国・神奈川県の基本方針に基づいて、湯河原町では、「学校の内外を問わず、児童生徒がいじめと感じたものはすべて、いじめ」としてとらえている（「湯河原町いじめ防止基本方針 平成二六年七月決定」）。

社会問題化 いじめ行為が社会的に問題視され注目を浴びるようになった頃、二〇〇三（平成一五）年六月初めたいじめ

月一八日の「総務文教常任委員会」で、「湯河原中学校の生徒指導の現況について」が報告事項で取り上げられた。当事者・報告者として召喚された教頭の発言によると、一九九九～二〇〇一年にかけて生徒の一部がよい状況で学習に励めなかつたことがあつた。その原因はいじめが発端で、いじめを仕掛けた側が相手側から反撃を受け、学校に来られなくなった、いわゆる「不登校」に陥つたという事件である。原因は双方にあつて一方的なものではないが、学校に来られなくなった生徒に対し、学校側は「君にも問題がある」という指導法は絶対に取らず、学校に来られなくなったこと自体が一番大きな問題であるというところからスタートした。「湯中の再生」を合言葉に、教員と生徒及び生徒間の人間関係の構築、小学校教員との交流・連携、

学習意欲の向上、部活動加入の活性化、町議会議員からの助言、地元住民からの呼びかけ・声掛け、トイレ改修などの環境整備により、「どうなってしまうんだろう」という時期」を脱して「見違えるような良好な状況」が保たれるに至ったという。

しかし、それから六年後に町教委が校長会を介して、町内の各小・中学校でのいじめの実態調査を指示したところ、湯中では各学年にいじめがあることを確認し、担任や学年教師集団で個々に指導にあたっていることが明らかとなった（「議会ゆがわら」六一号）。湯中では定期的なアンケート調査（二か月に三回程度、原則無記名回答、何らかの情報があれば記名式のアンケート方式も採用「困っていることがあつたら何でも教えて」）を実施してきた。その後の町内小・中学校での三年間にわたるいじめ認知調査における認知件数は表1のとおりである。その内容は言葉の暴力、持ち物に対する嫌がらせ行為が中心であつたという（「議会ゆがわら」七三号）。

このように、過去にアンケートなどを通じていじめを把握し、対応して解決した事例も少なくなかつた。しかし、生徒が嫌がらせを受けている現場を複数の生徒が目撃しながらも、残念ながらいじめの現認までには至らなかつたケースはさらに多かつたと推測できる。湯河原町ではないが、過去にいじめ事件で子どもを亡くされたご遺族の中に、「いじめアンケートなどの手法よりも教師と子どもとの信頼関係こそ重要である」という意見があることは極めて重い。いじめ行為は千差万別で多様な態様をもって発生する。その根元を絶滅するためには、いじめは生徒同士及び教員と生徒との関係において、「絶対にはい

表1 小・中学校のいじめ認知件数

年度 学校名	2007	2008	2009
湯河原小学校	1	1	1
吉浜小学校	1	0	0
東台福浦小学校	0	0	0
湯河原中学校	37	8	4

〔資料〕「議会ゆがわら」73号

〔注〕2009年度は、12月定例会時点の件数

けないこと」という共通認識を相互に確認し合うことが大切である。

二〇一一年の滋賀県大津市でのいじめ事件に衝撃を受けた神奈川県教育委員会（以下「県教委」という）は、翌年四〜九月にかけて、県下の公立小・中・高全校を対象としていじめ緊急アンケート調査を実施し、その結果を一月に公表した。把握されたいじめ件数は四七九七件、前年度の一年間の一・一二倍、その内、生命や身体の安全が脅かされる重大案件は一〇件であった（「神奈川新聞」平成二五年四月一四日付）。

湯中生徒の 新学期が始まった直後の二〇一三（平成二五）年四月二日、町教委は二日前の一〇日に湯中生徒の自死をめぐって 中二年の男子生徒が、走り書きメモを残し自死した、と発表した。湯中では一日、緊急全校集会を開き一人の生徒が亡くなったことを説明し、直ちに当該学年の二年生約一九〇人に緊急アンケートを実施した。これによると、その約二割から「生徒が―筆者注」たたかれていた」「かばんを持たされていた」などの回答が寄せられ、関与した複数の生徒名が列挙されていたという。同日の会見で、教育長は「若い貴重な命が失われ、大変遺憾。ご遺族に深く哀悼の意をささげます」と述べ、同席した湯中校長は「〔現時点では―筆者注〕生徒へのいじめがあったという認識は持っているが、自殺との因果関係は分からない」と述べるに止まった（「神奈川新聞」平成二五年四月一三日付）。

一方、町教委は、これまで当該生徒から学校への相談はなく、クラス担任や部活動顧問もいじめを把握していなかった。また、学校が定期的に実施しているいじめアンケートにも、当該生徒に関する内容は寄せられていないと説明しているが、二月に生徒の帰宅が遅いと親から学校に問い合わせがあり、問い質したところ同じ部活動の生徒に通学路から離れた場所に連れまわされていたことがあった。これに対し、部活動顧問から生徒に口頭で注意はしたが、いじめ発覚までには至らなかった。また、自死発覚の経緯については、ご遺族

は「自室に走り書きメモがあったが、内容の公表は差し控える」とされ、一方、学校側は「いじめの詳細については、つかめていない」とし、いじめが自殺の原因か否かは「これから調査して明らかにしたい」と説明した（「神奈川新聞」平成二五年四月一三日付）。

自死事件があつてから五日後、湯中ではいじめとの関係で当該生徒にどのような行為が加えられていたかを詳しく把握するため、二・三年生を対象として再アンケート調査を実施した。この調査では、当該学年の二年生に対しては前回寄せられた回答以外も含めて、「見たことを書いてほしい」と一歩踏み込んだ投げかけをして回答を求め、また三年生に対してもアンケートを実施した。そして、この結果を集計し内容を確認して、一六日の臨時保護者会に臨んだ（「神奈川新聞」平成二五年四月一六日付）。

臨時保護者会（四一人出席）の席上、町教委は当該生徒が受けていたいじめとの関連を入念に調査するため、専門家からなる第三者委員会の設置を視野に入れていくこと、昨年度中に今回とは別件のいじめが一九件あつたことも明らかにした。その後、町教委教育長や校長らが記者会見に対応した。臨時保護者会での説明内容を明示した後、再アンケートとともに、いじめ行為に関係した生徒への聞き取り調査を実施したこと、第三者委員会の設置時期については、「引き続き学校が調査を進め、いじめの全容を把握した後」を想定している」と表明した。出席した保護者からはいじめの事実を明確にするよう求める声もあつたが、町教委は「調査中」としたうえで、事実の解明に全力を挙げて取り組む姿勢を示した（「神奈川新聞」平成二五年四月一七日付）。

また、県教委は一六日に湯中自死事件を受けて臨時会を開催し、今後の対応策などを協議した。臨時会後、具志堅幸司県教委委員長は、今後の検証については、「学校と町教委が中心となるが、支援は全面的にしていく」と述べ、同日までに県職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど延べ六九人の派遣、ア

ンケート手法の見直しの必要性などを強調するとともに、一五日付けで「いじめ問題への迅速かつ適切な対応について」などの通知を各市町村教育委員会の委員長宛てに発出し、再発防止を呼び掛けた（「神奈川新聞」平成二五年四月一七日付）。

ついで二一日には、湯中内に町教委事務局長を本部長として、同学校教育課副課長、同指導主事、県教委教育局子ども支援課指導主事、同足柄下教育事務所指導主事及び同事務所勤務教育相談員二人で構成される「町立中学校における支援対策本部」を設置し、総動員体制を構築して生徒・保護者へのアンケート、生徒・教職員・保護者・ご遺族からの聞き取りなどを行い、後述するように七月二十九日には「調査報告書 平成二五年七月二十九日 湯河原中学校支援対策本部」（以下「支援対策本部調査報告書」という）をまとめ上げた。

神奈川県警察の調査とその後 神奈川県警察（以下「県警」という）少年捜査課及び小田原署は、湯中が実施したアンケート調査に基づき、四月一七日から同校二・三年生一八人に対して聞き取り調査を実施した。その結果、三人の男子生徒は当該生徒に対して繰り返し暴行を加えるいじめがあったと認定した（「神奈川新聞」平成二五年六月一日付）。

三人の供述によると、二〇一二（平成二四）年の入学当初は「いじり」などと称して当該生徒部活動あるいは学校生活全般で嫌がらせをしたり、からかったりしていた。しかし、これに対して当該生徒が反発したり、文句を言ったり、先生に言いつけることもなく、ただじっと耐えているだけであった。ただ面白かっただけの理由で、それ以外は何もない、と話したという。さらに、三人は学校が実施したアンケート調査や県警の調査に対し、ほかにも暴行を加えていたと述べていることから、県警は別件のいじめがあったものと判断して、関連するほかの行為についても引き続き聞き取り調査を行った（「神奈川新聞」平成二五年六月一日付）。

二〇一三年五月、三人の男子生徒は当該生徒に対して繰り返し暴行を加えるいじめがあったとして、学校長から学校教育法施行規則に基づく訓告を受けた。また、県警及び小田原署は、自死した生徒への暴行の非行容疑で、三人の生徒を六月一〇日付けで児童相談所に身柄とともに送致した。同日、町教委教育長は記者会見の席上で、三人の生徒の「送致を重く、重く受け止めている。教育活動の中で暴行があったこと、それを見つけれず適切に解決できなかったことは大変申し訳ない」と謝罪した（「神奈川新聞」平成二五年六月一日付）。

加害生徒三人が児童相談所に送致されたことにつき、有識者や長年生活指導を担当してきた現職の教員はどのように考えているのだろうか。ある有識者は、県警の今回の対応は「うやむやにせず」「いじめ事件を徹底的に―筆者注〕調査する、という姿勢の表れ」と県警の対応を分析している。また、現職の教員は、加害生徒の「立ち直りの機会をつくるのが学校の役割」であり、「卒業まで反省を促す場を繰り返し設けていく」ことが肝心であり、学校復帰に「他の生徒が抵抗を覚えるかもしれない」としながらも、「いじめが二度と起きないよう、傍観していた生徒も含め、時間をかけて丁寧伝えていくことが大事」と指摘している（「神奈川新聞」平成二五年六月一日付）。

六月二五日には、命の尊さを伝える講演会が湯中で開かれた。県警被害者支援室とNPO（特定非営利活動）法人神奈川被害者支援センターの担当者が講師となり、「家族や友人など自分を支えてくれる人がいることを忘れないで」と訴えかけた。その後、いじめによる暴行を受けて男子高校生が自死した問題を扱ったDVD（映像記録媒体）を視聴した後、同センターの係員が登場し、映像を想起しながら、「犯罪の加害者にも被害者にもならないで」と、「いじめやつらいことがあっても、一人で悩まないで誰かに相談を」と呼びかけた（「神奈川新聞」平成二五年六月二六日付）。

同日、横浜家庭裁判所（以下「家裁」という）小田原支部は、生徒を叩いたとして暴行の非行内容で送致されていた少年の審判を開き、全員児童相談所長送致との決定を下した。少年法には、家裁が児童福祉法に基づいた指導が相当と判断した場合、児童相談所長に送致することを規定している。また、送致後の措置として、児童福祉司や児童委員による指導のほか、保護者への訓戒などが同法で定められている。県警などの調査によると、二月下旬以降、三人は断続的に交互に当該生徒にいじめによる暴力行為を繰り返して、それが発覚して六月には暴行の非行内容で児童相談所に送致された。その後、別の五件の暴行で追送致し、七月三日までに家裁小田原支部に送致された。このような経緯を踏まえ、町教委は一六日に、「日常的ないじめが自殺に関係した可能性がある」とする調査結果を公表した。さらに二九日には支援対策本部調査報告書が完成し、八月中には「湯河原町いじめに関する調査委員会」を発足させ、ようやくいじめと自殺の因果関係を詳しく調べる段階に至った（「神奈川新聞」平成二五年七月二六日付）。

第三者委員会での検証

支援対策本部による調査が進捗するにもなつて、その結果を精査し、さらにこの事案を検証するために、湯河原町は、二〇一三（平成二五）年六月一七日に湯河原町議会（以下「湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例」（以下「第三者委員会」という）を制定した。この条例を受け、湯河原町は第三者委員会を円滑に運営するために、六月二一日に「湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例施行規則」を公布し、八月一〇日に町教委から委嘱された五人の委員（児童福祉士・臨床心理士・弁護士・児童精神科医・教育関係者）からなる第三者委員会の初会合が開かれた。委員長に小林正稔（県立保健福祉大学教授・臨床心理士）が選出され、「悲しい出来事を検証し、二度と起きないように調査を進めたい」などと述べた。会合は非公開、一〇回前後開催し、答申案は年内をめどにまとめるとした（「神奈川新聞」平

成二五年八月一日付)。

本委員会の任務は、町教委の附属機関として町教委の諮問を受け、自死といじめとの関連、自死に至るまでの事実調査の検証、学校及び町教委の事後対応の検証、学校及び町教委の今後に向けての取組みの検討、学校及び町教委が執るべき措置への提言、以上五項目の検討を行うことである。

町教委によると、今後の審議の進め方や支援対策本部がまとめた調査報告書を踏まえた調査課題を協議したほか、生徒らに対して実施したアンケート結果も提示された。委員からは「男子生徒や加害生徒の生い立ち、家庭環境についても知りたい」「担任や部活動の顧問に話を聞く必要がある可能性もある」などの意見も出された。閉会后、町教育長は「第三者的な立場で検証していただき、町教育委員会としても対応していきたい」などと述べた。二回目以降、第三者委員会は湯中の視察や関係者への聞き取り調査などを進めて、当該生徒が受けたいじめとの因果関係を継続的かつ慎重に調査・協議していたが、二〇一四年三月二日、「調査報告書 平成二六年三月二日 湯河原町いじめに関する調査委員会」(以下「第三者委員会調査報告書」)をまとめ上げた。

四日、第三者委員会の小林委員長は町教育センターで会見を開き、当該生徒が自死するに至るまでに受けた数々のいじめの内容を具体的に列挙し、「自殺はいじめの結果によるものと推認でき、両者には関連性が認められる」などと結論づけた「第三者委員会調査報告書」を公表した。学校の対応については、「日常の教育活動が手抜きになってしまっていたことが要因」と指摘し、当該生徒が自死する前日、担任に自己紹介カードの裏面に、「たまには僕たちの悩みを聞いてください」というSOSと思われるメッセージを書き遺していたことなどを踏まえて、「教員らはいじめに気付くチャンスはあった。学校全体がいじめなどに対してまひしてい

た」と指摘し、「男子生徒はSOSを出していたが、先生はそれを受け止められていなかった」と分析した。

さらに、当該アンケートの対象となった生徒がまだ在籍中にも拘わらずアンケート用紙原票が破棄されていたことについては、あまりに杜撰として遺憾の意を述べた。調査結果はご遺族の元にも伝えられたが、ご遺族の受け止め方に関しては、「全て納得いく内容ではないだろうが、一応の理解はいただいている」と語った（「神奈川新聞」平成二六年三月五日付）。

最後に第三者委員会調査報告書は再発防止にも言及し、町教委や学校に対しては、教育活動や生徒指導の見直し、教員研修の充実、いじめ防止対策の検証を毎年町議会に報告などといった改善策の実践が提言された。これを受けて、町教委教育長は、「委員会からの答申を真摯に受け止め、このような悲しい出来事が二度と起きないように町全体で全力で取り組む決意だ」と述べた。翌五日夜、町教委は保護者説明会を開き、第三者委員会の調査結果を報告した（「神奈川新聞」平成二六年三月五日付）。

今後の取組みに 第三者委員会が提出した「第三者委員会調査報告書」の提言は、①～⑬の項目からなる。本
ついでにの提言 報告書は極めて長文のため、紙面の都合により割愛し、骨子のみを紹介するに止める。詳細は湯河原町役場ホームページを参照されたい。

① 「支援対策本部調査報告書」には、今後湯中・町教委双方が取り組むべき課題の詳細が提示されており、これを基に湯中には指導内容の修正などの八項目、町教委には施策や取組みの修正などの一〇項目にわたり詳細に提言を行っている。

② 第三者委員会は支援対策本部の提言をいずれも適切かつ重要なものと考ええる。湯中・町教委に対してこれらの提言を誠実に実践して欲しい。まず、「いじめ」とは何か、どうして今回のようなことが起こ

- てしまったのかを、中学校の現場で、教員も生徒も、共にしっかり考える作業を継続的に行ってほしい。そして、提言を実践することで、二度とこのような事案が起こらない意味のある提言としたい。
- ③ 今回の事案においては、一連の「事実」を見ていた、教員・生徒がいたにもかかわらず、いじめという認識を持たれないまま自死という痛ましい結果に至ってしまったということが極めて重要な点である。また、いじめ予防・防止が教育界でこれだけ叫ばれながら、一向に有効な方策が取られているとは言えない現状もある。これらのことを踏まえて、本調査委員会は、支援対策本部の「今後に向けての取組」を補完し、その根幹となる理念と若干の具体的な取組方法四項目を新たに提案する。
- ④ いじめ問題の具体策として、本件事案が起こった四月を、湯河原町の「いじめ防止・人権月間」のように位置付け、「いじめ予防授業」や講演会などに取り組むことを提言する。
- ⑤ 湯中・町教委が取り組むべき課題が、いかなるプランで、どのような手順で実施するのかというプロセスが示されていない。また、具体化するための財政的な裏付けも触れられていないので、しっかり認識を持って進めてもらいたい。
- ⑥ いじめの問題は、県下でもここ四半世紀の間に幾人もの若い命が、いじめが原因と思われる自死によって絶たれている事実を忘れてはならない。湯中・町教委に対しては、どのようにして一人ひとりの子どもの思いを聴き取るかということに真摯に向き合い、継続性と具体化の努力を強く望む。
- ⑦ いじめの問題を考えるにあたっては、思春期の多感な時期を過ごす生徒が集う中学校が、子どもたちの安心できる「居場所」として機能しなければならないことは言うまでもない。子どもたちが「居場所」として安心できる環境を整えれば、お互いに助け合う関係を構築することができるはずである。

- ⑧ 中学生は多感な時期である。教員が一人ひとりの生徒に、いろいろな場面で寄り添い、生徒の行動を観察し、適時支援することは当然であるが、さらに日頃の生徒の多種多様な行動が、いじめや嫌がらせ行為等として一部特定生徒の被害に発展しないかを点検し、あるいは一部特定生徒の被害とならないように予防・防止対策を講じ、円滑な教育活動を維持継続しなければならぬ。そのためには、情報収集・情報共有のあり方と問題行動の予防に向けた連携のあり方を追求し、教員間の連携を促進できる体制を速やかに確保することが望まれる。
- ⑨ 本調査委員会が行った湯中側への事実確認の中で明らかになった大きな問題として、本件事故前に定期的実施されていたアンケートの取り扱い、記録保存の問題が挙げられる。
- ⑩ 町教委は、事務局を含め体制があまりにも少人数であり、町内の小・中学校に対して、必要な時に必要なだけの支援を行うことはできない。
- ⑪ 町教委として、また町としていかなる児童・生徒を育みたいと考えているかということについて、子どもの最善の利益のため、子どもも含めた町民の総意としての、宣言、もしくは条例を制定し、全町民に共通の目標とするように提言する。また、町教委のいじめ防止に関する対策の実践について、毎年検証を行い町議会に報告すること。さらに、町民に「いじめ問題」の関心と協力を促すために「いじめ対策協議会」を設置し、町の実情に合った協力体制を確立すること。児童の健全育成は、百年の計であり、最も生産性の高い投資であることを認識して、積極的にこれらを実施することを要望する。
- ⑫ 湯中については、本事業に関して事前に気付くことができなかつたという反省を踏まえて、支援対策本部の「今後に向けての取組み」に加え、校内システムの確立、生徒指導に関する資料及び記録の保存・

管理、年度末にいじめに向けた取組みを町教委に報告することを提言する。

- ⑬ 湯中支援対策本部及び本調査委員会の両「調査報告書」は、速やかに湯河原町全教員及び関係者に公開することを強く要望する。これにより、本事案が与えてくれた教訓を、大人として共有することができ、目標に向かって具体的に動き出し、再発防止の要となることを期待する。さらに、学校・町教委・県教委の組織間に壁を作り、お互いに見合ってしまったくないように、互いに積極的な意見交換ができる環境を作り、学校教育のスタンダードとガイドラインをきちんと策定するよう要望する。

最後に、加害者とされる生徒たちが、今後本事案の教訓を生かしてより健全に成長できるように支援することは、学校及び町教委の責務であることを忘れてはならない。悪いことをした子どもたちというレッテルを貼ったまま、成長させることは本人たちだけでなく、周囲の生徒たちにとっても「不幸」を招くことになりかねない。学校・町教委は明確なプランのもと、加害者とされる生徒に対しての支援を責任もって行うことを期待したいと締め括った（「第三者委員会調査報告書」）。

いじめ問題への 第三者委員会の答申書の提言を真摯に受け止め、町教委は「平成二六年度 湯河原町人権教育本格的な取組み 育に係る年間計画」を策定し、四月を「湯河原町人権月間」と定め、町立小・中学校で人権

教育や人間関係作りを積極的に取り扱っていくことにした。具体的には、教科では道徳の時間に人権問題を、学級活動では人間関係作りを、朝会や学年・全校集会では校長や学年教員集団がいじめなどに関する講話を積極的に取り上げるように心掛けた。また、湯中では美術部の部員の協力を得て、人権月間を視覚的にアピールするポスターを製作し、町内の公共施設など約五〇か所に掲示した。町教委はいじめによる生徒の自死を、決して風化させることなく、町全体でこれから「生きる力」とした。このほかに、「教育相談週間」「学校サポー

ト会議」「保護者アンケート」などを計画し、様々なかたちで生徒によりそうこととした。

続いて、町教委及び学校は、いじめとの因果関係を調査していた「第三者委員会調査報告書」で、「当該生徒の自死は―筆者注」いじめの結果によるものと推認できる」などとの結論が出されており、それに対する両者の改善策やその実行の提示を求められていた。短期間ではあったものの、提言に対する具体的な取組みを五月中に策定し、七月一日に次のような五項目からなる「湯河原町いじめ防止宣言」を制定した（「学校及び教育委員会が執るべき措置への提言に対する具体的な取組について」）。

- ① 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有する。そして、すべての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組む。
- ② 学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起りうることから、地域全体で子どもを見守る。
- ③ 学校は子どもが安心して学習、諸活動に取り組めるよう、いじめの防止等に取り組む。
- ④ 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進めていく。
- ⑤ 大人はあらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教える。また、学校は、子どもに向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組む。

これに対し町教委は、第三者委員会の指摘にもあるように、「一過性ではなく、継続と具体化の努力を」、年三回取組みの振り返りを行うとともに、「第三者委員会の提言を最大限に取り入れ、学校や町教委だけでなく、

町全体として進めていく。毎年検証し、問題があれば改めていきたい」と語った（「神奈川新聞」平成二六年七月一六日付）。

さらに、二〇一四年九月二九日、湯河原町は国の「いじめ防止対策推進法」や第三者委員会の提言などを踏まえ、「湯河原町いじめ防止基本方針」を策定し公表した。この方針の骨子は、「湯河原町町民憲章」（一九八六（昭和六一）年三月告示）に盛り込まれた思いやりに満ちた明るく住みよいまちをつくるとともに、子ども一人ひとりの「いのち」が輝く湯河原町を目指し、心豊かで安全・安心な社会の形成に向けて、子どもと大人が当事者意識をもって、いじめ問題に取り組むための基本理念を掲げたものである。

具体的な取組みとしては、町教委は事務局の人的態勢の充実に努めることや、毎年度末にいじめ防止対策の実践について、検証して町議会に報告することとされている。さらに、いじめによる重大事態の際の対応策の事例を列挙し、子どもや保護者などから重大事態の申し立てがあった場合は、学校現場で重大事態ではないと判断しても、重大事態であるとみなして真摯^{しんし}に対応している。さらにまた、過去のアンケート調査の目的や方法を丁寧^{ていねい}に精査し、その回答用紙の保管についても充分に注意する。これに対して、町教委の姿勢としては、「早期発見に努め、「いじめ―筆者注」解消につなげることに傾注する」とした（「神奈川新聞」平成二六年九月三〇日付）。

その後、二〇一五年二月、いじめ防止対策推進法第十四条の規定により、いじめ防止に関係する機関及び団体との連携を図るため、湯河原町いじめ問題対策連絡協議会を設置するにあたり、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定した。また、一月には第三者委員会の提言を受け、町内各学校で取り組んだいじめに関する対策についての報告を受けた。

まとめにかえて

湯中でのおいじめ事件からいじめの実態をみてきたが、これを解決することがいかに難しいことであるかがお解りいただけたかと思う。いじめはいつでもどこでも発生する卑劣な行為で、その有様は様々であるが、是が非でも早期に見出し対応することが肝心である。学校が子どもたちにとって安心・安全の居場所であり、心通う人間関係作りの温床となるよう、町教委・学校・家庭・地域社会が一丸となって、「いじめは子どもの心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である」との共通認識をもって、協働して闘うべき重要課題である。

第三節 社会教育・地域活動の展開

1 湯河原町民大学の歩み

湯河原町民大学の発足

一九五三（昭和二八）年の町村合併促進法が一つの契機となり、翌々年四月一日に湯河原町・吉浜町・福浦村の二町一村が合併して新制湯河原町が誕生した。一九五六年

六月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が公布され、一〇月一日より新たな体制での教育委員を選任する必要が生じた。その教育委員として、八亀武雄町長の推薦並びに町議会の同意により、大根田資雄・おきなかつねゆき沖中恒幸・宗久佐・わたぬきてつお綿貫哲雄・むかたかゆき向笠孝之の五名が任命され、その中から大根田が教育長に選出されて新教育委員会が発足した。

一月一〇日に開かれた教育委員会の席上、委員から「町民大学」の創設が提案された。そこで、教育委員会は直ちに、

一、明るい、住みよい、美しい、そして国際観光地としても誇るに足る「町づくり」を目ざして、まず町民の教養のための「町民大学」を創設する。

二、この地方にゆかりの深い各界の権威に講師としての協力を乞い、多彩にして統一のある講義を年々企画する。

という二大大綱を定めた。町民大学の運営は町長・助役・教育委員をもって理事会を組織し、理事の互選によって理事長を選出し、理事長が大学長に就くとした。町民大学を創設するに当たり、当地湯河原は良質の温

泉が湧き出る風光明媚な観光地であることに着目し、活動の第一歩として、湯河原町居住の民法学者我妻栄、仏教学者宇井伯壽、外交官河相達夫、地理学者田中啓爾、作家山本有三、万葉学者佐佐木信綱の錚々たる当代一流の学者を歴訪した。面会してその趣旨を陳べ、協力を要請したところ、共に快諾を得ることができた。これに教育委員の金融経済学者沖中恒幸、医学博士宗久佐、中央大学教授綿貫哲雄の三名を加え、この九名を常任講師として、一九五七年四月一三日に湯河原小学校の二階作法室において、町長・助役・町議会議員・教育委員、町内有志並びに受講生三〇人の列席のもと、開校式を執り行った。ここに、「湯河原という人口三万に満たない県西の町に過ぎたるもの三つ（町民大学・町立図書館・文化福祉会館）あり」と言わしめた一つの試みがついに産声を挙げた。

町民大学の創設精神は、江戸時代の儒学者佐藤一斎の「少く（子ども）して学べば則ち壮（大人）にして為すこと有り、壮にして学べば則ち老ゐて衰へず、老ゐて学べば則ち死して朽ちず」（「三学戒」『言志晩録』）にあり、学び続けることの大切さ、つまり生涯において学をやめなまいという生涯学習の原点を表現したものである。これは町民大学の創設者である綿貫が常日頃から座右の銘として口外していたものでもある。

開講二年後の一九五九年四月には、懸賞募集により、光山樹太郎（詩人）作詞、佐佐木信綱（歌人）補訂、夏莉喜一曲による「町民大学の歌」が完成し、町民大学体操（一九九五年頃都合により中止）で身体をほぐしてリラククスしたあと、毎回受講前に全員で合唱するのが恒例となった。以後、町民大学は綿貫が企画・運営の中心となり、毎月一回の講座を休むことなく継続し、国際観光地湯河原町ならではの冠行事となった。町民大学の特色は国公立・私立といった学校法人としての教育活動の一貫ではなく、あくまでも湯河原町教育委員会（以下「町教委」という）主催の独自の企画であり、一地方教育委員会の社会・生涯教育の一施策である

ところにある。なお、町民大学の創設に際しては、教育委員の綿貫から青年団文化部の青年学級の会員に応援・協力して下支えをしてほしいとの要請があった。さらに、町の中堅を担う人材の育成を期して、青年のみを対象とする湯河原町民大学青年部を併設し、毎月第二土曜日の午後七時から八時三〇分まで、吉浜中学校図書室を使用して学習会を開催したが、こちらの方は講師難に陥り、わずか二年間で終了せざるを得なかった。

一九六六（昭和四一）年には創立一〇周年の記念式典を湯河原農業協同組合会館で挙行了、**町民大学の展開**

『湯河原町民大学十年の歩み』という記念誌を刊行した。この時までの一〇年間の受講修了者（年間一二回のうち六回以上の出席者。ただし、一九八四年までは四回以上の出席者）の中から八名の精勤者が表彰を受けた。

一九六九年には、綿貫と親交の厚かった国際政治学者・慶應義塾大学名誉教授の英修道が、町内に住居を構えたことにより講師として新たに参加した。しかしその後、綿貫が他界すると、英が町民大学顧問として、企画・運営の中心として、講座テーマ、講師陣との交渉等全般において尽力した。この頃は創設当初の高名な講師陣が次々に物故され、新しい講師陣に切り替わる時期にも相当していた。

この間、一九七五年度からは会場を湯河原農業協同組合本所三階大会議室から文化福祉会館三階大会議室に移し、講師諸氏をはじめとする関係者、熱心な受講希望者に支えられ、着実な足取りをもって前進し、一九七六年度には創立二〇周年の記念式典を挙行し、記念誌『町民大学二十年の歩み』を刊行した。こうした学習の場が二〇年間にもわたって継続されていることは全国的にも稀有の例であるとして、二〇周年記念式典には文部省（当時）社会教育局長から祝電が寄せられた。

一九七九年三月、湯河原駅前待望の町立図書館が開館されたのを契機に会場を当館三階集会室に移し、以

後ここを不動の場所と確定した。一九八七年三月一日日には創立三〇周年記念式典が町立図書館で挙行され、永年にわたって町民大学の顧問・常任講師として町民大学の継続・発展に寄与してこられた英修道に感謝状が、また三〇年間休みなく聴講に努めて来られた須藤徳子に精勤表彰状が贈呈された。記念誌『湯河原町民大学三十年の歩み』によると、一九八七年四月までの受講者延人数は三八九八人で、修了者数は二三四五人（内、女性七割弱）に達した。

町民大学が順調な歩

みを進める中で、一九

七九年八月二五日から

二七日まで、社会教育

研究全国集会が湯河原

町を会場として開催さ

れた。「いまこそ地域

に生きるよろこびをと

りもどす教育力の創造

を！住民自治の確立

を―」をテーマに、住

民・関係職員・研究

図1 町民大学の歌

町民大学の歌

一 いで湯あふれて 美しく
ゆたかに展く 幸の町
いつも心の 輝きを
映してあおぐ 青い空
ああ湯河原に ひらく花
町民大学 誇りあり

二 光あまねく 野にみちて
海と山とを むすぶ町
いつも心の 輝きを
清らにみがき 励みあう
ああ湯河原に かおる花
町民大学 みのりあり

三 遠いむかしも 今の世も
つきせぬ深さ なつかしさ
いつも心の 輝きを
ほゝえみながら かざしゆく
ああ湯河原よ いつまでも
町民大学 栄えあれ

町民大学の歌

作詞 樹太郎
補訂 信綱 喜一
作曲 佐佐木 夏羽
光山 夏羽

い で ー ゆ あ ふ れ て う つ ー く し く ゆ
た か に ひ ら く さ ち ー の ま ち い
つ も こ こ ろ の か が ー や き を う つ
し て あ お ぐ あ お ー い そ ら あ
あ ゆ が わ ら に ひ ら ー く は な ち ょ う
み ん だ い が く ほ こ ー り あ ー り

〔資料〕『湯河原町民大学五十年の歩み』

者・学生らが全国から約一六〇〇人も参加した。たまたま、同年は国際児童年に相当することから、最近の子どもたちを取り巻く状況に対して、社会教育をいかに位置付けていくかが話題となった。第一日目は第一全体会で「地域の教育力とは何か」をテーマにシンポジウム、第二日目は「地域の子どもと学校外教育」「学校教育と社会教育」「平和問題と社会教育」など二一の分科会に分かれて研究討議、最終日は第二全体会で集会の総括を行った（「神奈川新聞」昭和五四年八月二十五日付）。

つづいて、一九八一年二月一八日には「地域社会教育振興と社会教育委員のかかわり」というテーマで、県社会教育委員連絡協議会の主催による地区研究会が、湯河原町では七年ぶりに町立図書館で開催された。当日、会場となった町立図書館には、同会に所属する県下の社会教育委員ら約一四〇人が出席した。研究会では県社会連会長、県教育委員会教育長、町助役が挨拶を述べたあと、町教育長から「湯河原町の教育について」、町社会教育委員会議長から「湯河原町の社会教育の現状と社会教育委員の活動について」の実状報告が行われ、その中で両者は輝かしい湯河原町民大学の三〇年の歩みを披露した。その後、映画「湯河原への招待」の上映、開館間もない町立図書館の見学と続いた（「東海日報」昭和五六年二月二〇日付）。

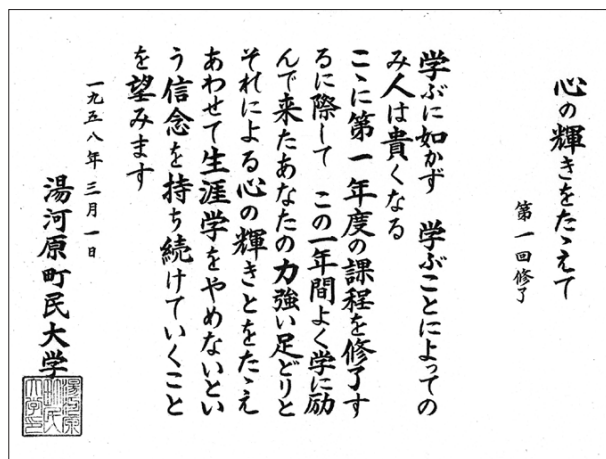
町民大学の講座は発足当初から一九八九（平成元）年までは毎月第二土曜日、それ以降は毎月第三土曜日、午後二時から四時までとされ、講義方式により年一二回、東日本大震災（二〇一一年三月一日）時に一回休講した以外は今日まで一回も休むことなく着実に継続してきている。受講者定数は一九七八年度までは一五〇人、それ以降は二〇〇人と定められた。受講料は極めて廉価で、講師には車代だけで来てもらい、講演料は支払わないとの確約であったが、その後の社会・経済状況の変動にかんがみ、このままでは講師の先生方に失礼ではないかとのことで、一九八一年からは五万円、一九九二年からは七万円と車代を謝礼として支払うことに

なった。また、一九八一年からは湯河原町民大学の企画・運営は運営委員会組織の扱いとなり、常任講師・教育委員・社会教育委員・受講者代表に企画・運営の協力を仰ぎ、多彩な内容、講師により運営されるようになった。受講料については論議の結果、徴収することに決定し、発足時年額一〇〇円、その後は順次二〇〇円・三〇〇円・六〇〇円・二〇〇〇円・三〇〇〇円と値上げされて、一九九七年からは現在の四〇〇〇円と改定された。受講者は予め事務局に登録し受講料を支払うことになつており、登録していないと受講することはできない。ただし、周年記念の公開講座はだれでも参加が可能である。

受講者には各年度の最終回到講義・学習会の後に修了式を挙行し、当人の出席回数を参酌して、受講者に修了証を授与している。なお、「心の輝きをたゝえて」と題された修了証書は、生涯学習に努める意味を込めて、次のように特色ある文面となつている。

この間、元号は長年続いた昭和から平成へと改元されたが、湯河原町民大学は倦まず弛まず継続された。一九九六年には創立四〇周年を迎え、それを記念して町立図書館集会所において町民大学四〇周年記念祝典が挙行された。記念誌『湯河原町民大学四十年の歩み』によると、同年四月

図2 湯河原町民大学第1回修了証



〔資料〕『湯河原町民大学五十年の歩み』

までの受講者延人数は五八九二人で、修了者数は三七三〇人（内、女性は七割強）に達し、町民大学への関心は相変わらず高い水準を維持して来ている。二一世紀を目前にひかえて、高齢化・少子化・国際化・情報化等が声高に叫ばれる昨今の社会的情勢の中で、生涯学習の重要性を予見し、四〇年前から先駆的にそれを実践してきた先見の明に敬服を禁じ得ない。

多彩な講義 一九五七（昭和三二）年四月一三日に開講した町民大学は、二〇一六（平成二八）年をもって**内容と講師陣** 満六〇年、人生でいえば所謂「還暦」を迎えることになった。二大大綱にも謳われているように、開講の趣旨は社会教育・生涯教育の一環として町民の教養を高めるため、聴講者に幅広い分野のことを講義するという方針を採用した。町民大学の講座は一年に一二回開催されるので、これに六〇年を乗じれば、実に七二〇回も開催されてきたことになる。記念誌『湯河原町民大学六十年の歩み』に町民大学六〇年間の講義内容と講師の一覧表が収録されているので、講義の演題を手掛かりに扱われた分野を紹介してみよう（括弧内は講演回数）。

これまでに取り上げられた分野は、全体で約一一〇項目にわたる。その分野別の数値を多い順に配列すると、文学（八〇回）・医学（七三回）・法律（五三回）・政治（四二回）・芸術（四〇回）・歴史（三八回）・経済（三四回）・健康（三〇回）・音楽（二四回）・社会（二二回）・情報（一五回）・教育（一一回）・宗教（一一回）・環境（一〇回）・国際交流（一一回）の順となる。特徴的なこととしては、一九七八〜九四年まで一七年間（ただし、一九八五・九〇年を除く）にわたって健康が、一九八二〜九五年まで一四年間連続して情報が、そして最近では二〇一〇年以降、老後・長寿・終活・国際交流関係の講座が数多く取り上げられていることは、時宜に合った対応といえよう。ただ、温泉（七回）・食（五回）関係の講座が意外と少ないのは気がかりなところ

である。

次に町民大学の趣旨に賛同して参画してくださった講師陣は、この六〇年間で三〇二人に達する。そこに登場する人物たるや刮目すべきものがある。よくぞこれ程までの人材を招聘できたかと思うと、驚嘆に値する。初期の町民大学の礎を築いた綿貫哲雄、その跡を継承・発展させた英修道の傑出した能力と人脈によるところが大きかったと思われるが、前掲『六十年の歩み』から代表的な講師を紹介しておこう（括弧内は講演回数）。講演回数順にあげると、綿貫哲雄（二三回）を先頭に、石井茂（一九回）、我妻栄（一七回）、英修道（一六回）、田中啓爾・高良武久・山岸徳平（各一四回）、宗久佐・沖中恒幸・吉田充（各一三回）、川島武宜・木村一嘉（一一回）、相葉伸・末松満（一〇回）と続いている。この外にも回数は少数ながらも、山本有三・中村元・金田一京助・南原繁・大内兵衛・日高六郎・三輪知雄・円地文子・楠本憲吉・細川護熙・小塩節・早川東三・野依良治ら錚々たる人物が町民大学の講師として招聘されていたことが知られる。

町民大学と受講者

第一回から第七二〇回（一九五七（昭和三二）～二〇一六（平成二八）年）までの町民大学（八人）に上り、開講以来の受講者数は今や約一万人を超える勢いを示している。ここに至り、講師・受講者・町教委が三位一体化した町民大学は、正に「湯河原町の文化遺産」といっても決して過言ではない。一〇年の節目ごとに刊行される記念誌を瞥見すると、受講者は高齢者層が多くて若者層が少なく、性別では女性が男性よりも圧倒的に多いことがわかる。中には夫婦で、親子で、あるいは家族挙って受講する方もいる。

町教委が一九八八年一月二四日に実施した「湯河原町民大学アンケート集計」（配布一一七件、回収一一五件、回収率九八・三パーセント）があるので、これを拠り所にして内容を紹介しよう。

表1 60年間の受講者数

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	小計	
年度	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966		
受講者	男	83	51	47	32	34	34	32	24	33	36	406
	女	108	128	126	82	53	86	77	71	102	84	917
	計	191	179	173	114	87	120	109	95	135	120	1,323

年次	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	小計	
年度	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976		
受講者	男	44	39	32	26	29	33	28	28	43	34	336
	女	103	64	57	55	44	57	62	55	75	64	636
	計	147	103	89	81	73	90	90	83	118	98	972

年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	小計	
年度	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986		
受講者	男	32	26	56	32	35	44	63	61	46	60	455
	女	84	104	131	141	121	126	112	105	112	112	1,148
	計	116	130	187	173	156	170	175	166	158	172	1,603

年次	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	小計	
年度	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996		
受講者	男	55	52	39	40	41	50	48	63	56	57	501
	女	142	186	160	125	142	153	147	160	133	145	1,493
	計	197	238	199	165	183	203	195	223	189	202	1,994

年次	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	小計	
年度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006		
受講者	男	51	71	53	55	52	54	49	61	68	66	580
	女	134	166	145	129	138	146	133	113	126	139	1,369
	計	185	237	198	184	190	200	182	174	194	205	1,949

年次	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	小計	
年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016		
受講者	男	78	76	52	66	64	71	61	60	73	79	680
	女	138	155	164	137	112	146	151	151	122	156	1,432
	計	216	231	216	203	176	217	212	211	195	235	2,112

		1~60回	合計
受講者	男		2,958
	女		6,995
	計		9,953

受講者のうち、修了者 6,818人
 修了者 = 年間12回のうち、6回以上（1984年度までは4回以上）出席した方

〔資料〕 『湯河原町民大学六十年の歩み』

アンケートは、まず冒頭で、受講者に性別・年齢（〇〇代）・居住区（奥湯河原・温泉場・宮上・宮下・城堀・門川・鍛冶屋・中央・吉浜・川堀・福浦の一一地区）・職業を記入してもらい、次に①から⑦（①参加の感想、②時間帯、③一回の時間、④希望講座科目、⑤今年度の講義内容の有意義・期待度〔三者選択〕、⑥今までの申込回数、⑦意見・感想の聴取）の質問事項に記入してもらう形式で進められた。

まず年齢別構成では、二、三〇代の受講者は極めて少数（全体の約三パーセント）、四、五〇代が二八人（全体の約二七パーセント）、六、七〇代が八〇人（全体の約七〇パーセント）で明確な差異が見られた。次に性別では男性が二七人（全体の約二三パーセント）、女性が八八人（全体の約七七パーセント）で、各年代を通じて圧倒的に女性の参加が目立つことが特徴的である。さらに居住地域に関しては、一〇人以上の受講者は吉浜（二七人）・宮下（二二人）・鍛冶屋（一六人）・宮上（二二人）の順で、これまた女性が男性を圧倒している。この居住地域に関して注意すべき点は、熱海市泉地区、熱海市からも八人の受講者の参加が認められていることである。最後に職業に関しては、主婦（四一人）・無職（男性二一人・女性二一人）が圧倒的に多く、会社員・公務員・自営自由業は極めて少数である。この質問に関しては、無回答者が一六人もいた。

次に①から⑦の質問事項についてであるが、参加して良かった、開講時間帯や一回の時間は今のままで良いとの回答が圧倒的多数を占めた。また希望講座科目では文学・歴史・医学衛生・社会問題が多く、今年度の期待する講座では短歌・足柄の風土・おせち料理に関する講座は人気が高かったが、時代を反映する情報への関心度は意外と低調であった。今までの申込回数では三二回のうち一回から一〇回が九五人（約八三パーセント）で圧倒的に多く、皆出席は二名（一・七パーセント）であった。

最後に受講者からの意見・感想では、若い方の参加に一工夫を、高齢者が多いので年齢と生活に関連した講

- 1 知り合いの方で読書グループをつくる（配本、交換の便利のために近所の方同志がつこうよい、グループに責任者をおく）
- 2 一グループは三世帯ぐらいで構成するのがよい。
- 3 毎月の配本は一グループ三冊とする。
- 4 毎月一回（期月は追って通知）グループ代表者宅に配本する。
- 5 一年間（二二回）会費一グループ二〇〇円
- 6 申込先 湯河原町役場内教育委員会事務局宛（郵送可）
- 7 申込締切 昭和四〇年二月一三日
- 8 締切後の入会申込は配本組合せのつごうにより応じかねます。

となっている。なお、入会申込書は新聞の折込みで各家庭に届けられるようにした。

将来的な展望としては、利用者の関心を高めるため、優先的に全集物や系統的な教養などの書籍を収集することに努めたり、毎月一回程度グループ内でのディスカッションを開催したり、ホーム図書館月報などを発行していくなどの構想を表明した。なお、ホーム図書館制度は、一九七九年に町立図書館が開館し、その使命を果たしたとして廃止された。

難産を極めた湯河原

町立図書館建設

かねがね湯河原町内には、「多くの文豪たちに愛された町にふさわしい、また読みたい本が自由に借りられる本格的な図書館が欲しい」という意見が根強かった。これを受けて、町では、「図書館の―筆者注―」利用率を高めるため、あえて繁華街に建設することにした。家庭の主婦にも買物物がてらフラッと立ち寄ってもらおうのがねらい。静かに勉強したい人のため防音構造の部屋も設けた

い」と考えた。

一九五五（昭和三〇）年三月三〇日に策定された「新町建設計画書」にも、「四、小学校・中学校、その他文化施設の統合整備に関する事項」で、公民館・図書館については将来的には湯河原駅前付近に一か所の総合文化センターを新設すると明言している。

町教育委員会が国鉄（日本国有鉄道、現JRグループ）湯河原駅前にあった「三合閣」旅館跡地（土肥一―四―二三、緑風ビル裏）に町立図書館を建設する計画を進めることになり、一九七七年の当初予算に建設費を計上し、用地等は別途検討することとなった。一九七七年三月議会定例会で、二か年の継続費を設定し、図書館建設事業費が議決された。一方、議会総務常任委員会は、図書館関係根拠法の研究、他県市立（日野市・柏崎市・黒部市・町田市）図書館へ教育委員会と合同での視察、図書館建設用地購入の諸審議を経て、

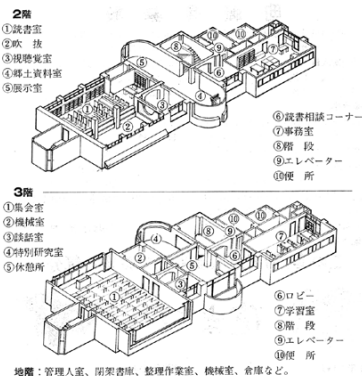
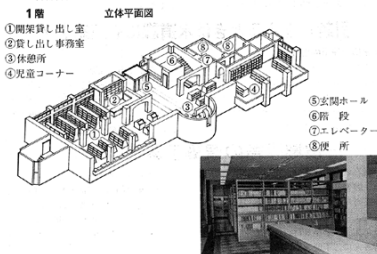
図3 図書館立体平面図

町立図書館が完成

＝3月1日開館＝

昭和52年度からの継続事業として実施してきました、町立図書館建設が、このほど完了し、3月1日に開館しました。場所は、皆さんの利用に便利な駅前で、鉄筋コンクリート造地下1階、地上3階建の近代センスを取り入れた施設です。大いにご利用してください。施設は、別図のとおりですが特に、地下に蔵書数の増大に対応するための恒久的閲覧スペースや、将来の館外活動に必要

な移動図書館の車のスペースも確保してあります。集会室は150人収容でき、町民大学や各種学級の会場及び展示会等多目的の用途に利用できます。展示室は図書館主催の展示会、郷土資料の展示等町民の文化を育てるために使用され、読書室は、ゆったりした気分での読書でき、学習室は、おちつきして学習できます。尚お母様の方のために車イスも用意してあります。



〔資料〕「広報ゆがわら」206号

同年九月一二日に開かれた議会全員協議会において、湯河原町土地開発公社が約一二七〇平方メートルの建設用地を一億二四〇〇万円で先行取得することが承認され、ついに図書館建設計画はトントンの拍子で実施段階に突入した。なお、この図書館建設用地は、町が一九七八年三月に諸経費等を含めて一億二七九五万円で買い戻している。

図書館の構造は、鉄筋コンクリート造り地下一階、地上三階建てで、延床面積は約一七〇〇平方メートルからなる。一階に児童コーナー・貸出し業務室、二階に読書室・視聴覚室・郷土資料室・展示室、三階には特別研究室・集会室（一五〇人収容）・学習室、地階に閉架書庫・整理作業室などが配されている。総工費は約二億四四〇〇万円とされた（「広報ゆがわら」二〇六号・「相豆新聞」昭和五四年三月二日付）。

この図書館建設構想の経緯は町民にはほとんど知らされることなく進められてきたが、一九七七年一〇月上旬頃に、本件地所に突如「町立図書館建設用地」と表示された一枚の立看板によって町民は知ることになった。特に図書館建設予定地が従来の吉浜の住宅地から「町民が利用しやすい場所に」との町議会の意見が反映されて、駅前至近距離にある商業地域内に含まれることが判明すると、翌年一月一八日、駅前商業関係者や町民有志で結成する「湯河原駅前を發展さす会」（菅沼安正会長、後に「湯河原町を發展さす会」と改称。以下「發展さす会」という）をはじめとして、観光組合・旅館組合・駅前飲食店業者らは町立図書館設立に関する「陳情書」を町当局に提出するとともに、それを基にして、同日午後、杉山實町長・助役・総務課長らと話し合いを行った。この席上で、町当局はすでに用地の買収を済ませて町立図書館建設を具体的に推進していること、用地買収に反対している住民らが主張する「風俗営業取締法施行条例第五条、旅館業法第三条の規定」との絡み合いについては、現状並びに将来においても何等の支障がないということであり、住民の不安と憂慮すべき

ものはないという見解を主張した。

これに対して、「発展さす会」と関係者らは、自分たちは町立図書館建設に反対しているのではなく建設場所そのものを変更してもらいたいと切望していること、図書館が設置されることにより法令の厳しい条件が新たにかけられ、その後の生活の基盤に大きな不安と影響が発生することを懸念しているのだと反論した。両者の主張は平行線をたどり、町当局の方針には同意できないとして、早急に別途用地の選定を願いたいとして、地域住民並びに関連及び関係生活者連署（署名約二〇〇〇人）の上、陳情書を上申した（「相豆新聞」昭和五三年一月一九日付）。この陳情書には詳細な説明書も添付されており、両者の争点が色濃く浮き彫りにされているので、ここに提示する。

- ① 町立図書館建設について、地元利害関係者と一度も意見交換がされていないこと。
- ② 町議会の審議過程において、図書館法に基づく施設が風俗営業取締法施行条例、旅館業法などの重要な関連を真剣に審議しなかったこと。
- ③ 図書館に反対しているのではなく、設置場所そのものに反対していること。
- ④ 町立図書館の建設により生ずる地元利害関係者への補償は行われなければならないこと。
- ⑤ 図書館の設置は、消防署、黒須病院、井沢医院の存在とは若干異なっていること。
- ⑥ 図書館施設によって厳しい制限を受けることから私有財産の価値は低下すること。
- ⑦ 図書館機能が「貸し出し」と「交通の利便さ」のみで設置場所を優先して決めていること。
- ⑧ 観光協会も文教施設と観光立町の立場の問題は、全町民の問題であること。

その後、町当局は八件の指摘があった陳情書を基に、議会全員協議会を一月二三日に開催して図書館用地問

題について報告・協議した（「昭和五三年 議会全員協議会に関する書類」）。続いて二七日に、町役場会議室において、町当局と反対住民との間で、町立図書館の用地問題についての二時間にわたる話し合い（座長は町長）をもった。町当局からは町長・助役・総務課長、議会側からは町議会総務委員長をはじめ全委員、地元城堀地区代表議員二人、さらに教育委員会からは教育長、教育委員長らが出席し、一方、図書館用地反対側からは「発展さす会」の代表者・関係者、城堀区長ら二〇数人が出席した。この席上での両者の見解を簡略に示すと、

① 町当局の見解

・図書館の利用効率を考慮し、町議会に諮り、町民の足の便が最も良い駅前用地を取得し決定した。最近の図書館は閑静な地域ばかりではなくなっている。

・風俗営業取締法については、湯河原町は県条例によりB地区の指定であるから、五〇メートル以内が対象になり、現状において影響することはない。将来も町の同意によつては風俗営業者としても許可されるので心配はない。

② 反対派の見解

・町が風俗営業について同意しても県の公安委員会はなかなか許可しない。

・図書館法第一八条によると、町や総務常任委員会が説明するように簡単なものではないと実例を挙げて示す。

・駅前周辺の商業地区指定を変更して文教施設を建設していくようにするのか。

となるが、両者の意見はまたもや平行線をたどり、後日改めて話し合いをもつことで散会となった（「相豆新聞」

昭和五年一月二八日付)。

二月二四日に開催された議会全員協議会で図書館用地の件は既定方針どおりとすることを再確認し、同月二八日、町長から「発展さす会」会長宛に「反対住民の意志については十分に尊重するものの、図書館建設用地は従来通りで変更する意志はない」旨の回答書が提出された(「昭和五年 議会全員協議会に関する書類」)。これを機に、用地問題は真つ向から対立することになった。反対派は三月六日午後一時から緑風旅館において総会を開催し、町の強行姿勢に対して徹底的に抗戦すべく具体的な戦術を打ち合わせた。今後の具体的な闘争スケジュールとして、当日の総会では行政裁判訴訟への委任状を会員各位から取り付けること、八日には警察署に申請・許可を得て図書館建設用地反対の「街頭宣伝カー」を町中に繰り出すこと、また同日代理人弁護士を通じて小田原簡易裁判所に工事中止を求める調停申立てを行うことなどの方針を固めた。

その結果、一四日に「発展さす会」は代理人弁護士からの通告書を受領し、一七日には訴訟についての最終決定を下した。そしてついに、二九日に「発展さす会」は建築主である町当局を相手取り、工事中止を求める調停申立てを小田原簡易裁判所に提出した(「東海日報」昭和五年四月一日付)。

かくして、「図書館騒動」は町当局と「発展さす会」とを当事者とする本格的な法廷闘争の場に持ち込まれることになった。四月七日、双方は簡易裁判所からの調停期日呼出状を受領して指定期日に召喚されることになった。第一回調停は五月八日、第二回調停は六月五日に行われたが、町当局は「図書館建設は法的にも手続上も違法性はなく、町民にとっても駅前現在の地は最適地である。旅館・風俗関係業の面で影響がでるといっても違法性はなく、町民にとっても駅前現在の地は最適地である。旅館・風俗関係業の面で影響がでるといっても違法性はなく、町民にとっても存在する問題で、法律上そういう規制を受けるのはやむを得ない」と主張したのに対して、「発展さす会」は「図書館ができれば旅館や風俗面で規制が厳しくなり、駅前発展の阻害にな

るのは明らか。別の文教地区でもよいではないか。現在は必要なら土地をこちら側で買い取ってよい」と主張して、二回にわたる調停は不調に終わった。次の第三回調停は七月一九日に予定されたが、反対派はこのままでは進展は見られない、万策尽きたと判断し、早急に町当局を相手取り、横浜地方裁判所小田原支部に、工事差し止め訴訟を起こすと同時に、工事中止を求める仮処分申請（図書館建設と直接利害関係にある旅館業者一〇人）をする動きを見せた（『東海日報』昭和五三年六月九日付）。

その後、七月一九日の第三回調停において、反対派から和解案が示され、九月四日の第四回調停において、双方からの和解に関する具体案が示され確認が取れた。そこで、和解をするためには地方自治法により議会の議決を要するため、九月二二日町議会定例会に上程したものである。

以下、調停案に関する議案に基づきながら、調停案項案について紹介することにしよう（『第五卷』一一七）。調停の受諾については、一九七八年九月二二日、湯河原町と株式会社緑風外三七人との図書館の建設中止を求める紛争調停について、同年九月四日に調停案の提示があったので、これを受諾するものとした。調停案項案は、次のとおりである。

一、相手方〔町当局―筆者注〕は申立人等〔旅館経営者等―筆者注〕より、神奈川県知事・県公安委員会等所轄庁に対して左の各許認可の申請があり、そのため右各申請を受けた右神奈川県知事等所轄庁より、相手方に対して町立図書館の設置、管理者として、右申請に関して意見を徴せられた場合、相手方は申立人等の右各申請を許認可することにより、右図書館の清純なる施設環境が著しく害される虞がないと認められる限り、許認可に同意ないし異議がない旨の回答をする。

(一) 申立人等又はその営業譲受人等より旅館業に関して。

(1) 旅館営業の許可申請。

(2) 営業許可の期間満了による許可（更新）申請。

(3) 相続、譲渡その他による営業許可、名義人の変更に伴う許可申請。

(4) その他旅館営業のため必要な許可申請。

(二) 申立人等から神奈川県公安委員会に対する風俗営業許可申請。

(三) 風俗営業の許可を得た申立人等よりの前第(一)(2)乃至(4)（但し(4)に関しては旅館営業とあるのを風俗

営業と改めて読む）の各申請。

二、相手方は本件図書館完成後、添付図面（省略、『第五卷』一一七）の赤枠で囲んだ部分を湯河原町土肥

一丁目四番一三の宅地より分筆して、この地目を「雑種地」と変更し、図書館の敷地部分より除外する申請をする。

三、申立人等は、相手方の本件図書館の建設に関し、これに反対するための、文書の作成配布、その他反対

意見を表明する一切の言動を即時中止し、右図書館の建設停止を求める横浜地方裁判所昭和五三年(行ク

第五号及び同庁昭和五三年(行ウ)第二五号事件の各取下げをする。

四、調停費用は各自が負担する。

以上が小田原簡易裁判所から当事者双方に提示された調停条項案の内容であるが、九月二十七日、小田原簡易裁判所に当事者双方を召喚し、調停関係者四人（調停主任裁判官一人・民事調停委員二人・裁判所書記官一人）臨席のもと、町営図書館建築中止をめぐる最終調停作業と調停事項の最終確認が行われた。

そこで、一九七八年一〇月四日、横浜地方裁判所扱いの申請人株式会社越前屋別館他九人、非申請人湯河原

町とする一九七八年(行ク)第五号執行停止の申立事件は、当事者間に和解が成立したので事件は取下げになった。続いて原告株式会社越前屋別館九人・被告湯河原町とする同年(行ウ)第二五号図書館建設処分取消訴訟事件についても、四日に当事者間で和解が成立して取下書が提出されたので一〇月二七日に被告は事件の取下げに同意した。これで大きな障害となっていた町営図書館開館問題は無事決着した(「図書館建設調停関係書類(五三・九・四提示 五三・九・二七調印)」)。

順調なスタートを 建設問題絡みで前途多難が予想された町立図書館は、一九七九(昭和五四)年二月一〇日切った町立図書館 に建物建設工事が完了し、三月一日、無事に開館式を迎えることができた。開館するや否や初日から利用者が殺到し、中でもとりわけ子どもたちの読書熱には驚くべきものがあり、これまで蓄積されていた不安材料は一気に霧消した感があった。

図書館の利用報告によると、貸出本は一人二冊ずつ、期間は二週間であるが、一日から八日までの期間に、一般は一九一冊、子どもは二七六八冊の貸出しがあった。内容的にはおとぎ話、昔話、偉人伝、創作童話に興味・関心が高まっているという。また、図書館の図書を借りるには登録することが義務付けられているが、この時点で、登録者数は一般が四二三人、子どもが一六九七人、合計二二二〇人にも達している(「相豆新聞」昭和五四年三月一〇日付)。これは、当時の日本の人口に対する図書館の総登録者数五・二パーセントに対して、湯河原町(当時の人口は二万四八九八人)の場合は八・五パーセントと非常に高い水準にあることがわかる。

翌年の図書館利用実態調査によると、児童登録者数は大幅に減ったが成人登録者数は微増していること、男性よりも女性利用者が多いこと、地区別登録者数では図書館周辺住民の利用機会が高い数値を示しているが奥

湯河原地区住民の登録も漸増していること、月別利用者数では児童書は夏休みが、一般書は一〇・一一月がピークであることを指摘している。

所蔵本の貸出し以外に、図書館では子どもたちに紙芝居（一組二枚）の貸出しも行っているが、子どもたちの間に大人気で、三〇〇組がすべて貸出しとなるなど、予想外の反響があった。さらに館内の学習室、図書室の利用状況についても、土・日曜日は高校生で満席といった盛況ぶりであった。

「ジュニア版・としよ 新生なった図書館は、子どもたちに積極的に図書館を利用してもらうと、毎月一回「かんだより」の発行のペースで「ジュニア版・としよかんだより」を発行し、図書館の行事や新刊図書の

紹介に努めてきた。たよりは図書館のカウンターで自由に取れるようにし、一九八二（昭和五七）年からは町内の三小学校の協力を得て全児童に配付してもらうようにし、併せて高学年向きと低学年向きの二種類を発行するように工夫を凝らした。

その後さらに号数を積み重ね、一九八九年一月にはついに創刊一〇〇号の特別号を発行するに至った。特別号では図書館の利用（高・低学年共通）についての

表2 町立図書館の蔵書数・登録者数の推移

年度	蔵書数	登録者数	一般	児童生徒
1984	66,964	5,441	3,081	2,360
1985	73,010	5,675	3,327	2,348
1986	79,947	6,007	3,545	2,462
1987	85,653	5,884	3,584	2,300
1988	89,385	5,722	3,533	2,189
1989	99,429	5,712	3,651	2,061
1990	109,409	5,928	3,888	2,040
1991	118,105	5,741	3,778	1,963
1992	127,406	6,435	4,402	2,033
1993	135,134	6,363	4,459	1,904
1994	138,525	8,761	6,171	2,590
1995	141,801	7,232	5,143	2,089
1996	142,075	9,130	6,553	2,577
1997	140,636	10,772	7,824	2,948
1998	138,857	12,219	8,908	3,311
1999	133,863	13,562	9,927	3,635

〔資料〕 『湯河原21世紀計画』、『湯河原2001プラン』

アンケート結果を収録している。町内の小学生（低学年二六五人・高学年二九七人）からのアンケートを集約し、図書館利用回数、一回に借りる冊数、読書時間などをイラスト化してわかりやすく紹介している。図書館側からの質問で「図書館をつくるとしたら、どんな図書館をつくるか」という投げかけに対しては、高学年では「本が多い図書館」「音楽が流れている図書館」「お城のような大きな図書館」「ビデオも借りられる図書館」などといった回答が、低学年では「遊ぶところもあって、ボタンを押すと本が出てくる図書館」「世界の本を置いた図書館」などといったユニークな回答も寄せられた。これに対し図書館側は、柔軟な発想をもつ児童の編集参加も考えたいとしている（「神奈川新聞」昭和六四年一月三日付）。

「移動図書館」 一九八一（昭和五六）年から、町立図書館は保育園や老人ホーム、病院など一五か所の施設サービスの展開 町役場のジープを借用して一、二か月に一回ずつ「団体貸し出し」を続けてきた。しか

し、あいにく役場の業務と重なって配本予定日にジープが使えなかったり、図書館の登録率が低かったり、図書館から離れているために本を借りづらかった地域への公平なサービスを行うなどの理由から、一九八七年秋ごろから新たに配本車を購入して館外貸出しサービスを充実させることを決断した。

配本車には七〇〇冊分の本を積込めるワゴン車を予定し、とりあえず団体貸出しの充実に力を入れることにした。また、図書館から離れていて、しかも住宅が急増している地域の公園など住民が集まりやすいところを一〇か所ほど選定した。さらに、学校の近くでも実施し、児童・生徒の「本離れ」防止に努めることにした。

一九七九年の開館前は、県立図書館の配本車が町内を巡回しており、個人の家でその本を大量に借り、近くの住民に貸し出す「文庫活動」を行っているグループもあった。町立図書館では、今回の移動図書館開始に当

たり、こうしたグループの発足やボランティアによる文庫活動への協力を呼び掛け、「配本所」の一つに組み入れることとした（「神奈川新聞」昭和六二年四月九日付）。

「湯河原町子ども読書活動推進計画」の策定

子どもの読書環境の整備・充実を図り、子どもの読書を推進することを目的とした「湯河原町子ども読書活動推進計画」の策定がある。この計画は、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、二〇〇〇（平成一二）年を「子ども読書年」とし、翌年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行したことがきっかけとなっている。この法律の特色は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務などを明らかにするために、国は「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体はこれを基本として、「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」の策定に努め、公表することとしたことである。さらに、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるために、四月二三日を「子ども読書の日」と定めた。

その後、神奈川県は二〇〇四年に「かながわ読書のススメ―神奈川県子ども読書活動推進計画―」を策定・公表し、五年間にわたって県が取り組む子どもの読書活動の推進施策の方向性や取組内容を提示した。この計画では、①子どもが読書に親しむための環境づくり、②子どもが読書に親しむための機会の提供、③子どもの読書活動推進のための体制の整備と社会的気運の醸成を三本柱として、子どもの読書活動の推進を目指した。

この流れを受けて、町教委は、子どもが本に親しみ、本と触れ合う楽しさを体験することにより、子どもが持つ可能性を広げ人生をより豊かなものにしていけるよう「湯河原町子ども読書活動推進計画」を策定した。子どもの読書活動を町ぐるみで支援して行くために、誰が何をどのようにしたら良いのかということを提示し、家庭・地域（図書館）・学校などがそれぞれに取り組むべき具体的な施策として、全部で三七項目の内容

が提示され、二〇〇七年度から二〇一一年度までの五か年で、継続的に推進することとした。推進計画の基本方針には、①子どもの読書環境づくりの推進、②家庭・地域・学校等の協働による子どもの読書活動の推進、③子どもの読書活動への理解と関心の普及が提言されている。詳細については、町教委が発行している第一次から第三次までの「湯河原町子ども読書活動推進計画」豊かな心を育てる子ども読書」を参照されたい。

町子ども読書活動推進計画の具体的な取組みとしては、湯河原中学校では毎朝一〇分間、吉浜小学校では週二回一五分間、東台福浦小学校では週二回一〇分間、湯河原小学校では週一回一五分間かけて、「朝の読書運動（朝読）^{めいどく}」を継続的に実施している。読書の回数・時間に多少の差はあるものの、朝読によって、落ち着いた感じでスムーズに授業に移行でき、読書離れに歯止めがかかると好評を博している。こうした習慣が日常生活に定着するようになれば、活字離れを防止するため、学校で調べ方や学び方には最適の新聞を教材とした授業を活用し、社会への興味や関心を引き出す運動、つまりNIE（教育に新聞を）も視野に入ってくるであろう。

一方、町立図書館では年二回ほどボランティアの養成講座を開催し、図書館と学校との交流・連携を深めるとともに、常勤・非常勤の司書の配置を目指している。講座には毎回一〇〜三〇人が参加している。

多彩な資料展示

湯河原町立図書館の活動は多岐にわたる。通常業務の受付、図書出納、蔵書の管理・点検、新本購入・旧本廃棄などの業務のほか、展覧会・講座の企画・準備・実施・撤収、研修会の開催、館報・出版事業、渉外・交流事業、アンケート・統計・資料調査、レファレンスなど目白押しである。過去の事例をもとに、その内容を振り返ってみよう。

文学・文化関係のパネル展では、町立図書館と栃木市教育委員会などとの共催で開かれた「山本有三展」が

挙げられる。山本は政治家（貴族院議員・参議院議員）、作家、日本芸術院会員、文化勲章受章者として著名であるが、晩年の二〇年間に湯河原町で過ごし、町民大学講師やPTAの母親学級で講演するなど、地域住民とも親しく交わったことでも知られる。一九八七（昭和六二）年は山本生誕一〇〇年に相当することから、展示会には遺品の蓄音機、クラシックのSPレコードのほか、愛用のソフト帽・硯・筆・手提げ鞆^{かばん}など二〇〇点が展示された。このほか日本芸術院会員の高橋健二の講演「山本有三と私」、映画「路傍の石」の上映も行われた（「神奈川新聞」昭和六二年六月二四日付）。

翌年には、郷土文化展として「幻の人車と軽便―その軌跡を追う―」と題して、一八九五（明治二八）年から一九二三（大正一二）年に大活躍した人車と軽便鉄道（小田原から熱海間）についての歴史資料展が開催された。展示会では当時の写真、時刻表の写しなどバネル五〇点余りや実際に使用された鉄道の枕木の展示のほか、人車や軽便を描写した夏目漱石の『明暗』や芥川龍之介の『トロッコ』も紹介された（「神奈川新聞」昭和六三年一月六日付）。

戦後五〇周年にちなみ、一九九五年七月に「戦後五〇周年―戦争と戦後の湯河原をふり返る―」を開催した。町民から募った戦争関係の手紙や写真、絵など約三〇〇点のほか、日章旗の寄せ書き、横浜市からの学童疎開の実態、戦時国債の現物など興味深い貴重な資料が展示された（「広報ゆがわら」四〇二号・「相豆新聞」平成七年七月一九日付）。

二〇〇九年、吉浜在住の有賀香代子から与謝野晶子の草稿など直筆一三点が湯河原町に寄贈された。その内訳は、原稿用紙六枚に認められた六一首に及ぶ和歌の草稿のほか、晶子直筆の色紙二枚、掛け軸三幅、書簡一通、暖簾^{のれん}一枚であった。有賀家と与謝野夫妻の交流は画商であった義父の代から始まり、晶子が義父の私邸「真

珠莊」に招かれてから縁が深まっていったという。五男六女を養育するかたわら、ヨーロッパを歴訪中の夫鉄幹の生活を支援するため、晶子は粉骨碎身して歌を認め^{した}た短冊や色紙を売っては生活費を工面したという。晶子が残した歌は五万首にも及ぶとされているが、色紙の二首は未発表作かも知れないという。このほかに、鉄幹直筆の掛け軸など五三点が寄贈され展示会が開かれた（「神奈川新聞」平成二年九月二日付・「広報ゆがわら」五七三号）。

二〇一〇年には、パネル展「井上靖」が町立図書館と県立神奈川近代文学館の共催で開催された。この企画は、文学館の読書活動推進事業の一環として、県内の公共図書館を巡回して開催していたものである。展示品は井上の肖像写真や原稿、ノート、書、遺品などのパネルのほか、著書や特集雑誌、対談集などである。中でも注目された資料は、敗戦の翌日に当たる「毎日新聞」一九四五年八月一六日付けの社会面に、新聞記者として井上を書いた敗戦記事の紙面が公開されたことである（「神静民報」平成二二年一月二八日付）。

町立図書館 町立図書館が最初に手掛けた出版物としては、湯河原町内の小・中学校教員の研究組織である**の出版事業** 教育研究会が編さんした「郷土湯河原」がある。この貴重な資料は散逸して全巻をそろえるこ

とが困難であり、全巻再版の呼びかけもあつたことから、町立図書館が一九八三（昭和五八）年に『覆刻版郷土湯河原Ⅰ・Ⅱ』（湯河原町教育研究会編）として発行したものである。

つづいて一九八四年には、湯河原町を題材とした文学作品の紹介や作家と湯河原町との関わりを記述した『湯河原と文学』も出版した。この著書は湯河原町民大学講師でお馴染みの石井茂（横浜国立大学教育学部教授）と郷土史研究家で著名な高橋徳^{あし}の共著で、郷土の文学を知る上で格好の案内書としても定評がある（「神奈川新聞」昭和五九年五月三一日付）。

さらに一九八六年には、町立図書館が自らの手で『写真が語る湯河原今昔』を発刊した。この写真集は町村合併三〇周年を記念して企画され、明治から昭和までの湯河原町に関係した写真五〇〇枚にキャプションを付けて集大成したもので、湯河原町の時代の推移が手に取るようにわかるよう編集された傑作集である（「神奈川県」昭和六一年五月一八日付）。

さらにまた一九九四（平成六）年には、関東大震災（一九二三（大正一二）年九月一日）に関する貴重な史料である『湯河原 村ノ新聞—関東大震災の記録—』を復刻した。この史料は大震災翌日の深夜に創刊号が出され、翌月九日の最終（三〇）号に至るまでの新聞記事を克明に収録したものである。記事内容は各地の被害・復興状況や政府・警察などが発出した官報のほか、非常事態下での自制自戒や青年の奮起を強調した言説のほか、世界各国からお見舞や救援物資が届けられたことなどが掲載されている。よく話題に取り上げられる「朝鮮人暴動」については、「事実無根」とし、宣伝・陰謀に乗せられないよう特に注意すべしと戒めている（「神奈川県」平成六年四月一四日付）。

同年には、住吉正元著『西湘の劇場随想起 湯の町にジンタが行く』も図書館から発刊された。大正期の活動写真館（映画館）は、落語・漫才・浪曲・講談・手品・あやつり人形・舞踊などの「寄席」そのもので、演芸・娯楽の発祥地であった。映画は時折上映する程度で、上映の当日は、弁士と楽士、「幟」を持った下足番のオジサンを先頭に、三、四人が「ジンタ（楽団）」を組み、トランペットとクラリネットを高らかに吹奏して温泉街を練り歩くのが一般的光景であった。昭和初期、湯河原町には「湯河原倶楽部」（宮上）、コデン座（土肥）、吉川座（吉浜）の三軒の映画館があり、古き佳き時代を偲ばせる。

最近では二〇一三年に『湯河原町歴史年表』を編集・刊行した。この年表は原始・古代から近・現代（二〇

一二年）までに湯河原地域内で起こった歴史的出来事（年・月・日入り）を国内・国際と対比しながら振り返ることが出来るように配慮されており、利用価値は極めて高いといえよう。

その他の活動

一九九四（平成六）年から、県西地域広域市町村圏を構成する二市八町（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）における図書館及び図書室のサービスの充実を図るため、広域利用を開始することになった。

3 湯河原町の郷土芸能と民俗

鹿島踊り

鹿島踊りは、西湘地域の夏祭りを代表する神事芸能で、現在のところ、全国二四か所の神社で行われている。その内の四か所の東京都西多摩郡奥多摩町、静岡県島田市、長野県飯田市、茨城県鹿島市で継承されているが、それ以外の二〇か所は、相模湾西岸の小田原市板橋から伊豆半島東海岸の静岡県加茂郡東伊豆町北川温泉（ほっかわ）にしか残っていない格調の高い神事である（石井茂著『湯河原の文学と観光』）。

この踊りの起源は、その歌詞内容から、常陸国（ひたちくに）鹿島神宮に仕える神人（じじん）（禰宜（ねぎ））らが毎年「言触（ことぶ）れ」といって鹿島神宮の神札をもって、豊年・豊漁を祈願してこの地域を廻村した際に伝授した舞踊だとか、踏鞴製鉄（たたら）に関するものだとか、また湯河原特産の石材産出の無事とその輸送に関した海上安全祈願だとか、さらに関東各地での布教活動の際に疫靈（えいりょう）退散の祈禱舞踊として伝えられたともいわれている。その起源は寛永年間（一六二四～一六四四年）以降とされ、現在は本家本元の鹿島神宮でも杜絶（とぜつ）している。

湯河原町では、鹿島踊りはかつて福浦・吉浜・鍛冶屋・門川の四地区に残っていたが、福浦の子の神社は戦後間もなく、門川の八幡神社は約六〇年前に中断している。中断に至った主な理由としては、従来祭りを主体

的に担ってきた青年団が戦後に解体してしまったこと、そこで鹿島踊りの踊り手を小・中学生の児童・生徒に求めたところ、戦後に制定された学校教育法の教育と信仰（宗教）との分離に抵触することが指摘され、神社の祭りに児童・生徒を奉仕させることができなくなったことなどが考えられる。その後、数度の復活に向けての手立ては講じられたものの、踊り手の不足・不在は解消するにいたらず時間が経過し衰退化していった。

鹿島踊りの踊り手は、その地域の成年男子に限定されている。それ故、新しく踊り手に選ばれるということは、一人前の大人として村落社会で活動することを公式に認められたことを意味し、一種の通過儀礼のようなものとみなされた。ここで、鹿島踊りの進行・役割分担などについて概要を説明しておこう（永田衡吉著『かながわの祭と芸能』）。

吉浜の素鷲神社の鹿島踊りは総勢二五人で踊る。その内、役持ちと呼ばれる鉦役（二人）、太鼓役（一人）、黄金柄杓役（一人）・日形役（二人）・月形役（一人）と踊り手一人で構成され、この他に警護役（四人）が加わる。この内、太鼓役は踊りの主役で常に踊りの中心的な位置を占める。これに鉦役が常に絡み合い、鉦を高く振り上げて打ち鳴らす。この仕草は古式の神降しの呪法のよくなものであると考えられている。黄金柄杓役は「ヨネ（米）」と呼ばれる細かい色紙が入った杓を持ち、こ



素鷲神社の鹿島踊り（1984年8月）

れを左右に振ると色紙が外にこぼれ落ちる仕掛けになっている。月形役・日形役は陰陽の象徴的な存在で、踊り全体を取り仕切る役を演じる。踊り手たちは幣束（神聖な神の依代）と日の丸の扇を両手に持って踊る。衣装は全員が白張浄衣（白丁）を着用し、頭には平礼烏帽子をかぶり、腰の所に白い「腰紙」と称する物忌のしるしのようなものを付け、足には白足袋・白鼻緒の草履をはく。一方、役持ちたちはこれに鉢巻・襷・手甲を身に着ける。警護役は羽織・袴・麻袴・一文字菅笠を身にまとい、先端に奉書を巻いた青竹（ささら）を持って踊り場の四隅に立つ。

踊りはまず役持ちと呼ばれる太鼓役・鉦役・三役（黄金柄杓役・日形役・月形役）の順番で齋庭に登場し、円を描いて回る。ついで踊り手が現れ、丸くなつて片足を長く出してうづくまり、弥勒歌をうたう。終わって一同立ち上がり、五行・五列の隊列を組んだ方舞（列舞、さお踊り、長方形、角踊り）と円舞（丸踊り、まわり踊り）を各々二度繰り返し、その間に五つの歌を全員で斉唱する。鹿島踊りの特徴はまさにこの方舞にあり、その典型は五行・五列の正方形である。日本の群踊りが盆踊りに象徴される円舞であることを考えると、この踊りの形態は極めて特異であるといえよう。歌詞は二句一連の唱和体で、列外の歌上げ（二人）が最初の一句を謡い出すと、踊り手が全員で続けて後句をうたう。この時、「天竺（インド）は 近いが上下踏輪踏むのが聞ゆる」などといった雄大なスケールを髣髴とさせる歌詞が披露される。

鹿島踊りは全国的にも極めて少ない芸能であるが、その稀なものが湯河原町に残されていることは幸いなことであつた。ことに毎年八月一日～二日に湯河原町吉浜の素鷲神社の祭典で演舞される鹿島踊りは、すでに滅びつつある踊りの原型のいくつかを残していることが貴重であるとして、一九五四（昭和二九）年に神奈川県指定無形民俗文化財に、一九七一年に国選択無形民俗文化財の指定を受けている。また、一九七七年に神奈川県

県教育庁文化財保護課が催行した「かながわの民俗芸能五〇選」の審査会では、夏祭りの部門で根府川の寺山神社の鹿島踊りとともに、吉浜の素鷲神社の鹿島踊りが五〇選の一つに選定された（『第五巻』一二五、「相豆新聞」昭和五三年一月一七日付）。

ところで、鹿島踊りの歌詞を、もう一つの鍛冶屋の五郎神社の鹿島踊り（現在は四月第二の土・日曜日に催行、湯河原町指定無形民俗文化財、二〇〇四年指定）の例から紹介しておこう。歌詞は1〜10で構成されるが、6までを半踊りという。1から4は鎌倉時代頃に歌われ、5から10は後世に付加されたものという。

千早振る 神々の諫めなれば 弥勒①おどり めでたや

1、まことやら 鹿島の浦に (ソーリヤー) 弥勒お舟が 着いたやら

2、艫舳②には 伊勢と春日の (ソーリヤー) 中は鹿島の 御社

3、天竺の 雲の間で (ソーリヤー) 十三小姫が 米を散く

4、その米を 散き候 (ソーリヤー) 弥勒つづきで 米を散く

5、十七が 澤に降りて (ソーリヤー) 黄金柄杓で 水を汲む

6、水汲めば 袖濡れ候 (ソーリヤー) 襷掛け候 十七が

7、天竺③では ちかいな女郎 (ソーリヤー) 踏躰④踏むが 聞ゆる

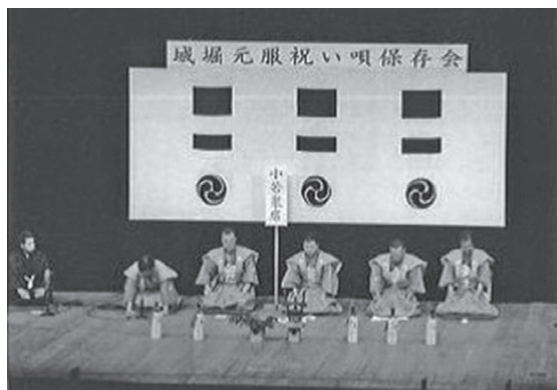
8、その踏躰 何と踏み候 (ソーリヤー) たたらたたら と八つに踏む

9、鹿島では 稚児が踊りに (ソーリヤー) 護摩堂では 護摩を焚く

10、その護摩を 何んと焚き候 (ソーリヤー) 日本ご祈禱の 護摩を焚く

(注) ①弥勒 おめでたいこと。 ②艫舳 船の舳先と船尾。

③天竺 インドのこと。 ④踏躰 送風装置の躰のこと。



城堀元服祝い唄（『湯河原町の文化財』）

城堀元服祝い唄
（鍛冶屋鹿島踊り保存会編「湯河原町指定重要文化財（無形民俗文化財）鍛冶屋 五郎神社 鹿島踊り」）
江戸時代、相模国の霊峰大山に参詣することを一般的には「山詣（参）り」と称したが、別名「十五詣り」ともいった。これは、数え年一五歳までに大山登山を体験していないと、大人社会に生きる資格がないということの意味した。

何人・何事によらず、人前に出て自分の考えを発言するには、それなりの機知と勇気が求められるが、地域社会において少年から大人の世界に仲間入りするためには、生まれつきの性質と能力とが強く求められる。

元服組入れ行事としての祝唄は、かつて城堀地区が堀之内村と呼ばれていた明治初期に、村内に若衆組（若者組ともいう）なる組織が編成され、数え年一五歳に達した青少年たちがそれに加入するスキの入会式として定型化されたものである。それ以来、一九六一（昭和三六）年の青年団解散まで引き継がれた。

今日の成人式に当たる入会式（祝唄）は、新入会者とその身元保証人（仮親）、受け入れ側の若衆組織あるいは青年団の年輩者（古老）が一堂に会し、三者間で口上・網唄・台詞・ほめかえしを相互に交わしながら、地域社会への適応能力や仲間入りの誓約・自覚などを確認する通過儀礼（イニシエーション）となっており、その当時の風俗習慣を知る上で、貴重な資料を提供しているとして、一九

八二年四月一日に湯河原町指定無形民俗文化財に指定された。演者は新加入者の三倍の人数で演じられる（『湯河原町の文化財』・『湯河原の町指定文化財（第一集・第二集）』）。

鍛冶屋の田植唄

明治時代以前の近世の農村では、家単位で他家を応援する共同労働の風習があり、これを「結ゆい」とか「も

やい」と呼んだ。特に春の田植や秋の稲刈りの農耕作業や屋根葺き・葬式などがその代表的な例として挙げられる。

鍛冶屋の田植唄は田植作業や稲刈り作業などに関連して唄い継がれてきたものであるが、アジア太平洋戦争後は、農業の機械化が進展するとともに、併せて湯河原町内の水田も急激に減少して、田植唄を耳にするような田園風景は見られなくなった。こうした状況を憂慮し、湯河原町は一九八二（昭和五七）年四月一日にかつての湯河原町の農村風景をうかがい知ることができるよう、鍛冶屋の田植唄を湯河原町指定無形民俗文化財に指定した。

この田植唄の形式は、唄上げ（指揮者）の「今日の日も昼間になるのにまだ寝てか雨だれすだれ」という音頭に、囃唄の「ヤーノ朝日さすまで」という掛け合いで進行していくもので、この展開の中にかつての湯河原町の農村風景が凝縮されているといえよう。登場人数は指揮者一人ないし二人、演者は約一〇人である（『湯河原町の文化財』・『湯河原の町指定文化財（第一集・第二集）』）。



鍛冶屋の田植唄（『湯河原町の文化財』）

どんど焼き

毎年一月一四日の夕方に行われる「どんど焼き」は、五穀豊穡・家内安全・誓願成就・悪霊退散などを願い、古くから恒例の正月行事として行われてきた一つである。別に「左義長・さいと（斎燈）・ドンド・おんべ」などと呼ばれ、最近では道祖神祭りなどと呼ばれることが多い。湯河原町では一般的には「ドンド焼き」とか「ドンドン焼き」、「オンベ焼き」と呼んでいることから、「どんど」という言葉は、燃え盛る火の勢いを象徴的に表現した地元特有の言葉によると考えられる。

「どんど焼き」は全国各地で行われ、歴史・民俗的には修験道・陰陽道・仏教などの儀礼にも関係した民俗行事である。「どんど」とは広義には行事全体を指すが、狭義には各地域の道祖神を中心に造成される火塔の壮大さを競い合う意味もある。そこで、火勢を強大化するために、正月の門松や注連飾り、書初め、お守り、古い御札、達磨、すす払いなどを競ってかき集め合ったりした。

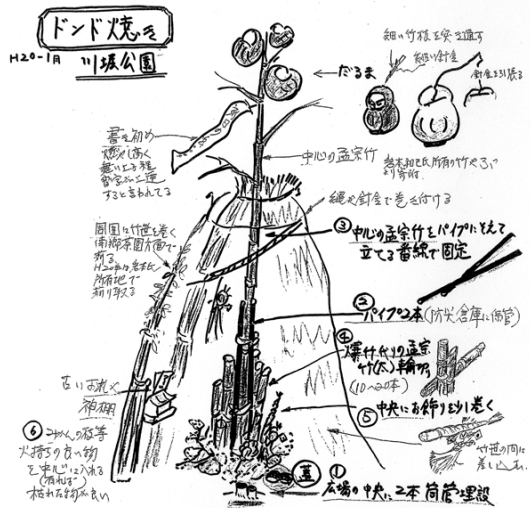
過去には、「どんど焼き」は少年らの保護育成に一役を担っていた。「どんど焼き」の実施日が近くなると、最年長の少年の中からリーダー（親方・大将）が選出され、そこが中心拠点（宿）となつて参集する少年たちの食事や神事の世話など一切合財を面倒みるのが義務付けられた。そのため、ある程度の経済的条件が必要とされたが、親たちは宿になることを一種の誇りとしていたという。

ここで、「どんど焼き」の日程などについて紹介することにする。一月七日、少年らは「賽の神の紙集めに参りました。紙一〇帖、燈明錢、扇子一箱と燈、そつくりとお願ひ申し上げます。今晚は」という口上で正月の注連飾り・門松や前年の煤掃きの際に搬出された達磨や神札などを集めて道祖神（賽の神）の社地に積み上げた。一方、この集積物が他のどんど仲間と奪取されないように社地内にどんど小屋を造った。屋内には藁が敷かれ炉が切られて、そこで餅を焼いたり太鼓を敲いたりして、夜遅くまで親方の指導のもとで集団生活をし

た。この集団生活は宗教上の一種の忌籠りにも相当し、少年らが親元から離れて独立生活を体験する修練の場にもなった〔相互新聞〕昭和五〇年・昭和五五年一月一二日付〕。

一四日の朝、笹竹で作った小屋は直ちに解体され、そこに一〇メートル程の太い孟宗竹を三本の縄で繰りつけ、先端に達磨や神符などを結び飾った火塔が登場する。この一連の作業は地元青年団の人たちが昔からの伝統・仕来りに従って切ってきている。ついに同日の夕暮れ時を迎え、寒風が吹きすさぶなか、少年らは誇らしげに太鼓を打ち始める。夕闇が周囲を包む頃、どんどの火塔に火が投げ入れられ、一瞬のうちに火焰は天空を焦がし始める。見物人はこの光景を遠巻きにして見守り、古き佳き時代に思いを馳せる。この火で焼いた団子を食べると一年中風邪をひかないとか無病息災が達成されると言い伝えられ、三椀の木の先端に刺して焼いた団子は、三つ又の真ん中の一個を残し、あとの二つは子どもが貰い受け、残りの一つを持ち帰り、家族がお供え物として風邪をひかないように祈願して食べた。また、どんど焼きで燃やしたあとに出た灰は廃棄せず、物もない時代の農耕に不可欠な肥料として売った。

図4 どんど焼き構造図



(川堀 岩本英治氏蔵)

どんど焼きも戦後社会の急激な変化にもなつて消滅の危機に直面している。その要因は正月に彩りを添えた門松や注連飾りなどが減少したことや、教育的配慮とか、防火防災・少子化問題などがあると思われるが、最近では吉浜地区は海岸一帯で、鍛冶屋地区は河川敷などを利用して、安心・安全を考慮しながら、子ども会の大きな年間行事の一つとしてどんど焼きが復活している。祭りは子ども会が主体であるが、火器を使用することから地区役員や消防団の補助により執行されている。



中央区のどんど焼き

第四節 社会体育の充実

1 湯河原町の社会体育の歩み

社会体育の沿革

湯河原町の社会体育は、東に美しく広がる青い海原と他方を緑の山並みに囲まれた素晴らしき自然環境のもと、町民の健康増進とスポーツ・レクリエーションの奨励・振興を図り、健全な町づくりに寄与することを目的とした。

一九五五（昭和三〇）年に湯河原町教育委員会事務局社会教育課内に湯河原町体育協会が発足した。本協会は所期の目的を達成するための事業として、「町民の体育並びに体力づくりに関すること、スポーツ・レクリエーションなどの普及に関すること、指導者の養成と派遣に関すること、大会・講習会等諸行事の開催、スポーツ団体の指導育成に関すること」などからなる湯河原町体育協会規約を制定した。一九八三年に施行された本協会規約に加盟している団体は、二六の競技団体から構成されている。この内、バレーボール、ソフトボール、テニス、少年野球などの大会では、隣接する市や町からの参加を歓迎するなど、競技力の向上と交流を重視している。

東京オリンピックが開催された一九六四年には聖火リレーに参加した。続いて一九七一年には湯河原中学校校庭にナイター施設が建設され、夜間においても野球・サッカーなど野外での運動も可能になり、その運用については中学校の協力により行っていた。一方、一九七四年には体育功労者、優秀選手、団体表彰要項を制定

するなど盛んにスポーツ振興策をはかり、一九七九年にはその取組みが秀でてしていると評価され、体力づくり国民会議から優秀組織として優秀賞を授与された。

本協会の対外的な成果としては、一九八一年以来永年続いている関東甲信越静ゲートボール大会と一九九一（平成三）年以來行われている湯河原温泉オレンジマラソン（参加者約一六〇〇人規模）が挙げられる。両者とも、神奈川県下で第二位の長寿・観光の町・湯河原にどのようにしたら旅客を集約することができるか、との発想のもとに発案された行事である（湯河原町体育協会編『創立五〇周年記念誌』）。

2 国民体育大会と神奈川県・湯河原町

第一〇回国民体育大会（以下「国体」という）は、一九四六（昭和二一）年にスポーツの振興と国民大会と神奈川県民の健康・体力の増進を図ることを目的に、京阪神地域を中心とする近畿地区で開始され

た。それ以降、都道府県の持ち回り方式で受け継がれ、一九八八年の第四三回京都会から二順目に突入した。神奈川県下で行われた第一回目の国体（一九五五年開催の第一〇回大会）では、県民の健康づくりを目指した「健民運動」をスローガンに掲げ、県民総参加体制で臨んだ。健民体操の普及や、国体音楽、マスゲームなどのレクリエーション活動の推進に努め、以後の国体の運営に大きなインパクトを与えた大会としても知られる。当時の大会事務局長（副知事）は「国体というものは、ただスポーツの大会と理解するのは誤りであって、純粋なスポーツに加えて更に広い大きな社会的事業であった」と述懐している。

二回目の神奈川県湯河原町にとって二一世紀への「ゆめ」を託した事業といえば、文化面では湯河原ゆかりの国体と湯河原町美術館の開館が、スポーツ面では第五三回国体の開催が挙げられる。以下、かながわ・ゆめ

国体湯河原町実行委員会編「かながわ・ゆめ国体第五三回国民体育大会湯河原町報告書」「第五三回国民体育秋季大会アーチェリー競技」の二冊と、「広報ゆがわら」などを参考にして、その足跡をたどってみることにしよう。

一九九八（平成一〇）年に神奈川県で開催された第二回目的国体・第五三回大会では、早々と一九八八―一九九五年段階で国体準備委員会が、ついで五つの各専門委員会が相次いで設置された。その過程の中で、大会事務局は、^々かながわ'98国体^々の基本目標として、「くらしとスポーツを結ぶ新しい《スポーツ文化》の創造」を前面に掲げ、これを実現するため、県民の誰もが参加し、体験し、交流する場を設定することによって、①崇高なスポーツの魅力を発信する「挑戦と感動の祭典」、②多様なスポーツをみんなで楽しむ「出会いと交流の祭典」、③スポーツと文化が融合する「創造と体験の祭典」の三本の柱の実現を達成することを^々かながわ'98国体^々開催の骨子とした。

①では、「スポーツの質的・探究的な向上」、自己の可能性に挑戦する「スポーツ文化の発展」、スポーツ水準の向上や生涯スポーツを推進する「スポーツライフの確立」を、②では、スポーツをカルチャーとしてとらえた「くらしに生きるスポーツの推進」、個性的なスポーツ環境づくりに根差した「地域スポーツ文化の振興」、仲間との連携や地域への帰属を高める「スポーツのまちづくり」を、そして③では、知的・美的な楽しみを享受する、個性的で感性豊かなスポーツを育む「スポーツヒューマニティーの創造」、スポーツを軸とした主体的かつ多面的な生活の場づくりとしての「ヒューマニティーライフの確立」、スポーツを通じて人と人、人と自然、文化をつなぐ「ヒューマンネットワークの形成」を目指した。

国体開催にあたり、国体事務局で愛称・標語・シンボルマーク・マスコットを幅広く募集したところ、各方

図1 シンボルマーク



西山順子 作

『第53回国民体育大会秋季大会 アーチェリー競技』

面から様々な提案が寄せられ、以下のように決定した。

本国体の愛称である「かながわ・ゆめ国体」（門木隆明作）は、すべての人のかがやく未来への「ゆめ」と、誰もが健康でいきいきと暮らせるスポーツレクリエーション社会の創造へとむけた、かながわの二世紀への「ゆめ」を国体に託すことを祈念したものである。つづいて、標語の「おお汗 こ汗」（長瀬行男作）は、スポーツの原点である「汗

を強調し、一人ひとりが様々な汗を流して、いろいろな形で国体に参加することにより、実り豊かな国体を実現するよう、また、これらの活動を通じて、すべての人が健康でいきいきと暮らせるようにとの願いをこめて

いる。

またシンボルマーク（西山順子作）は、あたたかな表情で未来に向かって走る人をイメージしたもので、マークの手足が長いのは、多くの夢をつかんで、生き、走り、跳ぶ様子を表し、黄金に輝く腕は何にでも挑戦できる元気で爽やかな人間を象徴している。ゆるやかでのびのびとした姿は、スポーツの楽しさとともに、未来へ

図2 マスコット



宮崎 駿とスタジオジブリ 作
愛称:かなべえ 杉戸千恵 作

『第53回国民体育大会秋季大会 アーチェリー競技』

の希望をかけた「かながわ・ゆめ国体」にふさわしいものとなった。

さらにマスコットは、「となりのトトロ」などでお馴染みである映画監督の宮崎駿みやざきとスタジオジブリが、神奈川県海ノカモメをイメージして制作した。一見無愛想に見えるものの、見れば見るほど愛着が沸いてくる、そんな飽きのこない可愛らしさがある。その愛称は全国三万六二二二通の応募はがきから集約された一万七〇〇種類を越える膨大な名前の中から「かなべえ」と命名（杉戸千恵作）された。

湯河原町で行われた 前回大会のときと大きく異なる点は、一九九六（平成八）年の完成を目指し、吉浜字アーチェリー競技 兎沢うさぎさわにゆめ公園（湯河原町総合運動公園、一〇・一ヘクタール）を新設してアーチェリー（洋弓）競技が開催されることになったことである（『第五巻』一二二）。そこで町では、アーチェリー競技会の円滑な運営を期するために四九名で構成する準備委員会を一九九二年一月三〇日に設置して調査・研究などの準備作業に入った（「相豆新聞」平成四年一月二九・三一日付）。まず湯河原町国体準備室が設置され、その後、一九九五年六月には湯河原町国体事務局に改称し、同年七月には国体開催に向けての準備を具現化する組織として、かながわ・ゆめ国体湯河原町実行委員会が設立され、準備委員会は発展的に解消した。この設立総会では、実行委員会会則、役員などの議事が承認され、この席上、役員として会長・副会長三人、常任委員二人、監事二人、顧問一人ほか総勢委員一九〇人が委嘱された（「相豆新聞」平成七年九月三〇日付）。

湯河原町での国体アーチェリー競技開催に先行するかたちで、一九九〇年には湯河原町体育協会（以下「体協」という）内にアーチェリー部「矢・矢・矢（ヤーヤーヤー）」が発足するに至った。中学生・高校生のアーチェリーの指導や初心者教室も開かれるようになった。その結果、創部から五年後の一九九六年一月二八日に東京国際貿易センターB館で開催された「東京インドアオープン'96」で、中学生の部（男子一五二人、女子五

四人参加)「一八メートル六〇射」に参加した湯河原中学校アーチェリー部員の藤原真也が優勝、鍋谷嘉仁が三位、道場剛が四位を獲得するという快挙を成し遂げ、地元湯河原町にアーチェリー熱が一挙に高揚した(「広報ゆがわら」四一〇号)。

神奈川県は、かながわ'98国体^レを開催するに当たって、「みんなで『スポーツの魅力』と『感動』にふれみんなが『交流豊かな出会い』と『ふれあい』の主役となり みんなが『おしゃれ』で『さわやか』に競いあう みんなの'98国体^レ わたしたちは、こんな国体をめざします!」といった国体開催基本構想を表明した。また、県準備委員会会長である長洲一二は、国体開催を「スポーツをとおして、うるおい豊かな新しいライフスタイルを提案し、人間味にあふれたくらしづくり、まちづくりにつなげる実験の場」と位置づけ、みんなでみんなの国体づくりを呼びかけた。

アーチェリーとは 一八七九(明治一二)年に発見されたスペインのカステロン州にあるアルタミラ洞穴
 どのような競技種目か の絵画から、弓矢の起源は、旧石器時代(約四万〜二万年前)の狩猟の道具として発達してきたと推測される。弓を大別すると、地中海型(アーチェリー)・蒙古型(和弓)・ピンチ型(四半弓)に分類されるが、この内の地中海型は古代エジプトや中世イギリスで普及したといわれている。しかし、一六世紀中頃に鉄砲が登場するとともに衰退した。その後は一種のスポーツとしてイギリス王室内で復活した。特にヘンリー八世はアーチェリーの愛好家で、伝説上の義賊ロビン・フッドの物語はこの時代に作られたものである。

アーチェリー競技は、洋弓に矢をつがえて放ち、前方に置かれた的への命中数を競い合う競技であるが、わずかな姿勢の乱れ・崩れ、気持ちの動揺が得点に大きく影響するスポーツである。性別・年齢を問わず、身体

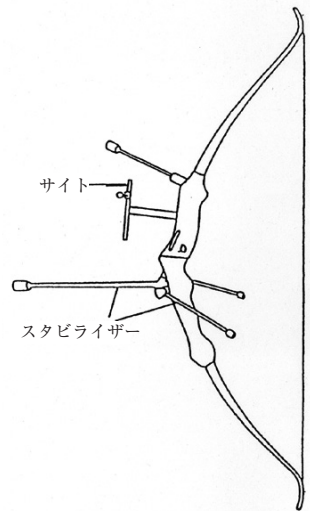
的ハンディキャップなしに誰もが参加でき、それほど過激なスポーツでもない。健康面におけるアーチェリーの特性として、正しい姿勢を保つことにより呼吸器の機能を向上させ、血行を促進させるなどの健康増進に効果的であるとの指摘もあり、近年新しい傾向のスポーツとして急速に発展してきた。また、的に的中した時の喜びはストレスを解消し、心身ともにリフレッシュできるスポーツであると評価されている。しかし、一見すると簡単なスポーツのように思われがちだが、上達するにはかなりの困難を伴い、入り口は広いが奥行はかなり深く長いものがあるという。そのため、アーチェリー競技は一般人がレクリエーションとして手軽に行うのに適した運動種目の一つであると同時に、近代スポーツとして高度な技術と体力、そして精神力が求められることも肝に銘じなければならない。

ここで、湯河原町で行われたアーチェリー競技について紹介しておこう。まず、競技種別は成年男子、成年女子、少年男子、少女女子の四種別で実施される。競技に出場可能な人員は各種別共に選手三人、団体戦での得点合計で競われ、個人戦においては団体戦での個人成績が表彰の対象となる。

競技に入る前に厳密な弓具検査が行われる。用具は①弓、②弦、③矢、④標的の四つから構成される。以下、項目ごとに簡略な図・説明を加えておこう。

- ① 弓 今日では薄目の細長いカーボンファイバー、グラスファイバーなどを強力な接着剤で張り合わせて

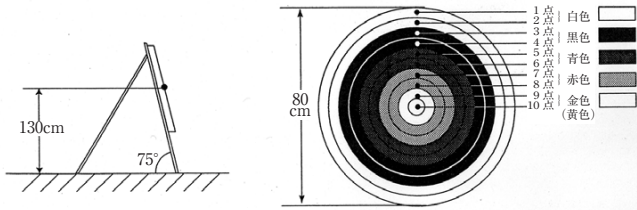
図3 弓



『第53回国民体育大会秋季大会
アーチェリー競技』

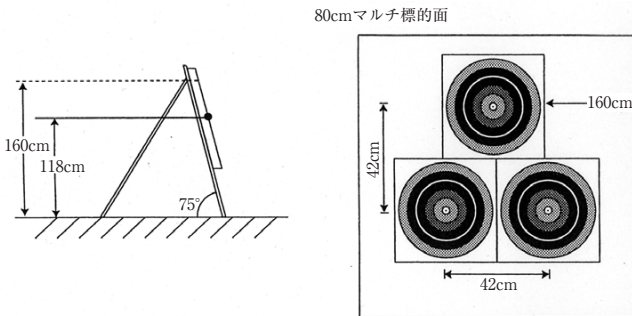
- ④ 標的 五〇メートル競技では的は直径八〇センチメートル、中心の直径八センチメートルの円内に矢が刺されば満点の一〇点。この的の中心は地上一三〇センチメートルの所に設置される。
- ③ 矢 アルミ合金またはカーボンパイプのシャフトに樹脂系の羽根を付けたものを使用する。
- ② 弦 軽量で強靱な合成繊維を一〇〜二本縫り合わせたものを使用する。
- ① 作られる。張力や曲げに強く、反発力にも優れている。弓にはサイト（照準器）、スタビライザー（矢を射るときの衝撃吸収装置）を付けることができる。

図4 標的



『第53回国民体育大会秋季大会 アーチェリー競技』

図5 80cm マルチ標的



『第53回国民体育大会秋季大会 アーチェリー競技』

心は地上二六〇・一一八センチメートルの所に設置される。

公式練習も含め各都道府県統一のユニフォーム・マークで有るか否かの服装チェックが行われる。公式練習は五〇メートル二四的・三〇メートル二〇的・五メートル二的が設置され、制限時間内に終了する規定である。

そして、いよいよ実射競技に入る。競技規定は、全日本アーチェリー連盟制定の「ターゲットアーチェリー競技規則」にそって実施される。競技は五〇メートル・三〇メートルのハーフラウンドで各種別の同一選手で行う。競技方法は、各距離とも一標的一名の行射でA・B・Cの三立制とし、三射ごとに採点・矢取りを行うことになっている。五〇メートル・三〇メートルともに三六射ずつ、合計七十二射で競う。点数は一本に付き一〇点満点であるから、合計得点に換算すると七二〇点となる。なお、五〇メートル・三〇メートルのハーフラウンドで行うアーチェリー競技は一九八〇年にアーチェリーが栃木国体から参加して以来継続してきた方式で、この方式で行う湯河原大会がその最後を飾る大会となった。

競技全体の進行は、音響視覚時間管理装置によって管理されており、これにより選手が待機したり、用意したり、行射を行うため、競技者はかなりの集中力・精神統一が要求される。他のスポーツと異なり、審判員が声掛けまたは笛で合図をすることもなく、競技を開始するところも大きな特徴である。また、観客の観戦マナーも厳格で、拍手・声援・鳴り物等での応援は禁止、選手の視野に入るところへの立ち入りや写真撮影も禁止されている。

湯河原町内での諸活動

第五三回神奈川国体でのアーチェリー競技会を湯河原町内で開催するに当たり、町民一人ひとりが国体の趣旨と意義を理解し、積極的な参加・協力を要請するために、幅

広い広報・啓発活動と町民運動が展開された。

印刷物による広報活動では、「広報ゆがわら」への掲載（一九九一（平成三）～一九九八年）、「国体だより」（創刊号～第三号、一九九六～九八年）のほかに、啓発ポスター・リーフレット・チラシ・観戦ガイドなどを各種イベントなどで配布した。また、報道機関への情報提供や駅前LED掲示板・メッセージボード（門川）などの活用による情報伝達に尽力した。工作物等による広報・啓発活動では、町内四か所に広報立看板、公共施設・競技会場・湯河原駅などに横断幕、幼稚・保育園児が作成した絵画作品を競技会場に展示した。その他の広報・啓発活動では、ゆがわら農林水産まつり、湯河原やつままつり、スポーツフェスティバル、レクリエーションの集いなどを活用して広報活動に努めた。また、のぼり・国体旗・マスコット旗を公共施設・湯河原駅・競技会場・宿舎などに設置した。

町民運動では、町民自らも国体を契機にして活力と潤いのある町づくりに参加し、選手や役員をはじめ多くの来訪者を温かく迎え・交流する「おもてなし」の精神で臨んだ。

花いっぱい運動では、大会約一か月前から四三〇名が参加して総合運動公園で花のプランターづくり（サルビア八〇〇〇株・マリーゴールド二〇〇〇株の二種類、一個に一〇本を植栽して一〇〇〇個）、菊鉢づくり（町内各小中学校育成、一〇〇鉢、貴賓席周辺に設置）、湯河原町独自の鉢植えミカン（町民の応募者及び専門農家）が大会に彩りを添えた。また、町内美化活動では、総合運動公園及び町内の公園・主要道路の清掃を、大会約一か月前から町民、各種団体及び学校の協力を得て実施した。その他、湯河原町老人クラブ連合会婦人部からは手作りの記念品（ハンドタオルの織りかなべえ人形三五〇個）が寄附され、それを開始式で選手・監督へ贈呈した。

炬火リレーと大会旗

国体の開催に先立って実施される炬火は国体のシンボルとされているが、それが初めて灯されたのは第三回福岡大会とされ、第五回愛知大会から秋季期間中に限り主競技会場に灯されるようになった。続いて炬火がリレー形式になったのは第一二回静岡大会からで、炬火は静岡県庁で採火されて主会場の草薙競技場まで運ばれた。夏季大会の炬火リレーは第一三回富山大会から導入されることになり、県庁に保管された同一の炬火は夏季・秋季大会の開会式場に点火されることになった。その後、国体開催基準要項が一部改正となり、秋季大会リレー方式のみが成文化されたので、それ以降は秋季大会炬火リレーのみが原則となり、正式に開催都道府県内で実施することになった。

一方、大会旗は第二八回千葉大会からは、国体開催基準要項の一部改正により、炬火とともに開催地都道府県内に限りリレーすることができるとともに、その方法についても開催地都道府県実行委員会が企画し、実施するように改定された。今回の神奈川大会においては、国体及び全国身体障がい者スポーツ大会を等しく象徴するものとして、一つの炬火及び両大会旗を「かながわ・ゆめ国体炬火リレー」の名のもとに、県内全市町村においてリレーしていくことにした。ただし、秋季大会開会式当日の一〇月二五日は、前年開催の大阪府と同様に国体大会旗・炬火リレーとして県庁から開会式会場までリレーを実施した。

湯河原町での オリジナルの聖火リレーと同様に、国体開催を彩る炬火リレーは大きな感動と感銘をもたらす炬火リレー すのはいうまでもない。その採火地については、神奈川県の自然環境や歴史・文化の史跡等を

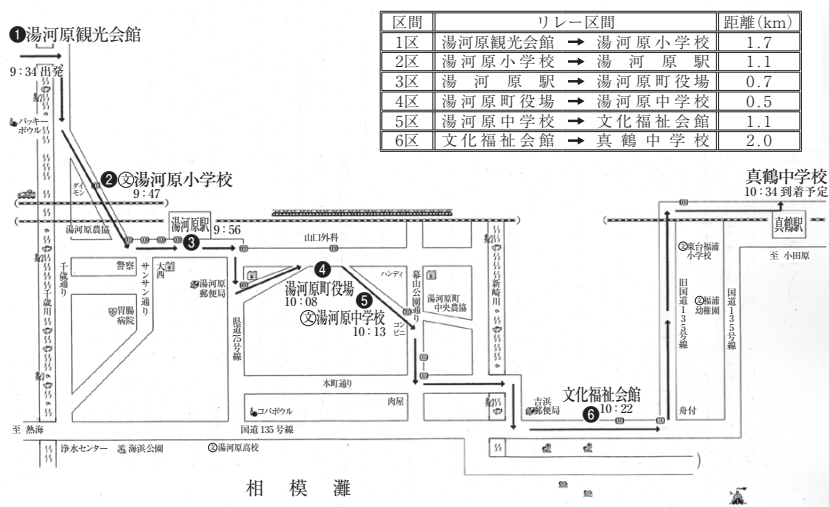
配慮した上で、県内全域が網羅されるような選定が行われた。また、リレーの参加者については、年齢・性別を問うことなく、障がい者や外国人などにも幅広い声掛けをして参加を要請した（「広報ゆがわら」四三四・四三六号）。

湯河原町で行われた国体炬火リレーについて簡略に紹介しておこう。一九九八（平成一〇）年一〇月一七日、箱根町から引き継がれた炬火はドライブイン大観山に到着し、その後引き継がれて湯河原町消防本部に到着して同所に保管された。翌日は九時三〇分に炬火保管引渡式を終了して、湯河原観光会館から湯河原小学校・湯河原駅・湯河原町役場・湯河原中学校・文化福祉会館・真鶴中学校までの全六区（全長は七・一キロメートル）を走破して真鶴町に引き継がれていった（「広報ゆがわら」四四〇・四四一号）。

競技運営方法と結果

アーチェリー競技を湯河原町で開催するに当たっては、全日本アーチェリー連盟の指導を仰ぎつつ、神奈川県アーチェリー協会とも密接な連絡を取りながら、万全を期した。また、競技役員・競技補助員として、町民及び湯河原中学校・湯河原高校の生徒たちの参加協力や事前の研修などの成果により、スムーズに

図6 かながわ・ゆめ国体炬火リレーコース図



『かながわ・ゆめ国体 第53回国民体育大会 湯河原町報告書』

競技の運営を行うことができた。競技は一〇月二五日に種目別の弓具検査・公式練習、二六日の午前開始式、午前から午後にかけて成年男女・少年女子の競技が行われ、最終日の二七日には少年男子の競技、そして同日夕方に締めくくりとしての表彰式が行われた。

競技内容は、国体史上初の大型ビジョン（縦四メートル×横六メートル）を使用して、カメラ三台で選手の表情、的に刺さった矢などが映像で映ったので、極めて臨場感に満ち溢れ、選手・監督及び観客から好評を博した。式典には湯河原中学校生徒及び町内コーラスグループ、式典アシスタントなど多くの町民の参加を得た。また、アトラクションとして、湯河原町でお馴染みの「湯河原ばやし」及び「やっさ踊り」も披露された。大会最後を飾るクライマックスの選手・監督退場では、湯河原ばやしは演奏されるなか、「みこし」を先頭に自由退場とし、退場口では競技役員・補助員全員がそれぞれの健闘と称賛の拍手で見送った。

湯河原町でのアーチェリー競技の最終結果は、神奈川県は男女総合成績（天皇杯得点）で成年男子二五点・成年女子一五点・少年男子二〇点・少年女子二〇点・参加得点一〇点、合計九〇点で兵庫県と同点第一位を獲得した。また、女子総合成績（皇后杯得点）では競技得点合計三五点・参加得点一〇点、合計四〇点で第三位、第一位は兵庫県が九〇点で一位であった（『第五巻』一一一⑨）。

国体後の跡地利用

国体が成功裡りに終了すると、広大な敷地面積を誇り、夜間照明・駐車場完備のアーチェリー会場であった総合運動公園の利用方法が、町議会で話題となった。

愛称を「湯河原ゆめ公園」と命名し、ゆめ公園の利用を促進するため、各競技施設・植栽の整備を行うと同時に、併せて多目的広場も開設して有効活用を図ることにした。その結果、野球・サッカー・ソフトボール場などが完成した。また当該地への交通手段としては、マイクロバスやコミュニティバスの運行等を考慮するこ

とにした。対外的には、自然環境抜群の地の利を最大限に生かして、プロスポーツのキャンプ候補地や高校・大学などの冬季練習場としての利用も考慮に入れて、宿泊を伴う観光・宣伝を兼ねたPRを積極的に展開すべきであるということと一致した。

3 スポーツの殿堂、堂々完成

湯河原町 一九五七（昭和三二）年に総理府が行った世論調査によると、「過去一年間に何らかのヘルシープラザとは スポーツをしましたか」という質問に対して、「スポーツをした」と答えた人は一四パーセントにすぎなかったが、二八年後の一九八五年に同じ質問を行ったところ、二〇歳以上では「スポーツをした」と回答した人数は六三パーセントにも達していた。このような社会的背景には、週休二日制の普及、有給休暇の効果的利用、スポーツ施設の増加など、スポーツを取り巻く環境の整備が一般社会に浸透しつつあったことが考えられる。

折しも、国民一人ひとりが余暇を上手に利用して、積極果敢にスポーツを始めることを促進させるかのように、一九八七年一〇月、湯河原町民に「楽しいスポーツを通じて気軽に健康・体力の増進を図ること」を運営の基本方針とした新しいコミュニティスポーツ施設としての湯河原町ヘルシープラザ建設が本格始動することが明らかになった。ヘルシープラザとは聞きなれない、馴染みのない名称であるが、簡単に言えば「健康の広場」という意味で、ここに行けば単にスポーツが楽しめるだけでなく、様々な最新のスポーツ器械・器具が利用できる、一般町民の健康増進にも役立つ多目的な健康増進施設であるところが特色である。湯河原町は人口三万人に満たない小さな町ではあるが、昔からかなりスポーツが盛んな町として知られており、湯河原

町にとっては願ったり叶ったりの施設といえよう。

このプロジェクトは「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」に基づき、神奈川県に置かれた地方公益企業である神奈川県企業庁が湯河原町の依頼を受け、地方振興施設等整備事業の一環として企画したものである。当該場所は海に臨む旧レストハウス跡地の一角で、ここに巨大なスポーツ施設を建設して、完成後一〇年、つまり一九九八（平成一〇）年までに湯河原町が分割取得することになっていた。建設総額は土地代金・建物代金合わせて一三億七〇〇万円と算定されていた（「相豆新聞」昭和六三年一〇月二日付）。二〇〇八年四月一日から、施設の管理・運営を指定管理者（地方自治法〔昭和二十三年法律第六十七号〕第二百四十四条の二第三項に規定）である「東海体育指導株式会社」（現ゆがわら健康づくり共同事業体）が行っている。

ヘルシープラザの構造

国道一三五号沿いに建設されるスポーツの殿堂の敷地面積は一六五三・九〇平方メートル、方メートルの建物である。その構造は地下一階が公衆便所・コインロッカー室・更衣室・シャワー室・倉庫・機械室・電気室など、一階は駐車場（屋内二七台・屋外一九台）・事務所・受付など、二階はトレーニング室・トレーニング指導室・多目的スポーツ室など、三階は体育室など、中三階は階段（キャットウォーク）、屋上



ヘルシープラザ（1989年3月）

には一五メートル×二〇メートルのゲートボール場などからなる。

主な施設の面ではトレーニング室に筋力トレーニングなどを中心とした各種器具が備えられているほか、多目的スポーツ室では柔道・剣道・ダンス・エアロビクス・卓球などを、体育室ではバスケットボール・バレーボール・バドミントンなど楽しみながら健康増進が図られる。

開館にあたって 開館に際し、施設の運営・管理や使用申請、損害賠償などを規定した湯河原町ヘルシープラザ条例が一九八九（平成元）年三月一七日に制定され、四月一日から施行された（『第五巻』

一一八）。現在の使用規定によると、当施設の使用は利用三か月前の初日から一週間前までに申請すれば、湯河原町民はもちろんのこと、他の市町村の住民も利用が可能である。

ヘルシープラザ開館を記念して、同年四月二日には「開館記念のつどい」が行われ、通常開館は四月四日からとされた。開館に際してスポーツプラザには、誰もが気軽にスポーツに親しみ、仲間づくりや人的交流を通して自らの健康を増進できるよう、様々なスポーツプログラムや、専門的な指導及び運動処方の提供など、各種サービスを展開するとともに、スポーツ教室の開催や、スポーツサークルの育成と指導者の養成を図るなど、スポーツ活動の拠点となることが期待された。

ヘルシープラザの 『湯河原二二世紀計画 中期基本計画』の「第三編第三章第一節 創造性を高める環境づくりのために 1生涯学習体制の整備 (7)ヘルシープラザの運営充実」の項によると、開

館初年度の利用状況は二万五九二八人で、個人利用が団体利用の約二倍であった。その後の統計（『ゆがわら二〇〇一プラン』前期・後期基本計画では、一九九一～二〇〇三年までの利用者数は最低二万九〇三三人、最高四万一二五人で漸増傾向にあった（表1）。

ちようどこの頃、湯河原町では『湯河原二一世紀計画』に添った生涯学習振興対策を立案するに当たり、一九九三年にお茶の水女子大学社会教育研究会に「生涯学習に関する調査」を委託していた。翌年にまとめられた『湯河原町生涯学習調査報告書』によると、「ヘルシープラザの利用については会社・公務員の利用率が最も低く、アルバイト・パートの人が最も高い」とのデータ分析が得られたが、さらに施設の問題点としては、「ヘルシープラザ、スポーツ施設、地域の会館、保健センターなどは、予期していたほど利用されていない。今後、学校施設も含めて公的施設は、住民にとって利用しやすい運営方法がとられる必要がある。とくに生涯学習への阻害要因の一つとして施設運営の在り方を挙げるものが多かったことから、柔軟な施設利用の方法が工夫される必要がある」との指摘を受けた。

生活の利便性が進行するなかで、体を動かす機会が減少することに伴い、体力・運動能力の低下が深刻な問題となってきたうえに、仕事中心から生活重視へと国民の価値観が変化してきている結果、生活におけるスポーツの占める位置は近年ますます重みを増してきており、町としても社会的変化に対応したスポーツ政策に取り組み必要があるとの認識に達した。その際、地域全体で取り組むなかで、特にスポーツイベントを地域を越えて実施し発展させることも検討していく姿勢を示した。さらに、今後は高齢者のスポーツ参加が見込まれることから、ソフトバレー・グラウンドゴルフ・キンボール（直径一二センチ、約一キログラムの大きなボールを使い、一チーム四名が三チーム同時でプレーするユニークなスポーツ）などのニュースポーツの開発に努めることと

表1 ヘルシープラザ利用者数の推移

(単位 人)

年度	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
利用者	29,626	33,610	32,376	29,967	29,033	29,417	32,311
年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	
利用者	34,832	36,135	34,780	34,713	38,723	40,125	

〔資料〕『ゆがわら2001プラン』

した。

4 その他の社会体育施設

湯河原町民 二〇一〇（平成二二）年六月二一日、体育・スポーツ等の振興を図り、湯河原町民の心身
体育館として復活 の健全な発達に寄与することを目的とした湯河原町民体育館を設置し、その管理・運営に
関しての必要事項を規定した湯河原町民体育館条例が制定された。当体育館は町内中央地区にあった湯河原中
学校の体育館（一九六五（昭和四〇）年建設）に耐震大規模改修工事を施してリニューアルし、町の社会体育
施設として一般開放したものである（『第五卷』一二〇）。

体育館としての設置目的を効果的に達成するため、又は管理運営上の必要から、現在の施設の管理・運営は
湯河原町ヘルシープラザと同様に、指定管理者である「ゆがわら健康づくり共同企業体」が行っている。また、
湯河原町民のみならず、近隣の県西地域構成市町の団体による施設利用にも配慮している。

第五節 多彩な芸術・文化の創造

1 二・二六事件資料館「光風荘」

二・二六事件とは 珍しく大雪に見舞われた一九三六（昭和一一）年二月二六日の早朝、精神主義的な国体観念（天皇主権）を標榜し、直接行動による国家改造（昭和維新）を目指した皇道派と称する陸軍内の一部青年将校らは、約一四〇〇人余りの兵士らを率いて東京市永田町の首相官邸・警視庁・朝日新聞社などを襲撃するといったクーデタを挙行した。この軍事行動を二・二六事件という。

この事件により内大臣齋藤実・陸軍教育総監渡辺錠太郎・大蔵大臣高橋是清や護衛の警察官らが殺害されたほか、多数の重・軽傷者が出た。これに対して戒厳令が施行され、戒厳司令部が設置された。軍事行動を起した青年将校らは、初めは蹶起部隊、後には反乱軍と規定され、三日後には帰順して、結局軍事クーデタは未遂に終わった。事件終息後は肅軍を名目に皇道派は一掃され、以後は官僚・政財界と提携して合法的な国家改造を目指す統制派の主導権下で、軍部主導の総力戦体制の構築が図られていった。

もう一つの事件 東京市以外の地で、唯一の事件現場となったのは温泉地湯河原町宮上の光風荘である。牧野

現場・湯河原 伸顕（大久保利通の次男、前内大臣）ら一行は、宿泊先が離れであるという条件付きで一〇

日間の静養目的で、老舗旅館伊藤屋の元別館（牧野が別荘として借用中）であった光風荘に決定した。その当時、光風荘には牧野夫妻ほか、牧野の孫娘吉田（麻生）和子（父親は牧野の娘婿である吉田茂、元総理大臣・

現財務大臣麻生太郎の母親）・護衛警官・看護婦・使用人ら七人が滞在していた。同時に事件の中心人物である河野壽^{ひそし}陸軍航空兵大尉は、民間人二人と伊藤屋本館に宿泊し、牧野の動向を確認した後、いったん東京に戻った。

牧野が皇道派から襲撃の対象と目されていたのは、天皇の側近として常に国政の中心的立場にあり、天皇の信望が厚く、宮中における自由主義派（親英米派）の中核としても知られ、さらに政・財・官界や外交などにも精通していることから、皇道派将校らは天皇の政治判断に大きな影響力を及ぼしかねない「君側の奸^{くわん}」と見なされていたと考えられる。

事件は滞在して三日目に起きた。二月二六日明け方、雪の降りしきる湯河原町に自動車で乗り付けた河野大尉ら八名の別働隊は、牧野伯爵らが滞在している光風荘を急襲した。彼らは当直を拝命していた護衛担当の川義孝巡査と銃撃戦の末、当荘を放火・炎上させたが、目当てとする牧野伯爵はお付きの女中と地元消防団員の機転で女物の着物を被り、勝手口から塀を乗り越え裏山に脱出し、あらかじめ河野大尉から「女子どもは傷つけるな」との命令があったことが幸いして九死に一生を得たという。しかし、皆川巡査は被弾・焼死して殉職し、河野大尉らは重傷を負ったほか、伯爵付看護婦や地元消防団員（地元旅館主人）も銃撃戦の際の散弾や消火作業で重傷を負った。なお、事件後、河野大尉は銃創を負って収容先の熱海の陸軍衛戍病院（分院）で、差し入れの果物ナイフで三月六日に自決した。その他の実行犯には、軍事法廷で死刑（二人）、禁錮一五年（六人）の判決が下った。

二・二六事件の襲撃されて焼失した光風荘は翌年に二階建ての建物として再建され、戦後は企業の保養所な舞台「光風荘」として利用されていた。ところが、別館跡地を所有する東京の某電機会社が二〇〇一（平

成一三）年三月になって土地・建物を売却する意向を示すと、「このままでは大切な歴史的遺産がなくなってしまう」と、買取も含めて町がしかるべき保存措置を講じてほしいとして、湯河原町温泉場区・湯河原温泉観光協会・同旅館協同組合の三団体が一〇〇〇人以上の署名を集めて、町や議会に対して陳情書を提出して保存運動に乗り出した（「神奈川新聞」平成一三年六月一日付）。これに対して町側は、「議会の審議結果を待つ結論を出したい」としたが、経済建設常任委員会では文化財審議会会長などとの勉強会を開くなど審議を行い趣旨採択となった。その後、二〇〇二年四月から温泉場区会ほかが所有者から同荘を有償で借り受けることになった。これが一つの契機となり、地元住民らは「光風荘を」地域の歴史遺産として何とか残したい」との決意を固め、同年一二月には「光風荘保存会」（会長・山本寅太郎）の発起人会を開催し、傷んでいた建物の修理、周辺環境の整備、会員の募集、資料の収集などに奔走した。これにより、資料館開館の目途がたち、二〇〇三年七月五日から、入館無料、土・日曜日及び祝日に限り光風荘資料館として一般公開に漕ぎ着けた（「神奈川新聞」平成一五年七月四日付）。なお、平日の申込みは一週間前までに予約をとした。同年八月一日の五八回目の「終戦の日」には、湯河原事件のリーダー格である兄河野大尉に自決を迫る実弟の手紙と自決時に使われた果物ナイフなど（後に資料館に河野家から多数の資料が寄託された）が展示され話題となった。

資料館では、保存会や湯河原観光ボランティアが施設の維持・管理、見学者の案内、新資料の発掘・活用・保存に一丸となって取り組んだ。その結果、開館四か月余りで、見学者は全国各地から一四〇〇人余りに達し、展示資料点数も七〇点から九〇点ほどに増加した。翌年の全来館者は四二五三人で、全国三四都道府県からの来館者があり、県内が一七六三人（うち湯河原町二二四人を含む）、ついで東京都が一四七九人、千葉県が三七八人の順であった。年齢層としては六〇～七〇歳代が目立ったが、三〇～四〇歳代も増えてきた。来館時期



光 風 荘

にも特徴が見られ、観梅や春・秋の行楽シーズンが多く、湯河原町の新名所となった〔神奈川新聞〕平成一五年一月二三日・平成一七年二月二三日付）。

二〇〇六年は事件発生から七〇年に相当するが、開館してから三年間で見学者はついに一万人を超えた。この年の二月二六日、資料館を管理している光風荘保存会と湯河原観光ボランティアは、事件当時の報道資料などを合わせて約二〇〇点を展示するとともに、遺族や関係者ら約八〇人に参加を要請して、七〇周年記念行事として記念碑除幕式と「湯河原襲撃語り読み」と題した公演を開催した〔神静民報〕平成一八年二月七日付）。そして、開館して六年目の二〇〇九年に入ると、入館者数は二万人を突破し、激動の昭和史を学ぶ現場として注目を浴びるようになった〔神静民報〕平成二二年二月二〇日付）。

二〇一二年には、光風荘保存会・湯河原観光ボランティアの協力により、町立図書館でパネル展「湯河原と二・二六事件」が開催された。会場には事件の概要や関係年表、事件現場に当たる光風荘周辺の写真や地図、事件当事者の自筆書簡や新聞・雑誌記事が数多く公開された。展示期間中には事件現場で実際に消火活動に従事した消防団員（故人）や郷土史家（故人）の対談を映像化したフィルム「二・二六事件を語る」が流されたり、記念講演会が行われた〔神静民報〕平成二四年二月二五日付）。二〇一三年には、伊藤屋旅館の本館と奥棟、門柱及び石垣の計三件が国登録有形文化財に指定され一層彩りが添えられた〔神奈川新聞〕平成二五年

一月一六日付)。

主な展示資料

光風荘保存会・湯河原観光ボランティアなどの熱心な資料収集活動により、二・二六事件関係資料は年を重ねるたびに重厚さを増しつつある。ここに主な資料を例示すると、まず湯河原襲撃事件そのものを体験した吉田和子の直筆の手紙のほか、当時の新聞、写真、自筆本『父、吉田茂』などが挙げられる。つぎに事件を実行した河野大尉が自決の際に使用した差し入れの果物ナイフと直筆の辞世の句(現物)があり、これに直接関係した資料として、兄の河野大尉に自決を促した実弟(当時大学生)からの長文の書簡(現物)がある。既述したように、これは河野家から決意をもって当館に寄託された資料で極めて貴重な資料とすることができる。さらに、この事件で殉職した皆川巡查の遺体の傍らにあった、焼け焦げた愛用の万年筆(現物)が巡查の無念さを物語っている。そのほか、事件後の陸軍統制派と同皇道派との抗争で肅軍を名目として銃殺刑に処せられた陸軍皇道派将校相沢三郎・同村中孝次(なかじ)の直筆の辞世の句や、湯河原町で牧野伯爵の動向を探るなどして事件に協力した民間人の洪川善助直筆の辞世の句などもある。

2 重光葵記念館

重光葵の略歴

重光葵(しげみつよし)は一八八七(明治二〇)年に大分県に生まれた。東京帝国大学法科大学独法科を卒業した後、外務省に入省し、外交官としての道を歩み始めた。一九二九(昭和四)年(シヤンハイ)に上海総領事、翌々年に中華公使となり、その翌年には中華民国との間に上海事変停戦協定の締結を成功させたが、その直後に暴漢が投じた爆弾により右足切断という不幸に見舞われた。しかし、不撓不屈(ふたうふく)の精神力をもって一九三三年には外務次官に復帰し、これ以降湯河原の地に別荘兼保養所を造り、傷の痛みを和らげながら駐ソ・駐英・駐

華大使を歴任した後、東条英機・小磯國昭両内閣の外務大臣を務め、木戸幸一内大臣とともに「終戦の詔勅」の発令まで至らしめた。

敗戦後は一九四五年八月に発足した東久邇宮稔彦内閣で三度目の外務大臣となり、九月二日の東京湾における米艦ミズーリ号甲板上で降伏文書の調印式では、梅津美治郎とともにマッカーサー連合国軍最高司令官との間で降伏文書調印の首席全権としての重責を全うした。その後、極東国際軍事裁判（東京裁判）でA級戦犯となり巣鴨プリズンで刑は七年、四年で仮出所となった。その後、釈放されて一九五二年に改進黨総裁、翌々年には日本民主党副総裁、鳩山一郎内閣では副総理兼外務大臣となり、一九五六年の日ソ交渉は不調となった。同年一二月に日本は国際連合への加盟が承認され、重光は日本代表として、国連総会の場で、「日本は東西の架け橋となる」と演説した。日ソ間の領土問題の解決を見届けることなく、重光は一九五七年一月二六日、奥湯河原の地で永眠した。享年六九であった。その後、二〇〇〇（平成一二）年に重光の別荘地であった湯河原町宮上に重光葵記念館は建てられた。

主な展示資料

外交官重光の波乱万丈の足跡は、「日米開戦」「終戦物語」「東西の架け橋」と題されて編集された三本のビデオ映像（約一時間程度）を介して明確に知ることができる。館内でとりわけ印象深いものとしては、ミズーリ号の甲板上で降伏文書の調印した際のサインやマッカーサー元帥と撮った写真であろう。

ここで、注目すべき貴重な資料を一点紹介しておこう。それは、敗戦が濃厚となっていく最中に、秘書官室が作成した会議録「最高戦争指導会議関係書類」である。この資料はB五判・厚さ四センチメートルほどで、表紙には「極秘」「取扱注意」の朱印が押されている機密文書で、二〇〇〇（平成一二）年に重光の遺品の中

から発見されたものである。一九四四（昭和一九）年八月―一九四五年三月までに開かれた会議全四八回分の記録が綴られており、登場人物は小磯首相、重光外相のほか、杉山元陸相^{はしも}、梅津参謀総長、及川古志郎軍令部総長、米内光政海相の六人、そして昭和天皇である。会議内容は戦況報告、情勢判断、天皇への内奏、御前会議など多岐にわたる。この類の秘密文書は敗戦時に徹底的に焼却処分したとされていることから、この種の最高会議レベルの会議内容が残存していたことは、その意味で極めて貴重であり、今後の研究の進展に大いに期待したい（「神奈川新聞」平成一四年一月二六日付）。

その他資料としては、外交文書、外交官当時の人事交流写真、日頃重光が使用していた書斎デスク、皇太后（大正天皇妃の貞明皇后）から賜与された義足がある。中でもとりわけ使い古しの年季物の大型スーツケースは、激動の時代に世界各国との外交交渉で東奔西走していた重光の姿を髣髴^{ほうふつ}とさせるものがある。

3 彩り豊かな美術館

湯河原ゆかりの美術館

一九九七（平成九）年九月末、湯河原町は「二一世紀文化のサロン」と銘打ち、低迷している温泉街の活性化と地域文化の振興を図るため、藤木川に架かる赤い欄干の丸橋が目印でお馴染みの「岫雲楼天野屋」本館（湯河原町宮上）の一部分を借り受けて改修し、「湯河原ゆかりの美術館」と命名して、一九九八（平成一〇）年一〇月にオープンした。

天野屋は一八七七（明治一〇）年創業の老舗^{しにせ}旅館で、当館を利用した著名な文人墨客や政財界の重鎮も数多く、彼等が残した貴重な文化遺産を多数所蔵していることでも知られる。新企画の美術館構想では、町が旅館の本館の一部（約一八〇〇平方メートル）を美術館として改修し、年間賃貸料五一〇〇万円（家賃・美術品寄

託料とも、一〇年契約、更新は再協議）で借り受けることにした。展示スペースには竹内栖鳳せまほうの掛け軸や屏風絵二八点のほか、安井曾太郎の油絵、夏目漱石や武者小路実篤の額など二二点、合計四九点を常設展示するほか、新進気鋭の芸術家の作品も展示していくこととした。なお、美術館の管理・運営は第三セクターに委託するとした（『第五卷』一一九①、「神奈川新聞」平成九年九月二六日・平成一〇年三月一三日付）。

出足は順調で、一九九八年一〇月開館以来丸四か月で、入館者は一万五〇〇〇人弱に達し、その内の八八パーセントが町外の観光客であった。普通は地元住民が六、七割を占めるが、それが意外にも少ないのと、当館所蔵の芸術作品が極めて少ないのが懸念されるところであった。

そこで当館では、鋭い視点とデッサンで政治・風俗風刺画を芸術の域にまで高めたフランスの画家ドミエ（二八〇八〜一八七九）版画展を一九九九年に開催し、そのユーモア溢れる作品は好評を博した（「神奈川新聞」平成一一年四月二四日付）。また、二〇〇二年には、湯河原町の小・中学校とも連携し、「子どもギャラリー」を開設し、児童・生徒が描いた作品からユニークなものを選んで展示し、大きな励ましを与えた（「神奈川新聞」平成一四年三月三日付）。

町立湯河原美術館

湯河原ゆかりの美術館は順調な滑り出しを見せ、開館翌年の一九九九（平成一一）年のピーク時には、来館者は約三万八〇〇〇人に達する勢いを示したが、その後は漸減して、二〇〇五年には約二万二〇〇〇人までに落ち込んだ。天野屋との契約期限も目前に迫り、今後の運営方針を模索・検討するなかで、美術鑑賞の対象を「湯河原町にゆかりのある絵画、書、工芸等」から「芸術性に優れた絵画、書、工芸等の作品」に拡充して再スタートを切ることになった。それに伴い、二〇〇六年一〇月に館名を「湯河原ゆかりの美術館」から「町立湯河原美術館」に改称した（『第五卷』一一九②、「神奈川新聞」平成一八年

一〇月一三日付)。

常設館の内容は従来通り、湯河原町にゆかりのある画家の作品約二四〇点を年四回に分けて展示することにしたが、以前から特別展を開いてきたスペースを見直し、『文藝春秋』の表紙絵担当で有名な日本画家平松礼二の作品を常設する展示室「平松礼二館」を新たに開設した。以来、これも年に四回展示替えを行い、彼の作品を紹介してきた。こうしたことが縁となり、美術館開館一五周年と平松礼二館七周年を記念して、彼の湯河原ゆかりの絵画三四点が二〇一三年に当館に寄贈された(「神奈川新聞」平成二五年一〇月三日付)。これ以前には、二〇〇八年に閉館した天野屋の收藏品約一二〇点(絵画・襖絵・書などの重要文化財)が湯河原町に寄贈され、当美術館で保存・調査することになっていたので、新たな彩りを添えることになった。さらに、平松はフランスの印象派画家クロード・モネに心酔し、自らはフランス・ジベルニー村の「モネの池」に足を運び、連作スケッチ「睡蓮」一九作を残しているだけでなく、スイレン七、八株をモネ財団から譲り受け、それを日本に持ち帰り、湯河原町立美術館の日本庭園の池で開花させることに成功している(「神静民報」平成一九年七月六日付)。

そのほか、「全国梅サミット」を通じて交流を続けている青梅市立美術館の所蔵品から絵画(川合玉堂・安田鞞彦・竹内栖鳳など)・版画(棟方志功)、陶磁器など約五〇点を文化交流の一環として、当館で展示した(「神静民報」平成二七年九月三〇日付)。

かぼちや美術館

当館は、二〇〇三(平成一五)年に湯河原町宮上にオープンした私設美術館で、世界的に著名な現代前衛芸術家草間彌生がカボチャをモチーフとして描いた作品約一〇〇点を桑田真菅が収集して展示している。

草間は一九二九年に長野県に生まれた。彼女の作品の特徴は、微細に組み合わせた網目や点で作品を仕上げるところにあり、そのジャンルは絵画、版画から大型の立体模型に至るまで多岐にわたる。海外でも人気が高く、水玉模様をふんだんに使用して表現することを得意とし、「水玉の女王」の異名がある。中でも一〇〇号の大作「かぼちゃ」は圧巻である。一九九八年にはニューヨーク近代美術館などで回顧展が開かれた。二〇〇一年の横浜トリエンナーレでは、横浜港内にミラーボール二〇〇〇個を浮かべて話題となった。

館内にはカフェも設けられ、カボチャを素材としたケーキや菓子を提供するなど、甘い香りが漂う不思議な美術館でもあった（「神奈川新聞」平成一五年二月二日・九月五日付）。

人間国宝美術館

「人間国宝」に指定された芸術家たちが制作した約一二〇点の秀作を一堂に集めて、来館者が時間をかけてじっくりと作品を鑑賞できることを目的として、二〇〇七（平成一九）年に湯河原町中央に開館した（「神静民報」平成一九年一月二七日付）。

展示品の代表的なものとしては、人形作家堀柳女の「蟠桃」、浜田庄司「黒釉鑄流描大鉢」、三代徳田八十吉「耀彩花器」、三浦小平二「青磁水指」、寺井直次「残照時絵箱」などの作品がある。なお、館内の特別室では、元内閣総理大臣で湯河原町に工房を構える陶芸作家として知られる細川護熙の近作も紹介されている（人間国宝美術館ホームページ）。

4 俳句と湯河原文学賞

古来、湯の里湯河原には極めて良質の源泉を求めて、著名な文人墨客たちが来訪・定住してきた。このことは、既述の湯河原町民大学の隆盛からもうかがい知れるように、地元の住民にも何らかの知的刺激を与えたこ

とであろう。

この項では、子どもから大人までが作ることができる「俳句」について取り上げることにはしたい。俳句は日本文化を代表する定型詩の一つで、決められた文字数の歌に、喜びや悲しみなど自分が感じたこと、見た風景や自然などのありさまを言葉にして伝えるもので、芥川龍之介も俳句を好み、湯河原町で詠んだものもあるという。また、一九七五（昭和五〇）年七月発行の「広報ゆがわら」一六二号から「町民俳句」欄を設け、町民の俳句の普及に努めるなど、俳句は親しみがかり身近なものであったのであろう。町内には多くの俳句団体があるが、ここでの紹介は失礼ながら割愛させていただき、俳句の創作活動を介して、地域文化の発展などに寄与したと考えられる人物を取り上げ、その業績をたどるとともに、湯河原文学賞創設の経緯についてもふれることにしたい。

黒沢 与作

（一八九五―一九七九年） 本名は好文、与作は俳号。一生涯に良い句が三句でもあれば上等だということから「よい三句」をもじって命名したという。金尾梅の門ら当代一流の俳人との交流はあったものの、どの俳門にも所属することなく、一冊の句集も遺さなかったが、軽妙洒脱・優雅な傾向の俳句を得意とした。「俳句は庶民の文学」という姿勢を貫き、ただひたすら地域での俳句の普及と振興に努めた。

戦後は、横須賀海軍病院湯河原分院（旧湯河原厚生年金病院を経て、現JCHO湯河原病院）に入院中の傷病兵の心を癒すために俳句教室を開設したほか、『万葉集』ゆかりの里、湯河原に「あしかり句会」を主宰した。また、一九六三（昭和三八）年には湯河原町俳句協会を創設し、初代会長に就任した。また、湯河原温泉椿まつり俳句会を実現するなど、俳句を通じて観光湯河原の発展にも尽力した。

没後二年後の一九八一年、門下生の手によって、地元湯河原への俳句の業績を顕彰して、万葉公園の万葉亭前に「芋掘つて来て満月を野にのこす 与作」の句碑が建てられた（『第五卷』一二六）。

力石郷水

（一九二二～二〇〇九年）吉浜の俳人で本名は元吉、郷水は俳号。子どもの頃から本を読むのが好きで、短歌や俳句らしいものを作り、少年雑誌に投稿していたという。一九三一（昭和六）年、

七夕の句会に出席して真鶴の明月荘主人宗久月丈から俳句の指導を受け、同時に女流俳人長谷川かな女が主宰する俳誌『水明』の会員となり、約三八年間にわたり俳句の指導を受ける。この間、ミカン栽培に従事する傍ら、作句も怠りなく継続した。

一九四六年、堀井春一郎らと「一葉会」をたちあげ、地域俳句の振興に尽力した。一九五五年から『水明』同人となり、『水明』四〇〇号記念祝賀会の席上、「蜜柑撒きに郷水来り水明祭」という一句を捻り出し、自分を前面に押し出した珍句で師匠の長谷川を驚かせたという。一九六六年には、同僚の堀井の勧めで、句集『橘香』を刊行し、従来の句に終止符を打って、新境地への展開を図ろうとした。

一九六七年創刊の「湯河原町中央農協だより」に「農協俳壇」を、一九七五年からは湯河原町の広報に俳句欄を新設し、撰者として俳句の指導と普及に尽力した。一九八一年には、その業績が高く評価されて、湯河原町教育委員会から文化功



力石郷水句碑

労者として表彰された。その後、「湯河原町民俳句会」を主宰し、地域社会の文芸の高揚につとめた。一方、一九七八年には、俳人協会会長鷹羽狩行たかはしゆきやうの俳誌『狩』創刊に参加し、のち同人となり、新しい作風を模索した。一九九一（平成三）年、湯河原町民俳句会は町俳壇への長年の貢献に感謝し、句歴六〇年を祝福して、城願寺境内に力石筆「頼朝の陣立石に飛花落花」の句碑を建立した（『神奈川新聞』平成三年五月二二日付）。

黛 執

（一九三〇～二〇二〇年） 黛は一九六五（昭和四〇）年に映画作家五所平之助から俳句の手ほどきを受け、俳詩『春燈』に入会し、その主宰である安住敦に師事した。一九七二年、巨大観光資本（東急グループ）が奥湯河原の山野の大部分を一気に買い占め、当地に大型観光開発を行う計画を発表した。彼は同郷の高橋伸一・戸邊喜久雄らとともに、「湯河原の自然を守る会」を結成し、自然保護運動を息長く展開した。二年間にわたる行政・企業との熾烈な闘いの末、黛らの開発阻止の請願が効を奏して県議会審議を通過したため、巨大観光資本は開発を断念して撤退した。

こうした狭い地域社会での葛藤かつとうを介して、「人ほどのように自然と向き合っていくべきか」を俳句の重厚なテーマに掲げ、その淵源が人間と自然との関係性が最も顕著に現出する農村、とりわけ箱根山麓の丹那盆地の農民の営みの中にあるとして追究した。奇しくも当地は、丹那トンネル工事の際に地下水が枯れようとした時、激しい自然保護運動が展開



黛執句碑

された土地でもあった。彼は第一句集の『春野』では専ら自然への賛仰とその恩寵を詠い、第二句集の『村道』では素材を農村に求め、そこでの農耕作業や民俗行事の中に人間と自然の接点を詠じた。「ぐんぐんと山が濃くなる帰省かな」「ひとつづつ山暮れてゆく白露かな」など、湯河原を詠んだ作品が小・中学校・高校の国語科の教科書に収録されている。

二〇二〇年三月二十七日には、黛が名誉主宰である『春野』（主宰奥名春江）により幕山公園に句碑が建立された。句碑には「梅ひらく一枝を水にさしのべて」と湯河原梅林にふさわしい黛の句が刻まれている。

黛の愛娘は、女流俳人黛まどかである。彼女は等身大の想いを俳句で表現してゆくことをモットーとして、句集・エッセイ集・選句集などを精力的に刊行する一方、テレビ・新聞・雑誌などマスメディアを介して俳句のグローバル化を目指している。最近では、二〇一〇（平成二二）～二一年にかけて文化庁の「文化交流使」を委嘱され、パリを拠点として欧州七か国を歴訪して俳句の紹介・普及に努めた。また、二〇一一年三月一日の東日本大震災の際には、被災した福島県相馬郡飯舘村民と俳句を通じて交流したり、故郷湯河原について書いた随筆「薫風」や俳句が小中学校・高校の国語科の教科書に採り上げられるなど注目を浴びている。

湯河原文学賞の創設

温泉地湯河原町は、明治以降、竹内栖鳳・横山大観・安井曾太郎ら近代日本画家の巨匠のほか、国木田独步・夏目漱石・島崎藤村・芥川龍之介・山本有三・谷崎潤一郎・与謝野晶子・水上勉ら近代文学史上で活躍した文豪が来訪・定住して、湯河原町に因んだ名作・名品を次々に創出した町としても知られている。

町では「四季彩のまち・さがみの小京都ゆがわら」に相応しい文化の香り高いまちづくりを標榜し、その一環として「文学のまち湯河原」を全国に発信しようと、二〇〇一年記念事業として「湯河原文学賞」を創設す

ることになった。その内容は、「小説の部」「俳句の部」の二部門を設定し、全国から湯河原町を題材とした作品を募集し、後日両部門の入賞者を選定し、盛大に表彰式を行うというものである。

最初の湯河原文学賞には、全国から「小説の部」に二二八編、「俳句の部」の一般の部では八八一人から二四二六句、中学生の部では二二二人から四六〇句の応募作品が寄せられるほどの盛況ぶりであった。厳格な審査の結果、「小説の部」最優秀賞一点（荻野修司「一枚の写真」表彰状・賞金一〇〇万円贈呈、「俳句の部」最優秀賞一点（野上恵「沢風に 袖のふれ合ふ 螢の夜」表彰状・賞金一〇万円贈呈）はじめ優秀賞・佳作など計五点、中学生の部では入選一二点が選出された。このうち「小説の部」最優秀作品は、特典として祥伝社発行の月間小説誌『NON』に掲載された。湯河原文学賞の表彰式は二〇〇一（平成一三）年一月三日の文化の日に湯河原観光会館三階大会議室で行われた。この式典には米岡幸男町長をはじめ、湯河原在住ミステリー作家・湯河原町名誉町民西村京太郎、文化協会会長、湯河原俳句協会長、出版社祥伝社『NON』編集長などが列席した（「相豆新聞」平成一三年一月六日付）。

湯河原文学賞の選定は今日まで継続して行われてきているが、新進気鋭の小説家・俳人たちの登竜門として堅実に根付き、文化の香り高い町づくりに貢献してくれることを祈念したいと思う。湯河原文学賞のその後の内容については、『第五巻』二一九を参照されたい。

第二章 福祉と医療・保健衛生

第一節 福祉事業

1 新憲法と戦後の福祉事業

新憲法の目指したもの

アジア太平洋戦争期の湯河原町は大都市部とは異なり、大規模な空襲やそれにとともに悲劇は多くはなかったが、戦死者はあり、戦後の町には悲しみと虚脱感が残っていた。やがて引揚げ事業が進み、本邦以外の地域（以下「外地」という）から帰郷する人の姿がみられるようになった。戦後の福祉事業は、まずこうした人びとへの生活支援から開始されていった。戦時中の法規にも、十分ながら生活扶助に関する規定はあったが、いったんこれらは廃止され、生活困窮者への支援が応急的に開始された。

しかし戦後の占領期（一九四五（昭和二〇）年九月二日～一九五二年四月二八日）にも米兵による被害はあり、戦争がもたらした惨禍は珍しいものではなかった。占領軍による人身被害者に対する給付金の請求は、実に東京オリンピックの年、一九六四年一月九日まで継続し、戦後補償も含めた復興には多くの時間が必要であった（「湯河原町広報」三三三号）。

一九四六年制定の「日本国憲法」では、第二十五条において、健康で文化的な最低限度の生活を全国民に権利として保障し、その実現に向けて国が、社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上と増進に努めることが規定された。その後、「児童福祉法」（一九四七年）、「身体障害者福祉法」（一九四九年）、「生活保護法」（一九五〇

年)など、関連法規が次々と制定され、すべての国民は人生の諸段階において、幸福な生活を追求する権利を持つことが法的に確定した。

戦前期の福祉政策を担っていた方面委員は民生委員に改められ、一九五一年には、社会福祉協議会が各都道府県に設置されて福祉事業の組織化が進んでいった。

一九五〇年代の後半に入ると、敗戦の混乱に一応の終止符が打たれ、ようやく新しい社会体制への転換が始まることになった。しかし神奈川県の一九五五年『県勢要覧』社会福祉の項には「わが国の、そしてわが県の保護施策はいまだ完全ではない」とあり、社会全体に広がる貧困や疾病、家庭的不遇、犯罪など、困難な課題が山積していたことを認めている。その中で一九六〇年代後半から登場した革新知事たちによる福祉行政は一定の成果を上げた。また高度経済成長を経て日本社会は大きく変貌し、国民の暮らしは劇的に変わった。物質的には豊かになり、戦後に直面していた貧困は表面上解消した。その一方、地域や家族の歴史的ともいえる大転換がもたらした社会意識の変動は、以前とは質の異なる新たな貧困問題や格差を生む素地になった。

戦没者慰霊など

湯河原町から出征していった兵士ほどのくらいあり、そのうち何人が戦死したのだろうか。おおむね四〇〇人の軍人・軍属が死亡した、とする資料があり(神奈川県立湯河原高等学校郷土研究部編「郷土研究部紀要三 戦争と湯河原PARTⅡ」、敗戦当時の町の戸数を約三五〇〇戸とすると、九軒に一人の戦没者を出していることになる。中には一軒から複数の戦没者を出した家もあった。これに負傷者を加えれば、いっそう戦争の罪深さがわかる。働き手を失った家族にとっては、その後も長く続く辛い日々が待っていた。

戦後一〇年を経ても外地戦没者の遺骨が帰国することがあった。その際には県による遺骨伝達式が鶴見の総

持寺で挙行されていた。一九五六（昭和三一）年七月一〇日の式では、同寺での行事を終え、午後三時二一分真鶴駅到着の列車で、一人の兵士が無言の帰郷をしている（『第四巻』一一二八）。

戦没者遺族の暮らしぶりは神奈川県民生部世話係編「戦没者遺族実態調査の結果概要」（神奈川県立公文書館蔵）によれば、県下の総数約三万世帯のうち、「非常に困っている」「困っている」「どうにかやっている」と回答した家庭が約八割にのぼり、ほとんどの家庭が困窮していた。その後、恩給法が改訂され、一九六七年一〇月から新たな扶助料が支給されたり、戦傷病者の配偶者への給付金が拡大されたりした（「湯河原広報」六九号）。また歳末に支給された県民生部による交付金などの支給もあった。こうした人々への慰藉^{いじや}としては別に「英霊慰霊大祭」として、伊勢原の大山阿夫利神社^{あふり}で四月下旬に市町村遺族会主催の祭典が行われるなどしている。

また戦没遺児たちを慰めいたわる機会での表彰や、靖国神社参拝などの行事も計画されていた。一九五七年のこの催しは、一月一八日（月）に行われた。該当の遺児たちは湯河原駅または真鶴駅に集合し小田原駅集合後、バスで県庁を訪問し知事の激励を受け、ついで靖国神社へ移動して参拝、さらに皇居と国会を見学後、帰路に就く、という日程であった（『第四巻』一一一九）。

傷痍^{しょうい}軍人に対しては、恩給のほか、日本国有鉄道の無料乗車という特典や傷痍者職業補導所（横須賀市）での職業訓練の機会が規定される（「県公報」一九二三号）などあったが苦しい生活を余儀なくされる場合が多かったようである。

住宅援護

湯河原町では首都圏とは異なり、空爆による家屋の炎上や焼失はなく、住宅に關していえば入居に困難はなかったように思える。しかし、実際には様々な事情で住まいの確保に苦しむ人び

とがあった。

一九五一（昭和二六）年に、戦災による住宅難の低所得者に低家賃住宅を供給することを目的とする「公営住宅法」が施行された。これに基づいて、七月には「湯河原町海外引揚者住宅使用条例」、一〇月に「湯河原町住宅使用条例」が、翌年七月には「吉浜町営住宅条例」が制定され、住宅援助の道が開かれた。その状況を引揚者への住宅供給とあわせてみてみよう。

「湯河原町海外引揚者町営住宅使用申込書」によれば、一七家族による申込みの理由が記されている。各家族の実情には、「目下の住まい」として、借家・物置小屋・倉庫・納屋・牛小屋といった場所を賃借り、もしくは好意による借用などでのいである状況がある。しかもそうした住環境のもとで、四畳半に家族五人、あるいは八畳一間に家族六人が同居、という実態がある。しかもその半数近くは立ち退きを迫られるなどの窮状を訴えているのである（「昭和二五年 引揚者住宅書類」）。

一九五〇年の湯河原小学校の児童文集「りんどう」（二号）には、「引揚の皆さん御苦労さま」と題して六年生女子児童が作文を寄せ、シベリア抑留から帰国した人たちへ温かい言葉をよせている。しかし住環境を含め全面的な救済は糸口についたばかりであった。

一九五七年、ようやく外地で六か月以上生活していた引揚者とその遺族に対する給付金が支給され（「引揚者給付金等支給法」）、その後、一九六七年には外地で一年以上生活していた引揚者とその遺族に特別給付金が支給されることになった（「湯河原広報」六九号）。

一町はこうした人びとへの住宅供給を、少しずつではあるが、表1のように戸数を増加させることで応じていった。なお表中の種別は、建築費の国費補助額が半額のを一種、三分の二負担のを二種とする区分

を指している。

これによれば、一般入居希望者も含めて、七年をかけて、九八戸が建設されていったことがわかる。入居世帯数は増加していったが、一人当たりの畳数は平均して二・六畳（約五平方メートル）という広さにとどまっている。最近の湯河原町の公営・公団などの借家の場合では、一人当たり二一・六平方メートルの広さになるので、当時の引揚者や低所得家族の生活空間はかなり狭かったことがわかる（「平成一七年度調査報告 第二巻 一四神奈川県」）。

町では一九五九年から、生活上の町民の悩みを受け止める窓口として「心配ごと相談室」を設け、制度紹介などを含めた助言をしていた（『東海民報』昭和三四年六月一日付）。このうち、一九六五年二月から一九六六年一月までの取扱件数は四五件あり、内容は、住居等に関する相談一八件、健康七件、職業五件、生活苦四件、老人三件、などという順になっている（『ゆがわら 合併一〇周年記念』）。この時代を迎えても住宅への心配が最も多い四割を占め、引き続き住宅への不安が切迫していて、低家賃住宅への要望が示されている。

表1 公営住宅建築の状況調べ

建設年度	名称	種別	戸数	建物面積 (㎡)	入居 世帯数	家族数	一人当たり 畳数	家賃 (円)
1950	福浦引揚者	2	2	46.20	2	9	2.3	550
	宮上引揚者	2	7	184.80	7	21	3.5	850
1951	宮上道下	2	4	112.20	4	19	2.2	1,000
1952	吉浜下長窪	2	5	140.25	5	20	2.6	900
1953	吉浜中尾曾根	2	5	140.25	5	23	2.3	1,000
1954	吉浜神戸	1	5	173.25	5	19	2.7	1,500
		2	5	140.25	5	24	2.2	1,000
1955	吉浜吾妻坂	1	10	346.50	10	41	2.4	1,500
		2	10	280.50	10	30	3.5	900
1956	宮下丸山	2	20	561.00	20	80	2.6	1,250
1957	宮上孫込	2	20	561.00	20	86	2.4	1,300

〔資料〕『ゆがわら 合併10周年記念』、『町村合併15年のあゆみ』

この後、表のように町営住宅の新設が進んでいる。時代を追って建物が広く造られるようになり、居住性改善のようすがうかがえる。さらに、一九七二年には木造の孫込住宅に変わって、中層耐火構造四階建ての近代的な孫込住宅一号楼が完成した（『湯河原広報』一二四号）。この孫込住宅には一六世帯の入居が可能で、一九七四年には二号楼、一九七六年には三号楼が完成した（『広報ゆがわら』一四七・一六九号）。

町の「統計要覧」によれば、一九七五年代以降の推移をつかむことができる。町内には、第一種住宅がほぼ六〇数戸、第二種住宅が五〇数戸という時代が続いている（法的には一九九六（平成八）年に一種・二種の区分がなくなる。その後、一本化した家屋数が記載されているが、この時期のものはほぼ第二種住宅を指すようである）。ここに最大で四〇〇人が入居し、その後は次第に入居戸数・人員が減り始め、二〇一三年には六〇戸・一〇〇人を切る段階になっている。

農繁期の託児事業

湯河原町はミカンで知られた町であるが、一九七〇（昭和四五）年頃までは稲作も行われていた。隣の真鶴町にはほとんど水田はなく、国民学校時代の真鶴町の児童たちは社会見学の一環として、本町まで水田耕作の見学に来ていたという。また、この時代、稲作の時期には、一九三九年六月の一个月間、愛国婦人会湯河原分会が主体になり、城堀の城願寺に農繁託児所を開設するなどしていた（『第五巻』二〇六）。さらに学校側でも一九四〇年に、湯河原尋常高等小学校内で農繁託児所が開かれていた（『開校百年記念誌』湯河原小学校）。

高度経済成長期には町の農業の主力は米からミカンへと移行するが、いずれの時代にも、農作業の繁忙期に子ども世話が課題になっていた。特にミカンは収穫から箱詰めまで手作業が中心で、季節によってはまさに猫の手も借りたい、というほど子どもに十分な目は届きにくかった。戦争の時代をはさんで多難な生活が続

いたが、いずれにおいても託児事業は女性に負うところが大きかった。

例えば、一九四六年四月に愛国婦人会と大日本婦人会の湯河原分会を母体として再発足した湯河原婦人会や（『第三巻』第五章第三節）、地区の農協婦人部などの献身的な協力は大きかった。湯河原婦人会は、戦後いち早く、その年の六月と十一月に農繁期託児所を設けるなどして、幼児受入れへの道を開いた（「ごごめ」第七号）。

保 育 園

一九四七（昭和二二）年に児童の福祉実現を目指す「児童福祉法」が制定された。「福祉」を冠した戦後初の法規であり、これにより国と市町村は「保育の実施責任」を負うことになった。乳幼児に関しても生活保障と愛護への責任が生じ、翌年には同法に基づく「児童福祉施設最低基準」が示され、施設・設備や職員の質などの最低基準が規定され、その施行義務が生じた。

しかし、その時代は当面のあいだ浮浪児や戦災孤児、引揚げ孤児などの救済に力を割かざるを得ず、保育実現にはしばらくの時日を要した。

一九五一年、児童を社会の一員として重んじ、そのための良好な環境を整備する、という理念のもとに「児童憲章」が宣言された。これには、児童は「良い環境の中で育てられる」べきものとして謳うたわれている。歓楽的要素の強い温泉地で、どのようにその幸福を実現するか、公教育も含めた課題としてつよく意識されるようになった。

児童への福祉実現への具体化は、まず保育事業から始まった。足柄下郡では戦後しばらくしてから寺院などを中心に保育園が設置されていたが、湯河原町では婦人会の力が大きくあずかっていた。

それはとくに農繁期の一時的保育を拡大し、保育園事業への道筋をつけた中央農業協同組合鍛冶屋婦人部の



1952年農協立ちばな保育園第1回卒園式
(鍛冶屋 内藤スミ子氏蔵)

活動によく示されている。

一九五二年がその第一歩を踏み出す年になり、五月五日、鍛冶屋の青年会場で待望の保育園が完成した。これが「たちばな保育園」で、行政に先んじて、農協婦人部・青年団・鍛冶屋区などが協力して運営する、という斬新な形態をとるものであった(湯河原町中央農協鍛冶屋婦人部編『二十年のあゆみ』)。こうした経営は全国的にも珍しく、園自身そのユニークさを誇りにしていた(「湯河原町中央農協だより」第八八号)。運営の開始に当たっては建設資金や人材の確保などの課題があり、大きな困難の中での船出になった。町村合併以前の

町には通年開設の保育施設はなかったようで、この農協の動きは保育行政に警鐘を鳴らすものだった。同園は大きな注目を集め、一九七四年三月、町に移管された。保育園初期には手探りで運営だったが、町移管までの二二年間に、一一〇〇人近い卒園生を送り出し、町の保育事業の一翼を担っていた。

また、たちばな保育園では未入園児家庭にも枠を広げ「農繁期特別保育」というかたちで、一般園児のほか、二五人ほどを受け入れている(「湯河原町中央農協だより」一〇号)。

乳幼児は、年齢はもとより月齢による成長の度合いで差があり、園児の増加に応じて、間仕切りで部屋数を増やすなどして対応していた(「湯河原町中央農協だより」二六号)。

なお一九五三年には、吉浜町でも婦人会が町民と協力して、吉浜保

育所が設立された（『第四卷』一三三、同資料には「保育園」と記載）。鍛冶屋・吉浜両園とも、多様な育ち方の園児にどのような環境を提供するか考えながらの保育であった。

一九五五年の町村合併により保育事業は町の管轄下に入るが移管するまでにしばらく時間がかかった。とくに吉浜区の幼児は旧吉浜保育所が移転し、遠距離通園を余儀なくされていた。他の地区でも新設の声が高まり陳情を開始するなど、就学以前での保育の充実を求める動きが活発化した。町内での保育園の設置状況をまとめると表2のようになる。

幼稚園は現在、町立福浦幼稚園と私立宮上幼稚園があるが、受入れ数からみると保育園が果たす役割は非常に大きいものがある。

幼稚園、保育園の入園者数については、少子化の傾向を反映して漸減の動きを見せている。特に幼稚園では、一九八〇年の城堀幼稚園（私立）の閉園で、大きく減少した。その後も減少傾向にある幼稚園と比べ、保育園は一九七八年の入園数五六八人をピークに二〇一四（平成二六）年までは四〇〇人台の入園数で推移していたが、二〇一五年以降は少子化の傾向が顕著となり四〇〇人を下回った。

この様子を年齢別にみると、保育園の開園後、四歳以上の児童が八割を超えていたが、次第に減少を続け、二〇〇四（平成一六）年以降には五割台になっ

表2 町立保育園一覧

開所年月	内 容
1957年5月	まさご保育園（1975年4月に「吉浜保育所」から改称）
1971年4月	おにわ保育園（1975年4月に「湯河原保育所」から改称、1996年7月現在地に移転）
1974年4月	たちばな保育園（湯河原町中央農協から移管）
1975年4月	八雲保育園
1977年4月	みやのうえ保育園

〔資料〕「広報ゆがわら」、「湯河原町中央農協だより」、『第四卷』

ている。これとは対照的に三歳未満児童は当初わずかに数パーセントであったものが、徐々に増加して二〇〇七年以降は二割以上まで増えている。一九七八年に二・八パーセント（一六人）だったものが二〇一三年には二四・九パーセント（一〇三人）と、実に九倍の増え方になっている（『県勢要覧』一九七八～二〇一三年）。

この背景には、就学前教育への期待の高まりと同時に、女性の社会進出にともなう育児の外部委託時間の拡大という面がある。入園児の低年齢化にともない、保育現場では、人員の確保だけでなく職員に一定の医療知識をも含めた専門性が求められる時代を迎えている。

こうした保育環境の拡充に向けて、家庭的保育事業制度というものがあり、保育所入所待機児童などを対象にした保育サービスが行われた。町では一九七〇年代に「家庭保育福祉員」制度の導入を計画している。これは諸般の事情で乳幼児の保育が困難な家庭への援助を目的にしたものだった（「広報ゆがわら」二〇四号）。

ところで、保育園が少しずつ増え始めるころ、幼稚園との違いについて、広報が関連記事を紹介したことがある。町民の中には、ともすると両者を同一視している向きがあり、広報ゆがわら（一七九号）に「幼稚園と保育園のちがいについて」と題した表3のような比較を載せている。翌年にも同じ記事が掲載され理解を期している。

近年では小学校入学前において、圧倒的多数の児童が幼稚園もしくは保育園に入園している。それぞれが（法的にも管轄官庁でも）制度的に異なる施設に分かれていることには異論があり（幼保一元化）、また同世代の幼児に同質の公的支援を保障するという観点からも問題は残されている。しかし三歳未満児童の養育なども含めて、機械的な判断の難しい側面があり、今のところは、地域的な要望などを踏まえた弾力的運用が容認されている。

表3 町立幼稚園と保育園の比較表

	幼稚園	保育園
区分	幼稚園	保育園
国の所管	文部省	厚生省
目的	学校教育法に基づき設置し、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長する	児童福祉法に基づく児童福祉施設であつて、保育に欠ける乳幼児を母親に代つて保育する
授業又は保育内容	<p>(授業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体諸機能の調和的発達を図る ・集団生活による協同、自主及び自律の精神の芽生えを養う ・社会生活及び自然に対する正しい理解と態度の芽生えを養う ・言語の使い方方を正しく導く ・創作的表現に対する興味を養う 	<p>(保育内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の観察及び検査 ・自由遊び ・ひるね ・健康診断
授業又は保育時間帯	<p>(授業時間)</p> <p>四時間を基準として園長が定める</p> <p>月・火・木・金 八・三〇～一三・三〇</p> <p>水・土 八・三〇～一・三〇</p>	<p>(保育時間)</p> <p>八時間を基準として、地域の状況等を考慮して保育園長が定める</p>
入園(所)条件	満四歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児	母親の労働又は疾病等の事由により、児童の保育に欠けるところがあると町長が認めるとき
保育料	<p>・入園料(年額) ……三〇〇〇円</p> <p>・保育料(月額) ……二四〇〇円</p>	<p>前年の所得を基に定められる(五一年度の国基準)</p> <p>生活保護世帯の無料から</p> <p>最高 三歳未満児 三四六〇〇円</p> <p>三歳児 一四六七〇円</p> <p>四歳児以上 一二一八〇円</p>

〔資料〕「広報ゆがわら」一七九号

二〇一四年に政府は自治体に対し、部屋数や保育士数などの基準を満たす保育園について、経営主体にかかわらず積極的に認可するよう通知している。この方針により私企業も含めて多様な担い手の進出が後押しされ、保護者が安心して働ける環境づくりが進んだ。しかし保育の質のばらつきや、保育士不足などの問題も生じている。

多様化する就学前の保育・教育ニーズに呼応する新たな選択肢に、「認定こども園」がある。今後、町でもこうした具体的運用に関する議論が必要になると思われる。いわゆる待機児童の存在は社会問題化していたが、二〇一〇年に比べ、待機児童数は二〇二〇年ではほぼ半減している。

しかし保育士不足は深刻化しており、単に保護者支援という観点からだけではなく、子どもにとって充実した時間をどう確保するのか、という点からも政策の見直しが迫られている。

ところで保育園の使命は就学前の児童の成長と生活を約束し、学校教育への継続性を持たせることである。このほかに、地域にとっても期待できる点がある。それは進行する高齢社会において、園児と高齢者との交流などを通じて地域に一定の活力をもたらすことである。こうした試みをすでに実践している園はあると思われる。この活動は園児と高齢者双方の良好な生活意識を形作る可能性を秘めている。

学童保育と子育て支援

急増する共働き世帯など、留守家庭の小学校在籍児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する仕組みが放課後児童クラブ（学童保育）である。これは子どもたちの活動の場を確保し、健全な育成を図ることを目的に一九九七（平成九）年の「児童福祉法」の改正にもなっており、「放課後児童健全育成事業」として法的に位置付けられた。

湯河原町での学童保育などの放課後対策関連事業については、第二部第一章第一節を参照されたい。

近年、いじめや不登校、虐待などのほか、学校や家庭に居場所を得にくい子どもの存在がある。とくに学校や家庭、児童相談所間の連携や柔軟な制度運用、さらには安全確保などを最優先した対応をはかるなど、将来を支える子どもたちへの見守りには大きな使命が託されている。

平成年代に入り、高齢化と並んで少子化が問題視されるようになった。少子化は出生率の低下によるものであり、その遠因には、現代生活における個人のライフスタイルの変化や、女性の社会的な役割や意識の変容などが挙げられている。少子化は人口の減少に直結する現象で、とくに先進国に共通の課題になりつつある。政府は二〇〇三年に「少子化社会対策基本法」を制定し、長期的な展望に立った施策を打ち出した。

この問題をめぐって人口増加がピークを過ぎ、少子化が進む湯河原町でも手をこまねいていたわけではなく、対策として、二〇〇八年に「子育て支援給付事業」として第三子には一〇〇万円を、第四子以降には五〇万円を支給するという事業を始めた。この金額は、当時の県内では最高額で、町の子育て環境の充実と定住促進と位置付けた（「神奈川新聞」平成二〇年二月一四日付）。財政規模の小さい町がこのような大胆な計画を立てたのは、確実に進行しつつある人口減少と、それがもたらす危機を見越したものであり、時代の大きな要請だったからである。

児童福祉―城山学園

湯河原町に児童福祉の灯がともされたのは、戦後社会の混乱期にさかのぼる。この事業に先鞭せんべんをつけたのは平岡貞（一八八六―一九七四）という実業家である。平岡は京都に生まれ、アジア太平洋戦前期の香港で写真業を経営、戦後帰国して再起を期していたが、戦時中、城堀に購入していた土地に青少年の更生施設を開設した。この施設は一九五四（昭和二九）年に解散したが、一九五六年に児童福祉法に基づく養護施設城山学園として再スタートし、家庭的不遇にある児童たちの生活の場となった

〔広報ゆがわら〕三七九号)。

同年四月から園児三人が湯河原小学校に通学するようになった(『開校百年記念誌』湯河原小学校)。一九六〇年頃は、定員二〇人・職員数五人という規模であった(『昭和三五年九月 基礎調査書』)。

一九五七年七月には養護施設として、大磯町のエリザベス・サンダース・ホームなどと並んで公費助成金額が決定された。この時の児童定員は八人、一人当たり一か月事業費は二四五六円となっている(『県公報』第二八四五号)。

一九六五年頃から、この学園をアメリカ海軍横須賀基地将校の婦人会が慰問に訪れていて、園生の学費を寄附するなどした(『東海民報』昭和四三年二月二十九日付)。また、町の婦人会も定期的に慰問に訪れている。二〇一二(平成二四)年には、新園舎が完成し鍛冶屋へ移転した。

障がい児者福祉

障がい児者に対する公的な支援は、ほかの福祉行政に比べ大きく立ち遅れていた。戦前から、きわめて不十分ながら救済規定はあったが、実際にはほぼすべてが家庭に委ねられていた。さらに差別や偏見など、周囲のまなざしは厳しく、心身の機能面での負の条件に加えて二重の苦難を抱えてきたといえる。

本県での障がい児者支援の道は、古く明治期の自由民権運動などにその萌芽(ほうが)を見ることができているが、障がい児者の社会的な自立にはほど遠く、苦しい時代が長く続いていた。

新憲法のもと、多くの社会的弱者に手を差し伸べる原則が成立したが、すぐに展望が開けたというわけではなかった。篤志家による救済はあるものの財政的な基盤は脆弱(ぜいじやく)で善意や寄附金などに頼る面が、継続的で系統的支援は期待できない、という限界があった。

戦前の障がい児を対象とした教育は、盲・聾教育から始まり、知的障がい教育は大都市の学校に限定され、ようやく一九四七（昭和二二）年制定の「学校教育法」で、小・中学校及び高等学校に特殊学級を設置できる規定になった。しかし同法第二十三条には、就学免除規定があり、通学できない子どもたちの冬の時代は続いた。家庭で過ごさざるを得ない障がい児たちの自立や自活はむずかしく、就業面での選択肢も限られていた。

障がい者福祉で、まず法的支援の構想が立てられたのは身体障がい者である。一九四九年に「身体障害者福祉法」が制定された。自立と社会経済活動への参加促進が規定され、総合的援助と、国民の側からの理解と協力を規定するもので、身体障害者手帳を交付し、福祉サービスの受給が可能になった。一九七〇年によく、障がいのある人全般に関連する「障害者基本法」が施行され、これにより国と地方公共団体福祉サービスの充実が法制化された。その後、関連法規が整備され、次第に障がい者福祉が進み始めた。

町の障がい児者福祉

湯河原町では合併前の一九五一（昭和二六）年に、身障者福祉協会という組織が発足していたが、まだ同情の対象という見方がつよく、地域全体としての意識は低調であった（「神奈川新聞」昭和六一年一月二八日付）。県内では一九五九年に流行したポリオによるマヒを苦しめた自殺があり、また一九六二年には、一九五〇年に廃止されたはずの自宅監置で障がい者が死亡する、といった出来事があった。こうした悲劇は、障がい児者理解や支援の遅れとそれがもたらした家庭側の失意によるものであった。

一九六〇年代後半に入り、町でも身体及び知的障がい児者を対象にした巡回更生相談を湯河原小学校と吉浜出張所を会場に実施している（「湯河原広報」一八号）。

政府は、諸法規の規定にも関わらず、教育や福祉サービス網の外にある障がい児者に対する理解を進める運

動を行った。「肢体不自由児福祉月間」を設け、とくに全国で約七万人を超えると言われた脳性マヒ児への理解と協力を進める「手足の不自由な子どもを育てる運動」を展開した。町でもこの子どもたちを温かく受け入れる必要性を訴えている（『湯河原広報』八二号）。

この運動をはじめとして、啓発的観点からの活動は地道に続けられていたが、具体的進展には結びついていなかった。こうした実態を声を上げ、活動を始めたのは、障がい児を持つ親たちを中核にした「手をつなぐ親の会」である。一九五五年には全国的に活動が開始されると、教育や福祉、就労などの充実を訴えて一九九五（平成七）年からは、「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会」に改編され、現在では「一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会」として活動している。「親の会」は当面の目標として、授産所の建設を掲げ、廃品回収などを通して資金を集め、公共職業安定所との連携を図るなど活発化させていった。

本町では一九六〇年代に活動が始まって会員（賛助会員も含む）を募集した。会では研修や相互協力・相談などの実践を通して福祉向上に寄与することを目的に活動を続け（『湯河原広報』八六号）、足柄下郡三町合同の「親の会」時代を経て、一九八五年には町ごと独立し、「湯河原町手をつなぐ親の会」が発足した。会ではバザー収益の積立金でアパートの一室を借りて作業所とし、通所者の力に応じた作業を開始した（『広報ゆがわら』三八一号）。

一九七一年夏に湯河原中学校において、関東甲信越地区の障がい児教育研究協議会が開催され、約七〇〇人の参加を得て大きな成果を取ったことなどもあり、福祉行政への意識が具体化する契機になった（神奈川県特殊教育百年記念会編『神奈川県特殊教育百年記念誌』）。

一九七四年度からは、重度視覚障がい者へのサービスとして「盲人用テープレコーダー貸付事業」を始めた。

おもに広報と詩吟の録音テープを貸し出すという活動であった（「広報ゆがわら」一五四号）。

また、このような町の動きとは別に、町民の間から始まった視覚障がい者への協力活動がある。それは一九七八年から吉浜小学校PTAの有志が始めた録音奉仕会である。会では宮下会館で広報紙・地方紙・書籍などの吹き込みを行い、郵送するというかたちをとっていた（「広報ゆがわら」三九一号）。視覚障がい者は町民でありながら広報の情報などに接することが難しく、身近な情報提供はその生活を豊かにさせた。

一九六〇年代後半には政策の輪郭は整いつつあったが、それを支える人材育成が追いつかず、その空白を、いわゆるボランティアによってまかなう構図ができあがった。県は一九七四年から「盲人ガイドヘルパー」派遣事業を開始し、ボランティア募集を開始した（「広報ゆがわら」一五五号）。これに応じて、一九七六年には町で七人のヘルパーが誕生した。いずれも女性で視覚障がい者の外出時などに協力してその生活圏拡大につとめ、町民の障がい者理解を深めるものとなった（「広報ゆがわら」一七五号）。

足柄下福祉事務所では、障がい者の各種制度の情報提供を充実させ、町は広報を通じて、偏見や差別をなくするための啓発記事を掲載するなどしていた（「東海日報」昭和四九年一〇月一九日付）。

さきにふれた「親の会」の活動が活発化した時期はちょうど、ノーマライゼーションという思想が広く浸透し始める時代にあたる。この考え方は、すべての障がい者や高齢者を特別視せず受容し、その生活を保障しようとするものである。国際連合が一九八一年を「国際障害者年」とし、障がい者の完全な社会参加と平等性を訴えたが、その根幹をなすものがこの思想である。この年には県西地区の「第一回障害者と家族の集い」が、大井町の第一生命グラウンドで開催され、障がい児者の社会参加が徐々に広がっていった（「神静民報」昭和五六年四月一日付）。

その後、町はこうした単発的な対応を越えた新たな総合的政策を打ち出した。それは一九七七～一九七九年度の『湯河原町総合計画 基本計画書』においてである。この時に初めて、政策面で障がい者問題が提起され、制度的な取組みが開始された。

そして、まず不快用語の改正を図り、条例や例規の見直しに着手した（「神静民報」昭和五六年五月二八日付）。こうして町でも福祉の地盤を固める努力が続けられた。加えて町民の中には、福祉行政に共鳴して寄附をする動きがあった。これをうけて町は、一九八二年に「湯河原町社会福祉基金条例」を定め、児童・心身障がい者・老人福祉事業への基金運用をはかることにした（『第四卷』一三九）。同条例などに基づく福祉事業面への支援が進み少しずつではあるが、福祉実現への道が開かれていった。

町民の綴った作文に、里親として預かった障がい児との心の交流を述べた「天使がくれた宝物」や、湯河原中学校三年生女子の作文「障害を持つ人の心を少しでも理解できたら」という佳編がある（「広報ゆがわら」三二一号・「伊豆毎日」平成一年二月四日付）。制度だけにとどまらず、この文章に込められた視点や心情が多く、町民に共有され、時代と社会を同じくする者同士としての共感に立った相互理解が深まることが望まれる。

湯河原学園

官民での障がい者福祉の高まりが見られた頃、町の福祉に一石を投じたのはある個人による福祉事業である。

それは障がい者の中でも、とりわけ重度障がい者対応の公的施設が少なかった時代に、支援の手を差し伸べた「湯河原学園」の活動であった。この施設は、自身が障がい児を持つ立場で、城堀に同学園を創設した小林総太郎夫妻の手によるものであった。私財を投じ、一九七七（昭和五二）年に開設した学園は、当初は資金難

もあり、ボランティアの協力などを得つつ運営せざるを得なかった（「読売新聞」昭和五二年三月二七日・「神奈川新聞」昭和五二年一月三日付）。

当時は国・県から措置費の支援下にある施設は県内の四か所（横浜・鎌倉・厚木・秦野）に限られていたため、多くの重度障がい児者たちは、無認可施設や在宅での対応に留まらざるを得なかった。この苦境の中で学園は小規模ながら着実に運営を維持し、のちに社会福祉法人として認可された。そして一九八二年に津久井郡藤野町（現相模原市緑区）へ移転し、同年九月に「社会福祉法人くりのみ学園」として再出発した（「相互新聞」昭和五七年九月四日付）。湯河原学園の歴史は一〇年に満たないものであるが、活動の足跡は長く記憶にとどめるべきであろう。

障がい児教育 障がい児の自立支援に向けた施策は多方面に及んでいる。県は一九七三（昭和四八）年度に、**と就労事業など** 養護学校の義務制施行を計画した。これを受けて県西地区には一九七八年に県立の小田原養

護学校が新設された。同学校は二市八町という広い通学区域を持ち、町内の児童も就学できることになった（前掲『特殊教育百年記念誌』）。

学校卒業後の進路先には、一般企業・施設・作業所などがある。一定数の従業員を雇用する企業には、法制化された障がい者雇用が義務付けられた。特例子会社制度なども設けられ、少しずつ職域は拡大している。二〇一三（平成二五）年段階で神奈川県内には、およそ五〇社の特例子会社がある。その半数以上は横浜・川崎市にあり、県西地区は一けた台にとどまっている。地域社会全体からの障がい者理解のほか、就労機会の拡大も時間を要する課題である。障がいに応じた作業内容の設定や、企業内の教育体制、収入面などをみると一般就労者との格差は大きく、一生の生活設計を見通した就労には直結しにくい現状がある。

近年には、障がいの重度・重複化、あるいは自閉症やアスペルガー症候群などに代表される発達障害が注目されるようになった。国も二〇〇四年には「発達障害者支援法」を制定し、自治体に発達支援と就労などの措置を講ずることを求めている。さらには社会構造の複雑化や対人関係などに起因する、いわゆる引きこもりという大きな社会問題もある。本人や家族に対する日常的な物心両面の支援のほか、ライフサイクルを見通した就業機会の設定をも含めた総合的な社会政策が望まれる時代を迎えている。

生活保護

人は誰しも幼少期から一生を終えるまで、幸福を追求して生きている。それが常に実現できれば、それにこしたことはない。しかし生身の人間が日常を送る上では、往々にして難しい局面に遭遇する。その中には自身で解決できる困難もあれば、そうは行かないこともある。個人の力を超える苦境に直面したとき、最低限度の暮らしを法的に保障しようとする考えから生まれたのが一九五〇（昭和二五）年の「生活保護法」である。この制度は国家的保障・最低限保障・平等性・現金給付などの原則の上に立っている。なお生活保護は個々の被保護者に、一律の金銭給付を行うものではない。その世帯の収入だけでは最低限度の生活に満たない場合、その差額分を保護費として支給するものであり、さらには給付をもって完了するのではなく、被保護者の自立につなげる、という目的がある。

「最低限度の生活」をめぐるのは、一九五七年の「朝日訴訟」が契機となつて保護基準額の見直し作業が進むことになった。これは岡山県の保護変更処分に対する朝日茂の裁判取消訴訟で、係争中に本人が死亡したことで訴訟は終了したが、生活保護の問題点を社会に広く認知させた。こうした動きを通して、人権意識の高揚をはじめ、憲法第二十五条と生活の関わりなどへの関心も国民の中に定着していった。

生活保護の内容は、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭への扶助事業と多岐に及んでいる。

表4 1950年度生活保護実施状況調

	世帯数	実人員	延人員	金額 (円)	一人当たり 金額 (円)
生活扶助	73	253	89,578	1,635,788	6,466
医療扶助	53	61	21,526	1,069,562	17,534
助産	1	1	31	1,000	1,000
生業扶助					
葬祭扶助	6	6	6	9,800	1,633
合計	121	314	113,570	2,716,150	8,650

〔資料〕 「市町村実態調査書」

〔注〕 円以下は省略し、小数点以下四捨五入

「生活保護法」制定当時の町の受給状況は表4のようになる。また、ほかの町村との比較をしたものが表5である。

合併前の湯河原町の被保護者数は町民一〇〇人に対して、二人ほどであり、国府津町などとはほぼ同じ比率で、一〇〇世帯に対しての保護世帯は四世帯ほどになる。類似の人口規模の寒川町や海老名町と比較すると、人口に対する割合において低く、山北・厚木町よりも高い。世帯に対する割合においても、同じ傾向であって、中位を占めている。また吉浜町を加えた数値で見ると、人口一万五三七一人のうち二九八人となり、対人口保護人員率は、一・九四パーセントとなり、やや保護率は低下する。

これが九年後の一九五九年になると、町の総世帯三六七九世帯のうち、被保護世帯は一〇一世帯に、また総人口一万七八八八人のうち、被保護人員は二〇八人と変化し、保護世帯率は二・七五パーセント、保護人員率は一・一六パーセントとなっていて、ともにやや低くなっている（「昭和三五年九月 基礎調査書」）。このことは、一概には言えないが九年を経る間に高度経済成長に向かい、生活に一定のメドが立ったことを示すものようである。

それでも一九六一年の湯河原小学校児童文集「りんどう」（二三集）には、厳しい暮らしのあったことを語る一編が収録されている。「くずやのおじさん」と題した作品がそれである。晩秋の寒い日に、ぼろぼろの服

を着た四〇歳くらいの男性が三歳ほどの幼児を背負い、寒そうに箱メガネで川をのぞいている、という描写である。作者（六年生）の祖母が声をかけると、男性は、その子の母親は昨年病死し自分が廃品回収をして子どもを育てている、という。そして根府川の橋の下で寝起きしている、と窮状を語ったのだった。哀切をきわめる身の上話であるが、祖母と自分が男性に古い服を手渡した、という話に読者は救われる思いを持つ。

これは男子児童の目に映った生活難の人の姿である。恐らく少年はその男性の暮らしと今の自分のそれとを引き比べ、さびやく 索漠とした思いを抱いたことであろう。

すでに制度としては社会保障のレールが敷かれ、生活保護制度が進んでいた。数年後には東京でアジア初のオリンピックが開催されるといふ頃の話である。明るい時代相ではあったが、作品はまだ救済からは程遠い暮らしがあったことを明らかにしている。

さて、合併後の町の生活保護受給状況はどのように推移しているであろうか。一九八五年以前の「小田原保健所年報」では、足柄下郡単位の統計のため町単独の統計はつかみにくい、翌年以降についてみれば次のようになる。

一九八七年～二〇〇〇（平成一二）年 一〇〇世帯台

表5 他町との被保護者の比較表

町名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	生活扶助		医療扶助		人口に対する 保護人員率 (%)	世帯数に対する 保護世帯率 (%)
			人員	世帯	人員	世帯		
湯河原町	10,054	2,033	212	62	11	11	2.21	3.59
寒川町	11,166	2,080	341	100	49	30	3.49	6.25
海老名町	10,181	1,921	305	94	20	17	3.19	5.77
山北町	10,879	1,890	75	47	24	20	0.91	3.54
厚木町	10,989	2,309	124	39	10	4	1.21	1.86
吉浜町	5,317	999	72	22	3	2	1.41	2.40
真鶴町	6,462	1,355	83	26	23	11	1.64	2.73
酒匂町	7,578	1,582	114	43	16	11	1.71	3.41
国府津町	7,539	1,465	141	45	22	17	2.16	4.23

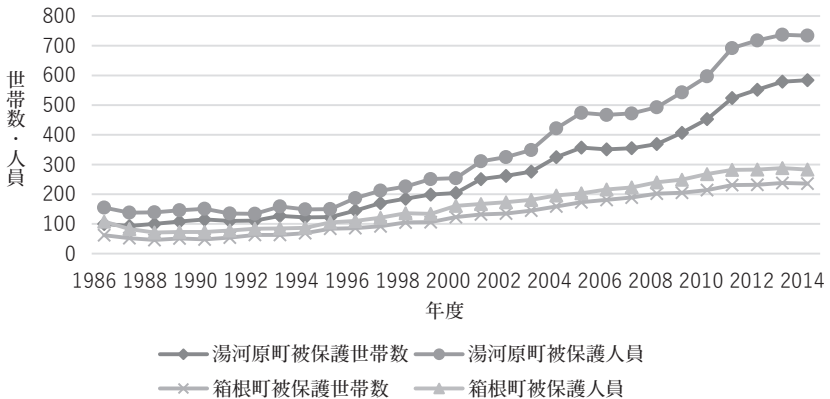
〔資料〕「市町村実態調査書」

二〇〇一年～二〇〇四年 二〇〇世帯台
 二〇〇五年～二〇〇九年 三〇〇世帯台
 二〇一〇年～二〇一一年 四〇〇世帯台
 二〇一二年～二〇一三年 五〇〇世帯台

不明の年代があるが『第四巻』別編統計一五によると、生活扶助をはじめとする生活保護受給は、人数・金額ともに一九六〇年代からゆるやかに増えていった。これが一九八五年頃を境に、受給件数・金額は一旦減少傾向に転ずることになった。ついで一九九六年頃からは再び増加に転じ、それ以後は人数・金額ともに急激な伸びを示している(図1)。

この状況は国内経済の動きを反映するものと思われる。一九八〇年代から低金利を背景に地価が高騰し、株価が急伸したことに始まる、いわゆるバブル経済による好況が生活保護利用の一時的減少を招いたが、一九九一年を過ぎる頃になると、地価・株価暴落がバブル崩壊をもたらした。こうして経済の長期低迷を迎えると同時に、生活保護の受給者数は急増し、二〇一〇年代には、好況期に比べ、受給人数や支給金額が四～五倍になった。これらは国(四分の三)と地方自治体

図1 生活保護状況



〔資料〕『小田原保健所年報』、『保健福祉事務所年報』

の負担（四分の一）による扶助費であるため、地方自治体の財政を圧迫することになった。

公的年金制度

公的年金の制度は、国が法律に基づいて管理・運営するもので、国民の連帯と共助の精神を土台に、老齢・障がい・死亡による所得の喪失を補い、国民生活の安定化と福祉向上を目指している。民間の保険会社などによる個人年金に対して公的年金といわれる。これら年金は国民健康保険と並んで、長期的展望に立った生活設計を図るための福祉制度の重要な柱となっている。

一九五九（昭和三四）年に制定された「国民年金法」は、当時、厚生年金に未加入だった農業者や自営業者などを対象に出発し、これによって国民皆年金の体制は出来上がったが、社会全体での老後意識への現実味が乏しく町民の理解や関心も低かった。これに対して町は広報で、要加入者や任意加入者に再三連絡しているが、まだ未加入の人がいる。各地区ごとに係りを派遣して、納付の便宜を図っているので、役場もしくは出張所（吉浜か福浦）へきていただきたい、というややつよい調子で周知している（「湯河原広報」一五号）。

その後、一九八六年四月に再編された年金制度では、二〇歳以上六〇歳未満の国民のすべてが被保険者となり、被保険者の老齢・障がい・死亡について、老齢基礎年金・障がい基礎年金・遺族基礎年金を支給することになった。被用者年金は職域によって異なるが、厚生年金（企業勤務者）ほか各種の共済年金（公務員・私立学校教職員など）からなっている。近年では厚生年金と共済年金の一元化や受給年齢の引き上げなど、若年世代にとっての不安材料が残され、大きな政治課題になっている。

第二節 高齢社会への対応

1 高齢社会と福祉

高齢者福祉

人として生きていく限りは、誰しも高齢期を迎える。個人差はあるが、加齢により目や耳、あるいは手足など身体的な機能が衰えを見せ、同時に物忘れなども進行する。いわゆる老化である。そうした時に周囲の手を借りないと生活に支障が生じることは珍しくない。これは私たちにとって、不都合ではあるが避けられない現実である。

歴史的に日本社会では高齢者の保護は、親孝行という子どもが守るべき徳目で、老親の扶養は、基本的に家庭の中で完結するものであった。またアジア太平洋戦争後もほぼ同様であり、その時代には、引揚者や戦災孤児、あるいは母子世帯など、優先すべき人びとが多数あって、老人問題が浮上することは少なかった。ところが、衛生・医療体制や技術の進行が国民全体の平均寿命を大きく押し上げ、必然的に高齢者層が増加すると当初の予測を超える大きさの課題が迫ることになった。

かつて高齢者問題世界会議（国際連合主催）は、六五歳以上の人口比が七パーセントを超えた社会を高齡化社会と、一四パーセント以上を占める社会を高齡社会と規定し、それぞれの社会状況に応じた方策を講じるよう要望した。

これについて湯河原町の高齢者の人口はどのような変化を遂げ、現在どの位置にあるのかについてみてみよ

う。

空白の年代があるため概観にとどまるが、町の高齢者層の増え方はかなりの速度であることがわかる(表1)。町村合併の一九五五(昭和三〇)年に一〇〇〇人台であったものが、一九七五年には二〇〇〇人台に入り、のち一〇年後には三〇〇〇人台へと増加している。その後わずか四、七年の間に一〇〇〇人単位で増え、二〇一〇(平成二二)年には八〇〇〇人台へと激増している(現在は九〇〇〇人台)。

さらに総人口に占める割合から見ても、その規模はいっそう際立っている。一九七九年までは人口に占める割合は一ケタであるが一九八〇年に一〇パーセント台に、一九九九年には二〇パーセント台、二〇〇九年になると三〇パーセントを占めるほどの比率になっている。この数値は県内でも高く、葉山町や真鶴町などと並ぶ高齢者地域である。

かつて、一九五六年度に吉浜中学校は県から社会福祉事業の研究校として指定されたことがあった。この一環として、生徒会などが中心になり、鎌倉や箱根の高齢者施設を訪問して、同年一月にはその研究発表を行っている。その研究成果については不明であるが、秋の運動会に六〇歳以上の高齢者を招待し、老人たちとの交流を行っていた(『三十年のあゆみ 創立三十周年記念誌』湯河原中学校)。

豊かな人生経験に満ちた高齢者が健在であることは、社会全体として喜ばしく望ましい。長い年月の間、社

表1 65歳以上人口比率推移

年	区分	人口	65歳以上人口	比率(%)
1955		17,971	1,031	5.7
1960		19,743	1,170	5.9
1965		22,413	1,453	6.5
1970		23,299		
1975		24,552	2,147	8.7
1980		25,456	2,575	10.1
1985		26,027	3,411	12.3
1990		27,717	4,174	15.2
1995		28,390	5,257	18.5
2000		27,720	5,953	21.5
2005		27,431	7,019	25.6
2010		26,848	8,414	31.3

[資料] 「統計要覧」、『県勢要覧』、「国勢調査」

会の一員として生きてきた人びとが、より良い老後生活を送れるよう制度設計をはかるのは、国をはじめ、県や町として当然の責務である。

町の高齢者福祉 湯河原町で高齢者福祉が行政運営上、どのような位置付けにあったのかを概観し（一九六〇～一九八〇年代）をみよう。

町づくりの基本方針には「新町建設計画」のほか、いくつかの重要な計画があり、これらに即して各事業が展開している。このうち、高齢者対策の動きを取り出して、まず昭和年代について調べると表2のようになる。

計画を見る限りでは、いずれも特に今日常態化しているような老人問題は顕在化しておらず、例えば一九六〇（昭和三五）～一九六九年度の「新町建設計画」では高度経済成長期という時代相を反映して計画全体では、いかに産業人口を確保するか、といった視点からのものが多く、高齢者問題での切迫感は乏しい。「高齢化社会」の規定は高齢者人口が七パーセントを超えた状態を指し、我が国では、一九七〇年（七一パーセント）がその年に当たっている。

一九五八年の映画「ならやまがしこう檜山節考」（深沢七郎原作、木下恵介監督）や、一九七三年の映画「こうごつ恍惚の人」（有吉佐和子原作、豊田四郎監督）など、芸術の分野では老人を扱った問題作が発表され反響をよんでいたが、作品の世界はまだ先の将来を予感させるとどまり、切迫性のある現実的なものとは受け止められていなかった。

一九七五年までの町の高齢者人口は表1にあるように、一〇パーセント未満にとどまり、財政圧迫といった問題は意識されていなかった。

一九五九年からは「湯河原町敬老年金条例」により、八〇歳以上に一五〇〇円を、一九七〇年には七七歳以上に二〇〇〇円を支給することにした。その後、名称を「敬老年金」から「敬老祝金」へ、さらに「長寿健康

表2 町の高齢事業計画の移り変わり

計画名	計画年度	主な目的	主な対策	具体的計画
①新町建設基本計画書	一九六〇 ～一九六九	・福利と教養の向上 ・孤独感の解消	・老人クラブの設立 (現在数 二か所)	五か所増設 (隔年一か所設立)
②湯河原町総合計画書	一九七〇 ～一九七九	・老人健診の徹底 ・健康管理の趣旨浸透 ・団らんの場の設定	・「いこいの家」の建設 ・敬老年金支給(七七歳以上) ・高齢者医療費補助	二か所建設 (宮上・鍛冶屋)
③湯河原町総合計画基本計画書	一九七七 ～一九七九	・老人クラブの育成 ・生きがい対策事業の推進	・家庭奉仕員による奉仕活動 (独居老人・寝たきり老人対象)	区会館にいこいの場を併設
④湯河原町新総合計画	一九八〇 ～一九八九	・生きがいのある生活の確保	・施設整備の推進 ・老人クラブの活動を助長 ・恵まれない老人対策の積極化	

祝金」へと改称し、祝金額も時代にあわせて改定していった。この祝金はその後、一九九七(平成九)年の「湯河原町長寿健康祝金贈呈条例」の制定で廃止されたが、年齢に応じての祝金は存続している(『第四巻』一四三)。

さらに一九六六年に「国民の祝日に関する法律」が改正されて、九月二五日の「老人の日」が「敬老の日」と改められて国民の祝日に加えられた(現在は九月第三月曜日)。町ではこの年に社会福祉協議会が中心となって祝賀会を催し、対象者に町長の八亀武雄(七五歳)、山本有三(七九歳)、綿貫哲雄(八一歳)などの名が挙がっており、最高齢は明治四年生まれの女性(九五歳)であった。中でも町の長寿地区とされていた福浦に相当数の長寿者のいたことが報告されており、いずれも高齢者を受け入れる町の美風を感じさせる。なお、祝賀式は各地区で行っていた「敬老会」を祝日になったことを記念して、町の「敬老会」として湯河原中学校体育

館で九月一六日に開催した〔東海民報〕昭和四一年八月三〇日付・「湯河原広報」五六号）。

表2中①の計画によれば、老人クラブの結成が挙げられ、一九六八年四月に、町内の未結成地区の広河原と温泉場地区に老人クラブが結成された〔東海民報〕昭和四三年四月一二日付）。

豊かな老後のためには、このような老人クラブの存在はもちろん重要であるが、心身両面からの良質な刺激も大切である。適度な身体活動などのほか、知的好奇心の充足も有効である。その一つとして一九七八年に湯河原厚生年金会館主催の「千歳老人大学」という学習の場が始まった〔東海日報〕昭和五三年二月二四日付）。

こうした場所へ出かけ、活動を通して充実した時間を持てる高齢者がいる一方、中には十分な行動が難しく日常生活に支障のある高齢者もいた。このような家庭への支援策として、町では県の委託事業で「家庭奉仕員」を募集した。奉仕員（二人。のちに増員）の仕事内容は支援を必要とする高齢者の介助や、話し相手になるというもので、二〇〜五五歳の女性が担当した〔湯河原広報〕一三三号）。実際に奉仕員として活動した女性の手記によれば、身の回りの世話や洗濯・掃除のほか、お使いや食事の世話といった業務があった。しかし初対面の際、利用者側には「とくに用事はないので」と遠慮したり、制度理解が十分でなかったりといった問題の報告があった〔湯河原広報〕一四一号）。つまり、まだ高齢者福祉が現実的な課題とは認知されておらず、行政、利用者ともに不案内な中でスタートだったことがわかる。奉仕員たちは制度説明から始めるなど、初期の高齢者サービスに力を尽くしていた。これはのちの介護保険制度下の訪問介護のさきがけをなすものになる。

このほかの町の福祉施策には、無料受診が可能な老人医療や老人健康診断などがあったが、必ずしも十分活用されていない面もあり、町では広報などでの情報提供に努めている〔広報ゆがわら〕一七六号）。また、

この時期には、県も高齢者福祉については奉仕員制度を含め、重要施策の一つとして、長洲一二知事自ら講演やシンポジウムなどによる情報提供に着手した（「広報ゆがわら」一六五号）。

県の高齢者支援策はほかにもあり、同居する世帯が老人専用居室を増築する場合、資金貸付けをするといったものがあつた（「広報ゆがわら」一四九号）。

一九七〇年頃の町の高齢者の地域的な分布はどうであつたか、というところを3のようになつていた。合計一九八人の内訳は、男性五〇九人（四二・五パーセント）、女性六八九人（五七・五パーセント）である。この時期の人口は約二万四〇〇〇人であるので、約五パーセントに上る。これは七〇歳以上を対象にした算出であるので、現在の基準とは少し異なつてゐる。

また町内世帯数は約六四〇〇世帯で、平均すると約五軒に一人、七〇歳以上の高齢者がいたことになる。

湯河原町は寝たきり老人が比較的少ない町といわれている。しかし中には寝たきりの高齢者をかかえる家庭があり、また大きく表面化はしないものの徘徊などに対する家族の負担は大きかつた。昭和年代には、十分な情報や福祉機器・サービスが乏しく、経験を頼りに世話するのが普通であつた。そしてその役割の多くを担つていたのは、親から見た長男の嫁などに代表される女性たちであつた。そのことを「湯河原町中央農協だより」（一二七号）では寝たきり老人の介護を「目下四割近くは『嫁』が担当している」と報告している。

町はこの負担軽減のため、「老人家庭看護教室」を企画、全身の清拭・洗髪・寝具の交換や体操など、具体

表3 町内高齢者地域分布調べ（70歳以上）

宮上	吉浜	宮下	温泉場	門川	鍛冶屋
174	156	152	133	120	119
城堀	中央	福浦	川堀	聖ルカ 病院内	合計
108	94	83	48	11	1,198

〔資料〕「高令者名簿」1970年度

的な対処法について講座を開催するなどした（「広報ゆがわら」一六五号）。

女性に頼るだけの介護以上に困難が予想されるのは、一人暮らしの高齢者であった。これに対して町では一九七七年に福祉電話を貸与して日常の安否確認や緊急連絡、あるいは相談ごとへの対応をはかるようにした（『第四巻』一三五）。このサービスには重度心身障がい者も含まれ、孤立しがちな弱者とのパイプとしての機能維持を図った。

「広報ゆがわら」（一七六号）は、厚生省発表の「日本人平均寿命は、男七一歳、女七六歳」を引用して、これを「おどろくべき数字」とし、この背後にある不遇な老人の存在への注意をうながしている。

この時に「おどろくべき」と表現された平均寿命は、その後も伸び続け、歴史上、人類が経験したことのない時代を迎えることになる。一九七五年に入り、そのきざしが見え始めていた。

当時の厚生省は財政逼迫ひっばくの深刻さから、一九七七年の「厚生白書」で、高齢者関係財源の国民高負担路線を打ち出した。この延長線上に一九八二年には高齢者医療の確保を意図した「老人保健法」が公布された。これは、国民の共同連帯の理念を全面に出すもので、七〇歳以上の医療費無料制は廃止、四〇歳以上の地域住民のための健康診断が市町村に義務付けられた。こうして国民負担の路線が続くことになった。

高齢社会とどう向き合うか、これは家族の努力をはるかにこえる次元の問題になった。そして社会のあり方にも大きな影響を与え、一九七九年頃から大企業を中心に、六〇歳定年制度が浸透し始めた。さらには、「ぼけ老人」や「痴呆性老人」の徘徊、といった事件がマスコミをしばしばにぎわすようになる。これら人格を否定する侮蔑的な表現は許されるのではなく、一九九〇年当時は、人権思想に基づく高齢者理解が十分に進んでいなかった実態を物語るものであり、こうした表現は今日では認知症として定着している。

昭和の終焉が間近に迫るころ、広報が六三年度の町の主要事業について紹介した。福祉・保健事業には、次の①～③の柱が立てられ予算が配分されている。①「地域福祉の推進」(二事業) 五八七〇万円、②「福祉対策の充実」(二事業) 二億八五八五万円、③「保健衛生対策の推進」(六事業) 三億八三九四万円、このうち、②の項目に高齢者関連事業が含まれ、一四事業を高齢者事業が占め、三分の二の比重になっている(「広報ゆがわら」三一五号)。こうした数字から見ても、高齢者福祉の政策は待ったなしであるが、それと同時に町の財政を圧迫することも現実になった。

町の高齢者福祉 ちようど平成時代を迎えるころ、表1のように町の高齢者人口の比率は一五パーセント(一九九〇年代)に迫るほどになっていた。つまり湯河原町は高齢社会に完全に突入し、以後、ほとんど

減少をみることはなく、二〇一〇年代には三〇パーセントという超高齢の町となった。

一九八九(平成元)年、政府は「高齢者保健福祉推進十カ年戦略」(ゴールドプラン)を策定した。来たる高齢社会を見すえて、国民が健康で生きがいを持ち、安心のもとに生涯を送れるよう高齢者の保健福祉分野の公共サービスの基盤整備を図るという大きな計画であった。厚生・大蔵・自治三省の合意により、国全体で幅広い角度から向き合おうとしたものである。さらに翌年には、福祉関連の八法を改正し、都道府県と全市町村での「老人保健福祉計画」の策定を義務付けた。こうした政府の矢継ぎ早の政策とそれを受けた町の対応をまとめてみると、表4のようになる。

このように一九九〇年代は、進行する高齢化への動きを見ながらの対応が続き、町は新たな制度が敷かれると、広報などを通じた情報提供で町民の理解を進めていた。一九九一年の「湯河原二一世紀計画(中期旗基本計画)」に基づいた高齢者福祉に取り組み、そして二一世紀を目前にした一九九三年に「湯河原町老人保健福

表4 老人福祉計画策定の経緯

年	国の政策	町の対応
一九八六	「老人保健法」の改正	
一九八九	「ゴールドプラン」の策定	
一九九〇	「福祉八法」の改正	
一九九一	「老人保健法」等の改正	
一九九二	「医療法」の改正	
一九九三		「湯河原町老人保健福祉計画」の策定
一九九四	「高齢者保健福祉推進十か年戦略」見直し	「湯河原町老人保健福祉計画」最終案の決定
一九九八	「介護保険法」制定と交付	「介護保険事業計画」策定への実態調査と集約
二〇〇〇	「介護保険法」施行	「湯河原町介護保険事業計画」「老人保健福祉計画」の策定

〔資料〕「湯河原町老人保健福祉計画」（二〇〇〇年三月）

「福祉計画」を策定した（「広報ゆがわら」三八二号）。

計画の立案に際しては、一九九三年に町議会のほか、保健・福祉・医療の各専門分野、町民の代表組織からの参加などで構成される推進委員会を作り策定を進めた。計画の具体化を図るために実態調査を実施し、将来の子測人口などに基づいた高齢者数を算定した。そしてそれに見合う福祉サービスの目標値を設けて、それを確保するための方策を示している。

計画の骨子は、①施設整備、②人材確保、③生きがい対策、に大別される。これらを順にみていくと、

- ① 施設整備では、デイ・サービスセンター増設（一か所）、ショートステイのベッド数増床（一三床を一
九床に）、在宅介護支援センター新設（一か所）

② 人材確保では、ホーム・ヘルパー（五人を三九人に）、保健婦（四人を七人に）、看護婦（三人を一六人に）の増員

③ 生きがい対策では、老人クラブ（一二の単位老人クラブへの支援増強）や生きがい事業団への支援、世

限られた財源からではあるが、町のつよい意欲を示す計画であった（「広報ゆがわら」三八二号）。

要援護老人の現状把握とそれに基づく二〇〇〇年時点を推計したものが表5である。これによれば、一九九三年からの七年間で、各症状の老人はおおむね一・六倍のペースで増加することが見込まれている。このうち、寝たきり老人というのは、一般に六か月以上寝たきりで過ごし、日常生活に介助を要する高齢者をいう。

すでにふれたように寝たきり老人について町は比較的少ない地域とされていた。一九九七年の神奈川県統計によれば被訪問指導人員六五歳以上のうち、湯河原町の「寝たきり率」は三七・二パーセントになる。表にはないが横浜市で六九・七パーセント、川崎市で五五・四パーセント、小田原市で二九・四パーセントなど、都市部が五六・五パーセントと高くなっており、郡部での寝たきり率は多少のばらつきはあるがいくぶん低い傾向がある（表6、神奈川県衛生部地域保健課編『神奈川県衛生統計年報（統計編）』第四九号）。

さて寝たきり老人については、一九九三年段階で予測した表5の数値をみると、町では計算上一年ごとに約八人増加することになる。すると一九九七年度では計算上、一三六人ほどになる。この予測値を見るかぎりでは、前掲『県衛生統計年報』の実数一二二人は、

表5 要援護老人の状況調べ

	寝たきり老人	痴呆性老人	虚弱老人	合計
1993年	103人	37人	380人	520人
2000年	160人	62人	612人	834人

〔資料〕「広報ゆがわら」382号

表6 寝たきり人員数市町村比較表

郡名	足柄上郡					足柄下郡		
	町名	中井	大井	松田	山北	開成	箱根	真鶴
被訪問指導延人員	425	248	825	1,067	711	434	273	328
総数	253	135	294	434	353	96	110	122
比率(%)	59.5	54.4	35.6	40.7	49.6	22.1	40.3	37.2

〔資料〕『神奈川県衛生統計年報（統計編）』第49号

予測より少なく、町の寝たきり老人に関しては比較的ゆるやかな増加にとどまっているようである。

すでに一九八一（昭和五六）年に町は「湯河原町在宅ねたきり老人一時入所事業実施要綱」を制定し、家族負担の軽減を図り、介護の外部委託への道を開いていた（『第四巻』一三八）。また一九九三年には電話回線を利用して、緊急時の一人暮らし高齢者からの通報システムが整い、体調悪化などの際に通報できるようにした（『第四巻』一四二）。

さて、寝たきり老人と並んで増えてきたものに徘徊がある。徘徊は認知機能の低下などによる行動で、長時間、周囲の見守りを要し、寝たきり高齢者と同様に大きな家族負担をとまなうものである。寝たきり・徘徊・痴呆などについては、将来の自分の姿として受け止め、受容的で人との絆を大切にす地域づくりに努めるべきであるとする保健師の声がある（「広報ゆがわら」二九七号）。

「寝たきり」といった形容にも人権上、十分な配慮が必要である。制度面での充実が求められるのは当然であるが、それを運用する人と社会意識のあり方も問われている。

町の高齢者福祉 二〇〇〇（平成一二）年三月に策定された「湯河原町老人保健（二〇〇〇年代） 健福祉計画」は、湯河原町が二一世紀を見据えて具体的な高齢者対策事業を提示したものであった。この計画は、同年四月に始まる介護保険制

度を念頭に置いて策定された。介護保険については後で述べるが、介護保険の事業計画に合わせて二〇〇四年を計画の目標年度と設定した。しかし、介護保険の実施状況や高齢者を取り巻く情勢の変化に応じて、三年後に見直しを行うこととした。

高齢者への望ましい施策はすべて介護保険で集約できるものではなく、自立可能な高齢者や、今後高齢期を迎える世代への保健・福祉・医療全体を包括した考え方も求められており、その具体像を示したものが、この「湯河原町老人保健福祉計画」であった。

その基本目標には、介護保険制度を併用しながらも、自立した在宅生活を送り要支援や要介護状態にならないような日常的なサービスの提供を目指すものである。

具体的には介護保険事業以外の施策として、①福祉サービス、②保健サービス、③高齢者支援の関連政策の実施を掲げている。

- ①では、地域生活支援の観点から登録制による徘徊への対応や「高齢者見守り隊」などの設置のほか、自立生活支援の観点から、短期入所や配食・入浴・理髪サービス・生活用具の給付や貸与などが幅広く計画されている。
- ②では、かかりつけ医師との連携、高齢者の健康づくり推進と介護予防促進などが計画されている。

- ③では、高齢者の生きがいづくりとして、生涯学習・スポーツ活動の推進、就業・ボランティア活動の支援などが計画されている。さらに、高齢者の住みやすさにつながるものとして、介護サービスなどの情報提供や公共施設などのバリアフリー化、道路・交通体系の整備、災害・防犯体制の構築など、多面的な施策が計画されている。

このように二一世紀の高齢者問題は、高齢者対応だけにとどまらない社会的な広がりを持つ重要な行政課題になっている。

介護保険の時代へ

平成年代の高齢者対策として、大きな転換点となったのは、一九九七（平成九）年成立の「介護保険法」と、それに基づく介護保険制度である。この骨格は保険者（市町村など）が被保険者（第一号は六五歳以上、第二号は四〇歳以上六五歳未満）から徴収した保険料（第一号が一七パーセント、第二号が三三パーセント）と、それに見合う公費（国が二五パーセント・都道府県と市町村が一・五パーセント）とを財源とし、これをもとに要介護（要支援）認定を受けたものへ、在宅あるいは施設などでの介護サービスを提供するしくみである。要介護（要支援）状態になった高齢者が、尊厳をもって自立した生活を送れるよう国民全体が支える理念に拠っている。

「介護保険法」は二〇〇〇年四月から運用されることになり、町では町民の間に十分な理解が進むよう広報の紙面をさいて連載で周知を図った。この記事は「シリーズ介護保険」と題して、四四六号から四五八号まで続き、四六一号からは「介護保険だより」としてわかりやすい誌面の構成で解説を進めた。

町は旧来の高齢者福祉から大きく踏み出した制度と、それにともなう「介護保険事業計画」を立案するため、まず町がどのような段階にあるのか、という現状把握を行った。その結果が「広報ゆがわら」四四七号に紹介されている。

一九九八年六月一日現在、町には六五歳以上の人口が、五六五六人（男二二六五人、女三三九一人）あり、回答のあった一九二二人（約三四パーセント）からの声をもとに分析を進めた。まず要介護・要支援高齢者数の推計を示すと表7のようになる。

表7 要介護・要支援高齢者数の推計

区分	内容	人数		
		在宅	施設	合計
要支援状態	要介護状態とは認められないが、社会的支援を要する状態	139	9	148
要介護状態1	生活の一部について部分的介護を必要とする状態	233	35	268
要介護状態2	中程度の介護を要する状態	111	37	148
要介護状態3	重度の介護を要する状態	57	35	92
要介護状態4	最重度の介護を要する状態	28	22	50
要介護状態5	過酷な介護を要する状態	20	15	35
合計		588	153	741

〔資料〕「広報ゆがわら」447号

これによれば、介護保険適用が推測される高齢者は町全体で七四人あり、六五歳以上人口のうち一三・一パーセントにのぼり、これは全高齢者の約八人に一人が該当する比率になっている。

次に実際に在宅で高齢者の支援に当たっているのは誰か、という調査結果である。

この表8に現れた数字をみてみよう。まず誰が介護を行っているかというと、本人から見て配偶者が四割を超えている。そして年齢層からは、六〇歳以上が多く約六割が高齢者同士で介護をしており、性別では女性が実に八割を超える比率で従事していることがわかる。総じていえば、高齢の妻が高齢の夫の介護をしている、という構図が町の介護の姿といえそうである。

もちろん逆の場合や他

表8 在宅要介護高齢者の介護者の状況

(1) 続柄 (%)		(3) 年齢 (%)	
本人の配偶者	42.8	10代	0.0
本人の同居のこども	22.3	20代	1.5
本人の子どもの配偶者	20.9	30代	4.0
その他の同居親族	7.4	40代	10.9
その他	6.5	50代	24.3
(2) 性別 (%)		60代	32.2
女性	81.6	70代	20.8
男性	18.4	80歳以上	6.4

〔資料〕「広報ゆがわら」447号

〔注〕端数処理の関係で合計が100%にならない表がある。

のケースもありそうであるが、ほかの市町村などでも同様の傾向が読み取れるのではないだろうか。

さて介護保険は、従来の制度を一新するものであり、受け入れる側には幾分かの当惑が予想された。これについて、町民の理解と関心についての報告をまとめたものが表9である。

新しい保険制度発足に当たっての町民の率直な受け止め方が理解できる。なじみのない制度と保険料金の面での不安をかかえながらも、まず介護負担の軽減や、主体的にサービスを選べるのではないかとという期待感と従来の福祉制度より選択の幅が増えることを好意的にとらえる空気がつよいといえる。

この制度で提供されるサービスの全体像については、「広報ゆがわら」四五〇号に整理・紹介されているので、それらを略記すると表10のようになる。

このように、福祉と保健・医療の接点の上に、利用者の要望に沿うサービス提供をするのがこの制度の特徴であるが、利用に際しては、利用者と多様な社会資源との結びつきや、関係機関・施設との間に立つて調整をはかるケアマネージャー（介護支援専門員）が大事な役割を果たしていくことになった。

表9 介護保険制度の認知状況等

(1) 介護保険制度の認知状況	(%)
内容を知っている	17.4
名前は聞いたことがあるが、内容はよく知らない	63.8
まったく知らない	18.8
(2) 介護保険制度に対する期待	(%)
介護者の労力の負担が軽減される	34.8
自分で必要なサービスを選択できるようになる	32.6
保険制度なので、サービスを使いやすくなる	28.1
その他	4.5
(3) 介護保険制度に対する不安	(%)
保険料、利用者負担等経済的な負担が増えるのではないか	40.9
要介護の認定が公平に行われないのではないか	28.0
保険料を払っているのにサービスを受けられないのではないか	26.9
その他	4.3

〔注〕(1)で「内容を知っている」と回答したもののみ

〔注〕(1)で「内容を知っている」と回答したもののみ

〔資料〕「広報ゆがわら」447号

介護保険の今後
表9(1)でみたように一九九八(平成一〇)年当時、この制度についての町民の理解度、「内容がよくわからない」「まったく知らない」を合わせると、八割を超えていた。新しい制度

の具体的なイメージを持ちにくいのは当然のことである。しかし、その後、利用が始まったことで、制度の理解が進み、効果的な活用が進んでいる。またサービスに参入する事業者間にも競争が生まれ、利用者の選択肢が広がっていった。

その一方で介護業界全体の低待遇がもたらす離職率の高さや効率重視の経営によるサービス低下、さらには施設設置が追い付かず、待機者が増えている現状があり、介護保険制度の限界を指摘する声もある。

望ましい介護を見渡すと、現行制度の対象外になっているサービスは少なくなく、「湯河原町老人保健福祉

表10 介護サービス

施設サービス	在宅サービス				区分		
	療養型病床群など	老人保健施設	特別養護老人ホーム	購入補助	訪問関係	通所関係	利用者
	療養型病床群など	老人保健施設	特別養護老人ホーム	福祉用具・住宅改修	介護・入浴・リハビリテーション・看護・居宅療養管理指導	介護・入浴・リハビリテーション・看護・居宅療養管理指導	利用者
	長期療養を要する高齢者への機能訓練や医療提供	病状が安定している高齢者への介護や機能訓練	常に介護を必要とし、自宅での生活が困難な場合	福祉用具など	生活介護・療養介護	介護・リハビリテーション	要介護状態 要支援状態

〔資料〕「広報ゆがわら」四五〇号

計画」に示された諸サービスとの効果的な併用が望まれる。ところで認知症高齢者個人や集団を対象にした心理的な援助技術に回想法という手法がある。これは高齢者の自己肯定感につなげる働きかけの一例であるが、こうした方法をも含めた補完事業の編入など、事業見直しと公的支援が必要である。さらには高齢者の知識や経験などを町に還元できるシステムの検討など、健康寿命を伸ばし、高齢者自身の日常への関心と意欲につながるような制度づくりが町にも課せられている。

こうした時代を迎えて、町の足元に目を向けると、すぐれた温泉資源があることに気づく。これを高齢者の健康増進に活用できる新たな福祉サービスの提供はきわめて重要な意味がある。このつよみを活かして、いわば温泉福祉の先進的なモデルケースとして、町が独自の高齢者福祉を展開することが期待される。

第三節 衛生・健康行政

1 健康と医療・衛生

町の衛生環境

現在の日本社会はかなり清潔な環境にある。また多くの薬品や医療技術、さらには良質な水と食材にも恵まれ、平均寿命の長さは世界トップクラスを維持している。

さかのぼって、かつての湯河原町が置かれていた衛生・医療の環境はどのようなものだったのだろうか。

アジア太平洋戦争前の時代にあつては、神奈川県全体では、夏場の赤痢や疫痢をはじめとする消化器系の伝染病が猛威を振るっていた。また結核も人命を奪い死病といわれていた。町もこの例外ではなく、明治・大正期からコレラやチフスの流行は珍しいことではなかった。それには結核患者の転地療養のために温泉町である湯河原町への来訪者が疾病をもたらししていたことも考えられる。それ以上に食生活や、上下水などの不備も消化器系の伝染系疾患の蔓延まんえんを増幅させていた。

古く一九三九（昭和一四）年当時の湯河原町では、高温多湿期に蠅取りへと日を設けていた。同年の資料には婦人会役員と町の予防委員会の協議で、八〜九月にかけて五回の実施があつた。捕まえた蠅はマツチ箱に入れ、一箱三銭で町が買い上げるといふ日である（『第五卷』二〇七）。これを見ても当時の衛生環境の有様がわかる。

一九五一年三月、町に「衛生研究会」という組織が誕生した。これは温泉観光地という性格上、どうしても衛生観念の確立が必要であることに鑑かんがみて発足したものである。小田原保健所の指導のもとに研究会を開き、

表 1 1955年伝染病死亡率

(単位 %))

	赤痢	疫痢	腸チフス	ジフテリア
県全体	0.93	29.50	5.63	4.00
市部	0.82	28.23	3.23	4.67
郡部	2.01	38.57	22.22	1.94
足柄下郡	0.00	20.00	0.00	7.14

〔資料〕『県勢要覧』1956年

立ちおくれがしばしば指摘されていた。

一九五五年の県民生活の動向を伝える『県勢要覧』（一九五六年度）によれば、主な法定伝染病による死亡率は表1のようになる。

伝染病による死亡率比較では病因により違いはあるが、全般に市部に比べて郡部の方が高く、足柄下郡はジフテリアを除き、県・市に比べ少ない死亡率になっているが、郡部の衛生・医療環境が不十分なことを示しており、本町でもほぼ同様の傾向のあったことをうかがわせる。

少しさかのぼるが、一九四九・一九五〇年の足柄下郡での法定伝染病発生状況を見てみよう（表2）。

旅館・飲食店・菓子製造・食肉魚介・理容・美髪業者など、町内の三〇〇を超える事業者も参加して開かれていた。具体的には衛生思想の向上のほか、旅館などの調理場や施設見学を通して環境改善を目指すものである（『第二巻』二六二⑫）。なお衛生研究会のほかに、設立年は不明であるが「湯河原町衛生組合」という組織があった。これは主として旅館業者やそのほかの営業者で構成され、町が行う塵芥処理事業の清掃人費用の一部を負担し、実質的に組合が指揮を行おうのであった（「市町村実態調査書」）。

湯河原町を含む地域の衛生管理を管掌する小田原保健所では『保健所年報』を刊行しており、管下の旅館や寮の衛生状態についての指導回数も掲載されている。このうち、一九五五～一九六二年の八年間を見ると、平均して一旅館（もしくは寮）で年一回程度の指導があったことがわかり、調理室や水道の衛生管理の

表2 足柄下郡法定伝染病発生状況（町村と伝染病の比較）

（単位 人）

年度 病名	1949年				1950年			
	赤痢	腸チフス	パラチフス	ジフテリヤ	赤痢	腸チフス	パラチフス	ジフテリヤ
湯河原町	9	3		3	5			
吉浜村	2	1						
福浦村					1			
箱根町		2			1			
真鶴町					8			
酒匂町	2			8	5		2	
国府津町					2			
下中村	5				1	1		
温泉村				1	5	1		
下曾我村				1	2	1		
上府中村			2		4	2		
宮城野村		2		1	14			
前羽村					1			
湯本町				1	5	1		
豊川村					1	2		
岩村					2	2		
片浦村						1		
仙石原村								
元箱根村								

〔資料〕「市町村実態調査書」

表をみると郡の中での湯河原町の位置がわかる。町は地形からみて、ふだんは清流が町を潤しているが、いったん豪雨が来れば様相は一変する。藤木川に急落した雨水は道路を川と化し、家屋の間にある小路に浸水するのは日常であった。この大量の汚水が消化器系の伝染病の温床になり、町は足柄下郡の中でも伝染病の多発地帯であったと見られる。

国民健康保険 一九五五（昭和三〇）年
制度と湯河原 当時には、傷病に際して

通院もできたが、まず売薬の利用などですますことが普通であった。場合によっては家計負担を考えて受診せず、かえって症状の悪化を招くこともあったであろう。

傷病や出産などの際に、広く安心して受診できるよう打ち出されたのが健康保

險の考え方である。一九二二（大正一一）年に公布された「健康保険法」がその起源に当たると、当初は労働者保護に限定される疾病保険であった。一九三八年に「健康保険法」の対象外であった農民などの救済を目的に「国民健康保険法」が施行され、一九五九年に全部改正された。これにより、農漁業従事者や自営業などすべての国民が医療保険に入ることにより、一九六一年には「国民皆保険」が制度としてほぼ確立した。

湯河原町域で見ると、一九三八年には「福浦健康保険組合」が、一九四三年には「湯河原町国民健康保険組合」「吉浜健康保険組合」が設立している（「横浜貿易新報」昭和一四年九月一三日付、「神奈川新聞」昭和一八年一月二一日・三月一八日付）。一九四三年に吉浜町役場内に「吉浜国保直営診療所」が開所したが、まだ専用の施設ではなく、しかも組合員のみが受診できるという限られた治療環境だった（「湯河原広報」一四〇号）。一九四六年には「福浦村国民保険診療所」が開所した（「神奈川新聞」昭和二二年五月九日付）。

一九四九年には「湯河原町国民健康保険条例」が、翌年には「吉浜町国民健康保険条例」が制定され、「吉浜国保直営診療所」が役場内から移転し開所した（「市町村実態調査」・「湯河原広報」一四〇号）。この診療所は、組合員以外の受診も可能となり、不十分ながらもここで内科医一人、看護婦二人による診療が始まった。こうしてアジア太平洋戦争後の医療保険・治療環境が整いつつあった。

一九五〇年の町村合併を機に吉浜と福浦の診療所を「湯河原町国民健康保険直営診療所」とし、一九六〇年九月に「湯河原町国民健康保険吉浜診療所条例」を制定し、福浦診療所を廃止したが、診療所は雨漏りがして床がきしみ、冷暖房なども不十分で、およそ医療の現場にそぐわない状態であったという（『第二巻』三四八・『第四巻』一四六・「湯河原広報」一四〇号）。保険制度の運用に当たっては、県全体をみても円滑な運営に移行しづらい市町村が少なくなかったが、本町の保険業務は支障なく開始できたようである。

さて、各市町村の国民健康保険事業の発足年状況を一覧にすると表3のようになる。表によれば、県内の事業は、戦後のものに関しては「国民皆保険」が実現する一九六一年まで、十数年で全市町村が開始を見るに至った。一九五五・一九五六年に集中しているのは、町村合併を機に事業を開始したためと思われる。旧湯河原町はそれ以前の早期開始のグループが前身である。

表3 県内市町村国民健康保険事業開始年調べ

年	市	町	村
戦前中期	伊勢原（一九二五年共済組合）	中井（一九四四年）	
一九四九	相模原 海老名		福浦
一九五〇	大和 座間 綾瀬	寒川 二宮 大磯 吉浜 旧湯河原	清川
一九五一	小田原	相模湖	
一九五二			
一九五三			
一九五四	藤沢 平塚		
一九五五	三浦 秦野 厚木 南足柄	山北 開成 愛川 城山 津久井 藤野 湯河原	
一九五六	横須賀	大井 松田 箱根 真鶴	
一九五七			
一九五八	川崎 茅ヶ崎		
一九五九	鎌倉 逗子	葉山	
一九六〇			
一九六一	横浜		

〔資料〕『神奈川の国保五十年』

この国民健康保険の保険者は市町村もしくは国民健康保険組合であり、被保険者（市町村民）が病気やケガなどで病院にかかった時に医療保険給付が行われる、というものである。これにより、町民は傷病などの際に安心して受診できるといったようになった。保険

表4 湯河原町国保事業推移

(単位 円)

年	事業内容	給付水準		
		変更点など	助産費	葬祭費
1955	国保事業開始	世帯主・世帯員5割給付	500	500
1962			1,000	1,000
1963			2,000	2,000
1969			5,000	5,000
1970		80歳以上10割給付	10,000	
1972		70歳以上・重度障害者10割給付		
1973		68～9歳の一部負担金は公費負担	20,000	10,000
1975	診療所移転			
1976			40,000	
1977			60,000	
1980			80,000	20,000
1982			100,000	30,000
1983	老人保健法施行	保険料賦課割合の改正		
1986			130,000	

〔資料〕『神奈川の国保五十年』

証があれば全国のほとんどすべての医療機関を選択して受診でき、費用も一定の自己負担額で済む、という方式である。

しかし、一九六〇年代の風潮としては、診療報酬が安価で医師側の協力は十分でなく、そのため被保険者の利用に水をさす、という傾向があったり、転居先の国保税が高いという不満から滞納する向きもあつたりするなど、難しい船出となつた。

また保険者にとっては、傷病治療の際の医療給付、という財政負担が増えることが確定した。したがって行政としては健康・衛生への関心を高めて、長期的には受診機会と給付額出費の抑制を図るという努力が必要になつた。

町が徴収する保険料は、住民一律ではなく町の保険料総額を、被保険者のそれぞれ人数・世帯数・固定資産の多寡・所得をもとに算出して徴収する、というやや複雑なかたちをとっている。

一九五七年創刊の「湯河原広報」には、時代をおって

少しずつ衛生・健康関連の記事が登場することになる。制度開始の数年後の一九六一年には、早くも医療費支出の見込み上昇率が一五パーセントにもなり、保険料引上げへの協力要請を訴える記事が出された（「湯河原広報」一五号）。

町村合併後の時期に関して、町の国民健康保険事業の展開を年表にすると表4のようになる。

これを見ると、一九七〇年代以降の町の国保事業は助産費・葬祭費ともに増額しており、とりわけ助産費はほぼ数年ごとに増えている。人口規模約二万数千人の町として、高齢化の中で出生の奨励は重要な課題であり、この傾向は周辺の市町村でも同様になっている。

こうした給付事業の収支は表5のようになる。

これによれば、一九八三から一九八六年頃にかけて収支がほぼ同額となるくらいに接近している。この比率は箱根町・真鶴町とほぼ同じ傾向であるが、平均すると本町は箱根町よりやや低く、真鶴町より高い。

町の医療機関

住民の日常的な傷病への対応のほか、多数の観光客を迎える町にとって病院は重要な施設であった。さかのぼった時代にも湯河原町にはいくつかの医院があり、古く「相州湯河原温泉真景」にも温泉場に一軒の「診察所」が描かれている。また治療費を出せない暮らし向きの患者のための施療院

表5 湯河原町国保事業決算収支

(単位 千円、%)

区分	1978年度	1979年度	1980年度	1981年度	1982年度
歳入	778,701	905,968	1,036,945	1,134,326	1,178,906
歳出	756,210	864,947	940,698	1,033,829	1,139,533
差引	22,491	41,021	96,247	100,497	39,373
比率	97.1	95.5	90.7	91.1	96.7
区分	1983年度	1984年度	1985年度	1986年度	1987年度
歳入	1,112,096	1,175,700	1,300,632	1,495,446	1,657,247
歳出	1,081,757	1,153,648	1,272,156	1,467,369	1,519,839
差引	30,339	22,052	28,476	28,077	137,408
比率	97.3	98.1	97.8	98.1	91.7

〔資料〕『神奈川の国保五十年』

〔注〕比率は歳出÷歳入の小数第2位以下を四捨五入して算出

とよばれる施設が複数あった（井田真木子著『温泉芸者一代記』）。

一九五〇（昭和二五）年当時には、民間施設として病院二施設、診療所一三施設があり、医師は外科一人、内科二人、内外科一人、小児内科一人、産外科一人、歯科一人、耳鼻咽喉科一人がいた。そのほか、助産婦八人、薬剤師三人がいて町の医療を支えていた。なお一九〇一（明治三四）年設置の隔離病舎（避病院ともいわれていた）がまだ町営施設として機能しており、嘱託医として町医を充て、看護婦二名が置かれていた（「市町村実態調査書」）。

一九五五年の合併を機に、ようやく通院の選択肢が増え、町民にとっては傷病への不安が少しずつ解消していく時代になった。さらに小田原医師会湯河原班では一九六五年頃から、日曜や祭日での当番医において急患対応に当ることにした（「広報ゆがわら」四四号）。

しかし、一九六〇年代中頃までは町内での手術は難しく、重病の場合は小田原市などへの移動が必要であった。この後、一九七五年九月に同診療所は、鍛冶屋地区（旧湯河原製紙工場跡地）へ新築移転したが、この時には二五年以上もの間、慣れ親しんだ病院がやや遠方に移転することへの反対陳情が行われた（『第四巻』一四九）。

さらに十数年を経て一九八八年二月以降の廃止、という町の方針が出された。これにも再び廃止反対の陳情が行われた。がんによる死亡率が全国的に上昇傾向を見せ、高齢化が急速に進展する時代に公営診療所を失う不安は大きかった。

さて民間病院が次第に増え、町内の医療環境はゆるやかに改善に向かった。一九六九年五月に開院した湯河原胃腸病院は、鉄筋六階建て二二〇床を持つ病院で、当時、横浜～名古屋間では最大規模の民間病院という評

表6 医療機関数推移

区分 年	病院	診療所	歯科医院	合計	病院の 病床数	薬局
1978	5	13	9	27	693	11
1979	5	14	9	28	688	12
1980	5	14	9	28	688	11
1981	5	13	9	27	688	12
1982	5	12	10	27	688	12
1983	5	13	10	28	794	12
1984	5	12	9	26	833	11
1985	5	12	9	26	832	11
1986	5	15	9	29	832	12
1987	5	15	8	28	953	12
1988	4	16	7	27	933	12
1989	4	16	7	27	933	11
1990	4	16	7	27	933	10
1991	4	16	7	27	933	10
1992	4	16	10	30	933	12
1993	4	17	9	30	933	13
1994	4	17	11	32	933	13
1995	4	17	12	33	933	12
1996	3	18	13	34	880	13
1997	3	19	13	35	880	14
1998	3	20	13	36	851	14
1999	-	-	-	-	-	-
2000	3	19	15	37	819	15
2001	3	19	14	36	819	13
2002	3	20	14	37	819	11
2003	3	20	13	36	774	12
2004	3	20	13	36	774	11
2005	3	20	13	36	774	11
2006	3	21	14	38	774	11
2007	3	22	15	40	762	11
2008	3	21	14	38	762	13
2009	3	22	14	39	762	13
2010	3	22	14	39	762	13
2011	3	20	14	37	754	11
2012	3	19	14	36	754	12
2013	3	21	15	39	697	12

〔資料〕 『県勢要覧』

判で、県西から伊豆方面への朗報となった（『東海民報』昭和四四年五月二一日付）。

ところでこのほかに、町には長い歴史を持つ病院があった。古く一九四三年に設立された一般財団法人厚生年金事業振興団が、福祉施設として設立した厚生年金病院である。同院は多数の診療科を持ち、東京・大阪などのほか、登別（北海道）、別府（大分）、玉造（島根）とならんで、温泉療法を中心にした整形外科病院としても知られていた。財団法人厚生団が運営し、地域の重要な医療拠点に成長していった。

町村合併前の医療施設についてはすでに簡単に触れたが、合併後の湯河原町の病院について詳しく語るもの

は多くない。さいわい『県勢要覧』で追跡できるので、その全体像を見てみよう。

この表6によれば、診療所・歯科医院は二〇〇〇年代まで少しずつ増え、病院は減っている。この表には示されていないが助産所についても見ておこう。助産所は「医療法」に基づいて助産師が業務を行う施設である。足柄下郡全体としては一九五八年以降減少をたどる傾向にある。これは病院（産婦人科）での出産への動きが一般的になっていることを示している（『県勢要覧』）。

湯河原町の医療機関数について、一九八〇年『県勢要覧』をもとに他町と比べてみよう。

それによれば町の病院数は五施設（下郡は六施設。以下同様）で、病床数は六八八床（八九九床）、一般診療所は一四施設（三三施設）で病床数は六二床（一三二床）、歯科診療所は九施設（一七施設）、薬局は一二施設（二四施設）となっている。湯河原町は隣接する真鶴町の医療機関が少ないということもあるが、郡の中では医療機関の多い町といえる。さらに町内の五病院で病床数六八八を設けていることは、人口一〇万人当たりの病床数比率で見ると、二七三二床となり、県平均の七五一床を大きく上回り、県内最多を示している。県内で二〇〇〇床を超えているのは松田町（二四〇四床）、藤野町（二三七四床）を含めた三町に過ぎず、このことは本町が医療面からは町民に安心感を与える好環境にあることを物語っている。

2 腸チフスの集団発生事件

腸チフス集団発生

一九七五（昭和五〇）年春に発生した集団腸チフス事件については、神奈川県衛生部保健予防課が出した『湯河原町腸チフス防疫にたずさわって』と『湯河原町腸チフス集団発生事例報告書』という詳細な報告があり、ともに貴重な資料として残されている。そこでこれらをもとに当時の



(「相豆新聞」昭和50年3月15日付)

町の様子などをふりかえてみたい。

一九七五年三月一二日(水)午前、国立熱海病院から小田原保健所に連絡があった。入院中の湯河原町の小児五人に腸チフスの疑いがある、とのことであった。保健所職員は町内主要医療機関を訪問し、類似症状患者の有無などについて調べ、熱海病院の続報を待つことになった。

合併から二〇年、この年の三月は第五代高杉茂利町長の任期満了間近であり、念願の保育園や下水道事業にメドのつく段階に入っていた。また、この日は町議会定例会が終了し、四日間の閉会に入ったことで、町長選立候補者の名前が取りざたされるなどしていた。

翌一三日午前一〇時三〇分、再び熱海病院内科からの連絡で、町内在住患者一名に腸チフス菌が検出された、という。前日來の憂慮が現実のものとなり、この直後、町は空前の混乱に巻き込まれることになった。

腸チフスは法定伝染病の一つで腸へのチフス菌感染で発症する。激しい発熱・下痢・嘔吐などをともなう病症で、一九四九年頃までは県内の死亡率は一〇パーセント台で推移し、高い致死率で恐れられていた。

この報を受けて町は非常事態に入ることになった。高杉町長は「湯河原町防疫対策本部」(以下「町防对本部」という)を設け、職員も県などとの連絡・調整

などに忙殺された。県衛生部や小田原・平塚・鎌倉・藤沢・厚木・相模原各保健所に職員が要請された。特に町外の保健婦や関連職員の協力を仰ぐ必要があった。町防对本部には町職員のほか、県から派遣された職員でこった返し、情報収集や緊急連絡などが殺気立った空気の中で続いた。さらに町内の学校や保護者などへの通知、地区組長、食品関係業者などへの応接もあり、庁舎は終日、通常とはまったく異なる緊迫感に包まれることになった。

直後に緊急召集された町外保健婦が目撃した庁内は、鳴り続ける電話のベル、大声での伝達、壁いっぱい貼られた掲示、怒鳴り声など、あたかも映画で見る野戦場の作戦本部のような有様だったという。平穏な日常が一変し、混乱をさわめる庁内の雰囲気は想像に難くない。

一三日、県も防疫対策本部を設置し業務を開始した。一四日の午前、町では緊急厚生委員会を開催、午後には全町議会議員を召集して緊急全員協議会を開いた。席上、町長は直近の情勢をもとにすみやかな原因究明と二次感染の防止を訴えた。一七日にも同協議会が開かれ、緊急の予算措置を講ずる方針などが協議された。観光の町がおちいった非常事態に議会も緊張の度をつよめていた（「議会全員協議会会議録 昭和四九年度」）。

町では朝から広報車が巡回し、石鹸による手洗い、生水や生ものを避けること、早期受診の三点を伝えた。各所の広報板に注意書きポスターが貼られ、物々しい警戒態勢を印象付けていた。一九日には、町防对本部が緊急放送を区長に依頼し、患者発生状況を伝え冷静な行動を促している。この時すでに町全域で発生しているなどといった噂が流れていた。これに対し、広報車が死亡患者は出ていないことを繰り返し、動揺した空気の鎮静化に努めた。ところが早くも鮮魚店では刺身が、青物店ではレタスが売れなくなっていた。そして、町が恐れる患者数増加に歯止めがかからず憂色は濃くなっていった。

一連の出来事は一四日夜のNHKニュースが報道するところとなり、翌朝の新聞紙面も衝撃をいつそうつよいものにした。直後、旅館やホテルの宿泊予約のキャンセルが相次ぎ、泉地区（伊豆湯河原温泉）にも波及した。一八日、熱海市はいち早く市長ほか関係者連名で、全国の旅行者などに文書を発送、テレビでも宣伝するなどして対応した。市は泉地区の下水道を消毒し、消毒薬の全戸配布を行った。また二四日付けで同地区の安全性について熱海市長以下の連名で全国の観光業会に実情を報告している。

もどつて一五日は土曜日、例年であれば椿まつりの迫る週末、春を待つ穏やかな温泉町である。ところが、その午後には商店街は戸戸を閉ざし、道筋には人影はまばらで不気味に静まり返っていた。この後、死者こそ出なかったものの、約半年間にわたり町の暮らしは暗転、活況は失われることになった。

神奈川県戦後の超チフス発生状況を見ると、一九五二年までは毎年一〇〇名を超えるほどの患者が発生しているが、翌年からは減少傾向に入り、一九六四年からは死亡例はなくなる。小田原保健所管内でも、一九六〇年代に入ると発症そのものが一けたになり、死者は一九五七年を最後に出ていない。つまり一九七五年時点では、腸チフスはほとんど心配無用の、いわば忘れられた病気になっていたのである。それまで町では夏季を控えた時期にはチフスの予防注射を行うなどしていたが（『東海民報』昭和四三年六月二日付）、ほとんど発症のない歳月が流れ、無警戒の中で迎えたのがその年であった。

次に三月発生からの患者数の移り変わりを表7で見てみよう。

このうち、真性患者をみると、三月一三日の発生日から一〇数名ずつの増加が二二日頃まで続き、疑わしい患者については、翌日の三月一四日にピークを迎え、その後は回復もしくは真性化の二方向へ向かったと思われる。おおむね、四月上旬には新規の患者の発生を見ることはなくなっていたといえる。

急増する患者数は、従来から委託契約していた小田原市立病院隔離病棟だけでは収容しきれず、県内の一病院及び静岡県内の二病院へ依頼して収容できることになった。

入院患者の大部分は最初の二週間に発見されており、ほとんど一か月以内に全員の入院がすみ、また患者の多くが城堀・土肥地区に集中していることが判明した。感染時期と発生地区が限られた範囲であったことは患者の特定を容易にさせていた。しかし患者の対応と並行して、住民への情報提供、関連地区の消毒や検便・水道水検査・食品衛生指導ほか善後策は山積していた。この間さいわい極端な感染拡大はなく推移した。

次に入院患者の性別・年齢別の分布を見てみよう。

この表8を見ると、とくに性別による差はないが、年齢層にはきわめて大きな特徴がある。それは若年層の入院者数である。年齢層としては〇歳から一四歳、すなわち乳幼児から中学生までのほぼ学齢期の子どもたちが多く入院比率を占め、全体の七割に迫っている。さらに女性の年齢層で見ると、二五～四九歳で、同年齢男性の二倍になっている。

この罹患率^{りかん}について、県衛生部の報告では低年齢層に、成人よりも水を飲む率が高い可能性を挙げ、さらに二五～三九歳女

表7 患者発生状況調べ（累積数）

(単位 人)

日付	真性患者数	疑わしい症状の者	計	日付	真性患者数	疑わしい症状の者	計
3月13日	3	10	13	3月24日	100	15	115
14日	7	46	53	25日	101	15	116
15日	24	40	64	26日	101	15	116
16日	30	36	66	27日	103	15	118
17日	45	31	76	28日	103	15	118
18日	51	26	77	29日	103	15	118
19日	65	22	87	30日	103	15	118
20日	72	21	93	31日	103	15	118
21日	78	19	97	4月1日	104	15	119
22日	92	16	108	2日	104	15	119
23日	96	16	112	3日			

〔資料〕「湯河原町腸チフス集団発生の対策の概容」

性は家事などで水に接触する機会が多い、という点に起因する、と分析している。

かつて一九四一年一〇月に足柄上郡の山北町で腸チフスが集団発生したことがあった。ここは山間部で、ミカン農業を主にし、簡易水道を利用するなど、本町に類似した土地柄であった。また若年層の感染率が高いことも似通っていた。

さて、この事態をうけて、町内のおよそ二一〇〇名を超える子ども腸チフスと学校

たちが通う学校現場はどう対処したのだろうか。低年齢層の発症が多く報告され、学校現場ではいっそう緊張を強いられる日が続いた。

三月一四日（金）、この日、湯河原小学校の四年生は野外学習で天照山へ、五年生が城山マラソン、という校外活動が予定されていた。ここに湯河原町教育委員会（以下「町教委」という）から電話連絡で在籍児童を含む集団発生との情報があった。学校側ではさっそく次週の給食を中止し、一七日には該当地区の児童は出席停止措置とした（『開校百年記念誌』湯河原小学校）。

三月一五日（土）、町教委に県防疫対策本部から三月一日以降の児童・生徒の欠席状況に関する調査依頼が入った。この時点で、湯河原中学校では卒業式はすでに終了し、二年生までが登校していた。また湯河原小学校では二四日の卒業式をひかえ、学年末の諸行事が計画されていた。児童にとって、旧友との別れや新学期への期待が交錯する時期である。子どもたちの動揺、とりわけ罹患した子どもへの配慮を重視した判断が求められた。一六日（日）には両校で校内の消毒を実施し、保健所からは、当

表 8 入院患者男女別・年齢別調べ

年齢	0～ 4歳	5～ 9	10～ 14	15～ 19	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 以上	計
男	18	25	8	2	2	0	2	2	5	0	2	66
女	10	13	11	1	2	6	3	5	4	0	3	58
計	28	38	19	3	4	6	5	7	9	0	5	124

〔資料〕 『湯河原町腸チフス集団発生事例報告書』

〔注〕 疑わしい症状を有する人を含む。

分のあいだ学校給食や謝恩会などの中止が指示された。一七日(月)に、城堀及び土肥地区の一部在住の児童・生徒全員を出席停止扱いとするよう決定された。その人数は表9のようになる。

学校では相当数の児童・生徒が不在の中で年度末を迎え、一八日(火)以降もPTA総会や学級懇談会は中止、校内の消毒が徹底された。二四日(月)の湯河原小学校の卒業式は五、六年生のみ出席し、保護者参加は見合わせるという異例のかたちになった。その後、二か月をおいて五月二三日(土)午後、卒業生が集合して旧学年での「卒業生を祝う会」が開かれた(前掲『開校百年記念誌』)。

さて、三月下旬にかけても授業は継続されたが出席停止中の児童・生徒への対応が生じた。中には三か月にわたる長期入院となった例もあり、学校側は家庭訪問や電話連絡で症状に応じた健康回復を優先する方針とした。新年度の夏季休暇などを利用した補習を行うことが計画された。また、児童・生徒の精神的ケアに努め、発生地区への偏見につながらないよう目配りした指導を行い、とくに長期欠席者に対しては周囲が温かく接するよう日常の指導を続けた。

なお、人数は少ないが福浦幼稚園児にも感染者が出たことをうけて、四月九日に園児の検便を実施し、手洗いの励行や暴飲暴食を避けるよう通知された。

緊急対応とその影響

想定しがたい危機においては、安全確保と正確な情報収集が優先される。町の対応もこれに沿った

表9 湯河原小・中学校児童生徒出席停止人数調べ

学校名	学 年	1	2	3	4	5	6	合計
湯河原 小学校	患者数	4	5	8	3	3	1	24
	出停者	117	55	78	73	109	56	488
	在籍数	280	191	247	215	360	222	1,415
湯河原 中学校	患者数	3	0	-	/	/	/	3
	出停者	54	52	-	/	/	/	106
	在籍数	374	339	-	/	/	/	713

〔資料〕『湯河原町腸チフス集団発生事例報告書』『第四巻』155

〔注〕中学校3年生は卒業済み。小学校5年生在籍数は260名である。

かたちで進められた。具体的な対応は以下のようになる。

職員は、まず発生地区のしほり込みを行って地図に落とし、さらに詳しい情報を収集することにした。発生翌日には特定された患者宅を訪問した。水道の使用、体調の異常、食品の摂取や浄化槽に関する聞き取りを行い、あわせて健康診断も指示した。その際、一、二名の保健婦と食品衛生監視員若干名が一チームを作り、複数での応接を原則とした。ついで家屋の消毒はもちろん、東海道線以南の千歳川と新崎川にはさまれた地区の水路や側溝などにも大規模な消毒を行った。

その後、逐次消毒を進めた場所は、医院・幼稚園・保育園・駅などの公的機関のほか、公園・遊園地・し尿中間槽・し尿投棄船・全町の家屋など、町内のほぼ全域であった（「広報ゆがわら」一六四号）。

防疫対策は関連業者にも及び、六〇に上る食品営業施設で検便の協力や清潔指導などを進めた。そして患者発生地区に給水する城堀簡易水道の設備点検や衛生状態の確認などを詳しく調べた。これとともに医療機関との協議を経て、町民への広報を続けた。

その広報は三月一四日の第一号から三一日の五号まで出され、第三号からは「腸チフス情報」と表記された。内容は、各時点での患者数などの概況を明記し、ついで留意事項を次の要点で報じている（『第四卷』一五四）。

第一号（一四日） 手洗いの励行、生水・生食を避ける、早期の受診

第二号（一七日） 手洗いの励行（使用する薬剤や石鹼の量に言及）、生水・生食を避ける（食品への加熱）、早期の受診

第三号（二一日） 原因と区域、二次感染の防止、外出の抑制、流言への注意

第四号（二三日） 原因・経路・区域、検便（城堀の水の飲用者）の実施、患者世帯への見舞金、生活・営

業相談の実施、緊急融資、浄化槽の消毒、手洗いの励行、外出の抑制

第五号（三一日） 現在状況、清潔維持、薬品訪問販売への注意、生活・営業相談実施、納税延長

これを見ると、初動段階では三点に集約した表記になっていて、町民の混乱を避けた明快な伝達に心がけていることがわかる。これが日にちを重ねて一定の落ち着きが見られるようになると、項目が増え、具体性を帯びた情報が加わっていく。さらに事後の生活や営業を見すえた実務的な対応などにも言及するようになる。

大規模な自然災害と同様に、混乱と緊張に満ちた渦中での対応よりも、むしろ収束後の復旧や生活再建などに心理的負担が大きく割られる。当然のことながら温泉や観光をはじめとして、食品関連業種に従事する人々には深刻な日々が待っていた。

観光面での打撃は、即座に予約の取消しや鉄道客の減少となって表れた。三月下旬の椿まつり、四月上旬の桜まつり、土肥祭、武者行列といった、春を飾る観光行事はすべて中止になった。隣の真鶴町の観光にも波及し、魚まつりが中止を余儀なくされた。

その様子を三月中旬から二か月間の湯河原駅利用者数と、小田原・真鶴・湯河原及び熱海駅構内での駅弁売上数の変化や、旅館・芸妓予約の取消し状況、商店会別の売上げ前年比を通して町の受けた痛手を追ってみよう。

表10の駅利用者数からみると、三月後半で二七・二パーセント、四月一か月間で一八・一パーセント、五月前半でも約一〇パーセントの減となり、改善には向かうが、観光シーズンたけなわの時期には大きな落ち込みになった。表11の駅弁の購入数では一時期を除き、小田原・熱海間の売上げが軒並み減少し、湯河原駅に隣接する真鶴駅や熱海駅にもその影響が及んでいることがわかる。

これによると、もともと大きな損失を受けたのは城堀地区商店会の九割減で、ほとんど売り上げはなかった。なお、防疫上の指示として、患者が発生した店舗では、家族・従業員に三回の検便実施

ついで町内商店会の売上げに与えた影響を見ると表13のようになる。

旅館などへの影響を示すものが表12である。平均して旅館ごとに約二五〇件、寮・保養所で約一二〇件の取消しがあり、芸妓へのお座敷の予約も取り消されている。この頃の宿泊料金は平均六一〇〇円ほどであったことからみて単純計算でも三億円の損失に上るとみられる。

表10 湯河原駅利用状況調べ

乗降人員 年	3月15日～31日		4月1日～30日		5月1日～15日	
	乗車数	降車数	乗車数	降車数	乗車数	降車数
1974	163,574	181,747	289,170	321,300	140,985	156,645
1975	119,017	132,243	236,760	263,070	127,935	142,155
比較	△44,557	△49,504	△52,410	△58,230	△13,050	△14,490
比率	72.8%		81.9%		90.7%	

〔資料〕『湯河原町腸チフス集団発生事例報告書』

表11 構内駅弁売上個数調べ

年	営業所	3月14～31日	4月1～15日	16～30日	5月1～15日	合計
1974	小田原	136,929	150,006	147,726	146,586	581,247
	真鶴・湯河原	9,122	6,651	7,169	7,837	30,779
	熱海	107,111	74,235	73,720	83,534	338,600
	計	253,162	230,892	228,615	237,957	950,626
1975	小田原	130,894	143,145	129,187	122,208	525,434
	真鶴・湯河原	6,055	5,957	5,376	5,756	23,144
	熱海	105,077	83,852	54,463	65,357	308,749
	計	242,026	232,954	189,026	193,321	857,327
比率 (%)	小田原	95.6	95.4	87.4	83.4	90.4
	真鶴・湯河原	66.4	89.6	75.0	73.4	75.2
	熱海	98.1	113.0	73.9	78.2	91.2
	計	95.6	100.9	82.7	81.2	90.2

〔資料〕『湯河原町腸チフス集団発生事例報告書』

〔注〕比率は1975年数値を1974年数値で除したもの。

表12 旅館・芸妓予約取消数調べ

施設別		軒数	取消数
旅館	湯河原温泉旅館組合	62	13,781
	湯河原温泉旅館協同組合	36	18,435
	浜湯河原観光温泉旅館組合	30	6,278
	組合未加入旅館	27	660
	小計	155	39,154
寮・保養所組合		69	8,100
民宿組合		9	42
計		233	47,296
湯河原芸妓・芸妓屋組合		置屋	150
		芸妓数	280
			635

〔資料〕『湯河原町腸チフス集団発生事例報告書』

表13 商店会別売上前年比

商店会名	売上割合 (%)	商店会名	売上割合 (%)
城堀	10	鍛冶屋	100
駅前	20	門川	30
宮上	30	吉浜	30
温泉場	30	宮下	20

〔資料〕『湯河原町腸チフス集団発生事例報告書』

を指示し、その結果が出るまで自主休業が要請された。ほかの業種については、一回目の結果が出るまで同様の措置を指示し、患者家族が勤務する食品取扱関係の従業員には、接触の度合いにより検便の指示があった。さらに近隣の門川・吉浜・宮下・駅前の各商店会でも販売量が大幅に減り、七〇～八〇パーセントの売上げ減となった。その中で、鍛冶屋地区に関しては遠隔地ということもあり、大きな影響は出ていない。

町の対外的な販売網にも大きな欠損が生じた。水産加工品は主要取引先である京浜方面への出荷が一週間差し止められ、五月に入っても、従来の価格の半額で取引されていた。町内で加工された菓子については納品後に七割もの返品があり、五月末を迎えても納品を許可されない業者があった。鮮度や安全性が重視される食品販売での風評被害は大きく、いったん失った信用の回復にはかなりの時間を要することが痛感された。

救済措置と被害者の動向 腸チフス集団発生は、患者のほか観光業や小売業界、その他の町内業者に、程度の差こそあれ多大な損害をもたらした。これらに対しては町議会に被害対策の特別委員会が設けられ、県へ

の陳情を含めた対策が協議された。

その一方で事件発生から日をおかず見舞金が多数寄せられた。総計四二件、約五六〇万円に達し関係者を力づけた。これらを原資に患者とその世帯に総額一〇〇〇万円を超える見舞金が支給された。

業界の保護対策としては、相談窓口を役場内と商工会に設け、四月一日から県の制度融資の申込み受付を開始した（借入金の利子は町費で補助）。中小企業者は五〇〇万円、協同組合等は三五〇〇万円を限度額として設定した。

その規模は、借入事業所数一六七件、借入総額四億二九五〇万円、利子補助金交付額三五二万一五〇〇円となった。

観光宣伝対策では、湯河原温泉観光協会が県と町、それぞれ一〇〇〇万円の助成を受け、総額三〇〇〇万円の事業費で、テレビ・ラジオ・キャラバンなどでの広報・宣伝活動を開始した。また、県の安全宣言にともなって、ダイレクトメール九万五〇〇〇通を旅行者や顧客に送付して、信頼の回復に努めた。

ようやく感染終息の見通しが立った四月二七日に町長選挙が行われ、激戦の末、第六代町長に杉山實が当選し、チフス対応の後半に臨むことになった。

すでに開始していた河川の滅菌事務として、汚染区域内の浄化槽装置を点検し、不完全なものは小規模水路に滅菌装置を設けて六月末まで作動させ、夏季の海水浴場開設期間にも継続するなどした。

この感染で、再入院を含めると延べ一三〇人を超える入院患者が発生し、疑似患者も含めれば、約一〇〇世帯の家族が影響を受けた。次第に事件の全容が明らかになると、城堀簡易水道組合の滅菌が不十分のまま利用され、その水道管と地区内銀行寮の排水路との交差点点での汚染拡大が原因として浮上した。この間、被害者

側は結束を固め、三月二六日には「被害者の会」を結成し、生活救済や補償などを目的に行動することで一致をみた。

三月二六日に、簡易水道組合は役員一同の連名で給水地区住民だけでなく町民全体への陳謝の意を表明し、同水道組合は見舞金贈呈を決めたが、患者同盟はこれを拒否し、四月一日に同水道組合と寮の所有企業を告訴する方針を決定した。

やがて原告の一部が和解に応じるなどしたが、九月には「水道法」違反の疑いで簡易水道関係者の書類送検が行われた（「神奈川新聞」昭和五〇年九月二四日付）。

その後、訴訟は一九八一（昭和五六）年に横浜地方裁判所（以下「横浜地裁」という）で、銀行寮からの排水が直接の原因とは言えず、簡易水道の管理体制に落ち度があるとして、同水道組合に賠償命令が出された（「神奈川新聞」昭和五六年三月二〇日付）。さらに一九八四年の控訴審で東京高等裁判所が、一九八八年の最高裁判所でも横浜地裁判決を支持して控訴が棄却され、一九九〇（平成二）年九月二七日に結審し、五〇年春の発生から十数年を経て決着を見た（「神奈川新聞」昭和五八年一月一九日・平成二年九月二八日付）。

保健婦の活動と町民

家族と自分の健康や、仕事面での不安などのもとで、町の人びとはどのような日々を過ごしていたのだろうか。これをよく伝えるのが、腸チフス発生後、応援に入った他市町の保健婦たちの声である。彼女たちは多忙中、区域内の家庭を巡回して、保健指導や助言を行っていた。慣れない土地での活動であり、夜間に及ぶ訪問もあった。先が見えない中で被害家族の鬱屈した思いはつよい口調にかたちを変えて出る。その防波堤になっていたのも保健婦たちであった。

初期の活動で、彼女たちが耳にしたのは、多くは次のような苦悩であったという。

病気発生の原因がわからず先行きが不安であることや、仕事柄ほかでは使ってもらえない、外出を抑制されたため職安にいけなくなった、といった生活上の心配のほか、自分の家が感染源ではないか、入院させられたら近所の人に白い目で見られる、保健婦が出入りすると周囲から怪しまれる、と一様に世間体を気にする心情である。

したがって後日、発生原因が自分たちにならないことがわかると、それまでの不安は不満の感情に変わっていった。早い解決をつよく迫ったり、職場復帰や生活費、また訴訟など経済的な保障を要求したりする例もあったという。見通しが立たず、やり場のない苛立ちがつのるのは当然である。しかしそのかわら、こうした声に耳を傾け、献身的に接し続けた保健婦たちの姿も忘れてはならないだろう。

彼女たちは朝の打合せの後、チームを組んで一日の活動を始めた。その仕事は大別して、検便を含めた保健衛生指導、調査結果の連絡（関連事業所や行政機関なども含む）、幼稚園欠席者の健康調査、入院患者の指導、不安への助言、使用薬品の扱い方指導など、多岐に及んでいた。高い専門性と人間性が要求される業務である。

その彼女たちにとって最もつらかった作業は、幼児を抱えた家庭への対応であった。中には両親が入院し子どもだけが残されたり、子ども一人が入院を余儀なくされたりした家族へどのような支援をしたらよいか、あるいは親類への協力をどう要請するか、といったことにも心を砕いていた。マニュアルなどない中での手探りの連続である。このような日々が六月まで続いた。その間の保健婦たちの活動は表14のようになる。

これによれば保健婦たちは、訪問では患者・接触者などを対象に、延べ約二六〇〇人を超える体制で活動し、面接や電話・文書を通して約一四〇〇人規模での情報収集や健康観察、保健指導に当たるなどの活動を展開した。

表14 家庭訪問等の実施件数

月別	訪 問						面 接	電 話	文 書
	患 者		接 触 者	そ の 他	不 在	不 明 転 出			
	入 院 前	退 院 後							
3月14日 ～31日	444		1,090	8	24		141	162	
4月	14	115	417		40	88	7	328	27
5月	13	88	109		7		93	345	8
6月	1	210			4	1	3	260	
計	472	413	1,616	8	75	89	244	1,095	35

〔資料〕 『湯河原町腸チフス集団発生事例報告書』

〔注〕 1975年6月30日現在

腸チフスが 伝染病の集団発生は町と住民に大きな痛みを残してよ
もたらしたもので、やく終わりを迎えた。発生から三か月を経て、一九七五
(昭和五〇)年六月に入る頃には疑わしい症状を示す患者は見られなく
なった。そして病院からは回復した患者たちが次々と帰宅していった。混
乱の日々が過ぎ去って、当初の緊張からは解放され、町の内外にも日常が
少しずつもどって来た。その頃になると、この間の出来事の総括と今後の
展望を語る余裕が見え始めた。このことは新聞の論調においても同じで
あった。

それは総じていえば、事件を引き起こした側に対する批判や糾弾にとど
まらず、町の衛生管理の見直しや、大きく落ち込んだ観光事業などの信頼
回復をどう講じるか、という建設的な観点に立つものであった。八月三〇
日には防疫対策本部を解散し、ここに約半年に及ぶ苦闘の日々が終わりを
迎えた。

しかしこれですべてが完了したのではなく、今後の行政課題の一つが明
示された。

九月の「広報ゆがわら」(一六四号)誌面では、一連の経過を「悪夢の
ような半年」と表現し、町民をはじめ諸機関の協力と尽力に謝意を表した。
そして上下水道の整備による衛生環境の向上と町民の衛生意識の涵養を

具体化する方策を打ち出した。特に城堀区に対しては、同地区からの要望もあり簡易水道から町営水道への切り替え作業の検討を進めた。今後も発生しうる伝染病に対する日頃の心構えと備えは、観光で生きる本町に継続的な課題として残された。腸チフス集団発生に対して町が負った費用は、一九七四・一九七五年度経費を合わせ、総額は約四〇〇万円になった。

さて、この出来事から七年ほどたった一九八二年二月、山北町で赤痢が集団発生した。この時に足柄上保健所から派遣された看護婦たちが次のように回顧している。

① 同じ時期に湯河原で発生した腸チフスで騒然とした。そして不安に満ちた町の表情を思い出していた。駅に降り立つと、クレゾールの臭いが鼻をついた。夜の疫学調査や患者発生の通知を伝えるための訪問は、される方もする方も大変だった。とにかく幼い子供のいる家庭は悲惨だった。

また別の職員は、

② 「湯河原腸チフス」事件での数々の苦い思い出の中で、情報班が途中で空中分解し、情報不足により地区住民や従事職員が大変混乱した反省に立ち、自らの役割として正確な情報の収集・伝達だけはしっかりやらなければならぬと考えた。

あるいは、山北町の赤痢問題が軽微な状況で終息した理由に、

③ 有名な湯河原腸チフス集団発生の経験者が何名かいたこと（中略）で、比較的対処がうまくいった。

と述べ、湯河原町での反省に即したマスコミ対策、全スタッフ間での情報共有、地区住民への随時の情報提供、の三点を重要項目としてあげており、とりわけ経験者の存在の大切さが強調されている（①②神奈川県足柄上

保健所編『防疫活動従事者の記録 山北町中川地区集団赤痢 昭和五七年一二月』、③『山北町中川地区赤痢集団発生報告書 昭和五八年三月』。

このことは、湯河原町での貴重な実践が数年後には他地域で活用され、行政対応に生かされたことを示している。

3 町民の健康と町の健康づくり

町民の病歴と かつて町の人びとは暮らしの中で病気に対してはどのような向き合い方をしてきたのだろうか。広報に見る健康か。

この点について、一九五五（昭和三〇）年代にはどのような傷病の例があったかをたどってみよう。新湯河原町の発足当時、町に病院や診療所はあったが、医師数は少ないという医療環境の時代である。ここでは、一九五五年から一九六四年までの一〇年間を、「内藤喜一日記」（鍛冶屋 内藤スミ子氏蔵）を参考に取り上げた。日記によると、筆者本人は風邪と腹痛及び、蜂に刺されたことによる作業の休みが各一回あり、家族に関しては通院が三回、往診が一回、またミカン作業の援農者の体調不良が一回、通院が一回、という記述がある。

以上が一〇年間の傷病に関わる記事のすべてである。日記という性質上、書き落としや意識的に触れない可能性はあるが、それを差し引いても家族や援農者などを除き、筆者の傷病はわずか数件にとどまっている。壮年期の働き盛りということを考えあわせても、非常に少ない印象であり、この一〇年間に一度病院へ行ったきりである。

これを見ると、日頃の傷病程度では通院はほとんどせず、休息などで回復している様子がかがえる。また

通院する場合でも、町内より小田原市などへ出かけ、町内では往診を仰いでいることがわかる。ミカン農家という仕事柄、軽いケガなどは珍しくなく、また風邪程度であれば自然の治癒力ちゆりで回復したもののようである。この時代においてはほかの一般家庭でもほぼ同じだったのではないだろうか。健康保険制度は始まっていたが、通院は意外に少なかった。この当時の保険の自己負担は五割という高率で、このことが通院をためらう理由であったことも考えられる。

日記には地元の小中学校の運動会や、町民運動会の記録がある（参加したか否かは不明）が、自身が計画的に運動したとか、栄養を考えた食事をとった、というような健康づくりに関する記述は見られない。年間を通して斜面での活動時間の多い畑作業は、結果的に足腰の強化につながり、格別の運動習慣がなくとも日常を健康的に過ごせたことがうかがえる。

日記には出産について触れたところもある。これによれば、産前に一〇日、産後は四〇日ほどの休養があったことになる（『第五卷』一四五）。現在の感覚からするとやや産休の期間が短く、母体にとって過重な印象ではあるが、多忙なミカン農家にとっては避けられなかったようである。

一九六〇年当時はミカン農家が盛況に向かう時代である。町の広報では農繁期を健康に過ごすため、適度な休息や入浴の効果を訴えているが、のち頻繁に取り扱われる栄養などに関する情報はあまり掲載されていない（『湯河原広報』二六号）。一九六四年頃のミカン消毒には、フッソール・ヤノマイトといった農薬が使われていて、その中毒事故があった。中には危うく一命を取りとめた、というほどの場合もあり、十分な安全管理が必要であった（『湯河原広報』三六号）。「内藤喜一日記」一九六二年八月三十一日の記事にも「フッソール散布」が記されている（『第五卷』一四五）。これより後年のことであるが、農薬による中毒死の事故があった（『神

奈川新聞」昭和四六年六月一二日付）。

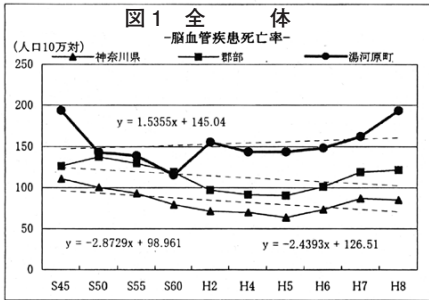
次に町の広報で取り扱われた健康関連情報に目を向けてみよう。この分野についてまとまった記事が出るようになるのは、一九六四年四月の三〇号からである。それは、その二か月前に吉浜診療所に赴任した松村医師による「健康生活のしおり」と題する全九回の連載である。各回の題名は次のようになる（文意を損ねない範囲で手を加えた）。①健康生活のすすめ、②高血圧、③動脈硬化予防、④最低血圧値と夜尿回数に注意、⑤心臓と肝臓の健康、⑥貧血症、⑦破傷風と農薬中毒、⑧心労と過労、⑨人間ドックのすすめ

この年には、秋に東京オリピックという国家行事があり、そうした時宜を念頭に置いたものであることがわかる。第八回目の記事には、ストレス学説という表現が出てくるが、これが広報に登場する最初である。「ストレス」は今日ではごく普通に使う表現であるが、その時代にはあまり使われておらず、多くの読者には新鮮な響きを印象付けたものと思われる。

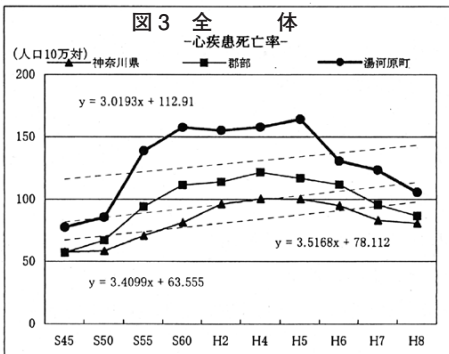
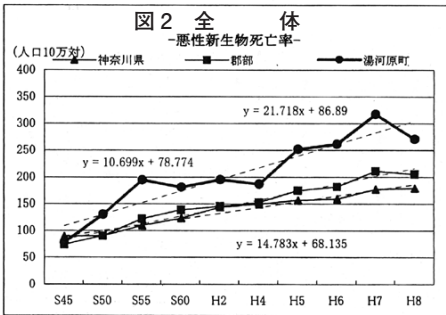
この第一回目では重要な指摘があった。それは執筆者である新任の医師が、湯河原町は温泉に恵まれた桃源郷であると思っていたが、案に相違して高血圧やリウマチが想像以上に多い、と述べていることである。

そこで具体的に町民の健康状態を知る手がかりとして死因についてみてみよう。

詳しくは『第四卷』別編統計一四「町民死因動向」に譲るが、概述すると、一九五五年代から、ほぼ一貫して多かったのが脳血管疾患による死亡で、一九七〇年頃までほぼ連年一位を占めている。つまり、高血圧に起因する症例ということになり、「健康生活のしおり」第一回での松村医師の直感は正しかったことになる。また近年では珍しくなくなった「がん」が、一位に登場するのは一九八〇年のことで、順位が変動する年もあるが、それから近年まで連続して一位になっている。「がん」はかつて、悪性新生物と表記されたことがあるので、



県、郡は下降しているにもかかわらず本町は、県、郡を上回って上昇中



心疾患の死亡率は県を上回って上昇中

〔資料〕「湯河原町と健康づくり」1999年度

かなり昔から死因の上位に位置してはいた。よく知られるようにこれが社会全体の高齢化にともない、いっそう発現しやすくなっている現状がある。

町民の死因の傾向については一九九九(平成一一)年に、地域保健推進特別事業として「湯河原町と健康づくり 平成一一年度健康づくり報告書」に関する大がかりな分析が行われている。この報告書をもとに、本町が主要な死因に関して県内での位置にあるのか比べてみよう。

図1～3によれば、つぎのようなことがわかる。まず脳血管疾患、心疾患、悪性新生物の三大死因ともに、県全体より郡部が高く、さらに郡部全体に比べて湯河原町が高い、という傾向である。つまり本町は成人病で

の死亡が目立つ地域ということになる。

かつて死病といわれた結核は、一九五五年以降には減少をたどっていった。それには開発が進んだペニシリンなどの抗生物質による治療法が劇的に治療効果をあげたことが大きく、その他の伝染病に対しても、近代医学はめざましい成果を収めていった。

そして伝染病と主役の座を入れ替わるように生活習慣病が脚光を浴びる時代が始まろうとしていた。この病因は高度経済成長にともなう都市型生活や、食材の多様化、外食産業の進展などによって食生活が大きく変容する時代相が根底にあった。

それはすでに見た広報記事「健康生活のしおり」②③で扱われた高血圧症と動脈硬化に顕著に表れている。この二つは一九五五年当時は成人病とよばれていたものである。成人病とは具体的には壮年期以降に発症しやすい高血圧・動脈硬化・糖尿病・悪性腫瘍などを指していた。一九九七年になると、国の公衆衛生審議会により、成人病にかえて生活習慣病と呼ぶようになる。過度の飲酒や喫煙による肝硬変・肺がん、過食・運動不足による糖尿病や肥満などがそれに含まれる。生活習慣病という言葉は、個人が自分の生活に責任を負うという意識につながり健康づくりのための自覚を喚起させやすい表現になっている。

生活習慣病にはかつての伝染病とはかなり異なる特徴がある。まず一般に苦痛の自覚は少なく、重篤化して初めて治療に臨む、という点である。また完治は難しく、長期の療養や通院を要し、医療費を大きく圧迫する可能性が高い。伝染病とちがいで、医療機器や技術の高度化を要し、医療保険給付を含めた支出が比較にならないほどの規模になることもある。

このような時代の病やまひに対しては町も注意しながら医療行政を進める必要があった。

町の健康づくり

前掲の「健康生活のしおり（その一〇）」では、「人間ドックへのすすめ」と題して中年以降の町民を対象に、一度は精密検査を受けるよう勧めている（「湯河原広報」三八号）。また同じ年の福浦婦人学級では「健康で明るい生活をしよう」をテーマに一七回の講座が開催され、第一二回に「がん」が取り上げられ、ほかの回でも「がん」について語られていた（「昭和四〇年度 あゆみ 福浦婦人学級」）。このように早期検診と発見の重要性は様々な機会を通して、人々の目や耳に入っていた。しかし広報が町民の本音を、次のように伝える例がある。一九九〇年前後の傾向として、町の母子保健推進委員の経験者が、町民にがんなどの検診を勧めるとそれを忌避する声が少なからずある、というのである（「広報ゆがわら」三〇一号）。町民ならずとも、こうした検診には多少の気後れはあるが、「がん」に限らず、生活習慣病は結果的に町財政を圧迫する恐れがある。そこで町としては、即効的ではないが長い視点に立った啓発が必要であった。

生活習慣病に町はどのように向きあつたのだろうか。それは早く一九五〇（昭和二五）年から一九六〇年にかけて記事が見られるようになってはいたが、その頃にはどちらかといえば、病気の実態を紹介的に報じる内容が多く、あまり切迫した話題ではない印象がある。

すでに長寿を目指す記事もあり、よく笑うこと、食べ過ぎないこと、よく眠ることをあげ、交通事故にあわないことを付記する例がある（「湯河原広報」一六号）。前項で触れた「健康生活のしおり」の①「健康生活のすすめ」には「予防」という考え方が提唱されている。一九六五年頃の平均寿命は男性六八歳、女性七五歳という時代である。結核を克服し「達者で長生き」を目標にこの記事は連載された。治療にまさる予防という考え方は毎日の生活にも取り入れられ、「一日一万歩」運動が提唱された（「湯河原広報」四七号）。ついで健康診断受診に関する記事も随時掲載され、「健康まつり」などを通して、健康が人生を送る上でのキーワードと

して意識されるようになった。一九六五年代から目立つようになるのは成人病関連の記事で、食生活での栄養指導と定期検診が強調された（「湯河原広報」七六号ほか）。

このような情報のうち「保健婦から一言」というコラムが読みやすい文章で親しまれていた。「広報ゆがわら」二二一号の記事がその初出であるが、この段階では僅か数行程度であった。その後、次第にボリュームをふやし、三八八号から誌面が拡大されると「お元気ですか保健婦です」とタイトルを一新し、内容的にも充実していった。

住民参加型の健康づくり行事は一九六〇年五月の「町民運動会」が古いものようであり（「内藤喜一日記」、一九六三年三月にも「町民大会」が開催されている。これはその一月に三大事業の一つとして完成した湯河原中学校グラウンドで行われたもので、町民への披露目の機会でもあり、祝賀町民運動会として町内地区対抗のかたちで盛大に実施された。また一九六四年には、東京オリンピックを記念した町民体育大会が開催されている（「湯河原広報」三三三号）。その後、「町民運動会」は一九九七年に改称され、「町民レクリエーションの集い」として開催されている。

一九七六年五月には「町民健康デー」が開かれた。これは町と小田原保健所との共催で、体力診断や血圧や尿検査、がん検診、成人病予防の食事作り教室や健康相談コーナーが設けられた。開催当日は好天



三大事業竣功祝賀町民運動会の様子
(1963年3月17日)

となり、前年の腸チフス事件から立ち直った町の活力を示し、健康生活を目指す好機となった（湯河原婦人会編「会報 こごめ」第三号）。また、新たに「町民健康デー」とは一味ちがった、自分の健康を見直す機会として、一九八七年には「町民健康まつり」がスタートし、その二年前に開館した保健センターで、がん検診や健康相談などを行う多彩な行事となった（「広報ゆがわら」三〇八号）。

一九九〇年代に入ると、ごく普通に生活習慣病という呼称が定着し、町の予防検診事業が行われるようになった。町の商工会でも福利厚生事業の一環として、会員中心だった検診を一般に拡大して実施している（「相豆新聞」平成一四年九月一九日付）。

ところで喫煙による健康への悪影響は長年取りざたされ、その問題点はある程度知られていたが、具体的対策はとられていなかった。とくに不特定多数の来客を受け入れる旅館などでは対応が難しかったことも関係し、禁煙に向けた動きは鈍^鈍かった。

一九八八年四月にWHO（世界保健機関）が「第一回世界禁煙デー」を提唱し、禁煙が意識され始め、公的機関や駅構内などでの禁煙スペースが徐々に拡大していった。翌年六月には喫煙可能な区間として最後まで残っていた東海道線平塚〜豊橋間が禁煙になり、同路線の普通車は全車禁煙になった。喫煙の習慣は肺がんなどの関係が濃厚とされ、周囲に与える受動喫煙の危険性も叫ばれるようになった。

二〇〇二年には「健康増進法」が制定され、国民の健康維持と現代病予防を具体化した内容は、社会全体での取組みを求める踏み込んだ内容になった。この中で受動喫煙防止の風潮が高まり、法的強制力はともなわぬものの、多数の人が利用する施設での喫煙にはブレーキがかかることになった。

これをうけて県は二〇一〇年四月に「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を施行し、公共施設

での禁煙を進めることになった。これは観光地の旅館にとつて、小さくない波紋を呼ぶものであった。本町の場合、同条例が施行されれば、そうした規制のない熱海市などへ宿泊客が流れるのではないか、という恐れが生じたからである。

条例制定前の二〇〇八年に推進役の松沢成文知事が来町し、この問題をめぐって「おかみの会」と意見交換をした。会員からは条例の趣旨は理解できるが、集客上の心配があることが伝えられた（「相豆新聞」平成二〇年七月二六日付）。県内の観光地からも懸念の声が上がり、施設のロビーやホールなどと客室とを区分した規制の方向で議論が進み、のちに分煙というかたちで棲みわけが行われるようになった。

近年、神奈川県は未病という考え方で県民の健康を積極的に実現しようという運動を提起し、人生百歳時代にふさわしい健康づくりを打ち出した。町でもこれを受けていつそこの健康事業への取組みが加速している。

母子保健

出産は女性にとり、一生を左右するような大きな経験であり、出産後の子どもとの出会いは何物にも代えがたいドラマである。出生と子どもの成長は家族のみならず、社会からも見守られ、祝福されるものでなくてはならない。特に子どもは安定的な乳幼児と母の健康保持が必要であり、行政はその確保に向けた手立てを講じる必要がある。この理念は一九六五（昭和四〇）年に制定された法律「母子保健法」でうたわれ、その担い手として母子保健推進員制度が始まった。委員は市町村長の委嘱で、母子の健康把握や必要施策を受けられるよう進める職務に従事する。町では一九七三年に一七人の推進委員が活動を開始した。

はじめ県全体ではこの制度への理解や協力を得にくかったようであるが、本町の場合、リーダー格女性を中心に委員の意欲が醸成され、活動時間や方法に関する計画が確立していたことが円滑な運営につながっていた

（湯河原町母子保健推進員記念誌発行委員会編『私達のあゆみⅡ湯河原町母子保健推進員一〇年の活動Ⅱ』）。

しかし家族制度が大きく変容し、かつての老親同居家庭が減少すると、高齢者の子育て経験を活用しづらい時代を迎えた。とりわけ第一子の子育てにはモデルケースがなく、不安がともなうものである。いつの時代にも子どもの養育への決定打はなく、家族、とりわけ母親を孤立させない社会的な支援が引き続き望まれる現状がある。

子どもの健康

高度経済成長以前の湯河原町の子どもたちの活動場所は季節に応じて、海や川、あるいは丘陵など、豊かな環境に事欠かなかった。自然の中で、とくに集団で行われる遊びは、それ自体がすぐれた学習経験であり、おのずと身体の健康や社会性の涵養かんようにつながっていた。活力に満ちた子どもたちにとっては、自身の健康や衛生といった意識はうすかったようで、湯河原小学校四年生児童の興味深い作文がある。この内容はクラス児童（四八人）の食事時間を調べたもので、表15のような結果を伝えている（「りんどう」第三号）。

数値から単純に平均食事時間を算出すると、男子が九・六分、女子は九・七分となり、男女での速度差は変わらず、女子にやや速い食べ方をする例が見られる。すでに一九四九（昭和二四）年から学校給食（隔日で副食）は始まっているが、一九五七年の完全給食になる前段階であり（『開校百年記念誌』湯河原小学校）、同一の食事量であったかどうかは不明である。しかし速い子で六分、多くが一〇分以内で食事を終える、ということとは今日からすると、いくぶん短時間という印

表15 おべんとうを食べる時間調べ

所要時間	男子	女子	合計
6分台	0	2	2
7分台	1	1	2
8分台	2	4	6
9分台	5	3	8
10分台	8	8	16
11分台	4	6	10
12分台	0	4	4
合計	20	28	48

〔資料〕「りんどう」第3号

象を受ける。これを見ると、当時の子どもたちが消化や吸収をあまり気にしていなかった様子が見えそうである。このことはまた、自宅での食事状況でもある程度反映している可能性がある。

その後、子どもの健康について問題化するのには肥満と虫歯である。

戦後の食生活の充実は子どもの体格を大きく変えた。県の統計（一九五六年から一九八六年までの三〇年間）と比較すると、小学校六年生男子で身長が七・八センチメートル、女子で八・二センチメートル増え、体重は男女ともに六・四キログラム増えている（『県勢要覧』一九五七・一九八七年版）。三〇年間で、身長は一・〇六倍、体重が一・二倍の増加率である。町の子どもたちも時代をおって成長しているが、一九六六年四月現在の湯河原小学校児童の肥満の実態を分析したものがある。これは同小学校保健部の報告である（表16）。

これによれば、男子より女子にやや肥満が多い印象があり、学年をおうごとに増える傾向が見られる。一〇月には「県下一多い『肥満児』湯小『健歩会』などで体力づくり」という見出しの新聞報道があった（『東海民報』昭和四一年一〇月一九日付）。

児童の肥満傾向はかなり前から知られてはいたがこれが数値として明示されたのは、翌一九六七年の神奈川県教育庁による全県的な調査結果である。足柄下郡内のいくつかの例で比べてみよう。

この調査はローレル指数（体重「キログラム」÷身長「メートル」の三乗×一〇）にもとづくもので、県下の児童生徒高肥満率の地域としては、横浜市西区・中区、葉山町、湯河原町という結果になった。足柄下

表16 学年別肥満傾向調べ

学年	男	女	合計	比率(%)
1	1	1	2	1.0
2	5	4	9	4.5
3	2	4	6	3.5
4	1	5	6	3.5
5	3	5	8	3.7
6	7	4	11	5.2
合計	19	23	42	3.6

〔資料〕「郷土湯河原」第7集

〔注〕1966年4月現在

郡内の比較では本町の肥満率が最も高く、とくに中学校生徒で著しい（表17）。

肥満傾向の原因として、テレビ視聴時間の長さや塾通いなどによる運動不足、さらには食生活の変化が挙げられる。広報ではこれをうけ、肥満が体力の低下をはじめとする問題を招く恐れを示し、継続的な運動面での心がけをうながしている。この調査結果を受けて一九六八年七月に県教育委員会が、逗子市、葉山町と並んで本町を「肥満体地域」に指定し、夏休みを迎えた家庭に注意喚起を呼びかけている「東海民報」昭和四三年七月二三日付）。

熱海市でも一〇〇人に二人が肥満傾向にあることが指摘され（「東海民報」昭和四四年五月三日付）、湯河原町では広報で再三にわたり肥満問題特集している（「広報湯河原」六四号）。

児童の肥満は全国的にも問題化し、文部省はその対策に目を向け、一九六九年に初の全国調査を行った。そして一〇〇人につき一〇歳男子で四人が、一四歳女子では八人が太りすぎ、という結果となり、問題の大きさが再認識された。

肥満とほぼ同時期に登場した健康問題は虫歯である。食生活の欧米化は砂糖の消費量を増大させた。戦後しばらくの間、児童の健康面では栄養不良や寄生虫、トラホームなどに目が向けられていた。これに対して一九六〇年代に入り大きくクローズアップされてきたのが虫歯である。一九五二年に砂糖の自由販売が再開されると、大量生産される菓子類の甘味は子どもたちをつよくとらえ、必然的に虫歯の多発を招くことになった。一

表17 足柄下郡児童生徒肥満傾向調べ

地区	小学校		中学校	
	人数	比率 (%)	人数	比率 (%)
橘	9	1.55	4	1.1
箱根	14	0.92	13	1.7
真鶴	12	1.22	9	1.8
湯河原	32	1.68	38	3.9

〔資料〕「広報ゆがわら」71号

〔注〕1 1967年5月現在

2 比率はローレル指数160以上の児童・生徒の割合

九五八年に厚生省が虫歯半減運動を展開したが、甘味嗜好を変えるまでには及ばず、大きな効果は期待できなかった。

一九六四年には、小田原保健所管内での幼児の虫歯多発（一歳児一四パーセント、二歳児六六パーセント、三歳児八七パーセント）が報告された。乳歯は生え変わるため、放置しても大丈夫であるという誤認から無警戒になっている現状に触れ、改めて歯の健康理解と口腔衛生を訴えている（「湯河原広報」三三二号）。一九六七年度の町内児童の虫歯の調査をもとに見てみよう。

この実態も肥満と同様の衝撃となった。実に町内児童のほとんど全員に虫歯が見つかったのである（表18）。広報では、小学校就学前の子どもが身につけておくべき生活習慣として、手洗いや洗顔と並んで歯磨きが強調されていたが、実効は上がっていない（「湯河原広報」六三三号）。

高度経済成長長期が始まる食生活の改善によって、子どもたちの体格は目覚ましく伸びたが、歯の健康は盲点であった。糖分のとりすぎには、肥満、ひいては糖尿病をはじめとする成人病への引き金にもなりうる危険性がひそみ、この問題についても広報で繰り返し呼びかけている。

一九九〇年代に入り、さらに新たな問題として注目されるようになったのはアレルギーである。この言葉はすでに一九七〇年の町民大学でも紹介されているが、国内的にはほとんど重視されていなかった。

この症状はアトピー性皮膚炎によってよく知られるようになった（「広報ゆ

表18 就学児童虫歯患者数調べ

学校名	検査人員	罹患者数	比率(%)	一人の最高本数
福浦小	20	19	95	16
吉浜小	100	98	98	17
湯河原小	202	194	96	20
合計	322	311	97	—

〔資料〕「湯河原広報」63号

〔注〕1967年2月現在

がわら」三七七号)。アレルギーには生活上、大きな支障のない場合もあるが、中には生命に関わる食物アレルギーが起き始め、学校給食などに細心の注意を要する段階を迎えている。近年では花粉症が児童・生徒を悩ませ、相当数の現代人の宿命的症状にもなっている。

疾病ではないが児童・生徒の近視についてもふれておこう。一九六五年を迎える頃の湯河原中学校の健康診断では、徐々に体格・健康状態ともに向上していることが報告されている。しかし虫歯などと並んで、近視の増加が懸念されている。かつての伝染性眼病であるトラホームは激減したが、一方で表19のような視力分布が見られたのである。

このうち、メガネを必要とする視力を仮に〇・五以下とすると、表では男女合わせて一六一人となり、全生徒（一〇六七人）の約一五パーセントにあたる。今日からすると少ない印象であるが、近視生徒が増加する過渡期の現象であろう。

視力低下とテレビとの関係については早くから注目され、町民が購入を始めた頃においてもすでに視力への心配の声があった。この注意喚起をうながしたのも町の広報で、確認できるものでは一九六五年一月（四七号）が初出のようである。すでに一九六一年度には、近視対策として蛍光灯が学校の教室に設置され十分な光度のもとでの学習活動が行われるようになった（『開校百年記念誌』湯河原小学校）。この後も近視予防は広報でつづき、数回にわたって「テレビとの上手な付き合い方」を掲載しているが、目の疲労を回避する適正な視聴時間や距離などをすすめる程度で終始していた。特に小学生の視力問題として一九八四年に新聞紙上で、視聴時間・画面との距離・照明などへの留意点が掲載された（『相豆新聞』昭和五九年四月八日付）。

さらに近年ではそれに拍車をかける形で急速に浸透してきたのがパソコンである。一九八三年頃には企業用

事務機器として導入が進み、普及台数は一〇〇万台を超えた。パソコンはコピー機、ファックスなどと並んで現代産業はもちろん、教育機器としての活用も図られ、現代に不可欠の電子機器となった。パソコンは即時的な情報処理にすぐれた機能を発揮するが、ディスプレイ画面の長時間使用は眼精疲労を招きやすく、また児童・生徒が一人一台持つスマートフォンや授業で使うタブレット端末の普及も拍車をかけている。健康な視力維持の面から、若年世代の利用には適切な時間と環境設定が求められる。

高度経済成長は社会全体の生活水準を大きく前進させ、人びとの暮らしに豊かな果実をもたらした。しかし子どもたちの健康に、新たな病理ともいえる問題を生じさせてもいる。

町の教養・文化水準の向上に大きく寄与した事業に町民大学がある。この講

健康講座と施設利用
座で扱われた医療や健康問題も、その時代の要請をよく反映している。初期の講座全八回（九七講座）を見ると、健康問題は九講座で、ノイローゼ、風邪、病気（の概念など）、神経症、高血圧、長寿、精神衛生、不眠症といったテーマが扱われている。これが年をおうごとにどのように変化して行くかという点、表20のようになる。

表19 湯河原中学校生徒視力分布調べ

視力	男 子				女 子			
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
0.1	5	10	5	20	5	7	8	20
0.2	4	6	8	18	1	9	13	23
0.3	2	4	9	15	4	3	11	18
0.4	—	3	8	11	3	4	7	14
0.5	3	2	5	10	2	8	2	12
0.6	2	4	4	10	2	6	10	18
0.7	—	4	4	8	1	6	5	12
0.8	8	3	6	17	5	12	7	24
0.9	6	3	4	13	12	16	9	37
1.0	14	17	9	40	19	25	12	56
1.2	51	35	37	123	54	49	67	170
1.5	42	84	70	196	44	38	52	134
2.0	5	5	26	36	6	3	3	12

〔資料〕「郷土湯河原」第6集

この表は第一回（一九五七（昭和三二）年）から、六〇回（二〇一六（平成二八）年）までに開催された全七一八講座のうち、医療や健康問題を扱った回数を示すものである。その分野の研究発表は合わせて九七回に上る。つまり一年間に一度は、この分野の講義が行われていることになる。講座実施上、ある程度、町民のニーズなどバランスをとった構成と思われる、医療や健康問題が高位に置かれている。

個別のテーマをみると医療・健康問題全般以外では、疾病関係で多いのは精神疾患の分野で、ついでがんという順位となる。さらに病気ではないが、高齢社会をどう充実させるか、といったテーマが増加している。

町民大学のほかにも町は様々な健康教室を設けるなどしている。その上で、具体的な健康づくりのための拠点の確保に力を入れ、「湯河原町ヘルシープラザ」として実を結んだ（第二部第一章第四節）。

表20 町民大学講座における医療・健康問題テーマ推移

年代	健康・飲食 喫煙・薬品	個 別 の 疾 病								児童・ 新生児	長寿 奨励	高齢 問題
		一般	精神	成人病	癌	内臓	骨	アレルギー	熱中症			
1955～	1	2	4	1				1			1	
1965～	2	1	8		2	2					1	
1975～	5		1	1							2	2
1985～	2	1		1	1						1	
1989～	9	1	1		5		1				1	3
1998～	8		1			2		1			2	
2008～	2				2				1	2	7	5
合 計	29	5	15	3	10	4	1	2	1	2	15	10

第三章

湯河原町をめぐる人びとと町の暮らし

第一節 家族と生活の変化

1 町の暮らし

町の人口 はじめに町を支える主体である町民人口について触れておこう。その移り変わりや特徴について示したものが図1である。

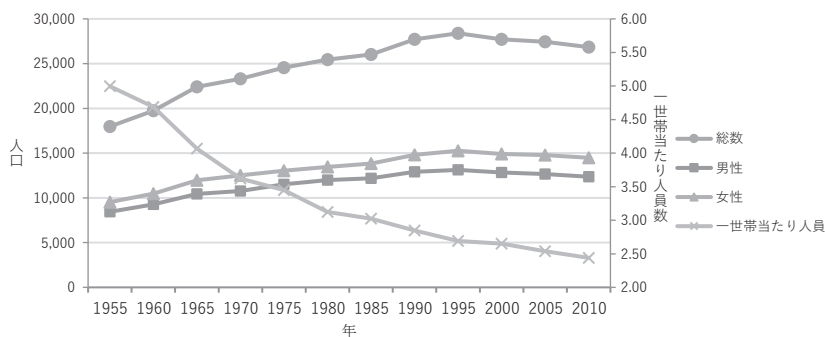
湯河原町は一九五五（昭和三〇）年の合併当時は人口一万七九七一人、三五九七世帯という町であった。その時代の西湘地域では、人口で上郡南足柄町（現南足柄市）の一万八六九二人（三二七九世帯）が最大で、本町はそれに次ぐ（下郡では最大）。これを県下の二七町村でみると、町単独の規模としては、大和・伊勢原・大磯・南足柄に次いで、比較的大きな人口の町であった（『県政要覧』一九五六年）。

一八八七（明治二〇）年人口を一〇〇とすると、一九五〇年時点は五六四となる。この増加率は大都市のそれに匹敵し、アジア太平洋戦争期の疎開人口も加わり近郊温泉地としての特徴を示す伸びであった（『市町村実態調査書』）。

町村合併後も町人口はおおむね増加をたどった。一九六一年に二万人を超え、さらに一九九二（平成四）年には二万八〇〇〇人となった。一万人の増加におよそ三〇年以上を要したことになる。そして一九九七年には二万八五〇〇人ほどでピークを迎えた。

出生数の変化を見ると、若干の増減はあるものの一九七三年までは年間四〇〇人ほどであったものが減り始

図1 人口動態



め、一九七七年には早くも二〇〇人台へと半減、二〇〇二年に一〇〇人台へ急減した。いわゆる少子化である。これをうけて総人口も前後して、二〇〇〇年からはゆるやかな減少に転じはじめ、二〇一四年に二万五〇〇〇人台になっている。

人口密度は一九六一年に五〇〇人台となり、一九七四年に六〇〇人台を迎えている（『第四巻』別編統計一）。この間の人口増加の著しい地区は城堀・門川・川堀・宮下地区で、一・五倍以上の成長となり、おもに区画整理事業にともなう湯河原駅周辺地区への人口集中が目立っている。また一九六〇年頃に東海道新幹線工事にもなう勤労者の転入による一時的な社会増も見られた（湯河原町教育研究会編「郷土湯河原」第一集）。

次に、旧湯河原町の人口構成にはきわめて特徴的な点がある。それは一九二〇年代半ばまで男性人口が多かったものが、その後、一貫して女性人口が多く推移していることである。町村合併後もその傾向は続き、それを示すものが図1である。これによると、女性比率は一九五〇年代から、ほぼ五三パーセントを維持し、さらに二〇〇八年には五四パーセントに達している。

県全体を見ると、一九五五年（四九・六パーセント）から一〇年ごと

の女性人口比率は、二〇一五年（五〇・〇パーセント）まで四八から四九パーセント台を推移しており、本町とはかなりの開きがある。

この差は本町が温泉地であることに関係がある。旅館の従業員や芸妓げいぎ、あるいは美・理容業者など、多くの女性労働力を吸収する産業構造がもたらした結果であり、これは箱根町や熱海市なども似通っている。

もう一つ、人口構成とは離れるが離婚率の高さを特徴としてあげられる。町の離婚率は、ほぼ連年、県平均より高い。例えば、一九八八年頃の比率は県全体（対人口一〇〇〇人の比率）が一・三から一・四で推移しているのに対し、本町は二・一前後である。県内では他に匹敵する市町村はなく抜きんでて高い（『県勢要覧』一九八九年）といえる。この傾向も温泉観光地に共通する現象のようであり、それには住み込みなど、女性が自活しやすい勤労環境であったことなどが考えられる。

さて、高度経済成長期を過ぎて温泉経営は後退しつつあるが、人口比率に大きな変動はなく、引き続き女性の比率が優位を保っている。これにはどのような事情があるのだろうか。

少しさかのぼるが、県下の外国人登録者数を一九八一年の『県政要覧』でみると、町村部で本町は圧倒的に多いという特徴があった。その後も外国人登録者は徐々に増え、一九九一年になると本町には二〇〇人を超える人数が流入している。こうした素地に加えて、就労ビザの規制が緩和されたこともあり、二〇一一年には三〇〇人台を迎え、女性労働者を中心に町内産業の一角を支えるほどになっている。こうした近年の国際化も町の女性人口を高止まりさせる要因になっている。

家族のすがた

私たちは様々な社会集団の中で暮らしているが、その中で生活行動の基礎単位となるものは家族である。家族は夫婦を中核とし、その血縁者で形づくられる。この集団が家庭を舞台にしつ

つ、労働や子育て、安息、さらには介護などの場面で機能する活動を行っている。

その数や構成などをもとに湯河原町の家族の姿を追ってみよう。

平均家族数を語る最も古い統計では、一九二二（大正一一）年の吉浜村で平均家族数六・六六人、一九二七（昭和二）年の湯河原町で六・四四人とあつて、一九二五年前後の概容をうかがえる（『第二巻』統計三三）。大まかに言えば、祖父母と両親に子ども二、三人、もしくは祖父母のどちらかと両親・子ども三、四人、といったかたちが標準的な規模であつたと思われる。このちアジア太平洋戦争期には、いったん減少を見るが、その後は五人台に戻ってしばらく経過した。さらに減少の時期を経て一九五五年の合併当時はちょうど五・〇〇人という数値に回復した。

その後は平均五人に戻ることなく減少傾向に転じ、一九五六年から一九六五年までの一〇年間を四人台、一九六六年から一九八五年までの二〇年間を三人台、一九八六年から二〇一四年までの約三〇年間を二人台で推移している。こうした傾向は確実に強まり、核家族化と少子化現象が例外なく本町を飲み込んでいる。

さらにもう少し詳しく町の家族を分析してみよう。おもに核家族世帯についてである。

高度経済成長時代の家族を語る場合に核家族化という現象は避けて通れない。核家族はとくに家族意識や老親扶養意識の変化などにより、一九五五年代以降着実に進行した。核家族化は単に人員の減少だけにとどまらない社会変動の大きな要因になっている。核家族は夫婦と未婚の子どもから構成されるとされるが、近年ではこれに夫婦のみ、あるいは単親と未婚の子どもを含めたとらえ方をする場合もある。

核家族には必然的に高齢者を含まず、夫婦共稼ぎ世帯の場合、子どもの見守りは難しい問題になる。学童保育制度以前の段階では、いわゆる「カギツ子」の存在があつた。一九六七年度頃、町の一割以上の家庭がそうで

あるという広報の記事があり、子どもの心の成長に影を落としていた（「湯河原広報」六七号）。

すでに述べた高齢化も同時代の特徴的な動向であるので、町の六五歳以上の単身世帯数もあわせて、町の様子を眺めてみよう。

この表1によれば町の核家族比率は六〇パーセント台であったものが一九八〇年には五〇パーセント台になり、二〇一五年までその傾向は続いているが、核家族比率は少しずつ低くなっている。

これに対して最近の現象として顕著になっているのは、高齢者単身世帯の増加傾向である。数値の記載がある一九九〇年から見ても、二〇〇五年に一〇パーセントを超えると、その一〇年後には二〇パーセントに迫るほどの増え方をしているのである。

以上のような人口面の概況を念頭に置きながら、町の人びとの意識や暮らしの変化について、次に取り上げていこう。

人びとの意識―― まず町の人びとの内面性に注目して、いろいろな角度から触れてみよう。旧湯河原町についで、要約すると次のように述べる資料がある。少し長くなるが紹介しよう。

選挙・子育てなど―― それは山々に囲まれて自然豊かな閑静な環境であり、人情風俗とも地味でおとなしい印象である。温泉地としても懐古趣味的な憩いの場所という風情を持っている。町の人びとは温泉と農業に多くを依存し、物価はや

表1 核家族と高齢者単身世帯数の推移

年	総世帯数	核家族数	同左比率 (%)	65歳以上単身世帯	同左比率 (%)
1975	7,122	4,363	61.3		
1980	8,154	4,733	58.0		
1985	8,604	4,871	56.6		
1990	9,735	5,468	56.2	728	7.5
1995	10,562	5,808	55.0	957	9.1
2000	10,480	5,956	56.8	1,038	9.9
2005	10,814	6,065	56.1	1,355	12.5
2010	11,002	6,035	54.9	1,716	15.6
2015	10,763	5,815	54.0	2,092	19.4

〔資料〕 『県勢要覧』

や高いが経済的には豊かであり、共同募金にも協力的である。産業面での外部資本の投下は少なく、積極的な経営姿勢には欠けるところが見られるというものである（「市町村実態調査書」）。

ここには高度経済成長以前の、落ち着いた趣きのある地方温泉町の横顔が描かれている。その一方で、同じ「市町村実態調査書」では、学校以外には社会文化施設に見るべきものは乏しく、子どもの進学に関心が薄い、としている。このようなある種の大らかさは行動面でも現れ、時間意識の希薄さが生活改善を進める際の課題としてしばしば取り上げられている。

さて、一九五三（昭和二八）年に始まる町村合併協議は難産の末、二年後に湯河原町・吉浜町・福浦町による新湯河原町を誕生させた。しかし、合併の熱気を経て新町が生活単位として意識されるまでには多少の時間がかかったようである。その事情をよく伝えるのが「内藤喜一日記」（鍛冶屋 内藤スミ子氏蔵）であり、中に「湯河原へ行く」といった表現が再三登場する。筆者は鍛冶屋（旧吉浜町）在住であり、このことは合併後すでに数年が経過しても、生活レベルでは新町名はまだ「よそ」の地名であり、むしろ旧地区名になじんでいたことを示している。このような地区への愛着の深さはともすると外部には排他性を印象付けることがあった（「東海民報」昭和三四年五月二三日付）。

合併前では地区ごとにそれぞれ山林や土地、施設などを財産として所有しており、その経営に敏感な心性もまた独自の地域性を醸成していた。こうした意識が明瞭に映し出されるのは選挙においてであろう。

選挙には国政から県・町政単位で実施されるものがある。衆・参両院議員、県知事と県議会、あるいは町長と町議会議員選挙である。「統計要覧」などをとくに、投票率から町の人びとの意識がどこにあるかを探ってみよう。詳しくは後述するので、ここでは概述にとどめておこう。

おおまかに言えば初期の町政選挙が高い投票率に支えられていることが注目できる。これは関心の所在が国や県よりも、より身近にあることの表れになる。一九五〇年代から一九八〇年代にかけては、国・県政段階ではほぼ六〇から七〇パーセント台の投票率であるが、町長・町議会議員選挙の場合、実に八〇台後半から九〇パーセントを超えることも珍しくなかった。その後、ともに投票率の低下傾向が続き、一九九〇年代後半に入ると、県政選挙の低落（四〇から五〇パーセント台へ）が顕著となり、国政（五〇から六〇パーセント台へ減少）も同じ傾向を見せている。その後の選挙離れの風潮は町政選挙にも及び、五〇から七〇パーセント台へと減少している。

これをみれば、町の人びとはもともと町政への関心がつよく、とりわけ町議会議員選挙では町長選よりも高い投票率であることがわかる。これは地区からの立候補者をつよく推して選挙戦に臨む、という伝統的な行動様式の反映とみられ、選挙は地区の結束を再認識できる好機なのであった。他方、そのことは選挙をめぐる不正などを誘発しやすく、こうした政治風土は本町以外でも一九六〇年代の新聞記事などにしばしば散見されるところである。

郷土へのつよい思いは、古く一九三五年に発表された「吉浜音頭」（岩本助太郎作詞 石塚寛作曲）の歌詞などでも今に伝えられ（「広報ゆがわら」三七一号）、祭礼などの地域行事は暮らしに潤いをもたらせていた。しかし時がたち、世代をおうごとに人の心に変化していくのは避けられない。とりわけ高度経済成長期を経て、町の産業がミカン生産から観光へと軸足が変わり、マンション建設などの開発にともなう人口の社会増が進み、地区を媒介にした人間関係や生活意識とは異なる物差しが加わるようになった。

さらに繁華街を持つ温泉観光地特有の子育ての悩みがある。

一九五一年に行われた調査で「観光客が生徒に対して悪影響を与えていないか」という問いに教員の七割が「影響あり」と回答しており、一般町民からも歓楽街の存在を好ましくなくとする実態を伝えている（「箱根周辺地帯―主として湯河原町について―」。同じ悩みは箱根町でもあり、また一九五六年に熱海市教育委員会が発行した「私たちの生活と意見 熱海のお母さんの生活記録」にも、観光地での暮らしと子育てに対する母親の揺れる本音が吐露されている。

県では一九五五年に「神奈川県青少年保護育成条例」が施行され、子どものための望ましい環境整備を図る基本精神を示した。町でも早くから不良化防止の話合いを地区で話題にしており、青少年の健全育成に向けて、町内の篤志家が武道場を開くなどの動きがあった（「神奈川新聞」昭和三八年二月一七日付）。これを受けて町では、非行防止の一助として、毎月五日を「家庭の日」とし、家族のあり方についての問題提起をした（「湯河原広報」五二号）。

さて、どのような町づくりを目指すべきか、という趣旨のアンケート調査は何度か実施されている。例えば一九九九（平成一一）年に行われた「二一世紀の湯河原町のあるべき姿」アンケート調査（中学生七五六人及び一般三四〇人）では、「住みよさ」の設問に「住みよい」「まあ住みよい」が、中学生で六四パーセント、一般で七九パーセントとなっており、町に対する満足度の高さが示されている。「定住志向」への設問では、中学生は三分の一が、一般では四分の三が定住を希望している。世代間の温度差はあるが、将来の展望に対する設問には、自然の豊かな町、あるいは自然と共存した生きがいをもてる町、といった回答の多さが共通する（「広報ゆがわら」四五五号）。総じて、住民にとつて、環境の良さへの満足感があり、将来的にも適正な開発のもとでの発展を期待する空気のことやわかる。そこには豊かな自然に目を向け、開発は抑制的水準に

とどめるべき、とする穏やかな住民意識が示されているようである。

広報活動

アジア太平洋戦争後の自治体に導入された機能の一つに広報がある。これは自治体が住民に対して、行政に関わる諸情報を提供し、住民の判断を通して自由な意思形成を図る目的で採用された。それ以前の政府や県の情報は市町村経由で末端の町内会などを通して住民に届いていたが、市町村独自の発信には乏しく統制色の濃いものであった。

戦後の民主化事業の一つにこの克服があり、一九四七（昭和二二）年のGHQ通達により具体化した。行政と住民のつながりの濃淡は自治意識の確立と大きく関連し、その両者の仲立ちとなる広報の意義もそこにある。この通達をうけ、各自治体で広報紙が作られることになった。



広報ゆがわら題字の移り変わり

その後、湯河原町では県や町の情報は町内四十数か所ほどの掲示板がその役目を果たし、納税通知などは各戸に郵送されていたが、情報伝達の公平性からみると不徹底な段階にとどまっていた。

県もこうした実態を考慮し、地方事務所を通じて広報活動の現況調査を行い、合理的な広報の実現に向けた準備を進めた。たびたび広報紙コンクールなどを実施し、機運の高まりを期待していた。

ようやく町に広報第一号が誕生したのは、一九五七年七月一日のことである。足柄下郡での広報紙先進地は箱

根町で、すでに三紙（湯本・宮城野・箱根版）が創刊されていた。

町の記念すべき創刊号はタブロイド判（新聞紙面の半分）四頁であった。記事は、町長による発刊の言葉のほか、予算編成、温泉送湯配管整備事業、納税勸奨、ハエヤカの撲滅、教育委員会・選管・議会だより、水道使用者へのお願い、池峯バンガロー・海水浴場開設、農道と林道工事、民生委員改選、引揚者給付金という内容である。最終面に大きく「納税を はたして今日の 身の軽さ」という標語が添えられている。

この時点では、発行部数三八〇〇部、二か月に一回（不定期）の発行を目指し、全戸への配達を計画していた「昭和三十二年 広報に関する書類」。

町の広報の一週間前（六月二五日）に「県のとより」創刊号が出された。同紙の性格は現在と同じであるが、簡素な紙面は現行版「県のとより」とは印象が異なり、「メートル法を使いましょう」といった記事などが時代を感じさせる。

さて、初期の町広報を見ると、納税への協力を訴える記事が頻繁に出てくるのに気がつく。「ですます調」であるが、全体としては事務連絡の性格がつよく、白黒印刷ということもあって硬い印象は否めない。しかし「建設的な井戸端会議」の実施を計画したり、季節に応じて「読書の秋」欄を設けたりするなど、よりなじみやすい紙面の作成を心がけている。また広報に先がけて、一九五四年から選挙に際してという限定的な発行ではあるが、選挙管理委員会の「選挙のまど」が発刊されていた（「東海民報」昭和三四年一〇月四日付）。

ところが初期の広報は必ずしも円滑な発行とはいかなかった。もともと新聞折り込みによる配付だったものを、区会を通しての配布にしたり発行が一時中断したりするといった混乱があった（「東海民報」昭和三四年一〇月四日付・「東名新聞」昭和四七年二月一五日付）。

当時の広報で特徴的なことは行政サービスの公平性を意識した情報提供に努めていることで、新規発足の制度説明などに対する丹念さがある。それをよく感じさせるのは税金に関わる記事である。

納税は国民の義務であるが、心情的には忌避感のつよいものであり、町側には関東大震災後の恐慌によって生じた滞納で苦労した記憶が残っていたと思われる（『第三卷』第四章第四節）。そこで町民の心証にも目配りしながら、税種や税率をわかりやすさに徹した説明をしたり、「税金が高いというのは本当です」といった効果的な表題を工夫したりして完納をすすめている。そして「町税等の納税に感謝して」という八亀町長の謝辞も掲載され、滞納者への対応も併記されるなど、苦心の跡をうかがわせる（「湯河原広報」三三三号）。

広報は一四号から毎月の発行になり、B五判サイズ横書きとなった。これが一九九一（平成三）年五月の発行で単色刷りから二色刷りとなり、一九九四年五月発行の三八八号からはA四判に大型化し、町内の風景画（四一二号からは児童・生徒作品）を表紙に配し文章を縦書きにするなど（五五八号からは左開きの紙面になる）、いつその見やすさと親近感を打ち出すようになった。近年に導入された介護保険や、資源ゴミ回収の予定、住民の諸活動など、町民生活に密着した情報提供がなされている。今後、高齢者家族などへの情報提供をどのように行うか、など考慮すべき点もある。読みやすさ、親しみやすさだけでなく、「ある種の硬さ」との共存など、広報本来の意義が失われないような今後の発行に負うところは大きい。

人びとの生活圏

近代の交通が発達する前の旧湯河原町の人びとの暮らしは、真鶴半島の付け根から千歳川河川に至る平地及び丘陵地にかけての範囲であった。また伊豆方面との関わりが深く、町村合併の頃の縁組みなどでつよい親近性があった。旅館従業員の採用などにも伊豆出身者が少なくなく、地元の農家子女がこれに加わっている（「市町村実態調査書」）。

このような人の往来を大きく変えたのは交通手段の発展、とくに鉄道の敷設であった。明治以降の人車鉄道や軽便鉄道など、先人の苦闘の時代が続いたが、転機となったのは一九三四（昭和九）年の丹那トンネル開通であった。これにより、東海道本線のルートが丹那トンネル経由に変更され、旅客を含む人とモノや情報の流動性がたかまり、その規模は量的にも速度面でも昔日の比ではなかった。のちに戦争による停滞期はあったが、高度経済成長の時代には、かつての水準をさらに上回る活況を見せていた。

鉄道路線の発達はミカンなどの物資の輸送、京浜・西湘方面への通勤や通学など、人とモノを町から送り出し、観光客などを町外から迎え入れる幹線になった。さらに自動車の普及に応じた道路整備が次第に進むと、いっそう生活圏が拡大して活気のある暮らしが実現するようになっていった。それを買いたい物などの生活行動の面で見てみよう。

町の人びとはどの範囲で買いたい物をしていたのだろうか。町内で商店街が形作られるようになるのは、一九五五（昭和三〇）年以降のことで、駅周辺の区画整理事業と並行して多数の店舗が進出し、食料品や日用雑貨などを地元でまかなえる商店が軒を連ねる時代を迎えた。遅くとも一九六〇年代後半には町内に六商店会（温泉場・宮下・明店会・駅前中央通り・門川・吉浜・中央）が結成されて、次第に商業の中心は駅周辺に移行していった。

一九五五年代後半から一九七五年代にかけて、県の商工指導所小田原支所が中心になって商業発展を目的に指導助言を行っていて、その報告書にはアンケート調査にもとづく人びとの購買動向が掲載されている。そのうち、一九六三年九月の報告には湯河原中学校二年生を対象にした「お買物調べ」があり、その後も数回にわたって店頭などでの町民アンケート調査が行われた。項目のうち、衣料品を主にどこで買うか、という問いに

対しては表2のような結果が出た。

これによれば、衣料品は地元より小田原市で買う、という例が目立ち、基本的にその傾向は変わっていない。このことは本町が小田原市の商業圏内にあることを示している。一九六五年代に町内にあった六つの商店会では、それぞれスタンプ発行や共同売り出しなどの営業努力をしていたが、衣料品等に関しては町外、とくに大型店舗が進出した小田原駅周辺への移動を食い止められなかった。また家具や家電品、娯楽関係の品物についてもほぼ同じ状況が見られている。

食料品の購入については、一九六七年一月に行われた「県消費者物価統計調査」によれば、横浜市の物価を一〇〇とすると、湯河原町は、生鮮魚介類で一〇五・六（三番目）、果物類で一〇七・四（二番目）となり、県下でも高く、肉類では九九・五（順位不明）、野菜類は八一・二（同）となり、横浜市より安い物価になっている。小田原市は全体的に安い物価になっており、これを伝える新聞では湯河原町から小田原市へ買い物に行く流れは自然であるとしている（『東海民報』昭和四三年六月一九日付）。

次に町民の行動範囲についてである。それを知る手掛かりとしては、鍛冶屋のミカン農家の資料（前掲「内藤日記」）が参考になる。ふだんの行動半径がどのくらいの広さであったのか、一九五五年からの一〇年ほどの期間を取り上げてみよう（表3）。ここでは買い物や旅行、娯楽、婚礼、葬儀などで町外に出かけた記録をみることで行先を抽出し、大まかな生活圏のイメージを探ってみる。なお日記の筆者（内藤喜一）は現在の静岡県裾野市（日記記載時は町制）出身である。

表2 衣料品等購入地域調べ

	小田原	湯河原	京 浜	熱 海	その他
①1963年	81.0%	14.3%	2.7%	—	2.0%
②1966年	65.3%	27.7%	1.3%	2.3%	2.7%
③1972年	84.0%	7.0%	1.0%	4.0%	4.0%

〔資料〕 ①「中央商店会診断報告書」、②「宮上地区商店街造成診断報告書」、③「広域商業診断報告書」

第一節 家族と生活の変化

表3 あるミカン農家の生活行動範囲調べ

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一九五五	裾野	大船三ツ石	裾野	裾野	裾野		裾野	沼津		裾野		
一九五六	裾野 小田原 修善寺		沼津	裾野	箱根	小田原	真鶴	箱根	裾野 小田原	裾野		
一九五七	裾野		三ツ石	裾野	裾野		三ツ石		裾野	裾野		
一九五八	裾野	仙台	沼津				裾野		裾野	裾野		
一九五九	裾野	三島	裾野				裾野		豊川	裾野		
一九六〇	三ツ石		三ツ石	東京			伊豆山	裾野 箱根 愛鷹山	東京			
一九六一		裾野	羽田	裾野		三ツ石	裾野			裾野		三ツ石
一九六二	小田原 真鶴		小田原	裾野	西浦				浜松	裾野		裾野
一九六三	沼津	裾野	沼津		川崎		真鶴	三ツ石	裾野	裾野		
一九六四	裾野		沼津	大船	裾野	裾野	富士	東京	東京	裾野	庵原	
一九六五	開成 沼津		横濱	伊東 熱海 東京	裾野	川崎	三ツ石	御殿場	裾野	小田原	箱根	裾野
			能登	東京	三ツ石	川崎	横濱	御殿場				富士

〔注〕同一地名でも複数回の場合がある。

全体をみると、表の左側つまり一九六〇年代中盤に向かうにつれて活動の頻度が増えていることがわかる。とくに一九六四年以降の増加が明らかである。ミカン農家には通年の忙しさがあり、とくに冬季に集中していた。したがってその期間の行動回数や範囲は自ずと控えめにならざるを得ず、一九五五年以降の冬季の空白などはそれを物語っている。移動は湯河原町を中心にした足柄地区や伊豆周辺に限られているが、表の後半に入ると行動が活発化、広域化している。これには筆者が一九六二年六月に自動車免許を取得したことが大きく、その利用が行動半径を大きく変えているのである。

かつて裾野町（のちに市）の実家にお盆や法事などで里帰りする場合、泊をとまうことが多く、その折に三島市内の楽寿園で幼い子どもたちとひと時を過ごすこともあったが、のちには自動車での日帰り往復さえ可能になったのである。移動時間の短縮や経費面での合理性は大きな魅力となり、マイカー乗用は生活上、決定的な影響を与えた。ドライブを楽しむという新しい暮らしのかたちが出現し、一九六五年三月の能登方面旅行は、同地出身の援農者の見送りを兼ねた旅になっていた。高速道路網は未整備の時代ではあったが、自動車の機能を生かした移動は時代を象徴する行動様式になった。

筆者はそれ以前にも列車やバス利用で、農協や消防団などの地元有志による親睦旅行に積極的に参加しているが、おおむね東北南部から北陸・中部地方あたりまでがその範囲であった。

前段でもふれた買い物に関してみると、筆者は高額商品購入の際、小田原もしくは沼津周辺まで出かけるのがふつうであった。東京や横浜方面への移動は少なく、日記での初出は一九六〇年四月のことである。その八月にはローマ・オリンピックに出場する町内の鎌田正司選手（バスケットボール）の見送りで、羽田空港に団体バスで参加している。たまにプロ野球観戦で後楽園や川崎球場にも行ってはいたが多くはなかった。

自動車と並んで、東海道新幹線の開通もまた行動半径を大きく広げた。一九六四年一〇月九日の下呂温泉旅行は新幹線利用による日帰り、という強行軍になっている。その月の一日が東海道新幹線開業日で、わずか一週間後の利用である。前月に家族で東京までの新幹線試乗に参加して新時代の速度を体感し、大きな期待を寄せていたことがうかがえる。

表によく出てくる三ツ石とは真鶴半島先端にある岩場で、釣りを趣味にしていた筆者は夜釣りも含め、その周辺には年間を通してよく出かけていた。またその頃の映画はテレビ普及以前の一大娯楽で、町内にも映画館はあったが、休業日には援農者とともに小田原や沼津の映画館に足を伸ばして楽しんでいる。

個人の日記にもとづく粗描ではあるが、概して小田原から伊豆半島北部を中心とする同心円が、町の人びとの暮らしのおもな舞台であったことをうかがわせる。

かつての子どもの活動範囲については簡単に触れたが、町の開発が進んでからの変化が影響を与えていた。一九六〇年代頃までの宮上地区では温泉場周辺から駅近くまで建物が立ち並び、子どもたちは駅下の区画整理地区内や小学校にまで出かけて行くようになった、という報告がある（『湯河原広報』五八号）。

この状況を次のように町長へ訴えた児童の作文がある。

僕は町長さんにお願ひがある。まず、子どもが野球を自由にやれるグラウンドがほしい。次に湯河原の道をもっと広く、よくして乗物を自由に走らせたい。また、ところどころにちよつとした小さな子どもの楽しい遊び場所がほしい

（『開校百年記念誌』湯河原小学校）

交通量の増加も拍車をかけ、安全な遊び場の確保が難しくなり、子どもの活動には十分な注意を払う必要があった。

暮らしの姿

はじめに前掲「内藤日記」からミカン農家の一年をとりあげて、どのような仕事を行っていたか見てみよう。取りあげるのはい九六二（昭和三七）年の月ごとの作業内容である（『第五卷』一四五）。日記には日々の作業内容などが明記されている（複数の作業をした日もある）ので、それらの回数を表記することで年間の仕事量を再現してみよう（表4）。

作業暦を一覧にしてわかることは、ほかの農作業と同じく一年を通して完全な空白の月がないということである。作業内容を畑造り、ミカン栽培、出荷等の三種類に大別すると、出荷等を除いては除草や石垣つき、施肥といった畑造りはほぼ毎月の仕事であった。畑造り作業の回数を見ると、ミカン栽培作業の回数とはほぼ同数になっていて、むしろ、ミカン栽培のための環境造りにかなりのエネルギーが割かれていたことがわかる。しかしミカン栽培も楽ではなく、とくに年末三か月間に集中するミカンもぎは援農者たちの応援を得ながらの重労働になっていた。ミカン用モノレールが完備していない段階での

表4 「内藤喜一日記」にみる各月作業日数（1962年）

作業内容		月											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
畑造り	除草（敷草刈）	4	17			12	5	13	9	10	2		1
	石垣つき・石運び	6	4	9	5	1			3	6	6	14	2
	開 墾	11		1	1				1	1	1		
ミカン栽培	播種・苗植え	1		2	8	3	1			3	2		
	施肥（配合・運搬など）	1	1	5	2	4	2	6	2	2	4	1	
	剪定・摘果など		6	11		3		2	10	6	1	1	2
	消毒・虫取り				3		1		3	7		1	3
	ミカンもぎ										2	13	18
出荷	選 果			1									
	出荷（箱詰め）		1	6	1					1			
ほか	他家への手伝い	3	1	3	2		2	1	4	2		4	
	講、集会など	2	1	1	1	1							

運搬は負担になっていったようである。年末までに採取したミカンは翌年二、四月の出荷まで一か月ほどの空白を置いている。これは「貯蔵の湯河原ミカン」の実態を示すものである。

またミカン作業とは離れるが、もう一つ気がつくことがある。それはその他（近隣との交流）の回数である。当時は講や寄合という素朴な信仰や地域集団が機能していて、筆者は「山の神講」に参加していた。講のほかにも近所への手伝い、建て前や道普請^{みしく}、火事の後始末など数多くの場面での労力の融通が行われていた。これらもだいたい毎月のようにあり、人びとの暮らしが相互協力の上に成り立っていた時代性をよく伝えている。

次に高度経済成長期を迎える頃の生活一般の改善状況をみてみよう。

水道や電気などのインフラ整備が進み、生活面においても様々な改良が進んだ。それは旧習を離れた新しい動きで、神奈川県新生活協議会などがそのさきがけの役割を担っていた。その目指すところは多方面にわたっている。例えば機能的な家屋改修などのほか、社会慣行や時間意識の見直しなど、生活でも意識の面でも幅広い改良がはかられた。とりわけ家庭女性の負担を減らし、合理的な生活設計を実現するための支援が進められた。

一九五二年春には、県内各地に県農業改良課が「農村家庭学校」という女性対象の教室を設け、合併前の吉浜町が対象地として選ばれた。目的は能率的な家事運営を目標とし、生活上の基礎知識（栄養・調理・裁縫・洗濯）などを六日間にわたって指導する、というものであった（「神奈川新聞」昭和二十七年二月三日付）。このほかにも婦人学級、講習会、農協婦人部などの活動を利用した、新しい価値観にもとづく生活環境や意識が各地区に根をおろしていった。一九五五年前半に家庭を持った人びとは、ほぼ尋常高等小学校や国民学校卒業で、かつて戦争の影響で十分な教育を保障されなかった年齢層に属する。この頃、その世代の知的欲求を満たすも

のの 一つに婦人雑誌があり、多くは値下げされて大判化し購買層を増やしていた。こうした刊行物も新時代の子育てや家計運営の一助となっていた。

一九六〇年当時の新生活のうち、台所、かまど、便所の改良に向けた到達度に関する分析があるので紹介しよう。

「昭和三五年九月 基礎調査書」によれば、生活環境のうち台所を改善した戸数は二六六三戸、未改善戸数は一〇九六戸という報告があった。その住居の改善を必要とするものは表5のとおりである。それによれば、明るさ、給・排水、配置などを含めた台所の構造面での手直しを要するものが二〇〇〜三〇〇ほどあり、便所に関しては四〇〇を超える家に要改善の評価がなされている。したがって一部での努力は見られるものの、費用の面などで改善への道半ば、といった評価になっている。

これが家計面ではどうだろうか。

かつての村落生活では冠婚葬祭などの折には、華美な衣装や什器じゅうきの使用、過剰な接待や返礼品のやりとりがあり、それが普通の感覚として見られていた。これらの冗費を見直して積立貯金に回すなど節約につなげ、より合理的な消費生活を実現しようという考えのもとに、家計の改善はとくに婦人会などが中心となって進められた（『第三巻』第五章第二節）。

前掲「基礎調査書」では、家計の運用に「家計簿」を利用する家庭は全農家

表 5 住居改善調べ

(単位 戸)

区分 地区	台所改善を必要とするもの				かまど改善を 必要とするもの	便所改善を必要 とするもの
	採光	排水	給水	配置		
福浦地区	76	86	84	67	63	50
吉浜地区	67	69	65	62	56	150
湯河原地区	120	165	150	85	45	220
計	263	320	299	214	164	420

〔資料〕「昭和35年9月 基礎調査書」

の三割にとどまっております。冠婚葬祭での節約も進んでおらず、ともに課題としてあげられている。意識の面でも長年の慣習からの脱皮にはかなりの時間がかかることが予想されている。

さて、その後、高度経済成長期を迎えて、町では次第に道路や上下水道などのインフラ整備が進み、さらには後述するように、電化製品・自動車・電話などが暮らしに不可欠な時代を迎えた。こうした便利さ、快適さに加えて大量生産と大量消費の考え方が一般化し、家の中に家財があふれるようになっていった。このような意識は使い捨て、といった行動様式にもつながった。こうしてかつての節約の考え方は時代からは遅れたものと見られるようになった。

人びとの娯楽と映画

前にふれた「内藤喜一日記」には日常の余暇の楽しみとして、旅行・映画・釣りなどが挙げられている。これを女性をも含めてみると、アンケート調査が参考になる。左は一九六六（昭和四一）年の成人式で行われた集約の結果で（総数二六一人）、余暇利用の具体例への回答（上位八位まで）である。参加者のうち学生の比率は二割台前半である（『第五巻』一四二）。

- ① 休日 ㊦映画三三 ①読書三三 ㊵テレビ三二 ㊴手芸二九 ㊶ハイキング二一 ㊷旅行一九 ㊸パチンコ一六 ㊹スポーツ一四
- ② 平日 ㊦テレビ四八 ①読書三六 ㊵パチンコ三三 ㊴麻雀九 ㊶スポーツ八 ㊷映画七 ㊸手芸六 ㊹洋裁学習四

今日とちがいがい、大型レジャー施設利用や買い物、ドライブ、ゴルフなどは一般化しておらず、自宅あるいは近隣地区での活動が中心になっている。中でもテレビ視聴と映画が上位にある。町での映画館の開業はかなり古くからで、一九二七年頃には湯河原キネマ（温泉場）が開業し（『東海民報』昭和四四年四月二五日付）、一



湯河原キネマ(土肥 杉山忠氏蔵)

九三九年には芸妓などを招待しての軍事映画公開など、統制下の作品が上映されていた(「横浜貿易新報」昭和一四年七月八日付)。戦後に入るとアメリカの占領政策の一環として、通称ナトコ映画といわれる機器を利用しての巡回上演が行われた。ここでは啓発的な教育映画を扱い、一九五〇年五月に吉浜町・湯河原町、六月に福浦村・吉浜町・湯河原町で上映されていた(「神奈川新聞」昭和二五年五月一三日・六月八日付)。その後、よく知られるように映画界には外国作品のほか、邦画にも佳作が量産されて、テレビ普及以前の国民的な娯楽として成長した。

高度経済成長期の湯河原町は、郡部の町としては珍しく映画館が二か所(コデン座、湯河原キネマ)ある映画の盛んな土地柄であったが、残念ながら「湯河原キネマ」は一九六四年頃に閉館した(住吉正元著『西湘の劇場随想記 湯の町にジンタが行く』)。一方、「コデン座」では、一九六三年二月の地方選挙に向けて、神奈川県公明選挙推進協議会(現神奈川県公明選挙推進協議会)が講演と「青い山脈」「花笠道中」などの無料上映を行った。しかし、湯河原町でただ一つ残った「コデン座」も、地方館なりの興行努力を続けながらも一九七二年五月二日に閉館となった(「湯河原広報」一二二号、前掲『ジンタが行く』)。

電話と自動車の普及

本町の電話利用はかなり古い時代から進んでいた。観光地ということからも、宿泊の予約

や注文など諸連絡には不可欠の設備であった。その普及の状況は表6のようになる。

すでに明治時代後期には電話が敷設され、その後も順調に設置が進んでいる。一九五五（昭和三〇）年の『県勢要覧』では「一〇〇人当たり電話台数」の比較があり、その県内順位では、湯河原町や箱根町といった観光地を抱えた足柄下郡が約六台で最も多く、以下、三浦郡、藤沢市、鎌倉市などとなっている。

一九六〇年段階の本町宿泊施設約一五〇軒では、すべてに電話機の備えがある。そのほとんどは二〇〇〇～三〇〇〇番台の番号であり、ほぼ同時期に業者全体が加入したことがわかる（『第五卷』二九）。

町での電話の使用頻度などがどの程度であったかを示す指標がある。「一日当たり一加入者の平均通話数」で、表7のような数値になっている。

町外・町内ともに湯河原局の方が多いのは温泉場での利用が多数を占め、観光地特有の性格を示している。これらはまだ交換台経由の通話であったが、一九五九年九月からは自動通話が可能になり、更なる利便性が高まった（『東海民報』昭和三四年九月二九日付）。

なお一九五二年から運用を開始した委託公衆電話（赤電話）の設置も行われた。役場・農協・旅館・病院・商店などに置かれ、外部への通話が可能になった。町内でおよそ七〇か所にあり、一〇円玉（後にテレフォンカード）を利用する電話として利用された（第四種 昭和三八年 庶務書類）。

表6 電話普及状況調べ

年	明治	大正	1950	1955	1960	1965
累積台数	18	142	637	948	1,947	3,117
一台当たり人口	不明	不明	34.2	19.0	10.1	7.2
年	1970	1975	1980	1985	1990	1995
累積台数	5,150	8,170	10,569	12,141	15,505	16,200
一台当たり人口	4.5	3.0	2.4	2.1	1.8	1.8

〔資料〕「統計要覧」、「昭和35年9月 基礎調査書」、「県勢要覧」

その後、一般家庭の電話が増え、一九七二年になると、町内六七七七世帯に対し電話台数六四三〇台となり（「統計要覧」一九七七年）、ほぼ一家に一台、という割合になった。やがて電話機器は、ダイヤル式からプッシュホン式、固定電話から携帯電話となり、多機能・軽量化など技術革新が一挙に進んだ。二〇一〇年代以降にはパソコン機能をも備えるスマートフォンが時代の先端を行く機材として発達し、一人に一台という時代となっている。

電話機が情報交換の手段であるのに対し、自動車は人とモノの移動に絶大な機動力を発揮する。自動車の出現は二〇世紀世界の交通や産業、ひいては現代人の生活様式を一変させる革命的な出来事であった。

湯河原町における自動車保有台数の移り変わりについては、第一部第二章第四節で見たとおりである。町では遅くとも大正期に自動車が姿を現しているが、本格的な導入は高度経済成長期のことと、一九六〇年に営業用、自家用などを含めて約四〇〇台あったとされている（昭和三五年九月 基礎調査書）。この時点ではまだ牛・馬車も三〇台余り使われていたが、その後のミカン産業隆盛の時代には自動車が主役の座につき、農・海産物の運送をはじめとする物流や旅客の移動などとはもとより、生活の足としても飛躍的に自動車の導入が進んでいった。

一九九〇年代に入ると、自家用車は一家に複数台の購入も珍しくなくなり、一九九五（平成七）年には乗用車が八〇〇〇台を超えた。その後は、一九九八年にピークを迎え、微減の傾向にあるが、引き続き生活上に占

表7 町内電話通話回数調べ

区 分	通話数（一日平均）			一加入者 一日当たり 町内通話平均	
	町外通信		町内通信		
	発 信	着 信			計
湯河原局	922	1,066	1,988 〔756〕	22,399 〔5,012〕	29.3回
吉浜局	464	495	959 〔200〕	3,400 〔1,100〕	10.5回

〔資料〕「湯河原 1957」、「市町村実態調査書」

〔注〕〔 〕は1951年の数値

める自動車の比重は大きく、将来的にも高齢社会の有力な移動手段であることに変わりはない。

このように自動車は優れた性能を持っているが、反面、人命に関わる事故を引き起こす危険性をはらんでいる。自動車時代の到来とともに、道路や標識などの未整備、あるいは飲酒運転など交通モラルの欠如などによる悲劇が続発した。中には町の風土として、交通法規に関心が薄いという住民意識を指弾する声もあった（「相豆新聞」昭和五〇年八月二二日付）。現実には一九七六年の県警による交通統計によれば、湯河原町は町村の中では歩行者事故、同死傷、無免許事故が最も多く、子ども・高齢者、飲酒運転でも高位になっている（「東海日報」昭和五二年五月七日付）。

町で発生した交通事故発生件数は、「統計要覧」によれば一九八八年までの上限は年間百十数件ほどに収まっていたが、一九八九年以降は、二〇〇件台へと急増する。このピークを迎えるのは二〇〇〇年頃で、年間二五〇件近くにまで迫る年がある。その後は減少傾向に入り、二〇〇八年になる頃には年間一五〇件以下に落ち着いている。

この間の被害者のうち小学生に目を向けると、多い場合でも年間に二〇件を超えることはなく、また死亡事故は発生しておらず、学校や家庭での安全意識の高まりが一定の効果を上げているとみられる。

これが高齢者の場合ではどうかというと、一九九一年頃までは年間十数件だったものが、一九九二年頃から急増し、二〇〇一年には年間五〇件もの多発を見るようになった。死亡例も珍しくなく、急速な高齢化がもたらした厳しい現実を示している。

テレビなどの普及

高度経済成長は歴史的に見ても極めて大きな画期になった。終身雇用制と年功序列型の賃金体系に支えられた生産構造は安定的で長期的な展望にたった生活設計を可能にし、衣食

住の全面にわたる大きな変化をもたらした。その様子を生活物資などの普及という現象を窓口にして眺めてみよう。

湯河原町は旅館などを中心にして電化製品をはじめとする耐久消費材の導入が比較的早い地域であった。一九五五（昭和三〇）年の『県勢要覧』で、県内の郡部でのテレビ受信者数を比較すると、足柄下郡（九一）が突出して多いことがわかる。これにはやはり湯河原町と箱根町の存在が大きい。当時のテレビ放送は限られた時間帯と少ない放送局による送信ではあったが、旅先での視聴は新鮮な楽しみになっていた。

「昭和三五年九月 基礎調査書」によれば、宿泊施設一〇七軒のうち、テレビを設置している所はちようど一〇〇軒である。つまり、ほとんどの施設にはテレビが設置されていた。一九五三～一九五四年頃から、旅館を有力な販路とみるテレビ製造企業の売り込みが始まっていた。町の大手旅館で数社が試映会を開き、競争が激しくなっていた（「神奈川新聞」昭和二九年二月二六日付）。その頃は施設側にとってテレビは一つの商品であり、利用者側には宿を選ぶ際のポイントになっていた。

これが一般家庭への普及ではどうであったかという点、前掲「調査書」によれば一二パーセントにとどまっている。まだテレビは高額で手に入りやすく、町内には何か所か街頭テレビが設置され（二〇一六年六月二一日 宮上区より聞き取り）、近所での個人購入があれば見に行くことが普通であった。

本町へのテレビ導入には一つの壁があった。三方を山に囲まれた地形による電波の届きにくさである。東京タワーの完成（一九五八年）以前は受像に大きな制約があり、旅館での試映会は思わしくない結果に終わっていた。そこで一九五五年、旅館業者などを中心に湯河原テレビ協会が発足し、共同視聴の設備計画が進められた（「東海民報」昭和三三年一月一七日付）。東芝との協力のもとで城山（約六〇〇メートル）山頂にアンテナ

ナを立て、一・五キロメートルほど離れた観光協会で受像試験を行い、成功後には出資した協会員（テレビ所有者）に電波を送る、という計画である（田中誠・石切山繁雄「Gラインによる湯河原のテレビ共同聴視設備」『テレビジョン』一九五六年 一〇巻七号）。

さいわいこの実験で見通しが立ち、二〇〇〇メートル内の一七〇戸が視聴可能になった。この方式は「Gラインテレビ」とよばれ、電線に沿って電波を流すという方法（表面波電送）で、当時の先進的手法として注目された。この後、テレビ電波は、一九五六年に奥湯河原地区（二〇戸）に届き、一九五七年に宮上（一〇〇台）、一九五八年には宮下（二〇〇台）及び吉浜（三〇台）と拡大して町に本格的なテレビ時代が到来した。これは「驚くべき普及率」と報道された（『東海民報』三三年一月一七日付）。

テレビの動画面はラジオにはない迫真性を持ち、時代の花形機器として家庭への浸透が急展開した。一九五八年以降、県内郡部では前年比の二倍増、というかたちで推移した。全国的に見ても一九五八年からは爆発的な売れ行きになり、数年後にはカラーテレビの普及も始まった。こうして一九七五年頃には町のほぼ全家庭でのテレビ受信が実現した。一九七九年春には宮上に「ゆがわらUHFテレビ中継局」が開局し、温泉場を含めた一〇〇〇世帯への送信で鮮明な映像を提供できるようになった（『広報ゆがわら』二〇五号）。

空前のテレビ時代を迎え、映像がもたらす情報には幅広い教育効果が期待でき、教育機材としても活用される道が開けた。こうした豊かな可能性の反面、多様な懸念もあった。とりわけ子どもたちの身体・情緒面への影響である。視力低下のほかに、読書量・家事手伝い機会の減少、暴力性の誘発といったことなどが問題視された（『神奈川新聞』昭和三十五年一月二四日付）。

子どものテレビ視聴の実態を一九六三年に、吉浜小学校で行った調査報告があるので、一部を表にしてみよ

う（表8）。調査対象は三年生と六年生の各一クラスである。

これを一応の目安としてみると、連日三時間以上を視聴する児童は、両学年とも半数を超えている。この現象は、家庭や家族のありかたを変えるほどの要因になった。折しも高度経済成長期には家庭内に子どもたちの個室が増え、テレビは家庭内に複数台所有される時代が到来した。

近年には、テレビとは異なる双方向性の情報交換や即時に大量の情報を受け取れるインターネットが普及し、パソコンは現代に不可欠な機器として驚異的な普及と改良が進んでいる。人間の能力を超える水準に達し、しかもはらんする情報にどう向き合っていくか、新しい時代の難問に直面することになった。

かつてテレビを含めて「三種の神器」と称されたものが、電気洗濯機と冷蔵庫である。我が国の家庭生活を見ると、長い間、家事労働のほとんどはもっぱら女性の負担という時代が続いていた。なかでも洗濯は激務であった。電気洗濯機はその姿勢と長時間の水仕事という重労働で、世帯人員の多い時代には大きな負担になっていた。

町民に洗濯機が導入されたのは一九五九年頃からである。初期の洗濯機もテレビ同様、高額家財で個人購入は難しかった。農協の購買事業の補助費による電気洗濯機の普及運動が展開されたのはちょうどその頃で、鍛冶屋地区では、共同購入によって一挙に一五〇台が稼働し（湯河原町中央農協鍛冶屋婦人部編）二十年の歩

表8 子どものテレビ視聴時間調べ

学年 時間	3 年 生		6 年 生	
	人 数	比率 (%)	人 数	比率 (%)
1 時間以内	4	12	4	12
1～2 時間	8	24	6	18
2 時間以上	0	—	6	18
3 時間以上	11	31	15	43
4 時間以上	7	21	2	6
5 時間以上	4	12	1	3

〔資料〕「郷土湯河原」第4集

み)、のちに組合員以外にも便宜がはかられ、農協を介した購入が進んでいった(二〇一七年四月二〇日 力石康之氏より聞き取り)。

電気冷蔵庫は、生鮮食品の保存に大きな力を發揮した。旅館や飲食店、練り製品や干物などを扱う土産物店には朗報となり、衛生面での改善も大幅に進んでいった。冷凍機能を持つ冷蔵庫の登場もまた保存面での一層の改善を実現した。

家庭の電化は利便性と同時に、火災という意外な結果をもたらした。多様な電化製品の扱いに不慣れた時代相や不良製品の存在、という要因もあり、失火と感電事故が増加したのである。一九六一年に県内で発生した火災(二七八二件)のうち、電気関係が三八八件を占めるなど、人命や財産に関わる問題として意識され始めた。後述するように町にとっても火災への注意は怠れない課題であった(『県勢要覧』一九六二年)。

こうした問題点をかかえながらも、電化製品には機能性や安全性だけでなく、デザインにも次第に手が加わり、明るさに欠けていた台所の雰囲気を一新していった。電気洗濯機や炊飯器などが、省力化による時間の節約につながったことも大きかった。日々それに費やす時間を累積すれば、他に有効利用できるのである。

時間の創出という時代の要請を象徴するものには、一九六〇年頃から急激に売れ行きを伸ばしたインスタント食品、一九七〇年代から登場した外食産業、さらには冷凍食品の利用などがあつた。これらの利用は簡便さや、日常にアクセントをもたらすものになった。しかしその画一性や安易な利用に対しては、素朴な疑問を投げかける例がある。一九七七年の湯河原婦人会誌「会報 こごめ」(第三号)に寄せられた文章「家庭の味と野菜作り」と題した作品である。作者は、「なるべく手間ははぶく様にするため、インスタント食品のはらん、電化製品の進歩など(中略)これだけ便利で省力化していく主婦の生活をみると、何か抵抗を感じます」

と言ひ、さらに「経験から生まれた個々の家庭の味なのだ」と云うのが、家族の一番欲している味なのだと言ふ事を、主婦は自信を持たなければいけないと思ひます」と述べている。

またこれとは異なる視点ではあるが、前掲「ごごめ」に重要な問題提起をするものもあるので付記しよう。それは増え始めたビニール包装への疑問である。数年前の石油パニックでの混乱を反省し、資源保護の面から過剰包装を見直すことへの提言である。いずれも一九七〇年代の主婦の直感に近い発言であるが、特に後者は、今日の環境問題を予見するような着眼を感じさせる。

このように、生活向上がもたらした時間の創出は、とりわけ家庭婦人たちの行動様式を大きく変えて行く契機になった。

2 女性と新しい住民

女性の立場と意識

新しい憲法により法の下における男女の平等がうたわれ、女性の地位はそれまでと異なる立場になった。しかし、しばらくの間は女性へのまなざしや環境が大きく変わることにはなかつた。

一九五六（昭和三一）年に足柄下郡社教委連絡協議会と同婦人会連絡協議会が湯河原・真鶴・箱根・橘四町の婦人会員を対象に行った調査によれば、家計を含めた生活全般に夫の決定が多くを占め、女性側は従属的な立場にあることが報告された。夫婦間でのお互いの呼び方はその関係性などにもよるが、調査結果では夫の六割が妻を呼び捨てで呼んでいるという報告もあつた（「神奈川新聞」昭和三二年二月一六日付）。

また一九六一年に自動車免許を取得した城堀の女性（一九二六（大正一五）年生まれ）が、雨降りのため子

どもを下校の迎えに行つたところ、子どもが友人から「お前のお母さんは女だてらに車で学校に来た」といじめられたということがあった。さらにその女性が婦人会の活動をしていることを夫からとがめられ、「誰のおかげで生活できているのか。男あつての世の中である」とつよい口調で言われ、このことを女性が同窓会で話すと、ほかの婦人たちも一様に同じ経験を述べていたという（二〇一六年六月二四日 城堀区より聞き取り）。

一九六一年、足柄下郡婦人会連絡協議会が編集した「主婦のくらしの記録」には、本町から九名の女性の文章が掲載されている。そこには農・商・漁業・会社勤めの家庭主婦たちの飾らない本音が語られ、戦後の新生活がスタートしてはいるが、暮らしに追われる日々と生計の切り盛り、子どもの養育、日々の悩みなどが率直に表現されている。その一編に「あ、何とばかりしいだろう、来る日、来る日こうして同じ事を繰返さねばならないのだからか」とつぶやく一節がある。こうした事例を見ると、女性にとっての戦後は、戦争中とはかたちを変えた、ある種の戦いの日々であったということになる（『第五巻』一四七⑥）。

その後、世界的な女性解放の人権思想が浸透し、女性たちを取り巻く社会環境にはゆるやかにではあるが改善の兆しが見え始めている。

さて、本町の人口構成で女性人口が男性のそれを上回る比率で推移してい

表9 町長選挙における男女別投票率調べ

年	1955	1959	1963	1967	1971	1975	1979	1983
当選者	八亀武雄	八亀武雄	八亀武雄	高杉茂利	高杉茂利	杉山実	杉山実	小澤忠一
男 (%)		88.3	無投票	87.3	無投票	88.1	無投票	無投票
女 (%)		89.5	無投票	90.6	無投票	89.7	無投票	無投票
年	1987	1991	1995	1999	2003	2007	2011	2015
当選者	小澤忠一	丸山孝夫	米岡幸男	米岡幸男	米岡幸男	富田幸宏	富田幸宏	富田幸宏
男 (%)	無投票	59.4	66.4	無投票	60.4	65.0	52.9	無投票
女 (%)	無投票	63.2	69.8	無投票	64.2	68.6	55.2	無投票

〔資料〕「湯河原町長選挙結果」

〔注〕1955年は資料なし

ることはすでにふれた。加えて男女間での差を示す、もう一つの特徴がある。それは選挙の際の投票率の違いである。町村合併後に行われた選挙について、町長及び町議会議員選挙での男女それぞれの投票率について見てみよう（表9・10）。

二つの表によれば、本町では一貫して女性投票率が男性を上回っていることがわかる（一九六〇年の町議会議員選挙は同率になっているが、四捨五入前の実数では女性票が多い）。県全体の選挙では、男性の投票率の方が高い傾向がある。しかし本町の場合は、それとは異なっている。この投票行動の背後には何があるのだろうか。

本町は一九四〇年代から婦人会活動が盛んであり、アジア太平洋戦争後には大日本婦人会湯河原町支部として、以前の翼賛的な性格を一新した活動が再開された。その活動は目ざましく、何度か県知事の表彰を受けていた。新婦人会の基本方針が明示されたのは一九四六年四月に打ち出された婦人会規約である。その第二条には「婦人ノ政治意識ヲタカメ道義ヲ昂揚シ」と謳い、そのための具体的対応の一つとして第三条に「婦人参政権行使ノタメノ研究」が掲げられている（『第二巻』二七八②）。これが新憲法公布（同年一月）前の主張であることに注意したい。それは女性が初めて政治参加する第一歩であり、「参政権行使」と

表10 町議会議員選挙における男女別投票率等調べ

年	1956	1960	1964	1968	1972	1976	1980	1984
議員定数	26	26	26	26	26	26	26	22
女性当選者数	0	1	0	1	1	1	0	0
男性投票率 (%)		89.0	89.5			89.1	89.2	86.3
女性投票率 (%)		89.0	91.9			91.1	91.9	89.5
年	1988	1992	1996	2000	2004	2008	2012	2016
議員定数	22	22	22	20	18	16	14	14
女性当選者数	0	1	2	3	2	3	1	2
男性投票率 (%)	79.1	79.9	75.0	70.3	67.5	61.1	59.6	55.6
女性投票率 (%)	83.7	83.4	78.7	74.3	70.6	64.6	61.6	58.1

〔資料〕「湯河原町議会議員選挙結果」

〔注〕表中の空欄は資料なし

は、まさに投票に行くことを意味している。

また、婦人会名簿（昭和二十一年度 婦人会関係書類）神奈川県立公文書館蔵）には総計九八〇名が列記されている（合併前のため吉浜・福浦は含まれていない）が、当時の世帯数からすると、町の半数近い家庭婦人が参加している。このような幅広い地盤のもとに、政治を身近なものとする意識が形作られ、選挙の際などには女性票が無視しがたいものになっていたと考えられる。一九六二年末時点での町の選挙人名簿によれば、男性が五五四三人、女性が六七二一人となっている（湯河原広報「一八号」）。基礎票で約一二〇〇人多く、しかも投票率が高い、という事実は町政を左右する原動力になった。しかし初の女性議員（根本菊枝）の誕生（一九六〇年三月町議会議員選挙）までにはしばらくの時日が必要であった。

このような女性の意識は、町からの啓発活動や講習会、あるいは町民大学などともあいまって、生活改善に向けた活動をつちかう土台になっていった。児童の保育を中心とした福祉事業や生活用品購入など、農協婦人部を中心とした独自の取組みも注目できる。女性の幅広い社会進出の上に、近年ではジェンダーという社会的な性役割をとらえ直す風潮が深まってきている。

観光を支えた

湯河原町の花形産業である温泉観光を支えた女性の姿はどのようなものであったのだろうか。

女性たち (1)

旅館やホテルの女性従業員には多数の職種があるが、そうした女性とは別に、芸妓げいぎと呼ばれる

女性たちがいる。宴席に呼ばれて歌や踊りなどの芸を披露し、座に興をそえる女性たちで、その呼称は明治時代初期の法令に登場する。

古い時代には伊豆・相模の温泉場に、小説「伊豆の踊子」に描かれたような漂泊しながら芸を披露した旅芸人もあったようで、近世以来の名残りを伝えている（川端康成著『伊豆の踊子』）が、ここではおもに昭和期

からの定着型の芸妓の姿を描いてみよう。

芸妓として仕事をするには「湯河原芸妓組合」（以下「組合」という）の会員となり、その傘下の置屋に属することが求められる。そして芸妓数や時間など、客の依頼に応じて置屋から派遣される、というかたちをとる。置屋はまた音曲を担当する地方（じかた）を抱えていた。芸妓には固定給制度はなく、出先のお座敷での収入（玉代・花代）を、座敷提供旅館や置屋・組合との間で一定の比率に応じて分配される原則である。

湯河原町の芸妓は資格制をとり、試験に類似した選抜が行われていた。もともと、かつての芸妓や遊芸に携わる者は警察の管轄下であり（明治三八年 警視庁令「芸妓営業取締規則」、その営業に当たっては警察の鑑札が必要であった（井田真木子著『温泉芸者一代記』）。経緯の詳細は不明であるが、本町では一九三九（昭和一四）年頃には独自の登録試験（長唄・常磐津（とぎわす）・清元などの歌と舞踊）を受け、資格を得て組合員になる仕組みになったようである。試験に当たり、すべての芸事を習得することは難しいため、三味線や踊りなども含めた三か月間の講習が見番で行われ、現役登録されていた。

現在、組合に試験関係の台帳二種が保存されている。約八〇年間にわたる時代を示す貴重な資料で、それをもとに受験者数の移り変わりを一覽してみよう（表11）。

試験台帳という表記であるが、基本的にはその後の研修を経てほぼ全員の合格が許されていた。全体を見ると、アジア太平洋戦争後に総計二八〇〇人を超える芸妓が誕生している。一般に芸妓は流動性の高い職種といわれ、開業後に短期で転・廃業する例も珍しくなかった。在籍数に波はあるが最も多い時（一九六八年頃）で三四〇名ほどの芸妓がいたとされている（二〇二〇年一月二六日 湯河原芸妓屋組合より聞き取り）。表に示された合格者数はそのまま、湯河原温泉の盛衰を物語り、数字の陰にあったそれぞれの人生をも想起させる。

戦中戦後の数年間（一九四三～一九四六年）は採用の空白期であるが、一九四七年には試験が再開されている。この時代、遊興はまだぜいたく視され、遊興税（地方税の一つ。のち遊興飲食税）の課税率はかなり高く設定され、特定の客層を除いては芸妓の需要は限定的だったとみられる。その後、高度経済成長期に入ると、京浜地区の企業団体旅行や、顧客への接待旅行などがさかんとなり、芸妓需要も堅調となつて一九六九年頃までは連年、一〇〇名を超える芸妓が誕生していく。その最盛期には芸妓を派遣する置屋が一五〇軒を超え、楽器演奏を担当する地方も七〇人ほどいた。置屋の経営者は圧倒的に女性が多く、温泉街は華やかさと賑わいに満ちた一角になっていた。

一九二八年の「湯河原小唄」（時雨音羽作詞）をはじめ、「湯河原音頭」（一九三二年 中山晋平作曲）、「湯河原節」（一九三六年）などが、宴席で披露されたが、盆踊り歌としても地区の祭りを盛り上げ、温泉町ならではの興趣をもたらしっていた。

ところで、女性が芸妓の道を選ぶ事情は様々で、古くは身売り奉公に近い境遇の例もあったようである。一九四五年以後の芸妓の出身をみると、かつての泉区歓楽街であるペン街からの転身や、戦争寡婦、あるいは父や兄の戦死後の家を支えるため、という場合もあった。また満州か

表11 湯河原芸妓受験者数調べ

年度	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950
受験者数	12	16	16	3					66	86	71	105
年度	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962
受験者数	99	114	105	134	119	120	123	148	109	146	117	148
年度	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974
受験者数	121	119	112	93	100	132	110	89	62	41	35	3
年度	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	-
受験者数	2	2	3	1	2	2	2	1			2	-

〔資料〕「湯河原芸妓屋組合 試験台帳」、「湯河原芸妓屋組合 試験簿」

〔注〕 表中の空欄は資料なし



舞踊勉強会の様子
(清元 かいらい師 (福太郎、三駒)、湯河
原芸妓屋組合蔵)



旧 見 番(1969年12月)
(湯河原芸妓屋組合蔵)

らの引揚げ女性の就業もあったが、その気性は荒い印象であったとい
い、戦争のもたらした深い爪痕つめあとを思わせる(前掲『温泉芸者一代記』)。
戦後十数年たつと九州や四国出身の女性が増えたという。一九六〇年
頃から続いた石炭産業合理化政策にともなう炭鉱閉山で、九州北部な
どの芸妓が熱海市などに流入したといわれ(熱海温泉誌作成実行委員
会編「湧くWORK熱海温泉」、この湯河原町にも波及した事情が考
えられる。また同じ時期に常磐炭田地域からも箱根や熱海とならんで
湯河原町への移動があったとされ(『読売新聞』昭和三十六年六月二四
日付)、芸の世界も大きな時代の流れと無縁ではなかった。

芸妓は一人前になるまでは半玉と呼ばれ、主に置屋を生活の場にし
ていた。何歳くらいで芸妓の道に入ったかについて示す事例では一九
六九年の新聞に湯河原町の芸妓六名の紹介記事があり、少ない事例で
はあるが、これによれば、一五歳一人、一九歳二人、二〇歳三人で平
均すると一八歳となる(『東海民報』昭和四四年一月一日付)。

彼女たちには芸事のほか、所作や言葉遣いなどのしつけもあった。
花柳界は粋いきや様式を重視する独自の世界であり、そこで生きるには場
にふさわしい機転や振る舞いが求められ、芸事以外の人間性も大切な
資質であった。その中でも湯河原町の芸妓は品が良く、着る物も洗練

されているという評判を得ていた。

彼女たちは一人立ちすると、宮上周辺に暮らすことが多かった。温泉場からは少し離れた城堀の高台に浅間神社（女浅間）があり、毎年七月一日の山開きには芸妓たちの参拜の姿が見られたという。同神社の祭神は木花咲耶姫（女の神格）であり、数軒の旅館がその「講」に加わっていた。浅間神社は静岡県に多く分布するが、町には城堀にしかなく、芸に生きる女性たちの信仰を集めていたものと思われる（二〇一六年六月二四日城堀区より聞き取り）。

さて高度経済成長の景況を反映して湯河原町の温泉街は活気に満ち、芸妓たちは町内の祭りだけでなく、観光宣伝などの事業にも参加した。ややさかのぼるが、一九四八年秋に芸妓が街頭募金に協力し（「神奈川新聞」昭和三十三年一〇月二四日付）、のちにはキヤラバンと称する観光キャンペーン活動にも同行し、東京や横浜方面へ出張して町の看板としての大役を担うことになった。それまでの芸の修得と披露という個人的・靜的な活動からの方針転換であり、業界をあげて対外的な宣伝活動にも協力せざるを得ない時代を迎えた。

すでにふれた一九六六年の浅草での宣伝活動や（第一部第二章第四節）、その後の大阪万博（一九七〇年）、横浜みなと祭（一九七五年）、筑波万博（一九八五年）など、各地で一〇〇人規模での動員が続いた。

もちろんその芸妓たちにも生活はあり、花代の多寡は切実な問題であった。敗戦後の混乱期はしばらくの間は不明瞭な労働条件のもとでの就業もあったが（「東海民報」昭和三十三年六月二三日付）、温泉旅館協同組合などを中心に、労働基準法にもとづいて、物価などに応じた待遇が徐々に確定していった。それには全国的に芸妓たちが収入改善や置屋制度の民主化を求めて活動し、権利の行使を要求できる環境が整っていたことも大きかった。

中でも賃金と労働時間は難航する議題であったが、他地域の実情なども考慮して、頻繁な改正が加えられていった。収入などが明確に数値化されることで、芸妓たちは生活設計と同時に確立した職業意識を持てるようになった。さらには金銭面とは異なる主張もあった。

一九七〇年頃、全国的に置屋・芸妓業界で、待遇面を含めた「身分確立運動」が展開された。この一環として、箱根町の組合関係者から、公正取引委員会や国税庁など関係官庁へ、置屋や芸妓業の法的地位の確定を求める意見書が出されるなどし、芸妓業全般に関わる社会的な認知を進めるといふ動きがあった（「東海民報」昭和四五年二月二六日付）。この流れに歩調をあわせて、湯河原町をはじめ熱海市や伊東市など伊豆地区の芸妓が、労働基準法適用を求めて団結に向けた動きを見せ、本町の見番で懇談会が開かれたことがあった。しかし業態の特殊性から一律導入の困難性を指摘する声もあった（「東海民報」昭和四七年一月三〇日付）。

一九七〇年に国鉄（日本国有鉄道、現JRグループ）の「ディスカバー・ジャパン」キャンペーンが始まり、旧来の国内旅行に一時的な追い風となった。しかしパッケージ型海外旅行の普及など、レジャー産業の急拡大があつて、地方温泉地にも影響が出始めた。この頃から芸妓不足が目立つようになった（「東名新聞」昭和四五年一〇月一四日付）。

そのような折に業界にとって予想外の難敵が現われ始めた。まず、その先駆けとなったのはカラオケブームである。唄や舞、三味線などの伝統芸を嗜むという場に、安価で自己参加可能な娯楽機械が出現したのである。当時の国内は、オイルショックの影響で消費行動が冷え込む時期に当たり、宴席のあり方も一様に手軽な形に様変わりすることになった。

さらに追い打ちをかけたのが、コンパニオンと呼ばれる接客業の進出である。これは芸妓とは異なり、芸事

の資格などを持たない人材が、より安価で酒席に派遣されるというものである。登録試験なしで、組合費や税金には無縁というパートタイム型業種の登場もまた、芸妓のなり手を決定的に減少させた。コンパニオン問題に対しては、両者間の待遇の差別化などの調整が行われたが、根本的な解決は難しく、表11にあるように一九七四年以降の急激な芸妓受験数の減少傾向は極めて厳しい状況を示している。

こうして組合では試験制度による就業、というかたちはとられなくなった。試験に替え、音曲などの技量を点数化し、それが一定の点数に達すると就業を認可する、という仕組みである。これにより、湯河原芸妓の伝統は受け継がれているが、不況の続く時代、芸の世界の先行きを考えると厳しい現状がある。これについては町も注視し、二〇〇三（平成一五）年には、芸妓に対して稽古費を補助して修業の支援をはかることを打ち出している（「神奈川新聞」平成一五年二月二〇日付）。また、若い世代や外国人観光客などを対象に、芸妓や見番をよく知ってもらうための企画を打ち出した。二〇一五年八月に発行された「お座敷券」は「舞・お座敷券」と称し、国の地方創生事業の一環として実施された。それは宴席に出張した芸妓に支払う際などに使われ、町の伝統芸能の伝承と振興をはかる試みとして発売された。また見番を活用した寄席の開催なども行われ、伝統芸能継承への多様な努力が続けられている。

観光を支えた

女性たち (2)

町の温泉旅館などの女性従業員たちもまた、基幹産業の土台を支える重要な柱であった。宿泊施設ではサービスを維持する上で、多くの人手を要することはすでに触れたが、その多くは女性たちであった。一九六〇（昭和三五）年頃の旅館従業員について、「昭和三五年 基礎調査書」は、約九〇軒の旅館の従業員の男女別（表12）及び出身地別（表13）に関して報告をしている。

まず表12を参考にして従業員総数（九五八人）と旅館数（九〇軒）から算出すると、旅館一軒あたり約一〇

人の従業員がいて、そのうち女性従業員が男性の二倍強の割合で就業していることがわかる。また表13の出身地を見ると本町（約一五パーセント）、真鶴町・小田原市（約二七パーセント）の順で、県内出身者が約半数を占めている。静岡県出身者は本町出身者とおよそ同数、という比率になっている。すなわち従業員の多くは、本町を中心とした同心円と東北地方からの出身者を主体としていた。接客を主な職務とする仕事上、女性比率が高くなっていることが考えられる。

高度経済成長長期には、地方の労働力が大都市に集中し始めていた。工業地帯の大手企業では雇用や厚生面などでの優遇措置が整い、観光業界がこれに張り合うには難しい実情があった。その頃、温泉地では団体旅行などによる集客数が急伸し、必然的に温泉地の人手不足を招いていた。熱海市でもその傾向が深刻化し、週末には近隣の主婦を臨時従業員として雇うことで急場をしのいでいた（熱海温泉誌作成実行委員会編『市制施行八〇周年記念 熱海温泉誌』）。

湯河原町でも同じ悩みを抱えていた。一九五七年には高卒の女性従業員の求人東北や信越地方に広げ一〇〇人を急募している。さらに続く人手不足に対し、一九六〇年、箱根町と「国立公園箱根湯河原温泉旅館従業員受入協議会」を発足させて、求人範囲を拡大し、翌年には全国から三〇〇人を募集する、という計画を立て

表12 旅館従業員数調べ（男女別）

	人 数	構成比 (%)
男 性	297	31.0
女 性	661	69.0
合 計	958	100.0

〔資料〕「昭和35年9月 基礎調査書」

表13 旅館従業員数調べ（出身地別）

出 身 地 ほか		人 数	構成比 (%)
家族就業		26	2.7
県内	本町	140	14.6
	近郊（真鶴・岩・小田原）	260	27.1
静岡県（三島・熱海・伊東ほか）		157	16.4
他府県（主に東北地方）		375	39.2
合 計		958	100.0

〔資料〕「昭和35年9月 基礎調査書」

た（箱根温泉旅館協同組合編『箱根温泉史 七湯から十九湯へ』・「神奈川新聞」昭和三六年九月六日付）。そして小田原職業安定所も定着指導に当たるとしたが、大きな改善は見られなかった。とくに労働時間の長さや仕事の不規則性など、旅館特有の事情があり、熱海市と同様に繁忙期や週末には近隣女性を臨時雇いでもまかなうなどした。

従業員確保に向けて、受入れ側も様々な待遇改善の努力をしていた。古く一九五六年には従業員の骨休みと情操教育を兼ねた二日間のバス旅行を開催している。これは西湘地区の古跡などを巡る旅で、仕事からの解放と地元に関する基礎知識の修得を指すものであった（「神奈川新聞」昭和三一年七月一三日付）。また湯河原温泉旅館協同組合では、一九六六年から「旅館従業員表彰規定」を設け、勤労意欲につなげようと計画した。その第一回として、一〇一人（男性四五人、女性五六人）の永年勤続を表彰した。なかでも大伊豆旅館では、二七人（男性一五人、女性一二人）が表彰された（「東海民報」昭和四一年五月一八日付）。

女性労働力の定着に向けては、従業員の未就学児のための保育所設置も計画された。旅館従業員女性の約六割に保育所を新設してほしいという声があり、町や組合では要望に応えるべく検討を重ねた。しかし一九七〇年に熱海市で、全国に先駆けた夜間保育所を創設していたが、利用時間の面で調整がつかず失敗に終わっていたこともあり実現には至らなかった（「東海日報」昭和五一年二月一七日付）。

一九八三年春に、労働時間の特例が廃止され、明確な線引きが施された。旅館の労働時間が基本的に一日八時間、週四八時間と改められ（客室係などについては「変形労働時間」（一か月四週間を通して一九二時間）、徐々に条件整備が進んでいった。その後も地方紙には「女子パート募集」といった人材募集記事がしばしば見られるようになった。しかし人手不足の解消は大きく進まず、深刻な状況が続いた（「相豆新聞」平成元年一

二月八日付)。

観光と産業を
支えた人びと

温泉地では宿泊客のためのマッサージ師も働いていた。湯河原町の旅館街がにぎわいを見せていた一九六五(昭和四〇)年頃には、二〇〇人ほどのマッサージ師が営業していた(二〇一六年八月二日中村フサ子氏より聞き取り)。マッサージ師は、厚生省(現在は厚生労働省)認可の学校もしくは養成所を経て国家試験に合格する必要がある、組合下で統一料金のもとに施術することを原則としていた。町でも一九五八年春にマッサージ学院が開校し生徒募集が行われていた(「東海民報」昭和三十三年三月四日付)。華やかな「芸」を表舞台で披露する芸妓たちとは対照的に、「技や術」を基にした施術という立場の違いはあるが、ともに温泉にとって重要な業種であった。

かつては旅館での無資格マッサージ師の介在や不健全性などが問題視され、小田原労働基準監督署が調査に入る時期があった。この時、調査対象になった箱根町三軒、湯河原町四軒のマッサージ置屋では、そこから四名のマッサージ師が派遣されていたが、このうち正式な免許取得者は二人人と、半数に達していない事実が明るみに出た。さらに置屋業の労務管理をみると超過勤務はなかったものの、マッサージ師の休暇取得は十分で、女性の生理休暇制度は機能していない実態があった。この当時、免許を取得した箱根町と湯河原町のマッサージ師については表14のような状況になっていた(『第五巻』一五三)。

両地域合わせて四百数十名のマッサージ師が働いていたが、新聞報道では五〇〇名を超える無資格マッサージ師があったとされ、正規の有資格者たちは、賃金ほか労働条件の明確化のほか、参入者との線引きを訴えていた。しかしこの問題にメスを入れることは難しく、熱海市などでも同様な訴えがあり、長期に及んで問題視されていた(「相豆新聞」昭和四九年一月二二日付)。

マッサージや鍼灸業は、視覚障がい者が選択できる限られた職域であった。鍼灸治療院などで住み込み生活をし、置屋からの連絡で旅館などに赴いて施術していた。障がい者という受け身になりがちな立場からすると、権利追求を声高には打ち出しにくく、対等な関係に立つ労使交渉といった環境整備は遅れていたとみられる。

湯河原町を訪れた政・財界人や芸術家の中には、腕の良いマッサージ師をひいきにして、旅館や別荘での施術を依頼する例があった。煩雑でストレスの多い仕事や人間関係からの解放を求めて静養し、マッサージによる心身の疲労回復をはかるためである。施術の際、私的な会話は控えるのが職務上の礼儀であるが、中には本音に近い部分を語る人士もあった。重光葵、山本有三、池田勇人といった人びとはマッサージ女性に対しても分けへだてなく接し、やりとりの中に豊かな人間味を漂わせていたという（『第四卷』一六二）。

日常の激務を忘れさせ、明日への活力を与えてくれるマッサージ師たちも町の産業を支える役割を果たしていた。

さて、このほかにも町の産業を支えた人たちがいた。ミカン産業全盛期の頃来町した援農者たちである。援農者についてはすでに第一部第二章第三節でも触れているが、ここでは少し別な角度から見よう。

もともと、ミカン農家の多くは家族や親類などの縁者に頼る作業形態であった。しかしミカン生産が拡大するにつれて、まとまった人手が必要になっていった。特に高度経済成長期には、旅館従業員などの人手不足と同じく、農業分野でも季節限定ではあったが労働力需要が大きくなった。町では一九六〇～一九六五年にかけて、一五〇〇人ほどの農業人口で推移し、その後、漸減に転じていく。その時代、ミカン農家では収穫期に多

表14 湯河原・箱根町のマッサージ業界調べ

地区	組合数	置屋数	免許取得者
湯河原町	1	55	170
箱根町	4	76	264

〔資料〕『第五卷』153

くの労働力が必要になった。果実の収穫には機械の導入が難しく、昔ながらの手作業に頼らざるを得なかったからである。

一九六〇～一九六一年の小田原職業安定所管内（以下「職安管内」という）の秋冬期の援農者受入れ状況を示す資料があるので、本町分を取り上げてみよう（表15）。

秋冬期の受入れということから、多くがミカン農家への採用と見られ、全体としては増加傾向にあり、中でも鍛冶屋・吉浜地区での受入れ数の伸びが大きい。一九六〇年度職安管内の三一農協全体では二七一〇人になり、本町分が二割弱を占めている。職安管内全体の内訳では男性は約三割、女性が約七割となっていて、ここでも旅館従業員などと同様に、女性労働力の大きさがわかる。

さて援農者は農協の募集に基づいて採用され、雇用主である農家に属して住み込みで数か月間を送るのである。その労働条件については、「昭和三五年基礎調査書」に記載があり、それを示すと表16のようになる。

ミカン収穫の最盛期には四〇〇人を超える雇用があり、秋冬期の活況がわかる。一九六一年度の県の報告では雇用諸条件の全体像がわかるのでこれも参考を示してみよう（表17）。

表15 小田原職安管内農協別秋冬期労務状況調べ

農協名	1960年度 受入数	1961年度 受入数
湯河原	228	217
吉浜	92	125
鍛冶屋	106	201
川堀	52	45
計	478	588

〔資料〕『神奈川農業の雇用構造調査 実態編』

表16 収穫期農業労働者賃金調べ

月	人数		月平均額 (円)
	男性	女性	
1月	77	49	5,000
2月	70	46	
3月	61	25	
10月	18	27	6,000
11月	128	197	
12月	167	254	

〔資料〕「昭和35年9月 基礎調査書」

表17 秋冬期ミカン農家援農者雇用条件調べ

区分	期 間	作 業 内 容	賃金 (月収 円)		採 用 資 格 な ど
			男	女	
一期	10月10日 ～12月末	ミカン収穫・運搬など	男	11,000	現在農業に従事中（おおむね農業経験3年以上）の人。満18歳～45歳。身体が丈夫で意志が強く。1人前の農作業ができる人。夫婦連れ・子ども連れは不可。
			女	9,500	
二期	1月1日 ～3月末	ミカン収穫・運搬、ほ場整備など準備的作業	男	8,500	
			女	7,000	

〔資料〕 『神奈川農業の雇用構造調査 実態編』

〔注〕 おおむね実働9時間、住み込み食事付

このうち月収をみると、前掲「基礎調査書」とは違いがあるが、それは一九六一年には大幅な増額があったことを示すもののようである。同年の公務員初任給が一万四二〇〇円ほどであり、食・住の保障を考慮すれば、かなりの厚遇とみられる（週刊朝日編『続・値段（明治大正昭和）の風俗史』）。その後の時代にも賃金の額は増加し、時間外手当てをはじめとして経験年数による加算など、条件整備が進められていった（「湯河原中央農協だより」第二〇号ほか）。

ところで給与額や労働時間などの労働条件のほか、小田原職業安定所などから雇用主に、援農者の生活全般にわたる要望事項の提示があった。それを主な項目別に列記しよう。

- ① 賃 金 月末支払い日を厳守し、時間外労働には手当（一時間六五円）を支給すること
 - ② 休 日 毎月一日と一五日を原則とし、休憩は適宜とること
 - ③ 食 事 可能な限り家族と一緒にとり、差別的待遇をしないこと。食器は個別のものを使用し衛生には留意すること
 - ④ その他 赴任前までに寝具・寝室を清潔にしておくこと。睡眠時間は八時間以上確保し、就寝前の自由時間も保障すること
- こうした条件のもと、家族と同じ屋根の下で援農者の生活が始まった。中にはケガや病気にかかり、あるいは受け入れ家族との折り合いが悪く、離脱ある

いは帰郷する例もあったようである。しかし信頼関係をもとに継続して雇用されるいわゆる縁故率は上昇し、援農期間終了後も、町の他業種に転身した人もあった。援農者が地元青年と交歓会に参加することも恒例になっており、地元との結びつきのつよさを感じさせる（昭和三十一年度 教育委員会会議録）。

援農者との暮らしについて「内藤喜一日記」（鍛冶屋 内藤スミ子氏蔵）を手がかりに、一九五五（昭和三〇）年からの一〇年間を取りあげてみると以下のようなことがわかる。

内藤家では遅くとも一九五五年には受入れを始めている。家族や親類を動員しての作業は例年のことであり、初期には山北町出身者を一人採用していたが、一九五六年秋頃には県外からの受入れが始まった。そしてこれ以後、例年男女いずれか一〜三人が住み込みで作業に従事することになった。援農者は能登や佐渡など、北陸出身者が多かった。ミカン農家では一〇月中旬から一か月の間に援農者を受け入れ、翌年三月中旬から四月中旬頃までには帰郷する、という期間がふつうだった。つまり、ミカン収穫期をはさんで約五か月間、文字通り寝食をともしたのである。定例の休日のほか、年末年始あるいは彼岸、節句などを休日とし、悪天候の日にも休む場合があり、休暇は十分に保障していた。内藤家の援農者に対する姿勢は終始丁重であり、折を見て、釣りや映画などに同行するなどして日常の心配りに努めている。時には二〇日間ほど、眼を負傷した援農者男性の通院（小田原）に付き添うこともあった。ミカンの収穫・貯蔵などの作業は寒い時期に集中し、夜業などもある。雇用側は健康管理には特段の配慮をしていた。

日記には長年にわたる援農者との信頼関係をうかがわせる記述がある。一九六二年三月二一日には、

弘君、良夫君といよ／＼別れの日、十一月より約五ヶ月、明日からは一人になるかと思ふと寂しい。送別会を夕刻よりやり、夜八時のバスで帰ってしまった。さようなら！
（『第五卷』一四五）

と記されている。もともとこの「日記」は作業日誌という性格に近いものである。おおもむね淡々とした記述が一貫して続き、こうした感情表現は極めて珍しく、それだけ援農者への思いの深さが感じられる。

この二人のうちの「弘君」は、同家への六年間に及ぶ援農者で、まさに家族の一員になっていた。一九六五年春には援農者の自宅（能登）まで車で送って行ったことや、かつての援農者と旅先で合流したり、夫婦の援農者が旅行中に来宅したりするなど、交歓のひと時を過ごしたこともあったという。

町での援農者受け入れをめぐるのは大小の問題があったことと思われる。待遇面での行き違いや生活習慣の差などに起因する摩擦が生じるのは当然である。しかし、多くは円満なたちで援農生活が送られたようであり、この日記が描くような温かな人間関係につながることも少なくなかった。

隆盛を極めた湯河原ミカンは、一時、鍛冶屋地区に自衛隊の援農をも計画するほどの盛況を見せていた（「東海民報」昭和四四年一〇月三〇日付）。しかしやがて生産過剰による価格の暴落や貿易自由化などから、冬の時代を迎える。「日記」でも一九七三年秋の三人の採用を最後に、以後は援農者に関する記事は見られず、経営規模が大きく様変わりしたことをうかがわせる。

一九七四年に吉浜小学校教諭がミカン栽培の歴史を考察した。その折にクラスのミカン農家の児童に実態を尋ねたところ、七人中、四人の家で昨年は援農者を雇わなかったという回答があった。これもミカン生産後退の有様を物語る事例である（湯河原町教育研究会編「郷土湯河原」第一五集）。

こうして一九七〇年代の後半に入ると、季節の風物詩であった地方援農者たちは次第に町から姿を消していったのである。

分譲地開発と 本町での計画的な宅地の造成はすでに一九二〇年代に見られる。それが活発化するの
 は、別荘・マンション 一九二三（大正一二）年の関東大震災復旧後のことで、宮上地区に進出した東京の土地開
 発会社が造成に着手し、「文化村」と称して売り出した事業が知られている。その時代には「文化」を冠した
 家庭用品などがさかんに使われていて、同様な呼称が住宅にも施され、他地域でも同様の新しい「村」があっ
 たとされている。その後、一九三四（昭和九）年一二月に丹那トンネルが開通し、東海道本線のルートが丹那
 トンネル経由に変更されたことは町の開発熱を高めた。一九三五年頃に文化村は温泉付き分譲地として再整備
 され人気を得、一九三七・一九三八年にはこの地区に「理想郷」と称する高台が温泉付きで分譲開発されて好
 評を博した（鈴木松治著『私の村 宮上部落』。一九三〇年頃に吉浜地区では「君が里」と銘打った分譲地開
 発も進み（「議会ゆがわら」三一号）、これらの地名は旧来の字地名あきと異なり新時代の到来を印象付けていたと
 思われる。

さて、戦後の住宅不足を念頭に、一九五五年に特殊法人である日本住宅公団が設立された。翌年からは大規
 模な団地や郊外の開発事業が進められ、新しい生活スタイルの雛形ひながたを示すものとして注目を浴びるようになっ
 た。公団は開発などのほか、住宅再建をもとに分譲や賃貸などの業務も行っていった。

湯河原町で団地の造成などの開発事業が盛んになる時期は、ちょうど東海道新幹線工事や海岸線埋立工事が
 進められる段階にも当たっていた。初期の団地造成の例としては、一九六〇年頃から始まり、その二年後に完
 成した宮上の上野地区がある。それは約四・五ヘクタールを一三〇区画ほどで分譲する規模であった（統計
 要覧「一九七七年」）。この後も造成事業が計画され、いずれも引湯の上、「温泉付き別荘地」として分譲された。
 一九六三年秋には、旧吉浜中学校校跡地から温泉が出るなどして開発への夢がふくらんでいった（「神奈川新聞」

昭和三十九年一月六日付)。

しかし、造成地での集合住宅や戸建て住宅の新設が急激に進むと、新たな問題が生じる。それは、上下水道・道路・教育施設整備などの問題で地元自治体に転嫁される。加えて、交通問題や水不足、あるいは公害などといった社会問題の恐れもある。東京オリンピック開催をきっかけにした一九六四年の県内農地の宅地転用が空前の規模となり、全県的な規制対策を迫られることになった(「神奈川新聞」昭和四〇年一月四日付)。そして、県ではいわゆる「団地族」の生活意識、具体的には老人扶養やカギツ子、地域とのつながり、といった面での実態を調査することになった(「神奈川新聞」昭和四〇年二月二二日付)。こうした新たな問題をはらみながら、県内には東京のベッドタウンに変貌する地域が増えていった。湯河原町には地形や道路の未整備といった課題が残され、すでにふれた宮上地区では十分な土留めがない状態で造成され、土砂流失がしばしば起きていた(「神奈川新聞」昭和三十八年五月一九日・四〇年八月二四日付)。また、いずれの造成地も町の中心部からはやや遠く、開発業者の資金難、さらには東京オリンピック後の一時不況なども重なり、計画通りには運ばなかった。また、自然保護の観点からもブレイキがかかり、県への造成申請を一時停止する措置を講ずるなどの曲折もあった(「東海民報」昭和四三年四月九日付)。

風光に恵まれた温泉地である湯河原町は昔から大勢の文人たちを惹きつけていた。

一九五三年から二〇年間を湯河原町で過ごした山本有三(一八八七―一九七四)に次の句がある。

山ひだの 深まつてゆく ふゆ日かな

冬ふかし はざまはさまの 日の陰り

見つむれば 山語りきぬ 霜あかり

(山本有三著『濁流』)

いずれもこの地の冬を詠んだものであるが、静かな季節感の伝わる作品である。こうした叙情性を喚起させる町の魅力も別荘人気を高めていた。

ところで、近代の別荘地としては、健康法として有力視された海水浴ができる湘南地域がよく知られている。また、県西から伊豆にかけては、皇族の御用邸や華族の別邸を抱える箱根町や熱海市、あるいは小田原市などが有名で、本町は後発地区に属している。しかし瀟洒しょうしゃで落ち着いた風土に愛着を持つ名士は少なくなく、とりわけ芸術家たちが豊かな自然環境のもと、多く居を構えることになった（岩本一雄著『教育遍路』）。

湯河原町はまた病氣療養などの有力な候補地でもあった。温泉浴を要する戦時傷病者の受入先として知られ、古くは三遊亭圓朝や夏目漱石、竹内栖鳳なども訪れていた。

一九一七（大正六）年には洪沢栄一（一八四〇～一九三一）が天野屋旅館に滞在し、かつての主君であった徳川慶喜の伝記序文を執筆している（洪沢栄一著『徳川慶喜公伝』）。また、戦後の東京裁判で内大臣として告訴された木戸幸一（一八八九～一九七七）の日記には、彼の妻が病後静養などで長期滞在した記事をしばしば見出すことができる。一九三二年から一九四三年にかけて一回ほどの滞在記事があり、ほぼ年一回の来湯が確認できる。木戸自身も同行することがあり、その際には、広河原や不動滝、大倉公園などに足を伸ばして風景を楽しみ、滞在中の阿部信行首相や近衛文麿夫人などとも会合するなどしている（木戸日記研究会編『木戸幸一日記』）。

一九五〇年頃、福浦地区の別荘在住の学者宅には地元産の牛乳が届けられていた。牛乳が一般家庭の飲料としては十分に普及していない時代であり、その購入は特定の階層の生活ぶりを象徴するものであった。地元家庭の少年などが牛乳を届けていたが、そのさりげない日々の交流も学者やその家族にとって、町民の琴線に触

れる好機となったと思われる（二〇一六年四月一三日 川堀区より聞き取り）。こうして培われた地元への愛着はのちの町民大学誕生への機縁になった。

前にも述べたように町民大学の豊かな人材は多様な研究領域を横断し、それが地域文化の裾野を広げるといふ成果につながった。このような外来の住民を核にした活動例は全国的にも珍しく、別荘文化人による地域貢献ともいふべき好例といえる。また、一九七〇年代の吉浜開発を機に高揚をみた自然保護活動への発信もあり、町の開発事業に一石を投じる役割を果たしていた。

一九六〇年頃には全国的にも「マンションブーム」が始まる。首都圏に近接した温泉地という評判は大きく、箱根町や湯河原町の人気が沸騰して申込者が殺到する、という事態にもなった。高額な販売価格のため、初期の購買層は政・財界人や芸能人などに限られていたが、次第に中間層の購入も実現し始めていった（「神奈川新聞」昭和三九年六月一日付）。

マンションは旅館等とは違い、資金を短期で回収できるといった利点があつて、大手建設業者は本町をはじめ、箱根町・熱海市・伊東市などに開発圏を拡大、大型化・高層化した建物が日常の風景になっていった。

町のマンション建設は土肥、宮上、吉浜などで盛んに進められた。毎年刊行の「消防年報」には中高層建築物として消防署の把握する施設（寄宿舎・下宿・共同住宅）数が掲載されているのでそれを参考に推移を見よう。

表18に示されたすべてがマンションであるとは限らず、また二〇〇五年以降の三階建て建築物の記載がないため確定的な言及はひかえるが、次のようなことがわかる。まず年を追うこととの増加があり、特に一九八二年からの約一〇年で三倍近い伸びが見られ、全体として五〜七階までの物件が多いこと、などである。表からは

一九八六～一九九〇年の、いわゆるバブル経済による不動産投機が町を大きく巻き込んでいたことも類推できる。

七階建てであれば、地上二〇メートルほどの高さになり、周辺環境には何らかの影響が出る。より高ければ、なおその度合いは大きい。高層物建設をめぐっては特に、一九八五年代後半に入り、新聞への建設計画反対の投書記事が頻出するようになり、新たな社会問題を生むことになっていった。

マンションの中には、リゾート型の物件も含まれる。これは定住とは異なり、季節、あるいは週末などでの利用を目的にしたものである。所有者の生活拠点はほかにあり短期利用であるため、週明けのゴミ出しなど、地元との摩擦が生じやすく、隣接市町でも対応には苦慮していた。例えば真鶴町では新規の給水需要を規制（「真鶴町水道事業給水規制条例」一九九〇年施行）し、熱海市では別荘等の所有者への課税（「熱海市別荘等所有税条例」一九八六年施行）といった方針が検討されていた（「相豆新聞」平成元年七月二二日付）。

リゾートマンション建設に関しては町でも同様の動きがあった。一九九〇年一二月の段階で、建設中を含めて約四三

表18 消防用設備等対象物数調べ

年	1982	1993	2005	2006	2007	2008	2009	2011
総数	44	118	74	79	80	82	81	88
3階	29	67	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
4階	8	15	20	21	21	22	21	23
5階	5	10	13	17	17	17	17	17
6階		5	7	8	8	8	6	8
7階		9	14	14	14	14	14	16
8階	1	1	5	4	5	6	7	7
9階		3	4	4	4	4	5	5
10階		5	7	7	7	7	7	8
11階以上	1	3	4	4	4	4	4	4

〔資料〕「消防年報」

〔注〕地階数については省略

(約二〇〇〇戸)のマンションがあり、二七件(約一六〇〇戸)が協議中であった(「神奈川新聞」平成二年一月二二日付)。これらすべてを認可すると、町内に七〇棟が建つことになる。そのほとんどをリゾート型が占めることに町内での抵抗感がつよまり、「生活と環境を守る町民連絡協議会」が結成され、規制へ向けての署名活動を開始し、一九九〇年二月一日に町議会へ請願書を提出した。この時点で既設マンション住民を湯河原町建設部が調査した結果、定住住民は約二二パーセントにとどまり、大半が週末利用者であることが明らかになった(『第五卷』一六七・「神奈川新聞」平成二年一月二二日付)。

このほかにも多くのマンション建設反対に関する請願が提出されていたため、同月一七日の町議会において、マンション立地のすう勢を抑止して秩序ある町づくりを推進することを目的に「土地利用計画の早期樹立と安全で快適なまちを築くための条件の緊急確保に関する決議」が議員提案により上程・可決された。それをうけ町では、「湯河原町開発指導要綱」の改正に取り組み、商業地域において中高層建築物の高さを二四メートル以内に制限するなどの改正要綱を翌年二月に公布した。その後、一九八七年～一九九一年には、固定資産税などの滞納額が一〇億円を超え、滞納者の約九割を県内及び東京二三区内の法人が占めていた。これはバブル期に投機目的で購入した不動産の価値の暴落が要因とされ、箱根町や熱海市でも同様の状況となっていた(「神奈川新聞」平成一二年八月二三日付)。

マンションの住民をはじめ、外来の人びとがもたらす活気や多様性は町にとってのよい刺激になる可能性を持っている。かつては住民意識として、ある種の閉鎖性を指摘された時代もあったが、開放的な観光地としての成長にともない、少しずつ変化が見え始めてきた。しかし、リゾートマンション利用者の中には、地元民との交流経験に乏しく地元への愛着につながりにくいという傾向はあると思われる。こうした心理的な距離感

防災活動や子ども会などが弱体化したり、祭礼などを維持しづらくなったりするという形で現われている。とくに消防団では高年齢化なども加わって団員数が減り、町の必要団員数二四〇人を満たしていない(約四〇人の欠員)という状況を招いている(「広報ゆがわら」一六〇四号)。

さらに現在のような高齢時代でも、そのような社会現象とは無関係に大地震や津波など巨大自然災害は起きる。しかもその確率はかなり高いと言われている。この危機の時代に臨んで必要なものは、目に見える物資や設備だけではなく、目に見えない日頃の住民相互の信頼関係で、その有り無しが大きなカギを握ることになる。

町でもこの観点に立ち、二〇一二年に「湯河原町 人と地域の絆を育む条例」(平成二十四年湯河原町条例第九号)を制定した。ここでは「隣近所や地域で、顔の見える豊かな人間関係の再構築」が強調され、町民と行政がそれぞれの役割を果たすことが訴えられている(『第五卷』一四四)。さらに翌年には、小・中学生四五人(男子一七人・女子二八人)からなる「湯河原町少年少女消防クラブ」が誕生した。この組織は、町にとって消防団とは異なる活動を通して、地域や学校の防災意識の高揚などに貢献する心強い味方となった(『第五卷』一二八)。

こうして地道にはあるが新しい町と人づくりに向けた取組みは成果を挙げつつある。

この湯河原町には、恵まれた自然環境と並んで、関東大震災や悲惨な戦争、さらには多難な時代を克服してきた先人の英知という豊かな財産がある。その歴史の上に、町民一人ひとりの多様な可能性を生かしたこれらの町の成長に大きな期待が寄せられている。

第二節 湯河原町の労働運動と市民運動

1 労働運動

戦後初期労働運動
の再生と展開
労働三法の一つである労働組合法は、労働者が使用者との交渉で対等な立場に立つことを促進することによって、労働者の地位を向上させることを目的に一九四五（昭和二〇）年

一月二二日に公布された。この法律の制定の背景には、アジア太平洋戦争後に連合国軍最高司令官総司令部ダグラス・マッカーサーの要求の一つとして、「労働組合の助長」が要請され、日本政府は、平和民主主義の誓いの証として、各種の戦時法令の撤廃と同時にこの法律を制定したのである（松岡三郎「第二次大戦直後の労働立法の命運」『法律論叢』第七一卷）。この労働組合法によって労働者が主体となって団体を結成することが可能となった。その後、一九四九年六月一日に全部改正されている。

当初は連合国軍の奨励もあり、組織化が進行し、湯河原地域でも例外ではなかった。当地では組合活動、メンバー参加を含めて小田原地区での活動を中心にして準備・展開されていた。本町の場合も在住者が国鉄、郵政などの所属する組合に参加する形で始まり、一九五二年には小田原地区労働組合が結成され、各組合員が参加していた。この間、国際情勢の中で米ソ対立を背景に連合国軍の方針変更や二・一ストライキの中止、共産党系の組合員の「レッドパージ」などの変化があった。一九五五年以降の高度経済成長期には、組合活動の中心が賃金水準の引上げや、労働条件の改善を中心にした内容に変化していた。基本的には神武景気を始めとする



湯河原駅のハイヤー・バスの様子（1996年頃）

好景気の中での労働運動となった。湯河原単位の労働組合の組織として一九五五年以降に記録されているかぎりでは、初めての労働争議はタクシー労働者の運動で前近代的な経営形態が残されている中で運動となった。湯河原町は国鉄などの支部組合組織があったが、組合活動は本部と県支部の指示で行動していた。

湯河原地区での
組合運動 一九五九（昭和三四）年一二月二六日に神奈川ハイタク湯河原タクシー支部が結成された。毎日八時から夜一時までの勤務で四

日に一度は深夜勤務があり、賃金は一万二〇〇〇円であったが、ほかの地区でのハイヤー・タクシー労働者の半額であったとされている。組合は交渉を重ね、労働基準法違反として会社に改善を要求した。勤務条件の緩和などの要求の大半を獲得して妥結した。この時点での組合員は一九人であった。

その後、湯河原タクシー労働組合が結成され、一九六六年九月には定期大会が開催され、委員長に内田英夫が就任したと報じられている（『東海民報』昭和四一年九月二八日付）。

小野ピアノ争議

小野ピアノはアジア太平洋戦争前からピアノ生産を続けていた。品

表 1 交通事業社別自動車保有台数

（単位 台）

	箱根登山 湯河原営業所	伊豆箱根 湯河原営業所	湯河原 タクシー	湯河原 観光自動車	泉タクシー	共同 タクシー	計
バス	47	25					72
ハイヤー	30	30	24	10	18	20	132

〔資料〕 『ゆがわら 合併10周年記念』

〔注〕 1966年2月1日現在

名はドイツ系のホルーゲルピアノといい、戦後は連合国軍などに納品していた。その後、全国の学校にもピアノを納品し、吉浜中学校、真鶴中学校などにも納品されていた。山葉ピアノ、河合ピアノなどのピアノ業界は事業を拡大していた。しかし、小野ピアノは経営が不安定で賃金未払いが度々あった。

一九六〇（昭和三五）年一月一九日に小野ピアノは傘下の東京・大阪の商事会社と湯河原工場を資金難・赤字を理由に解散・全員解雇を突然、組合に提示してきた。小野ピアノ従業員は九〇人であったが、闘争方針決定時の組合員は六二人であった。本社が東京銀座の繁華街にあったため組合員がバスで行き交差に当たった。極めて目立つ争議になった。その後、東京地方労働組合評議会・神奈川県地方労働組合評議会などの支援を受け、銀座にあった東京本社を一月占拠した。東京地方裁判所の仲介、神奈川県地方労働委員会のあっせんを受け解決に至った。七か月にわたる争議で賃金、退職金、解決金三〇万円を支払うことで解決した。解決に至るまでは容易ではなかった。

しかし、工場は閉鎖されピアノ製造を戦前から続けていた人々は湯河原町から移転し、浜松に転居したと伝えられている。小野ピアノはドイツの製造技術を受け継ぎホルーゲルピアノとして製造を続けていた。技術と製品は高い水準にあったと言われている。現在は他都市で調律、修理、販売を行っている。しかし、この争議で会社は解散し、労働者は自力で仕事を探しての移転が行われたので地域の産業として生き残ることが出来なかった。九十数人働いていたという最大の町内企業が無くなったのである（『第五卷』一五二③）。

なお、小野ピアノ争議の詳細な経過は神奈川県地方労働組合評議会編『神奈川県労働運動史』第三卷に記録されている。

湯河原製紙工場争議

その後、一九六五年代に湯河原町の大きな争議となったのは湯河原製紙工場争議であった。湯河原製紙工場はアジア太平洋戦争前（大正期）から工場を稼働させ、上質な紙を生産していたとされている。戦時中は第六陸軍技術研究所吉浜出張所として接収され、毒ガスの研究が行われた。敗戦とともに毒ガスは沖に廃棄されたといわれている。戦後は製紙工場として生産を開始した。製品は戦前に納品していた文明堂や銀座松屋に包装紙として使われるようになっていた。新崎川の水がよいので評価の高い製品ができたのである。ところが湯河原製紙工場は北越製紙が親会社で一九七〇（昭和四五）年に入り度々賃金未払い問題が起きていた。北越製紙は同年一〇月に会社を解散させた。こうした事態に組合は北越製紙本社と交渉に入り同年一二月に二〇〇万円支払うことで組合側に北越製紙の弁護士を通じて回答があった。これにより正式調印し、妥結した。この争議には小田原地方労働組合が支援し協力して解決した。組合員は三人であった。組合員はそれぞれの仕事を探さなければならなかった。

この工場跡地は町が買い上げたが、この工場も地域産業として残ることはできなかった。この時の組合の委員長は鈴木幸雄で、のち社会党の町議会議員となった。

なお、この製紙工場の廃液は河川を汚し、アユも住めず、悪臭があり対応を迫られて問題になっていたがこのことについては『第五巻』一六〇を参照されたい。工場が廃止されると同時に川の汚染は止まり、アユが戻るようになった。

2 様々な市民運動

労働運動から 以上は一九五五（昭和三〇）年以降の主な争議の概要であるが、一九七六年九月一八日に市民運動の時代に「湯河原町労働者会議」（以下「湯労協」という）が結成された。

この会は、労働者の融和と親睦を図り、経済的社会的地位の向上を図ることを目的とするもので、町内在住の全通信労働組合、全国電気通信労働組合などの組合員で結成されたものであった（湯河原町労働者協議会編「湯労協 一〇年のあゆみ」土肥 梅原紘明氏蔵）。結成当時は一五六人が参加した。初代議長は飛田竹松（前全通信労働組合西湘支部長）であり、その後も、毎年一回総会や懇親会・レクリエーションが開催されていたことが『神奈川県労働運動史』の各巻の年表に総会開催が記録されている。

また、こうした湯労協の存在を背景に一九八二年三月一三日付けで国鉄湯河原駅の貨物取扱廃止反対の陳情書が、国労湯河原駅分会執行委員長及び国労国府津支部執行委員長名で、町長及び町議会議長へ提出されている。町民の物資輸送などが不便になるとしているのである（『第五巻』一五四）。こうした陳情があったものの貨物取扱いの業務は廃止となった。

なお、以降の町内の労働組合運動は個別の組合運動・争議が減少し、各種の市民運動、平和運動が主流になっている。日本労働組合総評議会などの組織と賃金引上げは春闘相場が設定され、労働運動は大企業の労働組合運動が主流となった。

一九六九年二月一日に町議会議員から町清掃員の処遇について要望があった。この内容は湯河原町には四十余名の清掃員が働いていたが、これらの職員の待遇改善と「作業員」という現職名を改めることなどの要望で

あった。要望したのは九人の町議会議員であったと報じられている（『東海民報』昭和四四年二月二日付）。これに対して町長も善処すると約束したと報じられている。

温泉の町、湯河原町として特徴的な労働問題の一つはマッサージ師の労働であろう。
マッサージ師労働問題

一九五七（昭和三二）年一月一二日に熱海署から湯河原マッサージ学院に捜査が入った。理由は無許可でのマッサージ営業の疑いがあるということであった。当時、マッサージ営業をしている業者は町内に四〇軒もあり、約二〇〇人が働いていたと報じられている。この一部は無免許であった。マッサージ学院では生徒が正式な厚生省の資格を取れるようにするために、昼は学科や技術を教えていたが、夜は無免許で仕事をさせていたという。これが捜査の理由であった（『神奈川新聞』昭和三二年一月一四日付）。

こうした状態は旅館組合側にマッサージ料金の問題などを提起することでもあった。その後、小田原労働基準監督署が実態調査を行い、その調査概要は次のような内容であった。

一九六二年当時、湯河原町で免許を取っていた「あんま」は、一組合、五五軒、一七〇人が働いていた。しかし、これ以外にも資格なしで働いている「あんま」が倍近くいたとされている。また、「あんま置屋」には賃金台帳も作られておらず、業者が「稼ぎ」の半分を取るという「前近代的」な労働関係にあったとされている（『第五巻』一五三）。

こうした状況に保健所、職安、警察署などが協議して対応を検討する、としているが結果は報じられていない。また、マッサージ師側の動向についての報道はない。

第四章

湯河原町の自然環境

第一節 環境問題と地域

1 町の特徴的な自然

自然の変化

私たちを取り巻く自然環境・公害が大きく問題になったのは近代、特に産業社会が発展し始めるが起きたのである。近代になってからは経済発展を優先させる社会構造が全面的に展開されてきた。特にアジア太平洋戦争後からは石炭・石油工業が著しく発展した。典型的には自動車産業に象徴される化石燃料の消費が増大した。この結果、地球環境にも大きな影響を与えるようになっていく。私たちの目に見える変化は地球の温暖化現象である。グリーンランドの氷河、日本を含む高山の氷河消滅、永久凍土の解氷など世界中で起きている事実である。温暖化の結果として直接的には海水面の上昇が世界各地で起きていることが報じられている。温暖化は海水温の上昇となり、台風の大規模化が頻繁に起きており、大きな風水害をもたらしている。海水温の上昇は台風だけでなく、海にすむ魚種にも影響を与えている。海水温の高いところに住む魚がこの地域で見つかることも多い。最近では北海道でコンブが不作で、日本料理の基本材料のコンブも一部冷凍を使用していると報じられている。

こうした温暖化をもたらしている化石燃料消費の増加は、私たちの生活に直接影響を与えるようになっていく。身近に咲くウメの開花期は毎年早くなり、サクラも早くなっている。

ここではこうした地球環境の変化を前提としながら、一九五五（昭和三〇）年代から始まった高度経済成長期以降の身近な環境問題について豊かな自然環境の中に立地している湯河原町の自然環境・公害・ごみ・し尿などの事項に分けて述べていきたい。

町の自然環境

湯河原町には豊かな自然が残り、人々を魅了する存在となっている。特に町域の後背地に当たる山地は緑に覆われている。この山地から千歳川と新崎川が流れ、河川は海に栄養を与える存在でもあった。

湯河原町は山地が多く、人家はそれほど多くない環境にあり、これが高度経済成長を背景に住宅が多くなり、次第に町の景観が変化していく。都市に通勤する人や、自家用車での移動も多くなり道路整備が行われるようになった。町内自動車保有台数が最高になったのは一九九八（平成一〇）年に一万一〇二一台になった時点である（『第四卷』別編統計一一）。町域の一九五五（昭和三〇）年以降人口と世帯数が急速に増加した状況を見ておこう（『第四卷』別編統計一）。一九五五年の人口は、一万七九七一人、三五九七世帯、そして人口がピークとなる一九九七年は、二万八四八八人、一万八六八世帯である。世帯数は三倍弱になり、これにつれて上水道使用量、下水処理量、ごみの量は多くなった。

この急速な世帯数、人口増加を支えた土地は一九六〇年には約六



田んぼが広がる湯河原町（1954（昭和29）年度 神奈川県撮影）

三ヘクタールの水田が存在したが、一九七五年には水田がみられなくなった。ここには豊かな水利と古くからの風景を見ることができた。ホタルが飛び交い、カエルの声が聞こえていた。しかし経済成長に伴い、約六三ヘクタールの水田が主に宅地になったのである。湯河原町の景観変化の中では大きなものである。

こうした宅地化等に示される経済成長の下でも湯河原町には豊かな自然環境が残されていることをいくつか確認しておきたい。

千歳川・新崎川の ハコネサンショウウオは箱根で日本植物学の父といわれるツンベルグによって発見された。世界的に知られるようになった。

新崎川・千歳川の上流にハコネサンショウウオが生息していることは、町民の多くが知っていることである。町の子どもたちは上流に遊びに行き容易に捕まえられたと言われている。

町と県が行った一九六〇（昭和三五）年の調査では、新崎川上流土肥の大杉（標高七〇〇メートル）付近と千歳川上流天照山の白雲滝（標高五〇〇メートル）を中心に上下一〇〇メートルの範囲において、大は一〇センチ、小は五センチくらいの個体が相当数生息するとしている。背にセピア色の斑点を持つものと全体が黒色の個体がいると報告されている（『第五巻』一五五）。

このハコネサンショウウオは水のきれいな、夏でも水温一〇度以下のところで生きている。ハコネサンショウウオは一九七二年に調査さ



ハコネサンショウウオ
（提供：小石川保氏、撮影日：2016年5月8日）

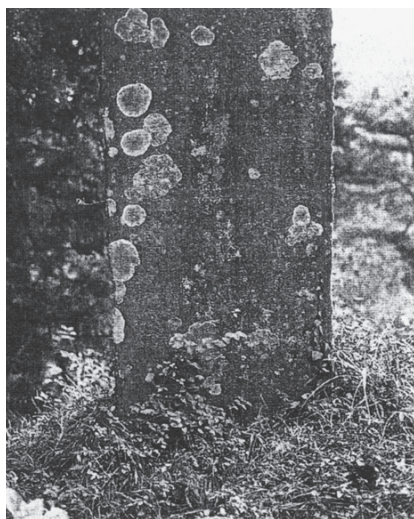
れたときにも生存が確認され、湯河原町の貴重な生物遺産で、自然環境が保全されている証明でもある。現在でも確認できる。

クスノキ林

湯河原町には県内でも有数なクスノキの林地がある。この林地は一九一〇（明治四三）年に日露戦争の戦勝記念として植林された林である。面積は三・四一ヘクタールにもなる。この林は湯河原町鍛冶屋辰沢にある。クスノキからはしょう脳が採取されたが、その後、クスノキはしょう脳生産には使われなくなっている。

しかし、クスノキは熱海桶細工あたまぐすびや木工品の製造に利用されている。クスノキは現在も成長を続けている。樹高は二六メートル余りにもなる。湯河原町の自然景観を豊かにする要因になっている。こうしたクスノキ林は神奈川県内では真鶴町と本町のみで貴重な林相となっている（『第五卷』一六六）。

クスノキは古代から丸木舟に使われていたこと、その後も有効に使われていたことなどについて「鍛冶屋のクスノキ林」を紹介している資料がある。資料は同時に湯河原町のクスノキ林の概要をやさしく紹介し、表紙に湯河原町のクスノキ林の写真を使っている。資料はかながわ森林財団編『森の友』一八号であり、町民も参考にできるであろう。



日露戦勝記念造林の碑

絶滅危惧種のコケ

豊かな森はきれいな水を保全し、多くの動物や植物を育ててきた。ここではこの森に育くまれていくコケについてみてみよう。

コケは森を保全する機能を持ち、浄化する役割を果たしている。ここでは湯河原町の山地で調査され、確認されたいくつかの蘚苔類の紹介をしておこう。湯河原町の森の中にはいたるところの木の幹、根本、岩の上、小さな水の流れなどに着生している。この調査は二〇〇五（平成一七）年に行われた。多くの貴重な苔が発見された。

環境省のレッドデータブックに記載されたコケ類の内、次の絶滅危惧種の五種類が湯河原町の森の中で確認された。なお、レッドデータ・カテゴリーは調査時点のものである。

カシミールクマノゴケ 情報不足（神奈川県新産）

ジョウレンホウオウゴケ 絶滅危惧Ⅰ類

ヤマトハクチョウゴケ 準絶滅危惧

ヒカリゴケ 絶滅危惧Ⅰ類

ヨウジヨウゴケ 絶滅危惧Ⅰ類

また、調査時点において神奈川県新産種として確認されたのは、先の絶滅危惧種の三種を除いて八種である。名前だけを挙げておくと「イセノイトツルゴケ」「ケヒツジゴケ」「キノクニキヌタゴケ」「フソウツキヌキゴケ」「ニシムラヤバナゴケ」「ホリカワツボミゴケ」「ホソミヅゴケ」「マルバコオイゴケモドキ」である。

こうした豊かな種が確認されたのは、湯河原町の森を専門の研究者が三日にわたり調査した結果明らかにできたのであるが、多様な生物の存在が自然の全体を構成する要素となりすべての生命の一翼をコケ類も構成し

しており、貴重な環境が湯河原町では保たれているということが明確に示されているのである（『第五卷』一六九）。

クスノキ林とコケとハコネサンシヨウウオに象徴されるような環境が湯河原町の山には保全され、人々の暮らしを支える要素になっているのである。

2 里山の自然

町内の巨木

湯河原町の山にはクスノキ林や豊かなコケの群落、ハコネサンシヨウウオの存在があり、それを見てきたが、里山にも各種の動物・植物が存在する。湯河原町を象徴する鳥は町の鳥としてはメジロで町民に親しまれている。三原市との親善都市交流では、吉浜小学校から三原市の学校にメジロのいろいろづげが送られ、三原市からは豊かな特徴を持つダルマが送られ、役場第一庁舎ホールに展示されている。町内にツバキ、ウメ、サクラの花が咲く頃には観光資源にもなっている。また、田のあつた時代を含めてホテルも生息している。大都市に比べれば豊かな環境に恵まれている。



城願寺のジャクシン



五所神社のクスノキ

こうした湯河原町内の自然を象徴する存在として「名木」を取り上げておこう。

名木が取り上げられるようになったのは一九八四（昭和五九）年頃で自然保護が課題になり、樹木にも関心がもたれるようになってからである。神奈川県で主催し、「かながわの名木一〇〇選」が選定された。県で行う選定であったので各市町村で公平に選ばれたが湯河原町では「五所神社のクスノキ（クスノキ科）」と「城願寺のビヤクシン（ヒノキ科）」が選ばれた。

五所神社のクスノキは高さ三六メートル、胸高周囲八・二メートルもあり、町民に親しまれている。

城願寺のビヤクシンは土肥実平の手植えと言われており、幹のねじれが特徴の巨木である。高さ二〇メートル、胸高周囲六メートルである。歴史的な由来もあり、国指定の天然記念物となっている。

湯河原町の
名木たち
なかにも景

観に関心を持ち、自然を象徴する樹木に対する親しみがある人々がいる。「ふるさとみどりの会」の会長・勝俣喜美夫が「わがふるさと湯河原町「宅地の樹木」という文章を書いていく。町内の

表1 主な巨樹の形状

所在地	樹木名	目通り周 (cm)	樹高 (m)
宮上	ヤナギ	251	19
宮上	ヤマモモ	240	5
城堀	カツラ	137	14
同上	ギンモクセイ	174	9
同上	タイサンボク	164	17
同上	ナギ	186	14
同上	ハクウンボク	80	8
同上	ヤマモモ	220	8
城堀	ヤマモモ	382	8
城堀	ヤマモモ	302	6
鍛冶屋	イチヨウ	325	29
同上	カキ	124	8
同上	ケヤキ	366	31
同上	ゴヨウマツ	160	7
鍛冶屋	ホルトノキ	288	12
同上	カヤ	332	8
鍛冶屋	ダイダイ	120	5
吉浜	ナギ	168	5
吉浜	エノキ	312	20
吉浜	タブノキ	670	7
吉浜	オオムラサキツツジ		2
吉浜	ザクロ	106	6
吉浜	チャボヒバ	146	8
吉浜	アオギリ	123	8
同上	エノキ	241	13
同上	クヌギ	154	14
同上	ヤブニツケイ	174	8
同上	ラカンマキ	118	8

〔資料〕『巨樹・巨木林』20号

住宅地に目立つ樹木を紹介している。これを表1のようにまとめている（全国巨樹・巨木林の会編『巨樹・巨木林』二〇号）。

町のいたるところに樹木が見られるという町が湯河原町であろう。貴重な町の景観である。

ウラナミジャノメ

湯河原町に豊かな森があるのは、様々な動物や生物も存在することを意味している。ここでは、町の人々が作成した樹木一覽と関わりがあると思われるチョウ「ウラナミジャノメ」などの調査報告を紹介しておきたい。

チョウは極めて多く存在するが、絶滅の危機に直面するチョウが湯河原町にいる。ウラナミジャノメである。このチョウは城山東麓～幕山東南麓などで発見された。コナラ・クヌギの雑木林周辺の路傍やミカン園の道路、急斜面の荒地地で発見されている。豊かな自然をチョウが裏付けているのである。この調査は一九六九（昭和四四）・一九七〇年に行われているが、現在でも生存すれば貴重な生物の存在として、保護の対象になるチョウであろう（原聖樹「湯河原町におけるウラナミジャノメの探索」『神奈川虫報』第一〇一号）。

身近な自然の豊かさ

町民や観光客に親しまれている幕山の南麓には幕山公園があり、北隣には約四〇〇〇本を誇る湯河原梅林があり、毎年多くの人々が訪れている。この山にはハイキングコースがあり、標高は六二六メートルで、山容も厳しくない。幕山は火山性の岩山に、長い間にできた土壌があり、そこには豊かな植物相が広がっている。この山の植物については長く目録も作成されることがなかったが二〇〇八（平成二〇）年八月から二〇〇九年十二月まで幕山の花を象徴する種子植物調査が行われている。目録を作成し、特徴が紹介されているので、町民が貴重な植物の保全を図る参考としたい。調査がハイキングコースに沿い行われているのも町民にとって利点であろう。この標本は目録にされ、番号を付されて、すべて神奈川

県立生命の星・地球博物館に保管されている。このときの調査では八六科二五二属三七九種の種子植物と三六種の帰化植物を確認できたと報告されている（平本政隆・蕨杏菜ほか「幕山の種子植物について」『横浜国立大学教育人間科学部 紀要Ⅳ 自然科学』第一三集）。

この内、『神奈川県植物誌二〇〇一』で幕山は湯河原―2（YU―2）メッシュに記録されていない植物も二〇種以上が確認できている。

さらに重要なことは『神奈川県レッドデータ生物調査報告書二〇〇六』に記載されている植物が新たに四科五属五種見つかったのである。

分類と植物名を掲載しておこう。

県カテゴリー…絶滅危惧Ⅱ類

（ラン科）キンラン、エビネ（グミ科）ハコネグミ（キク科）ミヤコアザミ

県カテゴリー…絶滅危惧Ⅰb類

（フクロソウ科）タチフウロ

いずれにしても新たに発見された種もあり湯河原町の豊かな自然が残り、貴重な植物相を確認できるのである。この生存状況について報告書は、

ハコネグミは幕山の属する湯河原―2（YU―2）メッシュでは過去に確認が無く、今回新たに発見された。また、キンランとエビネは幕山の属する湯河原―2（YU―2）メッシュでは一九九五年以後の確認が無く、今回再発見されたことになる。タチフウロやミヤコアザミは草地にはえる植物であるが、草地の管理がされなくなったことや茅場の減少により存続を脅かされていると考えられている。幕山では山の上部がススキ群落であることと、山道を整備するため

草刈りが行われていることによって生育環境が保たれているのだろう。
とまとめている。

天然記念物

「山神の樹叢」

湯河原町の自然を見るときに欠かせないのがこの「山神の樹叢」であろう。駅の北方に「山神」として祭られている樹叢であり、神奈川県内に残されている常緑広葉樹林のうちでは最も西に位置し、暖帯性のホルトノキを伴う林分として貴重な残存林である。ホルトノキは高麗山（大磯町）などにも自生しているが木の大きさとその数の多さが特徴であるとされている。一五本の木があり、樹高も高い木もあり、胸高直径が二〇三センチメートルの木もあるのが観察されている。このほかにカラスザンショウが生え始めていると報告されている。ここはこの「植物相から考察すれば、関東南部のタブ林的要素を持ち、暖帯性のホルトノキを主体とする林分として、きわめて貴重な残存林である。」と報告されている（神奈川県教育委員会文化財保護課編『天然記念物総合診断報告書』第一報 一九九一年三月）。

この樹叢には町民はもちろん天然記念物としての見学者もおおいと記録している。

3 自然豊かな海

海の生物

山の自然と植物については断片的ではあるが見て来たので環境という視点から眼前に広がる海の生物につい



山神の樹叢

ても見ておきたい。海の生物に人間の行動による環境の影響は少なくない。しかし海には行政的境界はないし、海流は流れ続けているので広い範囲を対象にしておく必要がある。相模湾はいうまでもなく豊かな漁場であり小田原漁港ではブリやアジが大漁であった時代もあり、かまぼこの原料、あるいは漁業製品は土産として盛んに利用され、湯河原駅前でも販売されている。湯河原町の旅館にとつても新鮮な魚は集客の重要な要素であった。一九五五（昭和三〇）年代の福浦漁港ではカツオ漁業が盛んで小型定置網の収入もあった。一九六六年からはワカメ養殖が始まり新鮮なワカメの養殖は好調であった。ワカメの養殖は一九九四（平成六）年頃まで継続していた。

一九七五年からは大型定置網も始まった。定置網は二〇〇八年に三六一トンの漁獲量を示していたときもあった。地域にとつては豊かな恵みの海であった。

一方、漁港・堤防の周りの海にもサザエなどの磯根生物が豊かだった。

こうしたなかで自動車交通が盛んになり、一九八二年に真鶴道路（真鶴町岩く吉浜）が開通した。この開通と同時にトンネル内から湧出する地下水やコンクリートのあくなどが福浦地先海面の水質、潮間帯・漸深帯の生物にどのような影響を与えたのかという調査が行われ、財団法人相模湾水産振興事業団から報告書が提出されている。以下にこの報告書からどのような生物が福浦の海岸近くにいたのかについて概観しておきたい。調査は一九七七年と一九八二年の二回行われた。これは、トンネルが出来る前と後の生物の生息状況を比較し、漁業に影響するかどうかを明らかにするためである（財団法人相模湾水産振興事業団編『福浦地先磯根生物調査報告書 昭和五七年七月』）。

専門的な調査で詳細な報告までは紹介できないが特に分かりやすい潮間帯と磯根の生物と動物の一部を紹介

したい。調査場所は福浦漁港周辺で潮間帯とは堤防、港内、海岸岩礁の潮の満ち引きがある場所をいう。

潮間帯生物と動物

潮間帯生物は次のような生物が確認された。

海藻では三七種が確認され、内訳は緑藻植物六種、褐藻植物五種、紅藻植物二六種であった。ヒジキ、ネジモク、イソモク、マクサ、ヒジリメンが港内・港外で確認された。

動物は六七種が確認され、内訳は海綿動物・腔腸動物・紐形動物・星口動物がそれぞれ一種、環形動物一六種、軟体動物一九種、節足動物二七種であった。フジツボ類、ヨコエビ類、ヒザラガイ類、ゴカイ類を確認した。

なかでも食用にされるヒジキ・ネジモク・マクサは潮間帯下層に繁茂している。特にヒジキは港より東側の岩礁帯の中・下層に分布していたとされている。マクサは港内の下層に見られたと報告されている。

この調査の結果「前回と比較すると、港内、港外とも、前回とはほぼ同様の分布傾向を示した」と報告された。海藻が豊富であれば磯根動物もその個体数が多くなる、として海藻が多いほど動物も多く出現する傾向にあると報告されている。

磯根生物と動物

海藻については潮間帯生物より多くの種が確認できた。このときは全部で九一種であり、そのうち緑藻植物七種、褐藻植物九種、紅藻植物七五種であった。

褐藻植物に分類されるワカメ、紅藻植物のウスカワカニノテなどが確認されている。

磯根動物として確認された種は極めて多く二〇一種も確認されている。すべてを紹介できないが磯根生物・磯根動物とともに「前回の調査とほぼ同様な傾向が見られた」と報告されている。河口付近では他の地点と異なる出現比率を示した。

この調査では有用磯根動物の一つであるサザエの調査も行われ、港内のサザエは港外のサザエより大型であったことや外部形態の違いなどが報告されている。

この調査時点での湯河原町の家はそれほどの変化をもたらしていないという結論になっている。

なお、前掲『調査報告書』以外にも福浦のカツラゴ海岸に生息するサンゴイソギンチャクが確認され、一九七九（昭和五四）年に神奈川県指定文化財になっている。

4 自然豊かな川

二つの川と自然

町域には千歳川と新崎川が流れ、湯河原町の自然を構成する要素となっている。山に降る雨は養分を蓄え豊かな山林を育てると同時に、湯河原町の川と海の生物をつないでいる。川の長さは短い、現在は清流を取り戻すようになっていく。

千歳川は熱海側の日金山を源とし落合橋で藤木川と合流する。川幅は大きくはないが水量は多い。この川には有名なアユ、ニジマス、ヤマメを中心に様々な生物がいる。

新崎川は近世初めには宮渡橋あたりから南に流れ、竹の花遺跡付近で千歳川に合流していたとされている。これを小田原藩が分離し、新田を開発しようとしたのである。自然の流れを変えて、鍛冶屋から東側の山側へ海への川筋をつけたのである（神奈川県高校地理部会編『かながわの川 下』）。これが現在の新崎川である。こうした経過からすれば両河川に住む生物も同じ種が多いと思われる（表2）。

このほかに川の「底生動物」調査が行われ、両河川ともに「カゲロウ」「ユスリカ」「カワゲラ」などの底生動物が確認された。こうした底生動物の存在が川の動物の命と繁殖を支え、ウナギのように海と川をつなぐ

表2 川に住む生物

名 称	生 息 域	備 考
フナ	千歳川	
タカハヤ	千歳川・新崎川上流域	
ボラ	千歳川河口から下流域	
ドジョウ	千歳川	
ニジマス	千歳川・藤木川の上流～中流	人為的に放流
イワナ	千歳川上流・新崎川上流	
ヤマメ	千歳川上流・新崎川上流	人為的に放流
コイ	千歳川	景観をよくするため放流
ウナギ	千歳川・新崎川	
ヨシノボリ	千歳川	
チチブ	千歳川・新崎川	
ボウズハゼ	千歳川上流～中流	
アユ	千歳川・新崎川中流から河口	
サワガニ	千歳川・新崎川	
アメリカザリガニ	千歳川中流～下流	人為的な放流で増殖

〔資料〕『湯河原の淡水魚』

一月二日、九個体、以上のとおり確認された。

コンジテンナガエビは西太平洋及びインド洋の暖流域に広く生息し、生息域を広げ日本では伊豆半島にも生

存在になっているのである（神奈川県環境部水質保全課編『神奈川県の水生生物』第四報）。

海水温上昇と海水温の温度はそこに住む生物にもコンジテンナガエビ 大きな影響を与えることは周知のことである。「地球温暖化や海水温の上昇傾向の影響を把握するために熱帯性魚類の生息状況を明らかにすることが重要」であるとしている研究がある。相模湾でも実態を明らかにする目的で調査が行われているので紹介しておく。

調査は神奈川県と伊豆半島の一二水系一六河川で行われ、本町河川では千歳川下流域で行われた（丸山智朗「神奈川県および伊豆半島の河川から採集された注目すべき熱帯性コエビ類五種」『神奈川県自然誌資料』第三八号）。

調査の結果、コンジテンナガエビについては、①調査日二〇一四（平成二六）年一月一七日、一個体、②調査日二〇一四年一月三十一日、一個体、③調査日二〇一五年一

息が確認されている。暖流に乗り広がり、伊豆半島の谷津川に生息するようになっていたのである。この実態については今井正「伊豆半島谷津川におけるコンジテンナガエビの生息状況およびザラテナガエビの本州初記録」『神奈川自然保全研究会報告書』第一八号という論文が書かれている。ところが二〇一七年調査報告では高知県、和歌山県、浜名湖、伊豆半島、三浦半島、房総半島などの暖流域に生息域を広げていると報告されている。

コンジテンナガエビの生息範囲の拡大は、この種のみでなく暖流に乗り生息範囲を広げている種があると同じ時に消えた海の生物があると思われる。

私たちの身近に温暖化の影響があることを確認しておきたい。

湯河原中学校科学部の 温暖化と関連して湯河原中学校の部活動を紹介しておきたい。

河川汚染調査

一九七三（昭和四八）年、「西湘の科学」の第一号（年刊）が刊行された。以降、こ

の資料には毎号湯河原中学校科学部が調査した「湯河原町河川水質検査」が掲載され、千歳川・新崎川の水温、臭気・水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（Do）、科学的酸素要求量（COD）、プランクトンなどの調査をした結果が毎年報告されている。

この調査報告は「西湘科学振興委員会」が刊行しているが、この会の顧問鈴木二六（財団法人相模湾水産事業団理事長）は自身が漁業を営むものであるが、漁獲が減ってきていることに触れ、自然環境の変化や魚付林の減少、水銀などの科学物質の存在などが問題の一つであると指摘している。そして「皆さんの活動は、自然環境の変更を察知する事によって環境の保護に通じ、人類の幸福に寄与する事になります」と励ましている。さらに、足柄下郡校長会会長の小宮三郎も各中学校の理科研究部の生徒と先生が努力されたことを報告してい

る。

この会は一九八二年に一〇周年を迎えやはり湯河原中学の生徒たちも報告をしている。毎年の調査結果がグラフなどにまとめられており一〇年間の変化がわかるように紹介されている。

この時期は河川の汚染が進行し、全体的にも環境悪化が目立つようになっていた。

湯河原中学校の調査は新崎川・千歳川で行われたが、ここでは調査地の水素イオン濃度などの個別値紹介ではなく、第一号に掲載された調査地点の紹介は、

新崎川 白銀山のおもとを水源とし、幕山、城山の間に谷をきざみ、鍛冶屋の町並を経て吉浜湾(ママ)に注ぐ。水量は少ないが澄みきった清流で、白銀橋より上流にはハコネサンショウウオも棲息している。所々に伏流水がみられ、地点によって流水量の差異が著しい。

千歳川 天照山のおもとを水源とし、町境に深い谷をきざみ、上流は藤木川といい、湯河原温泉の大部分がこの川沿いに湧出している。更に上流は湯河原町の大切な上水道の水源ともなっている。町並の最も賑やかな所を流れるので川の汚染もひどく、水量が少ない時など河口付近では悪臭が漂う程になっている。

と湯河原町の川を記録している。

この調査報告が注目されるのは中学生が川の環境に注目し、具体的に観察していることである。しかも一〇年間も毎年観察を継続しているのである。これが足柄下郡の各中学で同様な調査が行われ蓄積されていたのである。これは環境問題に対する関心が地域で高くなり、関心を持つことが地域で受け入れられていたことを示していると言えることであろう。

こうした中学生の活動は今も継続されており、課題になっている気候変動に象徴されるような様々な環境に

ついでに関心を持つことが大切であることを教えていると思われる。

5 自然と災害

湯河原地域の 二〇一一（平成二三）年の東日本大震災は記憶に新しいが、近代で起きた関東大震災では大
微小地震と火災 きな被害を地域にもたらした。自然と共存しながら私たちの暮らしが成り立っているといえ

よう。ここでは、この六〇年に湯河原地域で起きた微小地震と火災について触れておきたい。

湯河原観測点近傍の微小地震活動が記録されている。この微小地震は一九八〇（昭和五五）年八月から一九
八一年五月までの地震が記録されている。関東でも大地震が予想され、このための観測データの記録と分析で
ある。観測点とマグニチュードなどが調査されている。こうした観測はただちに地震予知につながるものでは
ないが、人々が地震について考えるために調査されているのである。震源分析などが地図に落とされていて詳
細なデータは紹介できないがこうした観測が必要になっていのである。この湯河原微小地震観測施設は湯河
原町鍛冶屋九五一の幕山浄水場内にあり新崎川の川原に一九七九年に設置された。観測井は深さ五メートル
ル、観測機器が埋設されている。データは観測小屋に送られ、各種のデータが記録されている（石橋克彦・
Carlos Rodolfo Martinez Giron 「相模湾西岸、湯河原観測点近傍の微小地震活動」『地震』第三六巻第二号）。

地震も大きな災害になるが火災も場合によっては大きな被害を与えることになる。湯河原町では、この六〇
年の中で大火といわれるような火事は少ない。湯河原町は他都市のように住宅の密な所が少なく、間隔がとら
れていることもある。山地が多い地形もある。こうした中で比較的大きな被害を与えかねない火災もあった。
大きな火災は日本火災学会誌「火災」（Vol.38 No.3）に記録が残るが、湯河原町の事例は一九八八年二月の

火災で、短い記録なので紹介しておこう。

神奈川県湯河原町で山火事二〇ヘクタール焼く

二月五日午前一〇時一八分ごろ、神奈川県湯河原町吉沢^(ママ)、暮山ふもと付近にあるみかん畑から出火、雑木林に燃え移り、「春一番」の強風にあおられて燃え広がり、東側約七〇〇メートル離れたゴルフ場の湯河原カントリークラブのクラブハウスに飛び火、屋根などが焼けた。プレイしていた客ら約一三〇人は避難して無事。火は風速一四・三メートルにあおられて、あちこちに飛び火し、火勢は劣えず、真鶴町、小田原市にまたがる山林約一〇ヘクタールが焼けたが、降り出した激しい雨に助けられ午後五時に鎮火状態となった。

とされている。偶然の雨がなければ広がる可能性もあった。

こうした火災についての消防体制は、二〇一五年一月一日現在で消防職員が七三人、消防団員が二〇〇人、消防設備は表3のとおりとなっている。

不燃性を高めた住宅や高層住宅などが出来ているが、新たに予想される震災と同様な災害対応が地域で

表3 消防設備

(2015年1月1日現在)

	計	本署	奥分署 湯河原	真鶴分署	奥温泉 湯河原	宮上	宮下	城堀	門川	鍛冶屋	中吉 央浜	川堀	福浦
消防ポンプ自動車	14	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
はしご車	1	1											
水槽付ポンプ車	1	1											
小型動力消防ポンプ	10	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1
救急車	4	2	1	1									
自動二輪車	5	4		1									
その他の車両	5	5											
防火水槽	121				16	11	16	8	11	20	18	13	8
消火栓	147				27	17	20	3	5	38	22	13	2
プール	4								1		2	1	

〔資料〕「統計要覧」2015年版

行われる必要がある。

自然環境と温暖化

湯河原町は神奈川県の中なかでも良好な自然環境の中にあり、多くの動物・植物と共存している。

先に挙げたレッドデータブックに記載されるような貴重な植物も存在するが、私たちの目にする近場にも自然環境を維持する生物が存在している。すべての生物が自然環境を構成する役割を持ち、自然全体が維持されている。湯河原町の自然も日本の自然環境全体を構成しているといえよう。私たちの身近な自然については様々に観察されている。町民が目に見える動植物については、町教育委員会が発行した『湯河原の生きものフィールドガイド』が湯河原地域に即した案内になっている。ここで取り上げられているのは鳥類八六種、哺乳類一一種、両生類五種、は虫類一〇種、合計一二二種類の代表的な生きものの生息場所・大きさ・特定外来生物かなどを紹介している。

個別には町教育委員会がいくつかの刊行物を出しているが、『湯河原の淡水魚』では千歳川に住む「スジエビ」について写真入りで次のような解説を付している。

特に千歳川系でみられるが、流速のある所や生活排水や温泉排水が多量に流入するところではみられない。又、多くは観察されない。

また、「汚れた水は好まない」とも記録している。

こうしたエビの観察で川の汚れがわかり、同時に他の動物・植物の状態を知ることによって温暖化の中で様々な自然の変化を知ることが出来よう。町民の観察が身近な温暖化問題を考える手掛かりになる手段の一つである。

世界や日本の気候変動

世界の気候変動は毎日のように報道されている。それが直ちに湯河原町に影響を与えることはないが気温の上昇のように次第に温暖化が進行し、地球規模での変化が湯河原町にも影響しているのである。世界で起きている変動が国、自治体を超える形で日本や湯河原町に変化をもたらしているのである。また、気温の変動は大型台風や降雨量の増加として見られるなどこれまでにない変化をもたらしている。世界で起きている大規模災害は関連を持ち各地で問題となっている。こうした動きに脱炭素化の動向、石炭火力減少への志向などとして広がりをもたらしている。湯河原町の地域と世界の自然環境への保全とは関連があり、町民が環境問題に関心を持ちながら地域で自然への観察と保全を進めることが求められている。温暖化問題と同時に廃棄物、ペットボトル、過剰包装など、生活のあり方の検討などが課題となっている。こうした視点からの環境を見ることも必要であろう。

第二節 湯河原町の自然と環境保護行政

1 水源かん養林の保護

湯河原自然郷 世界で、あるいは日本で、県では様々な自然保護行政が取り組まれ、人々にとっても自然と対策特別委員会 のふれあいが必要にされている。人と自然との共生が行政課題にもなっている。

湯河原町議会は県立奥湯河原自然公園区域内の土地利用計画等及び城堀公園の整備計画等に関することについて調査を行うことを目的に「湯河原自然郷対策特別委員会」を一九九七（平成九）年六月に設置した。

この特別委員会の一九九九年六月二一日の会議では、湯河原自然郷整備基本計画として「桜の里園地基本計画（案）」と「県立奥湯河原自然公園利用計画（案）」が検討され、続いて「森林の保護・育成に向けての基礎調査」が報告された。この調査は、湯河原町として水源区域を保護・育成していくための方策を検討するものであり、それは湯河原上水道と吉浜上水道の二つの水源区域の保護である。この水源区域は民有林で維持管理はその所有者に委ねられ、町は何ら手を加えることが出来ない状態であった。そこで、水源区域を保護・育成していくための方策を検討するに当たっての基礎資料とするため、一九九八年七月一四日から二八日まで調査を実施したものである。

吉浜上水道水源区域は東京急行電鉄株式会社（以下「東急」という）と吉浜財産区ほかの所有地であった。東急の管理地は「管理が行き届いていないため、林床には日が射し込まず、下草類が全く生育していない。そ

のため表土が薄く貧困な土壌化が進み、保水機能が低下している」とされ、吉浜財産区所有地は「間伐、枝打ち事業が毎年行われており、東京急行電鉄(株)所有の樹林地に比べ良好状態になっている」とされている。

湯河原上水道水源区域は株式会社コクドの所有地であった。広葉樹林で「林床にも下草類が繁茂しており良好な樹林地を形成している。」とされ保水機能も充分にあった。

問題点として指摘されていることは、スギ・ヒノキ林の状態は林床の植物の減少で、地表面の裸地化による浸食が始まり、風雨による樹木の倒壊、地滑り、土砂崩れの危険性が高まってくるとされている。

こうした状況から報告書はいくつかの森林造りの方策を示している。

森林づくりを進める取り組み

- ・ 公益的機能の高い森林づくりを進めるために、公的支援のための新たなシステムを構築する
- ・ 土地所有者、町民に対して森林の保護・育成の必要性を理解してもらえよう働きかけをする
- ・ スギやヒノキ等の人工林では、間伐や枝打ち等の手入れを進めるほか、場所によっては樹齢一〇〇年以上の大木にする巨木林化、高木と低木からなる(マム)復層林、針葉樹と広葉樹からなる混合林に誘導するとともに、自然林では若く新しい広葉樹を植えていくなど森林づくりを積極的に取り組む
- ・ 保安林制度の活用を検討する
- ・ 財源の確保（水を利用して町民にも費用を一部負担してもらおう（水道料金に森林整備費を上乗せする））
- ・ 神奈川県等で行われているシステムの導入やボランティア制度の構築に取り組む

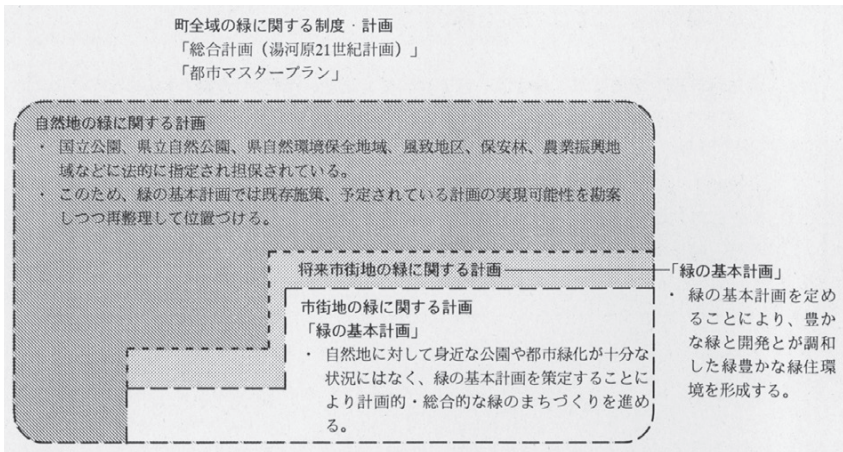
などの課題を掲げている。こうした方針が示され、行政も水源かん養林行政に取り組む姿勢を見せていた。

「緑の基本計画」
 湯河原町では、都市緑地保全法第二条の2に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画」に対応し、町域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実行するため、「湯河原町緑の基本計画」（以下「基本計画」という）を立案、一九九七（平成九）年三月に策定している。この基本計画における理念として、次のようにまとめられている。

恵まれた自然資源を無視することなく大事にいかしてきた湯河原町のまちづくりの伝統を踏襲し、来る二一世紀に向けてますます高まりを見せる社会的ニーズ（「自然とのふれあいを通じて生まれる安らぎ」「ふるさとの意識を生み出す地域文化」「愛着と誇りを生み出す地域景観」）に対応していく方策として、緑の資源を高度に活用した「緑の文化づくり」を掲げ、追求していくことを計画の理念とする。この人とまちと自然の三者のふれあいの中で育む緑の文化づくりを計画のテーマとしてとらえ、次のようなキャッチフレーズを設定する。

「人」と「まち」と「自然」が育む緑の文化サロン

図1 緑の基本計画の役割



基本計画での自然地と市街地についての認識は「本町は温暖な環境と豊かな緑に恵まれた都市であり、町域の多くを占める自然地（山間部）と千歳川、新崎川沿いの沖積地を中心に広がる市街地の二つのゾーン及びその間の今後市街化が予想されるゾーンの三つの区域に分けられる」と分析している（図1）。

このうち自然地は緑が保全されているものの、市街地は計画的な緑の保全と創出が必要となるなど「市街地及び将来市街地の緑のあり方と実現方策を定める計画として位置づけ策定する」ということを基本計画の役割とした。

基本計画に意図されているように緑の保全が町民にとって重要な生活を構成するための要素になっているなかで町の緑を見直そうとする施策を行おうとしたのである。

公園と緑地

湯河原町の都市公園は、一九九八（平成一〇）年一月現在で一三か所、約六・九ヘクタールだが、たものが、二〇〇〇年末になると一七か所、約二五・二ヘクタールになり、一八・三ヘクタールも大幅に増加している。この要因としては、幕山公園、総合運動公園などが開園したものである（「統計要覧」一九八八・二〇〇一年版）。

湯河原町の緑の最大の特徴は山間部に大きな面積を占めていたことである。これが現在でも町の象徴的な緑の保全となっているのである。

特に富士箱根伊豆国立公園、県立奥湯河原自然公園、吉浜自然環境保全地域、保安林区域を含む最も大きな面積を占めるのは風致地区である。この風致地区の保全が町民にとっても課題になり、町は様々な緑の保全方針を土地の条件に添いながら具体的な方針を決めて、町民もこれを尊重した。建物の建ぺい率を二〇パーセント以下、高さを八メートル以下とすることなどを認可基準とする第一種風致地区に指定している。第一種風致

地区は特に良好な自然環境を有し、その保全を図るため、建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域である。ほかの地域も農業地域や住宅地域、温泉地などを緑の保全という立場から考えて行こうという姿勢で緑の保全行政が考えられたのである。

町民の間には緑の保全は人間が生存するという環境にとって最も必要な条件の一つであることが理解され始めていたのである。緑の保全と同時に大気汚染・海洋汚染、河川の汚濁などと連なる問題として認識され、町民にも共有されたのである。

二〇〇六年三月に策定された基本計画のなかで将来像として掲げられたのが「潮風と深緑につつまれた四季彩のまち・湯河原」である。ゆがわら二〇〇一プランでは「四季彩のまち・さがみの小京都 湯河原」と表現されており、いずれも自然の豊かな海、山、川のある町をよく表現している。

基本計画では緑の目標の第一に挙げられているのが環境保全である。すでに、この時期には環境問題が人間社会の存立に重要な意味を持つことを示唆しているようになっていたのである。町の環境保全として取り上げられた課題は次のような事項が挙げられる。

● 「うるおいのある暮らしの実現を通じて、環境問題に貢献する」

近年、地球規模の環境問題が様々な場面で顕在化している。環境問題は人類共通の課題であり、全人類が一体となって取り組むべきものである。本町にあつては町民に身近な生活環境におけるうるおいづくりを基本としながらも、そのことを通じて地球規模の環境問題に貢献していくこととする。

としている。湯河原町の豊かな自然の保全を認識し、その大切さをうったえているのである。

2 自然環境の諸問題

新崎川と千歳川の 町なかを流れる二つの川、千歳川と新崎川はアユが釣れる川として有名で解禁日には大勢汚染問題の人が釣り糸をたれていた。二つの河川共に主な流域は町内にあり、雨水と森林が保全している水によって短い豊富な水量を保持している。この川から流れる水によって多くの養分が含まれる水が海に注ぎ、海の生物を豊かにしている。日本の漁業を盛んにして、様々な種類の漁獲物は森や川が育てているのである。この二つの川も例外ではない。

こうした川がもっている本来の機能が主に一九五五（昭和三〇）年以降の経済成長に伴って大きく変化する。これは湯河原町の川だけではなく全国の都市近郊を中心にした河川に及んでいた。

この時期に二つの河川で大きな問題になったのは新崎川では湯河原製紙の水質汚濁問題と千歳川はごみの河川への投棄であった。

湯河原製紙株式会社は、千歳製紙所として吉浜町鍛冶屋で大正時代から良質の紙を生産していたが一九四三（昭和一八）年に北越製紙に買収され、北越製紙吉浜工場として和紙などを生産していた。しかし、アジア太平洋戦争末期に、第六陸軍技術研究所吉浜出張所として接収され、毒ガスの動物実験、毒物管理や治療法の研究を行っていたようである。毒ガスなどは敗戦時に沖合に廃棄したという証言もある。

戦後になって小田原製紙株式会社と技術提携し、湯河原製紙株式会社となったが苛性ソーダやくず紙を再生した廃液が川に流され、魚が住めない川となった。会社は度々改善のために施設を改修していたが、川の汚れは「魚は全滅状態になってしまった」とされている。しかし、一九七〇年一月には会社が倒産してしまった。

町は公害問題に対処していた関係もあり、この土地を買収した。森から生まれた水が上流から流れ、川が自らの力できれいになったのであり、魚が住めるようになったのである。一九七一年五月一日日には地元の人々が「手に手にカギ棒やカマを持ち、川底に沈むあきカンや木クズ、紙くずなどのゴミを集めた」と記録されている。町民参加の清掃でこうした動きが長く河川をきれいに保つ要因になっていると思われる（『第五巻』一五六、一六〇）。

もう一つの川、千歳川にも環境をめぐる問題があった。

千歳川は湯河原町の旅館街のなかを流れている。観光客は都市から来て豊かな川の自然をみてそれぞれの故郷を想うことで癒される「観光」の要素の一つであった。こうしたなかで湯河原町の温泉客も増加していたがそれを支える町の人口も増えていた。また、経済成長のなかで消費生活も変化していた。カンやビン、プラスチック製品などが増加していくことになる。家庭から出るごみの内容の変化が起きていた。家庭から出る生ごみは、それまでは畑の肥料になるとして土に埋めて肥料作りにも役立っていたが宅地化が進み、そうした余裕がなくなり、ごみとして廃棄されるようになったのである。このごみの廃棄場所になったのが千歳川の下流域であった。

湯河原町はこのごみ問題と川との関係について町が一九六二年に作成した「湯河原町美化運動実施要綱」のなかで「今私達の周囲を見ると川にはゴミの山があり、駅や広場には紙くずが散乱し、狭い道路には物が置かれていて」と指摘している。川にごみの山があると美化運動実施要綱の目的に掲げているのである。全国から観光客が来てもこうした状況は変わらず、一九六八年になっても「国道一三五号線からの玄関口ともなる町道沿いの同川べりが約百メートルにわたり、心ない人たちが捨てた紙クズやポリバケツ、ガラスの破片などが散乱し、



美化運動実施本部発会式会場案内

美観をそこねている」としている（『第五卷』一五九）。なかには住民がごみを川に捨てに来るという報道もある。

こうしたなかで川にはアユの遡上が見られなくなり、アユ釣りの名所から釣り人の姿も見ることができなくなったのである。

この状況を町民大学の講師をしていた東京教育大学名誉教授田中啓爾は次のように述べている。田中はまず藤木川清掃を呼びかけ、ごみを家から川に捨てないこと、温泉を送るパイプが川岸にたくさん見え自然の川と人工のパイプは不調和であること、送湯管は共同溝としたいと具体的な提案をしている（『東海民報』昭和四三年六月二〇日付）。田中は一九六五年来湯河原町に別荘を持ち、アジア太平洋戦争中と戦後は六年間も疎開生活をしている。実際の観察から生まれた湯河原町に対する愛情あふれる見解である。

こうした意見もあり、川の現状を変えたのはやはり町民自身の清掃活動である。この様子は一九六八年一月六日に美化運動として旅館従組、観光魚協組、宮上区、宮下区、泉地区などの住民二〇〇人がカマヤスコップをもって藤木川の清掃を行ったと報じられている。それでも川にごみを捨てることはなかなかやまなかった（『東海民報』昭和四三年一月二日付）。

しかし、活動が続き、次第に川にはアユが戻ることになったのである。町民のごみ問題についての意識の変化が起きていたのである。

公害問題の発生

公害という言葉は高度経済成長のなか、日本中で企業活動が活発化し、企業活動から発生する煤煙、大気汚染、排水、排気ガス、地下水くみ上げによる地盤沈下などがおきた、企業のカドミウム、森永ヒ素ミルク中毒事件に象徴される有害物による人々の生命にまで影響するようになった。水俣病や四日市喘息などが問題になった。

神奈川県内でも川崎市・横浜市などで海や川、大気の汚染が広がり社会問題になった。川崎市では喘息患者が見られた。工場を立地するために川崎市・横浜市の自然の海岸は大半が埋め立てられた。同時に工場適地の開発が県内ほとんどの市町で進み「工場誘致条例」を制定して都内からも工場誘致が実施された。この企業誘致は人口増加・企業の就労者の増加が望まれることから工業化と生活水準の向上を歓迎する行政側から進められる傾向が主であった。

こうしたなかで湯河原町は首都圏から人の移動には距離があったこと、工場誘致に必要なインフラ（道路・水道・工場適地・港湾など）整備条件が整わなかったことなどから湯河原町には新たな企業進出はなかった。

新幹線工事と騒音公害

新幹線は町域を通過しているが、大半はトンネル内を通過している。工区の大半はトンネル工事であり、それに伴う残土処理、地下水処理が大きな問題となった。この残土は町の区画整理や海岸埋立事業などに使われた。地下水については湧水が水道用に使えるようになり、水不足であった真鶴町に分水し、利用されている。

新幹線工事自体は日夜継続されたが働いていた人々は地元の人々は少なく、人事は国鉄（日本国有鉄道、現JRグループ）側で管理し大きな問題を起こすこともなかった。

しかし、残土処理をする際には工事が深夜に行われ、大きな騒音が発生し、付近住民が困惑する事態になっ

た。

新幹線工事で騒音が問題になったのは、一九六四（昭和三九）年一〇月一日開業の後にトンネル内土砂の取り換えを行う補修工事の時である。昼は新幹線が通過し、夜に補修工事が行われていた。一九六六年六月頃から夜中に土砂が投げ落とされている。夏のことです窓を開けて寝ている人も多かったのである。地元紙の「東海民報」は次のように伝えている。

「安眠妨害と住民悲鳴」として宮下地区の騒音公害について「新幹線の線路わきに住んでいるばかりに、大きな被害を受けている人は沿線に数限りなく多い。テレビの映像がうつらなくなったり、振動が凄いなど。宮下では住民が眠れなくなるという被害に悲鳴をあげている」としている。高さ一五メートルくらいあるところから深夜に土砂を落としていたのである。大きな音だけではなく人の大声での話も聞こえたとされている。

この工事は七月中旬までかかるということであった。その後新幹線小田原保線区と話し合い、結論としては土砂の捨て場を三か所にする事、投棄は三日に一度にすることなどで妥協している（『第五巻』一五八）。

湯河原町民は静かな環境の中で暮らしており、工場や自動車公害がまだ大きくなる前のことであるが、全体的な視点から見れば高度経済成長下に起きた公害として位置付けられよう。

同じころに起きた土地開発に伴う問題について見ておきたい。

**門川地区の土地
開発と水の問題** 門川地区は以前、水田が主で農業中心の土地であった。今からは想像がつかないが米作地であった。

ところが、高度経済成長の中で住宅適地が少なくなり川崎市・横浜市を超えて宅地化が県内各地に広がり始めていた。湯河原町でも住宅地としての需要が生まれつつあった。一方では温泉地の新しい価値として会社、

企業の寮や保養所が湯河原町にも立地するようになった。駅下地区の区画整理事業が進行し宅地化が進んだのである。たちまち宅地や旅館・寮が建ち始めた。進出した旅館などは井戸を掘り、水を利用し始めたが、水質が悪く利用できなかつた。そこで小田原保健所が検査したところ、鉄分が多くさらにフミン酸を多量に含んでいることが分かった。これは洗濯にも使えない水であった。植物の葉などが地中で微生物に分解されてできたのがフミン酸で腐植酸とも呼ばれている物質である。重大な問題なのでさらに調査したところ、二五メートル以下に掘り下げると飲料水に適した水が確保できたとされている。その後、水道設備の整備が行われ、現在は水道水を使用している（『第五巻』一五七）。

高度経済成長下の 湯河原町は旅館の増加、企業が成長を続けるなかで従業

マンション建設

員の福利・厚生の一つとして企業の寮・保養所が首都

圏に近いこともあり温泉地域に広がった。寮・保養所の増加については第一部第二章第四節を参照されたいが、ここでは町に旅館や寮・保養所ができるとそこで働く人々の住居として吉浜・門川地区にアパートが建てられるようになったのである。これに伴い、人口が増加していく要件の一つとなった。一九六五（昭和四〇）年「木造家屋用途別棟数」（湯河原町都市計画構想）によれば町内にはアパートが一二〇棟建てられていたのである。

こうしたなかで湯河原町にもマンション建設の計画が進み始めた。すでに都市近郊では住宅地不足は深刻で



駅付近から見た門川方面

首都圏への通勤範囲は拡大し続けていたのである。こうした状況を背景に町としての環境問題で大きな課題となったのはマンション建設が盛んになったからである。

高度経済成長を続けていた我が国は、「いざなぎ景気」「列島改造ブーム」と呼ばれる好景気が立て続けに発生し、湯河原町でもマンション建設が計画され始め問題となった。

静かな温泉町という雰囲気にはそぐわないと思われたのである。もともと大規模な計画は、一九七四年二月五日に大蔵屋商事（東京都新宿区）が、町長や町議会議長を訪れ、白雲閣跡地に三六階建て一棟、ほかに一五階建て三棟、高さ一一八メートルにもおよぶビルディングを建設する計画を示したのである。中央区長は建設者から協力を求められたが、予想外の高層ビルのため即答できないとし、二一組の隣組に対して説明会を開き区民の総意をまとめた。区民としては日照権、テレビの電波障害、ビル風害が懸念されるとともに、一番憂慮されたのが、先祖代々から安住の地としている地元の生活権だったのである。このときには、吉浜小学校前に八重垣マンション、裏に高層マンション、その東側の山口別荘跡に高層ビルの建設計画があり、南西の風が吹けば竜巻が発生するとみていて、区としては何らかの対策を立てなければ容認することができず、各隣組単位で若手中心に対策委員を選出し、場合によっては大蔵屋商事に直接談判も辞さないとしていた（「相豆新聞」昭和四九年二月七日付）。だが、この計画は反対の動きがあり、実現することはなかった。

マンション建設問題で行政の手を離れ、司法の場で争われたことについてふれてみることにしたい。

一九七二年頃から吉浜船岡地区で計画されていた舟付マンションは、付近住民が日照権、眺望権、電波障害などから反対に立ち上がり「吉浜地区風致を守る会」（以下「守る会」という）を結成した。このマンションの建設許可が県土木部建築課ということもあり、県は風致地区の関係から慎重に審議や協議を重ね、建築許可

を出したのである。だが、住民はあらゆる方法を見いだし反対の闘いを続けてきたのである。一九七三年一月に町が用途地域指定を行うということで、建設者側は住民の反対を押し切って二月二三日から二七日の間で建設用地の一部に工事を進めるかのような動きを見せたのである。そこで住民は用途地域指定前後の偽装工事にすぎないとし、横浜地方裁判所小田原支部に仮処分申請を行い、一九七四年一月二二日から裁判が始まった。その後、二月五日に二回目の公判が開かれたが、それ以前の二月一日に、県は建設省の廃道敷地の不法占拠、国有地の境界査定の手続きがとられていないことなどから、建築に対して工事中止命令を出している。守る会は仮処分申請を取り下げたが、建設用地の中に共有名義の土地があり、その土地を無断で使用されることに對して、共有名義人で守る会の会員でもある一名が建設者側を相手に訴訟を起こすことになった。守る会は県に對して建築確認取消しの行政訴訟を起こしたのである。その後、五月一三日に建設者側から建築計画全部取消届が提出され、三年越しの反対運動が終結したのである。当初、住民への説明が不十分なことから、付近住民が感情的にエスカレートしていき、団結が強固になっていったことから、反対運動の終結に至ったと思われる（「相豆新聞」昭和四九年一月二二日・二五日・二月一〇日・三月二九日・四月三日・五月二二日付）。

大蔵屋の場合も含めて住民運動の成果として位置付けられよう。町民運動の高まりとして町民が動き出した新しい動向であった。

もちろん、こうした町民運動は住民の反対意見がすべて通った場合だけではなく、建設者側との話し合いで建設が進んだ場合もある。

この年、行われていた町内でのマンション紛争は、主に四件存在したが八重垣マンションを含めて三件は中止となり、残されていたのは元観水荘跡に計画されていた「湯河原不二ロイヤルハイツ」（以下「ロイヤルハ

イツ」という)で、大和土地建物株式会社が地上10階建てと8階建てを併設したりゾートマンションを建設する計画で、温水プール、温泉大浴場、レストランなどを付帯施設とする予定であった。建設予定地付近の門川の住民は風害、地盤沈下、騒音公害などを理由に補償問題について善処してほしいと町に陳情していたが、会社側から回答が提出されないままであった。テレビ電波の受信に不安を持った付近住民は、一九七三年にNHKの電波受信技師に、高さと方角から受信障害の調査を依頼したことから、門川地域に受信障害が発生することが分かった。一九七四年一月一七日に門川の住民七八軒がロイヤルハイツの電波障害を考慮して「門川テレビ電波受信共同施設管理組合」を設立し、建設者側に対してテレビ電波受信障害防除等に関する契約締結、有線施設の設置に関する権限などを折衝することになった。五月まで数回の交渉を重ねた結果、大和土地建物株式会社が電波障害の発生を認め好意的になり、熱海市泉地区の「大岳」に有線放送受信塔を建設することになったのである。マンション建設予定地の西南の住民は、初めから町の発展のための建設については反対しておらず、生活権を脅かすような障害があつてはならないとしており、補償問題の解決を望んでいたのである。その後、マンションは完成した(「相豆新聞」昭和四九年一月一七日・二〇日・二七日・五月一八日付)。

なお、湯河原町のマンション建設問題はこれだけではなく、その後も問題が起きていた。例えば熱海市泉地区に建設されようとしたマンション計画である。

熱海市泉地区に建設計画が進んでいた「仮称健康サマリアマンション清光園」である。これに対し川幅数10メートルの千歳川をはさむ湯河原町温泉場商店街住民一同から、川沿いの遊歩道の風情の破壊、日照権、電波障害などを理由に、一九八四年一月一七日付けで建設中止を町へ陳情した。その後、熱海市及び町に対して数回にわたり苦情を申し立てていたが受け入れられず、「サマリアマンション建設に対する湯河原近隣地区反

対同盟」として一九八五年二月一日付で抗議文を町に提出している（「昭和五八年 陳情・要望書類」）。

こうしたマンション計画には反対意見もあったがその後、町内には多くのマンションが建てられるようになった。こうした乱開発と言えような状況に湯河原町としての対応をすることとなった。

開発指導要綱

一九七四（昭和四九）年に開発から都市生活環境を守るために「湯河原町開発指導要綱」を制定したのである。この背景には先に見たようなマンション建設による環境問題があった。このまま、マンションなどの中高層共同住宅が建設されると日照権、風害などの問題が起きることが予想された。ごみ処理、道路・水道・下水などの量的増大などである。一方、町としては高度経済成長の波の中で人口増も視野に入れた政策を立てなければならなかった。こうした条件からこの要綱の適用範囲を宅地開発事業では面積が一〇〇〇平方メートル以上の規模の事業、中高層建築事業は四階以上の建築または建築面積が五〇〇平方メートル以上の建築事業などに適用するとしていた。

また、マンション建設について問題になっていた日照、電波障害などの影響が生ずるおそれのある場合には、利害関係者と事前協議が必要であること、宅地開発事業では、開発面積が一万平方メートル以上は五パーセント以上、それ以外では三パーセント以上の公園を設けること、中高層建築物の建設事業では、敷地面積の一五パーセント以上の公園緑地広場を設けること、樹木の伐採は極力避けることなどを規定した要綱となった。排水の基準についても放流水の生物化学的酸素要求量は二〇ピーピーエム以下とすることも含まれており、これは町民の意向を反映した要綱になっていた。これは全国の河川が著しく汚れていたことに対する町民感情への配慮でもあろう。

景観上、中高層マンションが乱立することを抑制するために、一九九一（平成三）年二月に建築物の高さを

規定した改正がなされ、商業地域においては、二四メートル以下、商業地域以外の全地域においては、一五メートル以下と定めた。

こうした要綱の存在はこれ以降のマンション建設にも生かされた。このような中で地域社会には新たな課題が生まれていたことを注目しておきたい。

生活と環境を守る 高度経済成長の波は湯河原町にも及び、これまでにないような高層マンションが湯河原町民連絡協議会の設立 町内に建設されるようになってきた。

湯河原町の町民運動は一九六五（昭和四〇）年代後半の「湯河原の自然を守る会」に代表される運動があり、広範な町民参加のもとに吉浜奥地の乱開発は阻止された。こうした運動の歴史を引き継ぎ、次々に町内に建設されるマンション・高層住宅に反対、あるいは公害に反対する人々によって「湯河原の自然を守る会」より広範な人々が地域社会の諸問題に参加するようになった。これが「生活と環境を守る湯河原町民連絡協議会」（以下「連絡協議会」という）である。

この連絡協議会は一九九〇（平成二）年に結成されたが、この時点で既存と計画中の中高層マンションは六〇棟余り建設されようとしていること、結果として日照、眺望などの悪化を招き、生活環境が破壊されるおそれがあるため、中高層マンションの建設規制の署名運動を展開するとしている。関係当局への積極的な働きかけとして、①用途地域の見直し、②高さ制限の強化、③容積率の引き下げ、④景観条例の制定、⑤指導要綱の強化を掲げている（『第五卷』一六七）。

この会の会長に選出された小島宏は、吉浜舟付地区マンションの反対運動に関わってきた人物であった。

マンション住民と
地域社会

マンションは町内全域に広がり、そこに住む人も多くなっている。居住者は地元で働く人
もいるが町外で働いている人々も多い。こうしたなかで旧来の自治会活動や祭りなどに参
加する人々が少なくなっていること。居住はしているが通勤して地元との関係が薄い人、土日には帰るが別荘
として使っている人などがいて町民の多様化が進行しているのである。古くから町内で旅館、農業などに就労
する人はマンション住人となることは少なかったと考えられる。

一〇〇区画を超えるマンションで一九八九年以降に建てられたマンションは三棟存在する。もちろん、一〇
〇区画以下のマンションが大半であるがそこに住む人々との自治体活動参加のあり方も含めて考えられるべき
であろう。伝統的に形成されてきた町と新しく住み始めた人々との新たな地域関係を築き上げていくこともこ
れからの課題であると考えられる。

なお、マンションの建築に不安を持つ町民は一九九一（平成三）年の統一地方選挙の町長選挙でその意思を
示すことになった。湯河原町ではこの選挙以前の一六年間は無投票であったが、このときの選
挙では小澤忠一町長が三期目の立候補をして当選が確実とみられていた。一方、この年も無投
票と思われていたが現職町議の丸山孝夫が「主権在民」を掲げて立候補をした。選挙結果は丸
山が当選し、マンション建設に不安を感じる町民の意思が反映される結果になったのである。
この町長は反リゾート町長ともいわれたのである。こうした状況もあったがマンションは増加
していくことになる。

マンション建設が公害問題を生むこととなり行政・業者と当事者の住民が話し合いと建設条
件をめぐる協定を結ぶようになってきたのである。

表1 町内5階以上のマンション数

年	棟数	最高階数
2005	29	13
2018	43	22

一九八四年をピークに会社の寮・保養所などは少なくなつた。しかし、一時ほどではないがマンションのリゾートとしての利用や別荘的な使用などが広がり、また、定着的な利用もありマンション建設は止まることはなかつた。

町内のマンション規模では奥湯河原に二二階建て、一九三区画のマンションが一九九二年に建てられているのが最大である。この増加状況は、表1のとおりである。どこに建てられる場合が多いかは土肥、宮上の順である。なお、このマンション数は住宅地図などから作成した。

表1の数字は五階以上の場合であるが、五階以下を含めると二〇一八年現在の全棟数では五六棟である。区画数では二八五〇区画である。

第三節 湯河原町の廃棄物

1 ごみと廃棄物行政

廃棄物行政

ごみは経済成長が進むにつれて大量になり、廃棄されるごみも多様化してきた。湯河原町のごみの特徴は基幹産業である温泉旅館から出るごみが多く、内容的には食品の残りなどであり、観光シーズンにはごみの回収日を増やす必要があったほどである。また、大規模マンション、福祉施設などでもごみの分別回収などに工夫が求められた。

こうした社会生活の変化、人口増加等に伴い、町は新たなプラスチック容器の回収などの対応を迫られることになる。

一九五五（昭和三〇）年代以降、湯河原町でも廃棄物行政のあり方は大きく変化することになった。廃棄物（以下「ごみ」という）は人口の増加、高度経済成長を象徴する三種の神器という冷蔵庫、洗濯機、テレビなどや次々に生まれるクーラーなどの新製品は大型ごみという新たな対応が必要とされるようになった。さらにプラスチック製品などが氾濫し、それはごみとして処理されるようになったのである。食品を包装する際の様々な新たなごみの登場であった。ごみの質が問われ、電池などの不燃物は別に回収されるようになった。

こうした事態は行政に新たな対応と設備の改善を要求することにもつながり焼却の際、高温となるごみは炉を傷めることになり処理費の問題や行政手法の変化が求められることになった。これは行政側だけでなく、

ごみを出す側の企業、家庭、集合住宅のアパート・マンション等の収集方法も工夫されるようになった。

さらに行政と家庭とのごみ処理との関係からごみの質の問題、さらに広域の処理や、単なる複合的、一体的な処理ではなく、分別ごみの詳細な区分処理が要求され、町単独では対応しきれない施設が必要になり、広域行政処理が課題になっている。ビンのラベルをはがすだけではなく、色の付いたビンの色分別が行われている。

熱海市との協約書

湯河原町としてのごみの特徴は宮上地区の温泉街から出るごみである。客が増加するほどごみの量的増加があり、これにどう対応するかが課題であった。すでに熱海市の焼却場が存在し、湯河原町のごみの一部はそこで処理していた。町は新たな処理施設を造る必要に迫られていたのである。町は検討した結果、一九五八（昭和三三）年に熱海市と協約書を交わし焼却場を設置することとなった。

場所は熱海市泉元門川分字大黒崎で熱海市の焼却場の一部に湯河原町の焼却施設を造ることになったのである。熱海市との協約では敷地内に面積一〇二・五平方メートル（三一坪）の焼却設備である。ここで焼却できるのは一日一五トン（四〇〇〇貫）としていた。この当時としては、ごみ処理問題は解決できると考えられたのである（『第三巻』第五章第二節・『第五巻』一七一）。

当時、湯河原町の財政状況はひっ迫しこの年の当初予算編成方針は新規事業を全て認められないという方針で大幅な超緊縮赤字財政の中にあつた。新焼却場の予算はこの時には稼働していた焼却場の宮上の町有地四〇坪を売却して充てることとしたのである（「東海民報」昭和三十三年一月二十八日、三月二十九日付）。

こうしてできた焼却場であつたが好景気と温泉街の繁栄の中でごみの量が拡大し、対応ができなくなつていった。町がごみを不法投棄して県から始末書を取られるということになつたのである。この経過は「町がごみを不法投棄」の項を参照されたいが町は新たな対応に迫られる。

湯河原町の大黒崎焼却場については熱海市側の住民から陳情書が出された。内容は着火のとき重油を使い黒煙を出すこと、水分を含むごみの場合、燃料として古タイヤを燃やすこと、火の粉が出ることなどの理由を挙げて焼却場の撤去を要求していた。この内容は一九七三年に「湯河原町塵芥焼却場撤去推進委員会」から提出されている。

真鶴町と湯河原町でごみ処理が進むことになり、場所は真鶴町岩高山に建設することになった。この施設の名称は「美化センター」と名付けられ、一九七六年六月一日から稼働を始めたのである。しかし、湯河原町側からの搬入道路は整備されていたが、真鶴町側の搬入道路の整備が終わっていないため、真鶴町のごみが搬入できなかった。そのため、真鶴町は古い焼却施設で処理を行っていたが、八月になって使用不能となったため、緊急措置として収集車二台分のごみが搬入された。

湯河原町真鶴町 衛生組合の設立 湯河原町と真鶴町のごみ処理は湯河原町真鶴町衛生組合で共同処理されることになった。規約によれば運営は両町が行い、湯河原町八人、真鶴町七人の議員から選ばれ、任期二年など

を決めている。この規約は一九七七（昭和五二）年二月一日から施行されている（『第五巻』一七六）。

処理施設は具体的には「廃棄物処理基本計画」により行われている（『第五巻』一七七）。これは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において処理計画を定めることとされた。この計画は一九八七年度から二〇〇六年度までの二〇年間の計画であった。

① 処理対象ごみ

湯河原町 可燃ごみ 紙類・厨芥類・合成樹脂類・木くず等
 不燃ごみ カン類・ビン類・金属類・セトモノ類

真鶴町 可燃ごみ 紙類・厨芥類・合成樹脂類・木くず等

不燃ごみ 紙類・金属類・ガラス類等

② 収集頻度

可燃ごみ 不燃ごみ(資源ごみ)

湯河原町 四回/週 一回/週

真鶴町 四回/週 一回/週

③ 最終処分場の整備状況

埋立方式 準好気性埋立

埋立工法 サンドイッチ工法

④ 最終処分場概要

a 総面積 一七一〇〇〇平方メートル

b 埋立面積 一〇五〇〇平方メートル

c 埋立容量 六六〇〇〇立方メートル

d 浸出水処理施設 六五立方メートル/日

e 埋立開始年月 一九八七年四月

⑤ 資源化・有効利用の現況

資源化の概要 収集した不燃ごみ(あるいは資源ごみ)を直接委託回収業者に搬入、有価物の回収を行っている。

ごみ回収と資源回収率

ごみは日本の高度経済成長が始まる前までは大半が資源として扱われるか、再利用されてきた。家庭の生ごみは畑や庭や家畜の餌として利用されてきた。紙も包装紙とし

て使われたりしていた。また、表1は一九八二（昭和五七）年から一九八六年までの資源回収実績である。ごみの資源回収割合は極めて少ないが、不燃ごみの資源としての回収率は四三～五〇パーセントとなり高比率である。これは鉄やビンが商品として利用できる「ごみ」であったためである。

また、一九六〇年代には登場していなかった新しい商品のペットボトルなどのプラスチックを原料とする製品の普及は、焼却時に高温で燃焼するため焼却炉を傷めることから問題とされていた。なお、焼却炉の新設によって炉の機能が高熱でも耐えられるようになり、家庭ごみでプラスチック製品を分別しないで処理している地域もある。本町ではペットボトルはリサイクル業者が回収している。

また、湯河原町・真鶴町のごみの総排出量は二〇〇五（平成一七）年度は一万五八五トンであったが二〇一五年度には一万三六五四トンに減少している。これは会社の寮・保養所、温泉旅館等の観光施設

表1 資源回収実績

項		年度	1982	1983	1984	1985	1986
		収集ごみ量	可燃ごみ (t/年)	8302.6	8172.1	8390.2	8654.8
	不燃ごみ (t/年)	930.5	1012.6	1028.2	1066.4	1102.7	
	合計 (t/年)	9233.1	9184.7	9418.4	9721.2	10411.1	
資源回収量	鉄 類 (t/年)	149.37	167.97	167.29	171.23	157.74	
	空 ビ ン (t/年)	19.06	72.13	23.17	25.70	17.82	
	カレット (t/年)	187.12	258.55	289.93	277.79	294.10	
	非鉄金属 (t/年)	52.32	12.40	10.21	10.57	9.78	
	合計 (t/年)	407.87	511.05	490.60	485.29	479.44	
ごみ収集量に対する資源回収量の割合 (%)		4.4	5.6	5.2	5.0	4.6	
不燃ごみ量に対する資源回収量の割合 (%)		43.8	50.5	47.7	45.5	43.5	

〔資料〕『第五巻』177

設の状況が反映していると言われている。なお、湯河原町真鶴町衛生組合がまとめたごみの二〇一五年度の湯河原町・真鶴町の排出・収集量は表2のとおりである。

こうした収集を支えていたのは町内で収集場所が決められていること。各家庭では収集場所に決められている廃棄物をもって行き、収集することになっていること。曜日により廃棄物が決められており、指定以外の廃棄物があれば指定以外であることを示す用紙が張られるなど町民の協力があつたのである。

しかし、プラスチック製品は様々な形態のものがあり、山・川・海などを汚染させている。特に毎日、大量に、安価故に無料で配られていたレジ袋は二〇二〇年から有料化され、無駄な消費が抑えられようとしている。

ただし、家庭ごみの処理も重要であるが、さらに石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料の使用を抑えるなどの視点を持つことが一人ひとりに求められていると思われる。特に環境問題の典型として地球温暖化が及ぼしている影響は農業、漁業など人間が生きるための条件を損ないかねないほどになり、身近に起きている温暖化について町民が対応を考えることがもためられている時代になっている。

町がごみを不法投棄

湯河原町のごみ処理の歴史のなかでごみ処理に困った町がごみを県立自然公園に投棄した事実があきらかになった問題がある。

町がごみを不法投棄したのはツバキラインに沿う、湯河原町を見下ろせる景勝地

表2 ごみの総排出量と収集量 (2015年度)

(単位 t)

	可燃ごみ	主な資源ごみ				不燃ごみ 粗大ごみ	計
		カン	びん	古紙類	ペットボトル		
排出量	11,603	99	365	968	77	542	13,654
収集量	9,159	87	361	826	75	339	10,847

〔資料〕 「統計要覧」2017年版

〔注〕 排出量は、収集量のほかに直接搬入量を加えたもの。

であり私有地であった。そこは県立自然公園で風致地区であると同時に土砂流出防備保安林にもなっていた。ごみ捨て場とは考えられず、自然が保全されなければならない土地であった。

この投棄してあるごみを発見したのは、一九七三（昭和四八）年四月に県西湘地区行政センターの美化パトロール隊であったと報じられている。このごみを廃棄していたのは町当局であった。しかも発見される以前の二年間にもわたりごみが投棄され続けていたとされている。合計六〇〇トンにも達する量であった。一帯は悪臭が漂い、一部は崩れそうになっていた。洗濯機・冷蔵庫などの大型ごみ、材木やコンクリート片も捨てられていたと報じられ、一般業者も捨てていたとされている。

いずれにしても町が不法にごみを捨てていたことが明らかになった。

町がこうした処理をしたのは、町のごみ処理能力は当時一五トンであったが、実際に出る量は二〇トンであり、稼働率を上げて処理していたがそれでも処理できない量が出るときもあった。

さらに、夏の観光シーズンにはごみの量が四〇トンにもなったのである。このことが理由とされているが明確な説明は行われていないようである。県下農林事務所は町の不法投棄であることを証明し、県は町に土留め工事と植栽をして復元するよう指導した。町は始末書を提出している。高杉町長は土留め工事とサクラなどを植えたいと答弁している（『第五巻』一七五）。

どうしてこのようになったのか、理由は食品のごみが生活様式の変化で急増したこと、消費の拡大で様々な形態のごみが増大したことにより処理対応ができなくなったためである。

カドミウム問題の処理

湯河原町真鶴町衛生組合（以下「衛生組合」という）では最終処分場の延命を図るために二〇一一（平成二三）年度事業として埋立地のかさ上げなどを検討することにな

り、生活環境衛生調査を実施していた。この過程で処分場の地下水からカドミウムの濃度が環境基準値を超過していることが判明した。また、この年から国の環境基準の強化が行われていた。これを受けて衛生組合では焼却灰の搬入を停止したのである。

こうした状況に衛生組合では「一般廃棄物最終処分場改修計画専門委員会」を立ち上げて次の三点を方針とした。①すでに埋め立てられている廃棄物のすべてを撤去する、②自区域内に処分場を確保する、③現処分場の設備を改善・再利用する、として実施された。

この処理は計画通り実施され、新たに施設が稼働している。こうした対応が出来たのはカドミウム問題が公害問題の代表的な事例として取り上げられ、同時にカドミウムが人間に恐ろしい影響を与える物質として知られていたからである。また、公害問題にとって法令の順守の必要が国内の公害の実情から示されていることが影響していたのである。

第四節 生活環境とごみ

1 経済成長下のごみ問題

一九五五年代からのごみの諸問題 紙は現在も再生されることがあるが、アジア太平洋戦争前までは大半の場合は何回も利用された。江戸時代の文書は多くの場合、襖の下に貼る用紙としての利用など貴重品であった。近代社会になってからは紙を始めとする「廃品回収」業が職業として成立し、ほかの「廃品」と同時に回収され再利用されていた。戦後、コピー文化が一般的になり大量生産された紙が使われ、大半が廃棄の対象になっている。この紙の大量消費が森林資源の減少につながり、人々が生きるために必要な大気の保全、温暖化などにも影響を与えている。

衣生活の大きな変貌は高度経済成長のなかで大きく変化したものの一つである。典型的には桑の葉を食べてカイコが生み出す繊維は衣生活のなかで重要な役割を果たしていたが、化学繊維、主には石油を原料とする繊維に取って代わったことである。神奈川県は日本でも有数の養蚕地帯で日本の近代化、工業化のなかで重要な役割を果たしていた。しかし、一九五五（昭和三〇）年代以降養蚕は衰退の一途をたどり、現在では県内には養蚕農家が皆無になっている。

これらの衣料品は大量生産品が利用され、安く販売され、衣服が「廃品」としてごみとされている。

食と食品処分

日本では食品を廃棄するという慣習は存在しなかった。収穫した食糧はすべて農民たちの工夫で利用していた。畑の堆肥や家畜などの餌となった。特にアジア太平洋戦争下・戦後の食糧難の中では生命の維持すら困難なときを乗り越えたのは町民の工夫・努力によるものであった。日本・地域で食を大切にしてきた歴史を活かしていくべきであろう。しかし、高度経済成長期の食生活の変化は大きく変わり、輸入された食品原料は大量に出回った。地域社会の変化と世代交代の中で食品の廃棄（食品ロス）が多くなった。家庭での冷蔵品の一般化も食生活の変化を促進した。水分を含んだ生ごみなども処分された。外食産業・学校給食の残りは廃棄される場合が多い。

生活の変化と住宅

湯河原町は森に囲まれ、海に面して気温などの住宅条件は良いところであるが大家族が少なくなり、親と子どもとの家族構成になったことを背景に住宅の増加は著しい。こうした中で新たな問題として生活様式の変貌で冷蔵庫・テレビなどの家電の廃棄が問題となり、「大型ごみ」の発生や電池などの不燃ごみの処分の新しい課題を地域社会になげかけるものとなった。また、町民の移動も多くなり、それに伴う家具なども「ごみ」として廃棄される場合もあった。食卓は椅子と机が多くなり座敷と座布団での食事は少なくなっている。こうした変化が古い家具の処分になり、ごみの増大につながっている側面もある。集合住宅・アパート・マンションも建ち古い家の再生と利用は少なくなり、古い木造住宅は廃材として処理されるようになった。現在の大半の建て替えは古い家屋の木材をすべて廃棄し、産業廃棄物として処分されるようになってきている。

消費生活の変化とごみ

一九八〇（昭和五五）年代から次第にリサイクルという言葉が知られるようになり、衣類リサイクル事業が普及し始めていた。また、三種の神器といわれた新たな冷蔵庫・

テレビ・洗濯機などの電気製品は一定期間をすぎると買い換えることが一般的になってきた。修理ができない用品が増加した。「消耗品」が私たちの生活のなかでごみを生む根源の一つになっていった。

もう一つの消費生活のなかでの変化は大量生産ができるプラスチック製品である。私たちの生活に欠かせない材料になっている。ペットボトル、ごみ袋、コンビニのレジ袋など広範囲に形を変えて、様々に存在している。それが現在では微細なプラスチックごみとして地球環境に影響を与え、世界中の環境課題の一つになっている。改めてごみに対する対応が必要になっている。

ごみは単なる廃品ではなく、歴史的には近世・近代を通じて再生を柱としてきたごみ処理の過程の中にあるといえよう。こうした視点から湯河原町の高度経済成長期とその後の地域成長のなかのごみをめぐる歴史を見てみたい。

ごみ対応

湯河原町とごみの対応の特徴の第一は温泉町としての環境保持政策の側面とごみ処理をめぐる熱海市と真鶴町の調整が課題となっていたことであろう。また、湯河原町はごみ処理に必要な土地の取得が地理的な関係から容易ではなかったのである。

こうした条件から様々な課題が存在したが、一九五〇年代の町の清掃運動について見ておこう。

一九五二（昭和二七）年四月二二日から一週間清掃運動が計画された。この実施要綱には「町内一斉に大掃除及び越冬したそ族昆虫駆除を重点とする」ことで、「伝染病の発生防止並びに清潔で明るく住みよい町にする」と共に健康増進し「文化的生活の向上」を目的に掲げ、運動には町の観光協会、衛生組合、衛生研究会、観光漁業協同組合が協賛していた。

この運動週間のなかで一般家庭や企業などの実施要項には建物の大掃除、井戸の清掃、そ族昆虫の駆除、畜

舎にはDDTの散布などの実施が決められていた。また、町は河川への汚物の投棄をやめること、川の不潔な場所では食器、衣類などを洗わないことなどの実施要項が決められていた。

アジア太平洋戦争後間もないころの情景を現しているが、この運動は日本全体で行われていた。これはWHO（世界保健機関）に日本が正式加盟した翌年であり、初の記念行事でもあった。町ではWHOデーとして取り組むことになったと説明している（「昭和二十五年 昭和二十六年 厚生委員会綴」）。こうして湯河原町の衛生・ごみ対応の一つが取り組まれるようになったのである。

こうしたなかで、法的整備が行われていくのは、一九九〇年代になってからである。環境問題が深刻になり、ごみが環境破壊につながるという認識が高くなってからである。さらにリサイクルに対する認識の高まりも背景にあった。

次にリサイクル関連法令について見ておきたい。

平成期の主なりリサイクル関連法令

・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法、平成七年法律第十二号）―家庭から排出されるごみの重量の約二〜三割、容積で約六割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るための法律

・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法、平成十年法律九十七号）―エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。二〇一六（平成二八）年度の不法投棄回収台数は全国で五万四二〇〇台となっている（「令和二年版 環境白書」）。

・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法、平成十二年法律第百四号）―建設工事に伴って廃棄されるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材など建設廃棄物について再資源化を行い、再び利用していくための法律

このほかに、パーソナルコンピュータなどの3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みを総合的に推進する「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法、平成三年法律第四十八号）や「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法、平成十四年法律第八十七号）などのリサイクル関連法令によりリサイクルの体系化が進められている。しかし身近な食品の廃棄については新しい課題になつていと言えらる。

日本では食品の廃棄が様々な形で発生している。

食品の製造、加工の過程と食べ残し、調理くず、売れ残りなどがあり、これら食品は再利用の可能性が高く、熱や電気にも変換できる。低炭素社会の実現のためにも新たな対応が求められた。このため二〇〇〇年に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が成立した。この法律に基づき飼料化した食品は九一三万トン、肥料化した食品は二一四万トンにもなる。

これとは別に食べられる食品が廃棄されている「食品ロス」と言われる食物は二〇一七年度には六一二万トンにもなるとされている。国民一人一日当たり茶碗一杯分であるという（令和二年版「環境白書」）。

町内の学校給食の食べ残し、家庭での賞味期限過ぎの食品廃棄、食品ロスの課題は多く、これからも食品ロスをなくす努力が環境保全という視点からも強く求められている。

こうした努力が町のごみの減量化につながり、ごみの処理費用の減少へとつながる道となるであろう。

第五節 湯河原町のし尿処理

1 し尿処理の経過

一九五五年代のし尿処理　アジア太平洋戦争下には肥料の原料は軍事利用が優先され、農業用の肥料の不足が深刻であった。戦後も食料不足から農業増産が奨励され、肥料が注目されるようになって来ていた。し尿も一九五五（昭和三〇）年代までは肥料として使われていたと思われるが、その数的把握は出来ていない。し尿を各戸から集めて肥料としてくみ取り利用する業者が町内でいつごろから存在したかは明らかではない。しかし、肥料化の時代は短く、町の処理場に運び処理するようになっていく。これには町は収集計画、料金などに関わることはあっても収集は業者に任せていたと思われる。

一九六〇年までは熱海市し尿処理場に一日一八石（約三二〇〇リットル）の処理を委託して、あとは大観山貯留槽などへ投棄をしていた。その後、この貯留槽は使えなくなり、一九六一年度からは真鶴町の清掃業者に海洋投棄委託をすることにしたのである（『第五卷』一八〇・一八一）。

海洋投棄は経済成長が始まり湯河原町の人口増加とともに処理できなくなり、異臭問題などの公害の課題として取り上げられたこともある。し尿処理施設の建設には適当な大きさの土地の取得が困難なこと、大黒崎のような比較的人家から離れていることなどの条件が必要であった。町にはそれだけの土地を取得できる財政的

な条件や山間部は県立奥湯河原自然公園、風致地区の指定、さらに、温泉地などの要因があり用意できなかったのである。町は同じような条件にあった真鶴町とともに海洋投棄を選択せざるを得なかったのである。町は収集したし尿を真鶴まで運び、さらに遠方の太平洋まで運び投棄する道を選ばざるをえなかったのである。また、この時期には海洋投棄は行われることも多く、東京を含め、多くの自治体で行われていたのである。

経済成長期 高度経済が大きな波となり、し尿処理も大きな課題になった。人口増加の結果としてし尿処理が課題になったのである。

清掃事業の様子
一九七二（昭和四七）年の湯河原町のし尿処理についてみてみよう。当時、し尿処理は四台のバキュームカーで九キロリットルを収集していた。湯河原町ではし尿を処理できるところがなく海洋投棄をせざるをえず真鶴町とともに実施していた。

この時点で神奈川県内の海洋投棄は横浜市・川崎市・横須賀市の大都市と葉山町・真鶴町・湯河原町であった。

なお、町のし尿処理費は一世帯三六〇円～一〇〇〇円であった。

し尿の海洋投棄の経過
し尿を海に投棄することについては批判が多く、次第に投棄する自治体は少なくなってきた。先に見たように湯河原町は陸上処理ができず真鶴町と合意し、海洋投棄を続

けてきた。しかし、投棄条件が厳しくなり遠方に運ばなければならなかった。一九七二（昭和四七）年六月、「海洋汚染防止法施行令」が改正され一九七三年四月一日以降は領海の基線から五〇海里以遠に投棄することとなったが、暫定措置として一九七三年四月一日から一九七六年三月三十一日までは一五海里以遠の海域に投入することが認められていた。しかし、し尿は陸上処理が原則とされ、整備することが求められていた。この一九

七六年頃の各市町の海洋投棄地点は図1のような状況であった。

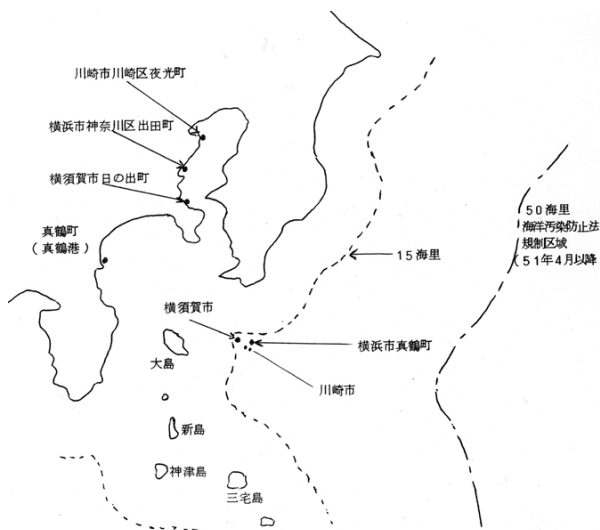
海洋投棄の禁止と し尿の海洋投棄は海上足柄上衛生組合への委託をし尿が帯のように漂い海洋汚染として問題となった。漁業、あるいは魚を食べる人々にとって安心できないことであった。また、人々が見る大半の川は魚の住めないほどに汚染されていた。環境問題に関心が高まりつつある時代になっていたのである。

こうした流れの中で政府は二〇〇二(平成一四)年二月に施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令」により、五年間の適用猶予期間を経て、二〇〇七年から海洋投棄は全面禁止となった。この時点で、県内で海洋投棄を行っていたのは、湯河原町と真鶴町だけであった。

この経過と新たな対応を次のように説明している(『第五卷』一八四)。

真鶴町・湯河原町は長年、共同事業として、し尿及び浄化槽汚泥の処理を海洋投棄処分されてきました。しかし、海洋環境の保全を図るため、国及び県から海洋投棄の廃止に向けて可能な限り早期に処理施設を整備するよう指導を受け、

図1 し尿海洋投棄地点地図



(神奈川県衛生部生活環境課編
『清掃事業の実態 昭和51年3月』)

平成一二年九月より施設建設、自区内処理或いは近隣町村への委託処理等対応策を検討されてきました

足柄上衛生組合（足柄衛生センター）は南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町より構成され、南足柄市斑目に設置されていた。同施設は下水道の普及により処理量が減少していたこともあり、受入れが可能であることが明らかになったのである。関係機関との調整、組合構成市町及び両町の議会の了解を経て二〇〇二年四月一日から湯河原町と真鶴町のし尿を受け入れられることになったのである。

し尿の水洗化人口と 現在では水洗トイレ、浄化槽が普通になっているが、非水洗化人口 一九五五（昭和三〇）年代には普及していなかった。

一九六五年代から水洗トイレが一般化して行くことになった。家庭の電化と併進してし尿処理も変化したのである。

経済成長の中で水洗化と浄化槽化が進行していた。湯河原町の非水洗化率は少ない方であった。

湯河原町の計画処理区域内人口に占める水洗化人口と非水洗化人口の状況を見ると表1のようになる。なお、この時点でのし尿及び浄化槽汚泥の処理は海洋投棄であった。

浄化槽の汚泥処理・処分の状況については各年度の神奈川県『清掃事業の

表1 し尿の計画処理区域内人口一覧表

計画処理 区域内人口	水洗化人口						浄化槽人口 + 計画収集人口	比率 (%)
	公共下水道 人口	比率 (%)	浄化槽 人口	比率 (%)	合計	比率 (%)		
	17,051	60.0	10,752	37.9	27,803	97.9		
28,397	非水洗化人口						11,346	40.0
	計画収集 人口	比率 (%)	自家処理 人口	比率 (%)	合計	比率 (%)		
	594	2.1	0	0.0	594	2.1		

〔資料〕『平成10年度 神奈川県 清掃事業の実態』

第五節 湯河原町のし尿処理

『実態』を参照されたい。

あとがき

今回発刊した『湯河原町史』の第六巻通史編は、二〇二〇（令和二）年三月に発刊した資料編の第四巻及び第五巻をもとに、一九五五（昭和三〇）年の町村合併から六〇年間の町の歩みを収録することで、既刊の第三巻通史編とあわせて、原始時代から現代までの町の歴史を読みとることができるようになっています。

一九五五年四月一日の町村合併から六〇年の歳月を経て、二〇一五（平成二七）年度から町村合併六〇周年記念事業として、この町史編さん事業が始まりました。この度、本巻の発刊をもって約六年間にわたる事業も終了することとなりました。

かつての田園風景は、土地区画整理事業により田んぼは消え、木造校舎だった小中学校も鉄筋コンクリート構造の建物へと建て替えられ、町並みも都市化が進んできました。それでも、海、山、川などの優れた自然環境に恵まれ、温泉というかけがえない資源は、先人が残してくれた貴重な財産として今日に受け継がれています。

本書は、その町の歴史を二部構成で編さんしました。第一部は「湯河原町のまちづくりと産業」として、町村合併の町づくりから、高度経済成長期、経済安定成長期から二世紀の現代までの行政・議会の出来事を中心に収録しています。また、第二部は「湯河原町の人づくりと暮らし」として、教育・文化・福祉・医療・自然環境など身近な出来事を収録しています。

なお、本書では、人権上、配慮すべき表現の叙述が出てきますが、これは正しい歴史の理解と認識に資する

ためであり、差別のない明るい社会を目指すことを目的としたものです。

本書の編さんにあたりましては、新型コロナウイルス感染症がまん延し、度重なる緊急事態宣言が発出されたことで、神奈川県立公文書館などの休館を受け、十分な追加資料の調査も行えず、編集委員の皆様には大変ご苦労をおかけしたことを思われます。コロナ禍という状況にあっても、町史編さん委員及び編集委員の皆様にご指導、ご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。また、資料調査員並びに貴重な資料などを提供していただきました皆様にも、深く感謝申し上げます。

令和三年一二月

湯河原町地域政策課町史編さん係

町史編さん関係組織

○町史編さん委員会（令和三年二月現在）

委員長	梅原 紘明	（学識経験者）
副委員長	河崎 元秀	（学識経験者）
委員	加藤 雅喜	（学識経験者）
同	野崎 昭雄	（学識経験者）
同	樋口 雄一	（学識経験者）
同	高橋 正	（副町長）
同	菅沼 浩行	（教育長）
同	内藤 喜文	（町職員）
同	青木 高明	（町職員）
元委員	露木 高信	（平成二十七年一月 令和二年一月）
同	力石 浩一	（平成二十七年一月 同二十九年一月）
同	涌井 信明	（令和三年七月 同三年七月）
同	富士川 貢	（平成二十九年三月 令和三年三月）

○町史編集委員（令和三年二月現在）

委員長	樋口 雄一	（第二部第三章第二節、 第四章担当）
副委員長	野崎 昭雄	（第一部第一章（第四節 1 上水道及び2 下水道 除く）、第二章第一節・ 第二節、第三章第一節 ）第三節、第四章第一 節）第三節担当）
委員	川島 敏郎	（第二部第一章担当）
同	片山 兵衛	（第一部第一章第四節1 上水道及び2 下水道、 第二章第四節・第三章 第五節、第二部第二章、 第三章第一節担当）
同	早田 旅人	（第一部第二章第三節、 第三章第四節、第四章 第四節担当）

○資料調査員（平成二十七年二月
同二十九年三月）

・奥湯河原区

丸塚 久義

鎌田 茂之

・温泉場区

故丸塚 準一

茂登山 一郎

・宮上区

故小石川 不二男

杉山 茂久

・宮下区

梅原 雄藏

慎改 邦光

・城堀区

深澤 康男

山本 明峰

・門川区

木村 利一（平成二十七年二月
同二十八年三月）

・鍛冶屋区

高橋 賢次

富永 幾久

榎本 充

・中央区

故常盤 顯義

島袋 文雄

・吉浜区

力石 順一

小澤 淳一

・川堀区

岩本 英治

力石 康之

・福浦区

高橋 敏秀

高橋 茂雄

○事務局

地域政策課長

町史編さん
係長

二見哲哉

二見和則

齊藤早紀

湯河原町史

第六卷

町村合併六〇年のあゆみ
通史編

二〇二二（令和三）年一月二八日 発行

編集
発行
湯河原町

神奈川県足柄下郡湯河原町

中央二丁目二番地一

電話（〇四六五）六三一二一一

印刷

株式会社 **まよひせう**
